平成24年度

農林水産省年報

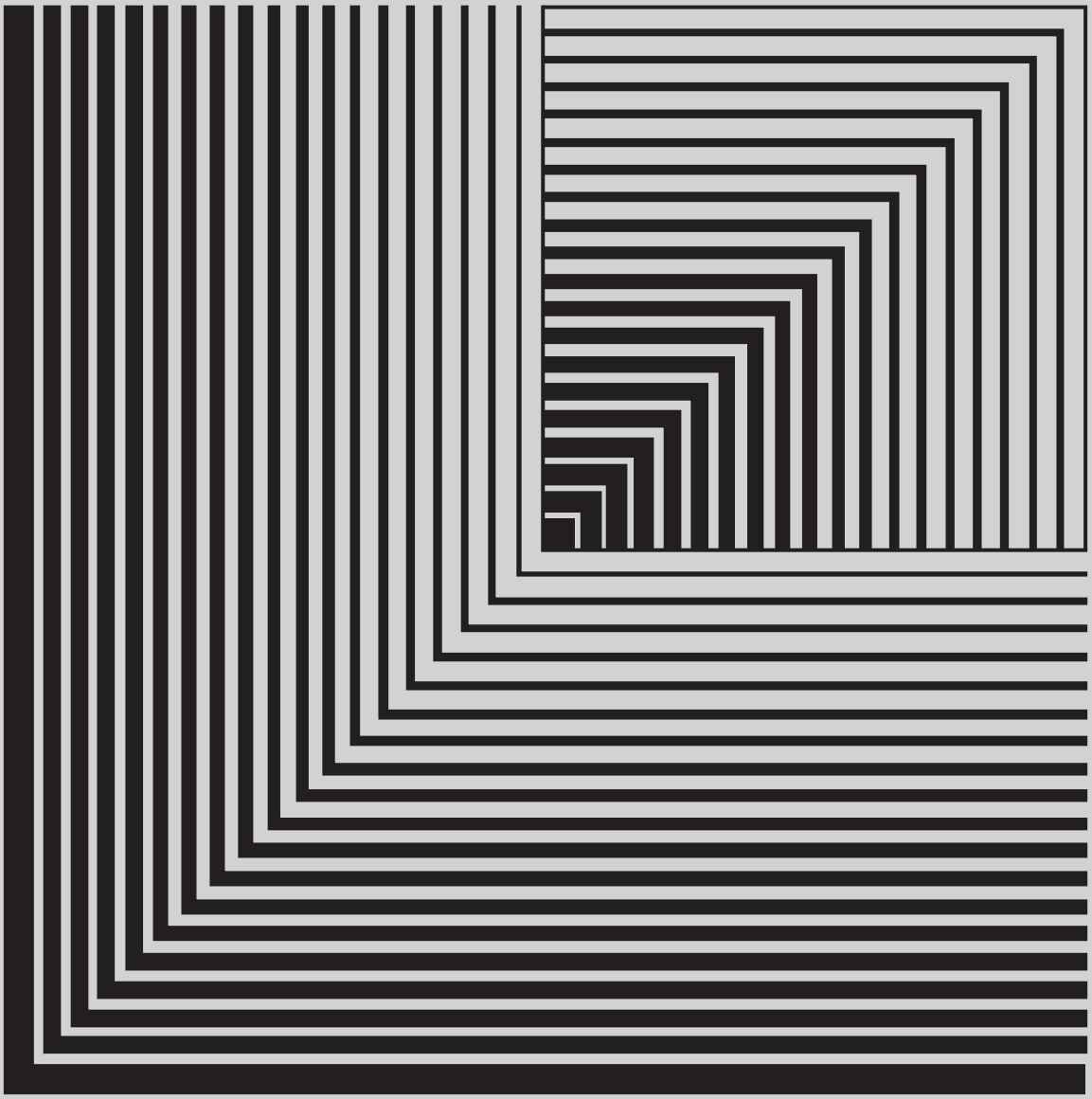

農林水産省

平　成　24　年　度

農林水産省年報

農林水産省

この年報を利用される方に

1　期　　間

本書は、基本的に平成24年（2012年）４月１日から平成25年（2013年）３月31日までの農林水産行政の各分野において講じた施策等について記したものである。

2　構　　成

本書は、第１編「総論」と第２編「各論」から構成されている。

⑴　第１編は、農林水産行政全般を概観したもので、農業、林業、水産業に分けてその動向と背景、講じた施策及び行政機構と予算措置について総括的に解説している。

⑵　第２編は、局庁ごと（第12章まで）に分けてその所管する分野について、各分野の動向と講じた施策等を詳細に解説している。

⑶　巻末に付録として農政日誌を収録し、年度間の動きを時系列で把握し得るよう編集している。

なお、幹部職員名簿及び農林水産省組織図は同じく巻末に掲げたとおりである。

平成24年度　農林水産省年報　目　次

第１編　総　　論

第１章　平成24年度農林水産行政の概観

第１節　農　　業
1　施策の背景 …… 3
2　講じた施策の重点 …… 3
3　財政措置 …… 4
4　税制上の措置 …… 4
5　農業金融 …… 4
6　立法措置 …… 4
第２節　林　　業
1　施策の背景 …… 4
2　講じた施策の重点 …… 4
3　財政措置 …… 5
4　税制上の措置 …… 6
5　林業金融 …… 6
6　立法措置 …… 7
第３節　水　産　業
1　施策の背景 …… 7
2　講じた施策の重点 …… 7
3　財政措置 …… 7
4　税制上の措置 …… 7
5　水産業金融 …… 8
6　立法措置 …… 8

第２章　行　政　機　構

1　総　　論 …… 9
2　機　構　等 …… 9
3　定　　員 …… 11

第３章　農林水産関係予算

第１節　農林水産予算の大要
1　総　　額 …… 13
2　編成方針 …… 14

第２節　農林水産予算総括表
1　一般会計予算の主要経費別分類表 …… 17
2　一般会計予算所管別総括表 …… 18
3　東日本大震災復興特別会計歳出予算の主要経費別分類表 …… 19
4　東日本大震災復興特別会計歳出予算所管別総括表 …… 20
5　特別会計歳入歳出予算予定額表 …… 21
6　財政投融資資金計画表 …… 22

第２編　各　　論

第１章　大　臣　官　房

第１節　国　会　関　係
1　平成24年中の国会状況 …… 25
2　第180回国会（通常会）の総括 …… 25
3　第181回国会（臨時会）の総括 …… 26
4　第182回国会（特別会）の総括 …… 26
第２節　新　聞　発　表　等
1　新　聞　発　表　等 …… 27
2　農林水産省後援等名義使用承認 …… 27
第３節　農　林　水　産　祭
1　農林水産大臣賞の交付と天皇杯等の授与 …… 27
2　農林水産祭式典等 …… 27
第４節　栄　典　関　係
1　春　秋　叙　勲 …… 30
2　春　秋　褒　章 …… 30
第５節　検　　査
1　検　査　の　趣　旨 …… 30
2　平成24年度の検査方針 …… 30
3　検査体制の強化等 …… 31
4　検　査　の　実　績　等 …… 31
第６節　情　報　の　受　発　信
1　ホームページ等 …… 32
2　定　期　刊　行　物　等 …… 32
3　内閣府政府広報との連携 …… 32
第７節　情報セキュリティ対策の推進 …… 33
第８節　食料・農業・農村の動向に関する年次報告 …… 33
第９節　食料の安定供給の確保
1　食料自給率等の動向 …… 33
2　総合的な食料安全保障 …… 34
3　食料需給等の動向と見通し …… 35
4　東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応 …… 35

第10節　環境政策の推進
1　農林水産分野における地球温暖化対策の推進 …… 35
2　農林水産分野における生物多様性保全の推進 …… 35
3　東日本大震災の発生に伴う除染・廃棄物対策 …… 36
第11節　農林水産政策研究
1　研究の推進状況 …… 36
2　主要政策研究実施課題 …… 36
3　研　究　交　流 …… 37
4　研　究　成　果 …… 37

第2章　国　　際　　部

第1節　国際交渉への対応
1　世界貿易機関（WTO） …… 39
2　経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA） …… 41
3　その他広域連携等 …… 42
第2節　世界の食料安全保障や地球的規模の課題等への対応
1　国際的な食料安全保障への取組 …… 43
2　国　際　協　力 …… 43
3　海外農業投資 …… 46
第3節　関　　税
1　平成25年度当省関係品目の改正概要 …… 46
第4節　その他国際案件
1　外国政府要人との会談等 …… 48
2　海外農業情報等の収集・発信 …… 48
3　多国間での取組 …… 48

第3章　統　　計　　部

第1節　統計の企画調整
1　統　計　企　画 …… 51
2　統　計　調　整 …… 51
3　総　合　解　析 …… 51
4　東日本大震災からの復旧・復興状況確認調査 …… 51
5　広　報　普　及 …… 51
6　政府統計共同利用システム …… 51
第2節　産業連関表等
1　産　業　連　関　表 …… 52
2　農業・食料関連産業の経済計算 …… 52
第3節　総合統計書の編さん
1　農林水産省統計表（第87次） …… 52
2　ポケット農林水産統計（平成24年版） …… 52
3　農林水産統計月報（通巻709号－720号） …… 52

第４節　経営統計調査
1　農業経営統計調査 …… 52
2　林業経営統計調査 …… 54
3　漁業経営調査 …… 54
4　農業物価統計調査 …… 54
5　生産者の米穀在庫等調査 …… 55
6　農林漁業生産所得 …… 55
第５節　構造統計調査
1　農林業センサス …… 55
2　漁業センサス …… 56
3　農業構造動態調査 …… 56
4　新規就農者調査 …… 56
5　農道整備状況調査 …… 56
6　集落営農実態調査 …… 57
7　漁業就業動向調査 …… 57
第６節　生産統計調査
1　作物統計調査 …… 57
2　特定作物統計調査 …… 59
3　畜産統計調査 …… 59
4　木材統計調査 …… 59
5　漁業生産統計調査 …… 60
第７節　流通消費統計調査
1　牛乳乳製品統計調査 …… 61
2　食品流通段階別価格形成調査 …… 61
3　６次産業化総合調査 …… 61
4　青果物卸売市場調査 …… 62
5　畜産物流通調査 …… 62
6　水産加工統計調査 …… 62
7　生鮮食料品価格・販売動向調査 …… 63
8　食品ロス統計調査 …… 63
9　食品循環資源の再生利用等実態調査 …… 63
10　食品リサイクルに関する事例調査 …… 63
11　生鮮食料品流通情報調査 …… 63
第８節　ＩＴ化の推進
1　農林水産分野のIT化の推進 …… 64
2　電子政府の推進 …… 64
第９節　行政情報システムの管理・運営
1　農林水産省行政情報システム …… 64
2　農林水産省統合ネットワークの運用 …… 64
第10節　農林水産統計システムの管理・運営
1　農林水産統計システム …… 64
2　データベースシステムを活用した農林水産統計の提供 …… 64

第11節　農林水産情報交流ネットワーク事業 …… 65
第12節　農林水産省図書館
1　収　　書 …… 65
2　納本及び配布 …… 65
3　利　　用 …… 65
4　情報システムの活用 …… 65
5　電子・映像情報 …… 65

第4章　消費・安全局

第1節　食の安全の確保
1　食品安全に係るリスク管理の推進 …… 67
2　農畜水産物の安全確保 …… 68
3　家畜防疫対策 …… 71
4　魚類防疫対策 …… 77
5　植物防疫対策 …… 77
6　SPS協定に関する国際会議への対応等 …… 80
7　食品安全に関する危機管理体制の整備 …… 82
第2節　消費者の信頼の確保
1　食品等の表示・規格 …… 82
2　米穀等の適正流通の確保 …… 83
3　トレーサビリティの推進 …… 83
4　リスクコミュニケーション等の推進 …… 84
第3節　健全な食生活の実現に向けた情報提供 …… 85
第4節　生物多様性を確保するための遺伝子組換え農作物等の使用等の規制 …… 85

第5章　食料産業局

第1節　食料産業政策 …… 87
第2節　6次産業化・地産地消の推進
1　6次産業化の推進 …… 88
2　地産地消の推進 …… 88
第3節　農林水産物等の輸出促進対策
1　農林水産物等の輸出の概況 …… 88
2　輸出促進事業の概要 …… 89
第4節　知的財産戦略
1　知的財産の創造・活用 …… 89
2　知的財産の保護強化 …… 90
3　普及啓発・人材育成 …… 90
4　種苗対策 …… 91
第5節　資源・環境対策の推進
1　バイオマス活用の推進 …… 92
2　緑と水の環境技術革命総合戦略 …… 93
3　農山漁村における再生可能エネルギーの促進導入 …… 93

第６節　食品産業等農林関係企業対策
1　中　小　企　業 …… 93
2　一　般　企　業 …… 94
3　食　品　産　業 …… 94
第７節　食品・外食産業行政
1　食 品 製 造 業 …… 95
2　外　食　産　業 …… 98
第８節　食品流通対策
1　概　　要 …… 99
2　中央卸売市場 …… 99
3　地方卸売市場 …… 100
4　食品流通の構造改善対策 …… 100
5　商業の近代化 …… 101
6　商　品　取　引 …… 101

第６章　生　　産　　局

第１節　東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による農業分野への影響と対応
1　農畜産物の品目ごとの放射性セシウム検査結果と安全確保の取組 …… 103
2　その他の取組等 …… 105
第２節　国産農畜産物の競争力強化に向けた生産面での取組強化
1　強い農業づくり交付金（産地競争力の強化に向けた取組） …… 105
2　産地活性化総合対策事業 …… 105
第３節　農産物の生産対策等
1　米 生 産 対 策 …… 106
2　麦 生 産 対 策 …… 106
3　大豆生産対策 …… 106
4　野　菜　対　策 …… 107
5　果　樹　対　策 …… 109
6　花きの産業振興対策 …… 110
7　甘味資源作物の生産対策 …… 111
8　特産農産物の生産振興対策 …… 111
9　蚕糸業振興対策 …… 112
10　砂 糖 類 対 策 …… 113
11　鳥獣による農作物被害対策 …… 115
第４節　米穀の需給及び価格の安定を図るための措置
1　食料・農業・農村政策審議会食糧部会 …… 116
2　米の需給に関する動向 …… 117
3　平成24年産米をめぐる状況 …… 118
4　平成25年産米の生産数量目標の決定 …… 119
5　米穀の出荷又は販売の事業の届出 …… 119
6　米の消費拡大 …… 120
7　学　校　給　食 …… 120

8　政府所有米穀の販売等業務の概要 …… 121
第５節　麦類の需給及び価格の安定を図るための措置
1　輸入小麦の政府売渡価格 …… 121
2　即時販売方式及び食糧麦備蓄対策事業の導入 …… 122
3　麦類の需給 …… 122
4　国内産麦の民間流通 …… 123
5　外国産麦類の販売実績 …… 124
第６節　食糧の輸入及び国際関係
1　概　　況 …… 124
2　米穀の輸入状況と海外の動向 …… 124
3　麦類の輸入状況と海外の動向 …… 125
4　政府米を利用した食糧援助 …… 125
第７節　食料安定供給特別会計
1　食料安定供給特別会計の概要 …… 125
2　平成24年度予算の概要 …… 126
3　平成24年度決算の概要 …… 127
第８節　農産物検査制度
1　概　　況 …… 128
2　国内産農産物の検査 …… 128
3　外国産農産物の検査 …… 131
4　成分検査 …… 131
第９節　米麦加工品
1　米加工食品 …… 132
2　麦加工食品（一次加工品） …… 132
第10節　農業生産資材対策
1　農業生産資材費低減対策 …… 132
2　農業機械化対策 …… 133
第11節　持続可能な農業生産の推進
1　環境保全型農業の推進 …… 134
2　地力増進対策 …… 135
3　地球温暖化などへの対応 …… 135
第12節　畜産物の価格関連対策
1　食料・農業・農村政策審議会畜産部会 …… 135
2　農畜産業振興機構の業務の運営状況 …… 138
第13節　牛乳乳製品対策
1　牛乳乳製品の需給 …… 138
2　牛乳乳製品の流通対策 …… 139
3　乳業の合理化対策 …… 139
第14節　食肉鶏卵対策
1　食肉等の需給及び価格の推移 …… 139
2　食肉等の流通対策 …… 140
3　食肉、鶏卵等の価格安定対策 …… 141

第15節　畜産経営対策
1　農畜産業振興機構以外で実施する酪農経営安定対策 …… 143
2　産地競争力の強化に向けた総合的推進 …… 143
3　畜産環境対策 …… 143
4　畜産経営関係主要資金の融通 …… 143
第16節　畜産技術対策
1　家畜改良増殖対策事業 …… 144
2　中央畜産技術研修 …… 144
第17節　飼料対策
1　自給飼料対策 …… 144
2　流通飼料対策 …… 145
第18節　中央競馬及び地方競馬
1　中央競馬 …… 145
2　地方競馬 …… 146
第19節　農業生産工程管理（GAP）の推進 …… 146
第20節　協同農業普及事業
1　農業革新支援専門員の配置 …… 146
2　協同農業普及事業交付金 …… 146
3　協同農業普及事業の効果的・効率的な推進 …… 148

第7章　経営局

第1節　農業経営政策
1　農業者戸別所得補償制度（平成25年度は経営所得安定対策） …… 149
2　水田・畑作経営所得安定対策 …… 150
3　担い手の育成・確保 …… 151
4　新規就農者・青年農業者の育成・確保 …… 152
5　経営体育成支援等 …… 153
6　女性の能力の積極的な活用 …… 154
7　多様な人材の育成・確保 …… 154
第2節　農地制度
1　農地集積の状況 …… 154
2　農地集積対策 …… 154
3　耕作目的の農地の権利移動の状況 …… 156
第3節　農業委員会制度
1　制度の概要 …… 156
2　農業委員会等に対する国庫補助 …… 157
第4節　農業金融等
1　組合金融の動き …… 157
2　株式会社日本政策金融公庫の貸付計画等 …… 159
3　株式会社日本政策金融公庫資金 …… 159
4　農業近代化資金 …… 160
5　農業経営改善促進資金 …… 161

6　農業信用保証保険 …… 161
第5節　農林漁業関係の税制 …… 000
第6節　農業者年金制度
1　制度の概要 …… 164
2　被保険者等の状況（24年度末） …… 165
第7節　農業協同組合等
1　農業協同組合及び同連合会 …… 165
2　農業協同組合中央会 …… 166
3　農事組合法人 …… 166
4　農林漁業団体職員共済組合 …… 166
第8節　農業災害補償制度
1　概　　要 …… 166
2　制度の運営 …… 167
3　農業共済団体等の組織の現状及び運営指導等 …… 168
4　事業の実績（任意共済事業を除く） …… 168
第9節　災害対策
1　東日本大震災 …… 169
2　台風等風水害 …… 171
3　農林水産業防災対策関係予算 …… 173

第8章　農村振興局

第1節　東日本大震災からの復旧・復興
1　農地・農業用施設等の被害状況 …… 175
2　農地・農業用施設等の復旧・復興に向けた取組 …… 175
3　その他の取組 …… 175
第2節　農山漁村及び中山間地域等の振興
1　農山漁村の振興 …… 176
2　中山間地域等の振興 …… 176
3　特定地域の振興 …… 177
4　農地・水保全管理支払交付金 …… 178
5　食と地域の交流促進対策交付金等 …… 179
第3節　優良農地の確保と計画的な土地利用の推進
1　農業振興地域の整備に関する法律 …… 179
2　農地転用の状況 …… 180
3　耕作放棄地の再生利用 …… 181
第4節　農業農村整備事業等の推進
1　概　　説 …… 181
2　農業農村整備事業等 …… 184
3　農山漁村地域整備交付金 …… 190
4　海岸事業 …… 190
5　災害復旧事業 …… 190
6　農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 …… 191

7　諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門への対応 …… 191
第5節　土地改良制度等
1　土地改良制度 …… 191
2　農業水利関係 …… 193

第9章　農林水産技術会議

第1節　農林水産研究開発の推進状況
1　農林水産技術会議の運営 …… 195
2　農林水産研究開発の戦略的推進 …… 196
3　研究開発体制の整備 …… 196
4　研究開発の評価 …… 198
5　先端技術の安全性確保のための取組 …… 198
6　研究開発基盤の整備・研究交流の推進 …… 199
7　研究活動の調査・研究成果の広報等 …… 199
第2節　農林水産研究開発の実施
1　東日本大震災からの復興・再生 …… 201
2　食料安定供給研究 …… 201
3　地球規模課題対応研究 …… 202
4　新需要創出研究 …… 203
5　シーズ創出研究 …… 203
6　競争的資金等 …… 204
7　国際研究 …… 204
8　民間研究促進 …… 204
9　地域農業技術開発 …… 204
10　地球環境保全等試験研究費（環境省一括計上） …… 204
11　放射能調査研究費（文部科学省一括計上） …… 205
12　放射性物質汚染状況監視等調査研究費（環境省一括計上） …… 205
第3節　国際研究交流の推進
1　多国間交流 …… 205
2　二国間交流 …… 205
3　若手外国人農林水産研究者表彰 …… 205
4　（独）国際協力機構（JICA）を通じた技術協力 …… 206

第10章　地方農政局等

第1節　機構及び定員
1　機構 …… 207
2　定員 …… 208
第2節　地方農政局
1　東北農政局 …… 208
2　関東農政局 …… 213
3　北陸農政局 …… 218
4　東海農政局 …… 224

5　近畿農政局 …… 229
6　中国四国農政局 …… 233
7　九州農政局 …… 240
8　北海道農政事務所 …… 246

第11章　林　　野　　庁

第１節　森林の整備の推進
1　森林整備事業 …… 251
2　林道施設災害復旧事業 …… 251
3　森林災害復旧事業 …… 252
4　間伐対策 …… 252
5　水源林造成事業等 …… 252
第２節　森林資源の充実と森林保全
1　森林計画 …… 253
2　森林整備地域活動支援交付金制度 …… 255
3　民有林治山事業の推進及び保安林制度 …… 255
4　種苗生産事業 …… 258
5　国民参加の森林づくりの推進 …… 258
6　森林保全 …… 259
7　林業・山村の活性化 …… 261
8　森林総合監理士（フォレスター）の育成 …… 262
第３節　森林組合
1　森林組合等の活動状況 …… 263
2　森林組合等の育成強化 …… 263
第４節　林業労働力対策
1　林業就業者の現状 …… 263
2　「緑の雇用」現場技能者育成対策事業 …… 264
3　林業担い手等の育成確保 …… 264
4　林業就業促進資金 …… 264
第５節　林産物の需給及び加工流通対策
1　木材需給・木材工業等の動向 …… 264
2　林産物の供給及び利用の確保 …… 267
3　木材の需給安定等 …… 268
4　特用林産物の生産振興 …… 268
第６節　林業関係金融
1　日本政策金融公庫資金 …… 269
2　林業・木材産業改善資金 …… 269
3　木材産業等高度化推進資金 …… 269
4　（独）農林漁業信用基金（林業信用保証制度） …… 2700
第７節　林業技術対策
1　研究開発体制の整備 …… 270
2　技術開発の推進 …… 271

3　林業普及指導事業 …… 271
第8節　国有林野事業
1　国有林野事業の現状 …… 271
2　国有林野事業の主要事業 …… 272
3　国有林野事業特別会計の財務状況 …… 273
4　国有林野の活用等 …… 274
5　国有林野事業の労働情勢（24年度） …… 275
第9節　森林国営保険
1　事業の概要 …… 275
2　保険契約・てん補の状況 …… 276
3　森林保険特別会計の収支状況 …… 276
第10節　東日本大震災からの復旧・復興
1　森林・林業・木材産業の被害と復旧状況 …… 277
2　復興に向けた森林・林業・木材産業の貢献 …… 277
3　原子力災害からの復興 …… 278

第12章　水　産　庁

第1節　東日本大震災からの復旧・復興
1　水産業への被害の状況 …… 281
2　水産業の復旧・復興に向けた取組 …… 282
3　原発事故による被害への対応 …… 282
第2節　資源管理の推進
1　我が国周辺漁業資源調査等 …… 283
2　我が国周辺水域の水産資源の管理 …… 283
3　持続的養殖生産の推進 …… 284
4　溯河性さけ・ます人工ふ化放流事業 …… 284
5　内水面漁業振興対策事業 …… 284
6　漁場環境及び生態系の保全 …… 285
第3節　つくり育てる漁業の推進
1　栽培漁業振興対策 …… 285
2　海面養殖業の振興対策 …… 286
第4節　資源管理・漁業経営安定対策
1　資源管理・収入安定対策 …… 286
2　コスト対策 …… 287
第5節　漁業の担い手確保・育成対策
1　漁業労働力の確保等 …… 287
2　水産業改良普及事業 …… 287
3　独立行政法人水産大学校 …… 287
第6節　水産制度金融
1　概　　況 …… 288
2　系統金融 …… 288
3　一般金融機関 …… 288

4　日本政策金融公庫資金（旧：農林漁業金融公庫資金）…… 288
5　漁業近代化資金等の制度資金…… 289
6　沿岸漁業改善資金 …… 289
7　中小漁業融資保証保険制度 …… 290
第７節　水産業協同組合…… 290
第８節　水産物の流通加工・需給・消費対策
1　水産物の需給・価格動向…… 290
2　水産物の流通対策 …… 290
3　水産加工業対策…… 290
4　水産物の需給安定対策 …… 291
5　水産物の輸出入…… 291
第９節　漁業保険制度
1　漁船損害等補償制度…… 292
2　漁業災害補償制度 …… 294
第10節　漁船漁業
1　底びき網漁業…… 295
2　まき網漁業…… 296
3　かつお・まぐろ漁業…… 296
4　さけ・ます漁業…… 296
5　さんま漁業…… 296
6　ずわいがに漁業…… 296
7　いかつり漁業…… 297
8　かじき等流し網漁業…… 297
9　捕鯨業…… 297
10　遊漁・海面利用…… 298
第11節　我が国における漁業取締り …… 298
第12節　国際漁業交渉
1　海洋法条約の発効と国際連合における漁業の議論 …… 299
2　二国間交渉…… 299
3　多国間交渉…… 302
4　国際漁業再編対策事業 …… 305
第13節　漁船対策
1　漁船の勢力と建造状況 …… 305
2　漁船の輸出…… 307
第14節　漁港・漁場・漁村の整備及び維持管理
1　漁港の指定…… 307
2　漁港の管理…… 307
3　漁港・漁場・漁村の整備…… 308
4　水産業・漁村の多面的機能 …… 310
第15節　水産関係試験研究
1　水産業新技術開発事業 …… 310
2　国際漁業問題及び漁業資源に関する調査研究 …… 311

3　漁海況予報事業 …… 311
4　独立行政法人水産総合研究センター …… 311
第16節　船　　舶
1　水産庁の船舶 …… 311
2　業　　務 …… 312

付　　録

農　政　日　誌（平成24年４月１日～平成25年３月31日） …… 315
農林水産省幹部職員名簿 …… 359
農林水産省組織図 …… 366

第1編　総　　論

第１章　平成24年度農林水産行政の概観

第１節　農　　業

１　施策の背景

我が国の農林水産業を取り巻く状況は、農業所得の減少、農林水産業就業者数の減少・高齢化、食料自給率の低下など大変厳しい状況にある。

他方、農林水産業は、食料供給のみならず、国土や自然環境の保全、集落機能の維持といった多面的機能の発揮を通じ、国民生活に不可欠な存在である。

このため、今後、世界の食市場の規模が急速に拡大することや、健康志向など国内のライフスタイルが大きく変化することを我が国農林水産業の好機ととらえ、農山漁村に受け継がれた豊かな資源を活用し、農林水産業の成長産業化を実現することが重要。

このような状況を踏まえ、省内に「攻めの農林水産業推進本部」を設置し、現場の声を徹底的に吸い上げ、３つの戦略の方向について施策の具体化に取り組むこととした。

また、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染からの復旧・復興に向けて引き続き全力を挙げて取り組んだ。

２　講じた施策の重点

⑴　東日本大震災からの復旧・復興

平成23年３月11日に発生した東日本大震災による農林水産関係被害額は２兆3,841億円（平成24年７月５日時点）に及び、我が国有数の食料供給基地である東北を中心に甚大な被害をもたらした。

発災２年目となる平成24年度においては、各府省所管の復興関係予算のうち被災地向け予算については復興庁所管の一括計上予算として東日本大震災復興特別会計に計上するなど予算の組替えが行われた。また、平成25年１月29日に開催された復興推進会議において、「集中復興期間」における復旧・復興財源がこれまでの19兆円程度から25兆円程度へと見直されることが決定した。

当省においても、平成24年４月20日に農業・農村の復興マスタープラン（平成23年８月策定）を一部改正し、新たな水産基本計画（平成24年３月策定）とともに農地や漁港等の復旧スケジュールや各種支援策といった復興施策の基本的な考え方を明らかにし、平成23年度に引き続き、被災地からの要望等を踏まえ、東日本大震災からの復旧・復興に向けた施策に取り組んだ。また、東京電力福島第一原子力発電所事故への対応については、農地等の除染の推進、農作物への放射性物質の吸収抑制対策や農林水産物の放射性物質の検査体制整備・支援、被災地産食品の利用・販売の推進、風評被害の払拭等に関係省庁と連携して取り組んだ。これらの施策の取組状況については、取りまとめてホームページで公表している。

⑵　攻めの農林水産業

平成25年１月29日、生産現場の潜在力を引き出し、その活性化を図り、農林水産業の中期的な展望を切り拓く観点から、省内に大臣を本部長とする「攻めの農林水産業推進本部」を設置し、

①　需要フロンティアの拡大
②　生産から消費までのバリューチェーンの構築
③　生産現場（担い手、農地等）の強化

の３つの戦略の方向について施策の具体化に取り組むこととした。

具体的には、

①　日本の農林水産物・食品が評価される環境を整備し、日本の「食文化・食産業」の海外展開と日本の農林水産物・食品の輸出促進の推進
②　６次産業化推進のための農林漁業成長産業化支援機構の拡充・活用等による産業間の連携の更なる拡大
③　各地域における農業者等の徹底した話し合いによる「人・農地プラン」の作成の推進や、農地集積の推進

等に取り組んだ。

また、現場の実態を踏まえた施策展開を図る観点から、省を挙げて、現場の知恵や技術を活かした取組を徹底して調査し、全国から184の先進事例を集めた。

3 財 政 措 置

以上の重点施策を始めとする施策の総合的な推進を図るため、必要な予算等の確保・充実に努め、平成24年度農業関係予算一般会計予算額は、総額２兆1,096億円となった。

また、平成24年度の農林水産省関係の財政投融資計画額は2,347億円となった。このうち主要なものは、株式会社日本政策金融公庫（農林水産業者向け業務）への計画額1,800億円となっている。

4 税制上の措置

重点政策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、以下の税制措置等が講じられた。

⑴ 農業経営の安定化

ア　農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例措置の３年延長（軽油引取税）

イ　農林漁業用A重油に対する課税の免税・還付措置の特例の２年延長（石油石炭税）

ウ　平成24年度以降の農地に対する負担調整措置の存続（固定資産税）

エ　農地に係る贈与税の納税猶予を適用している場合の貸付けの特例等の創設（贈与税・不動産取得税）

オ　中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却等の特例措置の２年延長（所得税・法人税）

⑵ 農山漁村の活性化・環境対策の推進

ア　石油石炭税の上乗せ税率についての農林漁業用A重油及び農林漁業用軽油の免税・還付措置（石油石炭税）

　石油石炭税の上乗せ税率の導入と併せて、農林漁業用A重油及び農林漁業用軽油の免税・還付措置を設定

イ　再生可能エネルギー発電施設を新たに導入した場合の固定資産税の特例措置（固定資産税）

5 農 業 金 融

制度金融については、大規模化する担い手農業者の資金需要に対応するため、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の貸付限度額の引上げを行うとともに、人・農地プランに地域の中心経営体として位置付けられた認定農業者が借り入れる場合について、貸付当初５年間の金利負担を軽減する措置を講じた。

また、農業信用保証保険制度を利用できる農業者等及び融資機関について、幅広く対象となるよう見直しを行い、農業振興に必要な民間資金が円滑に融通されるように措置した。

6 立 法 措 置

第180回通常国会において、

・「競馬法の一部を改正する法律」

・「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法」

が成立しました。

第２節　林　　業

1 施策の背景

我が国の森林資源は、人工林を中心に本格的な利用が可能な段階に入りつつあるものの、国内の森林・林業は、林業産出額や林業所得の減少、森林所有者の経営意欲の低迷、国産材の流通構造の改革の遅れなどにより、依然として厳しい状況に置かれている。

このような中、農林水産省では、森林・林業の再生に向けて、森林の整備・保全を図りつつ、効率的かつ安定的な林業経営の育成、木材の加工・流通体制の整備、木材の利用拡大等に取り組んでいる。

平成24（2012）年度には、前年度に改正された「森林法」が施行され、林業の生産性向上に向けて施業の集約化等を進める「森林経営計画制度」等が始まった。また、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」も始まり、木質バイオマスによる発電の取組が各地で広がりつつある。さらに、我が国の森林面積の約３割を占める国有林を管理経営する国有林野事業については、公益重視の管理経営を一層推進するとともに我が国の森林・林業の再生に貢献するため、その組織・事業の全てを一般会計に移行することなどを内容とする法改正が行われた。

一方、平成23（2011）年３月に発生した東日本大震災では、森林・林業・木材産業も東北地方を中心に大きな被害を受けた。林野庁では、震災からの復旧・復興に向けて、引き続き、津波により被災した海岸防災林の再生、放射性物質に汚染された森林の除染、きのこ原木の安定供給体制の構築等に取り組んでいる。

2 講じた施策の重点

⑴ 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

長伐期林、針広混交林等の多様で健全な森林への誘導、間伐等を通じた地球温暖化防止対策、優良種苗の確保、花粉発生源対策等を推進した。また、森林経営計画に基づき面的まとまりをもって森林施業を行う者に対して、間伐等やこれと一体となった丈夫で簡易な路網の開設等を支援するとともに、路網整備の計画的

な実施、森林土壌や生物多様性等の森林経営の基準・指標に係るデータについて継続的な把握等を行った。

さらに、被災した海岸防災林の復旧・再生、効果的・効率的な森林の再生のための治山対策、保安林の適切な管理、森林被害に対する防除対策等を推進した。

このほか、森林・林業の再生に向けた研究・技術開発、放射性物質に汚染された森林の汚染実態の把握及び林業普及指導事業による普及指導を実施するとともに、地域特産物の振興への支援、安全な特用林産物の供給のための技術の検証など山村の振興、国民参加の森林(もり)づくり、国際的な協調及び貢献に向けた施策を推進した。

(2) 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

効率的かつ安定的な林業経営の育成、施業集約化等の推進、低コストで効率的な作業システムを推進するための施策を実施した。

人材の育成では、森林所有者等に対し指導を行う森林総合監理士（フォレスター）、森林所有者に対し森林施業を提案する森林施業プランナー、「緑の雇用」事業等を通じた現場技能者の育成を研修等により進めるとともに、林業研究グループや女性林業グループ等との交流会等を実施した。

(3) 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

ストックポイントの整備など地域における原木流通の促進の取組に対する支援等による安定供給体制整備、製品の安定供給に必要な加工施設への支援等による加工・流通体制の整備を進めた。

また、低コストな木造公共建築物の整備への支援、「顔の見える木材での家づくり」等地域で流通する木材を活用した地域型住宅づくりへの支援、木質バイオマス利活用施設導入への支援など木材利用の拡大を進めた。

さらに、復興に必要な木材を安定的に供給するために、搬出間伐の実施、路網や木材加工施設の整備等への支援を行うとともに、「木づかい運動」や森林(もり)づくりと一体的に行う木育(もくいく)など普及啓発活動を実施した。

(4) 国有林野の管理及び経営に関する施策

国土保全等の公益的機能の高度発揮に重要な役割を果たしている国有林野の特性を踏まえるとともに、多様化する国民の要請への適切な対応、森林・林業の再生への貢献のため、森林・林業基本計画等に基づき、関係施策を推進した。その際、流域の実態を踏まえながら、民有林と国有林が一体となって地域の森林整備や林業・木材産業の振興を図るため、森林の流域管理システムの下で民有林との連携を推進した。

(5) 団体の再編整備に関する施策

森林組合等による施業の集約化活動に対する支援を行いながら、施業の集約化・合意形成、森林経営計画の作成を最優先の業務として取り組むよう推進するとともに、個々の森林組合がこの取組状況を確認する仕組み・ルールを検討した。

3 財 政 措 置

(1) 財 政 措 置

諸施策を実施するため、表のとおり林業関係の一般会計予算、東日本大震災復興特別会計予算、国有林野事業特別会計予算、森林保険特別会計予算の確保に努めた（**表1**）。

表１　林業関係の一般会計等の予算額

（単位：百万円）

区　　分	24 年 度
林業関係の一般会計予算額	543,749
治山事業の推進	117,234
森林整備事業の推進	197,791
災害復旧等	23,120
保安林等整備管理	502
森林計画	942
森林の整備・保全	1,023
林業振興対策	9,028
林産物供給等振興対策	43,916
森林整備・林業等振興対策	90,382
林業試験研究及び林業普及指導	10,669
森林病害虫等防除	876
林業金融	962
国際林業協力	380
森林整備地域活動支援対策	2,530
その他	44,394
東日本大震災復興特別会計予算額	19,329
国有林野事業特別会計予算額	511,103
森林保険特別会計・歳出	4,386

注１　予算額は補正後のものである。
注２　一般会計及び東日本大震災復興特別会計には、他省庁計上予算を含む。
注３　一般会計には、このほか「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）の規定による東日本大震災からの復興関係経費（23（2011））年度236,923百万円）がある。
注４　総額と内訳の計が一致しないのは、四捨五入による。

(2) 森林・山村に係る地方財政措置

「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等を実施

し、地方公共団体の取組を促進した。

「森林・山村対策」としては、①公有林等における間伐等の促進に要する経費、②国が実施する「森林整備地域活動支援交付金」と連携した集約化に必要な活動に対する経費、③国が実施する「緑の雇用」現場技能者育成対策事業等と連携した林業の担い手育成・確保に必要な研修等への支援、④民有林における長伐期・複層林化と林業公社がこれを行う場合の経営の安定化の推進、⑤地域で流通する木材利用のための普及啓発及び木質バイオマスエネルギー利用促進対策等に要する経費に対して地方交付税措置を講ずるとともに、⑥ふるさと林道緊急整備事業に要する経費を地方債の対象とし、当該経費に対して地方交付税措置を講じた。

このほか、⑦市町村の森林所有者情報の整備に要する経費に対して地方交付税措置を講じた。

「国土保全対策」としては、①ソフト事業として、U・Iターン受入れ対策、森林管理対策等に必要な経費に対する普通交付税措置、②上流域の水源維持等のための事業に必要な経費を下流の団体が負担した場合の特別交付税措置を講ずるとともに、③公の施設として保全・活用を図る森林の取得及び施設の整備、農山村の景観保全施設の整備等に要する経費を地方債の対象とした。

4　税制上の措置

⑴　国　　税

ア　所得税については、「森林法」（昭和26年法律第249号）の改正に伴い、山林所得に係る森林計画特別控除の対象者を森林経営計画の認定を受けた者とし、山林の伐採又は譲渡に係る収入金額が3,000万円を超える者の3,000万円を超える部分の控除率を10％に引き下げた上で、その適用期限を３年延長することとした。

イ　所得税・法人税に共通するものとしては、林業者等にも適用される中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額控除制度の適用期限を２年延長することとした。

ウ　相続税については、林業経営相続人が森林経営計画（市町村長等の認定・農林水産大臣の確認を受けたものに限る。）が定められている山林（立木及び林地）について、被相続人から相続又は遺贈により一括して取得し、計画に基づいて引き続き施業を継続していく場合には、その山林（一定のものに限る。）に係る課税価格の80％に対応する相続税の納税を猶予する措置を講ずることとした。

また、森林法の一部改正による森林施業計画から森林経営計画への変更に伴う所要の措置を講ずることとした。

エ　石油石炭税については、林業に利用される軽油について「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せされる税率についてのみ、平成26（2014）年３月31日までの間、還付措置を設けることとした。

⑵　地　　方　　税

ア　林業者等に対する軽油引取税については、課税免除措置の適用期限を３年延長することとした。

イ　再生可能エネルギー発電施設（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を新たに導入した場合の固定資産税については、課税標準を最初の３年間、取得価格の３分の２とする特例措置を２年間講ずることとした。

5　林　業　金　融

⑴　株式会社日本政策金融公庫資金制度

株式会社日本政策金融公庫資金の林業関係資金については、造林等に必要な長期低利資金の貸付計画額を229億円とした。沖縄県については、沖縄振興開発金融公庫の農林漁業関係貸付計画額を50億円とした。

森林の取得や木材の加工・流通施設等の整備を行う林業者等に対する利子助成を実施した。

東日本大震災により被災した林業者等に対する利子助成を実施するとともに、無担保・無保証人貸付けを実施した。

また、木材価格下落により影響を受けた林業者等に対する利子助成及び無担保・無保証人貸付けを実施した。

⑵　林業・木材産業改善資金制度

林業者・木材産業事業者の経営改善等のため、無利子資金である林業・木材産業改善資金の貸付けを行う都道府県に対し、資金の造成に必要な経費について助成した。

その貸付枠は、100億円とした。

⑶　木材産業等高度化推進資金制度

木材の生産又は流通の合理化を推進するために必要な資金等を低利で融通した。

その貸付枠は、600億円とした。

⑷　独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証制度

林業経営の改善等に必要な資金の融通を円滑にするため、独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証の活用を促進した。

東日本大震災により被災した林業者・木材産業者に対する保証料等の助成を実施した。

⑸　林業就業促進資金制度

林業労働力確保支援センターが、都道府県から資金を借り受けて、新規林業就業者や認定事業主に就業の準備、研修の受講に必要な資金の貸付けを行っている場合に、都道府県に対し、当該資金の造成に必要な経費について助成した。

その貸付枠は、５億円とした。

６　立　法　措　置

第183回通常国会に、我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、平成32（2020）年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するための「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」を提出した。

第３節　水　　産　　業

１　施策の背景

古来より水産物は、我が国国民の重要な食料であり、食の多様化が進む現在においても、その消費量は、他の国と比較して高い水準にある。

また、地域ごとに特色のある水産物消費のあり方は、我が国の伝統行事や食文化とも強く結びついており、水産業や漁村は、人の「いのち」を支える食料としての水産物を安定的に供給するとともに、豊かで安心できる国民生活の基盤を支えるといった多面的な機能を有している。

しかしながら、我が国の水産業は、資源状況の低迷、漁業生産量の低下、漁業者の減少・高齢化や漁船の老朽化による漁業生産構造の脆弱化、生産資材コストの増加などにより、大変厳しい状況に置かれている。さらに、平成23年３月11日に発生した東日本大震災は、その大津波によって多くの人命を奪うとともに、我が国漁業の一大生産拠点である太平洋沿岸をはじめとする全国の漁業地域に甚大な被害をもたらした。

こうした中、東日本大震災からの水産業の復旧・復興を図るため、政府は、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年７月29日決定）や「水産復興マスタープラン」（平成23年６月28日策定）等で示した水産復興の方針を水産基本計画に位置付けることにより東日本大震災の復興を政府を挙げて取り組むことを改めて明確にした。また、力強い水産業を確立するため、低位水準にある水産資源の回復・管理の推進、我が国漁業の将来を担う経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立、水産物の消費者への直接販売などを通じた産地の販売力の強化などの加工・流通・消費施策等に取り組んでいる。

今後とも、「水産基本法」に基づき策定した「水産基本計画」に従い、国民の参加と合意を得つつ、水産施策を総合的かつ計画的に推進する。

２　講じた施策の重点

政府は、平成24年３月に閣議決定した水産基本計画に基づき、国民への水産物の安定供給の確保と、これを支える力強い水産業及び豊かで活力ある漁村の確立を図るため、適切な資源管理と漁業経営の安定をともに実現する資源管理・漁業所得補償対策をはじめとした施策を推進した。また、東日本大震災により被災された方々が、将来への希望と展望を持って水産業を再開できるよう、復旧・復興に全力で取り組んだ。

３　財　政　措　置

水産関係予算の主な内訳は、次のとおりである。

（単位：百万円）

平成24年度

項　　目	通常分	復旧・復興対策分	合　計
合　　計	262,750	80,992	343,741
非公共（計）	139,776	48,328	188,104
公　共（計）	122,974	32,664	155,638
一般公共	118,130	24,967	143,097
水産基盤整備	117,440	24,967	142,407
漁港海岸	690	0	690
災害復旧	4,844	7,697	12,541

注：１）通常分とは、基礎的財政収支対象経費に係る分であり、復旧・復興対策分とは、東日本大震災復興特別会計に係る分である。
２）金額は補正後予算額である。
３）復旧・復興対策分は、復興庁に計上。
４）上記のほか、地域自主戦略交付金を内閣府に、東日本大震災復興交付金を復興庁に計上。

４　税制上の措置

重点政策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、以下をはじめとする所要の税制措置を講じた。

所得税及び法人税に共通するものについては、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額

控除について、その適用期限を２年間延長した。石油石炭税については、農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置及び農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税相当額の還付措置について、その適用期限を２年間延長した。また、地球温暖化対策のための課税の特例として漁業用軽油の石油石炭税に上乗せされる税率の還付措置について、その制度を創設（平成26年３月末まで適用）した。軽油引取税については、漁船の動力源に使用する軽油に係る軽油引取税の免税措置について、その適用期限を３年間延長した。

５　水産業金融

漁業経営をめぐる情勢が厳しくなる中で、経営改善に取り組む意欲ある漁業者の多様な経営発展を金融面から支援するため、平成23年度に引き続き、認定漁業者が漁船建造等のため借り入れる漁業近代化資金及び日本政策金融公庫資金の金利負担軽減措置を講じた。また、保証人不要・担保は漁業関係資産のみとする無担保・無保証人型融資を推進した。

さらに、東日本大震災の発生を受けて、二重債務等が問題となる中、被災漁業者等の速やかな復旧・復興に要する資金が円滑に融通されるよう、漁業近代化資金、株式会社日本政策金融公庫等の災害関連資金についての実質無利子、無担保・無保証人の特例措置及び無担保・無保証人融資を推進するための緊急的な保証についての支援等を講じた。

６　立法措置

第183回国会（通常国会）において、近年の水産加工業をめぐる厳しい状況に対応し、水産加工業者に対する融資業務を継続することを目的とした「水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律」が成立した。

第2章　行　政　機　構

1　総　　論

平成24年度の機構及び定員については、その要求に当たり、「平成24年度予算の概算要求組替え基準について」（平成23年９月20日閣議決定）において、「義務的経費についても、定員管理の徹底も含め、聖域を設けることなく、制度の根元にまで踏み込んだ抜本的な見直しを行い、歳出の抑制を図る必要がある」とされたことを踏まえるとともに、政策評価の結果の適時的確な活用、事業仕分け及び行政事業レビューによる点検の結果、情報通信技術の活用を通じた業務の効率化等を踏まえ、業務の見直しを進め、既存の機構・定員について根本的な見直しを行うこととされた。

機構については、既存機構の合理的再編成により対処することとし、定員については、「平成24年度の定員要求に係る作業について」（平成23年８月24日総管査第292号）において示された定員合理化を行うとともに、大震災からの復旧・復興に対応する必要がある一方、厳しい財政状況に鑑み、増員要求を厳に抑制することとされた。

こうした中、農林水産省の平成24年度の組織・定員については、東日本大震災対策、原子力災害対策、食と農林漁業の再生等の政策課題に的確に対応するため、以下のとおり措置することとされた。

ア　東日本大震災対策関係（71人）
- 漁港・漁場、養殖施設、水産加工施設等の復旧・復興
- 農地、農業用施設等の復旧・復興
- 漁業経営・農業経営への支援
- 海岸防災林の再生

イ　原子力災害対策関係（106人）
- 安全性の調査、作付・流通等の指導
- 損害賠償への対応、風評被害対策
- 放射性物質の除染モデル事業

ウ　その他防災・減災・安全関係（29人）
- 災害に強い農業基盤の確立
- 検疫体制・漁業取締体制の強化

エ　食と農林漁業の再生等関係（44人）
- ６次産業化・再生可能エネルギーの推進
- 新規就農の促進、経営体育成の支援

2　機　構　等

⑴　農林水産省設置法の一部改正

ア　過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成24年法律第39号）附則第３項による改正（平成24年６月27日施行）

「過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第２条第１項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること」を暫定的に農林水産省の所掌事務とする期限が、平成28年３月31日から平成33年３月31日に延長された。

イ　離島振興法の一部を改正する法律（平成24年法律第40号）附則第10条による改正（平成24年６月27日施行）

「離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和28年法律第72号）第２条第１項の離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること」を暫定的に農林水産省の所掌事務とする期限が、平成25年３月31日から平成35年３月31日に延長された。

⑵　農林水産省組織令の一部改正

ア　特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成24年４月１日施行）

大臣官房及び同経理課の所掌事務に「東日本大震災復興特別会計の経理のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること」及び「東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること」が追加された。

イ　過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成24年６月27日施行）

「過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第２条第１項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること」を暫定的に農村

振興局の所掌事務とする期限が、平成25年３月31日から平成33年３月31日に延長された。

ウ　離島振興法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成24年６月27日施行）

「離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和28年法律第72号）第２条第１項の離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること」を暫定的に農村振興局の所掌事務とする期限が、平成25年３月31日から平成35年３月31日に延長された。

⑶　農林水産省組織規則の一部改正

ア　農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成24年農林水産省令第25号）による改正（平成24年４月１日施行）

㈠　本省内部部局関係

a　組織の改正等

(a)　大臣官房

国際部国際政策課海外情報連絡調整官を廃止。

(b)　農村振興局

整備部防災課災害対策調整官を廃止。

㈡　本省地方支分部局関係

a　組織の改正等

(a)　地方農政局

①　総務部の所掌事務を変更。

②　総務部会計課の所掌事務を変更。

③　総務部会計課国有財産管理・調達室の所掌事務を変更。

(b)　北海道農政事務所

経理課の所掌事務を変更。

イ　農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成24年農林水産省令第27号）による改正（平成24年４月６日施行）

㈠　本省内部部局関係

a　組織の改正等

(a)　大臣官房

食料安全保障課に原子力災害対策専門官を新設。

(b)　消費・安全局

動物衛生課に家畜防疫対策室を設置、国内防疫調整官を廃止。

(c)　生産局

畜産部畜産振興課に畜産危機管理官を新設。

(d)　農村振興局

①　農村政策部農村計画課に土地利用調整官を新設。

②　整備部設計課に技術評価官を新設。

b　準課長級省令職の新設

部局名	名　称	所掌事務
生産局	畜産危機管理官	災害又は家畜伝染病により、家畜の改良及び増殖、飼料の安定供給の確保並びに草地の整備に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処

㈡　本省施設等機関関係

a　組織の改正等

(a)　動物医薬品検査所

企画連絡室に病原微生物管理専門官を新設。

㈢　本省地方支分部局関係

a　組織の改正等

(a)　地方農政局

①　企画調整室の所掌事務を変更。

②　生産部の所掌事務を変更。

③　生産部生産技術環境課の所掌事務を変更。

④　経営・事業支援部農地政策推進課を新設、構造改善課を廃止、担い手育成課及び経営支援課の所掌事務を変更。

⑤　東北農政局農村計画部農村振興課に農村復興指導官、農村計画部資源課に地震災害対策調査官を新設。

⑥　東北農政局整備部防災課に災害対策室を新設。

(b)　事務所・事業所

九州農政局に諫早湾干拓開門事業所が新設される等、各事務所及び事業所の組織改廃に伴う所要の規定を整備。

(c)　北海道農政事務所

①　農政推進部の所掌事務を変更。

②　農政推進部農政推進課の所掌事務を変更。

㈣　林野庁関係

a　組織の改正等

(a)　林野庁内部部局関係

①　森林整備部治山課に海岸林復旧指導官及び災害対策調整官を新設。

②　森林整備部研究・保全課に森林除染技術専門官を新設。

③　国有林野部経営企画課に森林環境評価調整官を新設。

④　国有林野部業務課に森林除染対策官を新設。

(b)　林野庁地方支分部局関係

東北森林管理局及び関東森林管理局森林整備部治山課に災害対策専門官を新設。

(オ)　水産庁関係

a　組織の改正等

(a)　水産庁内部部局関係

①　漁政部水産経営課指導室の所掌事務を変更。

②　資源管理部漁業調整課に操業指導調整官を新設。

③　資源管理部国際課に国際訟務官を新設。

④　増殖推進部研究指導課に水産研究専門官を新設。

⑤　増殖推進部栽培養殖課に栽培養殖復旧専門官を新設。

⑥　漁港漁場整備部計画課に漁港防災・衛生管理専門官を新設。

⑦　漁港漁場整備部防災漁村課に防災技術専門官を新設。

ウ　農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成25年農林水産省令第２号）による改正（平成25年１月17日施行）

顧問の名称が農林水産省顧問に変更され、農林水産省参与が新設された。

３　定　　員

(1)　定員の増減状況

「平成22年度以降の定員管理について」（平成21年７月１日閣議決定）に基づき、定員の合理化が行われる一方、定員増については、政府全体を通じた一層の純減の確保という厳しい状況の下であるが、農林水産省において250人の新規増が認められたほか、内部振替並びに内閣府及び復興庁との各省間振替が行われた。

定員増減の内訳は次のとおりである。

ア　行政機関職員定員令第１条定員

区　分	改正前	改正後	差引増減
本　　省	17,816人	17,370人	▲446人
林　野　庁	481人	481人	0人
水　産　庁	894人	893人	▲　1人
計	19,191人	18,744人	▲447人

イ　行政機関職員定員令第３条定員

区　分	改正前	改正後	差引増減
林　野　庁	4,681人	4,593人	▲　88人

(2)　定員関係法令の改正

前記(1)の定員増減等のため、平成24年度における定員関係法令の改正は次のとおり行われた。

ア　行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成24年政令第120号）

イ　農林水産省定員規則の一部を改正する省令（平成24年農林水産省令第29号）

第３章　農林水産関係予算

第１節　農林水産予算の大要

１　総　　額

（単位：億円）

	25年度 (A)	24 年 度		比較増△減		
		当　初 (B)	補正後 (C)	対当初	対補正後	A/B%
農林水産予算の総額	22,976	21,727	30,763	1,249	△7,787	105.7%
復旧・復興対策分	(34)	(315)	(285)	△281	△250	10.8%
1　公共事業費	6,506	4,896	10,371	1,611	△3,865	132.9%
復旧・復興対策分	(34)	(267)	(251)	△233	△217	12.8%
一般公共事業費	6,314	4,703	9,722	1,611	△3,408	134.2%
復旧・復興対策分	(34)	(267)	(251)	△233	△217	12.8%
災害復旧等事業費	193	193	649	－	△457	100.0%
2　非公共事業費	16,469	16,831	20,391	△362	△3,922	97.9%
復旧・復興対策分	－	(48)	(33)	△48	△33	0.0%

※１　農林水産関係一般会計予算の総額は、内閣府及び国土交通省所管の農林水産関係予算を含めて上記のとおりであり、25年度予算額は、東日本大震災復興特別会計への繰入れ分（津波対策33億円）を含んでいる。
※２　復旧・復興対策分は、東日本大震災復興特別会計に係る予算のうち復興庁所管分を除いたものである。

2 編 成 方 針

⑴ 予算編成の基本方針

平成25年度農林水産予算の編成にあたっては、「攻めの農林水産業」の展開に向けた第一歩とするため、農林水産基盤の整備、輸出拡大対策や競争力強化対策、経営所得安定対策等に予算を重点的に措置したところ。

⑵ 主な重点事項

ア　国土強靱化・競争力強化

㈠　農林水産業の基盤整備

a　老朽化した農業水利施設の長寿命化・耐震化対策や担い手への農地集積の加速化、農業の高付加価値化等のための水田の大区画化・汎用化、畑地かんがい等の整備を推進する。

b　集中豪雨等による被害が住宅・公共施設等に及ぶおそれのある地域における山地災害対策等を推進する。

c　森林・林業を再生し、地域の活性化を図るとともに森林吸収量を確保するため、間伐等の森林施業や路網の整備を推進する。

d　老朽化した漁港施設の長寿命化・耐震化対策のほか、流通拠点漁港の衛生管理対策、水産資源回復対策等を推進する。

e　地方の裁量によって実施する農山漁村の防災・減災対策や農林水産業の基盤整備を支援する。

㈡　農林水産関係施設整備

a　国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通まで強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援する。

b　林業生産コストの低減を図るために必要な高性能林業機械の整備等を支援する。

c　産地における水産業の強化と漁港・漁村における新しい防災・減災対策を支援する。

イ　経営所得安定対策等

㈠　多面的機能・担い手調査

a　農業の多面的機能を評価した「日本型直接支払」及び新たな経営所得安定制度を中心とする「担い手総合支援」の制度設計に向けた調査を実施する。

㈡　農業の多面的機能を踏まえた直接支払

a　中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するため、農業生産活動を継続して行う農業者等に交付金を交付する。

b　地域共同による農地・農業用水等の管理や施設の長寿命化のための活動等を支援する。

c　化学肥料及び農薬の５割低減とセットで行う地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に対して支援する。

㈢　農業の多面的機能を踏まえた直接支払

a　中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するため、農業生産活動を継続して行う農業者等に交付金を交付する。

b　地域共同による農地・農業用水等の管理や施設の長寿命化のための活動等を支援する。

c　化学肥料及び農薬の５割低減とセットで行う地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に対して支援する。

㈣　経営所得安定対策

a　麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ等の畑作物を生産する農業者の経営安定のための交付金を交付する。

b　産地の創意工夫を生かしつつ、水田で麦、大豆、新規需要米等を生産する農業者に対して主食用米並みの所得を確保するための交付金を交付する。

c　米を生産する農業者の経営安定のための交付金を交付する。

d　米、麦、大豆等を対象に、標準的収入額と24年産収入額の差額の９割を補塡する。（加入者と国が１対３の割合で負担）

e　米の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合の差額を補塡する。

f　制度運営に必要な経費を措置するとともに、現場における作付確認等を行う都道府県、市町村等に対し必要な経費等を助成する。

ウ　担い手・農地総合対策

㈠　地域での話合いで決められる中心経営体、そこへの農地集積や地域農業のあり方等を記載した人・農地プランの作成及びプランの作成・実行に向けた推進体制の強化を支援する。

㈡　青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るための就農前後の青年就農者・経営継承者への給付金の給付、雇用就農を促進するための農業法人での実践研修等への支援、地域農業のリーダー人材の層を厚くする農業経営者教育の強化をする。

㈢　「平成の農地改革」を強力に推進し担い手への農地集積を加速化するため、農地の規模拡大に取り組む農業者を支援するとともに、農地集積に協力する者を支援する。

㈣　荒廃した耕作放棄地を再生利用するための雑

草・雑木除去や土づくり等の取組を支援する。

エ　国産農林水産物の消費・輸出対策

(ｱ)　農山漁村の所得増大対策

a　株式会社農林漁業成長産業化支援機構を通じ、生産・流通・加工等の産業間が連携した取組について、資本の提供と経営支援を一体的に実施する。(H24、25の総契約規模1,100億円)

b　地産地消等の取組に必要な機械・施設の整備、農林漁業者と多様な事業者が連携して行う新商品開発・販路開拓・施設整備やそのサポート体制の整備、知的財産を活用した新しいビジネスモデル構築等を支援する。

(ｲ)　農林水産物の輸出対策

a　JETRO（ジェトロ）を活用した輸出のための相談、アドバイスなど川上から川下に至る総合的なサポート体制を構築し、地域の輸出拡大に向けた取組や販路開拓等を実施する。

b　現場発の発想で国産農林水産物の消費拡大を図るため、国産農林水産物・食品と多様なモノ・サービスとを結びつけつつ、地産地消の推進、国産消費の拡大、輸出の促進、日本食・食文化の発信等を推進する。

c　輸出促進のための漁港における高度衛生管理型荷さばき所、岸壁等の整備を推進する。

オ　生産振興対策

(ｱ)　畜種ごとの特性に応じて畜産・酪農経営の安定を支援し、意欲ある生産者が経営の継続・発展に取り組める環境を整備する。

(ｲ)　飼料穀物の供給途絶に対応するため、配合飼料の主原料である飼料穀物の備蓄を実施する。

(ｳ)　生産者の経営安定を図るため、野菜の価格低落時における生産者補給金の交付等を実施する。

(ｴ)　果樹・茶の改植及びこれに伴う未収益期間に対する経営支援並びに果実の計画生産・出荷等を推進する。

(ｵ)　国内産糖と輸入糖との内外コスト差を調整し、さとうきび生産者等の経営安定を図るための交付金を交付する。

(ｶ)　地域ぐるみの鳥獣被害防止活動や侵入防止柵の整備、都道府県が主導して行う広域捕獲活動等の取組を支援する。

カ　再生可能エネルギーの大々的な展開

(ｱ)　農山漁村における再生可能エネルギー発電事業による収入を地域の農林漁業の発展に活用する取組の構想・計画策定等の推進、小水力発電等に係る調査設計等を支援する。

(ｲ)　地域のバイオマスを活用した産業化等に必要な施設整備等を支援する。

(ｳ)　木質バイオマスの利用促進を図るため、全国的な調査・サポート体制の構築、実証プラントの整備、技術開発等を支援する。

キ　食の安全・安心、都市と農山漁村の共生・対流等

(ｱ)　国産農畜水産物の安全性向上や、家畜の伝染病・農作物の病害虫の発生予防・まん延防止に関する地域の取組を推進する。

(ｲ)　口蹄疫や鳥インフルエンザ等の家畜の伝染病に対する発生予防と万一の発生の場合のまん延防止対策を強化する。

(ｳ)　子どもの農山漁村宿泊体験など都市と農山漁村の共生・対流を進める取組や人材の活用・育成、農産物加工・販売施設の整備等を支援する。

(ｴ)　農山漁村における定住・地域間交流を促進するための施設等の整備を支援する。

(ｵ)　「食育基本法」に基づき、食料の生産から消費にわたる各段階で、食を選択できる力を身につけるための食育を国民運動として展開する取組等を推進する。

(ｶ)　都市において、市民農園等の整備、新鮮な地元産農産物の提供、防災農地の保全など「農」のある暮らしづくりを支援する。

ク　森林・林業・山村振興対策

(ｱ)　森林・林業を再生し、地域の活性化を図るとともに森林吸収量を確保するため、間伐等の森林施業や路網の整備を推進する。

(ｲ)　集中豪雨等による被害が住宅・公共施設等に及ぶおそれのある地域における山地災害対策等を推進する。

(ｳ)　林業生産コストの低減を図るために必要な高性能林業機械の整備等を支援する。

(ｴ)　森林の有する多面的機能の発揮や山村地域の活性化のため、地域における活動組織が実施する取組を支援する。

(ｵ)　地域の実情に応じた持続的な森林経営を確立するため、市町村等が中心となった協議会が実施する計画作成の取組や路網の改良を支援する。

(ｶ)　林業への就業前の青年に対する給付金を創設するとともに、「緑の雇用」事業の拡充等により人材の育成を推進する。

ケ　水産業・漁村振興対策

(ｱ)　老朽化した漁港施設の長寿命化・耐震化対策のほか、流通拠点漁港の衛生管理対策、水産資源回復対策等を推進する。

⑷　産地における水産業の強化と漁港・漁村における新しい防災・減災対策を支援する。

⑼　資源管理に取り組む漁業者に対する共済・積立ぷらすを活用した収入安定対策、燃油高騰等に対するコスト対策を実施する。

⑸　水産業・漁村の有する多面的機能の発揮のための取組等を支援する。

⑽　川下のニーズに即応した出荷や産地・消費地情報の一元化を図る取組、流通過程の各段階への個別指導、流通促進のための機器整備等を支援する。

⑹　漁業への就業前の青年に対する給付金の給付や、就業・定着促進等のための長期研修等を支援する。

コ　震災からの復興対応

⑺　東日本大震災からの本格的な復興・原発事故からの復旧・復興を進めるための予算について、東日本大震災復興特別会計において措置を講ずる。

第２節　農林水産予算総括表

１　一般会計予算の主要経費別分類表

（単位：千円）

事項	25年度予算額	24年度予算額		比較増△減額	
	(A)	当初 (B)	補正後 (C)	(A－B)	(A－C)
（公共事業関係費）					
治山治水対策事業費	65,183,000	61,391,000	122,101,316	3,792,000	△56,918,316
治山事業	61,144,000	57,494,000	117,234,032	3,650,000	△56,090,032
海岸事業	4,039,000	3,897,000	4,867,284	142,000	△828,284
農林水産基盤整備事業費	566,207,800	408,926,000	850,113,506	157,281,800	△283,905,706
農業農村整備事業費	262,733,000	212,939,000	374,683,251	49,794,000	△111,950,251
農地関係	262,668,782	212,866,675	374,610,926	49,802,107	△111,942,144
畜産関係	64,218	72,325	72,325	△8,107	△8,107
森林整備事業	118,498,000	117,325,000	183,376,624	1,173,000	△64,878,624
水産基盤整備事業	72,148,800	69,048,000	117,439,631	3,100,800	△45,290,831
農山漁村地域整備交付金	112,828,000	9,614,000	174,614,000	103,214,000	△61,786,000
小計	631,390,800	470,317,000	972,214,822	161,073,800	△340,824,022
一般公共事業費計	631,390,800	470,317,000	972,214,822	161,073,800	△340,824,022
災害復旧等事業費	19,250,000	19,250,000	64,902,854	0	△45,652,854
農地関係	8,163,000	8,163,000	36,938,932	0	△28,775,932
林野関係	9,974,000	9,974,000	23,120,000	0	△13,146,000
漁港関係	1,113,000	1,113,000	4,843,922	0	△3,730,922
公共事業関係費計	650,640,800	489,567,000	1,037,117,676	161,073,800	△386,476,876
（非公共事業関係費）					
社会保障関係費	123,272,561	126,227,449	126,207,810	△2,954,888	△2,935,249
農林水産関係年金医療介護保険給付費	1,094,220	1,056,168	1,056,168	38,052	38,052
農林水産関係社会福祉費	122,178,341	125,171,281	125,151,642	△2,992,940	△2,973,301
文教及び科学振興費					
農林水産関係科学技術振興費	90,260,581	99,173,650	117,000,583	△8,913,069	△26,740,002
経済協力費					
農林水産関係経済協力費	630,951	701,057	698,983	△70,106	△68,032
食料安定供給関係費	1,053,922,773	1,104,114,528	1,303,502,471	△50,191,755	△249,579,698
その他の事項経費	378,828,862	352,879,445	491,738,048	25,949,417	△112,909,186
非公共事業関係費計	1,646,915,728	1,683,096,129	2,039,147,895	△36,180,401	△392,232,167
農林水産予算合計	2,297,556,528	2,172,663,129	3,076,265,571	124,893,399	△778,709,043
公共	650,640,800	489,567,000	1,037,117,676	161,073,800	△386,476,876
非公共	1,646,915,728	1,683,096,129	2,039,147,895	△36,180,401	△392,232,167

2　一般会計予算所管別総括表

（単位：千円）

区分	25年度予算額	24年度予算額		比較増△減額	
	(A)	当初 (B)	補正後 (C)	(A－B)	(A－C)
A 農林水産省所管	2,129,220,728	2,038,799,832	2,857,494,188	90,420,896	△728,273,460
1 経常部門（経）	1,589,858,956	1,621,496,835	1,861,622,704	△31,637,879	△271,763,748
(1) 非公共事業費	1,589,853,956	1,621,484,835	1,861,610,704	△31,630,879	△271,756,748
人件費	159,404,751	142,729,373	127,425,926	16,675,378	31,978,825
事務事業費	59,320,089	43,267,413	43,183,429	16,052,676	16,136,660
委託費	25,609,819	22,956,467	22,677,698	2,653,352	2,932,121
補助金等	1,097,982,027	1,142,510,187	1,359,937,424	△44,528,160	△261,955,397
特別会計繰入	226,604,593	262,246,731	300,692,254	△35,642,138	△74,087,661
その他	20,932,677	7,774,664	7,693,973	13,158,013	13,238,704
(2) 公共事業費					
一般公共事業費	5,000	12,000	12,000	△7,000	△7,000
2 投資部門（投）	539,361,772	417,302,997	995,871,484	122,058,775	△456,509,712
(1) 公共事業費	482,390,000	355,765,000	818,407,590	126,625,000	△336,017,590
一般公共事業費	463,143,000	336,518,000	753,507,638	126,625,000	△290,364,638
災害復旧等事業費	19,247,000	19,247,000	64,899,952	0	△45,652,952
(2) 非公共事業費	56,971,772	61,537,997	177,463,894	△4,566,225	△120,492,122
施設費	3,871,186	1,562,896	5,431,771	2,308,290	△1,560,585
補助金、出資金	53,100,586	59,975,101	172,032,123	△6,874,515	△118,931,537
B 内閣府所管（沖縄）					
一般公共事業費	16,352,000	15,201,000	22,701,910	1,151,000	△6,349,910
C 国土交通省所管	151,983,800	118,662,297	196,069,473	33,321,503	△44,085,673
一般公共事業費	151,890,800	118,586,000	195,993,274	33,304,800	△44,102,474
災害復旧等事業費	3,000	3,000	2,902	0	98
奄美群島園芸振興費（経）	90,000	73,297	73,297	16,703	16,703
農林水産予算合計	2,297,556,528	2,172,663,129	3,076,265,571	124,893,399	△778,709,043
（経常部門）	1,589,948,956	1,621,570,132	1,861,696,001	△31,621,176	△271,747,045
（投資部門）	707,607,572	551,092,997	1,214,569,570	156,514,575	△506,961,998

3　東日本大震災復興特別会計歳出予算の主要経費別分類表

（単位：千円）

事項	25年度予算額 (A)	24年度予算額 当初 (B)	24年度予算額 補正後 (C)	比較増△減額 (A－B)	比較増△減額 (A－C)
（公共事業関係費）					
治山治水対策事業費	264,000	1,197,000	1,197,000	△933,000	△933,000
治山事業	144,000	1,197,000	1,197,000	△1,053,000	△1,053,000
海岸事業	120,000	0	0	120,000	120,000
農林水産基盤整備事業費	3,155,000	25,532,000	23,942,493	△22,377,000	△20,787,493
農業農村整備事業費	0	15,649,000	14,059,493	△15,649,000	△14,059,493
農地関係	0	15,649,000	14,059,493	△15,649,000	△14,059,493
畜産関係	0	0	0	0	0
森林整備事業	0	2,481,000	2,481,000	△2,481,000	△2,481,000
水産基盤整備事業	2,538,000	7,175,000	7,175,000	△4,637,000	△4,637,000
農山漁村地域整備交付金	617,000	227,000	227,000	390,000	390,000
小計	3,419,000	26,729,000	25,139,493	△23,310,000	△21,720,493
一般公共事業費計	3,419,000	26,729,000	25,139,493	△23,310,000	△21,720,493
災害復旧等事業費	0	0	0	0	0
農地関係	0	0	0	0	0
林野関係	0	0	0	0	0
漁港関係	0	0	0	0	0
公共事業関係費計	3,419,000	26,729,000	25,139,493	△23,310,000	△21,720,493
（非公共事業関係費）					
社会保障関係費	0	0	0	0	0
農林水産関係年金医療介護保険給付費	0	0	0	0	0
農林水産関係社会福祉費	0	0	0	0	0
文教及び科学振興費					
農林水産関係科学技術振興費	0	277,392	264,419	△277,392	△264,419
経済協力費					
農林水産関係経済協力費	0	0	0	0	0
食料安定供給関係費	0	781,873	721,099	△781,873	△721,099
その他の事項経費	0	3,748,793	2,343,550	△3,748,793	△2,343,550
非公共事業関係費計	0	4,808,058	3,329,068	△4,808,058	△3,329,068
農林水産予算合計	3,419,000	31,537,058	28,468,561	△28,118,058	△25,049,561
公共	3,419,000	26,729,000	25,139,493	△23,310,000	△21,720,493
非公共	0	4,808,058	3,329,068	△4,808,058	△3,329,068

4　東日本大震災復興特別会計歳出予算所管別総括表

（単位：千円）

区分	25年度予算額	24年度予算額		比較増△減額	
	(A)	当初 (B)	補正後 (C)	(A－B)	(A－C)
A 農林水産省所管	2,046,000	20,161,058	17,819,712	△18,115,058	△15,773,712
1 経常部門（経）	0	2,118,058	1,873,842	△2,118,058	△1,873,842
(1) 非公共事業費	0	2,118,058	1,873,842	△2,118,058	△1,873,842
人件費	0	992,336	835,358	△992,336	△835,358
事務事業費	0	473,988	465,095	△473,988	△465,095
委託費	0	341,450	280,676	△341,450	△280,676
補助金等	0	310,284	292,713	△310,284	△292,713
特別会計繰入	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
(2) 公共事業費					
一般公共事業費	0	0	0	0	0
2 投資部門（投）	2,046,000	18,043,000	15,945,870	△15,997,000	△13,899,870
(1) 公共事業費	2,046,000	15,353,000	14,490,644	△13,307,000	△12,444,644
一般公共事業費	2,046,000	15,353,000	14,490,644	△13,307,000	△12,444,644
災害復旧等事業費	0	0	0	0	0
(2) 非公共事業費	0	2,690,000	1,455,226	△2,690,000	△1,455,226
施設費	0	0	0	0	0
補助金、出資金	0	2,690,000	1,455,226	△2,690,000	△1,455,226
B 内閣府所管（沖縄）	0	0	0	0	0
一般公共事業費	0	0	0	0	0
沖縄農業振興費（経）	0	0	0	0	0
D 国土交通省所管	1,373,000	11,376,000	10,648,849	△10,003,000	△9,275,849
一般公共事業費	1,373,000	11,376,000	10,648,849	△10,003,000	△9,275,849
災害復旧等事業費	0	0	0	0	0
奄美群島園芸振興費（経）	0	0	0	0	0
農林水産予算合計	3,419,000	31,537,058	28,468,561	△28,118,058	△25,049,561
（経常部門）	0	2,118,058	1,873,842	△2,118,058	△1,873,842
（投資部門）	3,419,000	29,419,000	26,594,719	△26,000,000	△23,175,719

5　特別会計歳入歳出予算予定額表

（単位：千円）

会計名	25年度 歳入	25年度 歳出	24年度 歳入	24年度 歳出
			(2,545,453,964)	(2,526,843,816)
1 食料安定供給	2,318,615,540	2,299,320,370	2,294,185,106	2,217,785,683
農業経営基盤強化勘定	23,641,879	20,854,414	23,028,105	17,899,670
農業経営安定勘定	273,698,441	273,698,441	260,885,689	260,885,689
米管理勘定	428,456,175	428,456,175	518,136,604	518,136,604
麦管理勘定	598,836,893	598,836,893	539,640,394	539,640,394
業務勘定	13,084,403	13,084,403	8,367,200	8,367,200
			(1,140,946,832)	(1,127,465,119)
調整勘定	939,109,490	922,601,785	881,538,589	810,267,601
			(54,449,140)	(54,449,140)
国営土地改良事業勘定	41,788,259	41,788,259	62,588,525	62,588,525
			(122,496,796)	(118,580,278)
2 農業共済再保険	123,531,273	117,892,332	122,393,463	118,476,945
再保険金支払基金勘定	25,851,463	25,851,463	25,689,696	25,689,696
農業勘定	46,224,655	46,022,812	44,549,560	44,416,346
家畜勘定	36,493,590	32,684,477	36,371,332	34,253,992
果樹勘定	9,533,869	8,241,558	10,234,499	8,827,026
園芸施設勘定	4,453,000	4,117,326	4,583,844	4,325,353
			(1,067,865)	(1,067,865)
業務勘定	974,696	974,696	964,532	964,532
3 森林保険	9,258,056	4,171,641	9,661,870	4,385,858
4 国有林野事業債務管理	304,407,224	304,407,224	0	0
			(50,875,955)	(36,677,249)
5 漁船再保険及び漁業共済保険	30,805,030	19,742,801	50,844,360	36,645,654
漁船普通保険勘定	12,761,385	9,814,930	27,721,284	21,344,699
漁船特殊保険勘定	287,851	179,223	287,832	269,223
漁船乗組員給与保険勘定	43,515	27,520	43,512	42,520
漁業共済保険勘定	16,974,333	8,983,182	22,060,259	14,257,739
			(763,068)	(763,068)
業務勘定	737,946	737,946	731,473	731,473
			(462,953,239)	(462,953,239)
6 国有林野事業	0	0	511,102,755	511,102,755

※ 24年度予算額の上段（　）は当初予算である。

6　財政投融資資金計画表

（単位：百万円）

区分	25年度計画 一般会計	25年度計画 東日本大震災復興特別会計	25年度計画 財政融資資金等	24年度計画 一般会計	24年度計画 東日本大震災復興特別会計	24年度計画 財政融資資金等
				(19,314)	(6,070)	
株式会社日本政策金融公庫	18,200	7,529	180,000	32,750	6,882	180,000
独立行政法人　森林総合研究所						
				(22,887)	(1,556)	
水源林造成	23,622	1,518	6,500	39,151	1,591	6,600
独立行政法人　農業・食品産業技術総合研究機構	－	－	－	－	－	300
						(30,000)
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	－	－	35,000	－	－	40,000
				(28,942)	(4,576)	(6,400)
食料安定供給特別会計（国営土地改良事業勘定）	19,623	3,657	4,100	34,908	5,349	7,800
				(71,143)	(12,202)	(223,300)
計	61,445	12,704	225,600	106,809	13,822	234,700

「注１」　一般会計及び、東日本大震災復興特別会計の欄は、補助金、補給金、各会計からの繰入れ又は出資を示す。
「注２」　日本政策金融公庫は、上記のほか財投機関債の発行による資金調達200億円を見込んでいる。
「注３」　日本政策金融公庫は、上記のほか、危機対応円滑化業務の事業のため、25年度計画額120億円がある。

第2編　各　　論

第1章　大　臣　官　房

第１節　国　会　関　係

１　平成24年中の国会状況

平成24年中には次の３国会が開催された。

国会回次	召集日	閉会日	会期
第180回通常会	24. 1.24	24. 9. 8	229日間
第181回臨時会	24.10.29	24.11.16	19日間
第182回特別会	24.12.26	24.12.28	3日間

２　第180回国会（通常会）の総括

⑴　会　　期

今国会は、１月24日(火)に召集され、同日開会式を行った。会期は79日間延長され、９月８日(土)までの229日間となった。

⑵　施政方針演説と主な議論

１月24日(火)に開会式が行われるとともに、(衆)(参)本会議において、野田総理大臣の施政方針演説、玄葉外務大臣の外交演説、安住財務大臣の財政演説、古川国務大臣の経済演説の政府四演説が行われた。

野田総理の施政方針演説では、大震災からの復旧・復興、原発事故との戦い、日本経済の再生を優先課題に取り組むこと、また、政治・行政改革と社会保障と税の一体改革の包括的な推進を断行する決意を表明した。

農水省関係では、「農業」は、新たな需要を生み出し、21世紀の成長産業となる大きな可能性を秘めているとし、先に策定した食と農林漁業の再生に向けた「基本方針・行動計画」を政府全体の責任で着実に実行することが表明された。

政府四演説に対する代表質問は、(衆)で26日(木)、27日(金)の２日間、(参)で27日(金)、30日(月)の２日間行われた。

農水省関係では、農業者戸別所得補償制度、TPP交渉関係、放射線汚染稲わら等関係、森林吸収源対策などについて議論が行われた。

⑶　平成23年度第４次補正予算、平成24年度予算審議

平成23年度第４次補正予算案及び平成24年度総予算案については、召集日である１月24日(火)に提出された。

ア　平成23年度第４次補正予算審議の概要

農水省関係では、持続可能な力強い農業の実現、６次産業化・成長産業化、流通効率化、森林・林業再生、水産業再生のための予算などを盛り込み総額1,630億円となった。

平成23年度第４次補正予算案は、２月８日(水)に(参)本会議において賛成多数により可決され、成立した。

イ　平成24年度本予算審議の概要

平成24年度総予算案（総額90.3兆円）は、２月９日(木)から(衆)で審議が始まった。

農水省関係では、農地集積の推進、新規就農の増大、農林漁業成長産業化ファンド（仮称）の創設、森林・林業再生や水産業再生、震災・原発事故からの農林水産業の復興など2.3兆円が盛り込まれた。

平成24年度総予算は、３月８日(木)に(衆)で可決され、(参)に送付された。４月５日(木)に(参)予算委で締め括り総括質疑・討論の後、採決され、反対多数で否決された。同日に開かれた(参)本会議で(野)が反対し反対多数（賛成110、反対129）で否決された。この本会議後に両院協議会が開催され、協議されたが成案を得られなかったことから、憲法第60条の規定により、(衆)の議決が国会の議決となり、５日(木)に平成24年度総予算は成立した。

⑷　法案審議の概要

政府提出法案は、新規提出83件、継続23件、新規提出では55件が成立（成立率66.3％）、継続法案のうち６件が成立した。

⑸　農林水産委員会

ア　農水省提出法案の審議結果

農水省からは４件（予算関連１件）の法案を提出し、農水委で審議され、再生可能エネルギー法案を除く３件が成立した。

農林漁業成長ファンド法案（予算関連法案）は、

２月７日(火)に国会に提出された。サブファンドの規定や農水大臣の関与に関する規定などを修正する(自)案が提出され、８月１日(水)に(衆)農水委に付託、提説、２日(木)に質疑・採決され可決し、同日の(衆)本会議で可決された。(参)では28日(火)に提説、質疑、採決を行い、29日(水)の(参)本会議で可決され成立となった。

競馬法案は、２月24日(金)に国会に提出され、３月21日(水)に(衆)農水委で提説を行い、３月27日(火)に質疑・採決され可決し、同日の(衆)本会議で可決された。しかし、(参)において24年度総予算の成立の際、国会が不正常化し、同法案も(参)で審議することが出来ず、６月19日(火)に(参)農水委で提説、質疑、採決を行い、翌20日(水)の(参)本会議で可決され成立となった。

国有林野法案は、３月２日(金)に国会に提出され、(参)先議で審議された。４月10日(火)に(参)農水委で提説を行い、12日(木)に(参)農水委で質疑・採決し可決され、16日(月)の(参)本会議で採決された。(衆)では17日(火)に(衆)農水委で提案理由説明を行ったが、競馬法案同様、６月まで(衆)農水委を開催することが出来なかった。正常化した後、６月20日(水)に質疑・採決を行い、同日の(衆)本会議に緊急上程し成立の運びとなった。

再生可能エネルギー法案は、２月17日(金)に国会に提出されたが、継続審議となった。

イ　議員提出法案の動き

今国会で新たに提出された議員立法２本（(衆)特土法案、(衆)養蜂振興法案）と(参)農水委に付託されていた(参)鳥獣被害防止法案の３本が委員長提案で可決され、成立した。戸別所得補償制度法案の対案として提出された(衆)担い手育成法案及び(衆)多面的機能法案は、審議されることなく継続となった。

⑹　内　閣　改　造

野田総理は６月４日(月)に内閣改造を行った。閣僚13人が留任し、内閣改造での留任人数としては歴代最多記録となった。農水大臣には郡司彰議員が就任した。また、副大臣には佐々木隆博議員が就任し、岩本司議員は留任。大臣政務官は仲野博子議員、森本哲生議員がそれぞれ留任となった。

３　第181回国会（臨時会）の総括

⑴　開会と召集と会期

今国会は、10月29日(月)に召集され、同日、開会式が行われた。会期は11月30日(金)までの33日間となった。しかしながら、11月16日(金)に(衆)本会議で解散となったため、会期は19日間であった。

⑵　所信表明演説と緊急質問

野田総理の所信表明演説は開会式の後、10月29日(月)に(衆)において行われたが、(参)では野田総理に対する問責決議が可決されていることから、全(野)が所信表明演説を行うための本会議の開催を拒否したため、所信表明演説は聴取されなかった。(衆)では所信表明演説に対する代表質問が31日(水)及び11月１日(木)で行われた。(参)では所信表明演説が行われなかったため、代表質問は行われなかったが、(野)は予算委の開催と代表質問の代わりに(参)本会議での緊急質問を要求。その結果、27年ぶりの緊急質問が行われた。

⑶　予　　算　　委

今国会では、予算案が提出されておらず、予算に対する審議は行われなかったが、全大臣出席の予算委を11月12日(月)、13日(火)に開催した。

⑷　法　案　審　議

今国会では、10本の閣法が提出され、うち５本が成立。33本の継続審査となっていた閣法について、うち２本が成立となった。(衆)が解散となったことから、成立をしなかった閣法36本は全て廃案となった。農水省関連としては、180国会から継続審査となっていた再エネ法案が廃案となった。

⑸　農 水 委 関 係

今国会では、内閣改造に伴い多くの大臣が交代したことから、(野)からは（委）の冒頭所信的挨拶及びそれに対する質疑が要求されたため、(衆)農水委においても大臣が交代していないものの所信的挨拶及びそれに対する質疑を行った。しかし、(参)では(参)予算委も開催していないことから各（委）が開催されないまま、(衆)の解散となった。

４　第182回国会（特別会）の総括

⑴　特別国会の召集、開会式、会期末処理

第182回国会（特別会）は、12月26日(水)に召集され、28日(金)までの３日間の会期であった。今国会は、首班指名等を行ったのみで閉会となった。

⑵　首班指名及び組閣

12月26日(水)に(衆)本会議における首班指名では、(自)安倍晋三君が第96代内閣総理大臣に指名された。同日、組閣が行われ、農林水産大臣には林芳正議員が任命された。また、27日(木)には、江藤拓議員及び加治屋義人議員が副大臣に、長島忠美議員及び稲津久議員が大臣政務官に任命された。

第２節　新　聞　発　表　等

１　新　聞　発　表　等

農林水産行政施策等について、随時、記者発表を行った。

主なものは次のとおりである。

⑴　閣議後及び重要施策策定時等の大臣会見、副大臣会見等

⑵　農業、林業及び漁業の動向に関する年次報告、農林水産予算、国会提出法案等主要農林水産施策

⑶　各種審議会、懇談会、国際会議、主要会議等の概要

⑷　水陸稲作柄概況をはじめ農産物の作付面積、飼養頭羽数、生産量、漁獲量、流通等の農林水産統計及び農林水産施策に関する資料を配布

２　農林水産省後援等名義使用承認

農林水産省後援等名義の使用は、農林水産業の発展を図るという趣旨のもとに承認しており、前年度同様に他省庁、都道府県、各種団体等が主催する諸行事（農林水産祭参加行事を含む。）の後援・協賛等542件の名義使用承認を行った。

第３節　農　林　水　産　祭

１　農林水産大臣賞の交付と天皇杯等の授与

⑴　農産等６部門

第51回農林水産祭参加表彰行事（平成23年８月１日から平成24年７月31日までの間）として、全国各地で開催された各種の品評会、共進会等は278行事であり、交付した農林水産大臣賞は476点であった。

農林水産大臣賞受賞476点のうち、農産、園芸、畜産、蚕糸・地域特産、林産、水産の６部門で特に優秀なものに天皇杯が授与され、それに次ぐものに対しては、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞の授与が行われた。

なお、その選賞は、農林水産祭中央審査委員会（会長：林 良博氏）において行われた。

⑵　むらづくり部門

各地方農政局のむらづくり審査会等において、農林水産大臣賞に決定された16事例について、農林水産大臣賞を交付した。

また、各地方農政局のむらづくり審査会等から天皇杯等三賞の候補として推薦のあった８点の中から、農林水産祭中央審査委員会の選考により特に優良なものについて天皇杯、それに次ぐものに対して内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞が授与された。

２　農林水産祭式典等

⑴　農林水産祭式典

農林水産祭式典は、勤労感謝の日の11月23日（金）11時30分から明治神宮会館において、農林水産大臣賞受賞者、各界代表者、中央・地方農林水産関係者など約700人が出席して開催され、まず、郡司農林水産大臣の挨拶、次に農林水産祭中央審査委員会会長林良博氏の天皇杯等選賞審査報告が行われた。その後、八木（財）日本農林漁業振興会会長から天皇杯及び日本農林漁業振興会会長賞、芝博一内閣官房副長官から内閣総理大臣賞の授与が行われた。

なお、天皇杯等の授与に先立ち、収穫に感謝し、農林水産業者の労をねぎらうとともに、農林水産業の発展を願う「収穫感謝」が行われた。

⑵　天皇皇后両陛下拝謁及び業績説明

平成25年１月22日（火）14時30分に７部門の天皇杯受賞者が皇居へ参内し、天皇皇后両陛下に受賞の御礼を申し上げるとともに、業績の御説明を行った。

⑶　実りのフェスティバル

第51回実りのフェスティバルは、11月10日（土）から11日（日）の２日間、千代田区の日比谷公園にれの木広場及び第二花壇において「第３回ファーマーズ＆キッズフェスタ2012」とともに開催され、初日には、秋篠宮同妃両殿下にご視察をいただいた。

会場の天皇杯コーナーでは、天皇杯受賞者の業績を紹介し、また、政府特別展示においては、「見て　聞いて　触れて体験　食・農・林・水」をテーマに、食料自給率向上の取組や農業・農村の多面的機能、ウナギの完全養殖などについて紹介したほか、「移動消費者の部屋」を設置し、食事バランス診断を行った。都道府県農林水産技術・経営普及展コーナーでは、各都道府県独自の農林水産技術や特徴ある農林水産物について、パネル、実物等で紹介し、消費者の農林水産業への理解を深めた。

また、38都道府県による郷土の新鮮な農林水産物の展示・即売及び14の農林水産関係団体による農林水産業・食料についての啓発展示等が行われた。

更に、「親子で買い物ゲーム」、「ポニーの乗馬の体験」等の家族ぐるみで楽しめる多彩な催しを行い、来場者の好評を得た。

なお、実りの喜びを広く多くの人達と分かち合うた

め、10道県・１団体から提供された農林水産物を、東京都社会福祉協議会東京善意銀行を通じて、都内の福祉施設に贈呈した。

開催２日間の来場者は、約64,000人であった。

Ⅰ　平成24年度（第51回）農林水産祭天皇杯等受賞者一覧

１．天皇杯

部門	出品財	受賞者		表彰行事
		住所	氏名等	
農　産	経　営 （水稲、野菜）	石川県金沢市	小林　正治＊ 小林　査代子＊	第41回日本農業賞
園　芸	経　営 （花き）	千葉県印西市	株式会社　ハルディン （代表：篠原　茂）	第41回日本農業賞
畜　産	経　営 （養豚）	神奈川県平塚市	株式会社　フリーデン （代表：大谷　康志）	第61回全国農業コンクール
蚕　糸・ 地域特産	経　営 （茶）	福岡県八女市	有限会社 グリーンワールド八女 （代表：平井　隆一郎）	第61回全国農業コンクール
林　産	経　営 （林業）	奈良県橿原市	岡橋　清元	全国林業経営推奨行事
水　産	経　営 （漁業経営改善）	長崎県対馬市	対馬真珠養殖漁業協同 組合　青年部 （代表：日高　政明）	第17回全国青年・女性漁業者交流大会
むらづくり	むらづくり活動	岩手県二戸市	浄門の里づくり協議会 （代表：佐藤　勘悦）	第34回豊かなむらづくり全国表彰事業

２．内閣総理大臣賞

部門	出品財	受賞者		表彰行事
		住所	氏名等	
農　産	経　営 （そば他）	栃木県芳賀郡益子町	鈴木　幸一＊ 鈴木　茂子＊	第61回全国農業コンクール
園　芸	経　営 （りんご）	岩手県紫波郡紫波町	JAいわて中央りんご部会 （代表：藤島　伸一）	第41回日本農業賞
畜　産	経　営 （酪農）	北海道虻田郡洞爺湖町	塩野谷　孝二	全国酪農青年女性酪農発表大会
蚕　糸・ 地域特産	産　物 （茶）	鹿児島県霧島市	有村　幸二	第65回全国茶品協会
林　産	産　物 （わさび）	静岡県御殿場市	田代　耕一	第26回全国わさび品評会
水　産	生　活 （地域活性化）	愛媛県宇和島市	遊子漁業協同組合 女性部 （代表：山内　満子）	第17回全国青年・女性漁業者交流大会
むらづくり	むらづくり活動	静岡県掛川市	NPO法人　とうもんの会 （代表：名倉　光子）	第34回豊かなむらづくり全国表彰事業

3．日本農林漁業振興会会長賞

部門	出品財	受賞者		表彰行事
		住　所	氏　名　等	
農　産	経営 （大麦、大豆他）	島根県浜田市	有限会社　やさか共同農場 （代表：佐藤　隆）	第61回全国農業コンクール
園　芸	経営 （いちご）	栃木県真岡市	一木　茂	第5回（平成23年度）栃木県元気な農業コンクール
畜　産	経営 （肉用牛）	富山県富山市	村田　勝己	第71回中日農業賞
蚕　糸・ 地域特産	技術・ほ場 （こんにゃく）	群馬県利根郡昭和村	林　新一	第38回群馬県こんにゃく立毛共進会
林　産	技術・ほ場 （苗ほ）	宮崎県小林市	木佐貫　薫	平成23年度全国山林苗畑品評会
水　産	産物 （水産加工品）	高知県須崎市	株式会社　けんかま （代表：市川　賢三）	第64回全国蒲鉾品評会
むらづくり	むらづくり活動	鹿児島県西之表市	現和校区 （代表：古川　正一）	第34回豊かなむらづくり全国表彰事業

（注）氏名等の欄に＊を付したものは、夫婦連名で表彰するものである。

Ⅱ　農林水産祭むらづくり部門（第34回豊かなむらづくり全国表彰事業）農林水産大臣賞受賞者団体

No.	ブロック	農林水産大臣賞受賞者名	所在地	天皇杯等三賞
1	東北ブロック	○浄門の里づくり協議会	岩手県二戸市	天皇杯
2		三又集落	秋田県横手市	
3		東沢地区協働のまちづくり推進会議	山形県東置賜郡川西町	
4	関東ブロック	絹ふれあいの郷交流推進組合	栃木県小山市	
5		金沢たたらの里を愛する会	埼玉県秩父郡皆野町	
6		○NPO法人　とうもんの会	静岡県掛川市	内閣総理大臣賞
7	北陸ブロック	○仙田地区開発振興協議会	新潟県十日町市	
8	東海ブロック	○田光資源と環境を守る会	三重県三重郡菰野町	
9	近畿ブロック	農事組合法人すごいえぇのう鮎河	滋賀県甲賀市	
10		○古屋地区	京都府綾部市	
11	中国四国ブロック	福栄里づくり協議会	香川県東かがわ市	
12		○田滝集落	愛媛県西条市	
13	九州ブロック	特定非営利活動法人おぢかアイランドツーリズム協会	長崎県北松浦郡小値賀町	
14		東門寺集落	熊本県熊本市	
15		○現和校区	鹿児島県西之表市	日本農林漁業振興会会長賞
16	北海道・沖縄ブロック	国際トラクターBANBA実行委員会	北海道河西郡更別村	

（注）○印は各ブロックの最優良事例である。

第４節　栄　典　関　係

農林水産業及び食品産業など関連産業の発展等に努め、特に功績顕著であるものとして、春秋の叙勲及び褒章を授与された者は次のとおりである。

１　春　秋　叙　勲

ア　平成24年４月29日（91名）
　旭日中綬章（２名）
　旭日小綬章（４名）
　旭日双光章（20名）
　旭日単光章（31名）
　瑞宝中綬章（６名）
　瑞宝小綬章（18名）
　瑞宝単光章（10名）
イ　平成24年11月３日（102名）
　旭日中綬章（１名）
　旭日小綬章（６名）
　旭日双光章（39名）
　旭日単光章（25名）
　瑞宝中綬章（10名）
　瑞宝小綬章（15名）
　瑞宝単光章（６名）

２　春　秋　褒　章

ア　平成24年４月29日（47名）
　黄綬褒章（18名）
　藍綬褒章（29名）
イ　平成24年11月３日（36名）
　黄綬褒章（23名）
　藍綬褒章（13名）

第５節　検　　査

１　検査の趣旨

農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等の系統組織、農林漁業信用保証団体、農業・漁業共済団体、漁船保険団体、土地改良区、中央卸売市場の卸売業者、商品先物取引業者等の農林漁業に関係する被検査団体は、農林水産物の生産・流通や農林漁業者の生活の向上等の面で大きな役割を果たしており、農林漁業が持続的に発展していくためには、これら検査対象団体の健全な経営・運営を確保することが不可欠である。

このため、行政検査においては、これら検査対象団体に対して法令に基づく立入検査を実施し、経営、業務運営等が適切に行われているかを検証し、問題があればそれを指摘して改善取組の促進を図ることにより、利用者、組合員等の利便性の確保につなげることとしている。

また、検査に当たっては、法令等の遵守状況（合法性）、事業目的への合致状況（合目的性）及び業務・会計の経済性の観点からの妥当性（合理性）の観点を、全ての検査対象団体に共通する視点として検証を行っている。

さらに、信用事業を行う農漁協系統組織の一部について、金融庁との共同検査又は３者要請検査（単位農業協同組合を所管する都道府県の要請を受けて、都道府県及び金融庁と共同で行う検査）を実施し、商品先物取引業者等について、経済産業省との合同検査を実施するなど、関係省庁と連携を図っているところである。

このように、検証の視点を明確にするとともに、指導部局とも緊密に連携しつつ、検査対象団体の経営の健全性や業務運営の適正性の確保に資する検査を実施している。

２　平成24年度の検査方針

平成24年度の検査は、次のような方針により、効率的かつ効果的に実施した。

ア　検査周期

原則として１～５年に１回の検査周期で、過去の検査結果、その他被検査団体に対する検査計画、検査担当職員の体制等の諸事情を考慮しつつ（協同組合系統組織及び農業・漁業共済団体については、毎年１回の検査を常例としつつ、当該諸事情を考慮した上で）、実施する。

なお、東日本大震災の被災地域に所在する被検査団体については、受検体制の整備状況を勘案し、検査周期等について特段の配慮を払う。

イ　検査実施に当たっての留意事項

検査に当たっては、以下の事項に留意する。

㈠　被検査団体ごとのリスクカテゴリーに応じたガバナンスの不備・欠陥やリスク管理上の問題点の検証の重点化、被検査団体との双方向の議論の実施

㈡　法令等遵守態勢の確立、不正・不祥事件の再発防止、財務状況の健全性の確保について重点的な検査の実施

㈢　会計基準の明確化、経営環境の悪化、被検査団

体に影響を与える他施策の推進等の社会情勢や経済情勢の変化に対応した検査の実施

㈡　社会的影響の大きい被検査団体、事業運営面で改善の必要性が高いと認められる団体等に対する重点的な検査の実施

㈢　都道府県からの要請・連携検査の実施要請は最大限受け入れ（特に農協系統組織の信用事業実施組合にかかる３者要請検査については優先的に実施）

ウ　検査重点項目

検査に当たっては、以下を重点項目とする。

㈠　経営管理態勢（又は業務運営態勢）の整備状況の検証

㈡　法令等遵守態勢の整備状況の検証

㈢　利用者保護等管理態勢の整備状況の検証

㈣　財務管理態勢（資産管理態勢）の整備状況の検証

３　検査体制の強化等

検査方針に則して的確な立入検査を実施するため、地方農政局を中心に検査体制の強化を図るとともに、検査担当職員、都道府県検査担当職員等に対する研修を実施することにより、検査技術等の向上に努めた。

ア　検査従事者の人員（24年度末）

本省　　124人（23年度末125人）

地方農政局　87人（23年度末 92人）

（沖縄総合事務局２名を含む。）

イ　研修実績

㈠　検査職員合同研修

初任者研修（基礎共通コース）２回	各５日間	196名
資産査定研修	４日間	78名
中堅総合研修	４日間	66名
アップ・トゥ・デイト研修	３日間	46名
初任者研修（発展コース）	５日間	105名
金融商品・会計研修	５日間	39名
土地改良区等検査職員研修	５日間	53名
農業共済組合等検査職員研修	４日間	46名

㈡　検査能力養成研修

事前研修Ⅰ	５日間	10名
事前研修Ⅱ	１日間	26名
インターン研修	３日間	18名

㈢　通信教育

簿記２級コース	４ヶ月間	１名
簿記３級コース	３ヶ月間	５名
宅地建物取引主任者コース	６ヶ月間	３名
信用事業基本コース	３ヶ月間	７名
融資コース	５ヶ月間	11名
財務基礎コース	５ヶ月間	４名
JAバンク信用事業管理者コース	３ヶ月間	16名

㈣　検査部内研修

資産査定実務研修	43名
検査結果とりまとめ表作成研修	47名
震災対応研修	45名
検査報告書、二段表作成研修	85名
検査評定制度研修	80名

４　検査の実績等

24年度の立入検査における主な指摘事項はア～オに掲げるとおりであり、検査実績は表のとおりである。

ア　経営管理態勢面での問題点

イ　法令等遵守態勢面での問題点

ウ　利用者保護等管理態勢面での問題点

エ　財務管理態勢（資産管理態勢）面での問題点

オ　事務リスク管理態勢面での問題点

表　検査実績

	対象機関数	検査実施数	うち農政局実施	延日数	延人日数
農業協同組合連合会等	176	51	45	679	4,147
(2者要請検査)	－	13	13	162	905
(3者要請検査)	－	21	20	276	1,404
森林組合連合会	47	15	－	203	751
水産業協同組合連合会等	87	36	－	495	2,269
農業信用基金協会	47	18	17	167	572
漁業信用基金協会	42	14	－	86	217
農業共済組合連合会	41	20	－	180	583
漁業共済組合等	21	6	－	89	254
漁船保険組合等	46	10	－	81	195
土地改良区等	5,068	91	75	589	1,696
中央卸売市場卸売業者等	194	55	43	451	1,413
商品先物取引業者等	77	11	1	155	1,103
合計	5,846	327	181	3,175	13,200
(要請検査合計)	－	34	33	438	2,309

※1　要請検査は、都道府県からの要請を受けて行う検査であるため、外数としている。また、対象機関数は集計していない。
※2　土地改良区等の対象機関数は、都道府県による検査実施対象の土地改良区等（都道府県の区域以下の土地改良区等で、国直轄及び国営事業等関連のもの以外のもの）を含む。なお、連合会、国直轄及び国営事業等関連の土地改良区等の対象機関数は767、検査実施数は84であり、それぞれ上表の数字の内数である。
※3　上記のほか、連携検査等８件がある。

第６節　情報の受発信

１　ホームページ等

ホームページ、メールマガジン及びフェイスブックについては、省の代表的な情報受発信手段の一つとして位置づけ、積極的な活用を行った。

ホームページでは、利用者の立場で分かりやすいコンテンツ作成に努めるとともに、更なる利便性の向上に資するため、５月１日にトップページに「その他新着・更新情報」を設置し、ホームページ上に新たに掲載した情報や更新した情報がリンク設定により表示できるようにした。

なお、平成24年度の省のホームページにおけるトップページアクセス件数は、618万件であった。（参考：平成23年度トップページアクセス件数、724万件）

農林水産省が発行しているメールマガジンのうち、「農林水産省メールマガジン」は、農林水産施策に関心のある者に対し、農林水産施策情報を積極的かつきめ細かく提供するため、主として毎週金曜日に合計52回発行した。平成24年度末において、農林水産省発行のメールマガジンは55誌、読者は述べ22万５千人となった。（参考：平成23年度末時点の発行数は50誌、読者は延べ21万２千人）

上記の取り組みに加え、ホームページ等への誘導を図るため、インターネットを中心とした新メディアの活用について検討し、これまで農林水産業等に関心のなかった層に対する訴求を目的として、10月22日にフェイスブック運営を開始した。以後、週に３回（月曜、水曜、金曜）の頻度で記事を投稿し、主に農山漁村の風景や作業風景などを紹介している。なお、３月１日時点で「いいね！」ボタンを押し記事を講読している「ファン」の数は2,530名であった。

２　定期刊行物等

⑴　農林水産省広報誌「aff（あふ）」

農林水産省広報誌「aff」は、主たる読者層を消費者として、農林水産業における先駆的な取り組みや農山漁村の魅力、食卓や消費の現状などを掲載した。毎月20,000部発行し、全国の消費者団体、食育関係者、公立図書館、自治体、大学、報道機関等に配布するとともに、毎月省のホームページにも掲載した。

また、誌面内容の企画、改善のため、毎月読者アンケートを同封し、読者の反応や意見・感想の把握を行った。

なお、前年度までに比べ、大幅に予算が削減されたことから、ページ数を36ページから24ページに見直した。

前年度に引き続き、平成23年３月11日に発生した東日本大震災からの農林水産業の復旧・復興に向けた具体的取組事例を連載した。

⑵　農林水産省年報

平成23年４月１日から平成24年３月31日までの農林水産省の取組、農林水産省施策を取りまとめた、農林水産省年報23年度版を発行し、ホームページにも掲載した。

⑶　省　　内　　報

省内コミュニケーションの活性化、ビジョンステートメントの浸透・実行の円滑化、個人としての人間力の向上等を目的として、省内報「まふのわ」を発行。今年度は、長期間の育児休暇を取得した男性職員のインタビュー等を掲載した。

（平成20年５月19日創刊、平成24年度は３号発行）

⑷　子ども霞が関見学デー

「子ども霞が関見学デー」は、親子のふれあいを深め、子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とするとともに、府省庁等の施策に対する理解を深めることを目的として、平成12年度から毎年度開催している。

平成24年度は、８月８日、９日に開催し、２日間の来場者数（引率者含む）は3,320人であった。

平成24年度の特徴的な取り組みとして、「玄関受付」及び「大臣室・記者会見室見学イベント」について、各部局庁及び大臣官房各課から運営スタッフの協力を得て実施したほか、来場者アンケートを実施した。

３　内閣府政府広報との連携

内閣府政府広報室において、政府の施策等について、国民からの理解と協力を得ることを目的として、

各種媒体による広報活動を行うとともに、国民の政府に対する意見・要望を把握するため、国政モニターによる広聴活動及び国民に対する意向調査を行っている。

平成24年度に行った当省関係の政府広報の主なものは次のとおりである。

⑴　ラ　ジ　オ

「中山秀征のジャパリズム」

エフエム東京毎週土曜日９：30～９：50他37局

（生活の様々話題について、パーソナリティーが毎回のテーマに合わせたゲストとともに分かりやすく紹介）

○「国民参加の森（もり）づくり」の推進について等５件

⑵　新 聞 広 告

「記事下広告」及び「突き出し広告」

○食品中の放射性物質の新たな基準

⑶　政府広報室ホームページ

「政府広報オンライン」お役立ち情報

○食品の放射線基準値等４件

⑷　政府インターネットテレビ

「徳光＆木佐の知りたいニッポン！」

（ゲストを招き、各種の話題や取組を分かりやすく紹介）

○農業を始めたい方を応援します！～新たな支援策で就農をサポート～等３件

⑸　音 声 広 報 ＣＤ

「明日への声」

（政府の施策等を、分かりやすい内容にまとめてCDに収録したもので、点字図書館等へ配布。）

○食品ロスの削減に向けて

第７節　情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティ対策の推進については、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一規範」（平成23年４月21日情報セキュリティ政策会議決定。）に基づき、農林水産省における情報セキュリティの確保及びその強化・拡充を図るため、体制の強化等を行った。

第８節　食料・農業・農村の動向に関する年次報告

食料・農業・農村基本法第14条の規定に基づき、政府は、「平成24年度食料・農業・農村の動向」及び「平成25年度食料・農業・農村施策」を平成25年６月11日に閣議決定し、同日付けで第183回国会に提出した。

近年の食料・農業・農村をめぐる状況や今後の課題について、データ、図表、事例等を交えつつ記述することで、食料・農業・農村に対する国民の関心と理解が一層深まることを狙いとして作成した。

全体の構成としては、冒頭に、政府の最重要課題の一つである東日本大震災からの復旧・復興への足取りを記述した。また、米、畜産物、野菜等の生産の側面について、品目ごとの生産動向や経営状況等を記述しているほか、消費の側面について、高齢化や女性の社会進出等に伴う食料消費構造の変化等について記述した。具体的には、第１章「東日本大震災からの復興～復興への歩み～」、第２章「食料の安定供給の確保に向けた取組」、第３章「農業の持続的な発展に向けた取組」、第４章「地域資源を活かした農村の振興・活性化」として、以下の点に力点を置いて記述した。

第１章：地震・津波による被害と復旧・復興に向けた取組、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響と復旧・復興に向けた取組

第２章：世界の食料需給と総合的な食料安全保障の確立、我が国の食料自給率の動向、食料消費の動向と食育の推進、食品産業の動向、食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組

第３章：農業の構造改革の推進、人と農地の問題を解決する取組等、農業生産基盤の整備・保全、農業産出額と農業所得等の動向、主要農畜産物の生産等の動向、農業の高付加価値化等の推進、研究・技術開発の推進、環境保全を重視した農業生産の推進、農業を支える農業関連団体

第４章：農村の現状と農村を取り巻く課題、農業・農村の持つ多面的機能の発揮、地域資源を活かした農村の振興・活性化、都市農業の保全と振興

第９節　食料の安定供給の確保

１　食料自給率等の動向

⑴　食料自給率の動向

我が国の食料自給率は、カロリーベースにおいて、昭和40年度の73％から長期的に低下傾向で推移し、平成24年度は前年度と同率の39％となった。

一方、生産額ベースにおいても昭和40年度の86％から長期的に低下傾向で推移し、平成24年度は前年度か

ら１ポイント増加し68％となった。

⑵　食料消費の動向

我が国の食料消費は、高度経済成長期における所得水準の向上等を背景にして量的に拡大するとともにその内容も大きく変化してきた。具体的には、米の消費が減少する一方で、肉類、牛乳・乳製品、油脂類等の消費が増加してきた。

国民１人・１日当たり供給熱量は、昭和35年度の2,291kcalから39年度に2,400kcal台、43年度に2,500kcal台へと速いテンポで増加したが、その後、増加傾向は緩やかになり平成８年度の2,670kcalをピークに、近年は減少傾向にある。平成24年度は、2,430kcal（対前年度８kcal減）となった。

たんぱく質、脂質、糖質による供給熱量の割合（PFC供給熱量比率）は、昭和35年度にはP：12.2％、F：11.4％、C：76.4％であった。その後、急速に脂質の割合が増加したが、ここ数年は健康志向の高まり等から減少傾向にある。平成24年度は、P：13.1％（対前年度0.1ポイント増）、F：28.7％（同0.1ポイント増）、C：58.2％（同0.2ポイント減）となった。

なお、平成24年度の品目別の消費量（国民１人・１日当たり供給純食料）についてみると、前年度と比べ、野菜、果物、牛乳・乳製品等が増加し、米、大豆等が減少した。

⑶　食料自給率向上のための取組

平成22年３月に新たな食料・農業・農村基本計画を策定し、平成32年度にカロリーベースで50％、生産額ベースで70％という食料自給率目標を設定したが、この目標達成のためには、生産面での取組のみならず、消費面での取組が大切であり、国民が食料自給率の向上の重要性を認識し、考え、行動を起こすことが不可欠である。

このような取組を推進するために、平成20年10月に関係者が一体となって立ち上げた食料自給率向上に向けた「フード・アクション・ニッポン」の中で、実際の国産農林水産物・食品の消費拡大につなげるために、政府の広報と連携して民間事業者独自の販売促進活動等を行っていただく取組を実施した。また、この一環として、米粉の認知拡大を図り、消費量の増大及び食料自給率向上につなげることを目的に平成21年10月に立ち上げた米粉倶楽部において、政府の米粉キャンペーンと連動して民間事業者（米粉倶楽部員）による米粉販売促進フェアを開催していただく取組を行った。これらの取組の結果、フード・アクション・ニッポンの趣旨に賛同し具体的な取組を進める企業・団体等（推進パートナー）は平成24年度末で7,122社（うち1,258社は米粉倶楽部にも参加）と着実に増加している。

表２　食料自給率等

（平成24年度）

供給熱量ベースの総合食料自給率（％）	39	国産熱量 942kcal / 供給熱量 2,430kcal
生産額ベースの総合食料自給率（％）	68	食料の国内生産額 9.9兆円 / 食料の国内消費仕向額 14.6兆円
飼料自給率（％）	26	

PFC供給熱量比率（％）	
P（たんぱく質）	13.1
F（脂質）	28.7
C（糖質）	58.2

	品目別自給率（％）	国民1人・1年当たり供給純食料（kg）
米	96	56.3
小麦	12	32.9
大豆	8	6.1
野菜	78	93.2
果実	38	38.1
肉類	55（8）	30.0
鶏卵	95（11）	16.7
牛乳・乳製品	65（27）	89.5
魚介類	53	28.4

※（　）内は飼料自給率を考慮した値。

２　総合的な食料安全保障

不測の要因により食料の供給に影響が及ぶおそれのある事態に的確に対処するため、平成14年に「不測時の食料安全保障マニュアル」を策定し、これを東日本大震災の教訓を将来に生かす観点から、平成24年９月に見直した。

具体的には、局地的・突発的な緊急事態の発生により、食料が地域的に偏在し、又は一時的に供給がストップする事態に対応するため、同マニュアルに「局地的・短期的事態編」を追加するとともに、食料の安定供給に影響を与える可能性のある不安要因（リスク）の洗い出しの検証や、国際的な連携等の新たな取組を加え、同マニュアルを「緊急事態食料安全保障指針」として再編した。

3　食料需給等の動向と見通し

国内外の食料需給動向に関する情報の収集・分析及び提供の一環として、世界の主要穀物等の需給動向を分析した「海外食料需給レポート（Monthly Report）」を毎月公表した。また、10年後の世界の食料需給見通しを定量的に予測・分析した「2022年における世界の食料需給見通し」を平成25年３月８日に公表した。さらに、これらの分析に我が国の農産物貿易の動向などを加え、総合的に分析した「海外食料需給レポート2012（年報）」を平成25年９月４日に公表した。

4　東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応

農地等の除染技術の開発等を行うとともに、安全な食品を安定的に供給することを最優先として、農作物への放射性物質の吸収抑制対策や放射性物質の検査体制整備等に取り組んだ。併せて、風評被害対策として、被災地産食品の利用・販売の促進等の取組を実施した。

なお、農林漁業者等に対する損害については、関係県や団体、東京電力が出席する「東京電力福島原子力発電所事故に係る連絡会議」を平成24年度中に３回開催するなど、東京電力による適切かつ速やかな賠償が実施されるよう働きかけを実施した。

第10節　環境政策の推進

1　農林水産分野における地球温暖化対策の推進

IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change：気候変動に関する政府間パネル）の報告書によれば、地球温暖化は加速的に進行しており、農林水産業にも深刻な影響が生じると予測されている。我が国においても、一部の農作物で高温障害等の発生が問題となっていることから、地球温暖化防止策と合わせて、適応策についても推進する必要がある。

さらに、世界全体での地球温暖化対策の推進に資するためには、我が国の農林水産技術を活用し、国際協力を図る必要がある。

このため、農林水産省では、平成20年７月に改定を行った「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」に基づき、

①　地球温暖化防止策（森林吸収源対策や農林水産分野の排出削減対策等）

②　地球温暖化適応策（品種の開発や栽培体系の見直し等）

③　農林水産分野での国際協力（地球温暖化防止策及び適応策の技術を活用した国際協力）

に取り組んでいるところである。

また、平成24年11月から12月にかけては、気候変動枠組条約第18回締約国会合（COP18）がカタール国のドーハで開催され、新たな国際枠組みの構築等に関することが決定された。

我が国では、日本経済再生本部における総理指示を受け、平成25年３月に地球温暖化対策推進本部が「当面の地球温暖化対策に関する方針」を決定し、国連気候変動枠組条約19回締約国会議（COP19）までに温室効果ガス25％削減目標をゼロベースで見直すこととされた。また、その実現のための「地球温暖化対策計画」を策定することとされた。

なお、これらの検討の一環として、京都議定書目標達成計画の実施状況の点検を行うため、食料・農業・農村政策審議会、林政審議会、水産政策審議会の地球環境小委員会を合同で開催した。

また、地球温暖化防止策の１つである「CO2の見える化」に関しては、農産物の生産工程から排出される温室効果ガスについて、排出量を算定できる簡易ツールを拡充した。

さらに、毎年国際的に報告している温室効果ガス排出量のうちの一部について、これまで既存の国際基準の排出係数を用いて算定していたが、新たに実測・分析調査を行い、精緻な排出係数を策定した。

一方、国内クレジット制度やオフセット・クレジット（J-VER）制度が平成24年度をもって終了することから、経済産業省、環境省と連携して、「新たなクレジット制度のあり方検討会」を開催し、制度の方向性についてとりまとめるとともに、平成25年３月に「新しいクレジット制度準備委員会」を設置し、制度文書等の具体的な検討を行った。

2　農林水産分野における生物多様性保全の推進

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）（平成22年10月）において「戦略計画2011-2020・愛知目標」等の決議が採択されたこと等を受けて改定した「農林水産省生物多様性戦略」（平成24年２月）に基づき、生物多様性をより重視した持続可能な農林水産業を総合的に推進した。

平成24年９月には「農林水産省生物多様性戦略」の

内容を反映した「生物多様性国家戦略2012-2020」が閣議決定され、「戦略計画2011-2020・愛知目標」の達成に向けた我が国の目標として、「2020年までに、生物多様性の保全を確保した農林水産業が持続的に実施される。」など、農林水産業に関する目標が設定された。

また、平成24年10月には生物多様性条約第11回締約国会議が開催され、今後も条約の目的や「戦略計画2011-2020・愛知目標」の達成に向けて、生物多様性に関連する他の条約や関係機関とも協力して、取組を強化していくことが合意された。

さらに、COP10で採択された遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する「名古屋議定書」の締結や、カルタヘナ議定書第５回締約国会議（平成22年10月）で採択された遺伝子組換え生物の国境を越える移動により、生物多様性の保全及び持続可能な利用に損害が生じた場合の「責任及び救済」に関する「名古屋・クアラルンプール補足議定書」の締結に向けて国内制度等の検討を行った。

また、ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）第10回締約国会議（平成20年10～11月開催）にて採択された、水田の持つ生物多様性の保全に果たす役割に注目した「湿地システムとしての水田における生物多様性の向上」（いわゆる「水田決議」）を踏まえ、生物多様性向上への水田の役割の周知等を推進した。

3　東日本大震災の発生に伴う除染・廃棄物対策

⑴　放射性物質汚染への対応

平成24年１月１日に全面施行した「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）」及び同法の基本方針に基づき、汚染廃棄物の処理や除染については環境省を中心とした取組が実施されており、農林水産省としても、高濃度に汚染された農林業系廃棄物の現地での一時保管の推進や除染の実証事業、研究開発を実施するほか、不足する仮置場等設置のための国有林野の提供要請に応じるなど積極的に協力してきた。

国が直接除染を実施する除染特別地域については、各市町村の意見を聴きつつ、富岡町及び双葉町を除く９市町村で平成24年度内に除染実施計画が策定され、本格除染の取組が進められた。また、「森林における放射性物質の除去及び拡散抑制等に関する技術的な指針について」（平成24年４月）や農地除染に関する「農地除染対策の技術書」（同８月）を取りまとめ、公表するなど、効果的・効率的な除染実施に向けた情報や知見の共有に努めた。

平成25年１月に発足した復興庁と環境省を中心とした除染・復興加速のためのタスクフォースのもと、除染と復興関連政策目的の同時達成を加速させるための具体的方策として、除染の新技術の利用拡大や農地の除染と農業生産性向上の同時達成等の検討に参画するとともに、汚染廃棄物処理や除染についても引き続き関係機関と連携して取り組んでいくこととした。

⑵　災害廃棄物への対応

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理を進めるため、政府一丸となって取り組む必要があることから、前年度に引き続き、災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合が、平成24年４月17日、６月29日、８月７日及び10月19日に開催された。

同会合において、災害廃棄物の再生利用に関しては、農林水産省、国土交通省、環境省が実施する直轄工事のうちコンクリートを主要工種に含む工事において、災害廃棄物を原燃料としたセメントを使用する企業を総合落札方式において加点評価する取組を行うことが決定され、平成24年７月以降の公示手続きを開始する工事から選定し実施した。

第11節　農林水産政策研究

1　研究の推進状況

農林水産政策研究所は、農林水産政策に関する総合的な調査及び研究を行うことを使命としており、政策上の重要課題や政策展開の方向に対応して、的確かつ効率的に政策研究を進めている。近年の農林水産業、農林水産政策をめぐる諸情勢の変化に機動的に対応するため、平成19年度に正式導入した領域・チーム制のもとで、平成24年度においても引き続き、行政部局と連携をとりつつ研究を推進した。また、平成21年度から開始した大学等外部に公募する委託研究のスキームを引き続き実施した。

2　主要政策研究実施課題

⑴　プロジェクト研究

重点的な政策研究課題として以下のプロジェクト研究を実施した。

ア　農業構造の変動と地域性を踏まえた農業生産主体の形成・再編に関する研究（平成23～25年度）

イ　消費者ニーズの変化に対応した強固な食料サプライチェーンの構築に関する研究（平成22～24年度）
ウ　被災地域の復興過程の分析による農山漁村の維持・再生に関する研究（平成24～26年度）
エ　我が国農業分野における地球温暖化対策の評価手法の開発等に関する研究（平成22～24年度）

⑵　行政対応特別研究

行政部局からの具体的な要請に対応して以下の政策研究を実施した。
ア　世界の主要国・地域の農業、貿易を巡る事情、政策等に関する研究
イ　農業・農村の持つこれまで定量化されていない価値・機能の評価手法の開発等に関する研究

⑶　所内プロジェクト研究

東日本大震災に対応して震災復興等に関連する課題に取り組むこととし、以下の政策研究を実施した。
ア　各プロジェクト研究と連携した東日本大震災からの復興対応等の観点からの各種課題に関する研究

⑷　農林水産政策科学研究委託事業（委託研究）

外部の研究者の幅広い知見を活用して行う研究として以下のテーマで公募、採択して実施した。
ア　農林水産業・農山漁村の安らぎ、癒し、健康の維持増進、伝統文化の維持継承等の機能が地域に与える効果を評価する手法とその機能の発揮を進めるための体系的な政策展開の方法に関する研究
イ　消費者重視など社会的責任の観点から見た食品事業者の行動の分析・検証並びに当該行動の透明性向上及び評価の適正化に関する研究
ウ　農産物・食品の有する多様な機能・効用を効果的に発揮し需要を喚起する、医食農の連携等を通じた新たな生産・流通・消費システムを構築するための体系的な政策展開の方法に関する研究
エ　独創的な農文化システムが維持されている地域を、文化、景観、生物多様性等の多角的な側面から総合的に評価する手法の開発とこれらの維持・保全等を推進するための方策に関する研究

3　研　究　交　流

⑴　客　員　研　究　員

農林水産政策研究所は、毎年外部の研究者を客員研究員として任命し、その専門的知見により研究の推進に有益な助言を得るようにしている。平成24年度は、総合的な視点からの助言を依頼する客員研究員（総合）及び個別特定分野ごとの客員研究員として16名を任命し、専門的立場からの助言を依頼した。さらに、政策研究機関としての現場主義の徹底に向け、４名の地方在住者を客員研究員（地域）として任命し、定点観測やフォローアップ調査等を依頼した。

⑵　外国人招へい

農林水産政策研究所は、毎年海外の著名な研究者を招へいし、当研究所の研究者との研究交流、セミナーやシンポジウムの開催を行っている。平成24年度の主な取組は以下のとおり。
ア　中国浙江大学より研究者を招へいし、セミナー「中国の三農問題と飼料需給問題」を行った。（平成24年８月）
イ　OECD貿易・市場課より研究者を招へいし、セミナー「農産物の国際市場の発展と今後の方向：食料の安定供給に関する含意」を開催した。（平成24年12月）
ウ　タイ国カセサート大学及びマレーシア農業開発研究所より研究者を招へいし、ミニシンポジウム「ASEAN経済の統合深化と農業・農業政策の変化」を開催した。（平成25年３月）

4　研　究　成　果

農林水産政策研究所では、研究成果をホームページに掲載するとともに刊行物とし配布した。

⑴　機　関　誌　等

ア　農林水産政策研究所レビュー
所の研究活動全般を広く一般に知らせる広報誌としてNo.47（平成24年５月発行）～No.52（平成25年３月発行）を刊行した。
イ　農林水産政策研究
研究成果の原著論文として論文、研究ノート、調査・資料、書評を掲載する学術的資料として不定期に刊行する。本年度は第19号（平成24年７月発行）と第20号（平成25年３月発行）を刊行した。

⑵　研　究　資　料

研究実施課題に沿い実施された研究成果を取りまとめた研究資料として、本年度は以下を刊行した。
ア　行政対応特別研究［地理的表示］研究資料
（平成24年６月発行）地理的表示の保護制度について－EUの地理的表示保護制度と我が国への制度の導入－研究報告書
イ　行政対応特別研究［主要国横断］研究資料
第３号（平成24年３月発行）平成23年度カントリーレポート　米国、カナダ、ロシア及び大規模災害対策（チェルノブイリ、ハリケーン・カトリーナ、台湾・大規模水害）
第４号（平成24年３月発行）平成23年度カントリーレポート　EU、韓国、中国、ブラジル、オー

ストラリア

第１号（平成25年３月発行）平成24年度カントリーレポート　中国、タイ

第２号（平成25年３月発行）平成24年度カントリーレポート　ロシア、インド

ウ　プロジェクト研究［構造分析プロ（欧米韓）］研究　資料

第２号（平成24年３月発行）平成23年度欧米の価格・所得政策と韓国のFTA国内対策（その２）

第１号（平成25年３月発行）平成24年度欧米の価格・所得政策と韓国のFTA国内対策

エ　農村活性化プロジェクト研究資料

第５号（平成24年10月発行）農業分野における障害者就労と農村活性化－障害者施設における農業活動に関するアンケート集計結果及び特例子会社の農業分野への進出の現状と課題について－

オ　構造分析プロジェクト研究資料

【実態分析】第１号（平成24年10月発行）水田地帯における地域農業の担い手と構造変化－富山県及び佐賀県を事例として－

【実態分析】第２号（平成24年10月発行）農業構造の変動と地域性を踏まえた農業生産主体の形成と再編－客員研究員による各地域の現状分析－

【統計分析】第３号（平成25年２月発行）集落営農展開下の農業構造－2010年農業センサス分析－

カ　震災対応特別プロジェクト研究資料

第１号（平成24年９月発行）過去の復興事例等の分析による東日本大震災復興への示唆～農漁業の再編と集落コミュニティの再生に向けて～

キ　行政対応特別研究研究資料

（平成25年３月発行）平成23年度世界の食料需給の中長期的な見通しに関する研究研究報告書

第2章　国　　際　　部

第１節　国際交渉への対応

１　世界貿易機関（WTO）

⑴　ＷＴＯの概要

WTOは、前身のガットにおけるウルグァイ・ラウンド（UR）が1993年12月に実質妥結した際に設立に合意され、1995年１月１日にWTO協定が発効し、米国、EC、豪州、カナダ、日本などの主要国の加盟の下、設立された。

WTO協定は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（本体）と附属書１～４からなり、農林水産関係では、附属書１に農業協定、食品安全・動植物検疫を規律するSPS協定、林・水産物補助金を規律する補助金・相殺措置協定（以下「補助金協定」）などが含まれる。

⑵　各委員会の主な活動

これらの協定に対応してWTOには各委員会が設けられており、当省に関連する委員会としては、農業委員会、SPS委員会、貿易と環境委員会などがある。

ア　農業委員会

農業委員会は、農業協定第18条に基づき、加盟各国のUR約束の実施の進捗状況等について検討することとなっており、2012年度は４回開催された。この検討は、各国からの実施状況の通報及び事務局が作成する実施に関する各種資料に基づいて行われる。なお、2000年から開始されている農業交渉は、農業委員会特別会合において行われており、上記の活動については、農業委員会通常会合において行われている。

イ　SPS委員会

SPS委員会は、SPS協定第12条に基づき、協定の実施の協議のために開催されることになっており、2012年度は３回開催された。本委員会においては、ア．貿易上の関心事項についての質疑応答、イ．技術支援、ウ．特別協議制度（協定第12条第２項）、エ．民間規格等に関する議論が行われた。

⑶　WTO閣僚会議

WTO閣僚会議は、全ての加盟国の代表で構成され、原則として２年に１回会合することとされており、閣僚宣言及び各委員会からの報告書の採択など、多国間貿易協定に関する全ての事項について決定を行う権限を有している。

第４回閣僚会議（2001年11月、カタール・ドーハ）では、幅広くバランスのとれた項目を対象とする新ラウンドを立ち上げるドーハ閣僚宣言が採択された。

第５回閣僚会議（2003年９月、メキシコ・カンクン）では、シンガポール・イシューをめぐり、先進国・途上国間の対立が解消せず、閣僚宣言に合意が得られないまま終了した。

第６回閣僚会議（2005年12月、香港）では、2006年中のドーハ・ラウンド終結に向け、モダリティの確立や譲許表案の提出の期限を盛り込んだ香港閣僚宣言が採択された。我が国は、途上国の開発問題に対する貢献として、同閣僚会議に先立って「開発イニシアティブ」を策定し、高い評価を受けた。

第８回閣僚会議（2011年12月、スイス・ジュネーブ）では、ロシアのWTO加盟が決定されたほか、ドーハ・ラウンド交渉については、近い将来に一括合意することは難しいと認めつつ、部分合意も含めた新たな手法により打開の道を探ることとされた。

⑷　ＷＴＯ交渉

ア　農業交渉

農業交渉はUR合意（農業協定20条）に基づき、2000年３月に開始された。「多様な農業の共存」を基本理念とする我が国提案を含め多くの交渉提案が提出され、2001年11年のドーハ閣僚宣言により、新ラウンド（ドーハ開発アジェンダ）の一部として、他分野とともに一括して合意されるべきものとして位置付けられた。

各国の交渉提案や議論を受けて、モダリティの確立に向けた交渉が行われたが、主に輸出国と輸入国との間の溝が埋まらず、ドーハ閣僚宣言で示された2003年３月末までにモダリティを確立することはできず、また、2003年９月のカンクン閣僚会議も先進国と途上国の対立等を背景に決裂した。

その後、2004年３月に交渉が再開され、同年７月

には農業分野を含め、ドーハ・ラウンド交渉の枠組み合意が成立し、2005年12月の香港閣僚会議では、香港閣僚宣言が採択され、2006年４月末までにモダリティを確立するとともに、同年７月末までに各国が譲許表案を提出することが合意された。農業分野についても、モダリティ確立に向けて基礎となるべき構造的要素のうち各国の意見の収れんが見られた内容について整理された。

2006年以降も集中的な議論が継続され、同年６月には、関税率や国内支持の削減率等を示した議長モダリティ案が提示された。さらに、2007年７月にもモダリティ案に関する議長テキストが提示され、議長テキストに基づいて事務レベルでの集中的・専門的議論が行われた。2008年に入り、輸出国を中心に、ドーハ・ラウンドの妥結に向けての機運が急速に高まり、同年７月には、モダリティ合意を目指したWTO非公式閣僚会合が開催されたが、農業交渉における途上国向けの特別セーフガード措置（SSM）を巡る中国・インド等の一部の途上国と米国等先進国の対立により、交渉は決裂した。また、その後の議論で国内支持や輸出競争分野の論点を中心に収れんが見られ、年内合意に向けて、同年12月に第４次改訂議長テキストが発出されたが、ラウンド全体で一部の途上国と先進国との溝が埋まらず、閣僚会合の開催は見送られた。

2009年以降、第４次改訂議長テキストの10の未解決論点（①青の政策、②綿花、③重要品目、④上限関税、⑤関税割当（TRQ）新設、⑥関税簡素化、⑦途上国向け特別品目、⑧途上国向け特別セーフガード措置（SSM）、⑨熱帯産品、⑩特恵浸食）に関する議論が行われ、また、テキストの曖昧論点の明確化などが行われた。しかし、非農産品市場アクセス（NAMA）交渉における米国等先進国と新興国の対立を背景に、農業分野においても、未解決論点について特段の進展は見られなかった。

2012年度は、第９回閣僚会議（MC９）に向けて、モダリティ案の一部を先行合意するものとして、９月にG20より関税割当の運用について透明性の向上と消化率の低い品目の運用の改善を図る提案が出され、11月には、G33より低所得農家の支援を目的に途上国が穀物を買い上げる食糧備蓄政策を国内支持の削減対象から外す提案が出され、交渉会合で議論が行われた。2013年１月の非公式閣僚会合においては、先に出された２つの提案がMC９での成果に含まれるべきとの意見が出される等、交渉の進め方について議論がなされた。２月から３月にかけては、G33提案に関する技術会合が開催され、インド、インドネシア等一部のG33諸国の公的備蓄及び国内食糧援助に関する政策について議論が行われた。

イ　非農産品市場アクセス交渉

非農産品市場アクセス交渉は、2001年11月ドーハ閣僚宣言パラ16に基づき鉱工業品・林水産物の関税及び非関税障壁の削減又は撤廃について交渉が開始され、2002年７月には2003年５月末をモダリティ合意期限とする作業計画について合意された。

2003年９月のカンクン閣僚会議では、シンガポール・イシューを中心に先進国と途上国間の立場の違いが埋まらず、非農産品市場アクセス交渉も含む全体として合意が得られないまま、会議は終了した。

その後、2004年７月末の一般理事会で枠組み合意が成立し、個別品目ごとに適用される定率でない関税削減方式に関する作業を継続すること等が合意された。

2005年３月にケニア・モンバサで行われた非公式閣僚会議では、各国が従来の立場を繰り返すにとどまり、方向性を示すに至らなかったが、キトゥイ貿易産業大臣の議長サマリーにおいて、関税削減方式についての提案を早急に提出し、６月までに関税削減方式に合意することを目指すべきとされた。

その後、2005年12月の香港閣僚会議では、関税削減方式については複数の係数のスイス・フォーミュラとすること、分野別関税撤廃・調和については参加は非義務的なものとすること、途上国へのS&Dと相互主義の軽減の重要性を確認すること等を内容として採択された閣僚宣言に基づきモダリティの確立に向け交渉が重ねられたが、2006年７月のG６による閣僚会合にて交渉の中断が決断された後、2007年１月に交渉が再開され、７月のNAMA議長モダリティ・テキスト案に基づく議論を受け、2008年２月、５月及び７月に改訂議長テキスト案が発出された。

2008年７月のWTO非公式閣僚会合の交渉決裂後、12月に第４次改訂議長テキストが発出されたが、米国が新興途上国に対し分野別関税撤廃への参加を約束するよう主張したのに対して、新興途上国は参加は非義務的で、事前に参加を約束することはあり得ない旨反論し対立した。

2009年以降は、非関税障壁（NTB）の削減・撤廃がNAMA交渉会合の中心議題となっており、各国の提案について技術的な議論が行われてきた。

2011年１月の非公式閣僚会合を受け、これ以降は継続的に、NAMAの各分野において交渉会合が開

催された。4月に発出された議長報告書では、NTBの作業文書が添付されるなど2008年12月以降の議論の状況が報告され、関税削減のスイス・フォーミュラの係数についてリオープンしないこととされる一方、分野別関税撤廃については橋渡しのできない大きなギャップがあるとされた。その後もNTBの少数国会合等が継続的に開催されたものの、具体的な進捗は見られなかった。

ウ　ルール交渉

ルール交渉においては、アンチダンピング協定、補助金協定及び地域貿易協定に関する規律の明確化・改善を行うこととされ、漁業補助金については補助金協定の附属書として検討されている。

漁業補助金については、漁業管理の重要性と過剰漁獲・過剰漁獲能力につながる補助金に限定した禁止を主張する我が国、韓国、台湾、EU、カナダ、一部の例外を除き補助金の原則禁止を主張する米国、豪州、NZ、ブラジル、アルゼンチン等、S&Dを要求する中国、ブラジル等途上国との間で対立している。2007年11月に発出された議長テキスト及び2008年12月に発出されたロードマップに基づく議論の後、我が国も2011年1月に漁業補助金における我が国の基本的な立場を盛り込んだ新たな提案をWTOに提出するなど多くの国から提案が出され、2011年3月末まで集中的な議論が行われたが、各国の立場が収束しない状態が続いた。

2011年4月には、他の分野と同様に議長のとりまとめが示されたものの、その後大きな進展は見られなかった。

2　経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）

EPA・FTAについては、2010年11月9日に閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき交渉に取り組んだ。2013年3月までに、13の国や地域とEPA・FTAを締結した。

⑴　シンガポール

2002年11月に協定が発効し、2007年9月に改正議定書が発効した。

⑵　メキシコ

2005年4月に協定が発効し、2012年4月に改正議定書が発効した。

⑶　マレーシア

2006年7月に協定が発効した。

⑷　チリ

2007年9月に協定が発効した。

⑸　タイ

2007年11月に協定が発効した。

⑹　ブルネイ

2008年7月に協定が発効した。

⑺　インドネシア

2008年7月に協定が発効した。

⑻　東南アジア諸国連合（ASEAN）全体

2008年12月に日本、シンガポール、ラオス、ベトナム、ミャンマー、2009年1月にブルネイ、同年2月にマレーシア、同年6月にタイ、同年12月にカンボジア、2010年7月にフィリピンとの間で協定が発効した。

⑼　フィリピン

2008年12月に協定が発効した。

⑽　スイス

2009年9月に協定が発効した。

⑾　ベトナム

2009年10月に協定が発効した。

⑿　インド

2011年8月に協定が発効した。

⒀　ペルー

2012年3月に協定が発効した。

⒁　韓国

2003年12月に交渉を開始し、2004年11月に交渉が中断。2010年5月の日韓首脳会談で交渉再開に向けたハイレベルの事前協議を行うことで一致し、2010年9月に第1回局長級協議、2011年5月に第2回局長級協議が開催された。

⒂　湾岸協力理事会（GCC）

2006年9月に交渉を開始し、2013年3月までに2回の会合が行われた。

⒃　豪州

2007年4月に交渉を開始し、2013年3月までに16回の会合が行われた。

⒄　モンゴル

2012年6月に交渉を開始し、2013年3月までに2回の会合が行われた。

⒅　カナダ

2012年3月、日加首脳会談においてEPA交渉を開始することに合意し、2013年3月までに1回の会合が行われた。

⒆　コロンビア

2012年9月、日コロンビア首脳会談においてEPA交渉を開始することに合意し、2013年3月までに1回の会合が行われた。

⑳ 日　中　韓

2012年11月のASEAN関連首脳会議の機会においてEPA交渉を開始することに合意し、2013年３月までに１回の会合が行われた。

㉑ E　　U

2012年７月、交渉の範囲と野心のレベルを確定する作業が終了し、2013年３月、日EU首脳会談においてEPA交渉を開始することに合意した。

㉒ 東アジア地域包括的経済連携（RCEP）

2012年８月にASEAN諸国とFTAパートナー諸国の経済大臣会合で採択された「RCEP交渉の基本指針及び目的」が、同11月に開催されたASEAN関連首脳会議において承認され、2013年早期の交渉開始で合意した。

㉓ 環太平洋パートナーシップ（TPP）

TPP協定交渉については、我が国は、2011年11月11日にTPP交渉参加に向けて関係国との協議に入ることを表明、11月12～13日に米国・ホノルルで開催されたAPEC首脳会議において、関係国にその旨を伝達した。協議に当たっては、各国が我が国に求めるものについてさらなる情報収集に努め、十分な国民的な議論を経た上で、あくまで国益の視点に立って、TPPについての結論を得ていくこととした。

2012年１月には、ベトナム、ブルネイ、ペルー、チリ、２月には米国、シンガポール、マレーシア、豪州、ニュージーランドへ関係省庁関係者を派遣しTPP交渉参加に向けた関係国との協議を実施した。また、関係国との協議を通じて得られた情報については、国民の関心も強く、政府としても都道府県に説明員を派遣するなど、国民への情報提供を行った。

12月に発足した安倍晋三内閣の下では、「「聖域なき関税撤廃」を前提にする限り、交渉参加に反対」という基本的な考え方の下、これまでの協議の内容、TPPに参加した場合に生じ得る様々な影響等を精査、分析し、国民への情報提供を行いながら、検討を行った。

2013年２月22日に日米首脳会談が開催され、日米の共同声明が発表された。共同声明においては「日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティビティが存在することを認識しつつ、両政府は、最終的な結果は交渉の中で決まっていくものであることから、TPP交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではないこと」等が確認された。

３月13日には自由民主党外交・経済連携本部において、「農林水産分野の重要５品目等」「の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする」と、国益を守るよう政府と与党が一体となって交渉を進めていくべきとの決議がなされた。

これらを踏まえ、３月15日、安倍総理大臣はTPP協定交渉への参加を決断し、交渉参加国にその旨を通知することとした。TPP協定交渉参加の表明において、安倍総理大臣は、TPPについては「国益にかなう最善の道を追求」するとしており、農林水産分野においては、「あらゆる努力によって、日本の「農」を守り、「食」を守る」と述べた。これを受けて、農林水産大臣は、交渉参加に当たっては、国益を守り抜き、農林水産分野の聖域を確保するよう全力を尽くすことを表明した。

３　その他広域連携等

⑴ アジア・太平洋経済協力（APEC）

APECは、域内の持続可能な発展を目的とし、「貿易・投資の自由化・円滑化」、「経済・技術協力」等の活動を行っている。

2012年はロシアの議長の下、「貿易・投資の自由化及び地域経済統合」、「食料安全保障」、「サプライチェーン」及び「イノベーション」を優先課題とした議論が行われ、我が国も積極的役割を果たした。同年９月にロシアのウラジオストクにて開催されたAPEC首脳会合には野田首相が出席し、54品目からなる環境物品（環境への負荷の低減に資する製品等）リストへの合意、食料の輸出規制を始めとする新たな貿易・投資への障壁を設けないことの再確認等を内容とする首脳宣言が採択された。

⑵ 日中韓農業大臣会合

日中韓農業大臣会合について、日中韓における農林水産分野での協力を促進する観点から、我が国から中国及び韓国に対し開催を提案し、両国から賛同が得られ、2011年10月に枠組みが合意された。

枠組みでは、食料安全保障、農産物の国際価格の乱高下、越境性の動植物伝染病の管理に係る情報共有及び協力、研究者交流等につき協議することとされた。

また、第１回会合は2012年春の開催を目標に今後協議することとされ、その後三国間で協議を行い、第１回会合を2012年４月に韓国で開催した。

⑶ その他の二国間会議等

我が国は、以下の会議等を通じ、諸外国と貿易経済上の情報・意見の交換を行い、相互理解の深化に努めた。（**表1**参照）

表１　主な二国間会議

国・地域名	会　議　名	期　間	場　所
Ｅ　Ｕ	日EU首脳会談	13. 3. 25	電話会談
韓　国	日韓ハイレベル経済協議	12. 11. 22	ソウル

第２節　世界の食料安全保障や地球的規模の課題等への対応

１　国際的な食料安全保障への取組

穀物等の国際価格は2006年秋頃から上昇し、2008年春から夏にかけて米及び小麦は史上最高値を記録した。2008年夏以降、穀物等の国際価格は低下基調となったが、2010年６月以降の米国の高温・乾燥の影響から再び上昇に転じ、とうもろこし及び大豆が史上最高値を記録した。その後は南米の主産地の増産見込みを受け、とうもろこし及び大豆価格は低下したものの、依然として穀物等の価格は高い水準で推移している。また、世界人口は今後も増加が見込まれており、世界の食料需給は今後中長期的にひっ迫する見込みである。このように、食料安全保障の確保は喫緊の課題となっており、様々な国際会議の場において、世界的な農業生産の増大、穀物等の価格乱高下への対応等について議論されてきている。

2012年度においては、我が国はＧ８キャンプデービット・サミット（2012年５月）、G20ロスカボス・サミット（2012年６月）、APEC首脳会合（2012年９月）、ASEAN＋３農林大臣会合（AMAF＋３）（2012年９月）などの国際会議において、世界の農業の多様性を考慮した持続可能な農業生産の増大及び生産性の向上、農業の多面的機能の重要性を積極的に主張して議論に貢献するとともに、関係国と連携して世界の食料生産の増大に向けた国際的な取組を積極的に推進した。

⑴　アジア・太平洋経済協力（APEC）

世界人口の増加に対応するためには、農業生産を大幅に増産する必要があるなど、食料問題は世界的な課題となっている。特にアジア太平洋地域は、世界の栄養不足人口の２/３が存在し、農産物の主要な生産国、輸出入国が含まれ、食料安全保障の確保は同地域の持続的発展を図っていく上で最重要課題の一つとなっている。

このような中、2012年APEC議長国のロシアは、食料安全保障を重要課題として、2012年５月に初のAPEC食料安全保障政策パートナーシップ会合、第２回APEC食料安全保障担当大臣会合を開催し、2010年10月に新潟で開催した「第１回APEC食料安全保障担当大臣会合」において食料増産に取り組むこと等に合意した「新潟宣言」に引き続き取り組むことを再確認するとともに、食料安全保障の確保への取組みとして、多様な農業の共存を図りながら農業生産を拡大すること等について議論が行われ、「APECの食料安全保障に関するカザン宣言」を採択した。

⑵　Ｇ８・Ｇ２０

2012年５月18～19日のＧ８キャンプデービット・サミットでは、アフリカにおける食料安全保障に向けた新たなステップとして、今後10年間で５千万人を貧困から救うことを目標とするニューアライアンス（新たな取組み）が立ち上げられた。

また、同じ18日には、メキシコにおいてG20農業次官級会合が開催された。同会合終了後、前年のG20カンヌ・サミットで合意された「食料乱高下及び農業に関する行動計画」の進捗状況及び持続可能な農業生産の増大及び生産性の向上に関する「農業次官級会合報告書」が発表され、翌６月開催のG20ロスカボス・サミットにおいて首脳宣言の付属文書とされた。

⑶　ASEAN＋３農林大臣会合（AMAF＋３）

ASEAN＋３の枠組みでは、首脳会議に加え、各種閣僚級会合も実施されている。2012年９月にビエンチャンで第12回ASEAN＋３農林大臣会合（AMAF＋３）が開催され、我が国からは岩本農林水産副大臣が出席した。

同会合では、ASEAN＋３緊急米備蓄（APTERR）について、事務局をタイに設置することが承認された。

また、ASEAN食料安全保障情報システム（AFSIS）について、2013年～2015年の作業計画が承認された。

２　国　際　協　力

農林水産省が行う国際協力は、我が国の農林水産行政上から取組む必要性が高い、①農林水産業への支援を通じた貧困削減、②気候変動等地球的規模の課題への対応を重点分野としている。

これらの国際協力を推進するため、①国際協力を効果的に実施する上で必要となる各国の農業事情等に関する基礎的な調査や技術開発・人材育成、及び、②農林水産分野の国際機関への拠出を通じた協力活動等を農林水産省の政府開発援助（ODA）として実施している。その他に、技術交流や専門家派遣等、農林水産省が有する専門的な知見や人材を活用した支援を行っ

ている。

⑴　国際協力に関する調査、人材育成等

農林水産省では、国際協力を効果的に実施する上で必要となる各国の農業事情等に関する基礎的な調査や技術開発、人材育成等を行っている。

平成24年度においては、以下の事業等（予算額14億1,804万円）を実施した。

ア　サブサハラ・アフリカをはじめとした開発途上国における農業生産拡大のための調査、専門家派遣、基礎的な情報整備

イ　アジア太平洋食料安全保障情報プラットフォームの構築

ウ　気候変動がかんがい排水施設に与える影響への適応策の開発

エ　CDM植林を実行する上で必要となる技術指針の作成や人材育成

オ　海外漁場の確保に関連する開発途上国を対象とした水産関連施設の維持・修理技術の移転

⑵　国際機関を通じた協力

農林水産省は、国連食糧農業機関（FAO）をはじめとする各国際機関と協力し、アフリカ等開発途上国における飢餓や貧困の削減、気候変動対策や越境性感染症対策等地球的規模の課題への対応、水産資源の適正な管理や持続的利用の確保等の農林水産分野の協力を推進している。

平成24年度においては、各国際機関への拠出を通じ、アフリカのコメ生産倍増等途上国の農林水産業や農村開発の支援、アジア等における鳥インフルエンザや口蹄疫等越境性感染症対策の支援、東アジア等の森林保全や持続可能な森林経営の推進、水産資源の持続的利用や資源管理の取組の推進等（予算額17億0,560万円）を実施した。

ア　国連食糧農業機関（FAO）

FAOは、昭和20年10月に設立された国連の専門機関である（我が国は昭和26年に加盟）。FAOは、①各国民の栄養及び生活水準の向上、②食料及び農産物の生産及び流通の改善、③農村・漁村住民の生活水準の改善を通じた世界経済の発展及び人類の飢餓からの解放、に寄与することを目的としている。また、FAOの活動の中心は、①世界の食料・農林水産業及び栄養に関する情報の収集・分析・公表、②政策策定のための中立的な討議の場の提供、③加盟国政府への政策助言、④開発途上国を対象とした開発援助である。

また、農林水産省は、平成24年度、食料価格の乱高下対策のため、穀物等の市場の国際的見通しに関する統計データの精度向上を支援する「食料価格乱高下に係る情報強化支援事業」や、生態系を損なわないよう配慮し、地球温暖化の影響も考慮した漁業管理体制を推進する「生態系に配慮した持続的漁業推進支援事業」等への拠出（予算額４億415万円）を通じ協力を行った。

イ　世界食糧計画（WFP）

WFPは、国連唯一の食糧支援機関として昭和36年に発足した。紛争、自然災害等に起因する難民、被災者等に対する緊急食糧支援を行う他、労働の対価として食料を配給する「Food for Work」や「学校給食プログラム」など地域社会の自立や人的資源開発を促す活動を行っている。

また、農林水産省は、平成24年度、紛争からの復興途上の国で、簡易な水田や水路等を整備し、稲作を通じて農民の自立を支援する「稲作等を通じたアフリカ食料安全保障復興支援事業」への拠出（予算額7,688万円）を通じ協力を行った。

ウ　国際農業研究協議グループ（CGIAR）

CGIARは、開発途上国における食料増産、農林水産業の持続可能な生産性改善により住民の福祉向上を図ることを目的として、世界銀行、FAO、国連開発計画（UNDP）等国際機関、ドナー国、民間財団により、昭和46年に設立された。現在は、農林水産分野の国際的な研究・技術普及を実施する15の研究センターが構成メンバーとなっている。

農林水産省は、平成24年度、「生物的硝酸化成抑制による環境保全の推進」（国際半乾燥熱帯作物研究所）、「アフリカ半乾燥地帯における食料増産のためのササゲ新品種の導入」、「西・中央アフリカにおけるイモ類増産のための研究開発」（国際熱帯農業研究所）「気候変動に適応した水稲栽培システムの開発」、「水田からの温室効果ガス発生を削減する技術の多国間検証」（国際稲研究所）、「アフリカ内陸低湿地における持続的稲作技術実証・普及事業」、「アフリカ食料安全保障情報整備支援事業」（アフリカ稲センター）、「沿岸地域灌漑排水施設保全対策検討調査事業」（国際水管理研究所）への拠出（予算額２億0,365万円）を通じ協力を行った。

エ　東南アジア諸国連合（ASEAN）

ASEANは、域内における経済成長、社会・文化的発展の促進、地域における政治・経済的安定の確保、域内諸問題に関する協力等を目的とし、昭和42年に設立された。

農林水産省は、平成24年度、東アジア地域における大規模災害等の緊急時に初動援助を行うための米

の備蓄の造成等を支援する「アセアン＋３緊急米備蓄確立支援拠出金事業」や、ASEAN地域の食料安全保障の強化を図るため、域内各国の統計情報等の整備を支援する「アセアン＋３中長期需給情報整備支援事業」等への拠出（予算額１億9,491万円）を通じ協力を行った。

オ　その他

以上のほか、農林水産省は、国際熱帯木材機関（ITTO）、国際協同組合同盟（ICA）、植物新品種保護国際同盟（UPOV）、メコン河委員会（MRC）、東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）、国際獣疫事務局（OIE）、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）、アジア生産性機構（APO）、北太平洋海洋科学機関（PICES）、規格及び通商開発機構（STDF）、生物多様性条約事務局、国際連合大学、経済協力開発機構（OECD）への拠出を通じ協力を行った。

⑶　海外技術交流

ア　日中農業技術交流

昭和47年９月、日中間の国交が正常化されたことに伴い、昭和48年６月に研究者、技術者の相互交流、共同研究、技術情報、資料、書籍等の交換を行うことを合意し、同年９月から技術考察団の相互訪問が開始された。さらに昭和56年２月、日中両国間における農林水産分野の科学技術交流等を一層促進するため、日中農業科学技術交流グループを設置するとともに、原則毎年１回東京又は北京において交互に同グループの会議を開催することになった。

平成24年度には成都において第31回会議が開催され、「日中双方の新しい研究交流・協力方式」等について討議した。また、日本側から中国側に対して37種類（計75部）、中国側から日本側に対し８種類（計96部）の書籍交換を行った。

イ　日韓農業技術交流

昭和43年８月、研究協力、技術者の交流、技術情報の交換等について検討することを目的に、実務者により構成される「日韓農林水産技術協力委員会」を設けることが合意された。この合意に基づき、同年12月に東京において第１回委員会が開催され、その後毎年１回、日韓において交互に開催されている。

平成24年度には京都において第45次委員会が開催され、「農林水産技術に係る政策課題と両国間の協力」、「農業農村整備に係る課題と今後の取組」等について討議した。

ウ　日モンゴル技術的対話

モンゴルの農牧業の課題について情報交換等を行うことを目的に、平成18年11月に東京において局長級の第１回対話が開催された。

平成24年度に第５回対話が東京において開催され、「日モ両国における農牧業分野の開発と政策」、「農牧畜、草地保全に関する協力」等について討議した。

エ　日ロ農業技術交流

昭和37年２月、技術情報の収集・交換を目的として、政府の農業技術者等の相互派遣が開始された。

平成24年度には、日本側から「ジャガイモやせいもウイロイドを主とするウイロイド汚染対策」のテーマで派遣、ロシア側から「食品加工・保存に関する研究」及び「果物栽培研究の主な傾向について」のテーマで受入れを行った（平成24年度までの実績、派遣：60チーム、受入：68チーム）。

⑷　その他の農林水産業協力

農林水産省は、独自のODA予算を活用した協力活動のほか、国際協力機構（JICA）が実施する各種協力活動に対し、当省が有する専門的な知見や人材を活用した専門家・調査団員派遣、研修生受入支援、各種助言等を実施している。

ア　技術協力

開発途上国の農林水産業開発のための技術協力としては、主に、当該分野の開発に必要な技術や知識を伝える専門家派遣、当該分野の開発の中核を担う人材を日本や他国での研修に招く海外研修員受け入れを実施している。また、これらを有機的に組み合わせた技術協力プロジェクト、さらに農林水産業の基盤整備、生産増強、地域開発等の計画の作成等に関して調査団を派遣しコンサルティング協力を行う開発計画調査型技術協力を実施している。

⑺　専門家等の海外派遣

平成24年度において農林水産業技術協力のために海外に派遣された専門家は継続、新規合わせて86件154名であった。地域別にみると、アジア49件99人、中近東10件15人、アフリカ17件28人、中南米６件６人、大洋州・欧州・その他４件６人となっている。

⑴　海外研修員の受け入れ

平成24年度における農林水産省提案の研修は、19コースあり、海外研修員の受け入れ総数は225名であった。地域別にみると、アジア121人、中近東２人、アフリカ84人、中南米５人、太平洋・欧州13人となっている。

イ　資金協力

農林水産省は、一般無償資金協力（主務省：外務省）及び円借款（主務省：外務省及び財務省）について、技術的観点からのコメントや国内施策との整合性との観点からの助言・提言等を行っている。

㈠　一般無償資金協力（水産無償含む）

我が国は、開発途上国に返済義務を課さないで、援助対象となる計画の実施に必要な資金を供与する無償資金協力を行っている。平成24年度の無償資金協力の当初予算額は1,616億円であり、このうち、農林水産関係では計９件、総額141億円を供与した。

㈡　食糧援助（KR）

本援助は昭和43年度から実施された無償による食糧援助であり、開発途上国に対し、米、小麦等を購入するための資金供与を行っている。

平成24年度の我が国の供与実績は12か国及び12難民/被災民等に対し、総額約100億円を供与した。

㈢　貧困農民支援（２KR：旧食糧増産援助）

本援助は開発途上国の食糧増産に向けた自助努力を支援するため、昭和52年度から我が国が行っている制度で、平成17年度より、「貧困農民支援」に名称変更し、裨益対象を貧困農民、小農とし、食料生産の向上に向けた自助努力への支援を目指している。

平成24年度の供与実績は計11件、総額34億円である。

㈣　円借款

円借款は、通常、我が国と借入国政府との間で交換公文を締結し、円建て貸付契約を締結する方式で供与される。

平成24年度の農林水産関連案件は計２件、341億円である。

３　海外農業投資

我が国政府及び関係機関は、世界の食料安全保障への貢献、我が国の農産物輸入の安定化・多角化を図る観点から、我が国からの海外農業投資を促進すると同時に、海外農業投資が投資国、被投資国の双方が裨益する形で実施されるよう、国際的な行動原則の策定を推進し、これに沿った責任ある農業投資を促進している。

⑴　海外農業投資促進の支援

農林水産省、外務省を中心とする関係４省庁・４機関の参加による「食料安全保障のための海外投資促進に関する会議」において取りまとめた「食料安全保障のための海外投資促進に関する指針」（平成21年８月）に基づき、将来的な投資可能性に着目した農業及び農業関連情報の分析を行った。

⑵　国際的な農業投資の行動原則

我が国は、平成21年７月のG８ラクイラ・サミット以降、責任ある農業投資の行動原則を策定することを主張してきている。平成24年５月、ロシアで開催されたAPEC食料安全保障大臣会合においては、責任ある農業投資原則（PRAI）の現場での検証と実用化を行うための国際機関の取組が歓迎された（閣僚宣言）。また、平成24年10月以降、FAO世界食料安全保障委員会において、PRAIを踏まえつつ、より幅広い関係者の合意を得た原則を策定するための議論が開始されている。

（注）責任ある農業投資原則（PRAI）

我が国がG８ラクイラ・サミットで提唱したイニシアチブを元に、４国際機関（FAO、国際農業開発基金（IFAD）、国連貿易開発会議（UNCTAD）及び世界銀行）が策定した、被投資国、現地の人々及び投資家の三者が裨益することを目指す農業投資の原則。

第３節　関　　税

１　平成25年度当省関係品目の改正概要

⑴　平成25年度の関税改正の経緯

平成25年度の関税改正は、次のような経緯で行われた。各府省からの改正要望を受け、関税・外国為替等審議会関税分科会での審議を経た後、平成24年11月21日の同分科会で、「平成25年度関税改正に関する論点整理（案）」が審議された。その後、同年12月16日の衆議院議員総選挙の結果を受けた新政権の発足に伴い、改めて各府省からの改正要望を受け、与党の税制調査会での審議を経て、平成25年１月24日に与党の「平成25年度税制改正大綱」が取りまとめられ、同年１月29日に政府の「平成25年度税制改正の大綱」が閣議決定された。この閣議決定に基づく、「関税定率法等の一部を改正する法律案」が国会での審議を経て成立し、一部改正された関税定率法及び関税暫定措置法が平成25年４月１日から施行された。

⑵　農林水産省関係品目の関税改正等の概要

平成25年３月31日に適用期限の到来するウルグァイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品に係る数量基準及び価格基準による特別緊急関税制度、生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置並びに生き

ている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置について、その適用期限を平成26年３月31日まで延長することとした。ただし、牛肉に係る関税の緊急措置については、制度の基本は維持しつつ、北米産牛肉の輸入再開という輸入環境の変化に対応した特例措置（平成18年度から導入）を継続することとし、平成25年度においても、発動基準数量を算出する際の基礎となる輸入数量を、北米産牛肉の輸入が行われていた平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均とした（平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均による発動基準数量が平成24年度の輸入実績による発動基準数量を下回る場合には、平成24年度の輸入実績による）。

⑶　関税割当制度に関する政令の改正

ウルグァイ・ラウンド合意において、国際的に約束した関税化品目に係るアクセス数量の確保が基本的に関税割当制度（注）により行われることとなったことなどから、本制度の対象品目は、平成７年度改正において全体で21品目（うち農産品は18品目）に拡大された。その後、平成15年度改正において酒類用原料アルコール製造用アルコールが本制度の適用対象外とされ、全体で20品目（うち農産品は18品目）となった。平成25年度においては、農林水産省所管の対象品目に変更はなく、各品目の関税割当数量が定められた。（表2参照）

（注）　関税割当制度とは、一定の輸入数量の枠内に限り、無税又は低税率（１次税率）を適用して、需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この一定の輸入数量の枠を超える輸入分については、高税率（２次税率）を適用することによって国内生産者の保護を図る制度で、この１次税率の適用を受ける数量（関税割当数量）は、原則として、国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定めることとされている。

表２　平成25年度　関税割当制度対象品目一覧

1．UR合意以前から関税割当制度の対象となっている品目（従来品目）

（単位：トン）

品　　名		関税割当数量		現行税率	
		24年度	25年度	1次税率	2次税率
ナチュラルチーズ（プロセスチーズ原料用）		66,200	65,700	無税	29.8%
とうもろこし	コーンスターチ用	4,187,400	4,200,500	無税	50%又は12円/kgのうちいずれか高い税率
	単体飼料用（丸粒）	350,000	353,800		
	特定物品製造用（コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒用）	114,600	101,500		
	その他用	117,000	113,800	3%	
麦芽		540,900	535,600	無税	21.30円/kg
糖みつ（アルコール製造用）		4,000	2,000	無税	15.30円/kg
無糖ココア調製品（チョコレート製造用）		17,100	20,500	無税	21.3%
トマトピューレー・ペースト（トマトケチャップ等製造用）		38,500	40,000	無税	16%
パイナップル缶詰		47,100	41,600	無税	33円/kg

2．UR合意により関税割当制度の対象となった品目（関税化品目）

（単位：トン）

品　　名	関税割当数量		現行税率	
	24年度	25年度	1次税率	2次税率
その他の乳製品（全乳換算）	133,940	133,940	12%、12.5%、21%、25%、35%	21.3%＋54円/kg、21.3%＋114円/kg、21.3%＋635円kg、21.3%＋1,199円/kg、23.8%＋679円/kg、23.8%＋1,159円/kg、29.8%＋396円/kg、29.8%＋400円/kg、29.8%＋582円/kg、29.8%＋679円/kg、29.8%＋915円/kg、29.8%＋1,023円/kg、29.8%＋1,155円/kg、29.8%＋1,159円/kg

脱脂粉乳	学校等給食用以外	74,973	74,973	無税、25%、35%	396円/kg、425円/kg、21.3%＋396円/kg、21.3%＋425円/kg、29.8%＋396円/kg、29.8%＋425円/kg
	学校等給食用	7,264	7,264	無税	396円/kg、425円/kg
無糖れん乳		1,500	1,500	25%、30%	21.3%＋254円/kg、25.5%＋509円/kg
ホエイ等	無機質を濃縮したホエイ	14,000	14,000	25%、35%	29.8%＋425円/kg、29.8%＋687円/kg
	ホエイ及び調製ホエイ（配合飼料用）	45,000	45,000	無税	29.8%＋425円/kg、29.8%＋687円/kg
	ホエイ及び調製ホエイ等（乳幼児用調製粉乳製造用）	25,000	25,000	10%	29.8%＋400円/kg、29.8%＋425円/kg、29.8%＋679円/kg、29.8%＋687円/kg、29.8%＋1,023円/kg
バター及びバターオイル		581	581	35%	29.8%＋985円/kg、29.8%＋1,159円/kg
雑豆（小豆、えんどう、そら豆、いんげん豆等）		*120,000*	*120,000*	10%	354円/kg
でん粉、イヌリン及びでん粉調製品		*167,000*	*167,000*	無税、16%、25%	119円/kg
落花生		75,000	75,000	10%	617円/kg
こんにゃく芋（荒粉換算）		267	267	40%	2,796円/kg
調製食用脂	ニュージーランドを原産地とするもの	11,550	11,550	25%	29.8%＋1,159円/kg
	その他のもの	7,427	7,427		
繭及び生糸（生糸換算）		811	798	無税	2,523円/kg（繭）、6,978円/kg（生糸）

（注）１．「関税割当数量」欄の下線のある数字は、上期及び下期に分けて割当数量を定めることとされている品目である。
２．脱脂粉乳、ホエイ等、バター及びバターオイルの「２次税率」には、（独）農畜産業振興機構（ALIC）が徴収するマークアップが含まれる。

第４節　その他国際案件

１　外国政府要人との会談等

大臣、副大臣及び政務官と外国政府等の要人との国内及び海外における会談日時を調整した。

外国政府等の要人等に対して我が国の農林水産業政策の説明等を行った。また、外国在京大使館及び我が国在外大使館等を通じ、外国政府との連絡調整及び相互理解の促進に努めた。

２　海外農業情報等の収集・発信

諸外国の農業、農林水産物貿易、農業政策及び我が国における農林水産物の輸出入の状況等について、情報収集、調査分析を行い、最新の情報を農林水産省のホームページに掲載するなど国民に情報提供を行った。

また、海外に対して我が国の農林水産施策の動向を伝えるため、英文ニュースレター「MAFF UPDATE」をまとめ、ホームページに掲載した。

３　多国間での取組

⑴　経済協力開発機構（OECD）

OECDは、マーシャルプランの受入体制として1948年に発足したOEEC（欧州経済協力機構）が、その後、米国・カナダと欧州諸国との繋がりが緊密化する中で改組され、1961年に設立された。我が国は1964年に加盟した。2013年３月現在34ヶ国が加盟している。

ア　閣僚理事会

例年４－６月に開催される閣僚レベルの理事会（通称、閣僚理事会）では、OECDの主要活動内容が報告されるとともに、国際経済情勢の認識や展望、今後の世界経済の方向性等について議論され、その内容は議長総括としてとりまとめられている。

第51回閣僚理事会は、2012年５月23日～24日にパリのOECD本部で開催された。我が国からは古川経済財政政策担当大臣、山根外務副大臣及び牧野経済産業副大臣が出席し、「経済的課題に対する新たなアプローチ」、成長・雇用・格差、ジェンダー平等

の促進、OECD技能（スキル）戦略、開発戦略、OECD非加盟国との関係、貿易等について討議が行われた。

イ　農業委員会

1987年の閣僚理事会コミュニケにおいて提唱された農業改革の諸原則に照らして、前年に引き続きPSE等を利用しつつ各国の農業改革の進展状況を分析した2012年版「OECD農業政策：モニタリングと評価」が作成された。また、農産物の需給及び貿易の動向等を分析した2012年版「OECD農業アウトルック」が作成された。

「農業と環境」については、農業委員会と環境政策委員会の合同作業部会において、グリーン成長と農業、農業の気候変動への適応や、共同行動による農業環境公共財の提供に関する作業が行われた。

「農業と貿易」については、農業委員会と貿易委員会との合同作業部会において、農業貿易に関する様々な側面からの分析及び農産物貿易に関する議論が行われた。

⑵　国連貿易開発会議（UNCTAD）

UNCTAD（本部：ジュネーブ）は、1964年に設立された国連の一機関であり、開発途上国の貿易と経済開発に関する問題を取り上げ解決策を討議する場で、いわゆる南北問題の主要フォーラムである。加盟国は194カ国（2012年３月現在）である。

総会はほぼ４年に１回開催され、最近のものとしては、第13回総会が2012年４月21日～26日、カタールのドーハにて開催された。総会は、途上国の貿易・経済開発問題に対する国際社会の取り組み方について政策レベルで中長期的な方向付けをする重要な会合であり、今次総会では、今後４年間の活動の指針となるドーハ・マンデートが採択された。また、「開発中心のグローバリゼーション：包摂的かつ持続可能な成長と開発」のテーマの下、貿易と開発に関する様々な問題につき協議が行われた。

⑶　国際商品協定

ア　国際穀物協定

国際穀物協定は、穀物貿易に関する情報交換等及び開発途上国に対する食料援助を実施することを目的とした協定で、「穀物貿易規約」及び「食料援助規約」で構成されている。

イ　国際熱帯木材協定

「1983年の国際熱帯木材協定」は、熱帯産木材の国際貿易の拡大及び価格の安定を図り、もって熱帯木材生産国の輸出収入の安定と消費国への供給の安定を確保することを目的として、1985年４月に発効した。我が国は熱帯産木材の主要な輸入国であるとともに、我が国の豊富な市場情報と高度な林業技術が協定の目的達成に貢献できるとの考えから、国際熱帯木材機関（ITTO）本部を横浜市に誘致した。

現在は、2011年12月に発効し、目的に新たに違法伐採対策の重要性を盛り込み、また気候変動対策や違法伐採対策などの課題ごとにプロジェクトを実施するテーマ別プログラムの実施等が明記された「2006年の国際熱帯木材協定」が適用されている。

第3章　統　　計　　部

第１節　統計の企画調整

１　統　計　企　画

農林水産統計については、農政を支える情報インフラとしての重要な役割を果たすため、農林水産業、農山漁村、食品産業等関連産業の実態を的確に把握する統計調査を効率的・重点的に実施し、その結果を迅速かつ利用しやすい形で提供した。

特に、平成24年度は、新たな政策課題に対応するため、漁業・漁村の６次産業化に関する調査を実施するとともに、平成23年度から引き続き東日本大震災からの復旧・復興の進捗に関する状況を把握し提供した。

２　統　計　調　整

統計行政を進める上で基本となる統計法（平成19年法律第53号）に基づき、農林水産省の所掌事務に係る統計調査を実施するに当たり必要な申請手続きを総務省に対して行った。

３　総　合　解　析

農林業センサスの主要データ等の農林水産統計結果のほか、他府省の統計データを利用して、都道府県、市町村、農業集落ごとの農林水産業の状況、地理的状況、社会的状況等について分析指標等を加えグラフにより分かり易くまとめ、「わがマチ・わがムラ情報提供システム」（データベース）により農林水産省ホームページを通じ地域データの幅広い提供を行った。

４　東日本大震災からの復旧・復興状況確認調査

復旧・復興を着実に実施していく上で前提となる復旧・復興の進捗状況を把握し提供した。

⑴　農業・漁業経営体の被災・経営再開状況調査

2010年世界農林業センサス、2008年漁業センサス結果をベースに、平成24年３月11日時点の農業・漁業経営体の被災・経営再開状況を把握し提供した。更に、震災後２年を経過した平成25年３月11日時点についての経営再開状況等を把握した。

⑵　被災農地の復旧・復興状況調査

津波等により被害を受けた農地について、平成24年３月11日時点の復旧・復興面積を把握し提供した。

⑶　被災市町村における市町村別農業産出額、被災農漁業者の経営復興状況

津波等により被害を受けた被災地域における市町村別農業産出額を作成し提供した。また、被災農漁業者の経営再開後の経営状況を継続的に把握する定点調査を開始した。

５　広　報　普　及

統計調査結果の迅速な提供と多種多様なニーズへの対応のため、①調査結果の速報を農林水産統計（第１報）として農林水産省ホームページ等による公表、②調査結果の確定した集計事項全ての統計数値の政府統計共同利用システム（e-Stat）への掲載及び調査ごとに編集した報告書の刊行、③「農林水産統計公表予定」及び「週間公表予定表」の統計部ホームページへの掲載等を行った。

また、調査手法や体系の見直しに対応し、調査を円滑に実施するために農林水産統計調査協力推進誌「かけ橋」を刊行した。

６　政府統計共同利用システム

「電子政府構築計画」（平成15年７月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づく「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年３月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）の下で、社会経済情勢の変化に対応した有用で信頼される統計を体系的に整備し、適時的確に提供する取組を進めた。

また、この取組の一環として、平成20年４月より本格運用を開始した「政府統計共同利用システム」を活用し、①統計に用いる標準地域コードの共有、②統計調査の母集団情報の管理・標本抽出及び事業所母集団データベースの利活用、③統計調査の調査項目の標準化、④統計調査のオンライン化、⑤個票データのレイアウト構造を示す記法等の標準化、⑥統計情報の電子

的提供の推進、⑦各府省の統計に係るホームページにおけるコンテンツ（情報内容）の構成、用語の共通化、⑧統計情報のワンストップ・サービスの実現、⑨外部資源の活用について各府省とともに推進した。

第２節　産業連関表等

１　産業連関表

産業連関表は、国あるいは一定地域において１年間に行われた財・サービスの産業間取引を一つの行列（マトリックス）にした統計表である。全国を範囲とする産業連関表は、総務省、農林水産省をはじめとする関係10府省庁の共同作業として、概ね５年ごとに作成している。

平成24年度においては、平成22年12月に決定した「平成23年産業連関表作成基本方針」に基づき、産業連関幹事会等において、概念・定義及び推計方法、公的部門の分類の格付けの見直し等の関係府省庁に共通する課題等の検討を行うとともに、平成25年１月「平成23年（2011年）産業連関表作成基本要綱」を作成した。また、平成24年10～11月に農林水産省が担当する部門における投入額の推計等に必要な基礎資料を得るための産業連関構造調査を実施した。

２　農業・食料関連産業の経済計算

「農業・食料関連産業の経済計算」は、食料供給に関係する各種産業の経済活動を数量的に把握することを目的とし、考え方及び推計方法は、「産業連関表」及び「国民経済計算」に準拠している。

この経済計算は①農林漁業（林業はきのこ等特用林産物。）及び食料関連産業の生産活動の結果をマクロの視点から把握した「農業・食料関連産業の経済計算」、②農業部門の経済を生産と投資の両面から捉えた「農業の経済計算」等から構成されている。

平成24年度においては、平成22年度版を公表した。

第３節　総合統計書の編さん

利用度の高い統計情報の提供を行うため、農林水産業に関する各統計書の概要を総合的に収録した以下の総合統計書を刊行した。

１　農林水産省統計表（第87次）

本統計表は、我が国の農林水産業に関する主要な統計について、農林水産省統計部の調査結果を中心に農林水産省各局庁、他府省及び各種団体の統計を総合的に収録し、都道府県別並びに英文併記により編集したものである。

２　ポケット農林水産統計（平成24年版）

本ポケット農林水産統計は、我が国及び海外の農林水産業の現状を概観できるよう、農林水産省統計部の調査結果を中心に、主要な関連統計を幅広く収録、編集したものである。

３　農林水産統計月報（通巻709号－720号）

本月報は、農林水産物の月別動向を概観できるように、農業経営の動き、農林水産物及び農業生産資材の需給及び輸出入に関する統計を収録し、英文併記により編集したものである。

第４節　経営統計調査

１　農業経営統計調査

⑴　営農類型別経営統計

ア　調査の目的

この統計は、農業生産物の販売を目的とする農業経営体の経営の実態等を明らかにし、農政の資料を整備することを目的とする。

イ　調査の対象

全国の農業経営体のうち農業生産物の販売を目的とする個別経営体、組織法人経営体及び任意組織経営体を調査対象とした。

ウ　調査の方法

調査対象経営体に現金出納帳・作業日誌（調査票）を配布して、調査対象経営体が毎日の現金収支、労働時間等を記録する自計調査、農林水産省の職員が調査対象経営体の決算書類等を閲覧し、若しくは提供を受け、その内容を転記して行う調査並びに農林水産省の職員が調査対象経営体の代表者に対して行う面接調査の方法により行った。調査票は、郵送、オンライン又は職員が訪問して収集した。

エ　調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「営農類型別経営統計」として刊行する。

⑵　経営形態別経営統計

ア　調査の目的

この統計は、農業生産物の販売を目的とする農業経営体の経営の実態等を明らかにし、農政の資料を整備することを目的とする。

イ　調査の対象

個別経営体は、営農類型別経営統計で取りまとめた各営農類型に分類した調査対象経営体に「その他経営」に分類した調査対象経営体を加えて調査対象とした。

組織法人経営体は、営農類型別経営統計の調査対象経営体を調査対象とした。

ウ　調査の方法

調査対象経営体に現金出納帳・作業日誌（調査票）を配布して、調査対象経営体が毎日の現金収支、労働時間等を記録する自計調査、農林水産省の職員が調査対象経営体の決算書類等を閲覧し、若しくは提供を受け、その内容を転記して行う調査並びに農林水産省の職員が調査対象経営体の代表者に対して行う面接調査の方法により行った。調査票は、郵送、オンライン又は職員が訪問して収集した。

エ　調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、その詳細を個別経営体については、「経営形態別経営統計（個別経営）」として刊行し、組織法人経営体については「営農類型別経営統計（組織経営編）」として刊行する。

(3)　農産物生産費統計

ア　調査の目的

(ｱ)　米生産費統計

この統計は、米の生産コストを明らかにし、経営所得安定対策、生産対策、経営改善対策等の資料を整備することを目的とする。

(ｲ)　麦類生産費統計

この統計は、麦類（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）の生産コストを明らかにし、経営所得安定対策、生産対策、経営改善対策等の資料を整備することを目的とする。

(ｳ)　工芸農作物等生産費統計

この統計は、工芸農作物等（大豆、原料用かんしょ、原料用ばれいしょ、てんさい、さとうきび、なたね及びそば）の生産コストを明らかにし、経営所得安定対策等、生産対策、経営改善対策等の資料を整備することを目的とする。

イ　調査の対象

当該作目の経営規模が、作目ごとに定めた規定を満たす個別経営体を調査対象とした。

ウ　調査の方法

調査対象経営体に現金出納帳・作業日誌（調査票）を配布して、調査対象経営体が生産資材の購入、生産物の販売、労働時間等を記録する自計調査、農林水産省の職員が調査対象経営体の決算書類等を閲覧し、若しくは提供を受け、その内容を転記して行う調査並びに農林水産省の職員が調査対象経営体に対して行う面接調査の方法により行った。調査票は、郵送、オンライン又は職員が訪問して収集した。

エ　調査結果の公表

調査結果は、その概要を作目ごとに公表するとともに、詳細を「米及び麦類の生産費」及び「工芸農作物等の生産費」として刊行する。

(4)　畜産物生産費統計

ア　調査の目的

(ｱ)　牛乳生産費統計

この統計は、生乳の生産に係るコストを把握し、加工原料乳の生産者補給金単価の算定、畜産経営改善対策等の資料を整備することを目的とする。

(ｲ)　肉用牛生産費統計

この統計は、肉用牛（去勢若齢肥育牛、乳用雄肥育牛、交雑種肥育牛、乳用雄育成牛、交雑種育成牛）生産及び子牛生産に係るコストを把握し、牛肉の安定価格等の算定及び肉用子牛の保証基準価格等の算定、畜産経営改善対策等の資料とする。

(ｳ)　肥育豚生産費統計

この統計は、肥育豚生産に係るコストを把握し、豚肉の安定価格等の算定、畜産経営改善対策等の資料を整備することを目的とする。

イ　調査の対象

当該畜種の経営規模が、畜種ごとに定めた規定を満たす個別経営体を調査対象とした。

ウ　調査の方法

調査対象経営体に現金出納帳・作業日誌（調査票）を配布して、調査対象経営体が生産資材の購入、生産物の販売、労働時間等を記録する自計調査、農林水産省の職員が調査対象経営体の決算書類等を閲覧し、若しくは提供を受け、その内容を転記して行う調査並びに農林水産省の職員が調査対象経営体に対して行う面接調査の方法により行った。調査票は、郵送、オンライン又は職員が訪問して収集した。

エ　調査結果の公表

調査結果は、その概要を畜種ごとに公表するとともに、詳細を「畜産物生産費」として刊行する。

2　林業経営統計調査

⑴　調 査 の 目 的

この統計は、林業経営体の林業経営収支等を把握することにより林業経営の実態を明らかにし、林業行政の推進の資料とする。

なお、平成24年度については、25年度（周期年調査実施年）調査の一部として、調査対象経営体が保有する山林の主要樹種別、林齢区分別面積のみを把握する。

⑵　調 査 の 対 象

家族経営の林業経営体のうち、①保有山林面積が50ha以上であって、林木に係る施業を行っている経営体、②保有山林面積が20ha以上50ha未満であって、過去１年間の林木に係る施業労働日数が30日以上である経営体を調査対象とした。

⑶　調 査 の 方 法

調査対象経営体又は当該調査対象経営体が作業を委託している森林組合等に対して調査票を配布して行う記帳調査、若しくは当該調査対象経営体が作業を委託している森林組合等に対して農林水産省の職員が行う面接調査等の方法により行った。

調査票は、郵送又は職員が訪問して収集した。

⑷　調査結果の公表

平成25年度調査結果の詳細を26年度に「林業経営統計調査報告」として刊行する。

3　漁業経営調査

⑴　調 査 の 目 的

この統計は、海面漁業経営体の財産状況、収支状況、操業状況等の経営体の経営実態を明らかにし、水産行政の推進の資料とする。

⑵　調 査 の 対 象

ア　個人経営体調査

全国の漁業経営体のうち、第２種兼業漁家を除く個人であり、海面漁業を営む経営体で、①海面において主として動力漁船を用いて漁船漁業を営むもの、②海面において主として小型定置網漁業を営むもの、③主として対象水産物（ぶり類、まだい、ほたてがい、かき類、わかめ類、のり類、真珠）の海面養殖業を営むものを調査対象とした。

イ　会社経営体調査

全国の漁業経営体のうち、会社であり、海面漁業を営む経営体で、①海面において主として使用動力漁船の合計トン数が10トン以上の動力漁船を用いて漁船漁業を営むもの、②海面において主として大型定置網漁業を営むもの、③海面において主としてさけ定置網漁業を営むもの、④主として対象水産物（ぶり類、まだい）の海面養殖業を営むものを調査対象とした。

ウ　共同経営体調査

全国の漁業経営体のうち、共同経営であり、海面漁業を営む経営体で、①海面において主として使用動力漁船の合計トン数が10トン以上の動力漁船を用いて漁船漁業を営むもの、②海面において主として大型定置網漁業を営むもの、③海面において主としてさけ定置網漁業を営むものを調査対象とした。

⑶　調 査 の 方 法

ア　個人経営体調査

調査経営体に日記帳を配布して記帳・記入を依頼し、日々の現金収支、労働時間等については調査経営体が記帳、財産の増減等については農林水産省の職員が面接調査により行う方法、若しくは調査経営体に調査票を配布して記入を依頼し、調査経営体が税務申告関係帳簿類等を用いて調査票へ記入する方法のいずれかにより調査を行った。日記帳又は調査票は、郵送又は職員が訪問して収集した。

イ　会社経営体調査

調査経営体に調査票を配布して記入を依頼し、調査経営体が税務申告関係帳簿類等を用いて調査票へ記入する方法により行った。調査票は、郵送又は職員が訪問して収集した。

ウ　共同経営体調査

調査経営体に調査票を配布して記入を依頼し、調査経営体が税務申告関係帳簿類等を用いて調査票へ記入する方法により行った。調査票は、郵送又は職員が訪問して収集した。

⑷　調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「漁業経営調査報告」として刊行する。

4　農業物価統計調査

⑴　調 査 の 目 的

農業における投入・産出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係ある物価等を把握し、その結果を総合して農業物価指数等を作成するほか、生産対策・経営安定対策等の各種行政施策の推進等のための資料を整備することを目的とする。

⑵　調査の種類及び区分

調査は、農産物生産者価格調査及び農業生産資材価格調査の２種類に区分される。

また、農産物生産者価格調査は、一般農産物生産者

価格調査（野菜以外）及び野菜生産者価格調査に区分される。

⑶　調 査 の 対 象

農産物生産者価格調査は、調査品目ごとに主な産地における取引量の多い出荷団体等を調査対象とした。

農業生産資材価格調査は、都道府県ごとに農家の農業生産資材の購入価格を代表するとみられる小売店等を調査対象とした。

⑷　調 査 の 方 法

調査は、委託事業者による調査員調査、若しくは郵送、FAX又はオンラインによる自計調査の方法により行った。

⑸　調査結果の公表

月々の農業物価指数は、毎調査月の翌月に公表した。年次指数については、その概要を公表するとともに、詳細を「農業物価統計」として刊行する。

5　生産者の米穀在庫等調査

⑴　調 査 の 目 的

生産者の米穀在庫量、供給量、消費量、販売量等の実態を明らかにし、農業行政の推進のための資料を整備することを目的とする。

⑵　調 査 の 対 象

販売目的で水稲を10a以上作付けた販売農家を調査対象とした。

⑶　調 査 の 方 法

調査員が調査対象農家に対して調査票を配布及び回収する自計調査の方法により行った。

⑷　調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「生産者の米穀在庫等調査結果」として刊行する。

6　農林漁業生産所得

国民経済的な立場から農林水産業生産の実態を価値量的に把握し、農林水産行政の企画立案、振興計画の策定等の資料とする。

⑴　推 計 の 方 法

ア　農業総産出額及び生産農業所得（全国推計値）

農業総産出額は、全国を推計単位として、農業生産活動による最終生産物の全国の品目別生産量に、品目別農家庭先価格を乗じた額を合計して求めた。これに、農業経営統計調査結果から求めた所得率を乗じ、経常補助金等を加算して生産農業所得を推計した。

イ　農業産出額及び生産農業所得（都道府県別推計値）

農業産出額は、都道府県を推計単位として、都道府県別の品目別生産量に品目別農家庭先価格を乗じて求めた。これに、農業経営統計調査結果から求めた所得率を乗じ、経常補助金等を加算して生産農業所得を推計した。

ウ　林業産出額及び生産林業所得

林業産出額は、都道府県を推計単位として、都道府県別の林産物生産量に生産者価格を乗じて求めた。これに、林業経営統計調査等を基礎にして求めた所得率を乗じて生産林業所得を推計した。

エ　漁業生産額

漁業生産額は、海面及び内水面における漁業・養殖業生産量に産地卸売価格等を乗じて求めた。

⑵　推計結果の公表

推計結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「生産農業所得統計」及び「生産林業所得統計報告書」として刊行し、漁業生産額については「漁業・養殖業生産統計年報」に収録する。

第５節　構造統計調査

1　農林業センサス

⑴　2015年農林業センサス研究会

平成27年２月１日現在で「2015年農林業センサス」の実施を予定しており、平成24年度は、これに向けて、「農林業センサス研究会」を開催した。

この研究会は、2015年農林業センサスの実施に向け、多方面の有識者等を交え調査事項、調査手法、調査実施計画等について幅広く検討を行うことを目的に開催し、その検討内容をホームページ上で公表した。

農林業センサス研究会日程

第１回　平成24年６月29日
第２回　平成24年11月５日
第３回　平成25年２月13日
第４回　平成25年３月15日

⑵　2015年農林業センサス試行調査

平成27年２月１日現在で「2015年農林業センサス」の実施を予定しており、平成24年度は、これに向けて、「2015年農林業センサス試行調査」を実施した。

この調査は、調査手法、調査労力、調査項目設定の適切さ等の諸課題を事前に把握し、その改善策を調査設計に反映させることを目的とした調査で、2015年農林業センサスが円滑に実施できるよう、調査の準備から実査・審査に至る一連のプロセスを試験的に実施し、その結果をホームページ上で公表した。

⑶　農林業センサス累年統計の作成

農林業センサス累年統計は、我が国における農林業構造の長期的な変遷過程を明らかにするため農林業センサス結果を整理作成し、その内容をホームページ上で公表した。

2　漁業センサス

平成25年11月１日現在で実施を予定している「2013年漁業センサス」を適切に実施するため、2013年漁業センサス試行調査を平成24年７月１日現在で実施し、次期漁業センサスのあり方について検討を行い、その内容をホームページ上で公表した。

また、その検討結果に基づき11月に統計委員会へ諮問し、３回にわたる産業統計部会の審議を経て、平成25年２月15日に答申を得た。

統計委員会日程

第59回	統計委員会（諮問）	平成24年11月28日
第31回	産業統計部会	同　12月５日
第32回	産業統計部会	同　12月19日
第33回	産業統計部会	平成25年１月31日
第62回	統計委員会（答申）	同　２月15日

3　農業構造動態調査

⑴　調 査 の 目 的

この調査は、５年ごとに実施する農林業センサス実施年以外の年に、農業構造の実態及びその変化を明らかにするため、農業生産構造、就業構造等に関する基本的な事項を把握し、農政の企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的とする。

⑵　調査の対象と調査の方法

調査は、標本調査により行うこととし、平成25年２月１日現在で実施した。

家族経営体は、2010年世界農林業センサスの家族経営体を母集団として、主副業別農業経営組織別に分類した上で、第１次抽出単位を旧市区町村、第２次抽出単位を経営体とする層化２段抽出法により抽出し、統計調査員が調査票を配布・回収する自計調査の方法により実施した。

組織経営体は、農産物の生産を行う組織経営体、農作業の受託のみを行う組織経営体及び新設組織経営体に区分し、2010年世界農林業センサスを母集団（新設組織経営体は情報収集により把握）として、経営形態別（農事組合法人、会社法人、各種団体、非法人）に分類した上で、層化系統抽出法及び系統抽出法により抽出し、調査票を郵送により配布し、郵送若しくはオンラインにより回収する自計調査の方法により実施した。

⑶　調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「農業構造動態調査報告書（併載：新規就農者調査結果）」として刊行する。

4　新規就農者調査

⑴　調 査 の 目 的

この調査は、新規就農者数（雇用による新規就農者及び新規参入者を含む。）を把握し、新規就農者の育成・確保を図るための諸施策の円滑な推進に必要な資料を提供することを目的とする。

⑵　調査の対象と調査の方法

調査は、平成24年４月１日現在で実施した。

ア　就業状態調査は、2010年世界農林業センサスで把握した農業経営体のうち、家族経営体を対象とし、調査票を郵送により配布・回収する自計調査の方法により実施した。

イ　新規雇用者調査は、2010年世界農林業センサスで把握した農業経営体のうち、組織経営体（家族経営体以外の農業経営体）及び一戸一法人（家族経営体のうち、法人化している経営体）を対象とし、調査票を郵送により配布・回収する自計調査の方法により実施した。

ウ　新規参入者調査は、すべての農業委員会（農業委員会が設置されていない市区町村にあっては、当該市区町村）を調査対象とし、調査票を郵送又は電子メール若しくはFAXを使用する方法により配布・回収する自計調査に方法により実施した。

⑶　調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、「農業構造動態調査報告書（併載：新規就農者調査結果）」として刊行した。

5　農道整備状況調査

⑴　調 査 の 目 的

この調査は、農道の整備状況の実態を明らかにし、農業農村整備の推進及び地方交付税の算定に必要な資料を提供することを目的とする。

⑵　調査の対象と調査の方法

調査は、平成24年８月１日現在で全市区町村（東京都特別区の23区を含む。）を対象に、調査票を郵送又は電子メール若しくはFAXにより配布・回収する自計調査の方法により実施した。

⑶　調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

6　集落営農実態調査

⑴　調 査 の 目 的

この調査は、全国統一的な基準で集落営農の数及び取り組み状況等を把握し、集落営農の育成・確保等に係る施策の企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的とする。

⑵　調査の対象と調査の方法

ア　集落営農実態調査

調査は、平成25年２月１日現在で全国の市区町村（直近の農林業センサスにおいて耕地の存在が認められなかった市区町村を除く。）を対象に、調査票を郵送、電子メール又はFAXにより配布・回収する自計調査の方法により実施した。

イ　集落営農活動実態調査

調査は、平成25年３月１日現在で、直近の「集落営農実態調査」で把握した集落営農のうち、農産物の生産・販売をしている集落営農の代表者を対象に、調査票を郵送により配布・回収する自計調査の方法により実施した。

⑶　調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「集落営農実態調査報告書」として刊行する。

7　漁業就業動向調査

⑴　調 査 の 目 的

この調査は、５年ごとに実施している漁業センサスの実施年以外の年における海面漁業の就業構造の動向を明らかにし、水産行政施策の企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的とする。

⑵　調査の対象と調査の方法

調査は、2008年漁業センサスで把握した個人経営体及び団体経営体を対象に、平成24年11月１日現在で実施した。

ア　個人経営体に対する調査は、統計調査員が調査票を配布・回収する自計調査の方法により実施した。

イ　団体経営体に対する調査は、調査票を郵送により配布・回収する自計調査の方法により実施した。

⑶　調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細は「漁業就業動向調査報告書」として刊行する。

第６節　生産統計調査

1　作物統計調査

⑴　面　積　調　査

ア　耕地面積調査

㋐　調査の目的

農業の生産基盤となる耕地の実態を調査し、土地資源の有効利用など諸施策の資料とする。

㋑　調査の方法

耕地面積調査は、耕地とその周辺にある開墾可能な土地を約２ha（北海道は約10ha）単位に区画して編成した単位区の中から標本単位区を抽出し、７月15日現在で対地標本実測調査により行い、巡回・見積り、行政機関等からの情報・資料収集、衛星画像・航空写真の利用等により補完した。

㋒　調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「耕地及び作付面積統計」として刊行する。

イ　作付面積調査

㋐　調査の目的

農作物の作付（栽培）面積を調査し、土地の利用状況を明らかにするとともに収穫量を推定する場合の基礎とするほか、土地の高度利用計画、農作物の需給計画等諸施策の資料とする。

㋑　調査の方法

水稲については、耕地面積調査と同時に標本単位区に対する対地標本実測調査、水稲以外の作物については関係団体を対象とした往復郵送調査により行い、それぞれ巡回・見積り及び行政機関等からの情報・資料収集により補完した。

㋒　調査結果の公表

主な作物の作付（栽培）面積は、その概要を公表した。

また、詳細を「耕地及び作付面積統計」として刊行するとともに、「作物統計」に掲載する。

⑵　作　況　調　査

ア　作柄概況調査

㋐　調査の目的

水稲の作柄概況を早期にかつ正確に把握し、食糧の需給調整等諸施策の資料とする。

㋑　調査の方法

作況標本筆、作況基準筆及び被害調査筆に対す

る実測調査並びに作況基準等結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

(ｳ)　調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

イ　予想収穫量調査

(ｱ)　調査の目的

水稲の予想収穫量を早期にかつ正確に把握し、食糧の需給調整等諸施策の資料とする。

(ｲ)　調査の方法

作況標本筆、作況基準筆及び被害調査筆に対する実測調査並びに作況基準等結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

(ｳ)　調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

ウ　収穫量調査

(ｱ)　調査の目的

農作物の収穫量を調査し、生産振興、価格安定、需給計画の策定等の諸施策の資料とする。

(ｲ)　調査の方法

水稲については、作況標本筆、作況基準筆及び被害調査筆に対する実測調査並びに作況基準等結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

陸稲、麦類、大豆、かんしょ、飼料作物、果樹及び野菜については、関係団体及び標本経営体に対する往復郵送調査並びに巡回・情報収集により調査を行った。

甘味資源作物（てんさい及びさとうきび）については、製糖会社、製糖工場等に対する往復郵送調査及び巡回・情報収集により行った。

茶については、標本荒茶工場に対する往復郵送調査及び巡回・情報収集により行った。

花きについては、集出荷団体、個人出荷農家等に対する往復郵送調査及び関係機関からの情報収集により調査を行った。

(ｳ)　調査結果の公表

調査結果は、水稲、陸稲、麦類、大豆、かんしょ、飼料作物、果樹（びわ、おうとう、うめ、もも、すもも、日本なし、ぶどう）、野菜（春植えばれいしょ）、てんさい及び茶については、その概要を公表した。

また、果樹（西洋なし、かき、くり、みかん、りんご、キウイフルーツ、パインアップル）、野菜（春植えばれいしょ以外の品目）、さとうきび、花きについては、その概要を公表する。

また、詳細を水稲、陸稲、麦類、大豆、かんしょ、飼料作物、甘味資源作物及び茶については「作物統計」として、果樹については「果樹生産出荷統計」として、野菜については「野菜生産出荷統計」として、花きについては「花き生産出荷統計」として刊行する。

(3)　被　害　調　査

ア　共済減収調査

(ｱ)　調査の目的

共済減収調査は、農業災害補償制度における損害の額について国が行う審査・認定の資料として、10a当たり収量、共済基準減収量及び共済基準減収量に係わる作付面積を調査する。

(ｲ)　調査方法及び調査結果の利活用

水稲、麦類、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん及び主な果樹の共済目的の種類ごとに、共済基準収穫量を基準とする増収面積及び程度別減収面積並びに増収量、程度別減収量及び共済減収量について、職員の実測調査及び巡回・見積りにより調査を行った。

なお、調査結果は、損害評価の資料として取りまとめて経営局へ提示した。

(ｳ)　調査結果の公表

調査結果は、水稲、麦類、ばれいしょ、小豆、いんげん並びに主な果樹についてはその概要を公表した。

また、大豆についてはその概要を公表する。

なお、これらの調査結果の詳細を「農作物災害種類別被害統計」に掲載する。

イ　被害応急調査

(ｱ)　調査の目的

災害等を受けた作物の災害種類別の被害面積及び被害量について被害統計を作成し、天災融資法の適用の判断、特別交付税の算定及びその他の災害対策の企画・立案、実施等のための資料とする。

(ｲ)　調査の方法

重大な災害等が発生したと認められる地域内にある作物の栽培の用に供される土地及び作物につき職員による巡回・見積り等の方法により調査を行った。

(ｳ)　調査結果の公表

調査結果は、四半期ごとに被害見込金額が10億円以上の災害について、その概要を公表した。また、１年間の農作物被害の詳細を「農作物災害種類別被害統計」として刊行した。

2　特定作物統計調査

⑴　調 査 の 目 的

豆類（小豆、いんげん及びらっかせい）、そば、なたね、こんにゃくいも及び「い」の生産に関する実態を明らかにし、関税割当数量、共済基準収穫量の算定、生産振興対策等の推進のための資料を整備することを目的に実施する。

⑵　調 査 の 方 法

ア　作付面積調査

関係団体に対する往復郵送調査、巡回・見積り、行政機関等からの情報・資料収集等により調査を行った。

イ　収穫量調査

関係団体及び標本経営体に対する往復郵送調査並びに巡回・情報収集により調査を行った。

⑶　調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「作物統計」として刊行する。

3　畜産統計調査

⑴　調 査 の 目 的

畜産統計調査は、主要家畜（乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏及びブロイラー）の飼養戸数、飼養頭羽数等を取りまとめ、畜産行政の資料とする。

⑵　調査対象と調査方法

農林業センサスを基礎に畜種別の母集団を編成し標本抽出した飼養者を調査対象に、往復郵送調査（一部オンライン）により行った。

なお、乳用牛、肉用牛調査については、牛個体識別システム（注：個体識別番号により、牛の生年月日、性別、品種、所在地等のデータを一元的に管理するシステム）のデータを活用した調査体系となっている。

平成25年２月１日現在調査より、ブロイラーの飼養・出荷の戸数・羽数に関する調査を開始した。

⑶　調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「畜産統計」として刊行する。

4　木材統計調査

⑴　木材統計調査

ア　基礎調査

㋐　調査の目的

素材生産並びに木材製品の生産及び出荷等に関する実態を明らかにし、林業行政の資料を整備することを目的とする。

㋑　調査対象と調査方法

基礎調査は、全国の製材工場、木材チップ工場及び合単板工場から抽出した標本工場を対象に、平成24年12月31日現在を調査期日とし、調査期日以前１年間の素材の入荷量、消費量及び在庫量、製材品の出荷量及び在庫量、合板及び木材チップの生産量及び在庫量をオンライン、郵送又は調査員が調査票を配布・回収する自計調査又は面接・聞き取りによる他計調査により行った。

㋒　調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

イ　月別調査

㋐　調査の目的

毎月の木材需給の動向を把握し、木材の需給及び価格の安定等流通改善対策等の推進に必要な資料を整備する。

㋑　調査対象と調査方法

月別調査は、全国の製材工場及び合単板工場から抽出した標本工場を対象に、毎月の素材の入荷量、消費量及び在庫量、製材品及び合板の生産量、出荷量及び在庫量等についてオンライン調査又は郵送調査により行った。

㋒　調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

⑵　木材流通統計調査

ア　木材価格統計調査

㋐　調査の目的

素材、木材チップ及び木材製品の価格水準及び変動を把握し、木材の需給及び価格の安定等流通改善対策、木材産業の合理化対策等の諸施策の推進に必要な資料を整備する。

㋑　調査対象と調査方法

木材価格統計調査は、素材・木材チップ価格調査と木材製品卸売価格調査に分かれ、標本工場等を対象に、毎月の素材、木材チップ及び木材製品の価格等についてオンライン、郵送又はFAXにより調査票を配布・回収する自計調査の方法により行った。平成21年１月から市場化テストとして、民間事業者が製材工場等・木材流通業者に対しオンライン、郵送又はFAXで調査票を配布・回収する自計調査により行っている。

㋒　調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

イ　木材流通構造調査

(ｱ)　調査の目的

木材の入荷（仕入）先別入荷（仕入）量、出荷先別出荷量等の把握を行い、木材流通構造改善施策等の推進に必要な資料を整備する。

(ｲ)　調査対象と調査方法

全国の製材工場、合単板工場、LVL工場、プレカット工場、集成材工場、木材流通業者（木材市売市場、木材販売業者）及び木材チップ工場を対象に、平成23年12月31日現在を調査期日とし、調査期日以前１年間の素材の入荷先別入荷量、製材品の出荷先別出荷量、機械の所有状況、工場残材の出荷先別出荷量等について、調査員が調査票を配布して行う自計申告調査の方法又は面接調査の方法、協力の得られる調査対象については郵送調査の方法によって行った。

(ｳ)　調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「木材流通構造調査報告書」として刊行した。

5　漁業生産統計調査

(1)　調 査 の 目 的

海面及び内水面における漁業・養殖業の生産に関する実態を把握して、水産行政の推進等に必要な資料を整備することを目的とする。

(2)　調 査 の 種 類

調査は、海面漁業生産統計調査（稼働量調査、海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収獲統計調査）及び内水面漁業生産統計調査（内水面漁業漁獲統計調査、内水面養殖業収獲統計調査及び３湖沼漁業生産統計調査）に区分される。

(3)　調査対象と調査方法

ア　海面漁業生産統計調査

(ｱ)　稼働量調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体のうち、かつお・まぐろ類に係る漁業種類であって、漁獲成績報告書等を利用できない沿岸まぐろはえ縄、沿岸かつお一本釣、ひき縄釣、大型定置網を営んだ海面漁業経営体等を対象として、調査員による面接聞き取りにより調査を行った。

(ｲ)　海面漁業漁獲統計調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体及び水揚機関を対象として、自計調査、調査員による面接聞き取りによる調査、水揚機関の事務所の記録を閲覧し転記する方法、職員による往復郵送調査又は漁獲成績報告書等を利用した取りまとめを行った。

(ｳ)　海面養殖業収獲統計調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体及び水揚機関を対象として、自計調査、調査員による面接聞き取りによる調査、水揚機関の事務所の記録を閲覧し転記する方法、職員による往復郵送調査又は漁獲成績報告書等を利用した取りまとめを行った。

イ　内水面漁業生産統計調査

(ｱ)　内水面漁業漁獲統計調査

漁業権の設定等が行われている年間漁獲量50t以上の河川及び湖沼（琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を除く。）、並びに年間漁獲量が50t未満であっても、統計部長が国の施策上、毎年の調査が必要な河川及び湖沼として指定するものを対象として、対象を管轄する内水面漁業協同組合及び経営体に調査員、郵送、FAX又はオンラインにより調査票を配布、回収する方法により調査を行った。平成21年調査から市場化テストとして、民間事業者が内水面漁業協同組合及び経営体に対し、民間事業者が任命する調査員、郵送、FAX又はオンラインにより調査票を配布・回収する方法により行っている。

(ｲ)　内水面養殖業収獲統計調査

全国のます類、あゆ、こい及びうなぎの内水面養殖業を営むすべての経営体を対象として、経営体に調査員、郵送、FAX又はオンラインにより調査票を配布、回収する方法により調査を行った。平成21年調査から市場化テストとして、民間事業者が経営体に対し、民間事業者が任命する調査員、郵送、FAX又はオンラインにより調査票を配布・回収する方法により行っている。

(ｳ)　３湖沼漁業生産統計調査

琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦で生産された水産物を扱うすべての水揚機関、漁業又は養殖業を営むすべての経営体を対象として、経営体に調査員、郵送又はFAXにより調査票を配布、回収する方法により調査を行った。平成21年調査から市場化テストとして、民間事業者が経営体に対し、民間事業者が任命する調査員、郵送、FAX又はオンラインにより調査票を配布・回収する方法により行っている。

⑷　調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「漁業・養殖業生産統計年報」として刊行する。

第７節　流通消費統計調査

１　牛乳乳製品統計調査

⑴　調 査 の 目 的

牛乳及び乳製品の生産に関する実態を明らかにし、畜産行政の資料を整備することを目的とする。

⑵　調査の対象と調査の方法

調査は、年１回調査の基礎調査と、毎月調査の月別調査に区分される。

基礎調査は、全国の全ての牛乳処理場及び乳製品工場を対象に行っており、委託事業者が調査票をオンライン又は郵送で配布・回収する自計調査により行った。

なお、乳製品工場のうち、アイスクリームのみ製造する乳製品工場で年間生産量が５万リットルに満たないものは除いた。

月別調査は、基礎調査で調査対象となる全ての乳製品工場及び基礎調査結果に基づき選定された牛乳処理場を対象に、委託事業者が調査対象の作成した電子調査票をオンライン又はFAXで回収する自計調査により行った。

⑶　調査結果の公表

基礎調査及び月別調査の調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「牛乳乳製品統計」として刊行する。

２　食品流通段階別価格形成調査

⑴　調 査 の 目 的

生鮮農水産物（青果物及び水産物）の各流通段階別の流通経費等の実態を把握するとともに、その結果を用いて価格形成の過程を試算することにより、食料の安定供給の確保に向けた食品流通の効率化・高度化、卸売市場の機能強化等の施策を推進するための資料とする。

⑵　調査の対象と調査の方法

食品流通段階別価格形成調査は、青果物経費調査及び水産物経費調査からなり、青果物経費調査は、①各調査品目毎に調査対象中央市場（札幌、仙台、東京、横浜、名古屋、岐阜、京都、大阪及び福岡に所在する中央卸売市場）への出荷実績が多い上位都道府県の集出荷団体、②調査対象中央市場において青果物を取扱う仲卸業者、③調査対象中央市場に所在する仲卸業者から青果物を仕入れている小売業者を対象に、水産物経費調査は、①各調査品目毎に水揚量の多い上位10漁港の産地卸売市場において卸売を行う産地卸売業者、②①の産地卸売業者から水産物を仕入れ、消費地市場（札幌、仙台、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び福岡に所在する中央卸売市場）へ出荷を行う産地出荷業者、③消費地市場において水産物を取扱う仲卸業者、④消費地市場に所在する仲卸業者から水産物を仕入れている小売業者を対象に、調査員又は郵送により調査票を配布・回収する自計調査で行った。

⑶　調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「食品流通段階別価格形成調査報告（青果物経費調査及び水産物経費調査)」として刊行する。

３　６次産業化総合調査

⑴　調 査 の 目 的

農業者、漁業者等による農水産物の販売戦略及び生産関連事業による所得の増大をもたらす取組を総合的に調査し、これらの取組に伴う所得向上、雇用確保の状況等を明らかにし、６次産業化の施策推進に必要な資料を整備することを目的とする。

⑵　調査の対象と調査の方法

調査は、農業・農村の６次産業化総合調査（６次産業化業態別調査、農業経営体における６次産業化販売戦略実態調査）と漁業・漁村の６次産業化調査（漁業経営体等における６次産業化業態別調査、漁業経営体における６次産業化販売戦略実態調査）に区分される。

農業・農村の６次産業化総合調査のうち、６次産業化業態別調査は、2010年世界農林業センサス（農林業経営体調査）において把握した農業経営体のうち、「農産物の加工」、「観光農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」、「海外への輸出」を営む農業経営体及び2010年世界農林業センサス（農山村地域調査）において把握した農産物直売所並びに農業協同組合等からの情報収集により把握した農業協同組合等が運営する農産加工場を対象とした。

農業・農村の６次産業化総合調査のうち、農業経営体における６次産業化販売戦略実態調査は、2010年世界農林業センサス（農林業経営体調査）において把握した農業経営体のうち、農産物の直接販売を行っている農業経営体を対象とした。

また、漁業・漁村の６次産業化調査のうち、漁業経営体等における６次産業化業態別調査は、2008年漁業

センサス（海面漁業調査（海面漁業経営体調査））において把握した水産加工業を営む海面漁業経営体及び2008年漁業センサス（流通加工調査）において把握した漁業協同組合が運営する水産加工場並びに漁業協同組合等からの情報収集により把握した海面漁業経営体及び沿海地区の漁業協同組合等が運営する水産物直売所を対象とした。

漁業・漁村の６次産業化調査のうち、漁業経営体における６次産業化販売戦略実態調査は、2008年漁業センサス（海面漁業調査（海面漁業経営体調査））において把握した海面漁業経営体のうち、「水産物の直接販売」を行っている海面漁業経営体を対象とした。

調査方法は、郵送により調査票を配布し、郵送で回収する自計調査により行った。

⑶　調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「平成23年度６次産業化総合調査報告書」として刊行する。

4　青果物卸売市場調査

⑴　調 査 の 目 的

青果物の卸売市場における卸売数量及び卸売価額を調査し、価格形成の実態等を明らかにし、青果物の流通改善対策、価格安定対策等の資料とする。

⑵　調査の対象と調査の方法

調査は、全国の主要な都市の青果物卸売会社を対象に、品目別、産地都道府県別の卸売数量及び卸売価額について、調査対象が作成した電磁的記録媒体の郵送による収集、郵送により調査票を配布・回収する自計調査又はオンライン調査により行った。

⑶　調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「青果物卸売市場調査報告」及び「青果物卸売市場調査報告（産地別）」として刊行する。

5　畜産物流通調査

⑴　調 査 の 目 的

食肉、鶏卵、食鳥の生産量、取引数量、価格等を明らかにし、価格安定対策、需給調整、流通改善対策等の資料とする。

⑵　調査の対象と調査の方法

畜産物流通調査は、と畜場統計調査、鶏卵流通統計調査、食鳥流通統計調査及び食肉卸売市場調査に区分される。

と畜場統計調査は、全国のと畜場を対象に、と畜頭数、枝肉重量について、調査員による面接調査、資料閲覧、調査対象が作成した電磁的記録媒体の郵送による収集、郵送により調査票を配布し、郵送又はFAXにより回収する自計調査及びオンライン調査により行った。

鶏卵流通統計調査は、全国の鶏卵集出荷機関から選定した対象に、鶏卵集荷量、仕向先別出荷量等について、調査員による面接調査、資料閲覧、調査対象が作成した電磁的記録媒体の郵送による収集、郵送により調査票を配布し、郵送又はFAXにより回収する自計調査及びオンライン調査により行った。

食鳥流通統計調査は、全国の食鳥処理場を対象に、集荷量及び処理量等について、調査員による面接調査、資料閲覧、調査対象が作成した電磁的記録媒体の郵送による収集、郵送により調査票を配布し、郵送又はFAXにより回収する自計調査及びオンライン調査により行った。

食肉卸売市場調査は、全国の食肉中央卸売市場等を対象に、枝肉取引成立頭数、重量、価額について、調査対象が作成した電磁的記録媒体の郵送による収集、郵送により調査票を配布し、郵送又はFAXにより回収する自計調査及びオンライン調査により行った。

なお、と畜場統計調査（日別）及び食肉卸売市場調査（日別）については、委託事業者による電話での聞き取り、FAX及びオンライン調査により行った。

⑶　調査結果の公表

調査結果は、食肉については、その概要を公表した。鶏卵、食鳥については、その概要を公表する。

また、詳細を「畜産物流通統計」として刊行する。

6　水産加工統計調査

⑴　調 査 の 目 的

全国の陸上加工経営体における水産加工品の生産量を調査し、水産物需給計画、水産加工業振興対策等の資料とする。

⑵　調査の対象と調査の方法

全国の水産加工品を生産する陸上加工経営体（加工場又は施設を持たない漁家等は除く。）から選定した対象に、加工種類別品目別生産量について、陸上加工経営体又は関係団体の代表者に対し、調査員又は郵送により調査票を配布・回収する自計調査、オンラインによる自計調査、調査員による面接調査又は資料閲覧により行った。

⑶　調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表する。

7　生鮮食料品価格・販売動向調査

⑴　調 査 の 目 的

生鮮野菜の小売段階における国産品（標準品、有機栽培品及び特別栽培品）、輸入品別の価格及び販売数量の動向を把握することにより国産品の販売動向を探り、国内の野菜生産を振興するための各種施策の資料とする。

⑵　調査の対象と調査の方法

調査は、全国15都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市及び北九州市）において、生鮮野菜（国産標準品、有機栽培品、特別栽培品及び輸入品）を取扱っている百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業（従業者10人以上）、野菜・果実小売業（従業者５人以上）のセルフサービス店を営む事業所のうち、POSシステムを導入しているものを対象に、委託事業者が調査対象に調査票を配布し、毎月の結果を四半期ごとに回収する自計調査により行った。

⑶　調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「生鮮食料品価格・販売動向調査報告」として刊行する。

8　食品ロス統計調査

⑴　調 査 の 目 的

家庭及び外食における食品ロス（食べ残し）の実態を把握し、食品の食べ残しや廃棄の減少に向けた取組等の資料とする。

⑵　調査の対象と調査の方法

全国の世帯及び外食産業事業所を対象とし、世帯については、調査対象世帯による実測・記帳に基づく自計調査の方法により、外食産業事業所については、委託事業者による実測調査及び聞き取りによる。

なお、平成22年以降調査を休止している。

⑶　調査結果の公表

平成21年度までの調査結果は、既に「食品ロス統計調査報告」として刊行している。

9　食品循環資源の再生利用等実態調査

⑴　調 査 の 目 的

食品産業における食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況等を明らかにし、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成12年法律第116号。食品リサイクル法）等に基づく施策を推進するための資料とする。

⑵　調査の対象と調査の方法

全国の食品製造業、食品卸売業、食品小売業及び外食産業を対象とし、調査票を郵送で配布・回収する自計調査により行った。

なお、平成24年は調査を休止した。

⑶　調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

10　食品リサイクルに関する事例調査

⑴　調 査 の 目 的

食品産業における食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況等を明らかにし、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成12年法律第116号。食品リサイクル法）等に基づく施策を推進するための資料とする。

⑵　調査の対象と調査の方法

全国の食品製造業、食品卸売業、食品小売業及び外食産業を対象とし、委託事業者が調査票を郵送で配布・回収する自計調査により行った。

⑶　調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表する。

11　生鮮食料品流通情報調査

⑴　目　　的

生鮮食料品流通情報調査は、卸売市場の市況及び入荷量、産地の出荷状況等に関する情報を、行政機関をはじめ、生産者、出荷団体、流通関係者、消費者等に迅速かつ的確に提供することによって、生鮮食料品の需給の均衡と価格の安定に資することを目的として実施した。

⑵　情報の種類と概要

生鮮食料品流通情報調査は、青果物市況情報調査、食鳥市況情報調査及び鶏卵市況情報調査に区分される。

青果物市況情報調査は、全国の青果物市場を対象に青果物卸売会社の入荷量及び販売価格のデータをオンラインで収集した。

食鳥市況情報調査は、食鳥の卸売業を営む事業所を対象に国産肉用若鶏の１キログラム当たり卸売価格を委託事業者が電話で聞き取り調査により行った。

鶏卵市況情報調査は、鶏卵の卸売業を営む事業所を対象に鶏卵の入荷量及び１キログラム当たり卸売価格を委託事業者が電話で聞き取り調査により行った。

⑶　調査結果の公表

調査結果は、青果物、食鳥及び鶏卵市況情報として公表した。

第８節　ＩＴ化の推進

１　農林水産分野のIT化の推進

篤農家の技術・ノウハウ（暗黙知）を抽出・可視化し、一般農家の意思決定を支援するAI（アグリインフォマティクス）システムの開発を推進するため、システムを構成する要素技術のうち、実用化段階にある技術の現場での実証を支援した。

また、地域におけるIT化の推進に関し、情報通信技術を活用した６次産業化等農山漁村地域活性化を図るため、宮城県及び熊本県において地域説明会を実施した。

２　電子政府の推進

電子政府の推進については、「電子政府推進計画」（平成18年８月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成20年12月25日一部改定。）及び「新たなオンライン利用に関する計画」（平成23年８月３日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）決定。）に基づき、①国民や企業による利用頻度の高い行政手続のオンライン利用の促進、②各府省共通業務・類似業務における共通システムの利用や業務・システムの一元化・集中化等の業務・システム最適化を行うため、以下の取組を実施した。

⑴　オンライン利用の促進

IT戦略本部により決定された「新たなオンライン利用に関する計画」において国民や企業での利用頻度が高いとして掲げられている重点手続（①指定検疫物の輸入届出、②輸入植物等の検査の申請、③採捕数量等の報告）を中心に、オンライン利用を促進する取組を実施した。

⑵　業務・システムの最適化

平成17年４月に政府所有米麦管理業務（旧総合食料局（旧食糧庁）における情報管理システム）の「業務・システムの最適化計画」を策定したが、平成25年３月にシステムのリース期間が満了することを契機として、平成23年12月に改訂を行った同計画に基づき、システムの設計・開発を実施した。

第９節　行政情報システムの管理・運営

１　農林水産省行政情報システム

「農林水産省情報ネットワーク（共通システム）最適化計画について」（平成18年３月17日行政情報化推進委員会決定）に基づき、職員が業務上利用するパソコン、ファイルサーバ、電子メール、電子掲示板、インターネット接続等の諸機能を提供する「農林水産省行政情報システム」の管理・運営を行った。

また、増加するサイバー攻撃に対応するため、情報セキュリティ対策の強化の取組を進めた。

２　農林水産省統合ネットワークの運用

「農林水産省情報ネットワーク（共通システム）最適化計画について」（平成18年３月17日行政情報化推進委員会決定）に基づき、平成21年度に省内４つのネットワーク（農林水産省WAN、農業農村整備情報ネットワーク、植物防疫所ネットワーク、動物検疫所ネットワーク）を統合した「農林水産省統合ネットワーク」の管理・運用を行った。

また、回線の廃止、移設及び回線種別の変更を行った。

第10節　農林水産統計システムの管理・運営

１　農林水産統計システム

「農林水産統計システムに係る業務・システムの最適化計画」（平成18年３月17日行政情報化推進委員会決定。平成22年12月17日改定。）に基づき、農林水産統計調査の審査、集計、分析・加工を迅速かつ効率的に実施するため「農林水産統計システム」の運用を行った。

２　データベースシステムを活用した農林水産統計の提供

農林水産省が公表する農林水産統計は、「統計調査等業務の業務・システムの最適化計画」（平成18年３月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、政府統計共同利用システム（e-Stat）において公表し、当省ホームページからもリンクによる提供を行った。

第11節　農林水産情報交流ネットワーク事業

全国に配置した情報交流モニター（生産者モニター、流通加工業者モニター、消費者モニター）の意見・意向等を迅速かつ的確に把握して農林水産行政に反映させるため、アンケート調査を実施するとともに、各種農林水産施策に関する理解の増進を図るため、情報交流モニターとの意見交換を実施した。

第12節　農林水産省図書館

1　収　　書

平成24年度に購入等により新たに収集した図書館資料数は、図書1,350冊、DVD及びビデオテープ37タイトル、CD-ROM69タイトルである。

24年度末における図書館資料数は、図書192,788冊、DVD及びビデオテープ2,839タイトル、CD-ROM1,505タイトルである。

また、24年度の新聞・雑誌の購読数は767種（国内650種、外国117種）である。

2　納本及び配布

平成24年度に国立国会図書館法に基づき、農林水産省発行資料の国立国会図書館への納本数は223種である。

また、他府省及び国内外の関係機関に対して、農林水産省発行資料の配布を行った。

3　利　　用

平成24年度の来館者数は15,854人、図書館資料の貸出冊数は7,359冊であった。

また、当館と国立国会図書館並びに各府省の図書館間での図書館資料の貸し借りは688冊（貸出160冊、借受528冊）であった。

4　情報システムの活用

図書館利用者に対する利便性向上のため、平成21年４月から林野庁図書資料館とシステムを共有化し、共通の図書貸出カードで図書の貸借を行っている。

また、インターネットから利用できるサービスとして、図書館資料の目録情報及びデジタル化した農林水産省発行の資料の閲覧・検索等のサービスを提供している。

なお、24年度は104冊の農林水産省発行資料のデジタル化を行った。この結果、24年度末におけるデジタル化した件数は3,142件である。

5　電子・映像情報

パソコン、ビデオデッキ、DVDプレイヤー、モニター等の機器を設置し、電子・映像資料の視聴の場を提供している。

また、所定の手続きにより、農林水産省広報用ビデオの貸出を行っている。

第4章　消費・安全局

第１節　食の安全の確保

１　食品安全に係るリスク管理の推進

⑴　食品安全に係るリスク管理の枠組

平成15年７月、リスクアナリシスの考え方を導入するなど食品の安全性の確保に関する基本理念等を定めた食品安全基本法が施行され、科学的知見に基づき、中立的なリスク評価を行う組織として内閣府に食品安全委員会が設置された。農林水産省においても、リスク管理等食品の安全に係る政策を強化するため、消費・安全局が設置された。

食品安全に係るリスク管理は①リスク管理の初期作業（食品安全における問題点の特定、危害要因の優先度の分類、リスク評価の依頼等）、②リスク管理措置の検討・実施（リスク評価の結果をもとに、リスク低減のための措置について技術的な実行可能性、費用対効果等を検討し、適切な措置を実施）、③措置の検証・見直し（リスク管理措置の有効性の検証、措置の再検討）からなる。

これらの各段階の透明性を確保し、一貫性を持って科学に基づいたリスク管理を行うため、リスク管理に当たって必要となる標準的な作業手順を明らかにした「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書（以下、「標準手順書」という。）」に則ってリスク管理を実施している。なお、この標準手順書は農林水産省が作成し、厚生労働省と協議して両省で適用できるものとした上で、平成17年８月25日付けで公表したものである（平成24年10月16日改訂）。

ア　リスク管理の検討

標準手順書に従って、各種有害化学物質・有害微生物に関する情報を収集し、必要に応じて関係部局と情報共有するとともに、リスクプロファイルシートを更新した。

イ　「食品の安全性に関する有害化学物質及び有害微生物のサーベイランス・モニタリング計画」の作成

サーベイランス（問題の程度や実態を知るための調査）、モニタリング（矯正的措置をとる必要があるかどうかを決定するための調査）の中期計画（有害化学物質：平成22年12月22日公表、有害微生物：平成24年３月23日公表）に基づき、平成24年度の年次計画を作成し、これに従って実態調査を進めた。

⑵　食品中の有害化学物質・有害微生物対策の推進

平成24年度は、コーデックス委員会の各部会における国際規格検討への対応、国内でのリスク低減の取組や、サーベイランス・モニタリング年次計画に基づく、各ハザード（危害要因）の対象品目（農畜水産物、加工食品、飼料）における含有実態調査等を実施した。また、平成15年度から22年度までに実施した有害化学物質の実態調査結果をデータ集としてまとめ、平成24年10月に公表した。

平成24年度に実施した取組のうち、主なものは以下のとおりである。

ア　農産物

㋐　有害化学物質

a　カドミウム

農産物に含まれるカドミウム濃度を低減するため、平成23年８月に公表した「コメ中のカドミウム濃度低減のための実施指針」に基づき、水稲のカドミウム吸収抑制対策や植物を用いた土壌浄化対策、客土対策を推進するとともに、農地土壌の新たな浄化技術や米以外の品目に係るカドミウム低減技術の研究開発等を実施した。

b　ヒ素

コーデックス委員会汚染物質部会（CCCF）における米中のヒ素汚染防止及び低減のための実施規範作成並びに最大基準値設定の検討に資するため、玄米及び精米中の総ヒ素及び無機ヒ素の含有実態調査、並びに米中無機ヒ素分析法に関する国際的な妥当性確認試験を実施した。

c　かび毒

平成20年12月に公表した「麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針」に基づく、赤かび病の適期防除、赤かび病被害粒の選別除去等による一層の汚染低減の対

策を推進した。

また、平成24年２月に公表した「米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン」に基づく、乾燥調製や貯蔵段階で米にかびを生育させないための対策を推進した。

さらに、CCCFにおけるデオキシニバレノール、アフラトキシン類等の国際的な最大基準値や実施規範の検討に参画した。

(イ)　有害微生物

生鮮野菜の生産段階における汚染実態調査を行った。また、平成23年６月に公表した「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」に基づく、生鮮野菜の生産から出荷段階における衛生管理上の対策を推進した。

イ　畜水産物

(ア)　有害化学物質

a　カドミウム

ベニズワイガニを対象とした含有実態調査を実施した。

b　ダイオキシン類

畜産物及び水産物を対象とした含有実態調査を実施した。

c　海洋生物毒

近年の海洋環境の変化等により我が国での発生・拡大が懸念される魚毒等について、「海洋生物毒安全対策事業」において、高感度分析法の開発及び汚染実態調査を行った。

また、貝毒検査への機器分析導入の検討に資するよう、マウス試験法の代替としての機器分析法の妥当性確認試験等を行った。

(イ)　有害微生物

生産・加工段階における食中毒菌（腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、サルモネラ属菌、リステリア・モノサイトジェネスなど）について汚染実態調査を行った。

また、これまでに行ってきた生産段階（農場、農場周辺環境等）における実態調査の結果などを基に、生産農場への食中毒菌の侵入やまん延を防ぐための対策をとりまとめた「鶏卵の生産衛生管理ハンドブック」を平成24年６月に公表した。

ウ　加工食品

加工食品に含まれるアクリルアミド、多環芳香族炭化水素（PAH）、３-MCPD脂肪酸エステル、硝酸性窒素、ヒスタミン等の含有実態調査を行った。

食品中のクロロプロパノール類のさらなる低減のために、関係業界に指導を行った。

エ　トータルダイエットスタディー

日本人の摂取量に関するデータが不足しているポリブロモジフェニルエーテル（PBDE）、パーフルオロオクタン酸（PFOA）及びパーフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）について、幅広い食品群を対象に、どの食品群に多く含まれ、どの程度摂取しているかを推定するための調査（トータルダイエットスタディー）を実施した。

(3)　レギュラトリーサイエンスの推進

食品安全、動物衛生及び植物防疫に関する施策の決定に必要な科学的根拠を得て、安全な農畜水産物や食品の安定的な供給に資するよう、レギュラトリーサイエンス（科学的知見と規制や行政措置の橋渡しとなる科学）に係る試験研究として「レギュラトリーサイエンス新技術開発事業」や委託プロジェクト研究（生産・流通・加工工程における体系的な危害要因の特性解明とリスク低減技術の開発）を実施した。

(4)　放射性物質による農畜産物等への影響の検証

東日本大震災による福島第一原子力発電所事故を受け、何よりも国民の健康保護を基本に、安全な食品を安定的に供給していくことを最優先として、生産段階において放射性物質による農畜産物等の影響調査が円滑に実施されるよう都道府県に対し、検査機器の整備支援等を行った。

2　農畜水産物の安全確保

生産資材の適切な管理・使用の推進

ア　肥料

(ア)　普通肥料の公定規格

平成24年９月、普通肥料の公定規格の改正を行い、「熔成汚泥灰けい酸りん肥」「混合動物排せつ物複合肥料」「混合堆肥複合肥料」を新設し、平成24年度末現在、普通肥料の公定規格は159種類設定されている。

(イ)　肥料の登録

平成24年度における肥料取締法（昭和25年法律第127号）第７条に基づく農林水産大臣登録数は1,038件、有効期間更新数は3,421件、平成24年度末における有効登録数は20,939件であった。

(ウ)　指定配合肥料の届出

肥料取締法第16条の２に基づく平成24年度における農林水産大臣への指定配合肥料の届出数は3,256件、平成24年度末における有効届出数は64,320件であった。

(エ)　肥料の検査

肥料取締法第30条に基づく平成24年度における

国の立入検査成績は、分析検査標品474点中、正常でないものは45点であった。

(オ)　調査試験等

独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて、公定規格の設定等に関する調査、肥料の主成分及び有害成分の分析法の開発及び改良等を行った。

(カ)　食品の安全性向上措置の検証（消費・安全対策交付金）

国産農産物のより一層の安全確保に向けた生産を促すため、地域に適応した硝酸塩のリスク管理措置の普及体制や低減化技術を確立することとし、生産現場における硝酸塩の低減技術の有効性の評価を行った。

(キ)　肥料中の放射性セシウムの暫定許容値

農地土壌の汚染拡大を防止するため、平成23年に定めた肥料中の放射性セシウムの暫定許容値（400Bq/kg）及び肥料の種類に応じた検査方法について、一部改正を行った。。

また、引き続き、肥料生産者及び農業者等に対して、肥料の生産、流通及び利用にあたっては、暫定許容値を下回ることを確認するよう周知徹底を図った。

イ　農薬

(ア)　農薬の登録状況

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第２条に基づき、24農薬年度（平成23年10月～平成24年９月）において新たに登録された農薬は156件で、９月末における有効登録件数は4,358件となり、前年同期に比較して92件の減少となった。24農薬年度に登録された新規化合物は５種類であった。

(イ)　農薬の取締状況

農薬取締法第13条の２に基づき、平成24年度においては、農薬の製造業者及び農薬販売業者等に対し73件の立入検査等を行い、製造・販売を取り締まるとともに、農薬の適切な品質の管理や取扱いの徹底を図った。

さらに、25件の集取農薬の検査を行い、農薬の製造、品質等に関し技術的指導を行った。

また、農薬取締法第13条に基づき、安全性が確認されていない無登録農薬の製造の疑いで１件の立入検査を行い、製造者に対して無登録農薬の製造・販売を中止し、自主回収を行うよう指導した。

(ウ)　農薬の安全及び適正使用対策

農薬の安全を確保するため、農薬の登録にあたっては、環境省、厚生労働省、食品安全委員会と連携を図りつつ、独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて、農薬メーカーから提出された試験成績について厳正な検査・評価を実施した。

農薬による危害を防止するため、農林水産省、厚生労働省、環境省及び都道府県の共催による農薬危害防止運動を全国的に展開し、農薬の安全使用や適正な保管管理の徹底についての啓発活動に努めるとともに、農薬の使用に伴う事故の発生状況の把握等を実施した。

さらに、学校、公園等の公共施設内の植物、街路樹や家庭菜園等の住宅地周辺で農薬を使用するときに、農薬を原因とする住民の健康被害が生じないよう、周辺住民への事前周知、飛散低減対策等について、研修会等を通じてその周知を図った。

(エ)　農薬の生産出荷

24農薬年度の農薬の生産額は3,777億円（前年比1.2％減）、出荷額は3,616億円（同1.8％増）となっており、生産額は減少し、出荷額は増加した。

(オ)　農薬の輸出入

24農薬年度の農薬の輸出額は、1,103億円（前年比1.9％減）であった。全輸出額に占める仕向先別の割合については、米国が23.7％を占めて最も多く、次いでブラジル15.0％、大韓民国10.0％となった。

一方、輸入額は792億円（前年比7.8％減）であった。全輸入額に占める輸入先別の輸入額の割合については、中国18.8％、ドイツ16.5％、大韓民国11.4％となった。

ウ　飼料及び飼料添加物

飼料及び飼料添加物（以下「飼料等」という。）については、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的として、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）に基づき、農林水産大臣は、安全性の確保の観点から飼料等の製造等に関する基準・規格の設定を行うとともに、品質の改善の観点から飼料の公定規格の設定等を行っている。

また、愛玩動物用飼料については、愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的として、平成21年６月１日に施行された「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」（平成20年法律

第83号。以下「ペットフード安全法」という。）に基づき、農林水産大臣等は、安全性確保の観点から愛玩動物用飼料の製造等に関する基準・規格を設定している。

㈠　飼料等の安全性の確保

飼料安全法第３条に基づき、農林水産大臣は、有害畜産物が生産され又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため、農業資材審議会の意見を聴き、飼料等の基準・規格を「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」（昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。）により設定している。

当該省令に成分規格等が定められている特定飼料等（抗生物質）の検定を独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）で行った（24年度検定190件合格）。

また、飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上等を図るため、稲わらや稲発酵粗飼料、飼料用米の生産及び利用拡大の取組が進められており、これらの飼料を給与した家畜や畜産物の安全を確保するため、「飼料の有害物質の指導基準の制定について」（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号）を改正し、新たに10農薬について、稲わら、稲発酵粗飼料及び籾米の残留農薬の指導基準を設定した。

愛玩動物用飼料については、ペットフード安全法第５条に基づき、農林水産大臣等は、愛玩動物用飼料の使用が原因となって、愛玩動物の健康が害されることを防止するため、農業資材審議会及び中央環境審議会の意見を聴き、愛玩動物用飼料等の基準・規格を「愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令」（平成23年農林水産省令・環境省令第１号）により設定している。

㈡　飼料の品質の改善

飼料の栄養成分に関する品質の改善を図るため、飼料安全法第26条第６項を準用する第３条第２項に基づき、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて飼料の公定規格を定めることができる。

飼料の公定規格による24年度の検定は、１県及び１登録検定機関において、魚粉10銘柄について実施された。

㈢　飼料等の立入検査

飼料安全法第56条に基づき、飼料等の安全性の確保及び品質の改善を図るため、FAMIC及び都道府県の飼料検査機関が飼料等の立入検査を実施した。24年度における立入検査の状況は、**表1**のとおりである。

愛玩動物用飼料については、ペットフード安全法第12条及び第13条に基づき、FAMIC及び地方農政局等が製造業者等の立入検査を実施した。24年度における立入検査の状況は、**表2**のとおりである。

表１　24年度飼料等立入検査状況

	国	県	合計
立入検査回数	582	2,462	3,044
収去件数	846	1,006	1,852
飼料	843	1,003	1,846
飼料添加物	3	3	6
収去品の試験結果	国	県	合計
正常件数	846	1,000	1,846
飼料	843	997	1,840
飼料添加物	3	3	6
違反件数	0	5	5
飼料	0	6	6
飼料添加物	0	0	0

表２　24年度愛玩動物用飼料立入検査状況

立入検査回数	153
集取件数	94
集取品の試験結果	
正常件数	94
違反件数	0

エ　動物用医薬品

㈠　動物用医薬品等製造販売（製造）業許可及び承認状況（平成24年度）

a　薬事法（昭和35年法律第145号）第２条の規定による薬事法第12条第１項の規定に基づく製造販売業の許可件数は91件、薬事法第13条第１項の規定に基づく製造業の許可件数は129件、薬事法第13条の３第１項の規定に基づく外国製造業者の認定件数は146件、薬事法第40条の２第１項の規定に基づく修理業の許可件数は124件であった。

b　薬事法第14条第１項の規定に基づき製造販売承認された品目数は、医薬品298品目、医薬部外品57品目及び医療機器45品目であった。

㈡　動物用医薬品の再評価

薬事法第14条の６（同法第23条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、承認、許可を

受け市販されている動物用医薬品を有効性、安全性等の観点から最新の学問水準に照らして見直す再評価制度を実施している。

この見直し手続は、承認されている動物用医薬品の全成分について、通常10年ごとのスクリーニング作業を行い、問題となる情報が得られた成分を再評価を受けるべき医薬品として指定し、再評価を行うこととしている。平成24年度に見直しの対象となる45成分について、平成24年３月に関係者に通知し、スクリーニング作業を実施した。

㈣　動物用医薬品の使用の規制

動物用医薬品のうち、適正に使用されなければ畜産物等に残留し、人の健康を損うおそれのある医薬品については、動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和55年農林水産省令第42号）により適正な使用を確保しているところである。

平成18年から導入された食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度に対応し、動物用医薬品の使用基準の設定及び変更を行った。平成24年度は新たに11成分の残留基準が設定され、使用基準の改正の要否を検討した結果、改正が必要なものはなかった。

㈤　国家検定等の検査

表３　薬事法第43条第１項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した平成24年度の国家検定状況

生物学的製剤（受付件数434件）	
合格	432件
不合格	1件
中止件数	1件

表４　薬事法第69条第３項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した平成24年度の製造業者等への立入検査による収去品の検査

	収去件数	不合格件数	改善指導件数
一般薬	34件	3件	4件
抗生物質製剤	4件	0件	0件
生物学的製剤	11件	0件	0件

㈥　薬事監視事務打ち合わせ会議

薬事監視事務打ち合わせ会議は、動物用医薬品等に関する薬事監視の円滑化を図るため都道府県の薬事監視員を対象に実施している。平成24年度は平成24年10月17日に開催し、薬事法等の法令遵守及び畜水産物の安全確保の徹底等、動物薬事関連事項の説明、薬事監視指導上の諸事項についての協議検討等を行った。

⑵　放射性物質対策

ア　肥料中の放射性セシウムの暫定許容値の設定

平成23年８月、農地土壌の汚染拡大を防止するため、肥料中の放射性セシウムの暫定許容値（400Bq/kg）を設定し、肥料の種類に応じた検査方法を定めた。

また、肥料生産者及び農業者等に対して、肥料の生産、流通及び利用にあたっては、暫定許容値を下回ることを確認するよう周知徹底を図った。

イ　飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定及び見直し

平成23年４月、牛乳や牛肉が食品中の放射性物質の暫定規制値を超える放射性物質を含むことがないようにするための目安として、牛に給与される粗飼料中の放射性物質の暫定許容値を設定した。また、同年８月に、牛用以外の飼料も含め、飼料中の放射性セシウム暫定許容値を設定した。

さらに、食品中の放射性物質の新基準値が平成24年４月１日から適用されるに際し、畜産物がこの新基準値を超える放射性セシウムを含むことがないよう、牛の飼養試験等のデータを活用して、２月３日に、牛用飼料に対する放射性セシウムの暫定許容値を300Bq/kgから100Bq/kgに改定した。豚、家きん等用の飼料の放射性セシウムの暫定許容値についても、３月23日に改訂し、４月１日から適用した。（表5）

表５　飼料の放射性セシウムの暫定許容値

	暫定許容値（ベクレル/kg）	
	改訂前	改訂後
牛、馬用	300	100
豚用	300	80
家きん用	300	160
養殖魚用	10	40

（製品重量、ただし粗飼料は水分含有量8割ベース）

3　家畜防疫対策

⑴　家畜伝染病の発生状況

ア　国内における主な家畜伝染病の発生状況

海外で発生が相次いで確認されている口蹄疫、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザについては、平成23年度に引き続き、平成24年度は我が国において発生は確認されなかった。

一方、ヨーネ病については、継続的に国内で発生が確認されており、清浄化対策の一層の徹底が求め

られている。

イ　海外における主な家畜伝染病の発生状況及び発生に対する輸入停止措置等

口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザについては、平成24年度も、世界的に広範囲にわたり発生が確認されている。

㈠　口蹄疫

アジア地域では口蹄疫がまん延しており、平成24年度を通して、OIEが認定する口蹄疫のワクチン非接種清浄国のステータスを維持した国は、我が国のほかには、ブルネイ、インドネシア及びシンガポールの３か国のみである。また、ワクチン非接種清浄地域を維持したのは、マレーシア及びフィリピンのみである。

アジア地域ではこれまで、口蹄疫の７つの血清型のうち、A、O及びAsia１型の３型の発生が報告されている。

平成25年２月にA型口蹄疫が中国広東省で発生し、３月にはロシア・ザバイカリエ地方に発生が拡大し、両国においてワクチン接種による疾病コントロールが実施されている。

また、東アジア地域では、O型口蹄疫ウイルスがまん延している。台湾においては継続的にO型口蹄疫が発生しており、ワクチン接種による疾病コントロールが実施されている。韓国においても平成22年11月から平成23年４月までの間に全国的なO型口蹄疫ウイルスの発生が確認されている。同国において平成24年度の発生の報告はないが、対策として現在もワクチン接種が実施されている。

アジア地域以外では、アフリカ、中東、南米等において本病の発生報告がある。

㈡　高病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザの発生は、平成16年以前は東・東南アジア地域に限定されていたが、平成17年には中央アジア及びヨーロッパに、平成18年には中東及びアフリカにまで拡大した。

平成24年には我が国では発生が確認されなかったものの、アジア地域においては12の国及び地域で本病の発生がOIEに報告されており（中国、台湾、香港、ベトナム、モンゴル、カンボジア、ミャンマー、インドネシア、インド、バングラデシュ、ブータン及びネパール）、引き続き広範囲で本病の発生が確認されている。また、オーストラリア、メキシコ、デンマーク、イスラエル、エジプト及び南アフリカ共和国で本病の発生報告があった。

㈢　我が国における輸入停止等の措置

我が国は、輸入される動物、畜産物等を介した口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の我が国への侵入を防止するため、これらの疾病が発生した国及び地域からの動物、畜産物等の輸入を停止する措置（加熱処理したものは除く。）を講じている。

平成24年度は、低病原性鳥インフルエンザが発生したドイツ、オランダ、アメリカ・ニューヨーク州及びペンシルバニア州並びに高病原性鳥インフルエンザが発生したメキシコ、オーストラリアに対し、生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置を講じた。

また、ブラジル・パラナ州でBSEの発生が確認されたことから、同国産の牛肉製品等の輸入停止措置を講じた。さらに、中国大連市における口蹄疫の発生を受けて、同国からの加熱消毒稲わらの輸入の一時停止措置を講じた。

なお、平成24年度現在、口蹄疫の発生によりアジアの全ての国及び地域からの偶蹄類の動物及びその畜産物の輸入を、鳥インフルエンザ等の発生によりアジアのほとんどの国及び地域からの生きた家きん、家きん肉等の輸入を禁止しているところである。

さらに、我が国は、海外からの指定検疫物の輸入解禁（再開）要請に対し、原則として畜種ごとにリスク評価を実施し、輸出国（又は地域）における口蹄疫等の重要な疾病の清浄性を確認できた場合に限り、輸入を解禁（再開）することとしている。

上述の中国からの稲わらの輸入停止措置についても、同国の口蹄疫の清浄性が確認できたことから、両国間で協議を実施し、平成25年３月に輸入を再開したところである。

⑵　我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策

ア　我が国におけるBSEの発生状況及び対策

我が国のBSE感染牛の発生については、平成13年９月に初めて確認されたが、平成21年１月を最後に確認されていない。これまでに本病の発生が確認された牛は計36頭で、このうち、最も直近に生まれた牛は、平成14年１月生まれ（平成15年11月確認）である。

BSE対策としては、と畜場における20か月齢以上の牛のBSE全頭検査及びと畜される全ての牛からの特定危険部位（SRM）の除去に加え、家畜伝染病

予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）及び牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）並びに飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づき、24か月齢以上の死亡牛を対象とした農場サーベイランスや牛の肉骨粉等に係る飼料規制等の対策を実施している。また、これらに併せて、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）に基づき、牛トレーサビリティ制度も実施している。

イ　農場サーベイランス（死亡牛BSE検査）

24か月齢以上の死亡牛を対象にした農場サーベイランスでは、平成24年度は106,676頭（一部24か月齢未満の牛を含む）の検査を実施し、陽性牛は一頭も確認されなかった。本サーベイランスの適正な実施及び死亡牛処理を推進するため、生産者が負担する死亡牛のBSE検査費や輸送及び処理費用の助成措置を引き続き講じたところである。

ウ　国際獣疫事務局（OIE）による「無視できるBSEリスク」の国のステータス認定の申請

OIEでは、加盟国のBSEリスクステータスについて、認定を行っている。我が国は、最上位の「無視できるBSEリスク」の国の認定要件のうち、「“過去11年以内に自国内で生まれた牛”にBSEの発生がないこと」について、平成25年１月中にその要件を満たすと考えられたことから、平成24年９月にOIEへ認定に向けた申請をした。同認定は、専門家による審議を経て、平成25年５月に開催されるOIEの年次総会において決定される見込みである。

エ　厚生労働省によるBSE対策の見直し

厚生労働省は、食品安全委員会での評価結果（平成24年10月答申）に基づき、と畜場でのBSE検査月齢基準及びSRMの見直し並びに輸入条件の見直しを進めている。このうち、輸入牛肉のと畜牛の月齢制限は、平成25年２月に、

㈠　アメリカ産牛肉については20か月齢以下から30か月齢未満に、

㈡　カナダ産牛肉については20か月齢以下から30か月齢以下に、

それぞれ変更した。また、これまで輸入を禁止していた

㈢　フランス産牛肉については30か月齢以下の条件で、

㈣　オランダ産牛肉については12か月齢以下の条件で、

それぞれ輸入を再開した。

⑶　家　畜　防　疫

ア　家畜の伝染性疾病の清浄化に向けた取組

ヨーネ病対策については、家伝法に基づく定期的な検査に加え、平成18年度に策定した牛のヨーネ病防疫対策要領（平成18年11月１日付け18消安第8586号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、感染牛が確認された農場における追加検査や、感染しているおそれの高い牛の自主とう汰等を推進した。

豚のオーエスキー病対策については、平成22年３月に改正したオーエスキー病防疫対策要領（平成３年３月22日付け畜A第431号農林水産省畜産局長通知）に基づき、地域一体となったワクチン接種、検査、自主とう汰等を推進した。

イ　各種疾病の発生の予防、発生動向

家畜の伝染性疾病の発生及びまん延を防止するため、家畜伝染病予防事業として、家伝法に基づく各種検査、注射、消毒、薬浴及び家畜伝染病の発生時のまん延防止措置を実施した。

平成24年度における主な監視伝染病の発生状況は、以下のとおり。

㈠　牛関係の監視伝染病

①　口蹄疫

発生は確認されなかった。

②　ブルセラ病

発生は確認されなかった。

なお、近年、散発的に抗体検査陽性例が報告されている。

③　ヨーネ病

445頭が患畜と診断された。

なお、死亡後診断された１頭を除き全てとう汰された。

④　BSE

発生は確認されなかった。

⑤　アカバネ病

主に西日本で発生が確認されていたが、平成22年度及び平成23年度には岩手件や宮城県で発生が確認されていた。

⑥　牛白血病

2,106頭の発生が報告された。

なお、農場のほかに、と畜場からの発生報告も多かった。

㈡　豚関係の監視伝染病

①　オーエスキー病

発生は確認されなかった。

なお、平成23年度は群馬県で３頭の発生があった。

㈢　鶏関係の監視伝染病

①　高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ

発生は確認されなかった。

②　ニューカッスル病

発生は確認されなかった。

③　家きんサルモネラ感染症

発生は確認されなかった。

㈣　馬関係の監視伝染病

①　馬伝染性貧血

発生は確認されなかった。

なお、平成５年に農用馬２頭が抗体陽性で摘発されて以降発生はなかったが、平成23年３月及び４月にそれぞれ在来馬群由来の馬で１頭ずつ発生した。

②　馬インフルエンザ

発生は確認されなかった。

なお、平成19年８月に我が国で36年ぶりに発生が確認されたが、平成20年７月２日以降発生は確認されていない。我が国は平成21年７月にOIEが認める清浄国に復帰し、清浄性を維持している。

③　馬伝染性子宮炎

発生は確認されなかった。

なお、平成17年に１頭の発生が確認されて以降、発生は認められていない。

④　馬パラチフス

発生は確認されなかった。

平成10年から平成11年までは重種馬での集団発生があり、また、平成15年から平成21年までは散発的な発生が確認されたが、平成22年以降の発生は確認されていない。

㈤　めん山羊の監視伝染病

①　スクレイピー（めん山羊の伝達性海綿状脳症）

発生は確認されなかった。

なお、平成17年のめん羊１頭以降、発生が認められていなかったが、平成23年度にめん羊１頭の発生が認められた。

⑷　家畜保健衛生

ア　家畜保健衛生所の施設及び機器整備

家畜の飼養形態の多頭化、集団化等の中で、家畜伝染病に対する危機管理の観点から、疾病の監視を強化する事前対応型の防疫体制の構築が必要となっている。このため、地域の防疫及び監視体制の強化を図る観点から、リアルタイムPCR装置などの迅速な検査及び高度な疫学診断等を可能にする施設及び機器を家畜保健衛生所に整備した。

イ　家畜衛生に関する各種取組等

家畜衛生に関する各種指導を都道府県から畜産農家等に対して行うことにより、畜産の進展に伴った家畜衛生技術の浸透及び定着を図った。また、地域の実情に則した家畜衛生対策の実施に資するため、家畜保健衛生所等が行う取組に対し、消費・安全対策交付金により支援を行った。

家畜保健衛生所が行った取組は以下のとおり。

㈠　BSE検査及び清浄化の推進

BSEの浸潤状況をより正確に把握し、BSEの防疫対策を検証するため、家畜保健衛生所が実施する死亡牛BSE検査について、必要な検査資材の導入や焼却等の適正な廃棄物処理等への支援を行うことで、死亡牛BSE検査を確実かつ円滑に推進した。

検査の実施頭数は、⑵イの項を参照のこと。

㈡　監視及び危機管理体制の整備

家畜衛生に係る情報の提供を円滑に行うため、病性鑑定成績、巡回指導等による家畜衛生情報の収集及び分析を行った。

また、診断予防技術の向上を目的として、伝染性疾病の新たな診断方法及び予防技術を確立するための調査及び検討を実施した。

このほか、まん延防止措置の円滑化を図るとともに、地域の実情に即した防疫体制を確保するため、関係者を集めた連絡調整会議の開催及び防疫演習を実施した。

㈢　慢性疾病等の低減

畜産農家における生産性の向上を図るため、牛のサルモネラ感染症等の家畜の慢性疾病等の低減を目的として、疾病発生状況等の調査及び検査を実施した。

㈣　生産衛生の確保

生産現場における畜産物の安全性向上のため、地域一体となったHACCPの考え方をとり入れた畜産物の生産衛生管理体制（農場HACCP）の構築、サルモネラ総合対策指針に基づくサルモネラの清浄化に向けた農場の調査及び検査、医薬品の品質確保及び薬剤残留、薬剤耐性菌等に関する情報収集を実施した。

㈤　地域衛生管理体制の整備

安全な畜産物の生産を推進するとともに、全国的な衛生水準の向上を図るため、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生予防のための講習会の開催など、地域における行政担当者、生産者、獣医師等の関係者が一体となった家畜の伝染性疾病

の発生予防、清浄性維持等の取組を実施した。

(カ)　農場のバイオセキュリティの向上

家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に万全を期すため、防鳥ネットの設置など、地域の特性や畜種ごとの特性を踏まえて行う農場におけるバイオセキュリティ向上の取組を推進した。

ウ　HACCPの考え方をとり入れた生産衛生管理（農場HACCP）の推進

家畜の高度な飼養衛生管理を推進し、我が国の畜産物の安全性向上と消費者の信頼確保を図るため、農場HACCPの導入・実施指導を行う農場指導員を養成する研修会を開催した（233名受講）。また、農場HACCPの取組をより促進するため、生産農場から消費まで一体となった高度衛生管理の導入をモデル的に支援（肉用牛１戸、乳用牛２戸、豚２戸、採卵鶏１戸）し、効果の検証等を実施した。

エ　調査研究

第53回全国家畜保健衛生業績発表会は、平成24年４月19日及び20日の２日間、日比谷公会堂において開催され、全国の代表48名により家畜保健衛生所の日常業務に関連した調査成績、研究成果等が発表された。このうち、優れた発表として、２題が農林水産大臣賞に、22題が消費・安全局長賞に、それぞれ選出され、賞状が授与された。

(5)　技　術　普　及

ア　平成24年度家畜衛生講習会及び研修会

家畜の多頭飼育の進展等に伴う家畜衛生事情の変化に対応し、及び家畜衛生技術の向上を図るために家畜衛生講習会及び研修会を実施した。平成24年度は、家畜衛生講習会については動物衛生研究所の本所、支所及び海外病研究施設、千葉県農業共済連で計11回開催され、延べ277名が受講した。また、家畜衛生研修会については、動物衛生研究所の本所で計４回開催され、延べ186名が受講した。各講習会及び研修会の種類、開催状況（回数及び受講人数）は表○のとおりである。

家畜衛生講習会は、受講者の家畜衛生技術の向上だけではなく、受講者による伝達講習の実施、各種事業等を通じた地域の家畜衛生関係技術者や畜産農家への家畜衛生に関する知識及び技術の普及浸透といった効果にもつながっている。

表○　平成24年度家畜衛生講習会及び研修会

種　類	回　数	受　講　人　数		
		県職員	その他	計
①家畜衛生講習会	1	263	14	277
基本講習会	1	50	0	50
総合講習会	1	36	2　38	
特殊講習会	9	177	12	189
牛疾病	1	42	3	45
豚疾病	1	39	3	42
鶏疾病	1	38	2	40
繁殖障害	1	4	0	4
病性鑑定	4	29	3	32
獣医疫学	1	25	1	26
②家畜衛生研修会	4	181	5	186
病性鑑定	4	18	5	186
計（①＋②）	15	444	19	463

(6)　検　疫　関　係

ア　水際検疫の強化

(ア)　動物検疫所への検疫探知犬の導入

動物検疫所では、入国者の携帯品から動物検疫の対象となる肉製品等を摘発する検疫探知犬を、平成17年12月には成田国際空港に、平成20年２月には関西国際空港に、平成24年２月には東京国際（羽田）空港に、それぞれ２頭ずつ導入してきた（成田国際空港の２頭は、いずれも高齢となったため、平成25年３月で引退し、同月から、新たに２頭を導入した）。平成24年度現在、動物検疫所は全国で６頭の検疫探知犬を配置し、水際検疫を強化している。

(イ)　入国者に対する質問、携帯品の消毒

平成23年の家伝法改正により、家畜防疫官が入国者に対して、海外での畜産関連施設への立入りの有無、畜産物の所持の有無についての質問や、携帯品の検査及び消毒ができることとされた。

この改正を受け、平成23年10月から、口蹄疫等の発生国及び地域から到着する便で入国する者に対して、機（船）内放送や到着空海港の構内放送及び一部の便において質問票の配布等を行い、必要に応じて、入国者には要消毒物品の消毒や防疫上の指導を行っている。

イ　輸出入検疫の実績

平成24年における主要動物（牛、豚、めん羊、山羊、馬及び初生ひな）の輸入検疫実績については、初生ひなが789,962羽（対前年比102％）、牛は14,363頭（116.9％）、めん羊は22頭と前年より増加した。一方、馬が2,954頭（79.6％）、豚が990頭（76.9％）と減少した。山羊は輸入されなかった。主要動物の輸出検疫実績は、馬123頭（87.2％）であり、繁殖用及び競走用は前年と大きな変化は

ないが、乗用が大幅に減少した。

また、同年における畜産物の輸入検疫実績については、肉類全体では2,544,564t（98.4％）であり、主な畜種ごとでは、牛肉は550,494t（98.1％）、豚肉は935,808t（100.2％）、家きん肉は839,809t（95.3％）であった。肉類全体の輸出検疫実績については、9,459t（138.3％）であり、牛肉は870t（156.4％）、豚肉は917t（174.7％）、家きん肉は7,505t（135.4％）と前年より増加した。畜産物全体でも122,065t（107.2％）と前年より増加した。

表○　平成24年の輸出入検疫数量

（平成24年1月1日から平成24年12月31日までの集計）

（単位＝動物：頭羽、畜産物：t）

（かっこ内対前年比）

（－は検疫の対象外のため検査なし）

〈動物〉	輸出		輸入	
牛	0		14,363	（116.9％）
豚	0		990	（76.9％）
めん羊	0		22	
山羊	0		0	
馬	123	（87.2％）	2,954	（79.6％）
兎	87	（40.7％）	6,259	（55.8％）
初生ひな	0	（0.0％）	789,962	（102.0％）
他の偶蹄類	0	（0.0％）	※37	（62.7％）
犬	6,031	（92.3％）	7,305	（100.9％）
猫	1,771	（83.4％）	1,805	（108.3％）
サル	－		4,559	（85.1％）
〈畜産物〉				
骨類	0.3	（96.0％）	42,49	（110.0％）
肉類	9,459	（138.3％）	2,544,564	（98.4％）
臓器類	451	（129.6％）	57,312	（92.4％）
卵類	657	（203.0％）	7,943	（57.7％）
皮類	82,828	（105.4％）	38,733	（110.5％）
毛類	230	（114.0％）	4,582	（103.0％）
ミール類	23	（11,300.0％）	2,890	（127.4％）
動物性加工たん白	－		809,235	（99.6％）
わら等	－		204,198	（94.5％）

※他の偶蹄類として、アルパカが35頭、キリンが1頭、コビトカバが1頭、それぞれ輸入された。

ウ　輸出入検疫協議の状況

⑺　輸入検疫協議の状況

サンマリノ共和国からの生鮮豚肉に関する家畜衛生条件を新たに設定し、同国産の生鮮豚肉の輸入が可能となった。また、メキシコからの生鮮豚肉に関する家畜衛生条件を改正し、同国産生鮮豚肉については、ハリスコ州を加えた計６州からの輸入が可能となった。

⑴　輸出検疫協議の状況

平成22年４月の口蹄疫発生により、多くの国が日本産牛肉、豚肉等の畜産物の輸入を停止した。我が国は、平成23年２月に国際獣疫事務局（OIE）から口蹄疫清浄国として認定されたことを踏まえ、精力的に解禁に向けた協議を行ってきた。その結果、平成24年度にはカナダへの牛肉輸出、米国への牛肉輸出、ベトナムへの原皮輸出及び韓国への原皮輸出が再開された。

さらには、平成17年から約８年間の交渉の結果、平成25年３月にEUへの牛肉輸出が初めて解禁された。今後、国内のEU向けの輸出施設の認定が行われると、実際の輸出が可能となる。

また、平成22年から平成23年までの高病原性鳥インフルエンザ発生（平成23年６月、我が国は同病の清浄化を宣言）により日本産家きん肉等の輸入を停止した国とも検疫協議を進めた結果、平成24年度にはベトナムへの家きん肉の輸出が再開された。

⑺　獣　　医　　事

ア　獣医療提供体制整備の推進

獣医療の多様化、高度化等に対応し的確な獣医療の確保を図るため、獣医療法（平成４年法律第46号）に基づく獣医療計画制度により、国が定めた基本方針に即して都道府県が獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を定め、国と都道府県が一体となって獣医療提供体制の整備を推進している。平成22年８月31日に公表された新たな国の基本方針に則し、平成24年度末までに43道府県が都道府県計画を策定・公表した。

イ　獣医師法第16条の２の規定に基づく臨床研修

獣医師法（昭和24年法律第186号）に基づき、大学の附属診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設における卒後研修等の臨床研修の実施に関する援助を行った。

ウ　第64回獣医師国家試験

第64回獣医師国家試験は、平成25年２月19日及び20日の２日間、全国３会場で行われ、受験者1,250名中1,023名（81.8％）が合格し、獣医師免許申請資格を得た。

エ　獣医師の届出

獣医師法第22条の規定に基づく届出は、獣医師の分布、就業状況、移動状況等を的確に把握するた

め、２年ごとに行われており、平成24年12月31日現在の状況を38,293名が届け出た。

オ　獣医事審議会

獣医師法第24条の規定により設置されている獣医事審議会、試験部会、免許部会及び計画部会が開催され、①第64回獣医師国家試験の実施、②獣医師法第５条第２項及び第８条第２項第３号に該当する獣医師の獣医師免許の取扱い、③獣医療を提供する体制の整備のための基本方針等について審議が行われた。

カ　小動物獣医療

獣医療における高度な放射線診療の体制を整備するため、平成21年２月に改正した診療施設の構造設備の基準や診療施設の管理に関して、都道府県担当者を対象に研修会を実施し、周知を図った。

4　魚類防疫対策

水産資源保護法（昭和26年法律第313号）の規定に基づき、対象水産動物の輸入許可を行った。

また、国内で発生のあるコイヘルペスウイルス（KHV）病、アユ冷水病等の重要疾病について、防疫対策を実施した。

⑴　輸　入　防　疫

水産資源保護法に基づき、平成24年度は、きんぎょ1,028件、さけ科魚類の発眼卵９件及びくるまえび属の稚えび８件に対し、輸入の許可を行った。なお、きんぎょ及びくるまえび属の稚えびについては、防疫対象疾病発生国からの輸入に対し、管理命令を発し、隔離管理を実施した。

⑵　国　内　防　疫

持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づく特定疾病であるKHV病の平成24年度の発生確認件数は天然水域で８件、養殖場等で62件であった。

KHV病等、我が国養殖水産動物に対する重要疾病の診断・予防・治療技術の開発を行うとともに、関係者への普及・啓発等を推進した。

5　植物防疫対策

⑴　病　害　虫　防　除

ア　環境に配慮した防除対策

食の安全や環境問題に対する国民の関心が高まる中、農林水産省では農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものへ転換することとしている。病害虫防除についても発生予察情報等に基づき、農薬だけに頼らず、様々な防除技術を適切に組み合わせることで、環境負荷を低減しつつ病害虫の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制する総合的病害虫・雑草管理（Integrated Pest Management：IPM）を普及することとし、平成17年に定めた総合的病害虫・雑草管理実践指針を基に、環境に配慮した防除の推進に取り組んでいる。具体的には、農業者自らがIPMへの取組を確認できるIPM実践指標を普及するため、平成20年度までに策定・公表した主要11作物（大豆、トマト、なし等）のモデルに基づき、都道府県でIPM実践指標の作成及びIPM実践地域の育成等を引き続き推進し、天敵やフェロモン、温湯消毒等を利用した防除技術の評価基準を作成する事業に取り組んだ。

平成17～24年度のこれらの取組結果を各都道府県ごとに取りまとめたところ、これまでに全244種類のIPM実践指標について取り組まれており、そのうち８割が農業生産現場で使用できる技術レベルであった。これまでの取組結果については、農林水産省ホームページでも公開している。

イ　農薬使用

年間生産量が３万t以下の作物（マイナー作物）では、農薬メーカーの商業的な理由等により農薬登録が進まず、栽培上問題となる病害虫に有効な登録農薬が少ない。生産振興のためにはマイナー作物への農薬登録を効率的に進める必要があり、生産者や都道府県の主体的な取組や都道府県間の連携が必要である。このため、農薬登録推進中央協議会において、マイナー作物の農薬登録の円滑化に向けた調整を行い、都道府県が登録を要望する農作物と農薬の組合せを調査し、生産地における病害虫の発生状況に関する情報等を追加した農薬登録推進リストを作成し、都道府県に情報提供を行った。

また、土壌病害虫防除等に使用される臭化メチルは、平成４年のモントリオール議定書締約国会合でオゾン層破壊物質に指定され、平成17年までに全廃することが決定された。技術的・経済的に有効な代替薬剤・技術がない場合は、不可欠用途として申請を行い、国際連合環境計画（UNEP）審査機関の審査・承認を経て使用が認められている。しかし、近年の国際的な環境意識の高まりを受け、不可欠用途であっても早期に全廃すべきとの考えが締約国間に広まってきた。このため、我が国は、臭化メチル代替技術の開発促進を進めるとともに、平成25年を土壌使用用途の全廃期限とした不可欠用途臭化メチルの国家戦略の改訂版を策定し、平成20年４月にUNEP事務局へ提出した。臭化メチル代替技術については、平成20～24年度の５年間の予定で「臭化メ

チル剤から完全に脱却した産地適合型栽培マニュアルの開発」事業を実施している。

ウ　発生予察事業

農林水産省では、稲、麦、果樹、茶、野菜等の病害虫を対象として発生予察事業を実施しており、全国の主要な病害虫の発生動向を取りまとめた病害虫発生予報を計10回発表した。

平成24年度の主な病害虫発生状況は以下の通り。

(ｱ) 水稲：病害では、縞葉枯病は、冬期の調査において、ヒメトビウンカ越冬虫のイネ縞葉枯ウイルスの保毒虫率が高かったことから、春期以降に本病の発生が多くなることが懸念され、関東、近畿及び九州の４県から注意報が発表され、防除が呼びかけられた。

また、いもち病は、７月下旬から８月上旬に、近畿及び九州の中山間地等の一部地域で葉いもちの発生が多く、穂いもちの発生が懸念されて２県から注意報が発表されたが、夏期に北日本から西日本にかけて気温が高かったことから、全国的には本病の発生は少なかった。

害虫では、ウンカ類の飛来は、セジロウンカ、トビイロウンカともに平年に比べて多く、トビイロウンカについては、８月以降、本田内の発生量が多く、増殖率の高い短翅型雌成虫も確認されたことから、つぼ枯れ等の被害が発生することが懸念され、１県から警報、６県から延べ８件の注意報が発表され、防除が呼びかけられた。

また、斑点米カメムシ類は、７月上旬に北陸を中心に発生が多く認められた。さらに、７月中旬から８月上旬に、北海道から中国にかけて発生が多く認められ、13県から延べ14件の注意報が発表され、防除が呼びかけられた。

(ｲ) 麦類：赤かび病は、４月下旬から５月に、本病の発生に適した高温多雨の天候が続いたことから、関東、近畿、四国及び九州の６県から注意報が発表され、適期の防除を徹底するよう呼びかけられた。

(ｳ) さとうきび：イネヨトウは、４月下旬に鹿児島県で発生が多く確認されたことから、注意報が発表され、防除の徹底が呼びかけられた。

(ｴ) 果樹：病害では、なし黒星病は、梅雨時期に雨が多く、東北、関東、北陸、東海及び九州で発生が多く認められ、５月下旬から６月下旬に、７県から注意報が発表され、防除が呼びかけられた。また、８月下旬に東北において、新梢葉での発生が多く、翌年の伝染源となることが懸念され、１県から注意報が発表され、秋期の防除が呼びかけられた。

害虫では、果樹カメムシ類は、昨年からの越冬量が多いことから、春期に越冬成虫が果樹園に多く飛来することが懸念されて６月までに17都府県から注意報が発表され、防除が呼びかけられた。

また、平成24年度はスギ・ヒノキの花粉量が少なかったため、本虫の餌となる球果の量が少なくなると予測された。このため、夏期以降に第一世代成虫が果樹園に多く飛来することが懸念されて７月以降に20府県から注意報が発表され、防除が呼びかけられた（合計35都府県、延べ37件）。

(ｵ) 野菜及び花き：トマト灰色かび病は、冬春型栽培において、関東、東海及び九州で発生が多く確認されたことから、２月中旬から３月中旬に３県から注意報が発表され、夏秋型栽培において、東海で発生が多く確認されたことから、９月中旬に１県から注意報が発表され、防除が呼びかけられた。

表８　病害虫発生状況及び防除状況（平成24年度実績）

病害虫名	発生面積（千ha）	延べ防除面積（千ha）	
（イネ）			
葉いもち	251	1,460	近畿の一部地域で多い、四国の一部地域で多い～やや多い、中国、九州の一部地域でやや多い
穂いもち	210	1,343	四国の一部地域で多い～やや多い、東海、近畿、中国及び九州の一部地域でやや多い
紋枯病	492	730	北東北の一部地域で多い、北海道、北関東、甲信、東海、四国及び沖縄の一部地域でやや多い
白葉枯病	8	67	東海及び南九州の一部地域でやや多い
もみ枯細菌病	39	211	東北、中国及び南九州の一部地域で多い～やや多い、東海の一部地域でやや多い
セジロウンカ	743	1,376	北東北、中国、四国及び九州の一部地域で多い～やや多い、甲信、北陸、東海及び近畿の一部地域でやや多い

トビイロウンカ	118	1,047	九州の一部地域で多い～やや多い、東海、近畿及び四国の一部地域でやや多い
ヒメトビウンカ	651	1,303	北関東及び北九州の一部地域で多い～やや多い、甲信、北陸、東海、近畿、中国及び沖縄でやや多い
斑点米カメムシ類	584	1,633	東海、北陸及び四国の一部地域で多い、東北、関東、中国及び九州の一部地域で多い～やや多い、甲信、近畿及び沖縄の一部地域でやや多い
コブノメイガ	133	490	全国的に平年並み
イネミズゾウムシ	596	866	東海の一部地域で多い、東北、北陸、近畿及び四国の一部地域でやや多い
（ムギ類）			
うどんこ病	16	235	東海の一部地域で多い、中国の一部地域でやや多い
赤かび病	90	594	東海の一部地域で多い、北関東の一部地域で多い～やや多い、東北、中国及び四国の一部地域でやや多い
雪腐病類	69	102	北海道の一部地域で多い、東北の一部地域で多い～やや多い、北陸の一部地域でやや多い
（ダイズ）			
ハスモンヨトウ	33	71	北関東の一部地域で多い～やや多い
吸実性カメムシ類	35	96	東北、北関東及び北陸の一部地域で多い～やや多い、東海及び近畿の一部地域でやや多い
（カンキツ類）			
黒点病	47	225	中国、四国及び北九州の一部地域でやや多い
かいよう病	17	93	東海の一部地域で多い、中国の一部地域でやや多い
（リンゴ）			
斑点落葉病	7	309	中国の一部地域でやや多い
腐らん病	5	58	甲信の一部地域でやや多い
ハダニ類	10	118	北関東及び北陸の一部地域でやや多い
（ナシ）			
黒斑病	1	43	北陸及び四国の一部地域で多い、東海及び近畿の一部地域でやや多い
黒星病	6	142	東北の一部地域で多い、関東、東海、北陸及び九州の一部地域で多い～やや多い、甲信、近畿、中国及び四国の一部地域でやや多い
ナシヒメシンクイ	2	66	関東、北陸、近畿及び中国の一部地域で多い～やや多い、南東北、四国及び北九州の一部地域でやや多い
（モモ）			
せん孔細菌病	3	42	南東北の一部地域で多い、北陸及び東海の一部地域でやや多い
灰星病	1	38	全国的に平年並み
（ブドウ）			
晩腐病	1	43	近畿及び中国の一部地域でやや多い
べと病	4	59	北関東及び近畿の一部地域でやや多い
（野菜共通）			
疫病	1	16	トマトで発生が多い
灰色かび病	5	61	いちご、トマト、レタスで発生が多い
アブラムシ類	20	17	イチゴ、きゅうり、だいこんで発生が多い
オオタバコガ	5	51	キャベツ、レタスで発生が多い
タバココナジラミ	4	60	きゅうり、トマト、なすで発生が多い
ハスモンヨトウ	9	86	いちご、キャベツ、さといもで発生が多い
ハダニ類	8	52	いちご、さといも、なすで発生が多い
ミナミキイロアザミウマ	3	33	きゅうり、なすで発生が多い

エ　病害虫防除所の運営

都道府県における植物防疫の専門機関である病害虫防除所は、病害虫の発生状況調査等を行い、発生予察事業に基づく防除指導、侵入警戒調査、農薬の安全使用等の指導を行った。

病害虫防除所が国の発生予察事業に協力するのに要する経費及び病害虫防除所の運営に要する経費について、都道府県に対し植物防疫事業交付金を交付した。

オ　農林水産航空事業等

平成24年度における有人ヘリコプターによる航空防除の延べ面積（林野を除く）は、水稲防除４万４千ha、水稲以外（畑作物・果樹）防除７千ha、その他（播種・施肥等）１千ha、ミバエ類再侵入防止等235万８千ha、計241万１千haであった。このうち、水稲防除の実面積は３万６千haで、関係農家数は約３万８千戸であった。林業関係では、松くい虫防除１万８千haと野ねずみ駆除５万９千haを中心として、計７万７千haであった。

産業用無人ヘリコプターによる農薬散布等の延べ面積は、水稲防除88万４千haを中心として、計100万７千haであった。

⑵ 植 物 検 疫

ア　輸入植物検疫制度の見直し

植物検疫に関する国際基準に整合しつつ病害虫のリスクに応じた検疫措置を推進するため、科学的根拠に基づく病害虫リスクアナリシスの結果等を踏まえ、56種の検疫有害動植物（輸入検疫措置の対象とする病害虫）を新たに指定する等の農林水産省令の改正（平成24年７月25日農林水産省令第41号）及び関係告示の制定・改正（平成24年７月25日農林水産省告示第1831号及び1832号）を実施し、６ヶ月の周知期間を経て平成25年１月25日に施行した。

イ　輸入検疫

平成24年においては、栽植用苗・球根９億２千万個、種子２万４千t、切り花23億本、生果実188万t、野菜103万t、穀類・豆類2,826万t、木材447万m^3、その他雑品等943万tについて、輸入検疫を実施した。

ウ　輸出検疫

平成24年においては、栽植用苗・球根1,049万個、種子2,231t、切り花15万本、生果実１万１千t、野菜５千t、穀類・豆類21万t、木材17万m^3、その他雑品３万３千tについて、輸出検疫を実施した。

アジア型マイマイガ（AGM）については、民間検査機関による米国等AGM規制国による船舶の検査措置に対応した。AGM不在証明が引き続き実施された。

エ　国内検疫

平成24年度においては、健全種苗を確保し、また、我が国未発生又は一部地域に発生している病害虫のまん延防止等を図るため、

⑺　北海道ほか９県において原種ほ及び採種ほを対象に種馬鈴しょ検疫を実施した。

⑴　青森県ほか12県においてかんきつ類及びりんご等の母樹を対象にウイルス病の検査を実施した。

また、

⑼　我が国未発生及び一部地域に発生しているミカンコミバエ種群ほか19種の病害虫を対象に、その侵入を早期に発見するため、都道府県と連携し、空港や港、農作物の生産地において侵入警戒調査を実施した。

⑽　我が国の一部地域に発生しているアリモドキゾウムシ、イモゾウムシ及びカンキツグリーニング病菌等については、未発生地域へのまん延を防止するため、本病害虫及びその寄主植物（又は宿主植物）を対象に移動規制に係る取締を実施した。

⑾　平成21年に東京都青梅市で発生が確認されたウメ輪紋ウイルスについては、２都県12市町において根絶を目指した緊急防除を実施した。

オ　植物防疫所の運営

病害虫の国内への侵入・まん延を防止するため植物防疫所を全国に68箇所設置しており、輸出入時の検査、国内検疫等を実施している。

植物検疫手続を電子的に処理するシステムについては、より効率的な一元的運用等を目的として、平成25年10月に輸出入・港湾関連情報処理システムに統合することとしている。このことから、平成24年においては、輸出入・港湾関連情報処理センター及び関連省庁間で検討の上、統合するシステムの詳細設計を行った。

6　SPS協定に関する国際会議への対応等

⑴ ＳＰＳ委員会

WTO協定に含まれる協定（附属書）の１つである「衛生植物検疫措置に関する協定（SPS協定）」は、食品安全、動植物の健康に関する全ての措置（SPS措置）を対象とし、これらの措置が科学的な根拠に沿ってとられること等を求めている。

SPS委員会は、SPS協定第12条に基づき、SPS措置に関する各国の協議の場を提供し、協定の実施を確実にするために設置され、例年３回スイスのWTO本部

で開催されている。平成24年度においては、平成24年７月、10月、平成25年３月に開催された会合に出席した。

⑵ 食品安全関係

コーデックス委員会（Codex）は、消費者の健康保護、公正な食品貿易の確保等を目的として、1963年に国連食糧農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）により設置された国際的な政府間機関であり、コーデックス規格（国際食品規格）の策定・改訂等を行っている。

コーデックス規格は、WTO/SPS協定において食品安全に関する国際基準に位置付けられており、WTO加盟国は、科学的に正当な理由がある場合を除き、食品安全に関する措置を講ずる場合はコーデックス規格を基礎とする義務を負っている。

ア．総会、部会等

コーデックス委員会における食品安全に係る各種の規格策定等に対して、農林水産省としても政府代表団の一員として職員を派遣する等積極的に参画してきたところであり、平成24年度中は、第35回総会、第67回執行委員会のほか、９の一般問題部会、４の個別食品部会及び１の特別部会に出席した。また、我が国はアジア地域調整国（任期：平成25年７月まで）として、第18回コーデックスアジア地域調整部会（平成24年11月５日～９日）を東京にて開催した。

このうち、第35回総会（平成24年７月２日～７日、ローマ）では、動物用医薬品ラクトパミンの最大残留基準値（MRL）、食品中のウイルス制御に関する食品衛生一般原則の適用に係るガイドライン等が最終採択された。

イ．コーデックス連絡協議会

農林水産省は厚生労働省及び消費者庁と協力して、平成24年度は「コーデックス連絡協議会」（平成12年設置）を計４回開催し、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、コーデックス委員会における検討議題に関する意見を聴取した。

⑶ 動物衛生関係

国際獣疫事務局（OIE）は、国際的に重要な家畜の伝染性疾病について、その防疫対策や貿易条件等に関する家畜衛生基準（OIEコード）等を策定している。この他、世界各国における家畜の伝染性疾病の発生状況等の情報の収集・提供を行うとともに、家畜の伝染性疾病のサーベイランス及び防疫に関する研究の国際的調和を図っている。

このOIEが定める基準等は、WTO/SPS協定では動物衛生及び人獣共通感染症に関する国際基準と位置づけられており、WTO加盟国は科学的に正当な理由がある場合を除き、動物衛生に関する措置を講ずる場合にはOIEが定める基準を基礎とする義務を負っている。

ア　OIE総会

OIEの最高意思決定機関であるOIE総会は、毎年５月にフランスのパリで開催される。平成24年の第80回OIE総会は５月20日から25日にかけて開催され、動物衛生課課長が我が国代表として出席した。OIEコードの作成・改正関係では、各国の意見の隔たりが大きい改正案が提示されることなく、一部微修正されたものはあったものの、OIEコードの改正案を作成するコード委員会が提案した案がすべて承認された。本総会では、３年に１度のOIE総会議長・副議長、理事会、地域委員会及び専門委員会の選挙が行われ、動物衛生課長がOIE理事会の理事に選任された。OIE理事会は、９名の理事から構成される、総会の機能を代理する組織で、ほとんどの総会決議案件は理事会での議論を経て総会に上程される。理事会の理事に日本人が選ばれたのは初めてである。また、独立行政法人動物衛生研究所の筒井ウイルス・疫学研究領域長補佐も、OIEコードを作成・改正するOIEコード委員会の委員に選任された。コード委員会の委員に日本人が選ばれたのも初めてのことである。

イ　口蹄疫に関する会議

アジア地域の口蹄疫防疫能力を強化するために、日本のOIE拠出事業として平成23年から開始された“アジアにおける口蹄疫防疫プロジェクト（OIE/Japan Trust Fund（JTF）Project for Foot and Mouth Disease（FMD）Control in Asia）は、８月14・15日に担当者を対象とするワークショップが、11月13・14日には各国代表者による第１回調整会議が、いずれも東京で開催され、東アジア口蹄疫防疫ロードマップの基本的枠組が合意された。平成25年３月には、第19回SEACFMD（東南アジア・中国口蹄疫キャンペーン）サブ委員会会合がシンガポールで開催され、SEACFMDロードマップ2020に沿った各国対応の進捗状況が報告された。

ウ　鳥インフルエンザに関する会議

高病原性鳥インフルエンザの世界的な広がりを背景に平成20年に開始された、我が国の支援によるOIE高病原性鳥インフルエンザ防疫プロジェクト（OIE/JTF Project on HPAI Control）の下、10月

２・３日にベトナム・ハノイで第５回動物衛生情報ネットワーク強化会議が開催された。この会議では、アジア各国の動物衛生情報ネットワーク及び高病原性鳥インフルエンザ対策に係る進捗と成果が討議され、各国の経験及び教訓が共有された。また、12月13・14日には、渡り鳥の飛行経路に沿った、家きん及び野鳥のサーベイランスに係る専門家会合が東京で開催され、動物衛生の専門家だけでなく、野生動物の専門家も参加し、アジアでまん延している高病原性鳥インフルエンザに係る野鳥の役割についての理解を共有した。

エ　その他の国際会議

このほか、我が国の支援による国際会議として、平成24年７月18・19日には、第６回アジア太平洋地域GF-TADs（越境性疾病の防疫のための世界的取組）ステアリング会合がタイのバンコクで開催され、アジア太平洋地域GF-TADsの５ヵ年活動計画案が議論された。本活動計画は、その後書面による意見募集を経て、承認されている。

オ　OIE連絡協議会

農林水産省は、OIEコードの作成又は改正について、産業界及び学界における学識経験者、アニマルウェルフェア関係者、消費者等と行政機関の間で継続的な情報共有や意見交換を行う場として「国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会」を平成22年５月から設置している。平成24年度は、12月４日に開催し、「OIEリスト疾病」、「蜂の疾病」及び「アニマルウェルフェアと肉用鶏生産システム」のOIEコード等について意見交換を行った。

⑷　植物防疫関係

国際植物防疫条約（IPPC）は、植物と植物製品の病害虫の侵入とまん延を防止し、防除のための措置を促進する共同の有効な行動を確保することを目的とした多国間条約である。

IPPCが定める基準等は、WTO/SPS協定では植物の健康に関する国際基準と位置づけられており、WTO加盟国は科学的に正当な理由がある場合を除き、植物の健康に関する措置を講ずる場合にはIPPCが定める植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）等を基礎とすることとの義務を負っている。ISPMはIPPC加盟国の協議を経て、総会で採択されるものであり、加盟国はこれに基づいて植物検疫措置の制定・改訂及び実施を考慮することになる。

ア　専門家会合

平成24年４月及び11月にイタリアで開催された「基準委員会」、12月に開催された「森林検疫に関するテクニカルパネル（TPFQ）（オンライン会合）」にそれぞれ出席した。

イ　その他会議

平成24年９月に韓国で開催された「国際基準案に係る地域作業部会」、10月にイタリアで開催された「戦略的企画グループ会合」、及び10月に韓国で開催された「病害虫のサーベイランスに関する国際シンポジウム」に出席した。

ウ　IPPCに関する国内連絡会

策定中のISPM案に対する我が国の意見を取りまとめるに当たり、消費者団体や産業界の関係者と意見・情報交換を行う「IPPCに関する国内連絡会」を平成19年９月より開催している。平成24年度は７月及び10月に開催し、電子植物検疫証明に関するISPM案等について意見交換を行った。

7　食品安全に関する危機管理体制の整備

⑴緊急時対応訓練の実施

「農林水産省食品安全緊急時対応基本指針」（平成16年２月公表）に基づき、農林水産省の職員が食品安全に係る緊急事態等に円滑かつ的確に対応できるよう対応体制の整備や、体制を検証するための緊急時対応訓練等を実施することとしている。

平成24年度は、食品安全に係る事件や事故が発生した事態を想定して、地方農政局・地域センター等との情報連絡に関する連携訓練を実施した。

⑵　消費者安全情報共有体制の整備

平成21年９月に施行された消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づき、食品等に由来する消費者事故等に関する情報を入手した場合は、消費者庁に集約し、関係府省で共有する体制が整備されている。また、平成24年９月には、「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」（関係閣僚申合せ）等が制定され、緊急時や平時における関係府省間の連携や対応の基本的枠組みが整備された。

第２節　消費者の信頼の確保

1　食品等の表示・規格

⑴　食品表示の重要性

食品表示は、生産者と消費者を結ぶ接点であり、昭和45年の品質表示制度の創設以降、消費者が日々安心して食品を選択するための情報提供として、重要な役割を果たしている。

食品表示については、農林物資の規格化及び品質表

示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）により定められている。同法に基づく品質表示基準については、企画立案及び執行について、農林水産省が所管してきたが、平成21年９月に、消費者行政を一元的に推進するため消費者庁が設置されたことに伴い、品質表示基準の企画立案及び執行について、消費者庁が担当することとされた。ただし、立入検査や製造業者等に対する改善の指示等については、引き続き農林水産省でも行うこととされた。

⑵　食品表示の監視

食品表示の適正化に向けて、地方農政局等に食品表示監視担当職員（食品表示Gメン）を配置するとともに、食品表示110番等を通じた情報収集を行った。

違反事業者に対しては、JAS法に基づき改善を指示・公表することを基本とし、常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、直ちに改善方策を講じている場合には、指導を行うこととしている。この事業者が行う改善方策としては、表示の是正を行うことに加え、事実と異なる表示があった旨を速やかに消費者等に情報提供していることが求められる。さらに、指導件数等を定期的に公表している。

また、食品監視業務について、これまでの社会的検証（帳簿等の確認）による手法に加え、原産地判別にかかる科学的分析による客観的データに基づく手法を活用することにより、監視業務の高度化・効率化を図っている。

⑶　JAS規格に関する取組

ア　JAS規格の見直し

JAS規格は、JAS法に基づき５年ごとに農林物資規格調査会の審議に付し、必要に応じ改正等を行っている。平成24年度は、「JAS規格の制定等に関する計画」に基づき、11規格の改正等を行った。

イ　有機JAS規格に関する取組

登録認定機関の検査員・判定員の能力の向上及び斉一化のため、「有機農産物及び有機加工食品の実地検査ハンドブック」を活用し、検査員及び判定員に対して実地研修を行った。

２　米穀等の適正流通の確保

⑴　米穀等の流通に関する制度と監視体制

事故米穀の不正規流通問題を踏まえ、米穀の横流れ防止等を目的として、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（平成21年法律第26号。以下「米トレーサビリティ法」という。）及び「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律」（平成21年法律第113号。以下「改正食糧法」という。）が平成21年４月に公布された。

米トレーサビリティ法においては、食品事故発生時に問題のあった米穀等の流通ルートを特定し、迅速な製品回収等に資するため、米穀等の取引等の記録の作成・保存（平成22年10月施行）と産地情報の伝達（平成23年７月施行）を義務づけた。

改正食糧法（平成22年４月施行）に基づき定められた米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項（以下「遵守事項」という。）においては、平成23年８月に、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき作付や出荷を控えるよう要請された区域内で生産された米穀の処分に関する規定が追加され、平成24年９月に原子力災害対策本部長指示を受けた都道府県知事の指示に従い、廃棄による処分等を義務づけた。

これら米トレーサビリティ法、改正食糧法に農産物検査法（昭和26年法律第144号）を加え、三法一体で、米穀等の適正な流通を確保するための監視を行った。

⑵　制 度 の 推 進

米トレーサビリティ法及び遵守事項について、事業者団体や消費者団体等の要請に基づき、全国各地で開催された説明会等へ講師を派遣し、パンフレット等の配布を行う等、制度の普及啓発を行った。

生産者、食品製造業者、外食事業者、登録検査機関等の個別の事業者に対し、米トレーサビリティ法、改正食糧法及び農産物検査法に基づく義務の遵守状況等を確認するため、立入検査等を実施し、違反が確認された者に対して文書指導や改善命令等の措置を行った。

３　トレーサビリティの推進

⑴　牛トレーサビリティの運用

BSEのまん延防止措置の的確な実施等を目的として、国内で飼養されているすべての牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費までの各段階において当該個体識別番号を正確に表示・伝達するため、平成15年６月、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（平成15年法律第72号。以下「牛トレーサビリティ法」という。）が公布された。

生産段階においては、牛の管理者等に対して、個体識別番号を表示した耳標の装着及び出生・異動・死亡等の届出が義務付けられている。

流通段階においては、食肉販売業者及び特定料理提

供業者（焼き肉店・しゃぶしゃぶ店・すき焼き店・ステーキ店）に対して、個体識別番号の表示・伝達及び仕入・販売に係る帳簿の備付けが義務付けられている。

地方農政局等及び地域センターでは、生産段階における耳標の装着、届出の状況、流通段階における個体識別番号の表示・伝達、帳簿の備付け等について、巡回調査及び立入検査を実施した。また、流通段階における個体識別番号の適正な表示・伝達を確認するため、と畜場から照合用サンプルを採取・保管し、食肉販売業者等から採取した調査用サンプルとの間で、DNA分析による牛肉の同一性鑑定を実施した。

平成24年度は、個体識別番号の不適正な表示を行っていた２件の食肉販売業者に対して、牛トレーサビリティ法第18条に基づき農林水産大臣による勧告を行い、公表した。

⑵　食品トレーサビリティの推進

食品トレーサビリティについては、平成22年３月に策定された食料・農業・農村基本計画等を踏まえ、その施策の検討に資するため、トレーサビリティに関する情報収集を行った。

また、食品トレーサビリティの取組の普及を図るため、消費・安全対策交付金により、都道府県によるセミナー・講習会の開催等の支援を行った。

４　リスクコミュニケーション等の推進

⑴　リスクコミュニケーション等の実施

食品の安全の確保に関する施策に国民の意見を反映し、その決定までの過程の公平性及び透明性を確保するため、以下のような取組を行った。

ア　意見交換会等の開催

「食品中の放射性物質に関する説明会」について、平成24年度から内閣府食品安全委員会及び厚生労働省に加え、農林水産省及び消費者庁が主催することとした。説明会においては、農林水産省から、引き続き、食品中の放射性物質の検査結果や農業生産現場での取組などについて、正確でわかりやすく情報提供し、意見交換等に取り組んだ。

表９　開催実績

・動物検疫所見学・説明会	1回
・食品中の放射性物質対策	27回

イ　消費者など関係者との定期情報交換会

消費者の視点に立った農林水産行政を展開するため、消費者団体との定期情報交換会を開催した。

ウ　地方農政局、地方農政事務所及び沖縄総合事務局における取組

シンポジウムや意見交換会等を開催するとともに、パネリストや講師の派遣を行った。

㈠　シンポジウムや意見交換会等の開催

全国計　497回

㈡　パネリストや講師の派遣

全国計　2,083回

エ　日頃からの情報提供

日頃から食の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を提供するため、農林水産省ホームページを通じて、食品安全に関する消費・安全局の取組を随時掲載した。

また、農林水産省及び関係府省のホームページ上の最新情報を一覧にしたメールマガジン「食品安全エクスプレス」の配信（月曜から金曜まで毎日配信）を行った（平成25年３月末現在の登録者数：約１万６千通）。

⑵　消費者相談等の対応

ア　消費者相談の対応

消費者相談の窓口として、本省、地方農政局・北海道農政事務所（地域センターを含む。）及び沖縄総合事務局の「消費者の部屋」、「消費者コーナー」の充実を図るとともに、本省と地方組織を結ぶ農林水産省相談受付情報ネットワークシステムを活用し、連携して相談対応（全国で5,004件）を行った。また、相談結果等を月別にとりまとめた「消費者の部屋通信」の発行を継続して行った。

イ　子ども相談電話等における対応

子どもたちが食や農林水産業等について疑問に思うことを気軽に相談できるよう、本省の「消費者の部屋」に設置されている子ども相談電話等における対応（258件）を行うとともに、小・中・高等学校の「消費者の部屋」への訪問（31校、202名）を受け入れた。

ウ　特別展示等による情報提供

「消費者の部屋」等において、各種資料の展示等やテーマを定めた「特別展示」により、食料、農林水産業・食品産業、農山漁村等について消費者へわかりやすい情報提供を行った。

第３節　健全な食生活の実現に向けた情報提供

平成17年６月に制定された「食育基本法」に基づき、平成18年３月に食育推進基本計画が策定され、地方自治体、関係機関・団体等多様な主体と連携・協力し食育を推進してきた。

しかしながら、生活習慣病有病者の増加、子どもの朝食欠食、高齢者の栄養不足等、食を巡る諸課題への対応の必要性は増しており、これまでの食育推進の成果と課題を踏まえ、平成23年３月に第２次食育推進基本計画（以下「基本計画」と言う。）が策定された。

基本計画では、生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進、生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進、家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進が重点課題としてあげられた。

⑴　食育実践活動推進事業

「生涯食育社会」の構築に向け、各世代ごとの食生活上の課題を踏まえた食生活改善の啓発手法の調査・検討、また、企業、学校、消費者団体等が連携して取り組む「日本型食生活」の実践等を促進するための広域的、先進的な活動を行う民間団体に対して支援を行った。

具体的には、東日本大震災により仮設住宅で生活する高齢者を中心とした食生活改善の取組、若者のライフスタイルを考慮した食育実践モデルの取組、ソーシャルメディアを活用した食生活情報の発信等を支援した。

⑵　地域における食育の推進（消費・安全対策交付金）

地域における日本型食生活等の普及促進を図るため、食育総合展示会等の開催、食育推進リーダーの育成・活動支援等を実施した地方公共団体（25都道府県、３政令指定都市）に対して交付金による支援を行った。

⑶　マジごはん計画の推進

食に対する関心が低い若い世代に対し、バランスの良い食事、自然の恩恵や生産者の努力について考えるきっかけを提供する「マジごはん計画」の取組として、各種メディアとタイアップし、ファッションや美容等の切り口から、食と健康との関わりや、バランスの良い食生活等に関する情報発信等を行った。

第４節　生物多様性を確保するための遺伝子組換え農作物等の使用等の規制

遺伝子組換え農作物等の適切な管理

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号以下「カルタヘナ法」という。）に基づき、遺伝子組換え農作物等の規制措置を講じた。

⑴　第一種使用等

遺伝子組換え農作物のほ場での栽培等、「環境中への拡散を防止しないで行う使用等（第一種使用等）」をしようとする者は、事前に使用規程を定め、かつ、その使用等による生物多様性影響（野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがある影響等）を評価した生物多様性影響評価書等を添付して主務大臣（農林水産分野は農林水産大臣及び環境大臣）に提出し、承認を受けることが義務付けられている。

平成24年度においては、遺伝子組換え農作物25件について承認を行った。承認に際しては、遺伝子組換え農作物を科学的に審査・管理するための「遺伝子組換え農作物のカルタヘナ法に基づく審査・管理に係る標準手順書」に基づき、審査報告書を作成した上で、国民からの意見を聴取し、意見について、適宜、反映した。

⑵　第二種使用等

施設内における遺伝子組換え実験小動物の繁殖等、「遺伝子組換え生物等の環境中への拡散を防止しつつ行う使用等（第二種使用等）」をする者は、その拡散防止措置（設備の要件等、環境中に遺伝子組換え生物等が拡散することを防止するための措置）について、「主務省令で定められている場合は当該措置をとること」及び「主務省令で定められていない場合は事前に主務大臣（農林水産分野は農林水産大臣）の確認を受けること」が義務付けられている。

平成24年度においては、遺伝子組換え動物４件、遺伝子組換え微生物２件及び遺伝子組換え植物２件について確認を行った。

⑶　未承認の遺伝子組換えパパイヤ対応

平成22年12月、我が国で販売されていたパパイヤの生果実及び苗に、カルタヘナ法に基づく承認を受けていない遺伝子組換え体が混入している可能性があるとの情報が得られた。これを受け、直ちに、科学的信頼性の高い種子の検査法の確立に着手し、確立した検査法を用いて平成23年２月から８月にかけて、輸入さ

れ、国内で流通している全ての種子（19品種、29商品）及び苗（４品種、４商品）を検査した。この結果、同年４月に台湾から「台農５号」という名称で輸入され、沖縄中心に販売された種子（１品種、１商品）を除いた、種子18品種、28商品及び全ての苗については、遺伝子組換え体でないことを確認した。

我が国で未承認の遺伝子組換え体であることを確認した「台農５号」については、カルタヘナ法に基づき、①流通量及び流通経路の特定、②栽培中のもの８千本強（約４ha）の伐採、③原因の究明を実施した。また、環境省とともに、伐採地周辺の道端等における当該品種の有無のモニタリング調査を開始し、平成25年３月に調査結果を公表した。調査の結果は、「台農５号」の我が国の生物多様性への影響は低いとの見解に沿うものだった。

第5章　食料産業局

第1節　食料産業政策

食料産業施策の総合的企画

総合食料局は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）において新たな基本理念の一つとして位置付けられ、また、農林水産省の第一の任務である「食料の安定供給の確保」を図るため、主要食糧等を含めた食料政策の総合的な企画・立案、食品産業の健全な発展を図る施策等を通じて、食料政策の総合的な推進を担う部局であった。

平成23年９月１日、農林水産省組織改正に伴い、「食」や「食を生み出す農山漁村の自然や環境」に関連する事業を幅広く所管し、農山漁村の資源を活用した新しい産業を創出・育成をするとともに、食や環境を通じて生産者と消費者の絆を強めるために、「食料産業局」が創設された。

(1)　食料・農業・農村政策審議会食料産業部会

卸売市場法（昭和46年法律第35号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第48号）、食品流通構造改善促進法（平成３年法律第59号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第112号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することを目的とする食品産業部会が、食料・農業・農村政策審議会の下に設置されていた。

平成23年９月１日、農林水産省組織改正に伴い、「食料産業部会」と名称が変更された。

（開催状況）

〈食品産業部会〉

平成24年８月10日　・農商工等連携事業の促進に関する基本方針の変更について

平成25年３月27日　・第９次中央卸売市場整備計画の変更及び中央卸売市場開設区域の指定の解除について

〈食料産業部会懇談会〉

平成25年２月18日　・「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（HACCP支援法）」について

（所属委員等）

（委員）

青山浩子	農業ジャーナリスト
新浪剛史	㈱ローソン代表取締役社長CEO
西辻一真	㈱マイファーム代表取締役
三村優美子	青山学院大学経営学部教授
◎山口範雄	味の素㈱代表取締役取締役会長
渡辺捷昭	トヨタ自動車㈱相談役

（臨時委員）

石渡美奈	ホッピービバレッジ㈱代表取締役社長
大塚明	㈱ヤオコー顧問
大野憲俊	福岡大同青果㈱代表取締役社長
小瀬昉	ハウス食品㈱代表取締役会長
佐竹力總	㈱美濃吉代表取締役社長
根本重之	拓殖大学商学部教授
藤田正三	茨城中央園芸農業協同組合専務理事
古谷由紀子	消費生活アドバイザー
山根香織	主婦連合会会長

（専門委員）

柴田明夫	㈱資源・食糧問題研究所代表

注：◎部会長

（平成24年３月31日現在）

第２節　６次産業化・地産地消の推進

１　６次産業化の推進

平成23年３月に施行された「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成22年法律第67号）に基づき、農山漁村の６次産業化を推進するため、各種施策を講じた。

⑴　六次産業化・地産地消法に基づく事業計画の認定

六次産業化・地産地消法に基づき、農林漁業者等が行う農林水産物及び副産物の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画（総合化事業計画）を、623件認定した。また、上記事業活動の促進に特に資する研究開発及びその成果の利用を行う事業活動に関する計画（研究開発・成果利用事業計画）を、９件認定した。

⑵　６次産業総合推進事業

農林漁業者等の６次産業化を推進するため、経営の発展段階に即した個別相談等を行う体制を都道府県ごとに整備するとともに、農林漁業者等が行う新商品開発や販路開拓、６次産業化に取り組む環境づくりとなる交流会、技術研修等の取組に対して支援を行った。

（予算額1,445百万円）

⑶　６次産業化推進整備事業

農林漁業者等の６次産業化を推進するため、六次産業化・地産地消法等により認定された農林漁業者等が行う、当該計画を推進するために必要な農林水産物の加工・販売のための機械・施設、生産機械・施設等の整備に対して支援を行った。

（予算額2,194百万円）

⑷　産業連携ネットワークの取組

異業種の連携による６次産業化を推進するため、農林漁業や二次産業、三次産業、行政やシンクタンクなど、農林漁業・農山漁村に関心を有する多様な企業・団体・個人が参加する産業連携ネットワークを通じて、連携を促進する施策や取組等の情報提供や異業種交流会等の開催支援を行った。

⑸　農林漁業成長産業化ファンド

農林水産物等の特色を活かしつつ、１次産業から２次・３次産業を通じて消費者までのバリューチェーンを築く事業活動に対し、資本の提供と経営支援を一体的に実施するため、（株）農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）が平成25年２月に開業した。

２　地産地消の推進

直売所を中心とした地域の農林水産物の販売等の取組を一層推進するとともに、学校給食や企業の社員食堂における地場産物の活用の促進を図るため、次の取組を行った。

⑴　地産地消推進のための取組

地産地消の取組に必要な直売施設や農産物加工のための施設・機械の整備のほか、新商品開発や販路開拓等に対する支援を行った。

（予算額

６次産業総合推進事業

（1,445百万円の内数）

６次産業化推進整備事業

（2,194百万円の内数）

⑵　人材育成及び事例調査

地産地消活動に必要な人材の育成・派遣、地産地消優良事例の調査・発表を実施した。

（予算額　産地活性化総合対策

5,288百万円の内数）

⑶　地産地消優良活動表彰の実施

地産地消の取組を一層促進するため、「地産地消優良活動表彰」を実施し、全国各地で、それぞれの立地条件を活かした創意工夫のある地産地消の優れた取組・活動を選定し、「全国地産地消推進フォーラム2013」にて表彰した。

⑷　地産地消給食等メニューコンテストの実施

関係省庁等と連携し、学校給食や企業の社員食堂における地場産物の利用拡大に向けた「地産地消給食等メニューコンテスト」を実施し、学校給食・社員食堂、外食・弁当などにおいて、地場産食材を安定的に利用している優れたメニューを選定し、表彰した。

第３節　農林水産物等の輸出促進対策

１　農林水産物等の輸出の概況

少子高齢化等により、日本国内の農林水産物・食品市場が縮小傾向にある一方、海外にはアジア諸国等を中心とした富裕層の増加、人口増加によって、今後さらに伸びていくと考えられる有望なマーケットが広がっている。

我が国の農林水産業・食品産業の発展のためには、世界の経済成長を取り込むべく、農林水産物・食品の輸出拡大に取り組むことが重要である。

平成23年３月の原発事故の影響により、諸外国・地域では日本産食品の輸入規制が強化されたことから、我が国の昨年（平成24年）の農林水産物・食品の輸出額は、4,497億円となり、原発事故前の平成22年（4,920億円）に比べ8.6％減と大きく落ち込んだ。

このため、原発事故に伴い導入された日本産食品等に対する諸外国の輸入規制については、各国に対して我が国が実施している安全性確保の措置についての情報提供や輸入規制緩和等の働きかけを実施した。また、国内外における取組支援を強化するとともに我が国食文化の素晴らしさの発信などの取組を行っている。これらの取組を通じて、平成32年までに農林水産物・食品の輸出額一兆円水準の達成に向けて、戦略的な輸出促進を官民一体となって取り組んでいるところである。

２　輸出促進事業の概要

平成24年度において、具体的に実施した輸出促進に関する事業は以下のとおりである。

⑴　輸出拡大リード事業（委託事業）

（予算額　318百万円）

日本産品の魅力を日本食文化と融合して発信する大規模イベントの実施や、国別マーケティングの強化、国際見本市への出展、国内商談会等を効果的に組み合わせ輸出に取り組む農林漁業者等を支援した。

⑵　輸出拡大サポート事業（補助事業）

（予算額　912百万円の内数）

農林水産物・食品の輸出の拡大を図るため、輸出に取り組む事業者の具体的な取組をサポートした。

⑶　輸出拡大及び日本食・食文化発信緊急対策（補助事業）（補正予算）

（予算額　716百万円の内数）

農林水産物・食品の輸出の拡大を図るため、輸出に関心を有する生産者・生産者団体をはじめ、流通業者、物流業者等の輸出を支援する事業者の具体的な取組をサポートした。

⑷　農産物等輸出回復事業（委託事業）（復興予算）

（予算額　238百万円）

海外メディアを活用して、輸出先国の一般消費者等に日本産品の魅力を伝えることによる需要の喚起を行うとともに、特に大きな影響が出ている被災地の産品をプロモーションすることにより、縮小した日本産食品の輸出回復を図った。

第４節　知的財産戦略

我が国の農林水産物・食品は、高品質・高付加価値、安全・安心など、農林漁業者、食品産業関係者や、地方公共団体・研究機関を含む関連事業者などの努力や技術、我が国の伝統や文化、消費者の信頼等に支えられ、他国に類を見ない特質・強さを有している。

一方、急速にグローバル化する国際市場に対する我が国の農林水産物・食品の輸出促進や国民が求めるブランド価値の高い農林水産物・食品の供給を実現するためには、知的財産を積極的・戦略的に活用し、我が国の農林水産物・食品の特質、優位性の確保やその差別化を図ることが不可欠となっている。

このような状況を踏まえ、知的財産に関する施策を強力に推進するため、平成22年３月に平成26年度までの５年間を実施期間とする「新たな農林水産省知的財産戦略」を策定し、本戦略に基づく施策を推進した。

１　知的財産の創造・活用

⑴　研究・技術開発分野の創造力強化と成果の活用

ア　遺伝子の機能解明・特許の取得と新品種育成等の促進

農作物や家畜などの抗病性等に関わる有用遺伝子の機能解明・特許の取得を進め、画期的な新品種・新素材の開発を推進し、研究成果については適切に権利化し、戦略的な活用を図った。

イ　地域における産学連携の支援

農林水産・食品産業分野の高度な知識を有するコーディネーターを全国に配置し、地域における産学連携活動を一体的に支援し、同分野における産学が連携した研究開発を促進することを通じて、農林水産・食品産業分野における共同研究の参画機関を増加させ、新産業の創出や、産業規模の拡大を図った。

ウ　農林水産業・農山漁村の有する「資源」を活用した地域ビジネスや新産業の創出

農山漁村の資源を活用し、素材、エネルギー、医薬品等の分野で新たな産業につながる可能性のある技術について、採算性や実用化に向けた技術課題の検討等の事業化可能性調査や、事業化が見込まれる新技術について、試行、試作のための実証機器の整備及び実用化に向けた技術実証等を支援した。

また、公的研究機関、民間企業の開発した新品種・新技術や地域特産物の機能性を活用した新食

品・新素材について、情報発信やグランドデザインの提供等の取組を支援した。

⑵　農林漁業者等現場の技術・ノウハウ等の伝承・活用の促進

篤農家の技術・ノウハウ（暗黙知）を抽出・可視化し、一般農家の意思決定を支援するAI（アグリインフォマティクス）システムの開発を推進するため、システムを構成する要素技術のうち、実用化段階にある技術の現場での実証を支援した。

⑶　農林水産物・食品の地域ブランド化の推進

「農林水産物・食品地域ブランド化共通基盤構築事業」において、地域ブランド化に取り組む主体とそれを支援する者とが情報交換等する場としての協議会の運営や地域団体商標等の制度を用いた知的財産の保護・活用について専門家による指導・助言等を実施した。

さらに、農林水産物・食品のブランド化推進の一環として、有識者等による地理的表示保護制度研究会において、我が国における地理的表示のあり方について検討した。

⑷　食文化の活用・創造支援

地元の食材を核とした伝統料理や新たな創作料理について、食材の生産者、地方行政、料理人、ホテル・旅館等の関係者が連携して、全国的なPRや観光客向けの情報発信を行うとともに、商標・意匠等の知的財産権の取得を目指す取組について７地区を支援し、農山漁村の活性化を図った。

⑸　種苗の安定供給体制の確立

優良な種苗について、知的財産の保護を図りつつ、その安定供給を図るため、稲・麦・大豆、野菜、林業用種苗等について、それぞれの特性に応じた取組を推進した。

２　知的財産の保護強化

⑴　植物新品種の保護強化

ア　審査の国際標準化・迅速化

植物新品種登録制度における審査基準を植物新品種保護国際同盟（UPOV）が定める審査基準に準拠して逐次改正（平成24年度は11種類）することにより審査基準の国際調和を図った。また、海外審査当局との審査データの相互利用の積極的推進や審査体制の充実を図った。これらの取組により、平成26年度に平均審査期間を2.3年に短縮する目標に対し、現在2.34年となった（平成21年度2.7年）。

イ　育成者権の侵害対策

育成者権侵害対策の強化のため、品種保護Gメンを20人配置し、育成者権の保護・活用に関する相談対応及び情報収集を強化する体制を図るとともに、エリンギ・ブナシメジ等について開発されたDNA品種識別技術のマニュアル化及び妥当性の支援を行った。また、中国産「ひのみどり」の輸入が種苗法違反に当たる旨のリーフレットを作成・配布し、いぐさ・畳表輸入業者等に周知を図った。

ウ　東アジア植物品種保護フォーラム

我が国の育成品種を保護し、東アジア地域の植物品種保護制度の整備を進めるため、日本のイニシアチブにより設立した、ASEAN＋日中韓の13カ国から成る、技術協力に関する情報交換等を行う「東アジア植物品種保護フォーラム」の第５回会合を平成24年５月にタイで開催した。

また、フォーラム参加国からの要望等を踏まえ、専門家の派遣や受入研修等の各国の制度運営能力向上や意識啓発に向けた様々な協力活動を実施した。

エ　植物品種保護に関する海外への働きかけ

東アジア植物品種保護フォーラム（平成24年５月）及び官民合同訪中代表団（ハイレベル：平成24年５月、実務レベル：平成25年１月）等の場において、中国政府に対し、UPOV91年条約の締結や保護対象植物の拡大、いぐさ品種「ひのみどり」を栽培・輸出しない等の働きかけを行った。

⑵　海外での商標権等侵害対策

我が国地名、品種名等の中国等での商標出願・登録について共同監視するため、平成21年度に設立された「農林水産知的財産保護コンソーシアム」において商標出願状況等の監視、地方相談会及び海外現地調査を行った。

３　普及啓発・人材育成

⑴　知的財産相談のワンストップ化

農山漁村の６次産業化支援のためのワンストップサービスの一環として、地方農政局等に設置した知的財産についての総合的な窓口において、相談対応を行った。

⑵　現場の農林漁業者・食品産業事業者の意識向上

知的財産保護に関する意識向上を図るため、本省・地方農政局において、弁理士等専門家によるセミナー等の情報提供を実施した。

また、普及指導員を対象とした研修において、知的財産に関する講義を実施した。

⑶　農林漁業者等による新事業創出の促進

農林水産業・農山漁村に由来する資源を活用した新事業の創出を促すため、農林漁業者等を中心に全国７

箇所で新事業創出に必要な基礎知識を学ぶための講座を実施した。

（予算額63百万円）

⑷　農林水産関係試験研究機関への普及啓発

研究段階から知的財産についての意識を高め、成果の活用を意識した研究開発を推進するため、研究者等を対象としたセミナー、技術移転業務実務者研修等を実施し、スキル向上を図った。

4 種 苗 対 策

⑴ 新品種の保護

ア　種苗法の一部改正等

種苗法に基づく植物新品種保護制度（品種登録制度）は、農林水産植物の育種の振興を図るため、昭和53年に植物の新品種の保護に関する国際条約に対応して発足した制度である。平成10年には、バイオテクノロジーの進展や育成者権をめぐる国際的状況の変化に対応し、育成者の権利の拡大等の措置を講ずるため、種苗法の全部改正が行われている。

しかしながら、近年、我が国の登録品種が海外に持ち出され、その収穫物が輸入される事例が発生しており、育成者権への社会的な関心を集めている。こうした中で種苗法を改正し、育成者権の効力の対象を加工品にまで拡大し、また育成者権の存続期間を延長、育成者権侵害に対する罰則の強化を図る等の措置を講じてきている。

平成15年及び18年に関税定率法（関税法）が一部改正され、育成者権侵害物品が輸入禁制品、輸出禁制品に追加され、税関による水際取締りの対象とされた。

さらに、平成18年８月１日には種苗法施行規則を改正して農家の自家増殖に育成者権が及ぶ植物として58種類を追加して82種類に拡大し、育成者権の積極的な活用の基盤を整えてきたところである。

平成19年には、育成者権の適切な保護を図るため、①権利侵害に対する訴訟上の救済を円滑化するための規定の整備、②育成者権侵害罪の罰則の引上げ、③表示の適正化等の措置を講じる改正を行った。

イ　品種登録

昭和53年の品種登録制度の制定以降、出願・登録される品種数は増加傾向にあり、平成24年度の出願件数は1,162件、登録件数は812件であった。平成25年３月末の出願累計は28,278件、登録累計は22,555件に達している。作物分野別の出願・登録状況は、草花類、観賞樹がその約８割を占めている。

ウ　出願品種栽培試験の実施

出願品種の審査に当たって、栽培試験を行う必要があるものについては、（独）種苗管理センター等において栽培試験を行うこととしている。平成24年度は（独）種苗管理センターにおいて、食用作物７品種、工芸作物２品種、野菜62品種、特殊検定（野菜の内数）１品種１点、草花類493品種、観賞樹149品種、飼料作物９品種、特殊検定１品種１点の計723品種724点について栽培試験を実施したほか、（独）種苗管理センターが長野県ほか４県、（独）畜産草地研究所、（独）野菜茶業研究所に栽培試験を委託し、食用作物７品種、野菜５品種、草花類２品種、果樹１品種、飼料作物１品種２点計16品種17点について実施した。

エ　種類別審査基準案の作成

植物品種保護制度の実施にあたり、出願品種の区別性等を判断する基準として農林水産植物の種類ごとの審査基準を作成する必要がある。

このため、平成24年度は、宮崎県に対し観賞樹１、（独）森林総合研究所に対し観賞樹１、（独）医薬基盤研究所に対し工芸作物１、全国食用きのこ種菌協会に対しきのこ１の計４種類を委託した。

⑵ 種苗の生産流通対策等

ア　種苗への表示検査等

⑺　種苗業者の届出

種苗法に基づく指定種苗を取り扱う種苗業者の届出件数は、平成24年度では229件（新規145件、変更78件、廃止６件）であった。

⑴　指定種苗等の検査

種苗の生産及び流通の適正化を推進するため、（独）種苗管理センターにおいて、平成24年度では種苗の表示に関する検査、集取試料の検査、依頼種子の検査を以下のとおり実施して、優良種苗の普及促進を図った。

a　指定種苗の検査について

種苗法に基づき表示検査15,852点、集取試料の検査3,020点、野菜種子の生産等基準に関する検査として品種純度検査178点、種子検査2,744点、病害検査195点、遺伝子組換え種子検査36点

b　種苗業者等からの依頼種子検査について

国際種子検査協会が定める国際種子検査規程に準拠し、種子検査と農作物種子検査報告書の発行785件、国際種子検査証明書の発行342件

c　輸出用種子の検査について

EC向け輸出野菜種子の品種維持に係る公的

管理に関する要領に基づき、種子の事後検定39点

イ　種子の生産履歴に関する依頼証明等

東日本大震災に伴う輸出用種苗の風評被害に対応するため、（独）種苗管理センターにおいて、種子の生産履歴に関する証明書を、４カ国向けに112点発行した。また、種苗及びその栽培ほ場の土壌の放射性物質検査に係る証明書を37点発行した。

ウ　優良な原原種の生産及び配布

（独）種苗管理センターにおいて、ばれいしょ及びさとうきびの生産の基本となる優良な種苗の供給のもととなる無病化された原原種の生産及び配布（平成24年度配布実績：ばれいしょ1,390t、さとうきび153万本）を行った。

第５節　資源・環境対策の推進

１　バイオマス活用の推進

⑴　バイオマス事業化戦略の決定

バイオマスの活用については、「バイオマス活用推進基本法」（平成21年法律第52号）の下、平成22年12月に閣議決定された「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、関係省庁が連携して目標達成の取組を推進しているところである。

一方、平成23年３月の東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、地域資源を活用した自立・分散型エネルギー供給体制の強化が課題となっている。

このため、技術とバイオマスの選択と集中等によるバイオマスを活用した事業化を重点的に推進し、地域におけるグリーン産業の創出と自立・分散型エネルギー供給体制の強化を実現していくための指針「バイオマス事業化戦略」を平成24年９月に「バイオマス活用推進会議」において決定した。

⑵　国産バイオ燃料等の利用促進

国産バイオ燃料の生産拡大は、地球温暖化防止及び循環型社会の形成のみならず、農林水産物のエネルギー利用という新たな領域を開拓し、農山漁村の活性化にも貢献するものとして期待が寄せられている。

また、我が国では、「エネルギー基本計画」（平成22年６月閣議決定）における2020年にバイオ燃料の全国のガソリンの３％相当以上の導入、温室効果ガスの1990年比25％削減といった目標の達成や、東日本大震災・原発事故を受け、農山漁村に豊富に存在する地域資源を活用した自立・分散型エネルギー供給システムの形成が課題となっている。

このような中で、バイオエタノールの生産については、これまでの実証を通じて、国産バイオ燃料の原料調達から製造・供給に至る技術・利用体系が構築される一方で、事業化に向けた課題（原料調達、温室効果ガス削減、製造コスト削減、販売）が明確化したところである。

このため、平成24年度から、新たな情勢変化の下、これまでの実証で明確となった事業化に向けた課題を克服し、地域における国産バイオ燃料の生産拠点を確立するための取組を行っている。

この取組は、北海道２地区と新潟県１地区の計３地区において実施しており、平成24年度は、事業化に向けた課題に対応しつつ、年間約2.4万kLのバイオエタノールを製造し、ETBE方式または直接混合方式でガソリンと混合したバイオエタノール混合ガソリンを販売している。

さらに、バイオ燃料の生産拡大による食料供給への影響を考慮し、国内に豊富に存在する稲わら等の未利用バイオマス活用のために、ソフトセルロース系原料の収集・運搬からバイオ燃料の製造・利用まで一貫した技術の確立を行う実証事業を３地区で実施している。

また、バイオ燃料の生産・利用拡大を推進する措置として、バイオエタノール混合ガソリンに係るバイオエタノール分のガソリン税の免税措置を講じている。

⑶　農林漁業バイオ燃料法

「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」（平成20年法律第45号）が平成20年10月に施行された。

本法は、バイオマスの生産者である農林漁業者等とバイオ燃料製造業者が連携した取組に関する計画、バイオマスの生産及びバイオ燃料の製造の高度化に向けた研究開発に関する計画を認定するものである。

本法の支援措置として、農林漁業者に対する農業改良資金等の償還期間の延長、バイオ燃料製造業者に対する中小企業投資育成株式会社法の特例、研究開発を行う者に対するバイオ燃料向けの新品種に係る種苗法の出願料・登録料の軽減措置等が講じられている。

さらに、認定計画に従って新設されたバイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準を３年間１／２に軽減する税制の特例措置も講じられている。

本法に基づく認定計画は、平成25年３月末時点で14件となり、バイオ燃料生産拡大に貢献している。

⑷　地域のバイオマス活用（バイオマス活用推進計画）

平成21年９月に施行されたバイオマス活用推進基本法に基づき都道府県及び市町村は、それぞれ都道府県バイオマス活用推進計画、市町村バイオマス活用推進計画を策定することとされ、2020年に600市町村の策定と全ての都道府県においてバイオマス活用推進計画を策定することを目標としており、平成24年９月に地域の実情に応じたバイオマス賦存量の算定方法、バイオマス利活用の取組効果の把握・評価方法等を盛り込んだ「都道府県・市町村バイオマス活用推進計画作成の手引き」を策定した。

また、東アジア地域におけるバイオマスタウン構想普及支援では、タイ、ベトナム、インドネシア、マレーシアにおける取組をもとに、バイオマスタウン構想促進ガイドブックを作成した。

２　緑と水の環境技術革命総合戦略

⑴　緑と水の環境技術革命の概要

農山漁村は、人口の減少や高齢化の進行、兼業機会の減少等、厳しい状況にあり、その活性化を図ることが不可欠である。

農山漁村の活性化を図るためには、１次産業である農林漁業と、２次産業、３次産業との融合を図り、農山漁村に由来する農林水産物や、バイオマス、太陽光・水力・風力等の再生可能エネルギー等の地域資源を最大限活用することにより地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農山漁村の６次産業化を推進することが不可欠である。

「緑と水の環境技術革命」は、素材・エネルギー・医薬品等の分野で先端技術を活用して、農林水産業・農山漁村に関連する資源を活用した産業を新たな成長産業とすることを目指すものであり、平成32年度までに６次産業化の市場規模を10兆円とする目標の実現に向けて大きく貢献するものである。

⑵　緑と水の環境技術革命の推進施策

「緑と水の環境技術革命」の推進によって、新たな付加価値を農山漁村地域内で創出し、雇用と所得を確保するとともに、若者や子どもも農山漁村に定住できる地域社会を構築するため、関連施策を実施した。

ア　緑と水の環境技術革命総合戦略策定事業

「緑と水の環境技術革命」の推進に当たり、農林漁業者と異業種の事業者との連携により、市場ニーズに促した新商品や新たなサービスを創出することを基本とする新たな総合戦略の検討を行うための委託事業を実施した。

（予算額400万円）

イ　緑と水の環境技術革命プロジェクト事業

「緑と水の環境技術革命総合戦略」に位置付けられる重点分野や新技術等、農山漁村の資源を活用した新たな事業の創出につながる可能性のある技術について、採算性や実用化に向けた技術課題の検討等の事業化可能性調査や、事業化が見込まれる新技術について、試行・試作のための実証機器の整備及び実用化に向けた技術実証等を支援した。

（予算額1,383百万円）

３　農山漁村における再生可能エネルギーの促進導入

農山漁村に豊富に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進することは、地域の活性化につながる取組として重要である。このため、以下の支援を行った。

ア　農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業

（予算額532百万円）

（復旧・復興対策分　予算額237百万円）

農山漁村における再生可能エネルギーの具体的な導入可能性の明確化と農林漁業者等の参画を得た活用モデルの構築への支援を行った。

イ　地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業

（補正予算）

（予算額1,000百万円）

農林漁業者等が参画し、農山漁村の資源を活用して行う再生可能エネルギー発電事業で得られた収入を地域の農林漁業の発展に活用するモデル的な取組の構築への支援を行った。

第６節　食品産業等農林関係企業対策

１　中　小　企　業

⑴　中小企業の組織制度

ア　中小企業等協同組合

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び事業協同組合連合会で農林水産省が直接所管するものは、平成25年３月末現在で総数1,551組合（うち連合会は57）となっている。

イ　商工組合等

中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく商工組合及び商工組合連合会で農林水産省が直接所管するものは、平成25年３月末現在で38組合（うち連合会は９組合）、協業組合で農林水産省が直接所管するものは２組合となっている。

⑵　中小企業の新事業活動の促進支援

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）に基づき、中小企業の新たな事業活動を促進するため、①創業、②経営革新、③新連携の取組を支援するほか、④これらの新たな事業活動の促進に資する事業環境の整備を図るとともに、金融・税制等の特別措置を講じた。

⑶　中小企業金融対策

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第２条第４項に規定するセーフティネット保証（第５号：業況の悪化している業種）については、平成23年度上半期は、東日本大震災による被害の影響を踏まえ、対象業種を原則全業種である82業種にして運用された。また、平成23年度下半期においても、東日本大震災や円高の影響を踏まえ、引き続き82業種にして運用された。

⑷　特定農産加工業対策

特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第65号）に基づき、特定農産加工業種として、かんきつ果汁製造業、非かんきつ果汁製造業、パインアップル缶詰製造業、こんにゃく粉製造業、トマト加工品製造業、甘しょでん粉製造業、馬鈴しょでん粉製造業、米加工品製造業、麦加工品製造業、乳製品製造業、牛肉調製品製造業及び豚肉調製品製造業の12業種を、関連業種として果実加工食品製造業、こんにゃく製品製造業、甘しょ加工食品製造業、馬鈴しょ加工食品製造業、米菓製造業、みそ製造業、しょうゆ製造業、めん製造業、パン製造業、ビスケット製造業、冷凍冷蔵食品製造業及び食肉調製品製造業の12業種を指定し、これらの者が輸入自由化等の著しい変化に対処して経営改善措置等を行うのに必要な長期・低利の融資措置及び税制措置を引き続き実施した。

⑸　事業再構築の円滑化

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）に基づき、大臣の認定を受けた事業者等が内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化に対処して実施する事業再構築を円滑化するのに必要な資金の借入に関する債務保証及び税制措置を引き続き実施した。

⑹　農商工連携

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）に基づき、農林漁業者と中小企業者が連携し、相互のノウハウ、技術等を活用して行う新商品の開発、販路開拓等の取組に必要な長期・低利の融資措置及び税制措置を引き続き実施した。

２　一　般　企　業

⑴　対内直接投資

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づく対内直接投資等については、原則自由化されているが、我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすおそれのある対内直接投資等（我が国固有の事情により、OECDに通報した上で自由化を留保している業種（農林水産省所管では、「農林水産業」がある。））においては、事前届出を義務付けている。

農林水産省が所管するもので事前届出が行われたものは、平成24年度141件となっている。

３　食　品　産　業

⑴　食品産業における環境対策の総合的推進

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成12年法律第116号）に基づき、食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の状況について、食品廃棄物等多量発生事業者に定期報告の提出が義務づけられていることから、その普及啓発を図るとともに、平成22年度実績の取りまとめ結果について公表を行った。

また、食品関連事業者に対して、食品廃棄物等の発生抑制や再生利用等の実施状況について点検指導を実施したほか、食品関連事業者、再生利用事業者及び農業者による再生利用事業計画（食品リサイクル・ループ）について、13件の認定を行った。

さらに、食品廃棄物等の発生抑制のための具体的方策の検討、フードバンク活動の実施及び食品リサイクル・ループの構築のための検討、食品関連事業者による食品廃棄物の飼料化設備の導入、食品製造、食品流通、食品販売分野の事業者が連携し、食品ロス削減のための商慣習見直しに向けた検討等を支援した。

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成７年法律第112号）関係については、法における再商品化業務対象事業者について、法の内容の普及・啓発のための点検指導を行った。併せて、容器包装多量利用事業者に対する23年度実績の定期報告に関する指導を行った。また、法制度の公平性・平等性を確保するため、容器包装廃棄物の再商品化業務

の未履行者（いわゆる「ただ乗り事業者」）対策として、「報告徴収」及び「指導・助言」を実施した。

地球温暖化対策については、京都議定書における温室効果ガスの基準年比６％削減の約束達成に資するため、食品産業における自主行動計画の策定を推進するとともに、平成23年度の各団体の目標に対する達成状況等の点検を食料・農業・農村政策審議会企画部会地球環境小委員会、林政審議会施策部会地球環境小委員会、水産政策審議会企画部会地球環境小委員会の合同会議で行った。また、食品関連事業者によるCO_2排出削減対策に関するセミナー等を開催した。

⑵　食品製造過程管理高度化対策

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）に基づき、HACCPを導入し製造過程の管理の高度化を促進する事業者に対して金融・税制上の特例措置を講じた。

これまでに高度化計画を認定する機関として、以下の22機関を指定認定機関に指定するとともに高度化基準を認定した。平成24年度においては、12事業者がこれら指定認定機関から高度化計画の認定を受け、HACCPを導入するための施設整備に取り組んだ。

（一社）日本食肉加工協会（食肉製品）
（公社）日本缶詰協会（容器包装詰常温流通食品）
（公社）日本炊飯協会（炊飯製品）
（一社）大日本水産会（水産加工品）
（公財）日本乳業技術協会（乳及び乳製品）
全国味噌工業協同組合連合会（味噌）
全国醤油工業協同組合連合会（醤油製品）
（一社）日本冷凍食品協会（冷凍食品）
（公社）日本給食サービス協会（集団給食用食品）
（一社）日本惣菜協会（惣菜）
（一社）日本弁当サービス協会（弁当）
（公財）日本食品油脂検査協会（食用加工油脂）
（一財）日本食品分析センター（ドレッシング類）
（一社）全国清涼飲料工業会（清涼飲料水）
（一財）全国調味料・野菜飲料検査協会（食酢製品）
（一社）日本ソース工業会（ウスターソース類）
全国菓子工業組合連合会（菓子製品）
全国乾麺協同組合連合会（乾めん類）
（一社）日本パン工業会（パン）
全日本漬物協同組合連合会（農産物漬物）
全国製麺協同組合連合会（生めん類）
（公社）日本べんとう振興協会（大量調理型主食的調理食品）

また、中小食品製造業に重点を置いたHACCPの導入促進を図るため、HACCP導入セミナーや現場責任者・指導者養成のための実践的な研修、低コストでHACCPを導入する手法の普及、製造現場での専門家の助言・指導の実施、HACCPの認知度向上のための消費者団体と連携した普及啓発等を推進する食品の品質管理体制強化対策事業を実施した。

⑶　食品企業信頼確保対策

食品業界では、食品の偽装表示等消費者の信頼を揺るがす不祥事が相次いで起こっており、消費者の生命・健康に直接関わる食品を取り扱う企業として許されるものではない。

このため、食品業界のコンプライアンス徹底を図る観点から、平成20年３月策定した、食品業界が取り組むべきための「道しるべ」である「『食品業界の信頼性向上自主行動計画』の手引き～５つの基本原則」を周知するとともに、コンプライアンスやマネジメント体制の構築に関する「食品事業者向けマネジメント体制構築研修会」の開催（45回）や食品事業者団体等からの要請による講師派遣（12回）等の食品の品質管理体制強化対策事業を実施した。

また、フードチェーン全体での消費者の「食」への信頼確保を目的として、平成20年６月に食品関連事業者等の参加により立ち上がったフード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）の活動を推進した。

平成24年度は、「FCP品質監査研究会」における「事例で学ぶ工場監査」の作成、地域における研修会等の活動を実施した。

FCP情報共有ネットワークには平成25年３月末現在で1,454社・団体が参画している。

⑷　東アジア食品産業海外展開支援

我が国食品産業の事業基盤・国際競争力強化を目的とし、東アジア各国への投資促進を図るため、各国の投資規制・食品関連規制等の情報収集、提供を行うとともに海外連絡協議会を開催し、現地進出企業の抱える課題解決の検討等、円滑なビジネス展開のための支援を実施した。

第７節　食品・外食産業行政

１　食 品 製 造 業

⑴　調　　味　　料

ア　みそ

平成24年のみその生産量は、44万２千tであり、前年に比べ3.1％減となった。

また、平成24年のみその輸出量は、１万tであり、前年に比べ4.0％減となった。金額は、21億円であ

り、前年に比べ2.9％減となった。主な輸出先は、米国、韓国、台湾等であった。

イ　しょうゆ

平成24年のしょうゆの生産量は、80万７千klであり、前年に比べ2.3％減となった。

また、平成24年のしょうゆの輸出量は、１万７千klであり、前年に比べ4.5％増となった。金額は、37億円であり、前年に比べ0.5％増となった。主な輸出先は、米国、香港、韓国等であった。

ウ　食酢

平成24年度の食酢類の生産量は39万４千klであり、前年度に比べ2.3％減となった。このうち醸造酢は39万３千klで全体の99.7％を占めている。

なお、総務省家計調査によると、食酢類の１世帯当たりの年間購入数量（全国）は、24年は2.4kl（前年比7.2％減）となっている。

エ　ウスターソース類

平成23年のウスターソース類（ウスター・中濃・濃厚ソース）の出荷実績は、14万klで、前年に比べ1.3％減となった。

なお、総務省家計調査によると、ウスターソース類の１世帯当たりの年間購入数量（全国）は、24年は1.6kl（前年比7.8％減）となっている。

オ　ドレッシング類（ドレッシング、マヨネーズ）

平成24年のドレッシング類の生産量は、40万tで前年に比べ3.1％増となった。このうちマヨネーズは、20万９千t（前年比0.8％増）となっている。

なお、総務省家計調査によると、マヨネーズ・ドレッシングの１世帯当たりの年間購入数量（全国）は、24年は4.7kg（前年比2.4％増）となっている。

カ　カレー及びからし粉

平成24年度のカレー粉・カレールゥの生産量は、11万tで前年度に比べ4.8％減となった。このうちカレー粉は８千t、カレールゥは９万９千tであった。また、レトルトカレーの24年度の生産量は14万５千tであり、前年度に比べ3.4％減となった。なお、総務省家計調査によると、カレールゥの１世帯当たりの年間購入数量（全国）は、24年は1.7kg（前年比5.3％減）となっている。

また、24年度のからし粉の生産量は、１万２千tで前年度に比べ1.2％増となっている。

キ　グルタミン酸ソーダ

平成24年のグルタミン酸ソーダの生産量は、３万３千tで前年に比べ3.3％減となった。

なお、財務省貿易統計によると、24年の輸出量は36t（前年比24.7％増）、輸入量は、９万９千t（前年比1.9％増）となっている。

⑵　清　涼　飲　料

ア　需要動向

平成24年における清涼飲料の生産動向について、各種飲料の総生産量は前年比103.6％の19,766千klと前年を上回り、販売総金額についても同101％の３兆6,348億円と上回った。

平成24年は、猛暑と９月の激しい残暑により、昨年に引き続き生産量が拡大し、過去最高を記録した。品目別には、炭酸入り果汁飲料や果汁系ニアウォーターが大きく伸長した。

イ　食品容器環境美化対策

空かん等飲料容器の散乱が社会問題になったため昭和48年から民間団体を指導して、空かんの投げ棄て防止等消費者モラルの向上を図ってきたところであるが、更に一層の推進を図るため、昭和57年４月、社団法人食品容器環境美化協会を設立し、この団体を通じ、一般消費者への普及啓発を図るとともに飲料容器の散乱防止方策の推進を行っている。

表１　主な清涼飲料の年次別生産量の推移

（単位：千キロリットル）

	22年	23年	24年	24/23
緑茶飲料	2,239	2,228	2,310	103.7％
炭酸飲料	3,450	3,559	3,461	97.2％
果実飲料等	1,527	1,625	1,901	117.0％
ミネラルウォーター類	2,099	2,583	2,788	108.0％

⑶　コ　ー　ヒ　ー

ア　需給動向

我が国のコーヒー供給の大半を占めるコーヒー生豆の輸入先国は40ヵ国以上に及んでおり、その主要国は、ブラジル、コロンビア、インドネシアである。

平成24年の輸入量は、前年比91.2％の37万9,982tとなった。このうち、約８割がレギュラーコーヒー向け、約２割がインスタントコーヒー向けと推計される。

24年におけるインスタントコーヒーの生産量は36,134tと前年比99.8％となった。

表２　コーヒー供給量（輸入量）の推移

（単位：t）

	22年	23年	24年	24/23
生豆	410,530	416,805	379,982	91.2％

いったコーヒー	6,311	6,303	7,396	117.3%
インスタントコーヒー	7,445	8,274	10,341	125.0%
コーヒーエキス	7,843	7,613	6,699	88.0%

⑷ 菓　子　類

ア　需給動向

平成24年における菓子需要は、東日本大震災による一時的な需要増の反動、夏場の猛暑及び秋口の残暑による落ち込みがあり、全体としては前年をわずかに下回る結果となった。菓子類の国内生産量は、スナック菓子（前年比0.3%増）、和菓子（同0.2%増）等がわずかに増加している一方で、チューインガム（前年比7.6%減）、油菓子（同3.7%減）、飴菓子（同2.9%減）などが減少し、全体としては189万7,541tと、前年比1.1%の減少となった。

また、生産額についても２兆3,401億円と、前年比0.7%減少となった。

一方、24年における菓子類の輸入量は、８万8,244t（前年比8.8%増）となり、輸入額は約487億円（同13.3%増）となった。品目別では、チョコレート菓子、ビスケット類、キャンデー類の３品目で菓子類の輸入額の約５割を占めている。

また、24年における菓子類の輸出量は、１万2,727t（前年比4.4%増）となり、輸出額は約132億円（同5.7%増）となった。

イ　菓子製造業に対する施策

中小零細企業の多い菓子製造業に対する施策としては、中小企業施策のほか、製造小売業については生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度の対象業種に指定（43年度以降）されている。

⑸ め　ん　類

（生めん類、乾めん類、即席めん類、マカロニ・スパゲッティ類）

平成24年のめん類の生産量は126万３千t（小麦粉換算）で、前年より約１万３千t減で前年比1.0%減となっている。

種類別にみると、生めん類は54万２千tで前年比1.1%減、乾めん類は20万４千tで前年比2.4%減、即席めん類は36万３千tで前年比0.6%増、マカロニ・スパゲッティ類は15万３千tで前年比3.2%減である。

また、平成24年のめん類の輸出量は１万７千３百tで前年並、金額は54億６千７百万円で前年比4.0%増となっている。これを種類別にみると、乾めん類は１万８百tで金額28億３千１百万円、即席めん類は５千９百tで金額25億３千万円、マカロニ・スパゲッティ類は６百tで金額１億６百万円である。

一方、輸入量は15万３千tで前年比4.1%増、金額は187億６千８百万円で前年並となっている。これを種類別にみると、乾めん類は２百tで前年比33.3%減、即席めん類は１万７百tで前年比12.3%減、マカロニ・スパゲッティ類は14万２千３百tで前年比14.3%増である。

⑹ パ　ン　類

平成24年のパン類の生産量は121万９千t（小麦粉換算）で前年比0.3%増となっている。

これを種類別にみると、食パンは58万tで前年比0.05%増、菓子パンは39万２千tで前年比0.1%増、その他パンは22万１千tで前年比2.7%増、学給パンは２万６千tで前年比8.6%減である。

また、平成24年のパン類の輸入量は１万tで前年比28.7%増、金額は29億円で前年比34.6%増となっており、主要輸入先はフランス、米国、中国等であった。

⑺ あ　ん　類

平成23年のあん類の推定生産量は、21万１千tであり、前年に比べ0.5%減となった。

⑻ 豆類加工品

ア　豆腐・油揚げ

平成24年の豆腐・油揚の推定大豆使用量は、46万t、豆腐・油揚の生産量に換算すると132万８千tであり、前年に比べ3.2%減となった。

イ　納豆

平成24年の納豆の推定大豆使用量は、12万３千t、納豆の生産量に換算すると22万１千tであり、前年に比べ2.3%増となった。

ウ　凍豆腐

平成24年の凍豆腐の推定大豆使用量は、２万２千t、凍豆腐の生産量に換算すると１万tとなり、前年に比べ9.1%減となった。

エ　植物性たん白

平成24年の植物性たん白の国内生産量は、４万４千tであり、前年に比べ1.7%減となった。また、原料別の生産比率は、大豆系82%、小麦系18%であった。

オ　豆乳

平成24年の豆乳の大豆使用量は、４万t、豆乳の生産量は、25万６千klであり、前年に比べ16.5%増となった。

⑼ 油　　脂

ア　世界の油脂事情

平成23/24年度の世界の油糧種子の生産状況につ

いては、大豆の生産量は、最大の生産国である米国をはじめ、アルゼンチン、ブラジルで減少したことから、全体として前年に比べ減少した。

一方、ナタネの生産量は、最大の生産国であるEUで減少したものの、カナダ、豪州等で増加したことから、全体として前年に比べ増加した。

我が国では大豆油とナタネ油の生産量が平成23年で可食油生産量の87％を占め、その原料の大豆とナタネは輸入に依存している。

その主な輸入先国は、大豆では米国、ブラジル、ナタネではカナダ、豪州となっている。

イ　国内の油脂事情

⑺　全体需給動向

食料需給表（平成23年度）によれば、我が国国民１人・１日当たりの供給熱量は2,437.6Kcalで、そのうち油脂類は341.3Kcal（14.0％）を占めている。

また、油脂の総需要は微減傾向となっている。

なお、23年の油脂生産のうち動物油脂と植物油脂の生産比率は16％対84％程度となっている。

⑴　用途別需要等

食用（単体用、マーガリン・ショートニング用、マヨネーズ用等）は239万tで前年比0.3％増となった。

このうち、植物油国内消費（工場出荷ベース）については、業務用で前年比1.8％増、家庭用で同0.1％増に対して、加工用は同0.7％減であった。

非食用（工業用等）は、53万６千tと前年比4.1％減となった。

輸出については、１万２千tと前年を下回った。これらのことから、油脂の総需要は294万tとなり、前年に比べ２万t減となった。

また、食用加工油脂の生産量は、66万tと前年を僅かに上回った。

表３　食用加工油脂の生産（平成23年）

（単位：千t）

	生産量	対前年比（％）
マーガリン	151	98.3
ファットスプレット	80	105.0
ショートニング	205	100.3
精製ラード	30	102.4
食用精製加工油脂	35	121.1
その他加工油脂	163	96.7
計	665	100.5

ウ　油脂の供給動向

一方、油脂の供給は294万tと前年を上回った。国産原料から生産される主要油脂は、豚脂、牛脂、魚油、こめ油等に限られ、大部分が輸入原料に依存している。国内で生産される主要な油脂としては、ナタネ油、大豆油で国内で生産される油脂全体の73.4％を占めており、ナタネ油の生産量は103万t、大豆油は40万tとなっている。

表４　油脂の供給

（原油ベース・単位：千t）

項　目	21年	22年	23年
植物油	2,445	2,528	2,541
動物油	406	407	397
計	2,851	2,934	2,937
前年比（％）	94.1	102.9	100.1
うち輸入	2,457	2,549	2,557
（うち輸入油脂）	（918）	（952）	（990）
うち国産原料	394	386	380

⑽　新　食　品

新食品とは、一般加工食品のうち、新たな技術又は、新しい食品素材（食品新素材）を用いて製造又は加工され高付加価値化された飲食料品をいう。食品新素材とは、食品の物性をはじめとした品質を改善する機能や体調を調節する機能を有する、新しい食品素材（糖アルコール、オリゴ糖、食物繊維、ポリフェノール等）をいう。

近年、食品新素材や新技術を活用した新食品が、消費者の健康志向と相まって、食品産業の一分野として定着している。

２　外　食　産　業

⑴　外食産業の産業規模

国内の外食産業の規模は20.9兆円と推計（平成21年度農業・食料関連産業の経済計算）され、国民に食料を供給する役割を果たしている。また、事業所数は654千か所（平成24年経済センサス）、従業員数は321万人（平成24年労働力調査）であり、国内の産業及び雇用において貢献している。

⑵　対策及び支援の内容

ア　国産食材の利用推進

外食事業者の国産食材の利用・調達に関するニーズの生産地等への情報提供と外食産業と農業等が連携している優良事例の調査・分析に対し支援した。また、外食産業における国産食材の利用を推進するための農業者等との交流会等の開催に対し支援し

た。

イ　海外日本食レストランを通じた日本食材の輸出促進

海外日本食レストランにおける日本食の普及を通じた日本食・日本食材の輸出促進を目指し、21か所（台北、上海、バンコク、ロンドン、アムステルダム、ロサンゼルス、モスクワ、スイス、ニューヨーク、シンガポール、ソウル、ローマ・ミラノ、パリ、香港、シドニー、トロント、サンフランシスコ、北京、デュッセルフドルフ、ホーチミン、ジャカルタ）の日本食レストラン関係者のネットワークを活用して、日本の食材についての情報交換等を行った。

第８節　食品流通対策

１　概　　要

卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づいて策定された卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に即して、卸売市場の機能強化に向けた取組を行った。

消費者ニーズの多様化・高度化、流通コストの上昇等食品流通を取り巻く経済情勢の著しい変化に対処して、食品の流通部門の各段階を通じた構造改善を図るため、食品流通構造改善促進法（平成３年法律第59号）に基づき、平成19年４月に策定された食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針（第４次）に即して、各種の構造改善対策を行った。

２　中央卸売市場

⑴　概　　況

ア　中央卸売市場は、生鮮食料品等の重要な流通拠点として、農林水産大臣の認可を受けて開設されるものである。中央卸売市場については、昭和46年度から卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画（第１次：46～55年度、第２次：51～60年度、第３次：56～平成２年度、第４次：61～平成７年度、第５次：３～12年度、第６次：８～17年度、第７次：13～22年度、第８次：16（方針）・17（計画）～22年度、第９次：22（方針）・23（計画）～27年度）に基づいて整備統合が進められており、平成24年度末には44都市72市場（青果・水産市場27市場、青果・水産・花き市場12市場、青果・花き市場６市場、青果市場12市場、水産市場４市場、食肉市場10市場、花き市場１市場）となっている。

イ　卸売業者

中央卸売市場における卸売業務については、取扱品目の部類ごとに農林水産大臣の許可を要するが、この許可を受け卸売業務を行っている卸売業者は、平成24年度末で青果部79、水産物部69、食肉部10、花き部24、その他９で計191である。

また、中央卸売市場の平成23年度の取扱金額は青果１兆9,132億円（前年比96％）、水産物１兆6,758億円（同95％）、食肉1,989億円（同90％）、花き1,337億円（同99％）、その他260億円（同96％）となっている。

⑵　卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画

ア　卸売市場整備基本方針

卸売市場整備基本方針は、卸売市場法に基づき、おおむね５年ごとに農林水産大臣が定めているものであり、卸売市場が最近の情勢に的確に対応し、その機能を十全に発揮していく観点から見直し、平成22年10月に平成27年度を目標年度とする第９次卸売市場整備基本方針を策定・公表した。

第９次卸売市場整備基本方針においては、今後の卸売市場について、

a　コールドチェーンシステムの確立をはじめとした生産者及び実需者のニーズへの的確な対応

b　公正かつ効率的な取引の確保

c　食の安全や環境問題等の社会的要請への適切な対応

d　卸売市場間の機能・役割分担の明確化による効率的な流通の確保

e　卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化

f　経営戦略的な視点を持った市場運営の確保を基本とし、整備及びその運営を行うこととしている。

イ　中央卸売市場整備計画

中央卸売市場整備計画は、卸売市場法に基づき、おおむね５年ごとに農林水産大臣が定めているものである。

第９次卸売市場整備基本方針の策定を受け、平成23年３月に平成27年度を目標年度とする第９次中央卸売市場整備計画を策定・公表した。

第９次中央卸売市場整備計画においては、開設者から提出された市場ごとの施設整備の計画等を踏まえ、市場再編、施設改善、中央拠点市場に係る名称等について記載している。

⑶　中央卸売市場の施設整備

生鮮食料品流通の改善合理化のための中央卸売市場の施設整備については、中央卸売市場整備計画に即し

て計画的に実施する施設の改良、造成、又は取得に対して助成を行っている。

ア　交付率

定額（4/10、1/3）

イ　交付対象施設

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設、共同集出荷施設

平成24年度に交付金を活用して整備した中央卸売市場は、8都道県10市場であり、交付金額は209億8,386万4,500円の内数である。

このほか、卸売業者、仲卸業者等が行う施設整備に対しては、（株）日本政策金融公庫の食品流通改善資金による融資が行われている。

3　地方卸売市場

(1)　概　　況

地方卸売市場は地方都市における地域の流通拠点として、また、大都市地域にあっては中央卸売市場の補完的機能を果たすなど、中央卸売市場と一体となって生鮮食料品流通のネットワークを形成している。

中央卸売市場以外の卸売市場であって、卸売場面積が卸売市場法施行令で定める規模（青果市場330m^2、水産市場200m^2（産地市場は330m^2）、食肉市場150m^2、花き市場200m^2）以上の卸売市場の開設に当たっては、地方卸売市場として都道府県知事の許可を要する。

平成23年4月1日現在で、総合市場157、青果市場404、水産市場467（うち産地市場329）、食肉市場23、花き市場108の計1,159市場が許可されている。

(2)　地方卸売市場の施設整備

地方卸売市場の施設整備は卸売市場整備基本方針等に即して都道府県が策定する都道府県卸売市場整備計画に基づいて行われている。

国は地域拠点市場となっている公設（第3セクター及び事業協同組合等を含む）市場に対して、中央卸売市場の場合とほぼ同様の体系により助成を行っている。

ア　交付率

統合を行う市場	1/3
連携した集荷・販売活動を行う市場	1/3

イ　交付対象施設

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、情報処理施設、加工処理高度化施設、附帯施設

平成24年度に交付金を活用して整備した地方卸売市場は、3県3市場であり、交付金額は209億8,386万4,500円の内数である。

このほか、卸売市場の開設者（地方公共団体以外のもの）、卸売業者、仲卸業者等が行う施設整備に対しては、（株）日本政策金融公庫の食品流通改善資金による融資が行われている。

(3)　卸売市場の機能強化

ア　中央卸売市場戦略的経営展望策定支援事業

生産・実需者ニーズや地域の実情にあった機能強化を図ることを目的として、市場毎に開設者・関係業者等が一体となり、卸売市場を一つの経営体として、将来を見据えた経営戦略的な視点から見た経営展望の策定を支援した。

（補助率：1/2以内）

（予算額：2,915万円）

イ　一貫したコールドチェーン体制の整備に関する調査事業

前年度に実施した「一貫したコールドチェーン体制の整備事業」において導入した低温管理施設の導入効果を検証するための調査を行った。

（補助率：定額）

（予算額：699万円）

ウ　一貫したコールドチェーン体制の整備事業

中央卸売市場及び地方卸売市場の卸売業者が低温保管倉庫、簡易式低温売場について、新たにリース方式で導入する場合にリース料総額の一部を支援した。

（補助率：1/2以内）

（予算額2,402万円）

(4)　東日本大震災における卸売市場の災害復旧

東日本大震災により甚大な被害を受けた卸売市場施設の復旧等のため、消費地市場を対象とした卸売市場施設災害復旧事業が平成23年度に創設され、平成24年度には中央卸売市場3市場、地方卸売市場1市場において事業が実施された。

4　食品流通の構造改善対策

(1)　構造改善計画の認定

食品流通の構造改善事業を実施しようとする者は、構造改善計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

24年度における構造改善計画の認定（変更認定除く）は、食品生産製造提携事業9件、食品生産販売提携事業13件、卸売市場機能高度化事業3件であった。

⑵　構造改善計画に対する支援措置

農林水産大臣の認定を受けた計画に基づき構造改善事業等を実施する者に対して、（株）日本政策金融公庫（農林水産事業）からの融資や税制上の特例措置等の助成策を講じている。

24年度において講じた融資等の支援措置は、（株）日本政策金融公庫（農林水産事業）から食品生産製造提携事業116億500万円、食品生産販売提携事業43億4,000万円の融資を行うとともに、（財）食品流通構造改善促進機構から１億1,484万円の機器等の導入資金助成の支援を行った。

5　商業の近代化

⑴　食品流通改善資金

生産から消費に至る食品流通の構造改善を図るための総合的な施策の一環として、食品流通構造改善促進法に基づき農林水産大臣の認定を受けた構造改善事業（食品生産販売提携事業等）に必要な設備資金等に対し、（株）日本政策金融公庫（農林水産事業）から長期低利の融資を行った。

⑵　生鮮食料品等小売業近代化貸付制度

国民の日常生活に密接な関係を有する生鮮食料品等小売業を対象として、その近代化、合理化に必要な設備資金等に対し、（株）日本政策金融公庫（国民生活事業）から低利融資を行った。

6　商　品　取　引

⑴　商品取引所の概況

平成24年度における商品取引所の先物取引の出来高についてみると、農林水産省所管物資（農産物、砂糖、水産物及び農産物・飼料指数）の出来高は表のとおり171万枚で、前年度に比べ15.3％の減少。また、売買約定金額は前年度に比べて10.8％減少し約１兆7,173億円となった。この結果、経済産業省所管物資も含めた総出来高に占める農林水産省所管物資の割合は6.1％となった。

農林水産省所管物資では、大豆、小豆、とうもろこし、コーヒー生豆、粗糖、米穀、冷凍えび、国際穀物等指数、コーヒー指数が取引された。

なお、東京穀物商品取引所の解散（⑵参照）に伴い、コーヒー生豆については、平成25年２月８日をもって取引が終了した。

表５　24年度出来高及び約定金額

取引所	出来高（千枚）	約定金額（億円）
東京穀物商品取引所（東京商品取引所）	1,504	15,234
関西商品取引所（大阪堂島商品取引所）	209	1,939
合計（農林水産省所管）	1,713	17,173
合計（経産省所管物資も含む）	28,113	846,937

注：東京穀物商品取引所・関西商品取引所は、⑵のとおり、平成25年２月12日に市場移管・名称変更。

⑵　商品取引所の再編

東京穀物商品取引所は、昭和27年に設立され、昭和30年代からは、小豆、昭和50年代からは大豆、平成に入ってからは、大豆、とうもろこしの取引を中心的に行うなど、国内の商品取引所の中核となるとともに、世界の農産物市場における中心的な役割を果たしてきた。しかし、総合取引所構想の進展や取引量の減少等を受けて、市場機能を後世に引き継ぐため、平成25年２月12日に、大豆、とうもろこし、粗糖を東京商品取引所（同日に東京工業品取引所より名称変更）に、米穀を大阪堂島商品取引所（同日に、関西商品取引所より名称変更）に移管、同年３月19日に解散した。

⑶　総合取引所創設に向けた検討

証券・金融と商品を一体として取り扱う総合的な取引所の創設については、制度的な条件を整備するため、規制監督の窓口の一元化等を内容とする「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第86号）が平成24年９月６日に成立した。

⑷　商品取引所の定款の変更認可等

商品先物取引法（昭和25年法律第239号）に基づき、平成24年度中に商品取引所に対して行った主な変更の認可は以下のとおり。

ⅰ　定款の変更
- 取引所の名称変更（24.12.14関西）
- 取引所の名称変更（25.1.18東工取）

ⅱ　業務規程の変更
- 建玉及び注文の処理の移管に関する諸規定の整備（24.6.4東穀、関西）
- 損失限定取引の導入に関する諸規定の整備（24.8.31関西）
- 東京穀物商品取引所の市場移管に伴う諸規定の整備（24.11.29関西）
- 農産物・砂糖市場の開設に関する諸規定の整備

（25.1.18東商取）

ⅲ　受託契約等準則の変更

・建玉及び注文の処理の移管に関する諸規定の整備（24.6.4東穀、関西）

・損失限定取引の導入に関する規定の整備（24.8.31関西）

・商品先物取引法施行規則第102条の改正に伴う諸規定の整備（24.11.29東穀、関西）

・農産物・砂糖市場の開設に関する諸規定の整備（25.1.18東商取）

⑸　商品先物取引業者

商品先物取引法に基づく許可を受けた商品先物取引業者は平成25年３月末日現在で56社であり、前年同時期に比べ３社減少した。

なお、平成24年度中の新規許可は３社であり、廃業は６社であった。

⑹　商品先物取引仲介業者

商品先物取引法に基づく登録を受けた商品先物取引仲介業者は平成25年３月末日現在で５社であり、前年同時期に比べ１社増加した。

なお、平成24年度中の新規登録は２社、廃業は１社であった。

⑺　商品投資顧問業

商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成３年法律第66号）に基づく許可を受けた商品投資顧問業者は平成25年３月末日現在で４社であり、前年同時期に比べ４社減少した。

なお、平成24年度中の新規許可はなく、廃業は４社であった。

⑻　情報交換取極め（TOR）の締結

国境を越えた商品取引の市場監視の強化及び双方の商品デリバティブ市場の活性化のため、平成24年９月に、経済産業省とともに、ドバイ金融サービス機構との情報交換取極め（TOR：Terms Of Reference）を締結した。

第6章　生　　産　　局

第１節　東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による農業分野への影響と対応

農業生産現場における原発事故対応として、第一に24年度４月１日より施行された、新しい食品中の放射性物質の基準値（一般食品100Bq/kg、牛乳50Bq/kg、飲料水（茶含む）10Bq/kg）以下の農畜産物のみが流通するよう、①地方自治体での的確な放射性物質検査の実施、②生産現場における農畜産物中の放射性物質の低減対策の徹底を推進した。

具体的には、厚生労働省と連携して、各品目の検査の考え方を示すなど、地方自治体への助言・協力を進めたほか、①農産物については、除染や、カリ肥料の散布等品目の特性に応じた放射性物質の吸収抑制対策を徹底するとともに、米については、作付制限区域を設定、②畜産物については、安全な飼料の給与等家畜の適切な飼養管理の徹底等の取組を推進した。

さらに、避難区域等において農業者が円滑に営農活動を再開できるよう、自治体の要望を踏まえ、除染後農地の保全管理や作付実証等、営農再開を目的として行う一連の取組を支援するための基金を福島県に設置した。

また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内の家畜について、原子力災害対策本部長の指示に基づき、所有者の同意を得て行われる安楽死処分を支援した。

（予算額
東日本大震災農業生産対策交付金
10,427百万円の内数
福島県営農再開支援事業
23,185百万円）

１　農畜産物の品目ごとの放射性セシウム検査結果と安全確保の取組

⑴　米

24年産米については、「24年産稲の作付に関する方針」に基づき、①23年産米で500Bq/kg超過が検出された地域等は作付制限、②23年産米で100～500Bq/kgが検出された地域では、作付制限または事前に出荷を制限し、作付前の吸収抑制対策及び地域の米の全量管理・全袋検査の実施を条件に作付、③その他の地域については、収穫後の抽出検査による安全確認を行った。なお、福島県では、事前出荷制限が指示された区域以外の地域も含め、県下全域で全袋検査が行われた。

また、23年産米の検査結果等の解析により、カリ肥料の施用が玄米に含まれる放射性セシウム濃度を低減する効果があることが明らかとなったことから、24年産米の生産にあたっては土壌中のカリウム濃度に応じたカリ肥料の施用を推進・支援した。こうした取組の結果、24年産米の放射性セシウム検査結果では、17都県で検査された1,037万点（福島県の全袋検査を含む）のうち基準値の100Bq/kg超過が84点、0.0008％と、23年産米の2.2％に比べて大幅に低下した。

また、25年産米でのより効果的な吸収抑制対策の実施に向けて、福島県等と連携して放射性セシウム濃度の高い米が発生する要因とその対策について調査・取りまとめを行った。

⑵　米以外の農産物

野菜については、24年度の検査結果は、18,570点のうち100Bq/kg超過は５点、0.03％であり、23年度末までの３％に比べて大幅に低下した。また、24年度に基準値を超過した野菜において、汚染された被覆資材の使用が原因と考えられるものがあったことから、被覆資材が汚染されないよう適切に保管すると共に、汚染された被覆資材の使用を避けるよう周知した。

果実については、23年の冬に粗皮削りや高圧洗浄により樹体表面に付着した放射性セシウムの低減に取組んだこと等により、24年度の検査結果は、4,478点のうち100Bq/kg超過が13点、0.3％であり、23年度末までの7.7％に比べて大幅に低下した。一方、干し柿の一種であるあんぽ柿については、加工による放射性セシウムの濃縮により、福島県の主要産地で２年連続で加工自粛となったことを受け、25年産の出荷再開に向け、地方自治体、生産者団体等と共にあんぽ柿復興協議会を開催した。

茶については、深刈り等の剪定、整枝により樹体や葉に付着した放射性セシウムの低減に取組んだこと等により、24年度の検査結果は867点のうち基準値超過は13点、1.5%であり、前年度末までの8.6%に比べて低下した。なお、茶については、平成23年度末までは荒茶・製茶の状態で測定することとなっていたが、24年4月より、飲用に供する状態で測定することとなった。

大豆・そばについては、24年産の100Bq/kg超過の割合はそれぞれ1.1%、0.5%であり、23年産に比べて100Bq/kg超過の割合は低下したものの、他の農産物に比べ、より広い地域で超過がみられた。このため、25年産での効果的な吸収抑制対策の実施に向けて、地方公共団体及び関係独立行政法人と連携して、放射性セシウム濃度の高くなる要因とその対策について、調査・分析を行い中間取りまとめとして公表した。

⑶ 畜　産　物

畜産物については、基準値を超える放射性物質が含まれることがないよう設定した暫定許容値以下の飼料のみが与えられるよう、家畜の適切な飼養管理について指導するとともに、代替飼料の確保に対する支援等を行った。

また、飼料中の放射性セシウムの暫定許容値を上回る牧草が生産されることが予想される草地について、反転耕、耕起等による除染を推進した。

こうした取組により、24年度の検査結果は、牛肉については、153,238点のうち100Bq/kg超過は6点、0.004%と23年度末までの1.3%より大きく低下した。なお、牛肉については、24年9月30日まで、経過措置として、暫定規制値（500Bq/kg）が適用されており、100Bq/kgを超過した6点のうち4点は、経過措置期間に検出された。当該4点を含め、100Bq/kgを超過した牛肉は、市場には流通しなかった。

豚肉については、863点のうち100Bq/kg超過は1点、0.1%と、23年度の1.3%から低下しており、鶏肉及び卵については、24年度に732点の検査を行ったが、事故後から100Bq/kg超過は検出されていない。原乳については、24年度は2,421点の調査を行ったが、基準値を超える値は、23年4月から引き続き検出されていない。

（表）24年度までの農畜産物の放射性セシウム検査結果（17都県）[注1]（上段：24年度、下段：23年度末まで）

品　目	検査点数	基準値超過点数	超過割合[注2]	24年度の基準値超過品目
米[注3]	1,037万 (26,464)	84 (592)	0.0008% (2.2%)	米
麦	1,818 (557)	0 (27)	0% (4.8%)	—
豆類	5,962[注4] (689)	63[注4] (16)	1.1% (2.3%)	大豆、小豆
野菜類	18,570 (12,671)	5 (385)	0.03% (3.0%)	ホウレンソウ[注5]、アシタバ、レンコン、クワイ、コマツナ[注5]
果実類	4,478 (2,732)	13 (210)	0.3% (7.7%)	ウメ、ブルーベリー、クリ、ユズ、ミカン
茶	867 (2,233)	13 (192)	1.5% (8.6%)	茶
その他地域特産物	3,094 (498)	14 (16)	0.5% (3.2%)	そば
原乳	2,421 (1,919)	0 (8)	0% (0.4%)	—
肉・卵（野生鳥獣肉を除く）	154,866 (79,834)	4 (1,027)	0.003% (1.3%)	牛肉、豚肉、馬肉
農畜産物合計	1,057万 (127,597)	196 (2,473)	0.002% (1.9%)	

注1：厚生労働省及び自治体が公表したデータに基づき作成。
「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部決定）で対象自治体としている17都県。
注2：基準値を超過した割合。超過が見られた品目・地域については、出荷制限や自粛などが行われている。
基準値（24年4月～）：100Bq/kg（茶については浸出液で10Bq/kg、原乳については50Bq/kg、経過措置として、米と牛肉については24年9月30日、大豆については24年12月31日まで500Bq/kg（暫定規制値））。
なお、23年度までの茶は、荒茶や製茶の状態で500Bq/kg超のデータを集計（飲用に供する状態での放射性セシウム濃度は荒茶の概ね1/50）。
注3：23年産米は、福島県で行った緊急調査の点数23,247点を含む。24年産米は、福島県及び宮城県の一部地域で行った全袋検査の点数1,037万点を含む。また、25年度に検査された24年産米を含む（26年2月末時点）。
注4：25年度に検査された24年産の大豆については、24年度の結果に含めている（26年2月末時点）。
注5：ホウレンソウ、コマツナの超過は各々1点のみで、汚染した被覆資材の使用による交差汚染の可能性。

2　その他の取組等

⑴　被災地の家畜の捕獲・移動

警戒区域の家畜については、同区域の見直しに伴い、平成24年４月５日に原子力災害対策本部長から、所有者の同意を得た上で家畜に苦痛を与えない方法によって処分することを基本としつつ、所有者が継続使用を望む場合、出荷や繁殖の制限、個体識別の実施等の徹底を要請した上で家畜の引き渡しを行う旨が指示された。これを受け、引き続き本省や（独）家畜改良センター等の職員を警戒区域等へ派遣し、家畜の捕獲等を支援するとともに、継続飼養する場合の条件の周知徹底等にかかる取組を行った。

⑵　正確な情報発信

原発事故の影響下での農作物の作付、吸収抑制対策、収穫時の検査等、営農上留意すべき事項について、Q&Aや通知を作成し、ホームページへの掲載や、関係県・団体等を通じて現場への周知に努めた。

また、都道府県が行う食品中の放射性物質の調査結果について、厚生労働省の集計したデータを基に、各品目や地域ごとに分かりやすく整理し、ホームページに掲載した。

⑶　農業系廃棄物の処理の推進

放射性セシウムに汚染された稲わら、牧草、牛ふん堆肥等の農業系廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法に基づき、8,000Bq/kg超は指定廃棄物として国（環境省）が、8,000Bq/kg以下は一般廃棄物等として市町村等が処理することとされている。焼却処理等がなされるまで時間を要する状況にあることから、営農上支障が生じることがないよう、また、風評被害の原因となることがないよう、隔離や一時保管等を推進した。

第２節　国産農畜産物の競争力強化に向けた生産面での取組強化

地方の自主性・裁量性を高める観点から、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能な仕組みである「強い農業づくり交付金」を引き続き推進した。

また、産地の農業収益力の向上に向け、国が直接採択・支援する事業を大括り化し、効率的な運用を可能とした「産地活性化総合対策事業」を引き続き推進した。

1　強い農業づくり交付金（産地競争力の強化に向けた取組）

⑴　事業の趣旨

我が国農業は国民への食料の安定供給や地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等といった多面的かつ重大な役割を果たしている。

一方、近年の消費・流通構造の変化に伴い、存在感を増す外食産業や流通業界のニーズに対し、国産農畜産物の生産・供給体制が対応しきれなくなったことによる輸入農産物の急速な代替の進行、それによる産地の農業収益の減少等の問題が生じている。

我が国農業の体質強化を図るためには、多様化する消費者・実需者のニーズに適応した国産農畜産物の安定供給体制を確立し、国産農畜産物のシェアの低下を防ぎ、産地としての持続性を確保するといった産地の競争力強化に向けた取組が非常に重要となっている。

このため、国産農畜産物の競争力の強化や環境と調和のとれた持続的な農業生産への転換に必要となる体制整備を支援している。

⑵　取組の内容

強い農業づくり交付金のうち産地競争力の強化の取組においては、農畜産物の高品質・高付加価値化、作付面積及び収量の増加、労働時間及びコストの削減、農畜産業の環境保全といった目標を実現するために必要となる取組を地域が自ら選択し、総合的に実施することができる。

なお、24年度においては、土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、環境保全、畜産周辺環境影響低減、地球温暖化対策、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備、穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用、集出荷貯蔵施設等再編利用、農産物処理加工施設等再編利用、国産原材料サプライチェーン構築、青果物広域流通システム構築といった取組メニューを措置し、産地の競争力強化に寄与する農畜産業共同利用施設の整備等を総合的に支援した。

⑶　予　　算　　額

平成24年度予算額　　236億円の内数

2　産地活性化総合対策事業

⑴　事業の趣旨

近年の農産物価格の低迷、肥料等資材価格の高騰等により産地の農業収益力が低下しており、地域経済全体の低迷や食料供給力の減退を招くことが懸念されている。

このため、幅広い品目の産地収益力の向上に向けた取組を支援するとともに、粗飼料の広域流通体制の整備等を支援することにより、産地の収益力の向上及び食料自給率の向上等を通じた産地の活性化を図る。

⑵ 事業の内容

産地活性化総合対策事業においては、①産地の収益力向上への取組として、産地の関係者が組織する協議会により策定されたプログラムに基づき、生産技術力の強化、有機農業の推進、国内産いもでん粉の高品質化技術等の確立、サプライチェーンの構築、地域バイオマスの利活用、乳業の再編、食肉等流通の合理化の取組を支援し、②食料自給率向上に向けた生産拡大の取組として、麦、大豆等については産地が生産拡大に必要な体制づくり等を、粗飼料については広域流通体制の整備や放牧の拡大等による飼料生産拠点の形成等を支援し、③高齢農業者等の安全意識向上に資する取組やトラクターの事故防止に向けた取組を支援し、④産地活性化、地域作物支援、飼料生産拠点育成、施設園芸における省エネルギー設備導入、畜産新規就農の促進等に必要な農業機械等をリース方式での導入のメニューを措置し総合的に支援した。

⑶ 予　算　額

平成24年度予算額　　53億円

第３節　農産物の生産対策等

１　米生産対策

⑴ 生　産　動　向

平成24年産水稲の作付面積は、前年産に比べ５千ha（0.3%）増加し、157万９千haであった。

同年産水稲の作柄は、全もみ数がおおむね平年並に確保され、登熟もおおむね順調に推移したことから、全国の10a当たりの収量は540kgとなり、収穫量は前年産に比べ12万２千t（1.5%）増加し、851万９千tとなった。なお、全国の作況は102であった。

⑵ 生　産　対　策

米については、需要動向に即した計画的生産を図りつつ、麦・大豆等と組み合わせた収益性の高い安定した水田農業経営の展開を進めること及び消費者・実需者ニーズに応え、良質な米を安定的に供給しうる生産流通体制の確立が重要である。

このような課題に対応するため、稲・麦・大豆の土地利用型作物を一体として捉え、共同利用施設の整備による効率的な生産流通体制の構築や、合理的な作付体系の導入・定着、老朽化・遊休化した施設の有効利用のための再編整備等を推進した（強い農業づくり交付金等）。

また、新規需要米の生産拡大を図るため、多収性品種の導入や直播栽培の普及、専用機械の導入等を行った。

２　麦生産対策

⑴ 生　産　動　向

平成24年産麦の作付面積は、４麦計27万ha、前年産に比べ２千ha減少した。

収穫量について、北海道においては、登熟期以降の天候に恵まれたこと、都府県においては、一部地域において播種遅れや冬期の低温の影響を受け生育が遅れたものの、概ね登熟期以降の天候に恵まれたことから、前年産に比べ10a当たり収量が増加したため、４麦計で103万t、前年産に比べて11万２千t増加した。このうち、小麦は85万８千tで前年産に比べて11万２千t増加した。

⑵ 生　産　対　策

麦は、北海道においては大規模畑作営農における輪作作物、都府県の水田作地帯における転作作物または二毛作作物として、我が国の土地利用型農業における重要な作物となっている。しかしながら、湿害等による収量・品質の不安定さや労働力不足といった課題により、近年の麦の作付面積は伸び悩んでおり、特に湿害を受けやすい等の生産条件が悪い地域における減少が見られる。

このような課題に対応すべく、平成24年度補正予算において大豆・麦等生産体制緊急整備事業を措置し、麦の生産拡大に緊急かつ積極的に取り組む地域に対して、新品種や新技術の導入、生産性向上に資する機械の導入、土壌改良等の取組に対して支援を行うとともに、乾燥調製施設等の整備を通じ、麦の生産振興を図った。

３　大豆生産対策

⑴ 生　産　動　向

24年産大豆の作付面積は、他作物への転換等により、前年産に比べ5,600ha（４%）減少し、13万1,100haとなった。

また、収穫量については、天候に恵まれ生育がおおむね良好であったことから、前年産に比べて１万300t５%）増加し、22万9,100tとなった。

⑵ 生　産　対　策

国産大豆は、有効活用されていない水田や畑地を活用し食料自給率を向上していく上で重要な作物である

が、他作物への転換等により作付面積が減少傾向となっている。また、気象条件等の影響により作柄が大幅に変動し、販売価格が乱高下することから、量・質ともに実需者の求める大豆を安定的に生産・供給することが課題となっている。

このため、平成24年度予算において、大豆・麦等生産体制緊急整備事業による、大豆・麦の生産拡大に緊急かつ積極的に取組む地域が行う生産体制整備の支援や、強い農業づくり交付金により大豆の増産に対応するための乾燥調製施設等の整備への支援を通じ、大豆の生産振興を図った。

4　野　菜　対　策

(1)　生産・輸出入動向

ア　野菜の生産動向

平成24年産野菜について、作付面積では、キャベツ（400ha増）やたまねぎ（300ha増）、こまつな、ブロッコリー（ともに200ha増）など増加した品目は一部にあるものの、だいこん（500ha減）やにんじん、アスパラガス、いちご、メロン（ともに300ha減）、さといも、さやいんげん（ともに200ha減）などで減少したことから、前年に比べ２千ha減少し、407千haとなった。

生産量では、降雪量が多く残雪によりは種ができなかったこと等によりだいこん等一部の品目で減少したものの、はくさい、キャベツ、レタス産地において、天候に恵まれたことから、野菜全体では前年に比べ173千t増加し、11,299千tとなった。

表１　平成24年産主な野菜の作付面積、収穫量及び出荷量

品目	作付面積	収穫量	出荷量	（前年産増減）作付面積	収穫量	出荷量
	百ha	千t	千t	百ha	千t	千t
根菜類						
だいこん	344	1,469	1,168	△5	△24	△12
かぶ	48	136	111	△1	△3	△2
にんじん	189	613	544	△3	△4	△3
ごぼう	88	168	143	0	6	6
れんこん	40	63	52	0	5	4
さといも	134	173	109	△2	2	2
やまのいも	75	166	135	0	0	0
葉茎菜類						
はくさい	180	921	723	△1	24	15
こまつな	64	101	86	2	△1	△2
キャベツ	341	1,443	1,265	4	68	56
ちんげんさい	25	48	42	0	0	0
ほうれんそう	217	264	218	△1	0	1
ふき	7	13	11	0	△1	△1
みつば	11	16	15	0	0	0
しゅんぎく	21	32	26	△1	△2	△1
みずな	25	42	37	0	△1	0
セルリー	6	33	31	0	1	0
アスパラガス	60	29	25	△3	0	0
カリフラワー	13	22	18	0	0	0
ブロッコリー	136	138	123	2	8	8
レタス	209	566	529	1	24	20
ねぎ	230	481	383	△1	△4	△1
にら	23	63	57	1	△1	△1
たまねぎ	249	1,098	969	3	28	27
にんにく	23	20	13	1	△1	0
果菜類						
きゅうり	116	587	495	△1	2	2
かぼちゃ	178	227	178	△1	18	15
なす	99	327	247	△1	5	4
トマト	120	722	645	0	19	19
ピーマン	34	145	125	0	3	3
スイートコーン	250	255	205	0	15	12
さやいんげん	62	42	27	△2	△1	△1
さやえんどう	40	26	17	△1	△1	△1
そらまめ	22	17	12	0	△2	△1
えだまめ	127	70	50	△1	4	3
香辛野菜						
しょうが	19	55	43	△1	1	1
果実的野菜						
いちご	57	163	149	△3	△14	△13
メロン	79	176	160	△3	△4	△3
すいか	113	370	316	△1	7	7

資料：農林水産省「野菜生産出荷統計」

イ　野菜の輸出入動向

平成24年の輸出金額は、前年比100.4％の9,027百万円と増加した。このうち、生鮮野菜の輸出金額は台湾及び米国向けのながいも、香港向けのいちご、メロン及びかんしょが増加したことにより、前年比120％の2,389百万円と増加した。一方、野菜加工品の輸出金額は、前年比95％の6,638百万円と減少した。

平成24年の輸入量は、前年比105％の238万tと増加した。このうち、生鮮野菜の輸入量は、たまねぎの輸入は減少したもののにんじんやブロッコリー等の輸入量が増加したことにより、前年比103％の93万tとなった。また、野菜加工品の輸入量は、トマト加工品等の輸入量が増加し、前年比106％の146万tと増加した。

(2)　生産・流通対策

輸入品の使用割合が増加している加工・業務用野菜について、国産野菜の仕向け量の増加を図るため、国産野菜の安定供給体制の構築を推進した。

また、流通コストの低減を図るため、広域的な集荷による効率的・合理的な流通システムの構築を支援した。

さらに、一層の低コスト化、高付加価値化等を通じて、輸入野菜との品質・価格競争に打ち勝つ力強い生産・供給体制の確立を推進した。

ア　加工・業務用需要への的確な対応に向けた取組

加工・業務用国産野菜の仕向け量増加を図るため、生産者・中間事業者・食品製造業者等が一体となった供給連鎖（サプライチェーン）構築のための取組、生産現場での品種・栽培技術等についての実証試験や契約取引を推進する産地指導者育成のための研修会の実施等を支援した。また、実需者ニーズに対応した冷凍等の一次加工施設や集出荷貯蔵施設等の整備を支援した。

（予算額

産地活性化総合対策事業のうち産地収益力向上支援事業

農業所得向上新分野支援地区推進事業（国産原材料サプライチェーン構築事業）

全国推進事業（ニュービジネス育成・強化支援事業）

5,288百万円の内数）

イ　国産野菜の流通コスト低減に向けた取組

国産野菜の流通コスト低減に向けて、生産者と流通業者が一体となった広域流通体制構築のための取組を支援した。

（予算額

産地活性化総合対策事業のうち産地収益力向上支援事業

農業所得向上新分野支援地区推進事業（青果物広域流通システム構築事業）

5,288百万円の内数）

ウ　野菜産地の競争力強化に向けた取組

⑺　生産・流通コストを一層削減した野菜生産・供給を推進するため、施設における初期コストを低減するための低コスト耐候性ハウスや流通の合理化に向けた集出荷貯蔵施設等の整備を支援した。

（予算額

強い農業づくり交付金

23,593百万円の内数）

⑴　野菜産地の収益力を向上させるため、産地内外の農業関係者が集結した協議会により策定した産地収益力向上プログラムに基づき、生産技術力の強化を図る取組及びそれに必要な施設整備等を支援した。

（予算額

産地活性化総合対策事業

5,288百万円の内数）

⑼　急激な円高による輸入急増や輸出減少、異常気象による収量、品質の低下等を招いている産地の体質強化に必要な共同利用施設等の整備を支援した。

（予算額

産地再生関連施設緊急整備事業

9,500百万円の内数）

⑽　燃油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、施設園芸の省エネルギー設備のリース導入を支援するとともに、農業者と国の拠出により燃油価格が一定基準以上に上昇した場合に補てん金を交付するセーフティネットの構築を支援した。

（予算額

燃油価格高騰緊急対策

42,530百万円の内数）

⑶　価格動向と需給・価格安定対策

ア　野菜の価格動向

野菜は、国民消費生活上不可欠なものであるが、気象条件の影響を受けて作柄が変動しやすい上に、保存性にも乏しいため、価格が変動しやすい特性を持っている。

平成24年の野菜価格は、前年12月以降の低温・少雨により１月から５月にかけて高値となったものの、５月以降は好天に恵まれ豊作基調にあったため、６月から11月にかけて価格が低迷した。

表２　指定野菜（14品目）の卸売価格の動向
（東京都中央卸売市場）

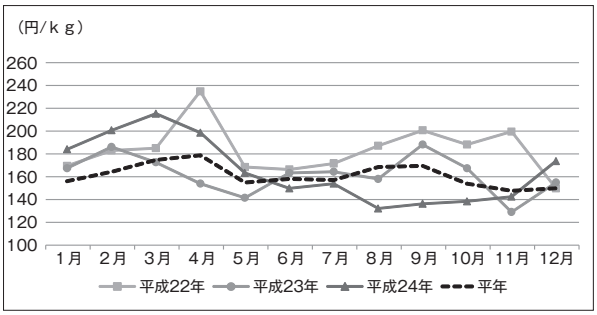

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成22年	173	186	188	236	172	170	175	190	203	191	202	154
平成23年	171	189	176	158	146	167	168	162	191	171	134	159
平成24年	187	203	217	201	167	154	158	137	141	143	147	177
平年	160	168	178	182	159	162	161	172	173	158	152	154

資料：東京都中央市場青果卸売会社協会調べ
注：平年とは、過去５ヵ年（平成19～23年）の月別価格の平均値である。

イ　需給安定対策

「指定野菜の需給ガイドライン」及び「指定野菜の必要入荷量の見通し」を策定し、これらを踏まえ生産出荷団体等が作成した供給計画に基づく生産・出荷を推進した。

８月下旬以降、好天による豊作により、価格が低迷していたキャベツ、はくさいについて、価格の回復を図るため、９月７日から20日まで、市場出荷予定の一部を出荷停止する緊急需給調整事業を実施した。

ウ　野菜価格安定制度

⑺　指定野菜価格安定対策事業

野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）に基づいて、一定の面積規模等を満たす野菜指定産地から出荷される指定野菜の価格の著しい低落が生産者の経営に及ぼす影響を緩和するために、

独立行政法人農畜産業振興機構が生産者補給交付金等を交付する事業を実施し、国は、この資金造成に要する経費について助成を行った。

㈠　特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

野菜生産出荷安定法に基づいて、野菜の需給及び価格の安定上重要な指定野菜に準ずる野菜（特定野菜）並びに野菜指定産地への計画的な育成を推進する野菜産地及び中山間地域の野菜産地等から出荷される指定野菜について、都道府県の野菜価格安定を目的とする公益法人（以下、「野菜価格安定法人」という。）が価格差補給交付金等を交付する事業を実施し、国は、これに要する経費について、独立行政法人農畜産業振興機構を通じて助成を行った。

また、本事業の対象となる特定野菜の品目にみょうがを追加した。

㈡　契約野菜安定供給事業

野菜生産出荷安定法に基づいて、加工業者、外食業者、量販店等の実需者との契約取引を行う生産者に対して、契約取引に係る価格・収量変動のリスクを軽減するため、独立行政法人農畜産業振興機構が契約指定野菜安定供給事業を実施し、国は、この資金の造成に要する経費について助成を行った。

また、野菜価格安定法人が契約特定野菜等安定供給事業を実施し、国は、これに要する経費について、独立行政法人農畜産業振興機構を通じて助成を行った。

（所要額

野菜価格安定対策事業　　15,949百万円）

5　果　樹　対　策

⑴　生産・輸出入動向

ア　果樹の生産動向

平成24年産の果樹栽培面積は前年に比べ3,200ha減少し、240千haとなった。主な品目については、みかん（800ha減）、りんご（400ha減）、かき（400ha減）をはじめ、全般的に減少した。

また、平成24年産の果実生産量は、前年産とほぼ同じ303万t（前年比100％）となった。

表３　平成24年産主な果実の栽培面積、収穫省及び出荷量

品目	栽培面積	収穫量	出荷量	前年産増減 栽培面積	収穫量	出荷量
	百ha	千t	千t	百ha	千t	千t
みかん	472	846	757	△ 8	△ 82	△ 72
その他かんきつ類	277	－	－	△ 3	－	－
りんご	397	794	708	△ 4	139	126
日本なし	138	275	253	△ 4	△ 11	△ 11
西洋なし	17	24	21	0	△ 3	△ 2
かき	226	254	210	△ 4	46	40
びわ	16	3	3	0	△ 2	△ 1
もも	107	135	124	△ 1	△ 5	△ 4
すもも	32	22	19	0	△ 1	△ 1
おうとう	48	18	16	0	△ 2	△ 2
うめ	174	90	78	△ 3	△ 17	△ 15
ぶどう	186	198	182	△ 2	25	24
くり	217	21	15	△ 4	2	1
パインアップル	5	6	6	0	0	0
キウイフルーツ	23	30	26	△ 1	4	4

資料：栽培面積は「耕地及び作付面積統計」、収穫量及び出荷量は「果樹生産出荷統計」
注：パインアップルの収穫量及び出荷量は沖縄県のみ

イ　果実の輸出入動向

平成24年の輸出金額は、前年比75％の7,882百万円と大幅に減少した。このうち、生鮮果実の輸出金額は、台湾，香港及び中国向けのりんごや香港向けのなしが減少したことにより、前年比68％の5,508百万円となった。また、果実加工品も前年比97％の2,374百万円と減少した。

平成24年の輸入量は、前年比103％の267万tとなった。このうち、生鮮果実の輸入量は、バナナが前年比102％の108万６千t、オレンジが前年比113％の13万tと増加した一方、グレープフルーツが前年比95％の15万１千tと減少したため、全体では前年比105％の186万３千tとなった。

また、果実加工品の輸入量は、オレンジ果汁が前年比93％の９万２千t、りんご果汁が前年比105％の８万８千t、ぶどう果汁が前年比105％の５万１千t等となり、全体では前年とほぼ同じ80万３千t（前年比100％）となった。

⑵　果樹産地の強化

果樹産地の構造改革を進めるため、目指すべき産地の姿とそれを実現するための戦略を内容とする「果樹産地構造改革計画」の産地自らによる策定を推進した。また、平成19年度より始まった果樹経営支援対策事業により、果樹産地構造改革計画に基づき、担い手や産地が行う前向きな取組（優良品目・品種への転換、園地整備、大苗育苗ほの設置等）を支援したほか、平成23年度から果樹未収益期間支援事業を実施し、産地ぐるみで改植を実施した際の未収益期間に対し、肥料・農薬代等の育成経費への支援を行った。

また、果樹産地の競争力強化を図るため、強い農業づくり交付金や産地活性化総合対策事業により、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設等の整備等を支援した。

（予算額　果樹・茶支援対策事業

6,723百万円の内数

強い農業づくり交付金
23,593百万円の内数
産地活性化総合対策事業
5,288百万円の内数
産地再生関連施設緊急整備事業
9,500百万円の内数
燃油価格高騰緊急対策
42,530百万円の内数）

⑶　需給安定対策

果実の需給安定を図るため、次の事業を実施した。

ア　果実計画生産推進事業

うんしゅうみかん及びりんごについて、生産出荷計画の作成、摘果等による生産量の調整による需給安定対策を実施した。

平成24年産は、うんしゅうみかんはうら年を勘案し、りんごは平年並みの水準と見込み、適正生産出荷見通し（適正生産量：うんしゅうみかん91万t、りんご79万t）を策定した。これをもとに、全国、道府県、産地の段階でそれぞれ生産出荷目標を策定するとともに、各産地では、摘果等による適正生産量の達成に向けた取組が推進された。

（予算額　果樹・茶支援対策事業
6,723百万円の内数）

イ　緊急需給調整特別対策事業

うんしゅうみかんの価格については、24年産では出荷量が10月上旬までで前年の３割を上回り、流通在庫が増加して３年ぶりの低い価格水準となった。

このため、うんしゅうみかんを対象として10月20日から10月31日まで緊急需給調整特別対策事業を実施し、緊急的に生食用果実を加工原料用に仕向けるのに要する経費を支援した。

（予算額　果樹・茶支援対策事業
6,723百万円の内数）

⑷　加工・流通対策

食の簡便化等により、加工・業務用需要は高まっているが、加工・業務用果実は主に輸入品が占めている。一方で、消費者の安全性へのニーズの高まり等から国産果実の需要が高まっており、これに対応する安定的な供給体制の構築を推進した。

ア　加工・業務用需要への対応

加工・業務用国産果実の仕向け量増加を図るため、生産者・中間事業者・食品製造業者等が一体となった供給連鎖（サプライチェーン）構築の取組に対して支援した。

（予算額
産地活性化総合対策事業のうち産地収益力向上支援事業
農業所得向上新分野支援地区事業（国産原材料サプライチェーン構築事業）
5,288百万円の内数）

⑸　消費拡大対策

食育の取組と連携を図りつつ、果物200グラムを摂取することによる健康・栄養面での重要性の普及・啓発を推進するため、①学生や市民を対象とした朝食や果物摂取の重要性等を内容とした講座の開催、②食への関心が薄く果物摂取量が少ない成人男性を対象とした料理教室の開催等の取組を実施した。

（予算額
食育実践活動推進事業
76百万円の内数）

6　花きの産業振興対策

⑴　生　産　動　向

平成23年産の花きの生産の動向は**表4**のとおりである。

表４　平成23年産の花きの生産の動向

品　目	作付面積 ha	出荷数量	生産額 億円
切り花類	15,780 (97)	4,164,000(千本) (96)	2,014 (93)
鉢もの類	1,833 (99)	253,900(千鉢) (97)	955 (103)
花壇用苗もの類	1,559 (99)	708,600(千鉢) (98)	323 (101)
花木類	5,201 (94)	99,705(千本) (91)	262 (94)
球根類	478 (95)	134,000(千球) (90)	27 (93)
芝類	5,246 (93)	4,005(ha) (96)	61 (91)
地被植物類	90 (74)	120,064(千鉢･千本) (69)	29 (73)
合計	30,187 (96)	－ (－)	3,671 (96)

注：（　）の数字は前年比、単位は％

⑵　産業振興対策

平成22年４月に見直しを行った「花き産業振興方針」に即して次の諸対策を実施した。

ア　花きの生産・流通に関する施策

花き産地の生産・流通コストの低減、ブランド花

きの生産供給体制の構築等の取組を推進するため、低コスト耐候性ハウスの整備等の取組を支援した。

（予算額

強い農業づくり交付金

23,593百万円の内数）

産地活性化総合対策事業

5,288百万円の内数）

イ　花きのある生活の実現に向けた取組の推進

無購買層・低購買層に消費を促すため、花きの効用等の知識の普及を図るとともに、子どもが花きに触れる機会を通じて、やさしさや美しさを感じる気持ちを育む「花育」の推進に必要なマニュアルの作成や研修会の開催等の取組に対する支援を行った。

（予算額

産地活性化総合対策事業

5,288百万円の内数）

ウ　国産花きの強みを活かせる生産・出荷体制の構築

消費者の関心が高い「日持ちの良さ」を取り入れた販売方法の実証を踏まえ、日持ち保証販売を拡大するため、日持ち試験室で活用する試験の統一マニュアルを作成するとともに、品質の高さ等の商品情報を消費者に的確に提供できるようなネットワーク構築整備等を実施した。

（予算額

産地活性化総合対策事業

5,288百万円の内数）

エ　花き産業振興総合調査

花き関係の基礎データの整備のための調査・分析を行った。

（予算額

花き産業振興総合調査

4百万円）

7　甘味資源作物の生産対策

⑴　甘味資源作物の生産動向

てん菜の生産は、昭和60年以降、北海道農業団体による作付指標面積の設定等により、需要の動向に即した計画生産が行われているものの、作付面積の減少が続いており、平成24年産の作付面積は、5万9,300ha（前年比98.0%）であった。また、10a当たり収量は、融雪の遅れによる定植作業の遅延等はあったものの、昨年産を上回る6.3t（同108.2%）となり、生産量は375万8,000t（同105.9%）となったが、糖分は、夏から秋にかけての著しい高温及び褐斑病の多発等により、史上最低の水準となった。

さとうきびについては、平成24年産の収穫面積は2万3,000ha（前年比101.8%）となった。10a当たり収量は、前年に被害を受けたさとうきびからの株出栽培の不調等前年の不作の影響、メイチュウの発生、8月下旬からの度重なる台風襲来等により、鹿児島県、沖縄県両県平均で4.8t（前年比109.0%）（鹿児島県：4.32t（同97.1%）、沖縄県：5.20t（同118.2%））、生産量は、111万t（前年比111.0%）となり、大不作であった昨年産を上回るものの、平年を大幅に下回る（平年比79.3%）水準となった。

⑵　てん菜生産振興対策

てん菜は、北海道畑作農業における基幹的な輪作作物であるとともに、地元のてん菜糖製造事業者で製糖されるなど地域経済上重要な役割を担っているが、近年、高温多湿な気象条件が続いていることに加え、農家の高齢化や規模拡大により、労働時間の長いてん菜が敬遠されており、作付面積は減少傾向で推移している。

このため、平成24年度については、水田活用の所得補償交付金（平成25年度は水田活用の直接支払交付金）の産地資金を活用し、湿害対策、育苗・移植における省力化、省力的作業機械等の活用、高度施肥管理、直播栽培の導入について支援を行った。

⑶　さとうきび生産振興対策

さとうきびは、台風、干ばつ等の自然災害の常襲地帯にある鹿児島県南西諸島及び沖縄県の農業における基幹作物であるとともに、さとうきび産地に立地した甘しゃ糖製造事業とも相まって地域経済上重要な役割を担っているが、近年度重なる台風の襲来や病害虫の発生等により不作傾向となっていることから、効率的かつ持続的な生産体制を確立することに加え、さとうきびを生産する全ての島における適切な防除が必要となっている。

このため、平成24年度については、さとうきび安定生産確立対策事業農畜産業機械等リース支援事業（地域作物支援型）において、機械化一貫体系確立のためのハーベスター等の導入、産地活性化総合対策事業のうち産地収益力向上支援事業（地域作物支援地区のうちさとうきび全島適正防除推進事業）において、不作の原因となった病害虫の防除の取組への支援を行った。

8　特産農産物の生産振興対策

いも類、雑豆、落花生等特産農産物は地域農業において極めて重要な地位を占めているが、その多くは加工原料用需要であるため、海外産品との競合等により需要が伸び悩んでいるものが多いこと等から、需要の

動向に沿った計画的生産を推進し、生産性及び品質の一層の向上を図ることが重要な課題となっている。

これら特産農産物の生産動向及び振興対策は次のとおりである。

⑴ 特産農産物の生産動向

ア　いも類

平成24年産かんしょの作付面積は、３万8,800ha（前年比99.7％）となった。また、10a当たり収量は、2,260kg（同99.1％）と前年産並みであったものの、主産地の鹿児島県において、植付後の低温やその後の日照不足等の影響により、生産量は87万5,900t（同98.9％）となった。

平成24年産ばれいしょの作付面積は、主産地の北海道において、300ha増加し、８万1,200ha（前年比100.2％）となった。また、北海道において、６月～７月にかけての比較的天候に恵まれたことにより、10a当たり収量は、3,080kg（同104.4％）と前年産を130kg上回り、生産量は250万t（同104.7％）で、平年収量比は101％となった。

なお、地域別生産量は、北海道193万8,000t（同105.2％）、都府県56万1,800t（同103.2％）となった。

イ　雑豆、落花生

雑豆は、小豆、いんげん、えんどう、そら豆、ささげ等の総称であって、大豆、落花生及び緑豆は除かれる。平成24年産の雑豆の作付面積は、小豆３万700ha（前年並）、いんげん9,650ha（同５％減）であった。

生産量については、小豆は、主産地である北海道等において、天候に恵まれ生育がおおむね良好だったため、10a当たり収量が前年を上回ったことから、６万8,200t（同14％増）、一方、いんげんは、主産地である北海道において、天候に恵まれ生育がおおむね良好だったことに加え、前年産は、長雨や台風の影響により色流れ粒等が多く発生し作柄が悪かったため、１万8,000t（同82％増）となった。

平成24年産の落花生の作付面積は7,180ha（同３％減）であった。

生産量については、８月以降の高温・小雨の影響により生育が抑制されたため、１万7,300t（同15％減）となった。

ウ　茶

平成24年の茶栽培面積は、前年に比べ300ha減の４万5,900ha（前年比99.4％）となった。

また、輸出は2,408t（同99.5％）で、うち緑茶が2,351t（同98.4％）であった。一方、お茶の輸入は３万7,735t（同90.0％）で、うち緑茶が5,473t（同101.5％）、紅茶が１万6,638t（同84.0％）、その他の茶（部分的発酵茶）が１万5,624t（同93.1％）であった。

エ　その他の特産農産物

平成24年のその他の特産農産物の生産量は、そばが４万4,600t（前年比139.4％％）、いぐさが主産県（熊本県、福岡県）で１万600t（同110.0％）、こんにゃくいもが主産県（群馬県、栃木県）で６万3,710t（同110.2％）、ホップが主産県（岩手県ほか）で345t（同100.9％）であった。

⑵ 特産農産物振興対策

いも類、雑豆、落花生等特産農産物の生産性及び品質の向上等を図るため、担い手を中心とした生産から流通まで一貫した高度な産地体制の構築、消費者・実需者との連携体制の整備、特色ある産品の開発、低コスト化、高品質化の推進に必要な新技術・新品種の導入・実証等を推進した。

ア　いも類、雑豆、落花生、茶等畑作物

それぞれの畑作物が抱える具体的な課題とその取組方法を地域として明確にし、輸入品との競合、消費者・実需者ニーズの多様化、価格の低迷、農業者の高齢化等現在の畑作物をめぐる厳しい環境に対応できるよう、持続的な生産システムの構築、消費者・実需者が望む品質への向上及び一層の低コスト化を図り、生産・流通・加工体制の整備を推進した。また、ばれいしょについては、省力化・高品質化生産体系の確立、かんしょについては、機械化一貫体系の確立を推進した。

イ　そば、いぐさ、こんにゃくいも等地域特産物

地域特産物の安定的な生産・供給や輸入品との差別化を図るため、低コスト化、付加価値の向上及びブランド産地の確立、新技術及び新品種の導入等を推進し、地域特産物産地の育成を図った。

ウ　葉たばこ

葉たばこの廃作農地が適切に農業利用されるよう、葉たばこから他作物への円滑な転換を推進した。

９　蚕糸業振興対策

⑴ 蚕糸業の動向

我が国の養蚕業は中山間・畑作地域の農業経営における重要な作目として、また、製糸業は養蚕業と絹業を結ぶ仲立ちとして、ともに地域経済に重要な役割を果たしている。

しかしながら、養蚕農家数、繭の生産量は大幅に減少し、それに伴い生糸生産量も減少してきている。ま

た、長期にわたる「きもの」離れに加え、安価な絹製品の輸入の増加等により、生糸価格は低迷している。

ア　養蚕概要

養蚕農家の高齢化、後継者不足による労働力事情の悪化、生糸価格の低迷等により、飼育を中止する農家や掃立規模を縮小する農家が増加したため、平成24年度の収繭量は202t（前年比91.8％）であり、蚕期別にみると春繭は79t（同83.2％）、初秋繭は50t（同102.0％）、晩秋繭は73t（同96.1％）であった。

イ　生糸需給

平成24生糸年度（平成24年６月～25年５月）の生糸供給量は、期初在庫数量2,348俵（前年比78.3％）に、国内生産量436俵（同66.7％）、輸入数量１万５俵（同116.3％）を加え、１万2,789俵（同104.4％）であった。他方、需要量は、国内生糸引渡数量9,916俵（同100.1％）であったため、期末在庫数量は2,873俵（同122.4％）となった。

⑵　蚕糸・絹業提携支援緊急対策

蚕糸対策については、従来、「生糸の輸入に係る調整等に関する法律」（昭和26年法律第310号。以下「生糸輸入調整法」という。）に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構が生糸の輸入時に徴収する輸入糸調整金及び国費を財源として、養蚕農家の繭代を補填することにより国産生糸の競争力を確保し、蚕糸業の経営安定を図ってきた。

しかしながら、国内の和装需要の減退、安価な生糸や二次製品の輸入の増大等による生糸価格の低迷等が続き、農家数、生産量等の減少に歯止めがかからず、このままでは産業として消滅しかねない危機的状況に陥ったことから、平成18年５月に「今後の蚕糸業の在り方に関する検討会」を設置し、平成19年３月に新しい蚕糸業振興対策の展開方向についての報告の取りまとめを行った。

この報告に沿い、平成20年４月11日付けをもって生糸輸入調整法を廃止するとともに、繭代補填による蚕糸対策を転換し、今後は、繭・生糸の生産から最終製品に至る加工まで一貫して国内で行われた希少性のある「純国産絹製品」を国産ブランドとして確立するとともに、川上（蚕糸業）と川下（織物業、流通業等）が提携グループを構築し、①消費者にとって魅力のある純国産絹製品づくりを行い、②その製品を消費者に適正な価格で購入してもらい、③その収益をグループ内で川上・川下業者が適正に配分する仕組みを確立することにより、蚕糸・絹業双方の持続的発展を図ることとした。

このため、平成19年度補正予算により35億円を措置し、公募により決定した（財）大日本蚕糸会に蚕糸・絹業提携支援緊急対策基金を造成するとともに、これを取り崩し、平成19年度（平成20年２月）から、「蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業」を開始したところである。

この事業では、①各事業者が提携グループ作りの準備をし、平成23年度末までに提携システムに移行すること、②移行して３年間（25年度末まで）は、各グループが行う純国産絹製品の試作品の作成、販売促進、繭・生糸の生産から最終製品の販売までの品質向上やブランド化のための取組等に必要な助成金を交付すること、③養蚕農家が提携グループに移行するまでの間、経過措置として従来と同様、繭代を補填することとしており、平成25年度の事業終了時には全ての養蚕農家が提携システムに参画し、持続的な蚕糸業を確立することとしている。

⑶　繭・生糸の国境措置

繭については、平成７年４月のWTO協定実施に伴い、事前確認制から関税割当制度に移行している。

一方、生糸については、平成７年度に関税相当量を支払えば誰でも輸入できる仕組みになったが、同時に、絹業者の経営の安定を図るため、生糸の総需要量に対して国内生産量では不足する数量について関税相当量を大幅に引き下げる実需者輸入割当制度を設け、農林水産大臣の認定を受けた実需者は、独立行政法人農畜産業振興機構が生糸輸入調整法に基づき徴収する輸入糸調整金を支払って輸入することができる制度を、平成19年度まで実施してきた。

平成20年度に生糸輸入調整法が廃止されたことに伴い、引き続き、生糸の実需者の安定的な輸入が可能となるよう、平成20年度から、関税割当制度の対象に生糸を追加し、繭及び生糸を合わせて関税割当枠を設定することとなった。

平成24年度の関税割当枠は811t（繭、生糸を合わせた数量で生糸換算である。）に設定した。

なお、税率については、繭の二次税率は平成７年から平成12年の６年間で15％引き下げられ、基準額2,968円/kgに対し平成24年度は2,523円/kgが適用された。また、生糸の二次税率については、平成７年から平成12年の６年間で15％引き下げられ、基準額8,209円/kgに対し平成24年度は6,978円が適用された。

10　砂糖類対策

⑴　砂糖の需要及び価格の動向

ア　砂糖の需給

我が国の砂糖の需要量は、平成３砂糖年度（平成

３年10月～平成４年９月）までは260万t台でほぼ横ばいで推移してきたが、平成４砂糖年度以降加糖調製品の輸入、消費者の低甘味嗜好等を背景として減少傾向が続いており、平成17砂糖年度以降は220万tを下回って推移し、平成23砂糖年度は204万tとなった。

国内産糖については、てん菜糖は、平成23年産のてん菜の作付面積が６万400haとなり、小麦、そば等への転換等により、前年産に比べて2,200ha減少（△3.40％）したものの、褐斑病及び黒根病の被害が多発した前年産に比べて被害が少なかったことから、産糖量は56万5,000t（前年比121.2％）となった。なお、供給量は、平成23砂糖年度には56万4,000t（前年度比115.1％）となった。甘しゃ糖は、さとうきびの収穫面積が２万2,600haとなり、前年産に比べて600ha減少（△2.6％）し、前年に被害を受けたさとうきびからの株出栽培の不調等前年の不作の影響、メイチュウの発生、８月下旬からの度重なる台風襲来等により、さとうきびの生産量は平年を大幅に下回る100万t（対前年△31.9％）、産糖量は10万9,000t（前年比66.5％。鹿児島５万1,400t、沖縄５万7,900t）となった。なお、供給量は、平成23砂糖年度には10万4,000t（前年度比66.7％。鹿児島４万9,100t、沖縄５万5,300t）となった。

イ　糖価の動向

国際糖価は、平成16砂糖年度までは国際需給が緩和基調にあることを反映して、７～10セント/ポンド（ニューヨーク相場（粗糖、現物）の年度平均額）と低水準で推移してきたが、平成17砂糖年度には、バイオエタノール需要の高まりの影響により上昇し、15.83セント/ポンドとなった（前年度10.46セント）。その後、主要な生産国が増産に踏み切ったことから低下し、平成18砂糖年度は11.67セント/ポンドとなった。平成19砂糖年度以降は、米国の低所得者向け高金利住宅ローン（サブプライムローン）問題を背景にした世界的な株安で、投機資金が砂糖等の商品市場に流入していることや世界第２位の砂糖生産国であるインドの減産等の影響により上昇し、平成22砂糖年度は33.0セント/ポンドとなった。

平成23砂糖年度は、インドの増産やブラジルの天候回復等により低下傾向に転じ、25.3セント/ポンドとなった。

一方、国内卸売価格（年度平均額）は、近年の国際糖価を反映し、平成23砂糖年度末には183円/kgとなった。

⑵　砂糖の価格調整

ア　砂糖調整基準価格等

平成24砂糖年度に適用される砂糖調整基準価格等については、「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」（昭和40年法律第109号。以下「価格調整法」という。）第３条、第９条、第11条及び第15条の規定に基づき、次のとおり定められた。

砂糖調整基準価格　　t当たり15万3,200円
（平成24年９月28日農林水産省告示第2216号）
指定糖調整率　　37.00％
（平成24年９月28日農林水産省告示第2216号）
異性化糖調整基準価格　　t当たり17万1,633円
（平成24年９月28日農林水産省告示第2216号）
異性化糖調整率　　15.06％
（平成24年９月28日農林水産省告示第2216号）

イ　甘味資源作物交付金単価

価格調整法第20条第２項の規定に基づき、平成25年産てん菜及びさとうきびに係る甘味資源作物交付金単価は、次のとおり定められた。

㈠　てん菜

t当たり6,030円
※糖度が17.1度のものについて適用
（平成25年１月21日農林水産省告示第212号）

㈡　さとうきび

t当たり16,320円
※糖度が13.1度以上14.3度以下のものについて適用
（平成25年１月21日農林水産省告示第212号）

ウ　国内産糖交付金単価

価格調整法第22条第２項の規定に基づき、平成24砂糖年度に適用される国内産糖交付金単価は、次のとおり定められた。

㈠　てん菜糖

t当たり１万7,523円
（平成24年９月28日農林水産省告示第2215号）

㈡　甘しゃ糖

a　鹿児島県

種子島において製造されるもの
t当たり５万1,107円
奄美大島において製造されるもの
t当たり８万2,552円
喜界島において製造されるもの
t当たり５万1,738円
徳之島において製造されるもの
t当たり４万5,962円
沖永良部島において製造されるもの
t当たり５万9,825円

与論島において製造されるもの
t当たり８万5,226円

b　沖縄県

沖縄本島において製造されるもの
（沖縄本島内において販売されるものを除く。）
t当たり５万3,763円

伊是名島において製造されるもの
t当たり11万１円

久米島において製造されるもの
t当たり７万3,452円

南大東島において製造されるもの
t当たり９万1,809円

北大東島において製造されるもの
t当たり12万9,976円

宮古島において製造されるもの
t当たり５万243円

伊良部島において製造されるもの
t当たり６万8,790円

石垣島において製造されるもの
t当たり６万2,931円

沖縄本島内において製造されるもののうち沖縄本島内において販売されるもの
t当たり４万4,713円

（平成24年９月28日農林水産省告示第2215号）

⑶　でん粉の需要及び価格の動向

ア　でん粉の需給

平成24でん粉年度（平成24年10月～25年９月）におけるでん粉の需要量は、262万3,000t（前年比97.8％）となった。

また、供給量については、国内産いもでん粉ではかんしょでん粉３万8,000t（同84.4％）、ばれいしょでん粉18万9,000t（同108.6％）となり、コーンスターチ225万8,000t（同97.9％）、輸入でん粉14万2,000t（同97.9％）、小麦でん粉１万8,000t（同94.7％）を加えたでん粉の総供給量は、264万6,000t（同98.4％）となった。

イ　とうもろこしの価格の動向

シカゴ商品取引所公表のとうもろこし相場（先物、期近）における平成24でん粉年度平均のとうもろこし相場は、ブッシェル当たり656.41セントとなった（前年度665.13セント）。

また、同期のとうもろこしのCIF価格は、t当たり３万5,090円であった（前年度２万7,960円）。

ウ　糖化製品の生産及び価格の動向

⑺　異性化糖

平成24でん粉年度における異性化糖の生産量は82万7,000t（標準異性化糖ドライベース）であり、価格は144.9円/kg（果糖55％もの、東京市中相場）であった。

⑴　ぶどう糖

平成24でん粉年度におけるぶどう糖の生産量は８万8,000t（うち、規格ぶどう糖５万8,000t）であり、価格は179.9円/kg（含水結晶ぶどう糖、東京市中相場）であった。

⑷　でん粉の価格調整

ア　でん粉調整基準価格等

平成24でん粉年度に適用されるでん粉調整基準価格等については、価格調整法第26条及び第31条の規定に基づき、次のとおり定められた。

でん粉調整基準価格　　t当たり14万5,780円
（平成24年９月28日農林水産省告示第2216号）

指定でん粉等調整率　　5.382％
（平成24年９月28日農林水産省告示第2216号）

イ　でん粉原料用いも交付金単価

価格調整法第34条第２項の規定に基づき、平成25年１月１日から12月31日までに植付けされるでん粉の製造の用に供するでん粉原料用いも交付金の単価は、次のとおり定められた。

でん粉原料用ばれいしょ
t当たり１万1,050円
（平成25年１月21日農林水産省告示第212号）

でん粉原料用かんしょ
アリアケイモ、コガネセンガン、コナホマレ、こなみずき、サツマアカ、サツマスターチ、シロサツマ、シロユタカ、ダイチノユメ、ハイスターチ及びミナミユタカ
t当たり２万6,000円

その他の品種
t当たり２万3,410円
（平成25年１月21日農林水産省告示第212号）

ウ　国内産いもでん粉交付金単価

価格調整法第36条第２項の規定に基づき、平成24でん粉年度に適用される国内産いもでん粉交付金の単価は、次のとおり定められた。

ばれいしょでん粉
t当たり１万6,419円

かんしょでん粉
t当たり２万4,329円
（平成24年９月28日農林水産省告示第2215号）

11　鳥獣による農作物被害対策

平成24年度における鳥獣による農作物被害面積は、

９万７千ha、被害金額は230億円であった。このうち獣類による被害面積は８万２千ha、被害金額は188億円と被害金額の約８割を占めた。作物別の被害金額では、果樹が約54億円、野菜が約53億円、水稲が約45億円であった。獣種別の被害では、シカ（被害金額約82億円）、イノシシ（同約62億円）及びサル（同約15億円）の３獣による被害が全体の被害金額の約７割を占めている。

このため、「鳥獣被害防止特措法」（平成19年法律第134号）に基づく、市町村における被害防止計画の作成及び鳥獣被害対策実施隊の設置を推進し、平成24年４月末では、1,195市町村において被害防止計画が作成され、418市町村において鳥獣被害対策実施隊が設置された。また、「鳥獣被害防止総合対策交付金」等により、計画に基づく鳥獣の捕獲体制の整備、箱わなの導入、防護柵の設置、緩衝帯の設置、捕獲鳥獣の地域資源としての利活用等の総合的な取組を支援した。これに加え、補正予算により、被害防止対策の更なる強化のため、緊急捕獲活動や侵入防止柵の機能向上の取組を支援する「鳥獣被害防止緊急捕獲等対策」を措置した。

また、各地域の鳥獣被害対策の取組を支援するため、鳥獣被害対策の専門家をアドバイザーとして登録し、被害地域の要請に基づいて紹介する取組を推進するとともに、優良活動表彰により鳥獣被害を防止する先進的な取組を広く周知した。併せて、平成25年３月には、イノシシの生息状況調査に基づく被害対策手法の検証や新たな捕獲体制によって集落ぐるみで捕獲活動等に取り組んでいる地域を対象に、被害防止対策手法の活動内容と成果をとりまとめた「イノシシ被害対策の進め方捕獲を中心とした先進的な取り組み」を作成し、各都道府県等に配布した。

第４節　米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

１　食料・農業・農村政策審議会食糧部会

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）等の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することを所掌事務とする食糧部会が、食料・農業・農村政策審議会の下に設置されている。

（開催状況）

平成24年７月31日　・米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定について

11月14日　・政府備蓄米の買入手法の見直しについて
・24年産米をめぐる状況について（報告）

11月28日　・米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について

平成25年３月28日　・麦の需給に関する見通しの策定について
・米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について

（所属委員）

（委員）

青山浩子（あおやまひろこ）	農業ジャーナリスト
奥村一則（おくむらかずのり）	農事組合法人サカタニ農産代表理事
◎中嶋康博（なかしまやすひろ）	東京大学大学院農学生命科学研究科農業・資源経済学専攻教授
森久美子（もりくみこ）	作家
	北海道農業・農村振興審議会委員

（臨時委員）

大枝宏之（おおえだひろし）	(株)日清製粉グループ本社取締役社長
	日清製粉(株)取締役社長
尾畑留美子（おばたるみこ）	尾畑酒造(株)専務取締役
木村良（きむらりょう）	木徳神糧(株)取締役会長
	全国米穀販売事業共済協同組合理事長
相良律子（さがらりつこ）	栃木県農村女性会議会長
	栃木県女性農業士
田沼千秋（たぬまちあき）	(株)グリーンハウス代表取締役社長
	(社)日本フードサービス協会元会長
永井進（ながいすすむ）	(株)永井農場代表取締役
	全国稲作経営者会議前青年部会長
廣瀬博（ひろせひろし）	東日本高速道路(株)代表取締役社長
	(一社)日本経済団体連合会前農政問題委員会共同委員長
冨士重夫（ふじしげお）	全国農業協同組合中央会専務理事
椋田哲史（むくたさとし）	(一社)日本経済団体連合会常務理事
村松真貴子（むらまつまきこ）	食生活ジャーナリスト
	フードアクションニッポン応援団

◎部会長

（平成25年3月28日現在）

2　米の需給に関する動向

⑴　国内需給（平成24/25年の需給見通し）

平成24年産米については、全国の作況が「やや良」の102となり、水稲収穫量は852万tとなった。

このうち主食用等に821万tが仕向けられるものと見込まれた。

これを踏まえ、平成24/25年（平成24年７月～平成25年６月）の需給については、平成24年11月の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）において次のとおり見通した。

○平成24/25年の主食用米等の需給見通し

（単位：万トン）

		主食用米等
平成24年６月末民間在庫量	A	180
平成24年産主食用米等生産量	B	821
平成24/25年備蓄米代替供給量	C	4
平成24/25年主食用米等供給量計	D=A+B+C	1,005
平成24/25年主食用米等需要量	E	799
平成25年６月末民間在庫量	F=D－E	206

注：平成24／25年備蓄米代替供給量は、①東日本大震災により、倉庫に保管されていた平成22年産米が被災し、これを平成23年産米で埋め合わせる形で供給（２万トン程度）が行われたこと、②特別隔離対策（100Bq/kgを超える平成23年産米の特別隔離対策）の対象となる米が市場隔離（２万トン程度）されたことにより、供給量が減少したことから、この代替供給を政府備蓄米から行った数量である。

⑵　備蓄の運営

備蓄については、米穀の生産量の減少により、その供給が不足する事態に備えるため、６月末時点での在庫量100万t程度を適正水準としている。

なお、備蓄運営手法については、平成23年度から棚上備蓄方式に移行した。

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方

①　適正備蓄水準は100万t程度（６月末）

②　国内産米を一定期間（５年間程度）備蓄

③　備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公平性・透明性を確保する観点から一般競争入札により実施

④　備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売

⑤　大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定

⑶　国産米の流通

平成23年産については、水稲収穫量840万tのうち、市場流通量（農家消費等を除く。）が601万tとなっている。

この中で、生産者から農協等（農協・全集連系業者）へのうるち米の出荷数量（373t）のうち、全国出荷団体（全農・経済連、全集連）への販売委託数量については、265万tと22年産（291万t）と比べ26万t減少している。

また、農協等（農協・全集連系業者）の直販数量は107万tとなっており、22年産（99万t）に比べ８万t増加している。

なお、生産者の直販数量については、22年産と比べ26万t増加している。

○米の流通の状況（16～23年産米）（推計）

【生産段階】　（単位：万トン）

年産	生産量	出荷・販売		農家消費等		その他							
								加工用米等		もち米		減耗	
16	872	100.0%	636	72.9%	180	20.6%	56	6.4%	12	1.4%	27	3.1%	17	1.9%
17	906	100.0%	653	72.1%	183	20.2%	62	6.8%	13	1.4%	31	3.4%	18	2.0%
18	855	100.0%	631	73.8%	165	19.3%	59	6.9%	15	1.8%	27	3.2%	17	2.0%
19	871	100.0%	632	72.6%	174	20.0%	65	7.5%	17	2.0%	31	3.6%	17	2.0%
20	882	100.0%	636	72.1%	172	19.5%	64	7.3%	16	1.8%	30	3.4%	18	2.0%
21	847	100.0%	624	73.7%	161	19.0%	62	7.3%	16	1.9%	29	3.4%	17	2.0%
22	848	100.0%	592	69.8%	173	20.4%	73	8.6%	24	2.8%	32	3.8%	17	2.0%
23	840	100.0%	601	71.5%	170	20.2%	69	8.2%	26	3.1%	27	3.2%	17	2.0%

【出荷・販売段階】

年産	出荷・販売		農協				全集連系業者				生産者直接販売等	
				販売委託		直販		販売委託		直販		
16	636	72.9%	390	44.7%	350	40.1%	40	4.6%	20	2.3%	7	0.8%	12	1.4%	226	25.9%
17	653	72.1%	405	44.7%	352	38.9%	53	5.8%	22	2.4%	8	0.9%	13	1.4%	226	24.9%
18	631	73.8%	384	44.9%	320	37.4%	64	7.5%	21	2.5%	9	1.1%	13	1.5%	227	26.5%
19	632	72.6%	378	43.4%	308	35.4%	70	8.0%	21	2.4%	9	1.0%	13	1.5%	232	26.6%
20	636	72.1%	390	44.2%	303	34.4%	87	9.9%	21	2.4%	8	0.9%	14	1.6%	224	25.4%
21	624	73.7%	372	43.9%	294	34.7%	78	9.2%	22	2.6%	7	0.8%	15	1.8%	230	27.2%
22	592	69.8%	369	43.5%	285	33.6%	84	9.9%	21	2.5%	6	0.7%	15	1.8%	202	23.8%
23	601	71.5%	351	41.8%	259	30.8%	92	11.0%	22	2.6%	6	0.7%	15	1.8%	228	27.1%

資料：農林水産省「作物統計」、「生産者の米穀現在高等調査」（22年産は「生産者の米穀在庫等調査」）、「農林業センサス」、「米穀の取引に関する報告」及び全国出荷団体調べ等を基に推計。

注：１）平成21年産までの推計に用いた「生産者の米穀現在高等調査」と22年産の推計に用いた「生産者の米穀在庫高等調査」では調査対象農家の定義が異なる（前者は10a以上稲を作付（子実用）している農家、後者は販売目的の水稲の作付面積が10a以上の販売農家が対象）ことから、22年産では推計手法を変更している。

２）生産段階には、このほか、①集荷円滑化対策による区分出荷米（17年産８万トン、20年産米10万トン）、②品質低下に伴う歩留り減（22年産米10万トン）がある。

３）ラウンドの関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

⑷　外国産米

ミニマム・アクセス米については、国家貿易の下、基本的に政府が買い入れ、市場の状況を踏まえ、価格等の面で国産米では十分対応し難い用途（主として加工用途の原料用）を中心に販売し、販売残のうち毎年

一定程度の数量を食糧援助用や飼料用に活用している。

ミニマム・アクセス米の在庫は導入後徐々に増加し、平成18年10月末には189万tに達したが、同年から飼料用への販売を開始したため、平成25年３月末で87万tとなっている。

ミニマム・アクセス米の販売状況
（平成７年４月～平成25年３月末）

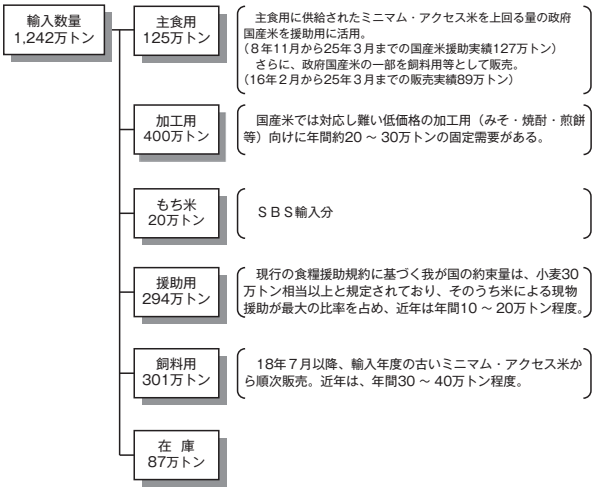

資料：農林水産省調べ
注：１）輸入数量は、平成25年３月末時点での政府買入実績である。
　　２）このほか食用不適品として処理した４万トン、バイオエタノール用へ販売した11万トンがある。
　　３）在庫87万トンには、飼料用備蓄35万トンが含まれる。

３　平成24年産米をめぐる状況

⑴　平成24年産米の需給調整の取り組み状況

米の需給調整については、強制感を伴う進め方から転換し、戸別所得補償制度のメリット措置により、農家の主体的な経営判断による需給調整への参加を誘導している。この結果、平成24年米の需給調整については、飼料用米・稲発酵粗飼料用稲（WCS用稲）等の新規需要米が増加し、主食用水稲作付面積152.4万haのうち、過剰作付面積は約2.4万ha（23年産は2.2万ha）となり、前年産米と概ね同程度であった。

全国の需給調整の取組状況の推移（平成16年産～24年産）

年産	生産数量目標 ① 万トン	実生産量 ② 万トン	②－① 万トン	①を面積換算したもの ③ 万ha	実作付面積 ④ 万ha	④－③ 万ha	作況指数 ⑤
16	857	860	2	163.3	165.8	2.5	98
17	851	893	42	161.5	165.2	3.7	101
18	833	840	7	157.5	164.3	6.8	96
19	828	854	26	156.6	163.7	7.1	99
20	815	865	50	154.2	159.6	5.4	102
21	815	831	16	154.3	159.2	4.9	98
22	813	824	11	153.9	158	4.1	98
23	795	814	19	150.4	152.6	2.2	101
24	793	821	28	150.0	152.4	2.4	102

注１：②の実生産量は、統計部公表の水稲収穫量から加工用米等の出荷実績数量を控除した数値。
　２：④の実作付面積は、統計部公表の水稲作付面積から加工用米等の作付面積を控除した数値。
　３：ラウンドの関係で内訳が一致しない場合がある。

平成23、24年産の新規需要米の用途別作付面積

用途区分	平成23年産 作付面積（ha）	平成24年産 作付面積（ha）
米粉用米	7,324	6,437
飼料用米	33,955	34,525
稲発酵粗飼料用稲（WCS用稲）	23,086	25,672
バイオエタノール用米	415	450
輸出用米	287	454
その他（わら専用稲、青刈り用稲等）	501	553
合計	65,569	68,091

⑵　米粉・飼料用米法

米穀の新用途（米粉用・飼料用等）への利用促進を目的とする米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）が平成21年７月１日に施行された。本法律に基づき創設した、米穀の生産者とその加工品の製造事業者が連携した取組に関する計画に係る制度により、１件の生産製造連携事業計画を認定した。

Ⅰ　趣旨

米穀の新用途（米粉用・飼料用等）への利用を促進するため、米穀の生産者とその加工品の製造業者が連携した取組に関する計画及び新品種を育成するための計画に係る制度を創設するとともに、これら計画の実施に対し農業改良資金の償還期間を延長する等の支置措置を講ずる。

Ⅱ　法の内容

⑴　基本方針の策定

農林水産大臣は、米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針を定める。

⑵　事業計画の作成

①　生産製造連携事業計画

新用途米穀の生産者は、新用途米穀加工品（米粉・飼料等）の製造事業者（必要に応じ米粉パン等の製造事業者や畜産農家等を含む。）

と共同して、新用途米穀の生産から新用途米穀加工品の製造等までの一連の行程の総合的な改善を図る事業に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

② 新品種育成計画

稲の新品種の育成を行おうとする者は、新品種を育成する事業に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

⑶ 支援措置

① ⑵の①の計画の認定を受けた場合には、農業改良資金助成法の特例（償還期間の延長等）や食品流通構造改善促進法の特例（食品流通構造改善促進機構による債務保証の範囲の拡大等）等の措置を講じる。

② ⑵の②の計画の認定を受けた場合には、種苗法の特例（新品種の出願料・登録料の減免）の措置を講じる。

4　平成25年産米の生産数量目標の決定

⑴　平成25年産米の生産数量目標

平成８/９年（８年７月から９年６月までの１年間）から直近の平成23/24年までの全国の需要実績を用いてトレンド（回帰式）で算出された全国の平成25/26年の需要見通しが791万tとなることを踏まえ、全国の平成25年産米の生産数量目標は791万tと設定した。

⑵　平成25年産米の都道府県別の生産数量目標

都道府県別の生産数量目標については、従来から、全国の生産数量目標を基に各都道府県ごとの過去６年の需要実績中、中庸４年分の平均値のシェアで算出することを基本としており、平成25年産米についてもこの方式により設定した。

また、各都道府県ごとの需要実績の算出に当たっては、米の需給調整への取組等に対する配慮として、作付面積が生産数量目標を下回った実績や都道府県間調整による生産数量目標の減少のほか、過去政府に売り渡され備蓄米となっている数量について、各都道府県の需要実績の算定上、一定の配慮を行った。

平成25年産米の都道府県別の生産数量目標

（単位：トン、ha）

都道府県	生産数量目標	面積換算値	都道府県	生産数量目標	面積換算値
北海道	572,940	107,090	滋賀	170,380	32,890
青森	259,220	44,540	京都	78,770	15,410
岩手	286,350	53,720	大阪	26,980	5,450
宮城	380,770	71,840	兵庫	187,940	37,290
秋田	446,430	77,910	奈良	43,040	8,390
山形	374,200	63,000	和歌山	36,120	7,300
福島	355,860	66,270	鳥取	70,700	13,750
茨城	348,890	66,840	島根	96,090	18,880
栃木	321,550	59,550	岡山	166,040	31,570
群馬	80,300	16,260	広島	134,400	25,700
埼玉	156,600	31,960	山口	116,350	23,090
千葉	255,700	47,970	徳島	59,810	12,620
東京	810	200	香川	73,490	14,730
神奈川	14,630	2,970	愛媛	76,180	15,300
新潟	545,670	101,240	高知	51,750	11,250
富山	196,260	36,550	福岡	191,240	38,320
石川	129,400	24,930	佐賀	141,540	26,860
福井	133,360	25,790	長崎	65,240	13,650
山梨	28,500	5,210	熊本	197,710	38,390
長野	204,400	32,810	大分	122,650	24,380
岐阜	119,160	24,420	宮崎	99,130	19,950
静岡	85,980	16,500	鹿児島	115,520	23,920
愛知	140,130	27,640	沖縄	3,040	980
三重	148,740	29,750	全国計	791万トン	150万ha

5　米穀の出荷又は販売の事業の届出

食糧法は、米不足等の緊急時に的確に対応するため、平常時から流通業者の確実な把握等を行い、緊急時において適切な命令が発動できるよう、米穀の出荷又は販売の事業を行う者（事業規模が20精米t以上の者）に対し、農林水産大臣への届出を義務付けている。

表５　米穀の出荷又は販売の事業の届出者数
（平成25年3月末日現在）

都道府県	届出事業者数	都道府県	届出事業者数
北海道	2,784	滋　賀	894
青　森	651	京　都	1,936
岩　手	1,249	大　阪	6,345
宮　城	1,488	兵　庫	4,117
秋　田	931	奈　良	1,113
山　形	1,087	和歌山	947
福　島	1,863	鳥　取	183
茨　城	1,610	島　根	524
栃　木	1,135	岡　山	863
群　馬	1,165	広　島	1,818
埼　玉	2,795	山　口	751
千　葉	2,889	徳　島	710
東　京	6,370	香　川	637
神奈川	3,310	愛　媛	767
新　潟	2,503	高　知	457
富　山	575	福　岡	2,049
石　川	919	佐　賀	306
福　井	669	長　崎	1,192
山　梨	832	熊　本	1,048
長　野	1,386	大　分	701
岐　阜	920	宮　崎	560
静　岡	1,825	鹿児島	846
愛　知	2,564	沖　縄	406
三　重	842	計	71,532

注）届出事業者数とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47条の規定に基づき出荷又は販売の事業の届出を行っている者である。

６　米の消費拡大

平成24年度における米の消費拡大については、食品産業等と連携し、我が国で100％自給可能な米を中心とした日本型食生活の実践を推進し、新たなビジネスの展開、創出を通じた消費拡大を図るため、次の事業を実施した。

①　朝食欠食（20～30代で約３割）の改善や、米を中心とした日本型食生活の普及を推進するため、朝食の重要性や米を中心とした食生活の良さを伝えるリーフレットの作成・配布をはじめ各種広報媒体を活用した情報提供（めざましごはんキャンペーン）の実施。

②　健康面から米を中心とした食生活の良さを分かりやすく発信するため、医師・栄養士等を講師に招きシンポジウムを開催。

７　学　校　給　食

⑴　学校給食実施状況

学校給食は、学校給食法に基づき、小学校、中学校、夜間定時制高校及び特別支援学校を対象に実施されており、パン又は米飯とミルク及びおかずを供する「完全給食」と、ミルク及びおかず等を供する「補食給食」、ミルクのみを供する「ミルク給食」の三つの型がある。

平成22年５月現在における学校給食の実施状況は、表6のとおりである。

表６　学校給食実施状況

区分	学校数	児童・生徒数
	校	千人
完全給食	30,762	9,563
補食給食	291	38
ミルク給食	998	330
計	32,051	9,931
未実施	1,985	862
総計	34,036	10,793

⑵　米飯学校給食実施状況

学校給食において米飯給食の普及・定着を図っていくことは、食習慣形成の重要な時期に当たる児童・生徒に米を中心とする日本型食生活を継承していくだけでなく、米の消費拡大を図る上で重要な役割を果たしていることから、米飯学校給食の回数増加に向けた取組を行った。

平成24年度においては、未来を担う子どもたちに、伝統的食文化である米を中心とした日本型食生活や、その味覚を継承してもらうため、全国８地域において、米飯給食や地産地消給食を拡大する上で隘路となっている調理時間・コスト等の課題解決に向けた検討会を開催するとともに、学校給食用等に備蓄米の無償交付を行うなど、引き続き米飯学校給食を積極的に推進した。

なお、米飯学校給食の実施状況は、平成24年５月現在では、

①　米飯学校給食実施校は、完全給食実施校の100％（昭和51年５月36.2％）

②　対象児童・生徒数の比率は、100％（昭和51年５月30.3％）

③　週平均実施回数3.3回（昭和51年５月0.6回）

④　週３回以上実施している学校は、米飯学校給食実施校の94.6％（昭和51年５月7.0％）

となり、着実に普及している。

8　政府所有米穀の販売等業務の概要

平成22年10月から、政府所有米穀の販売・保管・運送業務について、米穀の販売等の経験がある複数の民間事業体を競争により選定し、従来個別に民間委託していた販売・保管・運送等の一連の業務を包括的に委託する方式に移行した。これに伴い、全国の政府倉庫も廃止した。

国は、販売等に関する基本的な方針（用途、販売数量等）を定めるとともに、品質管理等の実施状況について指導・監督を行っている（参考７）。

参考７　政府所有米穀の売買・管理業務

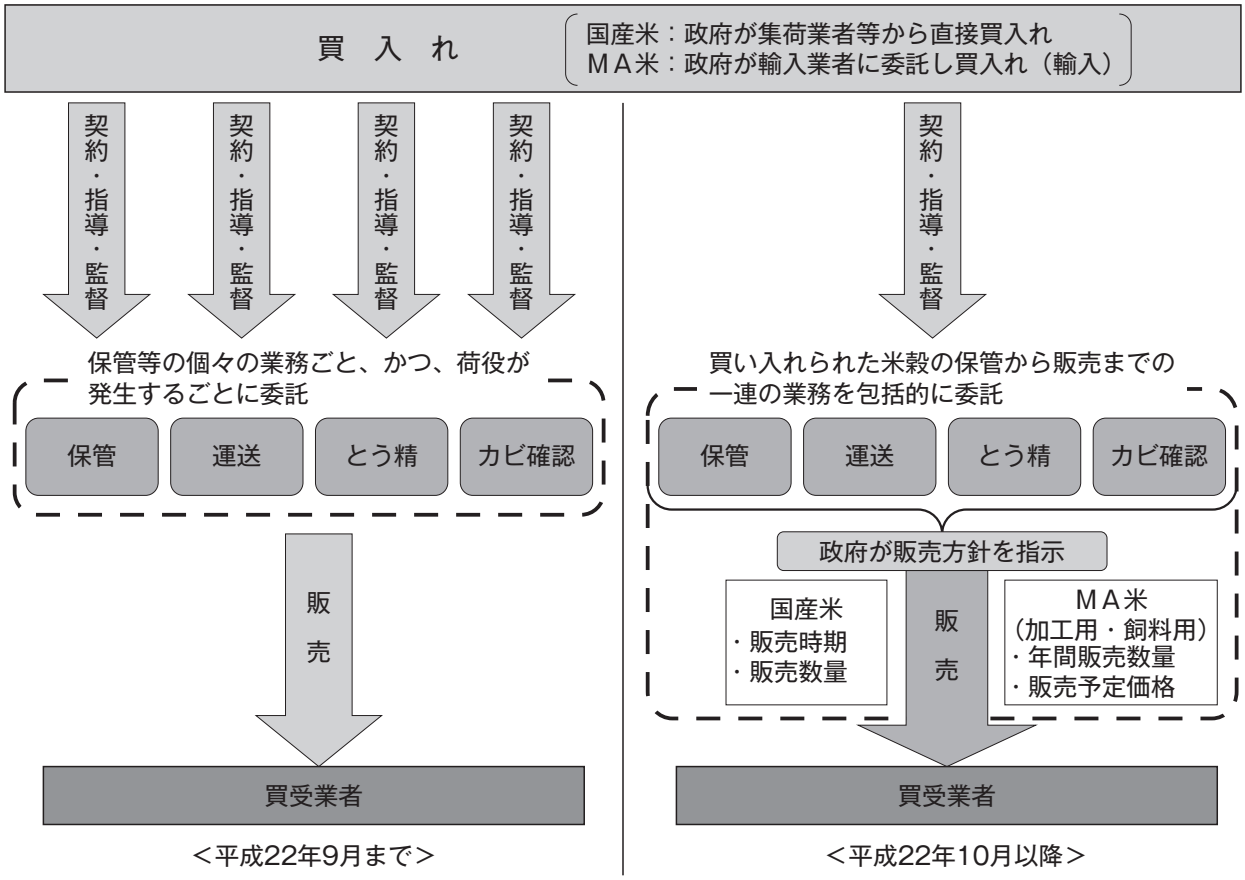

第５節　麦類の需給及び価格の安定を図るための措置

1　輸入小麦の政府売渡価格

⑴　輸入小麦の政府売渡価格の算定方法

輸入小麦の政府売渡価格は、過去の一定期間における買付価格の平均値に、年間固定の港湾諸経費及びマークアップ（国家貿易等の麦の制度運営及び国内産麦の生産振興に必要な経費）を上乗せした価格で売り渡す相場連動制となっている。その価格改定ルールは、

ア　年３回の価格改定（当面は年２回）、

イ　平均買付価格の算定期間は改定月の２か月前から遡って６か月間

となっている。

⑵　平成24年10月期、25年４月期の政府売渡価格

24年10月期の政府売渡価格は、価格改定ルールに基づき、直近６か月間（平成24年３月～平成24年８月）の平均買付価格をもとに算定し、主要５銘柄平均で＋３％の引上げとなった。

また、25年４月期の政府売渡価格は、直近６か月間（平成24年９月～平成25年２月）の平均買付価格をもとに算定し、主要５銘柄平均で9.7％の引上げとなった（参考１）。

参考 1　輸入小麦の政府売渡価格

（単位：円／トン（税込み））

	22年 10月～	23年 4月～	23年 10月～	24年 4月～	24年 10月～	25年 4月～
5銘柄加重平均価格 （対前期比改定率）	47,860 （＋1%）	56,710 （＋18%）	57,720 （＋2%）	48,780 （▲15%）	50,130 （＋3%）	54,990 （＋9.7%）

⑶　小麦粉価格への影響

24年10月からの政府売渡価格改定を受けて、大手製粉各社は同年12月以降の出荷分について据置き～＋117円の小麦粉価格の値上げを実施した。また、25年４月からの政府売渡価格の改定を受けて、製粉各社は６月以降の出荷分について＋145円～＋215円の小麦粉価格の値上げを実施した。

⑷　麦関係収支の動向

23年度、輸入麦の売買により886億円の売買差益が徴収され、このうち、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第130条の規定に基づき、予算で定めた775億円について国内産麦の生産振興費の財源として農業経営安定勘定に繰り入れた。一方、23年産の国内産麦の生産数量は不作だった前年産と比較して増加し、生産振興費の支出は851億円（推計値）となった。

2　即時販売方式及び食糧麦備蓄対策事業の導入

⑴　即時販売方式

平成22年10月から輸入麦の売渡しについて、国が一定期間備蓄した後に販売する方式を変更し、輸入した麦を直ちに販売し、製粉企業等が一定期間備蓄する方式（即時販売方式）を導入した（**参考２**）。

参考 2　即時販売方式のスキーム

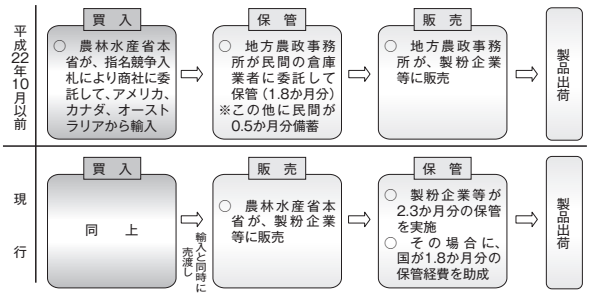

⑵　食糧麦備蓄対策事業

ア　即時販売方式の導入により、平成22年９月まで国が保有していた1.8か月分の食糧用小麦の備蓄については、平成22年10月から民間備蓄に移行し、製粉企業等が保有していた備蓄（0.5か月分）と一体化した。

イ　国は、製粉企業等が2.3か月分の備蓄を行った場合に、1.8か月分の保管経費を助成する（**参考３**）。

ウ　不測の事態が生じた場合には、国は、製粉企業等に対して備蓄する小麦の取崩し等の指示を行う。

参考 3　食糧麦備蓄対策事業の助成のスキーム

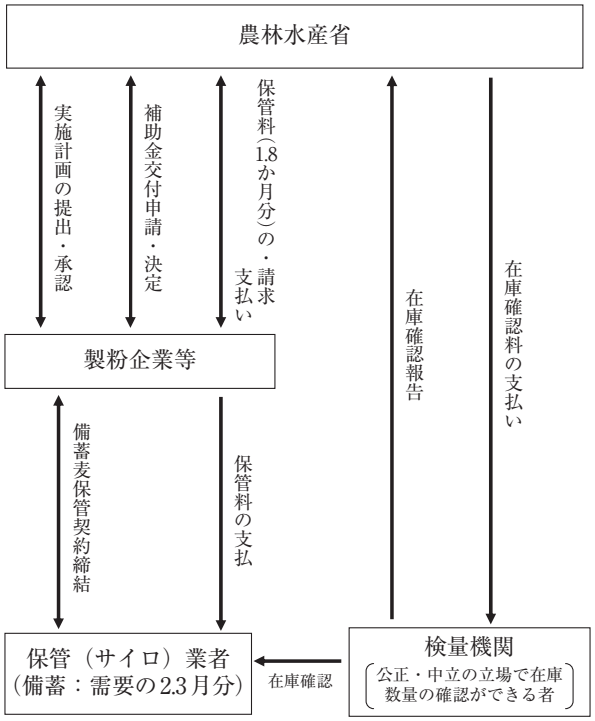

3　麦類の需給

⑴　麦の需給見通し（需給計画）

麦の需給見通し（食糧用麦の需給計画）は、食糧法に基づき、国内産麦では量的又は質的に満たせない需要分について、国家貿易により外国産麦を計画的に輸入することを基本として策定することとしている。

また、平成25年度の麦の需給見通しは、以下のとおり策定し、25年３月に食料・農業・農村政策審議会食糧部会の審議を踏まえ、決定、公表したところである。

ア　総需要量

25年度の総需要量は、過去３か年（平成22年度から平成24年度まで）の平均需要量である、小麦571万t、大・はだか麦32万tと見込んだ。

イ　国内産麦流通量

25年度の国内産麦流通量は、平成25年産麦の作付予定面積に10a当たりの平均収量を乗じ、さらに食糧用供給割合を乗じて得た平成25年産麦の供給量に、年度内供給比率を乗じ、さらに平成24年産麦の在庫量を加え、小麦78万t、大・はだか麦10万tと見込んだ。

ウ　外国産麦の需要量

25年産の外国産麦の需要量は、総需要量から国内産麦流通量（小麦にあっては、国内産麦流通量及び米粉用国内産米流通量）を差し引き、小麦489万t、大・はだか麦22万tと見込んだ。

エ　備蓄目標数量

現在、不測の事態に備え、国全体で外国産食糧用小麦の需要量の2.3か月分の備蓄を行っている。

25年度の備蓄目標は、94万tとした。

なお、民間が2.3か月を備蓄する場合、そのうち1.8か月分については、国が保管料を助成することとしている。

オ　外国産麦輸入量

25年度の外国産食糧用小麦の輸入量は、外国産食糧用小麦の需要量に備蓄数量の増加分を加えた491万tと見込んだ。また、大・はだか麦については、外国産食糧用大・はだか麦の需要量と同量の22万tと見込んだ。

⑵　外国産麦類需給実績

24年度の食糧用麦類の需給実績は、次のとおりとなった。

ア　輸入量

外国産麦の輸入量は、小麦522万９千t、大・はだか麦24万４千tとなり、当初計画に比べ、小麦は45万０千t増加し、大・はだか麦は２万０千t増加した。

イ　需要量

㋐　外国産小麦の需要量は、主食用（製粉用）は514万５千t、固有用途用（しょう油用等）は８万４千tとなり、当初計画に比べ、主食用は43万９千t増加、固有用途用は１万１千t増加し、合計で522万９千tとなった。

㋑　外国産大・はだか麦の需要量は、主食用（精麦用）は17万６千t、固有用途用（麦茶用、ビール用）は６万８千tとなり、当初計画に比べ、主食用は２万３千t増加、固有用途用は３千t減少し、合計で24万４千tとなった。

ウ　期末在庫量

政府の外国産小麦の期末在庫量は、輸入した小麦を直ちに販売し、製粉企業等が一定期間備蓄（即時販売方式）を行っているため、０千tであった。

４　国内産麦の民間流通

⑴　平成24年産麦

平成24年産麦の民間流通数量は、小麦80万６千t、小粒大麦３万９千t、大粒大麦４万３千t、はだか麦１万tとなっている。

⑵　平成25年産麦

ア　基本事項の決定等

平成25年産麦の民間流通の仕組みについては、平成24年７月25日に「第30回民間流通連絡協議会」が開催され、協議・決定された。

平成25年産の入札価格の値幅制限については、小麦、大麦及びはだか麦で±10％となり、前年産と同様となった。

また、平成25年産麦の播種前契約の基準となる販売予定数量、購入希望数量は、平成24年９月20日に開催された「第31回民間流通連絡協議会」において提示された。（表8）

表８　平成25年産麦の販売予定数量及び購入希望数量

（単位：千t）

麦　　種	販売予定数量	購入希望数量
小　　麦	909	869
小粒大麦	44	50
大粒大麦	59	70
はだか麦	14	18
計	1,026	1,007

イ　平成25年産麦の入札の実施

平成25年産麦の入札は、（社）全国米麦改良協会を実施主体として、平成24年10月３日に第１回、10月16日に第２回、11月６日に再入札が実施された。

平成25年産小麦の落札加重平均価格については、入札の基準となる価格に輸入麦の政府売渡価格の改定による変動率（88.4％）を乗じたことを加味し、前年産に比べ84.6％となった。その他の麦種については、ほぼ前年並の結果となった。（表9－１及び２）

表９－１　平成25年産麦入札結果の概要

○　指標価格（全銘柄落札加重平均価格）

（単位：円/t（税込み））

麦　　種	24年産	25年産	対前年産比（%）
小　　麦	58,340	49,333	84.6
小粒大麦	46,485	46,453	99.9
大粒大麦	40,394	41,582	102.9
はだか麦	51,905	52,294	100.7

○　麦種別の落札状況

（単位：t）

	小麦	小粒大麦	大粒大麦	はだか麦
上場数量	244,880	11,220	8,700	2,830
落札数量	220,590	10,850	7,830	2,830
落 札 率	90.1%	96.7%	90.0%	100.0%

表９－２　平成25年産麦入札の指標価格の動向

（単位：銘柄数）

麦　種	基準価格対比			計
	上回る	同価格	下回る	
小　　麦	11	0	18	29
小粒大麦	5	1	4	10
大粒大麦	5	0	2	7
はだか麦	1	0	2	3

５　外国産麦類の販売実績

⑴　外国産小麦（製粉用）の販売実績

製粉用の販売量は、514万５千tと前年度に比べ、37万３千tの減少となった。

種類別の内訳（シェア）は、ソフト系（薄力系）169万２千t（内SBS４千t）（32.9%）、セミハード系（準強力系）98万０千t（19.0%）、ハード系（強力系）247万３千t（内SBS27万２千t）（48.1%）となった。

また、産地国別の内訳（シェア）は、アメリカ産296万９千t（57.7%）（WW81万８千t、SH98万０千t、DNS117万１千t）、カナダ産120万１千t（23.3%）（CW103万０千t、DRM17万０千t、その他１千t（内SBS17万１千t））、オーストラリア産97万１千t（18.9%）（ASW87万０千t、PH10万１千t（内SBS10万１千t））、その他４千t（0.1%）（内SBS４千t）となった。

⑵　外国産小麦（固有用途用）の販売実績

固有用途用の販売量は、しょうゆ用等として８万４千tと前年度に比べ１万４千tの減少となった。

⑶　外国産大・はだか麦の販売実績

精麦用の販売量は、17万６千t（内SBS17万６千t）と前年度に比べ２万２千tの増加となった。

固有用途用の販売量は、麦茶、ビール用等として６万８千t（内SBS６万８千t）と前年度に比べ４千tの増加となった。

第６節　食糧の輸入及び国際関係

１　概　　況

⑴　米　　穀

米については、ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づき、基準期間（昭和61年～63年）の国内消費の一定割合に該当する外国産米をミニマム・アクセス米として輸入を行っている。平成11年４月には、輸入数量制限措置から関税措置へ切り換えた。

なお、ミニマム・アクセス数量は、12年度以降、77万玄米tとなっている。

⑵　麦　　類

小麦及び大麦については、ウルグアイ・ラウンド農業合意により、それまでの輸入割当制度（IQ）から、平成７年に関税措置へ切換えた。

外国産麦については、国内産麦で不足するもの及び品質的に国内産麦が使用できないものについて輸入することを原則としている。

なお、カレント・アクセス数量は12年度以降、小麦574万t、大麦136万９千tとなっている。

２　米穀の輸入状況と海外の動向

⑴　輸　入　状　況

平成24年における米穀の輸入数量（通関統計ベース（暦年））は63万tであった。国別内訳は、アメリカ28万７千t、タイ20万９千t、オーストラリア５万７千t、その他７万７千tとなっている。

⑵　米穀の国際需給と価格動向

ア　国際需給

2012/13年度の生産量は、中国、バングラデシュ、ベトナム等の東南アジアが天候に恵まれ史上最高の生産量となったことなどから、前年度より３百万t増加（0.6%）し、史上最高の469百万tとなる見込み。

貿易量（輸出量）は、タイ、米国等で増加するものの、インド、ベトナム等で減少することから、世界全体では前年度より１百万t減少（▲2.6%）し、38百万tとなる見込み。

イ　価格動向

米の国際取引の指標価格となるタイ国家貿易委員

会公表価格のタイ国産うるち精米長粒種（100％２等相当）のFOB価格（輸出価格）は、2012年４月以降、タイの担保融資制度による買上げで輸出向けの供給量が引き締まり、７月には621ドル/tまで上昇したが、それ以降は輸出需要が落ち着いたことから、８月には580ドル/tまで値を下げた。2013年１月以降、引き続き輸出向け供給量が引き締まり、価格は堅調に推移したものの、２月以降、タイにおける政府在庫の放出や輸出需要の動きが鈍いこと等により、2013年３月の価格は、596ドル/tとなっている。

３　麦類の輸入状況と海外の動向

⑴　輸　入　状　況

ア　小麦

平成24年における小麦の輸入量（通関統計ベース）は、640万９千tで、このうち食糧用の輸入量は551万７千t、飼料用は89万２千tであった。国別で見ると、アメリカ347万５千t、カナダ157万８千t、オーストラリア134万９千t、その他７千tとなっている。

イ　大麦

平成24年における大麦の輸入量（通関統計ベース）は、129万７千tで、このうち食糧用は23万４千t、飼料用は106万２千tであった。

国別で見ると、オーストラリア68万７千t、カナダ54万２千t、その他６万７千tとなっている。

⑵　麦類の国際需給と価格動向

ア　小麦

⑺　国際需給

2012/13年産の生産量は、インドで史上最高、米国等で増加するものの、乾燥等による単収の低下からロシア、豪州等で減少することから、史上最高の前年度より減少し、655.2百万トンとなる見込みである。

輸出量は、黒海沿岸諸国の輸出競争力の減少からEU、カナダで増加し、ロシア、アルゼンチン、豪州等で減少し、138.3百万tとなる見込みである。

⑴　価格動向（すべて１ブッシェルあたり単価）

小麦の国際価格（シカゴ相場）については、2007年以降、期末在庫量の低下やオーストラリアの２年連続の干ばつ、輸出国による輸出規制等の要因により上昇を続け、2008年３月には11ドル台に達した。その後、世界的な小麦の豊作及び景気の悪化などの影響で値下がりし、2009年は４ドル～５ドル台で推移していたが、2010年に、ロシアやウクライナ等の黒海沿岸地域における記録的な干ばつと、それに伴うロシアの穀物輸出禁止措置等により急騰し、８月には一時８ドル台を記録した。2011年は、とうもろこしの需給が厳しい影響による価格の上昇と、世界経済の減速懸念及びアメリカの期末在庫量の緩和見込みによる価格の下落を繰り返し、７ドル前後で推移した。2012年は、１月以降、世界的に在庫が豊富な中、６ドル台で推移していたが、６月半ば以降、高温乾燥で被害を受けた米国産とうもろこしの急騰に追随したことに加え、旧ソ連諸国の減産見込みもあって高騰し、８ドル台半ばで推移。

イ　大麦

2012/13年度の生産量は、EU、アルゼンチン等で増加するものの、前年度豊作となったロシア、ウクライナ等の旧ソ連諸国等で乾燥等により減産となることから、前年度より減少し、129.3百万tとなる見込みである。

輸出量は、生産量が減少する豪州、ロシア等で減少、EU、アルゼンチン等で増加し、19.0百万tとなる見込みである。

４　政府米を利用した食糧援助

政府米を利用した食糧援助については、被援助国等からの要請を踏まえ、WTO協定等国際ルールとの整合性、財政負担等に留意し、適切に実施することとしている。

平成24年度においては、アフリカを中心とし、KR食糧援助として、15ヵ国に対し約11.3万tの食糧援助を行った。

第７節　食料安定供給特別会計

１　食料安定供給特別会計の概要

⑴　食料安定供給特別会計の設置

食料安定供給特別会計は、平成19年産から導入した水田・畑作経営所得安定対策（平成23年産からは畑作物に関する農業者戸別所得補償制度）を軸とした食料安定供給施策を一体的に推進するため、①米・麦の買入れ、売渡し等の経理を行う食糧管理特別会計と、②農地の担い手への利用集積等に必要な資金の貸付け等の経理を行う農業経営基盤強化措置特別会計を統合し、農業経営基盤強化事業、農業経営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のために行う事業に係る経理を行うため、平成19年４月に「特別会計に関する法律」

（平成19年法律第23号）に基づき設置された。

また、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく国営土地改良事業等に関する経理を行うために設けられた国営土地改良事業特別会計が平成20年度より一般会計に統合されたことに伴い、平成10年度以前に事業費の一部について借入金をもって財源とすることで新規着工した事業のうち、平成19年度末までに工事が完了しなかった事業（未完了借入事業）について、当該事業が完了する年度までの経過措置として国営土地改良事業勘定が設置された。

⑵　特別会計の統合

農業経営基盤強化勘定を廃止し、一般会計へ移管した上で、食料安定供給特別会計と農業共済再保険特別会計、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計を統合すること等を内容とする「特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」が平成24年３月に国会に提出されたが、平成24年11月16日の衆議院解散により、廃案となった。

2　平成24年度予算の概要

⑴　各勘定の概要

①　農業経営基盤強化勘定

農業経営基盤強化勘定においては、「農地法」等の規定に基づく農地等利用調整のため政府が行う農地等の買収、売渡し等及び農地保有合理化事業等並びに「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に規定する就農支援資金の貸付けに必要な経費を計上している。

②　農業経営安定勘定

農業経営安定勘定においては、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」の規定に基づく交付金の交付のために必要な経費を計上している。

③　米管理勘定

米管理勘定においては、国内米の備蓄に伴う買入れ及び売渡し、輸入米の買入れ及び売渡し等に必要な経費を計上している。

国内米については買入数量20万t、売却数量14万t、輸入米については買入数量77万t、売却数量91万tを見込み、政府買入及び売渡価格は、最近の価格動向等を勘案して算定した価格で計上している。

④　麦管理勘定

麦管理勘定においては、輸入小麦等の買入れ及び売渡し等に必要な経費を計上している。

輸入小麦等については買入数量500万t、売却数量500万tを見込んでいる。買入価格は最近の価格動向等を勘案して算定した価格、売渡価格は平成24年４月１日以降に適用される価格等で計上している。輸入飼料については小麦76万t、大麦129万tの売却及びこれに必要な買入れを予定している。さらに、農業経営安定事業に要する経費に充てるため農業経営安定勘定への繰入れに必要な経費を計上している。

⑤　業務勘定

業務勘定においては、農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定、食糧管理勘定（米管理勘定及び麦管理勘定）における事務取扱い等に必要な経費を計上している。

⑥　調整勘定

調整勘定においては、歳入として、農業経営安定勘定及び食糧管理勘定における所要の経費の財源に充てるための一般会計から受入れ、主要食糧等の買入代金の財源に充てるための食糧証券収入を計上し、歳出として農業経営安定勘定及び食糧管理勘定への繰入れに必要な経費等を計上している。

⑦　国営土地改良事業勘定

国営土地改良事業のうち未完了借入事業地区における、かんがい排水事業及び総合農地防災事業に係る経理を取り扱い、その経理については、事業費のうち国及び受益者が負担する部分は一般会計からの繰入金等を充てており、道県が負担する部分は借入金を充てている。

⑵　各種助成等事業

ア）農地保有合理化事業等

○農地保有合理化促進対策費補助金

（予算額：970,510千円）

都道府県が農地保有合理化法人の指導に要する経費、農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人の当該事業に要する経費及び社団法人全国農地保有合理化協会が、農地保有合理化法人が行う農用地等の買入れ等に要する資金を無利子で貸し付けるため、金融機関から資金を調達した場合の利子の支払に要する経費等を計上している。

○農地保有合理化促進対策費交付金

（予算額：10,000,000千円）

戸別所得補償制度加入者が、農地利用集積円滑化事業により、面的集積（連担化）するために利用権を設定した農地の面積に応じて交付金を交付する。ただし、特例措置として戸別所得補償制度の対象となっていない飼料作物（畑）、野菜、果樹等を栽培する農地については、戸別所得補償制度への加入・非加入にかかわらず交付することとしている。

イ）就農支援資金制度

○就農支援資金貸付金

（予算額：674,844千円）

都道府県青年農業者等育成センター、農業協同組合等が行う就農支援資金の貸付けの原資に充てるため、都道府県が貸し付ける資金の一部貸付けを行うこととしている。

ウ）農業経営安定事業

○農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金

（予算額：187,679,723千円）

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付することとしている。

○農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金

（予算額：71,891,718千円）

担い手の収入減少による農業経営への影響を緩和することを目的として、米、麦、大豆等の販売収入の合計額が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の９割を補塡するため、認定農業者等に対し交付金を交付することとしている。

⑶　損益及び一般会計からの繰入れ

平成24年度の食糧管理勘定及び業務勘定の損益は、米穀の販売・管理の包括的な民間委託に要する管理経費等の事業コストの縮減を図り、歳出の見直しを行っているが、輸入米の売払収入の減少等により、1,613億円の損失（前年度予算比213億円の増加）が見込まれている（勘定別の損失の内訳は、米管理勘定1,065億円、麦管理勘定547億円、業務勘定１億円）。

この損失については、前年度からの調整資金繰越見込額770億円に当年度の一般会計からの調整資金受入額938億円を加えた1,708億円から充てることとしている。

この結果、24年度末の調整資金残高は、95億円と見込んでいる。

また、第１次補正予算において、重債務貧困国に対する債権の免除による損失を補塡するための財源に充てるため、一般会計からの調整資金受入433億円を行っている。

３　平成24年度決算の概要

⑴　農業経営基盤強化事業

農業経営基盤強化勘定においては、農地等利用調整に必要な経費として27億円、農地保有合理化促進に必要な経費として51億円、就農支援資金貸付けに必要な経費として７億円を支出した。

⑵　農業経営安定事業

農業経営安定勘定においては、農業経営安定事業に必要な経費として1,611億円を支出した。

⑶　米　の　管　理

米管理勘定においては、国内米の売買（９玄米万t買入、13玄米万t売却）及び輸入米の売買（65実（73玄米）万t買入、66実（74玄米）万t売却）に伴い発生した損失に、管理に要する所要額（重債務貧困国に対する債権の免除に伴う貸倒見積額を含む）を加え、921億円の損失となった。

⑷　麦　の　管　理

麦管理勘定においては、食糧麦の売買（食糧麦547万t（大・はだか麦24万t、小麦523万t）の買入、547万t（大・はだか麦24万t、小麦523万t）の売却）及び輸入飼料の売買（197万t（大麦106万t、小麦91万t）の買入、197万t（大麦106万t、小麦91万t）の売却）に伴い発生した損失に、管理に要する所要額を加え、47億円の損失となった。

⑸　決算損益の整理

平成24年度における米管理勘定、麦管理勘定及び業務勘定の損失額は、976億円（米損失921億円、麦損失47億円、業務損失８億円）となったことから、これを調整勘定に移し、前年度からの繰越額1,230億円と当年度の一般会計からの受入額1,371億円からなる調整資金（計2,601億円）を取り崩し整理した。

調整資金　　（単位：億円）

前年度繰越	本年度受入	本年度損失	残高
1,230	1,371	△976	1,625

⑹　国営土地改良事業

国営土地改良事業勘定においては、土地改良事業に必要な経費として336億円、土地改良事業工事諸費に必要な経費として39億円、受託工事等に必要な経費として36億円支出した。

表10　平成24年度食料安定供給特別会計歳入歳出総括表

（単位：億円）

＜歳　　入＞

項　　目	決算額
農地等利用調整収入	14
償還金収入	162
独立行政法人納付金	321
米麦売払代	3,877

輸入米麦等納付金	5
土地改良事業費負担金等収入	97
借入金	57
受託工事費等受入	35
一般会計より受入	2,216
東日本大震災復興特別会計より受入	25
雑収入	239
食糧証券収入	1,760
前年度剰余金受入	1,903
純計額	10,711
他勘定より受入	8,241
（歳入合計）	18,953

＜歳　　出＞

項　　目	決算額
農業経営基盤強化事業費	85
農業経営安定事業費	1,611
米麦買入費	3,203
米麦管理費	269
事務取扱費	74
国債整理基金特別会計へ繰入	2,784
土地改良事業費	156
東日本大震災復興土地改良事業費	45
北海道土地改良事業費	102
離島土地改良事業費	33
東日本大震災復旧・復興離島土地改良事業費	0
土地改良事業工事諸費	39
受託工事費及換地清算金	36
一般会計へ繰入	75
予備費	－
純計額	8,511
他勘定へ繰入	8,241
（歳出合計）	16,753

（注）単位未満四捨五入のため合計が合わないことがある。

第８節　農産物検査制度

１　概　　況

農産物検査は、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とした農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づいて行われている。

平成12年度まで食糧事務所（農産物検査官）が一元的に農産物検査を実施してきた（いわゆる国営検査）について、農産物検査の実施主体を民間の登録検査機関による検査へ移行することとなり、平成13年４月から５年間の移行期間を経て、平成18年４月から検査は全て民間の登録検査機関により実施されているところである。

⑴　登録検査機関の登録状況

登録検査機関の登録状況は、平成24年度末現在で、登録検査機関は国内産農産物で1,537機関、外国産農産物で４機関、成分検査で11機関が登録され、国内産農産物で15,981人の農産物検査員が登録されているところである。

⑵　登録検査機関による検査

農産物検査については、生産者、流通業者等の関係者から検査の信頼性確保、公正かつ的確な検査の実施及び適切な検査証明が強く求められていることから、登録検査機関においては、登録検査機関としての検査体制の確立、農産物検査員の資質の向上が強く求められている。

このため、国は、登録検査機関の適正な業務運営の確保、農産物検査員の検査技術の維持・向上等を図る観点から、以下のとおり各地方農政局等において、登録検査機関に対する指導・監督を実施している。

ア　適正な業務運営の確保

登録検査機関の適正な農産物検査業務の実施を確認するため、管轄する区域の登録検査機関に対して、巡回立入調査等を実施している。

イ　鑑定精度の程度統一

登録検査機関の指導的農産物検査員を対象とした程度統一会を開催し、検査技術の指導、検査格付けの「鑑定眼」の統一を図っている。

２　国内産農産物の検査

産地品種銘柄に係る農産物検査は、出回りが少量の品種についても設定できる仕組みの構築、農産物検査員の負担の軽減等の要望を踏まえ平成21年産より産地品種銘柄を必須銘柄（すべての登録検査機関が検査義務を負う銘柄）と選択銘柄（登録検査機関が検査を行う銘柄を選択する銘柄）に区分する産地品種銘柄の選択制を導入した。

⑴　米　の　検　査

ア　検査の実績

24年産米の平成25年３月末日現在の種類別検査実績は、**表13**のとおりであり、水稲うるち玄米の地域別の検査実績は**表14**のとおりである。

水稲うるち玄米の検査数量は494万８千tで、23年産

に比べて24万７千t（23年産同期470万t）増加した。

表11　平成24年産米　種類別検査実績（平成25年３月末日現在）

種類		検査数量（t）	等級比率（%）					
			特上	特等	1等（合格）	2等	3等（等外）	規格外
玄米	合計	4,947,573	0.0	0.3	77.0	19.0	1.9	1.8
	水稲うるち	4,657,491	−	−	78.3	18.3	1.7	1.7
	水稲もち	222,343	−	−	56.5	36.8	3.6	3.1
	醸造用	67,643	1.3	23.0	57.6	9.9	6.2	2.0
	陸稲うるち	−	−	−	−	−	−	−
	陸稲もち	96	−	−	1.9	51.7	32.9	13.5
もみ	合計	50,386	−	−	99.9	−	−	0.1
	普通	6,092	−	−	99.6	−	−	0.4
	種子	44,294	−	−	100.0	−	−	−
精米	合計	−	−	−	−	−	−	−

（注）１　もみの等級比率は、合格の比率である。
　　２　ラウンドの関係で種類別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

表12　平成24年産水稲うるち玄米地域別検査実績（平成25年３月末日現在）

地域	検査数量（t）	等級比率（%）			
		1等	2等	3等	規格外
北海道	534,821	90.5	2.9	0.5	6.1
東北	1,495,378	87.2	11.1	0.9	0.8
関東	802,930	86.7	10.0	2.3	0.9
北陸	746,977	72.6	24.6	1.8	1.0
東海	165,613	63.7	33.3	2.2	0.8
近畿	197,834	72.6	22.7	2.5	2.1
中国四国	363,766	56.3	40.0	2.8	0.8
九州	348,433	47.3	46.2	3.5	3.0
沖縄	1,738	42.8	19.4	27.8	10.0
合計	4,657,491	78.3	18.3	1.7	1.7

（注）ラウンドの関係で地域別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

イ　品質概況

24年産水稲うるち玄米の１等比率は78.3%（23年産同期80.6%。以下同じ。）となった。２等以下の主な格付け理由は心白・腹白と充実不足によるものである。

地域別の品質概況は、次のとおりである。

㈠　北海道の１等比率は90.5%（92.7%）となった。２等以下の主な格付理由は、整粒不足とその他未熟粒によるものである。

㈡　東北の１等比率は86.7%（90.7%）となった。２等以下の主な格付理由は、カメムシ類等による着色粒の混入過多及び充実不足によるものである。

㈢　関東の１等比率は86.7%（87.7%）となった。２等以下の主な格付理由は、カメムシ類等による着色粒の混入過多及び心白・腹白によるものである。

㈣　北陸の１等比率は72.6%（81.0%）となった。

２等以下の主な格付理由は、心白・腹白及び整粒不足によるものである。

㈎　東海の１等比率は63.7%（57.8%）となった。２等以下の主な格付理由は、カメムシ類等による着色粒の混入過多及び充実不足によるものである。

㈏　近畿の１等比率は72.6%（62.7%）となった。２等以下の主な格付理由は、整粒不足及び心白・腹白によるものである。

㈐　中国四国の１等比率は56.3%（52.7%）となった。２等以下の主な格付理由は、充実不足及び心白・腹白によるものである。

㈑　九州の１等比率は47.3%（55.3%）となった。２等以下の主な格付理由は、充実不足及び心白・腹白によるものである。

㈒　沖縄の１等比率は42.8%（4.0%）となった。２等以下の主な格付理由は、充実不足及びカメムシ類等による着色粒の混入過多によるものである。

ウ　産地品種銘柄の概況

24年産水稲うるち玄米の品種別検査実績は、**表15**のとおりである。

24年産水稲うるち玄米の産地品種銘柄は、46道府県、必須銘柄281銘柄、選択銘柄373銘柄である。

品種別に見ると、最も多いコシヒカリが、157万９千t（23年産同期148万t）で34%を占めており、２位はひとめぼれ、３位はあきたこまちとなった。以下、ヒノヒカリ、ななつぼし、はえぬき、きらら397の順に検査数量が多く、上位10品種の検査数量は、産地品種銘柄全体の76%（23年産同期77%）となった。

表13　平成24年産水稲うるち玄米品種別検査数量（平成25年３月末日現在）

順位	品　種	検査数量（t）	割合（%）
1	コシヒカリ	1,578,775	33.9
2	ひとめぼれ	496,202	10.7
3	あきたこまち	446,930	9.6
4	ヒノヒカリ	224,153	4.8
5	ななつぼし	213,906	4.6
6	はえぬき	171,578	3.7
7	きらら397	137.439	3.0
8	まっしぐら	124,846	2.7
9	こしいぶき	87,494	1.9
10	つがるロマン	74,106	1.6
上位10品種の合計		3,555,426	76.3
水稲うるち玄米総合計		4,657,491	

（注）ラウンドの関係で品種別検査数量及び割合の計が合計とならないことがある。

⑵　麦　の　検　査

ア　検査実績

24年産麦の検査実績は、**表16**のとおりである。

検査数量の合計は、108万２千tで、23年産（104万１千t）と比較すると４万１千t増加した。

表14　平成24年産麦類検査成績（最終）

種　類	検査数量（t）	等級比率（%）			
		1　等	2　等	等外上	規格外
普通小麦	903,253	88.1	4.3	−	7.6
普通小粒大麦	46,376	71.0	13.6	−	15.4
普通大粒大麦	56,182	75.9	4.0	−	20.2
普通はだか麦	11,798	84.7	11.0	−	4.3
ビール大麦	55,230	9.7	85.0	5.3	−
種子用麦	9,170	100.0（合格）	−	−	−
合　計	1,082,009				

（注）ラウンドの関係で種類別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

イ　品質概況

㈎　普通小麦

１等比率は88.1%（23年産69.4%。以下同じ）となった。２等以下の主な格付け理由は、形質と整粒不足によるものである。

㈏　普通小粒大麦

１等比率は71.0%（58.6%）となった。２等以下の主な格付け理由は、整粒不足と形質によるものである。

㈐　普通大粒大麦

1等比率は75.9%（49.1%）となった。2等以下の主な格付け理由は、形質と整粒不足によるものである。

㈡　普通はだか麦

1等比率は84.7%（19.0%）となった。2等以下の主な格付け理由は、形質と整粒不足によるものである。

㈢　ビール大麦

上位等級比率（1等＋2等）は94.7%（85.0%）となった。等外上の主な格付け理由は、形質によるものである。

⑶　その他の農産物の検査

ア　検査実績

農産物検査法施行令（平成7年政令第357号）に定められた米麦以外の農産物の24年度検査結果は次のとおりである。

〔品　　目〕	〔検査実施地域〕	〔検査数量t〕
大　　豆	（北海道ほか2府41県）	205,523
一般小豆	（北海道ほか1府）	36,596
普通いんげん	（北海道）	1,614
普通そば	（北海道ほか29県）	26,057
かんしょでん粉	（鹿児島県）	27,403

イ　品質概況

㈠　普通大豆の1等比率は31.8%となった。

㈡　一般小豆の1等比率は0.2%となった。

㈢　普通いんげんは全量2等となった。

㈣　普通そばの1等比率は11.8%となった。

㈤　かんしょでん粉は全量1等となった。

3　外国産農産物の検査

24年度における外国産農産物の検査数量は次のとおりである。

⑴　米　　穀

（単位：t、%）

産　地	玄　米	精　米	砕精米	計	国別比率
アメリカ	1,875	305,049	7,338	314,262	(47.9)
タ　イ	−	183,242	4,694	187,936	(28.7)
オーストラリア	23,840	53,439	101	77,380	(11.8)
中　国	4,452	42,125	525	47,102	(7.2)
ベトナム	−	27,771	304	28,076	(4.3)
ミャンマー	−	−	500	500	(0.1)
パキスタン	−	168	−	168	(0.0)
台　湾	−	144	−	144	(0.0)
インド	−	89	−	89	(0.0)
イタリア	−	85	−	85	(0.0)
計	30,167	612,112	13,462	655,742	(100.0)
形態別比率	(4.6)	(93.3)	(2.1)	(100.0)	

（注）形態とは玄米・精米・砕精米の輸入形態のことである。ラウンドの関係で内訳と計が一致しない場合がある。

⑵　小　　麦

（単位：千t、%）

産　地	食糧用	飼料用	計	国別比率
アメリカ	3,071	255	3,326	(54.1)
カナダ	1,204	261	1,466	(23.8)
オーストラリア	978	372	1,350	(22.0)
フランス	4	−	4	(0.1)
ロシア	−	3	3	(0.0)
計	5,257	890	6,148	(100.0)
用途別比率	(85.5)	(14.5)	(100.0)	

（注）ラウンドの関係で内訳と計が一致しない場合がある。

⑶　大麦・はだか麦

（単位：千t、%）

産　地	食糧用	飼料用	計	国別比率
オーストラリア	181	498	680	(53.6)
カナダ	48	475	523	(41.2)
アメリカ	2	56	57	(4.5)
ロシア	−	9	9	(0.7)
計	231	1,038	1,269	(100.0)
用途別比率	(18.2)	(81.8)	(100.0)	

（注）ラウンドの関係で内訳と計が一致しない場合がある。

4　成　分　検　査

成分検査（任意検査）は、理化学分析により米穀の食味や小麦の加工適性に関連する成分の数値証明を行うものであり、平成8年4月から米穀及び小麦について実施している。成分検査の対象項目は、米穀については、たんぱく質及びアミロース、小麦については、たんぱく質及びでん粉となっている。

平成13年4月から農産物検査業務が民営化されたことに伴い、成分検査業務を行う検査機関として登録を行った民間の検査機関において検査を実施している。

平成24年度の成分検査の実施件数は、国内産米穀については3件、国内産小麦については24件、外国産小麦については1,246件となった。

第９節　米麦加工品

１　米加工食品

⑴　米菓（あられ・せんべい）

ア　企業構造

平成21年12月末日現在における米菓製造業の工場数は529工場であり、ほとんどが中小企業である。

イ　生産状況

24年の米菓の生産数量は22.5万tで前年比1.2％減である。

ウ　輸出入

24年の米菓輸出数量は、3.1千tで前年比7.1％増、金額では、29億円で前年比5.2％増となっており、主要輸出先は台湾、アメリカ、香港である。

一方、輸入数量は12.9千tで前年比0.1％増、金額では、39億円で前年比5.3％増となっており、主要輸入先は中国、タイ、台湾である。

⑵　加工米飯

ア　企業構造

平成21年12月末現在における加工米飯製造業の工場数は81工場であり、ほとんどが中小企業である。

イ　生産状況

24年における加工米飯の生産量は28.8万tで、前年比9.0％増となっている。

これを種類別にみると、レトルト米飯２万５千t（前年比5.4％減）、無菌包装米飯11万７千t（同6.2％増）、冷凍米飯13万５千t（同14.9％増）、チルド米飯４千t（同19.0％増）、缶詰米飯１千t（同19.8％減）、乾燥米飯６千t（同7.2％増）となっている。

２　麦加工食品（一次加工品）

⑴　小　麦　粉

ア　企業構造

小麦粉製造業の企業数は、平成24年３月末現在で、95企業（118工場）であり、これらの日産設備能力は、２万９千tとなっている。このうち大企業（４社）が生産シェアの74.9％を占めている。中小企業のうち34％が日産設備能力50t未満の零細企業である。

イ　生産状況

23年度の小麦粉の生産量は490万tで前年比0.2％減となった。用途別にみると、パン用粉は40.4％、めん用粉は32.6％、菓子用粉は12.4％となっており、これら３用途で生産量全体の85.3％を占めている。

ウ　小麦粉輸出量

24年の小麦粉輸出量は19万３千tで前年比0.6％増、金額は59億円で前年比1.4％増となっており、主要輸出先は香港、シンガポール、ベトナムであった。

エ　小麦粉調製品輸入量

24年の小麦粉調製品の輸入量は10万６千tで前年比1.6％減、金額は154億円で前年比3.1％増となっており、主要輸入先は韓国、シンガポール、中国であった。

⑵　精　　麦

ア　企業構造

23年度に国内産麦又は外国産麦の買受実績がある精麦業の企業数は、平成24年３月末現在で、42企業（42工場）で、すべて中小企業である。

イ　生産状況

23年度の精麦の生産量は15万８千tで前年比2.1％減となっている。種類別生産比率は、普通精麦は98.0％（押麦は6.4％、切断圧べんは1.8％、切断無圧べんは2.6％、精白麦は88.7％、その他は0.5％）、ビタミン強化精麦は2.0％となっている。

⑶　麦　　茶

ア　企業構造

麦茶製造業の企業数は、平成24年３月現在で、69企業（80工場）であり、すべて中小企業である。

イ　生産状況

23年度の麦茶の生産量は５万４千tで前年比4.5％増となっている。

ウ　輸入状況

24年の麦茶輸入量は３千４百tで前年比7.9％増、金額は８億８千万円で前年比38.5％増となっており、主要輸入先は中国であった。

第10節　農業生産資材対策

１　農業生産資材費低減対策

⑴　農業生産資材費低減に向けた取組

肥料、農薬、農業機械等の農業生産資材は、農業の生産性や農産物の品質向上を図る上で不可欠なものであり、生産コストに占める割合も大きいことから、農業者の所得を増大し、食料の安定供給等を持続的に果たしていくためには、農業生産資材費の一層の低減を図ることが重要である。

このため、主要農業生産資材の生産、流通、利用の各段階で、それぞれの業界団体、農協系統及び都道府県が「農業生産資材費低減のための行動計画」（平成

８年度制定、13年度及び18年度改定）に基づく①低価格資材の供給、②資材流通の合理化、③資材の効率利用の取組を促進した。

⑵　肥料に係る取組

ア　肥料の価格

肥料原料等の国際市況は、平成20年に肥料原料の需給のひっ迫感等を背景に高騰し、これに伴い国内の肥料価格も大幅に上昇した。国際市況は、21年以降は落ち着きを取り戻したものの、22年秋頃から再び緩やかに上昇基調で推移し、24年には上昇は落ち着いた。

24肥料年度（秋肥24年６月～10月、春肥11月～25年５月）の国内の肥料価格（全農供給価格）は、高度化成肥料で前期に比べ、秋肥が0.3%、春肥が0.7%の値下げとなったものの、平成20肥料年度（20年７月～21年６月）の高騰前と比べ依然として高い水準で推移している。

イ　生産環境総合対策事業のうち農業生産環境対策事業

肥料価格の上昇に伴う農業経営への影響を緩和するため、合理的な施肥体系への転換を推進するための指導体制の強化、土壌診断を活用した施肥低減等の取組を支援した。

（平成24年度予算額）

○生産環境総合対策事業のうち

農業生産環境対策事業　　0.4億円

２　農業機械化対策

⑴　地域における効率利用の推進

「農業機械化促進法」（昭和28年法律第252号）に基づき、農作業の効率化により農業経営の改善に寄与する高性能な農業機械の計画的な導入を促進するため、「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」（平成20年５月16日農林水産省告示第741号）により、都道府県における高性能農業機械の適切な導入を推進した。

⑵　地域における農作業安全対策の推進

農業機械による事故を中心に、農作業死亡事故は毎年400件前後発生しているため、国が旗振り役となり、都道府県、農機具メーカー、JAグループ等19関係機関の協力を得て、農作業繁忙期で事故が多く発生する春と秋に「農作業安全確認運動」を実施した。

また、事故の実態や事例に基づいた安全指導を行うため、事故の詳細調査を実施し、調査結果を元に啓発資材としてパンフレットやDVDを作成した。

また、トラクター等の乗用型機械の転倒事故発生を携帯電話等の情報端末に通報するシステムの実用化試験を行った。

（平成24年度予算額）

○産地活性化総合対策事業　　5,288百万円の内数

⑶　農機具の検査・鑑定

ア　農機具の検査

農業機械化促進法の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研センター」という。）において、農機具製造業者の依頼に応じ、27型式の農機具型式検査を実施した。

イ　農機具の鑑定

農作業事故の防止及び農業機械の省エネルギー化等に資するため、生研センターにおいて、農機具製造業者の依頼に応じて、①安全鑑定については18機種113型式、②任意鑑定については８機種16型式、③機能確認については３機種12型式の鑑定を実施した。

⑷　高性能農業機械の開発・実用化の促進

ア　生研センターにおける研究開発

㋐　農業機械等緊急開発事業

「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」に基づき、農畜産物の生産コストの縮減に資する高性能農業機械の開発等を民間企業との共同研究等により実施した。

なお、24年度に農業機械等緊急開発事業で実施した研究課題は次のとおりである。

a　農作業の更なる省力化に資する機械

先端技術の活用等を通じた、機械化が遅れている作目の生産における機械化一貫体系の確立、一層の高能率化を実現する新たな機械化一貫体系の確立等に資する高性能農業機械

(a)　いちごパック詰めロボット
(b)　落花生収穫機
(c)　トラクター直線作業補助装置
(d)　中山間地域対応型栽培管理ビークル
(e)　送風補助式静電防除機
(f)　茶栽培用資材被覆・除去装置

b　環境負荷の低減及び安全な農産物の生産に資する機械

農業生産資材の節減、地球温暖化の防止に向けた温室効果ガスの排出削減、農薬の飛散低減等に資する高性能農業機械

(a)　高能率水稲等種子消毒装置
(b)　ブームスプレーヤのブーム振動制御装置
(c)　高能率水田用除草装置

(d)　微生物環境制御型脱臭システム

c　農作業の安全性向上に資する機械

農作業事故の実態を踏まえた農作業の安全性向上に資する高性能農業機械

(a)　乗用型トラクターの片ブレーキ防止装置

(b)　自脱コンバインの手こぎ部の緊急即時停止装置

イ　高性能農業機械実用化促進事業

農業機械化促進法に基づく高性能農業機械実用化促進事業を実施している新農業機械実用化促進株式会社において、平成24年度は、農業機械等緊急開発事業により新たに開発されたたまねぎ調製装置及び可変径式TMR成形密封装置の２機種を事業対象として追加し、計62機種の高性能農業機械等について、部品の共通化や金型等基本的な製造機械の提供等を通じて普及を図った。

(5)　農業機械化研修

平成24年度の農林水産省農林水産研修所つくば館における農業機械化研修受講者実績は次のとおり。

なお、平成24年度の研修は、農作業安全の研修に重点を置いて実施した内容となっている。

ア　農林水産省職員コース　155名

イ　都道府県職員等コース　236名

ウ　一般コース（地域リーダー等の農業者を含む）　479名

計870名

(6)　農業資材審議会農業機械化分科会

平成24年度は、24年11月30日及び25年３月８日に農業資材審議会農業機械化分科会を開催した。

分科会では、高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を変更する件、平成25年度において型式検査を行う農機具の種類を定める件について答申が行われた。

第11節　持続可能な農業生産の推進

気候変動をはじめとする地球環境問題が進行する中で、環境に配慮した持続可能な経済社会への転換に向けて、我が国の農業生産においても、資源の循環利用や環境負荷の低減等を目指していくことが喫緊の課題となっている。さらに、農林水産業を通じた、温室効果ガス排出量の削減への貢献や多くの生物への貴重な生息・生育環境の提供などの対応も求められている。

このため、平成22年３月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画に基づき、環境保全型農業に関する取組を推進するとともに、地力増進対策を行った。さらに、地球温暖化など農業生産条件に対応した取組を行った。

1　環境保全型農業の推進

(1)　環境保全型農業施策の推進

農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき「環境と調和の取れた農業生産活動規範（農業環境規範）」の普及・定着を図るため、農業生産関連の補助事業等のうち38事業において、「農業環境規範」の実践を受益者に求める等の関連付けを行った。

また、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）」に基づき、土づくりと、化学肥料・農薬の低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）の認定を促進し、平成24年度末の認定件数は約20万１千件となった。

さらに、平成22年９月に立ち上げたエコファーマーの全国ネットワークへの活動協力として、環境保全型農業に関する情報の提供、消費者との相互理解を図る等の取組への支援を行った。

また、強い農業づくり交付金により環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用施設等への支援を行った。

(2)　環境保全型農業直接支援対策

環境保全型農業に対する支援は、環境負荷低減に資する取組を推進するため、平成19年度から22年度までの間、「農地・水・環境保全向上対策」において、地域でまとまりをもって化学肥料や化学合成農薬を大幅に低減する等の先進的な取組に対する支援を実施していたが、地域でまとまりをもって取り組むことが困難な野菜、果樹での取組が進まないなどの状況があったことから、意欲ある農業者が取り組む環境保全に効果の高い営農活動に対して幅広く支援ができるよう、また、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の導入促進を図るため、平成23年度に「環境保全型農業直接支援対策」を創設した。

この対策において、化学肥料・化学合成農薬を原則５割以上低減する取組とセットで、環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者への支援を実施し、２年目となる平成24年度は、12,985件、41,439haに対して支援を行った。

(3)　有機農業の推進

有機農業推進法（平成18年法律第112号）に基づく「有機農業推進基本方針」の策定以降、都道府県に対し推進計画策定の働きかけを行い、平成24年度末においては、47都道府県で「有機農業推進計画」が策定済

みとなっている。

また、有機農業の一層の拡大を図るため、全国段階で有機農業の参入促進、栽培技術の体系化、販路拡大のためのマッチングフェアの開催等の取組に支援するとともに、有機農業により産地の収益力向上に取り組む47地区に対し、生産技術力強化の取組等に支援した。

2　地力増進対策

我が国の農地の土壌は、地力水準の低い、いわゆる不良土壌が依然として多く存在することから、これらの地域の作物の生産と土壌機能の維持・増進のための地力増進対策が必要となっている。

また、近年、農業労働力の減少等我が国農業を取り巻く諸情勢の変化に伴い、地力増進のための土壌管理が粗放化し、堆肥の施用量が減少するとともに、地力の低下や炭素貯留機能、物質循環機能、水・大気の浄化機能、生物多様性の保全機能といった農地土壌が有する環境保全機能の低下が懸念される事態が生じている。

このため、「地力増進法」（昭和59年法律第34号）に基づく地力増進地域における、土壌・土層改良等の土壌機能を維持・増進するための対策等を行った。

さらに、同法で定められている政令指定土壌改良資材について、（独）農林水産消費安全技術センターに指示し、製造業者等に対して立入検査を実施するなど、土壌改良資材の品質表示の適正化を図った。

3　地球温暖化などへの対応

⑴　地球温暖化防止策

我が国の施設園芸は、冬期に化石燃料を使用した加温栽培を行い、園芸作物の周年生産や安定供給を図っている。また、各種農作物の生産において軽油などの燃料を使用した農業機械が幅広く使用され、農作物生産の効率化に寄与している。

一方、地球温暖化に対する国民の関心の高まりや燃油価格の高騰など、最近の農業生産を取り巻く状況は厳しいものがある。また、政府の京都議定書目標達成計画においては、「施設園芸・農業機械の温室効果ガス排出削減対策」、「環境保全型農業の推進による施肥量の適正化・低減」について、削減目標値が設定されているところである。これらの課題に対し、以下の施策を推進した。

ア　施設園芸・農業機械の温室効果ガス排出削減対策

施設園芸において温室効果ガス排出削減を推進するため、リース方式による循環扇、内張の多層化等の施設園芸用省エネルギー設備の導入やハイブリッド加温設備（ヒートポンプと燃油加温機の組合せ）等と高断熱被覆設備を組み合わせた先進的な加温システムの導入支援を行うとともに、新たな省エネルギー新技術等の開発・実証を行う取組の支援を行った。また、施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート及びマニュアルの普及に努めた。

農業機械については、省エネ利用マニュアルの普及に努めると共に、省エネルギー型農業機械の普及を図るための主要農業機械の省エネ性能表示制度創設に向けた検討を行うとともに、バイオディーゼル燃料利用に係る調査・実証に対して支援を行った。

イ　環境保全型農業の推進による施肥量の適正化・低減

農地からの温室効果ガス発生を抑制する技術の実証・普及及び全国の農地及び草地土壌の炭素含有量のモニタリング調査等を推進した。

また、土壌診断結果に基づく適正施肥の指導の取組等を支援することで、合理的な施肥体系への転換を推進した。

⑵　地球温暖化適応策

地球温暖化による農業への影響に対応するための地球温暖化適応策の取組として、当面の適応策の生産現場への普及指導の推進のため、専門家からなるサポートチームによる産地診断に基づく助言・指導等を23年度に引き続き行った。

第12節　畜産物の価格関連対策

1　食料・農業・農村政策審議会畜産部会

⑴　畜産部会の設置

平成19年７月に開催された第16回食料・農業・農村政策審議会において、畜産部会が設置された。

⑵　畜産部会の所掌事項

畜産部会は、以下の事項を所掌することとされている。

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）、飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）、畜産物の価格安定等に関する法律（昭和36年法律第183号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）及び肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

⑶　畜産部会委員の構成

24年度の畜産部会の委員、臨時委員は以下の通りである。

（委員）

武　内　和　彦	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
近　藤　康　子	サントリービジネスエキスパート㈱お客様リレーション本部顧問
笹　崎　　宏	㈱JTB総合研究所コンサルティング第一部長　首席研究員
廣　野　正　則	㈲広野牧場代表取締役

（臨時委員）

石　澤　直　士	㈱ゼンケイ代表取締役社長
小　谷　あゆみ	フリーアナウンサー、エッセイスト
笹　崎　静　雄	㈱埼玉種畜牧場サイボクハム代表取締役社長
飛　田　稔　章	北海道農業協同組合中央会会長
那　須　眞理子	うちのあか牛てっぽこ代表
野　村　哲　郎	京都産業大学総合生命科学部生命資源環境学科教授
花　田　眞　也	㈳日本食肉市場卸売協会副会長
晴　野　三　義	飼料輸出入協議会専務理事
冨　士　重　夫	全国農業協同組合中央専務理事
中　野　良　晴	㈳日本乳業協会会長
吉　田　　恵	フリーアナウンサー

※委員は平成25年3月31日時点

⑷　第１回畜産部会

平成25年１月16日に開催された第１回畜産部会において、畜産・酪農をめぐる情勢等について意見交換が行われた。

⑸　第２回畜産部会

平成25年１月25日に開催された第２回畜産部会において、「平成25年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を定めるに当たり留意すべき事項」（別記１）、「平成25年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項」（別記２）、「平成25年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項」（別記３）について諮問がなされ、審議が行われた。

審議の後、それぞれ諮問事項に対する答申（別記４）がなされ、これに基づき慎重に検討を行った結果、25年度の加工原料乳の補給金単価等、指定食肉の安定価格、肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格が決定され、２月６日に告示された（別記５）。

（別記１）

24生畜第1988号
平成25年１月25日

食料・農業・農村政策審議会会長　殿

農林水産大臣

諮　問

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第11条第１項の規定に基づき平成25年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第２項の規定に基づき平成25年度の加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第６項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

（別記２）

24生畜第2032号
平成25年１月25日

食料・農業・農村政策審議会会長　殿

農林水産大臣

諮　問

畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第３条第１項の規定に基づき平成25年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第５項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

（別記３）

24生畜第2033号
平成25年１月25日

食料・農業・農村政策審議会会長　殿

農林水産大臣

諮　問

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第５条第１項の規定に基づき平成25年度の肉用子牛の保証基準価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第２項の規定に基づき肉用子牛の合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第７項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

（別記４）

24食農審第31号
平成25年１月25日

農林水産大臣　殿

食料・農業・農村政策審議会会長

答　申

平成25年１月25日付け24生畜第1988号で諮問があった平成25年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量（以下「限度数量」という。）及び加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項、平成25年１月25日付け24生畜第2032号で諮問があった平成25年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項並びに平成25年１月25日付け24生畜第2033号で諮問があった平成25年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

記

１　生産者補給交付金に係る加工原料乳の限度数量及び補給金単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

２　豚肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

牛肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

３　肉用子牛の保証基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

肉用子牛の合理化目標価格については、平成25年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

（別記５）

農林水産省告示第445号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第11条第１項及び第２項の規定に基づき、平成25年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を次のように定めたので、同条第７項の規定に基づき、告示する。

平成25年２月６日

農林水産大臣　林　芳正

一　生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量

1,810千トン

二　加工原料乳の補給金単価

単　位	補給金単価
１キログラム	12.55円

農林水産省告示第442号

畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第３条第１項の規定に基づき、平成25年度の指定食肉の安定価格を次のように定めたので、同条第６項の規定に基づき、告示する。

平成25年２月６日

農林水産大臣　林　芳正

一　畜産物の価格安定に関する法律施行規則（昭和36年農林省令第58号。以下「規則」という。）第３条第１項第１号の豚半丸枝肉１キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

㈠　皮剥ぎ法により整形したもの

安定基準価格	405円
安定上位価格	550円

㈡　湯剥ぎ法により整形したもの

安定基準価格	375円
安定上位価格	510円

二　規則第３条第１項第１号の牛半丸枝肉１キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

安定基準価格	825円
安定上位価格	1,070円

農林水産省告示第443号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第５条第１項の規定に基づき、平成25年度の肉用子牛の保証基準価格を次のように定めたので、同条第８項の規定に基づき、告示する。

平成25年２月６日

農林水産大臣　林　芳正

肉用子牛の保証基準価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品　種	保証基準価格
黒毛和種	一頭につき、320,000円
褐毛和種	一頭につき、292,000円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、209,000円
乳用種の品種	一頭につき、122,000円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、188,000円

農林水産省告示第444号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第５条第２項及び肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和63年政令第347号）第２条ただし書きの規定に基づき、肉用子牛の合理化目標価格及びその合理化目標価格についての期間を次のように定めたの

で、同法第５条第８項の規定に基づき、告示する。

平成25年２月６日

農林水産大臣　林　芳正

一　肉用子牛の合理化目標価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品　種	合理化目標価格
黒毛和種	一頭につき、273,000円
褐毛和種	一頭につき、251,000円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、144,000円
乳用種の品種	一頭につき、86,000円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、142,000円

二　一の合理化目標価格についての肉用子牛生産安定等特別措置法施行令第２条ただし書の農林水産大臣が定める期間は、平成25年４月１日から平成26年３月31日までとする。

２　農畜産業振興機構の業務の運営状況

(1)　畜産経営安定対策業務

ア　畜産業振興事業（緊急対策を含む）

24年度の畜産業振興事業については、畜産経営安定対策及びその他対策に加え、補正予算により措置された日本経済再生に向けた緊急経済対策等の緊急対策を実施し、補助事業として907億3,904万円の補助を行った。

(ｱ)　肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）の実施

24年度の肥育牛補塡金については、「肉専用種」において31万1,518頭を対象に76億7,139万円、「交雑種」において21万4,383頭を対象に147億6,313万円、「乳用種」において22万7,816頭を対象に131億3,563万円を交付した。

(ｲ)　肉用牛繁殖経営支援事業の実施

24年度の肉用子牛への支援交付金については、「褐毛和種」において1,833頭を対象に55万円、「その他の肉専用種」において3,479頭を対象に１億2,003万円を交付した。

(ｳ)　養豚経営安定対策事業の実施

24年度の養豚補塡金については、1,374万2,155頭を対象に173億5,517万円を交付した。

(ｴ)　加工原料乳等生産者経営安定対策事業の実施

24年度の補塡金については、加工原料乳及びチーズ向け生乳の平均取引価格が補塡基準価格を下回らなかったことから、交付を行わなかった。

イ　加工原料乳生産者補給金交付業務

24年度の加工原料乳生産者補給交付金については、加工原料乳174.5万t（限度数量183万t）を対象に212億9,093万円（単価：12円20銭/kg）を交付した。

ウ　肉用子牛生産者補給金交付業務

24年度の肉用子牛生産者補給金については、「その他の肉専用種」において3,482頭を対象に２億3,016万円、「乳用種」において22万1,885頭を対象に48億5,732万円を交付した。

(2)　畜産物の需給調整・価格安定対策業務

ア　指定食肉の売買

指定食肉（牛肉及び豚肉）について、24年度においては、調整保管等は実施していない。

イ　指定乳製品等の輸入・売買

24年度においては、国際約束に基づくカレントアクセス分として、バター7,459tの輸入・売渡しを行った。さらに、22年度の猛暑や東日本大震災等による23年度の生乳減産からの回復途上にある中、バターの安定供給を考慮し2,000tの追加輸入を行った。

また、ホエイ及び調整ホエイ4,500t、デイリースプレッド800t、バターオイル300tの輸入・売渡しを行った。

なお、一般輸入による機構以外の者の指定乳製品等の輸入に係る買入れ・売戻し数量は941tとなった。

ウ　学校給食用牛乳等供給推進事業の実施

24年度の学校給食用牛乳等供給推進事業については、供給条件不利地域への円滑な供給による安定的需要の確保、自県産生乳を用いた低温殺菌牛乳や牛乳に加えて供給するヨーグルト等の供給支援による消費量の維持・拡大等を実施し、８億6,400万円の交付を行った。

(3)　主要な畜産物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供に関する業務

畜産物の生産・流通関係者や需要者等に対して、需給動向の判断や生産者の経営安定に資する情報等を適時適切に提供した。この業務に係る経費の総額は２億4,550万円であった。

第13節　牛乳乳製品対策

１　牛乳乳製品の需給

23年度については、生乳生産基盤の安定・強化を図る観点から、生産者団体は増産型の計画生産を実施し

た。しかしながら、22年度の猛暑や東日本大震災等の影響により、生乳生産量は22年度を1.3％下回り、753万tとなった。牛乳等向け処理量は減少傾向が続き、22年度を0.7％下回った。乳製品向け処理量は、チーズやクリーム等向けが22年度に引き続き堅調であった一方で、特定乳製品向けが減少したことから、22年度を1.9％下回り、339万tとなった。この結果、脱脂粉乳及びバターの生産量が減少し、在庫量はいずれも減少した。

24年度については、生産者団体による３年間減産を行わない中期計画への取組が進む中、生乳生産量は23年度を1.0％上回り、761万tとなった。牛乳等向け処理量は引き続き減少し、23年度を1.8％下回った。乳製品向け処理量は、チーズ向けが減少に転じた一方で、クリーム等向けが引き続き堅調であったこと、特定乳製品向けが増加したことから、23年度を4.5％上回り、354万tとなった。この結果、脱脂粉乳及びバターの生産量が増加し、在庫量はいずれも増加した。

２　牛乳乳製品の流通対策

⑴　生乳流通対策

酪農経営の安定及び消費者ニーズに応じた牛乳乳製品の安定供給を図るため、生乳需給の中長期的な予測モデルの作成活動を支援する事業を行った。

チーズ向け生乳の供給拡大と酪農経営の安定を図るため、チーズ向け生乳供給量に応じて生産者に助成金を交付し、また指定生乳生産者団体が乳製品を委託製造する際に委託製造経費の一部を補助する事業を行った。

⑵　乳製品流通価格調査

指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は下落した際に行う需給調整の発動基準となる価格の基礎資料とするほか、酪農行政に必要な乳製品流通価格を把握するため、全国主要都市に所在する乳製品の製造業者、卸売業者等を対象として、その仕入れ及び販売価格について、毎月調査を行った。

３　乳業の合理化対策

国際化の進展を踏まえた乳業工場の再編・合理化、生乳流通の合理化を推進するための施設の整備等を支援するため、産地活性化総合対策事業において乳業再編地区事業を措置し、牛乳乳製品の製造販売コストの低減と乳業工場の衛生管理水準の高度化を推進した。また、当該事業を具体化するために、全国段階の取組として個別案件に対するコンサルティング等の実施のほか、「乳業再編実施の手引き」を作成する等事業内容の普及を図った。

第14節　食肉鶏卵対策

１　食肉等の需給及び価格の推移

⑴　牛　　肉

24年度の国内生産量は、肉専用種及び乳用種ともに増加した結果、対前年度比1.7％増の51万４千t（枝肉ベース）となった。

輸入量は、対前年度比2.0％減の72万２千t（枝肉ベース）となった。

卸売価格（省令規格）は、前年度の東日本大震災及び放射性物質検出による消費減退からの需要の回復等により、対前年度比16.8％増の1,038円/kgとなった。

小売価格（東京）は、国産牛肉「ロース」は対前年度比0.9％減の784円/100gとなった。

⑵　豚　　肉

24年度の国内生産量は、対前年度比1.4％増の129万６千t（枝肉ベース）となった。

輸入量は、対前年度比5.4％減の108万６千t（枝肉ベース）となった。

卸売価格（省令規格）は、消費が減少する一方で、出荷頭数が増加したことから対前年度比3.3％低下の440円/kgとなった。

小売価格（東京）は、国産豚肉「ロース」は対前年度比0.4％減の237円/100gとなった。

⑶　鶏　　肉

24年の国内生産量は、対前年比5.7％贈の145万７千t（骨付きベース）となった。

輸入量は、対前年比9.9％減の42万９千t（実量ベース）となった。

卸売価格（東京）は、もも肉むね肉ともに年度当初から東日本大震災後の輸入量の増加等により軟調に推移したものの、12月以降は前年を上回る水準で推移した。

小売価格（東京、もも肉）は、対前年度比4.6％減の124円/100gとなった。

⑷　鶏　　卵

24年度の国内生産量は、対前年度比0.5％贈の250万７千tであった。

卸売価格（全農東京Mサイズ）は、年度当初から価格が軟調に推移したが、需要の回復等により、10月以降は前年を上回って推移した。

小売価格（東京、Lサイズ10個）は、対前年度比3.6％減の216円となった。

表15　食肉・鶏卵の需給の推移

（枝肉ベース、単位：t、%）

年　度	区　分	牛　肉	豚　肉	馬　肉	羊　肉	鶏　肉	合　計	鶏　卵
	生産量	519,665	1,245,765	7,175	191	1,229,089	2,998,341	2,529,424
	輸出量	60	123	0	0	2,646	2,839	1,899
14	輸入量	762,874	1,100,664	9,457	43,262	507,660	2,391,114	119,618
	計	1,282,479	2,346,306	16,632	43,453	1,734,103	5,386,616	2,647,143
	指数							
	生産量	504,628	1,273,953	7,436	173	1,238,888	2,993,243	2,530,372
	輸出量	69	90	0	0	2,695	2,854	2,156
15	輸入量	742,994	1,145,010	11,657	38,914	442,290	2,348,276	110,483
	計	1,247,553	2,418,873	19,093	39,087	1,678,483	5,338,664	2,638,699
	指数							
	生産量	508,427	1,262,959	7,144	199	1,241,981	3,000,062	2,480,752
	輸出量	141	22	0	0	693	855	775
16	輸入量	643,376	1,267,053	13,551	44,768	371,256	2,304,939	134,342
	計	1,151,662	2,529,990	20,695	44,967	1,612,544	5,304,145	2,614,319
	指数							
	生産量	497,181	1,242,335	7,087	186	1,292,981	3,039,845	2,480,517
	輸出量	73	76	0	0	2,174	2,320	1,057
17	輸入量	654,433	1,298,107	13,894	58,332	443,471	2,426,084	150,960
	計	1,151,541	2,540,366	20,981	58,518	1,734,278	5,463,608	2,630,420
	指数							
	生産量	494,910	1,248,834	6,444	146	1,364,413	3,114,897	2,508,867
	輸出量	142	630	0	0	2,500	3,273	668
18	輸入量	667,481	1,100,339	11,442	49,322	347,358	2,128,408	121,506
	計	1,162,249	2,348,543	17,886	49,468	1,709,271	5,240,032	2,629,705
	指数							
	生産量	512,754	1,246,314	6,053	160	1,362,327	3,127,609	2,589,192
	輸出量	493	1,446	0	0	6,675	8,614	430
19	輸入量	661,603	1,125,704	11,678	38,186	368,446	2,157,903	113,281
	計	1,173,864	2,370,572	17,732	38,346	1,724,098	5,276,898	2,702,043
	指数							
	生産量	518,039	1,260,219	6,016	183	1,394,923	3,179,380	2,535,679
	輸出量	787	2,699	0	0	7,150	10,635	620
20	輸入量	670,917	1,206,910	7,788	42,948	425,982	2,312,011	112,198
	計	1,188,169	2,464,430	13,804	43,131	1,813,755	5,480,756	2,646,812
	指数							
	生産量	516,386	1,318,145	5,746	146	1,413,492	3,253,915	2,508,461
	輸出量	966	3,018	0	0	8,699	12,683	968
21	輸入量	679,180	1,034,069	8,206	35,572	336,318	2,047,745	100,818
	計	1,194,600	2,349,196	13,952	35,718	1,741,111	5,288,977	2,608,311
	指数							
	生産量	511,893	1,277,491	5,785	0	1,416,873	3,212,042	2,505,790
	輸出量	707	742	0	0	10,679	12,128	789
22	輸入量	730,964	1,143,647	7,314	32,856	423,744	2,292,218	114,001
	計	1,242,150	2,420,396	13,099	32,856	1,829,938	5,492,132	2,619,002
	指数							
	生産量	505,410	1,277,464	4,746	0	1,377,533	3,165,153	2,482,628
	輸出量	829	947	0	0	4,206	5,982	459
23	輸入量	737,414	1,197,905	6,758	28,766	476,727	2,447,570	137,847
	計	1,241,995	2,474,422	11,504	28,766	1,850,054	5,606,741	2,620,016
	指数							
	生産量	513,909	1,295,305	4,977	0	1,456,559	3,270,750	2,506,768
	輸出量	1,350	1,220	0	0	7,048	9,618	722
24 （概算値）	輸入量	722,457	1,140,844	6,980	28,612	429,498	2,328,391	123,168
	計	1,235,016	2,434,929	11,957	28,612	1,878,919	5,589,433	2,629,214
	指数							

資料：農林水産省「畜産物流通統計」「食料需給表」、財務省「日本貿易統計」
注１：牛肉、豚肉、馬肉、羊肉は枝肉ベース、鶏肉は骨付きベースに換算。
注２：食肉の輸出入量は、枝肉、骨付き肉、骨付きでない肉、くず肉等を集計。
　　また、牛肉には煮沸肉、鶏肉には家禽肉を含む。羊肉には山羊肉を含む。
注３：鶏卵の輸出入量は、殻付き換算。
注４：計は生産量－輸出量＋輸入量。
注５：21年度以降は鶏肉は年次ベース。

２　食肉等の流通対策

⑴　国産食肉流通体制整備

国産食肉の安定的な供給体制を構築するため、産地において、当該地域における肉用牛等の振興方策を踏まえ、その食肉としての流通、加工及び販売に関する総合的な産地体制の整備構想を作成し、高度に衛生的な設備を導入するとともに低コストで大規模に処理を

行う先進的な産地食肉センター及び食鳥処理施設を整備できる事業を措置し、これにより食肉流通の合理化等を推進した。

⑵　家畜市場近代化整備

肉畜の生産状況及び交通事情等の変化に対応して、家畜市場の機能高度化等を図り、市場取引量の増加、取引方法の合理化等家畜の公正円滑な取引及び適切な価格形成を確保し、肉畜流通の近代化及び合理化を行った。

⑶　鶏卵処理施設整備

鶏卵処理施設における処理の効率化、品質の向上、機能の向上・改善等のための施設整備を行った。

表16　食肉加工品生産量の推移

（単位：千t）

	ハ　ム	ベーコン	ソーセージ	計
12年度	149（ 97）	78（100）	292（ 99）	519（ 99）
13年度	146（ 98）	76（ 98）	297（102）	518（100）
14年度	138（ 95）	73（ 96）	288（ 97）	498（ 96）
15年度	139（101）	71（ 98）	284（ 99）	494（ 99）
16年度	140（101）	76（107）	286（101）	502（102）
17年度	139（ 99）	77（101）	279（ 98）	495（ 99）
18年度	135（ 98）	79（102）	274（ 98）	487（ 97）
19年度	132（ 98）	79（100）	270（ 99）	481（ 99）
20年度	130（ 98）	79（100）	287（106）	496（103）
21年度	131（101）	81（103）	293（102）	505（102）
22年度	130（100）	81（100）	293（100）	505（100）
23年度	134（103）	86（106）	298（102）	518（103）
24年度	135（101）	86（101）	301（101）	522（101）

3　食肉、鶏卵等の価格安定対策

⑴　肉用子牛生産者補給金制度

平成３年度からの牛肉の輸入自由化に対処して、肉用牛経営の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づいて、肉用子牛価格が低落した場合に生産者補給金を交付する「肉用子牛生産者補給金制度」を２年度より実施するとともに、輸入牛肉等の関税収入を財源とした助成措置を講じている。

⑵　鶏卵生産者経営安定対策事業

平成23年度から鶏卵生産者の経営と鶏卵価格の安定を図るため、標準取引価格（月毎）が補填基準価格を下回った場合、その差額の一部を補塡する鶏卵価格差補塡事業と、標準取引価格（日毎）が通常の季節変動を超えて大幅に下回った場合、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設ける取組に対し、奨励金を交付する成鶏更新・空舎延長事業を措置している。

表17　食肉・鶏卵の価格の推移

（単位：円、％）

年度・月	牛肉				豚肉				鶏肉				鶏卵			
	卸売価格	対前年比	小売価格	対前年比	卸売価格	対前年比	小売価格	対前年比	卸売価格	対前年比	小売価格	対前年比	卸売価格	対前年比	小売価格	対前年比
18	1,292	96.7	863	102.1	479	101.3	239	100.0	573	100.9	123	100.4	184	98.9	216	97.7
19	1,186	91.8	893	103.5	519	108.4	244	102.1	650	113.5	126	102.4	167	90.8	210	97.2
20	1,083	91.3	897	100.4	496	95.6	251	102.9	688	105.8	135	106.7	193	115.6	227	108.2
21	1,034	95.5	853	95.1	431	86.9	238	94.8	617	89.7	128	95.2	175	90.7	216	95.2
22	1,122	108.5	803	94.1	474	110.0	236	99.2	632	102.4	130	101.6	193	110.3	224	103.7
23	889	79.2	791	98.5	455	96.0	238	100.8	627	99.2	130	100.1	188	97.4	224	100.0
24	1,038	116.8	784	99.1	440	96.7	237	99.6	575	91.7	124	95.4	181	96.3	216	96.4
21.4	1,059	90.1	900	100.0	410	74.1	244	98.0	564	75.7	133	100.8	173	89.6	218	98.2
5	1,074	92.7	869	98.3	481	85.3	240	94.9	583	77.9	131	97.8	167	85.6	215	96.4
6	1,016	94.4	859	94.9	511	84.9	236	92.5	589	79.6	127	95.5	160	86.5	209	95.4
7	1,015	95.2	870	96.7	487	81.6	235	92.9	583	79.0	127	94.8	154	79.8	205	92.8
8	1,006	95.3	880	98.5	397	68.8	239	94.5	582	80.8	129	94.9	157	80.1	206	90.7
9	999	94.1	875	96.6	389	74.1	239	94.5	592	84.0	126	92.6	188	87.0	223	92.9
10	1,020	94.0	827	91.6	388	91.5	234	92.9	610	87.9	128	94.8	184	87.2	228	92.3
11	996	94.9	841	94.3	401	96.2	237	94.0	625	93.0	127	94.1	188	91.7	224	92.9
12	1,115	100.9	833	93.2	453	98.7	238	95.2	651	99.0	128	94.1	209	101.0	233	97.5
22.1	1,008	93.3	829	92.9	416	106.9	235	94.4	674	102.2	127	93.4	151	101.3	203	101.0
2	1,042	99.5	836	94.1	419	97.9	238	96.4	677	111.4	127	93.4	194	104.3	219	99.1
3	1,043	101.8	812	90.0	415	97.6	236	95.9	677	118.6	127	96.9	177	98.3	214	94.7
22.4	1,127	106.4	818	90.9	424	103.4	236	96.7	667	118.2	130	97.7	177	102.3	211	96.8
5	1,095	102.0	797	91.7	483	100.4	238	99.2	652	111.8	131	100.0	178	106.6	215	100.0
6	1,015	99.9	800	93.1	538	105.3	239	101.3	629	106.8	131	103.1	183	114.4	213	101.9
7	1,025	101.0	812	93.3	489	100.4	241	102.6	580	99.6	129	101.6	177	114.7	220	107.3
8	1,059	105.3	808	91.8	497	125.2	239	100.0	541	93.0	130	100.8	166	105.5	213	103.4
9	1,093	109.4	808	92.3	519	133.4	237	99.2	545	92.0	129	102.4	193	102.5	223	100.0
10	1,146	112.4	789	95.4	437	112.6	233	99.6	575	94.2	128	100.0	197	106.8	228	100.0
11	1,166	117.1	796	94.6	437	109.0	236	99.6	622	99.5	129	101.6	206	109.7	228	101.8
12	1,270	113.9	792	95.1	468	103.3	233	97.9	662	101.8	130	101.6	240	114.7	246	105.6
23.1	1,156	114.7	822	99.2	425	102.2	234	99.6	707	104.9	129	101.6	184	122.0	226	111.3
2	1,165	111.8	795	95.1	502	119.8	233	97.9	705	104.1	133	104.7	203	104.7	229	104.6
3	1,137	109.0	803	98.9	486	117.1	236	100.0	698	103.2	133	104.7	217	122.4	232	108.4
23.4	1,181	104.8	808	98.8	493	116.3	236	100.0	700	105.0	134	103.1	245	138.4	265	125.6
5	1,108	101.2	790	99.1	490	101.4	239	100.4	696	106.6	133	101.5	213	119.8	252	117.2
6	1,019	100.4	814	101.8	547	101.7	237	99.2	659	104.8	130	99.2	190	103.8	224	105.2
7	944	92.1	788	97.0	538	110.0	240	99.6	625	107.7	129	100.0	170	96.1	220	100.0
8	1,008	95.2	776	96.0	502	101.0	240	100.4	595	109.9	131	100.8	167	100.8	212	99.5
9	871	79.7	782	96.8	451	86.9	238	100.4	599	109.9	130	100.8	183	94.7	217	97.3
10	737	64.3	781	99.0	373	85.4	241	103.4	614	106.8	130	101.6	186	94.5	221	96.9
11	775	66.5	774	97.2	398	91.1	236	100.0	606	97.5	130	100.8	194	94.1	219	96.1
12	820	64.6	796	100.5	450	96.2	238	102.1	602	90.8	129	99.2	195	81.3	223	90.7
24.1	797	68.9	798	97.1	427	100.5	239	102.1	627	88.6	129	100.0	149	80.7	203	89.8
2	790	67.8	792	99.6	430	85.7	239	102.6	609	86.4	129	97.0	185	91.1	213	93.0
3	814	71.6	795	99.0	413	85.0	235	99.6	594	85.1	130	97.7	178	82.3	214	92.2
24.4	966	81.8	775	95.9	437	88.6	238	100.8	577	82.4	127	94.8	182	74.3	212	80.0
5	1,001	90.3	784	99.2	454	92.7	234	97.9	572	82.2	126	94.7	168	78.9	213	84.5
6	985	96.7	788	96.8	526	96.2	243	102.5	564	85.6	126	96.9	161	84.7	206	92.0
7	1,000	105.9	787	99.9	502	93.3	237	98.8	555	88.8	125	96.9	160	94.1	208	94.5
8	999	99.1	782	100.8	486	96.8	238	99.2	533	89.6	122	93.1	157	93.9	205	96.7
9	1,026	117.8	777	99.4	449	99.6	236	99.2	519	86.6	123	94.6	176	96.5	212	97.7
10	1,029	139.6	773	99.0	402	107.8	235	97.5	537	87.5	122	93.8	193	103.9	216	97.7
11	1,084	139.9	778	100.5	396	99.5	236	100.0	573	94.4	122	93.8	209	107.5	221	100.9
12	1,171	142.8	798	100.3	430	95.6	238	100.0	611	101.5	123	95.3	230	117.9	237	106.3
25.1	1,056	132.5	805	100.9	399	93.4	238	99.6	642	102.4	125	96.9	171	115.1	225	110.8
2	1,049	132.8	801	101.1	415	96.5	237	99.2	622	102.1	124	96.1	190	102.7	217	101.9
3	1,075	132.1	765	96.2	436	105.6	238	101.3	596	100.3	123	94.6	175	98.0	216	100.9

資料：卸売価格は農林水産省統計部「食肉流通統計」、「食鳥市況情報(もも肉)」、鶏卵は「JA全農たまご東京M規格」
　　小売価格は総務省「小売物価統計調査報告」

注１：牛肉及び豚肉の卸売価格は東京及び大阪の中央市場における省令規格（去勢牛Ｂ３、Ｂ２）１kg当りの価格である。

注２：鶏肉及び鶏卵の卸売価格は消費税を含まない。

注３：小売価格は東京都区部の100ｇ当りの価格であり、基本銘柄は、牛肉及び豚肉はロース、鶏肉はもも肉、鶏卵はLサイズ10個。

第15節　畜産経営対策

1　農畜産業振興機構以外で実施する酪農経営安定対策

⑴　酪農環境負荷軽減支援事業

24年度の酪農環境負荷軽減支援事業の奨励金は、家畜排せつ物の適正還元に必要な飼料作付地を確保し、環境負荷軽減効果の高い営農活動を実践した生産者6,243戸を対象に57億2,214万円を交付した。

2　産地競争力の強化に向けた総合的推進

⑴「強い農業づくり交付金」のうち畜産生産基盤育成強化

地域内一貫生産体制の確立、子牛生産部門の協業化や、効率的生産のための外部化・分業化、地域の核となる協業法人経営体の育成、畜産経営を円滑に継承するための離農跡地等の条件整備の支援を行った。

⑵「産地活性化総合対策事業」のうち農畜産業機械等リース支援事業のうち畜産新規就農支援型

施設、機械等の初期投資額が非常に大きな畜産分野において、新規就農等の促進を図るため、新規就農者が必要な機械等のリース方式による導入の支援を行った。

⑶「農業競争力強化対策民間団体事業」のうち畜産経営活性化サポート事業

畜産農家の自己判断による経営の高度化・多様化等を促進するため、畜産農家自らが計画を作成できる体制構築について支援を行った。

ア　都道府県が行う畜産経営支援活動の支援

専門家集団の組織化・人材育成や指導用資料の作成等を行うことにより、都道府県等が行う畜産経営支援活動の支援を行った。

イ　畜産経営者相互の交流会の開催

畜産の高度化・多様化等の促進のため、畜産経営者間で経営技術等に関する情報交換会を開催した。

ウ　eラーニングプログラムの導入

畜産経営者に対して、インターネットを通じ畜産経営の高度化・多様化に資する教材の配信を行うeラーニングプログラムの構築等を行った。

エ　経営分析プログラムの導入

畜産経営者が経営の自己診断分析を行い、簡易に経営計画を決定できるプログラムの構築等を行った。

3　畜産環境対策

⑴「強い農業づくり交付金」のうち畜産周辺環境影響低減

畜産に起因する排水及び悪臭による周辺環境への影響を軽減するために必要な浄化処理施設・脱臭施設の新設を支援を行った。

⑵「産地活性化総合対策事業」のうち地域バイオマス支援地区

畜産農家と耕種農家の連携による地域内の家畜排せつ物の利活用に向けた検討会の開催、堆肥成分の分析、施用実験、シンポジウムの開催に対して支援及び畜産経営環境調和推進資金を利用して、家畜排せつ物を利活用するための施設を整備する畜産農家への利子相当額を助成の支援を行った。

4　畜産経営関係主要資金の融通

⑴　農業近代化資金

昭和36年に制定された農業近代化資金は、農協系統資金等に利子補給を行い、資金を農業部内に環流させ、民間金融としての自主性に委ねつつ、農業経営の近代化に資すると認められる施設資金等の供給を行うことを目的に創設された。

17年度には国及び地方公共団体を通じた財政改革（三位一体改革）のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、都道府県が行う利子補給に係る政府の助成が廃止・税源移譲し、都道府県の責任において実施することとなった。

23年度に、東日本大震災の直接・間接被害を受けたものに対し、無利子（最長18年間）・無担保・無保証人での貸付が可能となった。さらに償還期間（据置期間）についても３年延長した。

表18　農業近代化資金融資実績

（単位：百万円）

区　分	21年度	22年度	23年度	24年度
畜産関係				
家畜購入※	10,359	10,114	9,411	9,708
資金総額	46,955	35,510	37,395	38,300

※平成17年度から「家畜購入」以外の区分は不明。

⑵　農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

本資金は６年度に創設され、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営展開を図るために必要な資金を融通している。

24年度に人・農地プランに地域の中心経営体として位置付けられた認定農業者が借り受ける場合は、貸付当初５年間実質無利子（限度額：個人３億円、法人10億円）となっている。また、東日本大震災の直接・間接被害を受けたものに対し、償還期間（据置期間を含む）を３年延長して貸付が可能となった。24年度の畜産関係融資実績は、最終貸付件数1,519件、668億円であった。

畜産関係融資は融資額全体の60.9％を占め、その内訳は、肉用牛20.6％、酪農15.1％、養豚10.7％、養鶏11.2％であった。

⑶　農業改良資金

59年度に畜産振興資金供給事業として発足した畜産振興資金は、60年度に農業改良資金に組み入れられた。本資金は、農業者が新作物や新技術の導入、畜産物の加工の開始など、チャレンジ性のある取組（農業改良措置）を実施する際に活用できる無利子資金である。

22年10月、融資主体が都道府県から日本公庫等に変更され、24年度の融資実績は1,725件、234億円であった。

⑷　畜産経営環境調和推進資金

11年度に家畜排せつ物法が制定され、家畜排せつ物の処理・利用のための施設・機械等の整備を円滑に行うため、畜産経営環境調和推進資金を融通している。

第16節　畜産技術対策

1　家畜改良増殖対策事業

平成22年７月に策定された新たな「家畜改良増殖目標」においては、霜降りや乳量の増大等を重視した従来からの品質や生産性の向上に向けた取組だけではなく、消費者ニーズの多様化や、長期的にひっ迫基調の穀物需給等の新たな課題にも対応する家畜改良増殖を進めていくこととされた。

このため、平成24年度においては、新たな「家畜改良増殖目標」の達成に向け、独立行政法人家畜改良センターは、都道府県や民間団体では取組み難い新たな育種改良技術と同センターが保有する多様な育種資源を活用した種畜の生産・供給や家畜の遺伝的能力評価などを通じ、都道府県や民間における改良を支援した。また、国として、家畜改良を推進する事業において、ブラウンスイス種等特色ある品種の受精卵導入等を支援するとともに、牛乳や食肉の質及び量などのデータの全国的・効率的な収集やDNA解析情報を活用した評価手法の開発等家畜の能力評価精度の向上に向けた取組を支援し、効率的に家畜改良増殖を行える体制作りを推進した。

また、ICチップを用い個体識別番号を自動的に認識することにより個体ごとの特性に応じた飼料の自動給餌を行うなどの飼養管理の効率化の普及を推進した。

・独立行政法人家畜改良センター運営費交付金
（74億円）
・家畜改良対策推進事業　（５億円）
・家畜個体識別システム利活用促進事業
（６千万円）

2　中央畜産技術研修

国及び都道府県の畜産関係職員等を対象とした中央畜産技術研修会を独立行政法人家畜改良センター中央畜産研修施設（福島県西白河郡西郷村）において実施した。

本研修は、都道府県、市町村、地方農政局、畜産関係団体、独立行政法人家畜改良センター等の畜産関係職員を対象として、畜産に関する高度の知識及び技術の習得並びに指導能力を向上させることを目的としている。具体的には、技術職員の再訓練のための専門技術研修や畜産に関する高度な学理、新技術を修得させるための研修等を実施した。

また、都道府県の職員においては、各都道府県段階において実施する畜産技術研修会において、主要な講師として本研修を反映した研修を行うことにより、新しい技術が速やかに全国各地に浸透するようにしている。

24年度は、新任畜産技術職員、畜産行政、畜産物のリスク管理、畜産新技術A・B、酪農、肉用牛、養鶏、畜産経営A・B、飼料A・B、自給飼料（WSC・飼料米）、畜産環境処理、肉用牛生産技術指導者養成A・B等の各部門（21講座）について短期研修を実施し、合計590名が受講した。

第17節　飼　料　対　策

1　自給飼料対策

「食料・農業・農村基本計画」（平成22年３月30日閣議決定）において、畜産物の自給率向上の観点から、飼料作物の生産量を平成20（2008）年度の435万TDN（＊１）tから平成32（2020）年度の527万TDNtへ増加させ、同様に飼料自給率を26％から38％に増加させる

目標を定めた。併せて、同計画では、具体的な飼料作物増産の方法として⑴二毛作等の推進を可能とする品種・作付体系技術の開発・普及、⑵飼料生産組織の育成による畜産農家の労働負担の軽減及び飼料生産作業の効率化・低コスト化促進、⑶優良品種の開発・普及等を掲げた。

このため、平成24年度においては、独立行政法人家畜改良センターにおいて、我が国の風土に適した国内育成品種の定着を更に進めるため、高品質の飼料用原種子を供給した。また、飼料生産受託組織に対して、受託面積に応じた支援措置を講じること等により、飼料作物の作業受託をした経営体数は、平成20（2008）年度の522経営体から平成24（2012）年度の605経営体に増加した。

これに加えて、地域で発生する食品残さや農場残さ等の飼料利用を推進するため、食品産業と畜産業とのマッチング、地域の未利用資源の飼料化のための実証試験、エコフィードを増産する取組への支援を行った。

更に、高品質・高収量なWCS用稲（＊２）を生産・利用する取組や、飼料用米の利用を推進するためのシンポジウムの開催などの取組、草地の収量を増加するための草地の改良の取組等を支援した。

この結果、平成24年度の飼料作物全体の作付面積は、93万２千haであり、平成20年度に比べて３万ha増加した。しかしながら、平成24年度の生産量は、東北・関東の一部地域で東京電力福島第一原子力発電所事故による牧草等の給与自粛措置が取られたことの影響等により、平成20年度に比べ36万TDNt減少し、400万TDNtであった。

また、エコフィード生産量は、29万TDNtであり平成20年に比べ５万TDNt増加するとともに、WCS用稲及び飼料用米の作付け面積は２万６千ha、３万５千haであり、平成20年に比べてそれぞれ１万７千ha、３万３千ha増加した。

＊１　TDNは、Total Digestible Nutritionの略で、可消化養分総量と呼ばれるもの。家畜が消化できる養分の総量であり、カロリーに近い概念

＊２　稲発酵粗飼料。稲の実が完熟する前に、実と茎葉を一体的に収穫し、乳酸菌発酵させた飼料。稲ホールクロップ・サイレージ（稲WCS）とも呼ばれる。水田の有効活用と飼料自給率の向上に資する飼料作物として、作付面積が拡大している。

・飼料増産総合対策事業（17億円）
・農業農村整備事業
（326億円の内数）
・農山漁村地域整備交付金
（96億円の内数）
・水田活用の所得補償交付金
（2,284億円の内数）
・産地活性化総合対策事業
（53億円の内数）
・強い農業づくり交付金
（21億円の内数）

２　流通飼料対策

飼料費は、畜産物生産費の大部分を占めるため、配合飼料価格の上昇は、生産コストを増大させ畜産経営に影響を及ぼす。このため、配合飼料価格が値上がりした場合に補塡を行う配合飼料価格安定制度の適切な運用を行い、畜産経営への飼料価格の急激な変化による影響を緩和している。平成24年度においては、配合飼料メーカーと畜産農家の積立金を原資とする通常補塡が第２四半期から第４四半期において３期連続で発動した。加えて、国と配合飼料メーカーの積立金を原資とする異常補塡が第４四半期で発動した。

また、我が国は配合飼料原料のほとんどを輸入に依存しており、天災等の不測の事態に対処し、飼料の安定的供給を図るため、公益社団法人配合飼料供給安定機構等に対し飼料穀物の備蓄を行うのに要する費用の助成を行った。

・飼料穀物備蓄対策事業
（24当初：16億円、24補正：72億円）
・配合飼料高騰緊急安定対策事業　（282億円）

第18節　中央競馬及び地方競馬

１　中　央　競　馬

24年度（１～12月）の中央競馬は、札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、中京、京都、阪神及び小倉の10競馬場において、合計36回、288日開催された。

売得金は２兆3,943億円、入場人員は619万人となり、前年比では売得金で4.4％の増加、入場人員で0.6％の増加となった。

この結果、売得金総額の10％に相当する2,394億円を第１国庫納付金として納付するとともに、24年度決算により生じた剰余金の50％に相当する85億円を第２国庫納付金として納付した。

中央競馬の馬主、調教師、騎手及び競走馬は、日本中央競馬会が行う登録又は免許を受けなければならな

いが、25年１月１日現在では、馬主2,256名（うち法人290、組合47、本邦外個人７）、調教師210名、騎手123名、登録馬7,925頭となっており、また、きゅう務員等は2,528名となっている。

２　地　方　競　馬

24年度（４～３月）の地方競馬は、全国の16競馬場において15主催者（道県２、指定市３、一部事務組合10）で合計279回、1,379日開催された。なお、平成25年３月に福山市が競馬事業から撤退した。

売得金は合計3,326億円、入場人員は合計344万人となり、前年比では売得金は0.4％の増加、入場人員は7.5％の減少となった。

また、地方公共団体金融機構に対し、前年度の経営実績等に応じて合計2.5億円が納付された。

地方競馬の馬主、調教師、騎手及び競走馬は、地方競馬全国協会が行う登録又は免許を受けなければならないが、25年１月１日現在では、馬主4,720名（うち法人313、組合26）、調教師493名、騎手304名、登録馬11,870頭（平地11,057頭、ばんえい813頭）となっており、また、きゅう務員は2,295名となっている。

第19節　農業生産工程管理（GAP）の推進

農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことである。

農業生産工程管理（GAP）については、全国で約2,500産地（平成24年３月末時点）まで導入が拡大している一方で、様々な取組内容のGAPが存在しており、その共通基盤を整理することが課題となっていた。また、農産物の安全性向上のための科学的知見に基づき取り組む視点、環境保全、労働安全のように幅広い分野を対象として取り組む観点、消費者や実需者のニーズに応える観点から、取組の高度化が課題となっている。

このような状況を踏まえ、高度な取組内容を含むGAPの共通基盤として平成22年４月に策定した「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に則した農業生産工程管理（GAP）の導入を進めるため、普及組織による指導や産地のリーダーの育成等の支援を実施した。また、震災による津波や放射性物質の影響を受けた地域において普及指導員等の生産指導の参考とするため、放射性物質対応の技術指導通知等を整理した「放射性物質に対応した生産指導のための参考資料」を取りまとめるとともに、当該地域の震災被害（塩害、放射性物質等）の実情に対応したGAPの活用等の支援を実施した。

（平成24年度予算額）

○消費・安全対策交付金　　2,606百万円の内数

○産地活性化総合対策事業　　5,288百万円の内数

○東日本大震災農業生産対策交付金

2,899百万円の内数

第20節　協同農業普及事業

「農業改良助長法」（昭和23年法律第165号）に基づき、農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を取得交換し、それを有効に応用することができるように、国と都道府県が協同して行う農業に関する普及事業（協同農業普及事業）を実施した。

１　農業革新支援専門員の配置

平成23年度に改定した「協同農業普及事業の運営に関する指針」に基づき、平成24年度に①研究、行政等との連携、②普及活動の総括、③普及指導員の資質向上、④先進的な農業者等からの相談・支援等を担う農業革新支援専門員を、主要な農政分野・技術分野ごとに配置した。

また、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対応するため、高度相談・支援部門として農業革新支援センターを整備した。

２　協同農業普及事業交付金

協同農業普及事業に係る経費の財源として、国から都道府県に対し、協同農業普及事業交付金を交付した。

（予算額 2,706百万円）

なお、協同農業普及事業交付金の交付対象となった協同農業普及事業は以下のとおりであった。

⑴　普及指導員の設置

協同農業普及事業に従事する職員として、都道府県に普及指導員6,849人（平成25年３月31日現在）を設置した。

普及指導員は、その大部分が普及指導センターに所属し、一部は農業者研修教育施設（道府県農業大学校）、試験研究機関等に所属した。

普及指導員の任用については、国が実施する普及指導員資格試験に合格した者及び無試験による任用とし

て、一定の学歴及び経験を有する者の中から行われた。

(2) 普及指導員の活動

農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を円滑に進める観点から、次のような活動を実施した。

ア　農業者に対する巡回指導及び相談

イ　試験研究機関等で開発された新技術等の実証ほの設置又は普及指導活動の手法や成果を実証展示するための農業者等の設定

ウ　農業経営及び農村生活に関する情報の農業者等への適時、適切な提供

エ　農業者を対象とした研修会や講習会の開催

オ　試験研究機関、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ちつつ、普及指導活動の充実を図るための専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法についての調査研究

(3) 普及指導センターの運営

現地での活動を本務とする普及指導員の活動の拠点並びに農業者等に対する情報提供及び相談の場として、普及指導センター366か所（平成25年３月31日現在）の運営を行った。

また、普及指導センターにおいて、総合的かつ計画的な普及指導活動を行うため、普及指導員相互の緊密な連絡の下に、普及指導員の事務分担や活動体制の決定、普及指導計画の策定を行うとともに、普及指導センターを拠点とした普及指導活動の効率的・効果的な推進を図るため、次のような事業を実施した。

ア　農業に関する高度な分析・診断機材、視聴覚機材、農業者に対する情報の提供に必要な機材等の整備

イ　農業者に対して、農業技術や農業経営等に関する有益な情報の整理・提供

ウ　普及指導員の現地活動等に使用する巡回指導用車両の整備

エ　普及指導センター又は市町村を単位として、農業者、市町村、農業協同組合等関係機関・団体の職員及び普及指導協力委員を構成員とする地域農業改良普及推進協議会等の開催、普及指導活動に関するニーズ及び普及指導活動に対する評価の把握、関係機関・団体との役割分担についての協議等の実施

オ　普及指導員の産前産後の休暇・育児休業中にその普及指導活動を代替して行う職員の設置

カ　新規就農に向けた啓発及び相談を行うための交流会・研修会等の開催及び就農相談員の設置

キ　普及指導活動に関する課題の収集、地域の技術及び知識の周辺農業者への情報提供等を行う普及情報協力者の設置

(4) 普及指導協力委員の活動

専門的な技術等についての農業者からの多様なニーズに応えるため、農業又は農産物の加工若しくは販売の事業その他農業に関連する事業について識見を有する者、例えば新技術の実践、農村青少年の育成等地域において先導的な役割を担う農業者等を、都道府県が普及指導協力委員として委嘱し、これらの者が普及指導員に協力して農業経営又は農村生活の改善に資するための活動を実施した。

(5) 普及指導員の研修

近年の農業分野における技術革新及び農業者の高度かつ多様なニーズに対応し、的確な普及指導活動を推進し得るよう、普及指導員の資質の向上を図ることを目的とし、次のような研修を実施（国が実施する研修への派遣を含む。）するとともに、このために必要な研修用機材を当該研修を実施する施設に整備した。

ア　県段階における研修

協同農業普及事業を進める上で都道府県域において取り組むべき課題等に関する研修、現場段階の実践的な研修、普及指導活動経験の浅い新任の普及指導員等に対するOJT等の研修

イ　国段階における研修

普及指導員の資質の全国的な高度化、全国的に普及すべき技術や広域的に連携して取り組む必要がある課題等国段階で統一的に行うことが効果的な研修や、都道府県段階では対応が困難な課題等に関する研修

(6) 農村青少年団体の指導者の育成

農村青少年団体の優れた指導者の育成に資する観点から、農村青少年の研修教育等に励みと目標を与えるとともに、農業者としての意欲を喚起し、その自主的活動の助長を図るため、優れた農村青少年を「青年農業士」として認定した。また、研究会の開催、青年農業士による先進地調査等を行った。

(7) 農業者研修教育施設の運営

次代の農業及び農村を担う優れた青年農業者等を育成することを目的として、農業者研修教育施設（道府県農業大学校）において、高校卒業生等を対象に長期の研修教育を行う養成課程、県の農業及び農村の実情に応じ、養成課程の卒業者を対象に、より高度な研修教育を行う研究課程及び新規就農希望者や農業者等を対象に、農業技術や経営管理手法を習得するための短期研修を行う研修課程の各教育課程で農業者研修教育を実施した。

また、これらのために必要な機材等の整備を行った。さらに、指導職員の指導能力の向上に資するための新任者研修を実施した。

3　協同農業普及事業の効果的・効率的な推進

協同農業普及事業交付金による事業とあいまって、普及の技術水準の高度化等を図るとともに、農業情勢の変化等に的確かつ弾力的に対応するため、次の事業を実施した。

⑴　産地活性化総合対策事業のうち普及活動情報基盤整備事業

最新の技術・経営に関する情報を普及指導センターに迅速に提供し、効率的な普及活動を支援するため、普及情報ネットワークを通じた、情報の収集・提供、データベースの活用及びその運営体制の整備・改良等を実施するとともに、普及指導員等が県を越えて連携するシステムを構築した。

（予算額 5,288百万円の内数）

⑵　産地活性化総合対策事業のうち革新的農業技術習得支援事業

大学・試験研究機関等で開発された革新的な農業技術のうち産地の農業収益の向上に資することが期待される新技術について、産地指導の中核となる普及指導員等の技術指導者に習得させるため、（独）農業・食品産業技術総合研究機構等が事業主体となって研修を実施し、普及指導員等の資質向上を図った。

（予算額 5,288百万円の内数）

⑶　産地活性化総合対策事業のうち技術導入支援チーム活動の推進

産地において、市町村、普及指導員等産地内外の農業関係者が結集した協議会により策定する産地収益力向上プログラムに基づき実施される普及指導員等を中核とした技術導入支援チームによるサポート活動等を支援した。

（予算額 5,288百万円の内数）

⑷　産地活性化総合対策事業のうち新技術導入広域推進事業

新技術による産地収益力の向上を図るため、各都道府県が主体となって取り組む新技術の実証、改良等による広域的に普及可能な技術を確立する取組を支援した。

（予算額5,288百万円の内数）

第7章　経　　営　　局

第1節　農業経営政策

1　農業者戸別所得補償制度（平成25年度は経営所得安定対策）

⑴　趣　　旨

我が国の農業は、農業従事者の減少・高齢化、農業所得の激減など大変厳しい状況にある。また、海外での穀物需給や国内での担い手の育成・確保の状況をみると、国内の生産力を確保することが重要である。

このため、農業者戸別所得補償制度を実施した。

⑵　制 度 の 概 要

ア　米の所得補償交付金（平成25年度は米の直接支払交付金）

米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付。

㋐　交付対象者

米の生産数量目標に従って、販売目的で生産（耕作）する「販売農家」又は「集落営農」

㋑　交付単価

「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分（15,000円/10a）を全国一律で直接交付。

㋒　交付対象面積

主食用米の作付面積から一律10a控除して算定。

イ　米価変動補塡交付金

「当年産の販売価格」が「標準的な販売価格」を下回った場合に、その差額分を10a当たりの単価で直接交付。

なお、24年産米については、「当年産の販売価格」が「標準的な販売価格」を下回らなかったため、交付金は交付されなかった。

ウ　水田活用の所得補償交付金（平成25年度は水田活用の直接支払交付金）

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払で直接交付。

㋐　交付対象者

販売目的で対象作物を生産（耕作）する「販売農家」又は「集落営農」

㋑　交付単価

a　戦略作物助成

・　麦、大豆、飼料作物　　35,000円/10a

・　米粉用米、飼料用米、WCS用稲　　80,000円/10a

・　そば、なたね、加工用米　　20,000円/10a

b　二毛作助成

水田における主食用米と戦略作物、又は戦略作物同士の組み合わせによる二毛作に対して15,000円/10aを助成。

c　耕畜連携助成

耕畜連携の取組（飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環）に対して13,000円/10aを助成。

d　産地資金

地域の実情に即して、①水田における麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、②地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援。

この資金の活用に当たっては、都道府県の判断で畑地を対象とすることも可能。

エ　畑作物の所得補償交付金（平成25年度は畑作物の直接支払交付金）

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付。支払は数量払を基本とし、営農を継続するために必要最低限の額を面積払で交付する仕組。

㋐　交付対象者

対象作物ごとの生産数量目標に従って、販売目的で生産（耕作）する「販売農家」又は「集落営農」

㋑　対象作物

麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

㋒　交付単価

a　数量払

「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分を単位重量当たりの単価で直接交付。

○　平均交付単価

・　小麦	6,360円/60kg
・　二条大麦	5,330円/50kg
・　六条大麦	5,510円/50kg
・　はだか麦	7,620円/60kg
・　大豆	11,310円/60kg
・　てん菜	6,410円/t
・　でん粉原料用ばれいしょ	11,600円/t
・　そば	15,200円/45kg
・　なたね	8,470円/60kg

b　営農継続支払

農地を農地として保全し、営農を継続するために必要な最低限の経費が賄える水準を「営農継続支払」として、20,000円/10aを直接交付。

オ　加算措置

㈠　品質加算（畑作物の所得補償交付金の中で措置）

麦・大豆等の畑作物については、地域間、農業者間の品質の格差が大きいため、数量払の交付単価において、品質に応じて単価の増減を行った。

㈡　規模拡大加算（平成25年度は規模拡大交付金として「担い手への農地集積推進事業」の中で実施）

農地利用集積円滑化団体を通じて、面的集積（連坦化）がなされた農地に利用権を設定して経営規模の拡大をした場合に20,000円/10aを支払う。

㈢　再生利用加算（平成25年度は再生利用交付金）

地域の耕作放棄地の再生利用計画に従って、畑の耕作放棄地に麦、大豆、そば及びなたねを作付けた場合に、平地は20,000円/10a、条件不利地は30,000円/10aを最長５年間支払う。

㈣　緑肥輪作加算（平成25年度は産地資金に統合）

畑において、輪作作物の間に１年休んで地力の維持・向上につながる作物を栽培し、畑にすき込む場合（休閑緑肥）に、その作付面積に応じて10,000円/10aを支払う。

⑶　支　払　実　績

ア　支払額

平成24年度の本制度の支払額は5,603億円となっており、内訳は、米の所得補償交付金が1,552億円、水田活用の所得補償交付金が2,223億円、畑作物の所得補償交付金が1,781億円、加算措置が47億円となった。

イ　支払対象者数

本制度の支払対象者数は1,118,436件となっており、内訳は、米の所得補償交付金が980,601件、水田活用の所得補償交付金が518,853件、畑作物の所得補償交付金が76,180件、加算措置11,389件となった。

ウ　支払面積、数量

本制度の支払面積・数量は、次のとおりとなった。

㈠　米の所得補償交付金	1,034,443ha
㈡　水田活用の所得補償交付金	
・　麦	165,955ha
・　大豆	105,338ha
・　飼料作物	102,239ha
・　米粉用米	6,372ha
・　飼料用米	34,316ha
・　WCS用稲	25,410ha
・　そば	37,150ha
・　なたね	535ha
・　加工用米	32,448ha
㈢　畑作物の所得補償交付金	
・　小麦	824,741t
・　二条大麦	44,352t
・　六条大麦	38,901t
・　はだか麦	11,187t
・　大豆	198,387t
・　てん菜	3,649,972t
・　でん粉原料用ばれいしょ	772,607t
・　そば	39,984t
・　なたね	1,637t
㈣　加算措置	
・　規模拡大加算	21,564ha
・　再生利用加算	564ha
・　緑肥輪作加算	2,251ha

２　水田・畑作経営所得安定対策

⑴　趣　　旨

我が国の土地利用型農業の構造改革を加速化するとともに、WTOにおける国際規律にも対応し得るよう、これまで全農家を対象とし、品目毎の価格に着目して講じてきた施策を、担い手を明確化した上で、その経営の安定を図る対策に転換するものとして、平成19年度から本対策を導入した。

平成23年度からの農業者戸別所得補償制度（平成25年度は経営所得安定対策）の本格実施に伴い、本対策のうち、生産条件不利補正交付金の交付に係る対策は、同制度の畑作物の所得補償交付金（平成25年度は畑作物の直接支払交付金）の交付に係る対策として実施することとなり、収入減少影響緩和交付金の交付に

係る対策は引き続き存置することとなった。

⑵　収入減少影響緩和対策（平成25年度は経営所得安定対策の中で実施）の概要

対象農産物に係る対象農業者の当年産の収入の額が、対象農産物に係る対象農業者の標準的な収入の額を下回った場合に、その減収額の９割を対象として、国費を財源とする交付金の交付とそれに伴い農業者が自ら積み立てている積立金の返納により補てん。

ア　対象農産物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

イ　対象農業者

認定農業者は４ha以上（北海道10ha以上）、集落営農組織は20ha以上の経営規模を有することが原則。

⑶　平成24年産の加入申請状況

ア　申請経営体数

本対策の申請経営体数は、全国で70,878件、うち認定農業者66,609件、集落営農組織4,269件となった。

イ　生産予定面積

本対策に加入した経営体の品目別の生産予定面積は、次のとおりとなった。

・　米	430,898ha
・　４麦	224,274ha
・　大豆	98,097ha
・　てん菜	56,765ha
・　でん粉原料用ばれいしょ	12,978ha

３　担い手の育成・確保

⑴　意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保

地域農業の担い手の育成については、食料・農業・農村基本計画（平成22年３月閣議決定）において、戸別所得補償制度の導入により、兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備するとともに、新規就農者を幅広く確保し、農業経営の多角化・複合化等の６次産業化による付加価値の向上分を経営に取り入れる取組を後押しすること等により、競争力ある経営体の育成・確保を図ることとしている。

具体的には、

ア　地域農業の担い手の中心となる家族農業経営については、認定農業者制度を活用した、規模拡大や経営の多角化・複合化

イ　小規模農家や兼業農家も参加した集落営農については、新たな組織づくりや集落営農の法人化、６次産業化

ウ　雇用創出等により地域の所得向上や活性化に寄与する法人経営については、人材の育成や施設・機械の整備、資金調達の円滑化、経営の多角化・複合化等の取組を、地域や経営体の実態に合わせて支援することとしている。

このため、戸別所得補償制度により、担い手を含めた意欲ある農業者の経営の安定を図るとともに、意欲ある農業者の資金調達を支援するための低利融資や無担保、無保証人での融資、経営規模の拡大や経営の多角化を図るために必要な農業用機械・施設等の整備に係る支援、新規就農者の農業技術・ノウハウ取得のための研修支援等を実施した。

⑵　農業経営基盤強化法の運営

ア　農業経営基盤強化促進法の趣旨

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、地域において育成すべき多様な農業経営の目標を、関係者の意向を十分踏まえた上で明らかにし、その目標に向けて農業経営を改善する者に対する農用地の利用の集積、経営管理の合理化など、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じるものである。

イ　農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等の作成

都道府県及び市町村は、それぞれ農業経営基盤の強化のため、基本方針（基盤強化法第５条の規定に基づき都道府県が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針をいう。以下同じ。）及び基本構想（基盤強化法第６条の規定に基づき市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想をいう。以下同じ。）を作成し、農業経営基盤の強化の促進に関する目標、育成すべき農業経営に関する目標、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標等を定めることとしている。なお、基本構想は、1,659の市町村（特別区を含む。）で策定されている（平成25年３月末時点）。

ウ　農業経営改善計画の認定制度

農業者が作成する農業経営の規模の拡大、生産方式・経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等農業経営の改善を図るための農業経営改善計画を、市町村が基本構想に照らして認定する。

この認定農業者に対しては、日本政策金融公庫による必要な資金の貸付け、農業委員会による農地利用集積の支援、税制上の特例措置等の施策を重点的

に実施することとしている。なお、認定農業者数については、233,386（前年同月比4,136（1.7%）の減少）となった（平成25年３月末時点）。

エ　農業経営基盤強化促進事業

市町村においては、基本構想で明らかにした育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を育てていくため、利用権設定等促進事業、農地保有合理化事業の実施を促進する事業、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業、農用地利用改善事業の実施を促進する事業、その他農業経営基盤の強化を促進する事業（委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業等）により、農業経営基盤の強化を総合的に推進することとしている。なお、農用地利用改善事業においては、特に将来の農業の担い手の確保に不安がある地域において、地域の農用地の利用を集積して適切に管理し、有効利用する特定農業法人や特定農業団体が明確化されているところである。特定農業法人数は836（前年同月比11（1.3%）の減少）、特定農業団体は1,474（前年同月比147（9.0%）の減少）となった（平成25年３月末時点）。

⑶「人・農地プラン」の推進

農業者の高齢化・耕作放棄地の増加等に対して、担い手の育成・確保、担い手への農地集積を進めるため、地域の話合いにより、

- 今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか
- 中心となる経営体へどうやって農地を集めるか
- 中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、６次産業化）

等を明らかにした「人・農地プラン」の作成を推進した。

なお、平成25年３月末において、プランを作成しようとする1,560市町村のうち、1,312市町村（84%）でプランの作成に至った。

４　新規就農者・青年農業者の育成・確保

基幹的農業従事者の平均年齢が66.1歳（平成22年）と高齢化が進展する中、持続可能な力強い農業を実現するためには、年間２万人の青年新規就農者が定着することが必要である。

しかしながら、近年、40歳未満の若い就農者は１万５千人前後にとどまり、そのうち定着するのは１万人程度となっていることから、青年新規就農者を大幅に増大させるための支援を行った。

⑴　新規就農・経営継承総合支援事業

ア　新規就農者確保事業

㈠　青年就農給付金

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（年間150万円、最長２年間）及び経営が不安定な就農直後（年間150万円、最長５年間）の所得を確保する給付金を給付した。

（予算額10,400百万円）
（予備費995百万円）
（補正額7,693百万円）

㈡　農の雇用事業

青年の農業法人へ雇用就農を促進するため、農業法人が新規就業者を雇用して実施する実践的な研修（年間最大120万円、最長２年間）に対して支援した。

（予算額2,580百万円）
（予備費1,107百万円）
（補正額2,183百万円）

イ　農業者育成支援事業

㈠　技術習得支援事業

a　高度農業経営者教育機関への支援

地域農業のリーダーとなる農業経営者を育成するため、民間法人等が地域の農業経営者育成の中核となる教育機関と連携して行う、①地域の中核教育機関の学生、新規就農者、農業者等を対象とした高度な経営力養成のための研修、②地域の中核教育機関の講師や農業法人等の指導者を対象とした指導力向上研修等を支援した。

（予算額97百万円）

b　地域の中核教育機関への支援

農業大学校等地域の農業経営者育成の中核となる教育機関が行う、①教育改善計画の作成、②教育改善計画に基づく新たな教育の実施、教育体制の強化、教育施設の整備について支援した。

（予算額292百万円）

㈡　新規就農等相談支援事業

a　就農情報の提供、就業相談の実施

就農希望者と農業法人等のマッチングを図るため、全国新規就農相談センター及び都道府県新規就農相談センターにおける求人情報等の収集・提供、個別就農相談、法人就業相談会の開催等を実施した。

b　短期就業体験の実施

農業知識・経験不足等による就業時のミスマッチを防止し、新規雇用者の定着を促進するため、農業法人等の短期就業体験の実施を支援した。

（予算額206百万円）

⑵ 就農支援資金

新たに就農しようとする青年等に対し、農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修に必要な資金、その他就農準備に必要な資金、経営開始時の機械・施設等の導入に必要な資金について無利子貸付けを行った。平成24年度の貸付実績は、843件、34.1億円であった。

（予算額675百万円）

5　経営体育成支援等

新規就農者、意欲ある経営体、集落営農組織など多様な経営体が経営規模の拡大や経営の多角化を図っていくために必要な農業用機械・施設の整備等を支援した。

⑴ 経営体育成支援事業（当初）

ア　一般型

㋐　新規就農者補助事業

新規就農者の経営の早期安定を図るため、農業用機械等導入の初期投資の軽減を支援した。

㋑　融資主体型補助事業

意欲ある経営体が融資を受け、農業用機械等を導入する際、融資残の自己負担部分について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を補完的に支援した。

㋒　追加的信用供与補助事業

融資主体型補助事業に係る融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増による金融機関への債務保証（経営体の信用保証）の拡大を支援した。

㋓　集落営農補助事業

集落営農の組織化・法人化に必要な農業用機械の導入を支援した。

イ　条件不利地域型

経営規模の零細な地域等における意欲ある経営体の育成に必要な共同利用機械等の導入を支援した。

ウ　被災農業者向け経営体育成支援事業及び梅雨前線豪雨等被災農業者向け経営体育成支援事業

平成23年度冬期の大雪、平成24年４月の暴風雨及び平成24年５月の突風、降ひょう及び平成24年６月８日から７月23日までの間の豪雨、暴風雨による農業被害により被災した農業者に対し、農産物の生産に必要な施設の復旧を緊急的に支援した。

（予算額6,346百万円）

⑵ 経営体育成支援事業（補正）

人・農地プランに位置付けられた中心経営体等が経営規模の拡大や経営の多角化を図っていくために必要な農業用機械・施設の整備等を都道府県及び市町村を通じ支援した。

ア　融資主体型補助事業

中心経営体等が融資を受け、農業用機械等を導入する際、融資残の自己負担部分について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を補完的に支援した。

イ　追加的信用供与補助事業

融資主体型補助事業に係る融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増による金融機関への債務保証（経営体の信用保証）の拡大を支援した。

（補正額3,417百万円）

⑶ 経営体育成交付金

意欲ある多様な経営体を育成・確保するため、平成22年度認定地区における共同利用施設の残事業について引き続き支援した。

（予算額169百万円）

⑷ 特定地域経営支援対策事業

ア　アイヌ農林漁業対策事業

北海道のアイヌ住民の居住地区における農林漁業は他の地区に比べ、経営規模が零細で生産性が低いことから、アイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上を図るため、農林漁業経営の近代化のための施設等の整備を支援した。

（予算額281百万円）

イ　沖縄農業対策事業

沖縄県における地理的・自然的条件や特有の歴史的・社会的条件の不利による本土農業との格差是正等を図るため、意欲ある多様な経営体の育成に必要な施設等の整備を支援した。

（予算額911百万円）

⑸ 人権問題啓発事業

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」に即して、農林漁業関係団体の人権意識の向上のための啓発活動を推進した。

ア　人権問題啓発推進事業

全国農林漁業団体が、当該職員等を対象に実施する人権問題に関する研修会等の開催などの啓発活動

を支援した。

（予算額８百万円）

イ　「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業

農林漁業団体職員や農業生産法人、集落営農組織等を対象に、人権問題に関する研修会等の開催などの啓発活動を実施した。

（予算額16百万円）

６　女性の能力の積極的な活用

農業就業人口の過半を占める女性は、農業や地域の活性化において重要な役割を果たし、６次産業化の担い手としても大きく期待されていることから、その能力の発揮を一層促進する必要がある。

女性の能力の積極的な活用を進める観点から、以下の施策を講じた。

⑴　企画・立案段階からの女性の参画促進

地域農業に関する方針を企画・立案する段階から女性の参画を促進するため、市町村等の単位で地域農業の目指すべき方向や確保すべき経営体の姿を定める「人・農地プラン」の検討にあたって、女性が概ね３割以上参画することを要件化した。

⑵　６次産業化などにチャレンジする女性への支援

６次産業化などにおける女性の実践活動を促進するため、関連する補助事業において、女性農業者等が応募した場合に優先的に採択される枠（女性起業家枠）の設定や、ポイントを加算することによって女性農業者が採択されやすくする等の配慮をした。

⑶　女性経営者発展支援事業

女性経営者の発展を支援するため、女性経営者相互のネットワークの形成や、異業種・民間企業との交流・情報交換の場づくり等の取組を全国段階及び地域段階において推進した。

（予算額105百万円）

⑷　男女共同参画加速化事業

農山漁村の男女共同参画への理解・気運醸成を図り、女性農業者等の経営・社会参画を一層促進するため、民間団体がブロックレベルで展開する研修等を支援した。

（予算額58百万円）

７　多様な人材の育成・確保

高齢者、障害者といった地域の多様な人材が農業・農村でいきいきと活躍できる環境づくりに向けた取組を支援した。

⑴　農村高齢者活動支援事業

知識・技術が豊富な農村高齢者の活動を助長するため、農村の高齢者グループ等が行う起業等の活動、健康に関する知識の指導等の健康管理活動、福祉・医療現場において農村高齢者が農作業指導を行う仕組みづくりを支援した。

（予算額23百万円）

⑵　障害者就労支援事業

農業分野における障害者就労を推進するため、NPO法人等が行う、農業者等に障害者就労の先進事例や就労マニュアル等の普及啓発、障害者支援のための組織づくりや研修会の開催等を支援した。

（予算額14百万円）

第２節　農　地　制　度

１　農地集積の状況

⑴　農地の権利移動面積の状況

農地の権利移動については、昭和50年以降、所有権移転（売買）によるものから利用権の設定（貸借等）によるものに重点が移ってきている。

売買と貸借等を合わせた年間の農地の権利移動面積（世帯内の移動等（子供への贈与、使用貸借）を除く）については増加傾向にあり、平成23年は約20万haとなっている。このうち、貸借等によるものが８割以上を占めており、そのほとんどは農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定によるものである。

⑵　土地利用型農家の経営規模の状況

20ha以上の規模の経営体が耕作する面積は平成17年においては96万haであったが、平成22年は、全国耕地面積の約３割（119万ha）となっており、５年間で24万ha増加している。

⑶　一般法人の農業参入の状況

改正農地法により、農地のすべてを適正かつ効率的に利用すること等基本的な条件を満たせば、一般法人が全国どこでも農地を貸借できるようになった。改正農地法の施行後約３年で新たに1,158法人（平成25年３月末）が参入しており、施行前は約６年半で436法人（平成21年12月末）が参入したことと比べ大きく増加している。

２　農地集積対策

⑴　農地利用集積円滑化事業

農地の効率的な利用に向け、その集積を促進するため、改正農地法により、農業経営基盤強化促進法に位置付けられたものである。

本事業は、市町村の承認を受けた者（農地利用集積

円滑化団体）が、農地の所有者から委任を受けて、その者を代理して農地の貸付け等を行うこと等を内容とする事業であり、次の事業からなる。

ア　農地所有者代理事業

農地利用集積円滑化団体が行う農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託を行う事業（当該委任に係る農用地等の保全のための管理を行う事業を含む）。

イ　農地売買等事業

農地利用集積円滑化団体が農用地等を買い入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業。

ウ　研修等事業

農地売買等事業により買い入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業。

⑵　規模拡大加算

農地利用集積円滑化団体を通じて、農地の面的集積（連坦化）を図るため、農地の利用権を設定して規模拡大を行った経営体に対して支援を実施。平成24年度の規模拡大加算の支払実績は、金額が約43億円、面積が約2.2万haであり、昨年度の実績を上回った。

（所要額　10,000百万円）

⑶　農地集積協力金

平成24年度新規事業として、集落・地域での話し合いにより決められた地域の中心となる経営体への農地集積に協力する農地の所有者に対して農地集積協力金を交付。平成24年度の支払い実績は、金額が17億円、面積が５千haであった。

（予算額　6,500百万円）

⑷　農地保有合理化事業

ア　農地保有合理化事業

昭和45年に創設され、平成５年には農業経営基盤強化促進法に位置付けられたもので、農地保有合理化法人が農業経営の規模拡大、農地の集団化等を促進するために行う次の事業からなる。

平成22年度における農地保有合理化事業の実績は表○のとおりである。

㈠　農地売買等事業

経営規模縮小農家等から農用地等を買い入れ又は借り受けて、当該農用地等を認定農業者等に売り渡し又は貸し付ける事業。

㈡　農地売渡信託等事業

経営規模縮小農家等から農地保有合理化法人が農用地等の売渡信託を引き受けるとともに、委託者に信託を引き受けた農用地等の価格の一定割合の資金を無利子で貸し付ける事業。

㈢　農地貸付信託事業

不在村農地所有者の農用地等を農地保有合理化法人が貸付けの方法により運用することを目的に信託を引き受ける事業。

㈣　農業生産法人出資育成事業

農地保有合理化法人が買い入れた農用地等を農業生産法人に現物出資又は農地の仲介と併せて金銭出資するとともに、その出資により取得した持分を農業生産法人の構成員に計画的に分割譲渡する事業。

㈤　研修等事業

農地保有合理化法人が、新規就農希望者等に対して農業の技術、経営の方法に関する実地研修等を中間的に保有する農用地等を活用して行う事業。

表１　農地保有合理化事業の実績（平成23年度）

（単位：件、ha）

	買入れ	売渡し	借受け	貸付け
件　数	3,061	3,087	2,569	1,906
面　積	6,422	6,162	1,441	1,865

イ　農地保有合理化法人

農地保有合理化法人である都道府県農業公社については、全都道府県に設置されている（47法人）。

ウ　社団法人全国農地保有合理化協会の活動

社団法人全国農地保有合理化協会は昭和46年に設立されたものであるが、平成７年の農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（平成７年法律第４号）により、農地保有合理化法人の行う業務を支援する法人として「農地保有合理化支援法人」が位置付けられたことに伴い、同年４月に農林水産大臣より農地保有合理化支援法人として指定を受けた。

同協会が行う事業内容は、農地保有の合理化、農用地の整備その他農業構造の改善に資する事業についての啓発、宣伝及び推進、農地保有の合理化に関する事業の適正かつ円滑な運営を図るための指導助言、農地保有の合理化に要する資金の供給、助成、債務の保証、その他各種調査・研究等である。

エ　関連事業（農地移動適正化あっせん事業）

昭和44年の農業振興地域の整備に関する法律の制定を受けて創設されたもので、農業委員会が農用地区域内の土地の権利の設定又は移転について、その

権利の移動が農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資するようあっせんする事業。

農地移動適正化あっせん事業の実績は**表2**のとおりである。

表２　農地移動適正化あっせん事業実績

（単位：件、ha）

	事業実施市町村数	売買		交換		賃貸借		その他		総数	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
22年度	657	6,107	10,882	142	145	14,244	18,824	1,840	2,933	22,333	32,784
23年度	514	5,853	17,589	65	18	13,305	25,061	1,088	1,534	20,311	44,201

⑸農地法に基づく遊休農地解消措置

改正農地法に基づき、農業委員会は農地の利用状況調査、遊休農地解消措置等の能動的活動等を実施しており、遊休農地解消措置の平成23年の指導実績は、139,947件（21,620ha）となった。

３　耕作目的の農地の権利移動の状況

⑴　耕作目的の農地の権利移動の状況

ア　総権利移動の動向

平成23年の耕作目的の農地の総権利移動（農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく権利移動の合計）は、全体で42万530件（対前年比104.6%）、23万7,863ha（同110.4%）となった。

イ　所有権耕作地有償所有権移転

所有権耕作地有償所有権移転（農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づくものの合計）は、平成23年は北海道では、件数、面積ともに増加し、逆に都府県において件数、面積ともに減少し、全国でみると、件数で４万6,858件（対前年比92.4%）、面積で２万8,212ha（同100.0%）となった。

ウ　農地法に基づく賃借権の設定等

㋐　賃借権の設定

賃借権の設定は、平成23年は6,375件（対前年比105.8%）、6,280ha（同98.6%）となった。

㋑　使用貸借による権利の設定

使用貸借による権利の設定は、平成23年は１万180件（対前年比85.4%）、２万5,951ha（同121.4%）となった。

エ　農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定

利用権の設定（農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の設定、使用貸借による権利の設定及び農業経営の委託による権利の設定の合計）は、平成23年は33万7,672件（対前年比107.9%）、16万5,875ha（同112.0%）となった。

⑵　賃貸借の解約、利用権の終了の状況

ア　農地法に基づく賃貸借の解約等（転用目的の解約等を含む。）

農地法に基づく賃貸借の解約と農業経営基盤強化促進法に基づく利用権（賃借権）の中途解約の合計は、平成23年は４万3,945件（対前年比105.9%）、２万4,329ha（同106.7%）となった。

イ　農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の終了

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権のうち、平成23年中に利用権が終了したものは15万6,616件（前年比99.7%）、６万5,964ha（同102.4%）であった。

ウ　利用権の再設定

利用権（賃借権）が終了したもの（再設定の有無不明は除く。）のうち、平成23年中に利用権を再設定したものは件数で75.1%（面積77.3%）を占めており、再設定予定のもの（平成23年中には再設定しなかったが、平成24年初めに再設定されたもの及び近く再設定する予定のもの）は、件数で10.6%（面積9.7%）を占めている。

第３節　農業委員会制度

１　制度の概要

農業委員会は、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会として、市町村に設置されている。農業委員会数は、平成24年10月１日現在1,710委員会となっている。

また、都道府県段階に都道府県農業会議、全国段階に全国農業会議所が置かれ、農業委員会の行う活動を効果的に実施するための推進機関としての役割を果たしている。

改正農地法により、不適正利用時の許可取り消しや遊休農地対策等において、農業委員会の機能が大幅に

強化されたところであり、現場で農地制度の運用を担う農業委員会の役割はますます重要になっている。

2　農業委員会等に対する国庫補助

農業委員会、都道府県農業会議及び全国農業会議所に係る国庫補助としては、以下のとおりである。

⑴　農業委員会に係る国庫補助

ア　農業委員会が農地法等の事務を適切かつ円滑に行うための農業委員手当及び職員設置等の基礎的な経費

（予算額　4,744百万円）

イ　農業委員会による農地の利用関係の調整、農地相談員の設置等に要する経費

（予算額　2,181百万円の内数）

⑵　都道府県農業会議に係る国庫補助

ア　農地法に基づく事務を適切かつ円滑に行うための会議員手当及び職員設置に要する経費

（予算額　521百万円）

イ　広域的な農地の利用関係の調整、農地相談員の設置、農業委員会等を対象とした研修会の開催等に要する経費

（予算額　2,181百万円の内数）

⑶　全国農業会議所に係る国庫補助

農業及び農業者に関する調査・研究等に要する経費

（予算額　13百万円）

第４節　農業金融等

1　組合金融の動き

平成25年度末からバーゼルⅢを踏まえた新たな自己資本比率規制が国内で実施されることとなっており、このうち第１の柱（最低所要自己資本比率）については、農林水産省及び金融庁において平成25年３月29日に自己資本比率告示を改正し、平成26年３月31日から施行することとした。

⑴　農協の動き

ア　貯金

平成24年度末の貯金残高は89兆6,929億円となり、前年度末に比べ１兆4,966億円（1.7％）増加した。

イ　借入金

平成24年度末の借入金残高は2,597億円（このほか日本政策金融公庫（農林水産事業）から転貸用借入金2,039億円）となり、前年度末に比べ81億円（3.0％）減少した。

ウ　貸出金

平成24年度末の貸出金残高は21兆6,365億円（このほか日本政策金融公庫（農林水産事業）資金による貸出2,070億円、金融機関向け貸出１兆2,909億円）となり、前年度末に比べ4,364億円（2.0％）減少したため、貯貸率は25.0％から24.1％に減少した。

また、貸出金残高の短期、長期別の年度間増減をみると、前年度末に比べ短期貸出が1,392億円（10.7％）の減少、長期貸出が2,508億円（1.1％）の減少となった。

なお、長期貸出比率は95.0％で、前年度末に比べ0.5ポイント増加した。

エ　余裕金

農協の余裕金（現金を除く。）は、主として信農連への預け金および有価証券等で運用されており、その平成24年度末残高は67兆6,192億円で、前年度末に比べ２兆1,606億円（3.3％）増加した。

その運用内訳をみると、預け金が62兆8,735億円で前年度末に比べ２兆3,658億円（3.9％）増加し、余裕金の93.0％を占めた。このうち系統への預け金が62兆6,152億円で、余裕金全体の92.6％を占めており、前年度末より0.5ポイント増加した。

また、平成24年度末における有価証券保有残高は４兆7,374億円と前年度末に比べ2,060億円（4.2％）減少し、余裕金全体に占める割合も7.6％から7.0％に減少した。（**表3**）

表３　農協信用事業主要勘定

（単位：億円、％）

	貯金(A)	借入金（日本公庫転貸資金を除く）	貸出金(B)（日本公庫資金、金融機関貸出を除く）	預け金	うち系統預け金	有価証券	貯貸率 (B)/(A)
23年3月末	858,181	2,046	224,095	582,035	579,383	50,521	26.1
24年3月末	881,963	2,678	220,729	605,077	602,589	49,434	25.0
25年3月末	896,929	2,597	216,365	628,735	626,152	47,374	24.1

⑵ 信農連の動き

ア　貯金

平成24年度末の貯金残高は56兆3,174億円となり、前年度末に比べ２兆1,236億円（3.9％）増加した。

イ　借入金

平成24年度末の借入金残高は9,539億円となり、前年度末に比べ408億円（4.5％）増加した。

ウ　貸出金

平成24年度末の貸出金残高は５兆4,086億円（金融機関向け貸出を除く）となり、前年度末に比べ635億円（1.2％）増加した。

この結果、年度末残高の貯貸率は、9.9％から9.6％に減少した。

エ　余裕金

信農連の余裕金（現金を除く。）は、主として農林中金への預け金及び有価証券等で運用されており、その平成24年度末残高は52兆6,904億円で、前年度末に比べ２兆8,620億円（5.7％）増加した。

その運用内訳をみると、預け金が33兆5,444億円で余裕金の63.7％を占め、前年度に比べ２兆5,369億円（8.2％）増加した。このうち系統への預け金は33兆4,454億円で余裕金全体の63.5％を占めており、前年度末に比べ1.5ポイント増加した。また、平成24年度末における有価証券保有残高は18兆6,243億円と前年度末に比べ2,662億円（1.5％）増加したものの、余裕金全体に占める割合は36.8％から35.3％に減少した。（**表4**）

表４　信農連主要勘定

（単位：億円、％）

	貯金(A)	借入金	貸出金(B)（金融機関貸出を除く）	金融機関貸出	預け金	うち系統預け金	有価証券	貯貸率(B)/(A)
23年3月末	533,331	8,191	53,591	15,703	304,059	302,970	176,825	10.0
24年3月末	541,938	9,131	53,451	15,133	310,075	309,052	183,581	9.9
25年3月末	563,174	9,539	54,086	14,988	335,444	334,544	186,243	9.6

⑶ 農林中央金庫の動き

ア　預金

平成24年度末の預金残高は47兆4,564億円となり、前年度末に比べ３兆8,932億円（8.9％）増加した。

この預金を預かり先別に見ると、会員の残高が40兆5,683億円で、３兆1,405億円（8.3％）の増加、また、会員以外の残高も６兆8,879億円で、7,527億円（12.2％）の増加となった。

なお、預金残高総額に占める会員団体の業態別の割合は、農協系統が82.5％と大部分を占めており、水産系統3.0％、森林系統0.01％となった。

イ　農林債券

平成24年度末の農林債券の発行残高は４兆6,192億円となり、前年度末に比べ5,064億円（9.8％）減少した。

ウ　貸出金

⑺　会員貸出

平成24年度末の会員貸出金残高は2,973億円となり、前年度末に比べ226億円（8.2％）増加した。これを団体別に見ると、農協系統は2,612億円で269億円（11.4％）の増加、水産系統が219億円で33億円（13.0％）の減少、森林系統が138億円で３億円（2.1％）の減少となった。

⑴　会員以外の貸出

平成24年度末の会員以外の貸出金残高は15兆8,303億円となり、前年度末より１兆4,493億円（10.0％）増加した。このうち、関連産業法人向けの貸出金残高は３兆3,704億円で、前年度末に比べ1,328億円（4.1％）の増加となった。他方、関連産業法人向け以外（農林水産業者、公共法人、金融機関等）の貸出金残高は12兆4,598億円で、前年度末に比べ１兆3,166億円（11.8％）増加した。

エ　貸出金以外の資金運用については、有価証券や預け金等により運用されているが、このうち平成24年度末の有価証券保有残高は50兆723億円で、前年度末に比べ４兆4,169億円（9.6％）増加した。（**表5**）

表５　農林中央金庫主要勘定

（単位：億円）

	預金	発行債券	会員貸出	会員以外の貸出	有価証券
23年3月末	409,570	54,216	2,027	137,996	430,700
24年3月末	435,631	51,256	2,747	143,810	456,554
25年3月末	474,564	46,192	2,973	158,303	500,723

資料：農林中央金庫ディスクロージャー誌単体の数値であり、単位未満は切り捨て。

⑷　農水産業協同組合貯金保険機構

農水産業協同組合貯金保険（貯金保険）機構は、貯金保険制度の運営主体として貯金保険法に基づき、昭和48年９月に設立された認可法人である。

貯金保険制度は、信用事業を行っている組合（農協、漁協等）に万一経営破綻が生じた場合、その貯金者に対し、貯金保険機構が保険金の支払い及び貯金等債権の買取り、資金援助等の措置により、貯金者の保護と信用秩序の維持に資することを目的としている。

貯金保険機構が、保険金の支払い等に必要な資金として積み立てている責任準備金は、平成24事業年度末において3,331億85百万円となっている。なお、平成17年４月以降のペイオフ全面解禁後は、組合の経営破綻は生じていない。

２　株式会社日本政策金融公庫の貸付計画等

⑴　貸付計画及び資金計画

平成24年度における貸付計画額は、資金需要の実勢及び東日本大震災の復旧・復興を勘案の上、前年度の3,600億円（補正予算後）から300億円減額の3,300億円（補正予算後）とした。資金の区分別の内訳は**表6**のとおりである。

平成24年度の資金交付計画（補正後予算（予備費含む））の総額は、前年度の3,500億円から230億円減額の3,270億円とした。この原資として、一般会計からの出資金144億円、東日本大震災復興特別会計からの出資金69億円、借入金1,800億円（財政融資資金）、農林漁業信用基金からの寄託金17億円及び自己資金等1,241億円（うち財投機関債250億円）を充当することとした。また、日本政策金融公庫農林水産業者向け業務の貸付けにより生じる政策コストについて、一般会計からの補給金183億43百万円（23年度当初190億21百万円）、東日本大震災復興特別会計からの補給金30百万円の繰入れを予定した。

なお、平成24年度末時点の日本政策金融公庫農林水産業者向け業務に対する政府出資金は3,631億円となっている。

表６　日本政策金融公庫貸付計画

（単位：百万円）

区　分	24年度	23年度	比較増△減
経営構造改善	174,410	183,910	△9,500
基盤整備	40,884	44,554	△3,670
一般施設	69,906	74,286	△4,380
経営維持安定	39,800	52,250	△12,450
災害	5,000	5,000	0
合　計	330,000	360,000	△30,000

（注）23年度、24年度とも、補正予算後の計数。

⑵　制　度　改　正

平成24年度における融資制度の主な改正点は、次のとおりである。

ア　大規模化する担い手農業者の資金需要に対応するため、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）について、貸付限度額を引き上げた。

イ　配合飼料価格の高騰・高止まりへの対策として、農林漁業セーフティネット資金について、貸付限度額の特例措置を講じ、実質無担保・無保証人融資制度を構築した。

ウ　森林法の改正に伴い、林業基盤整備資金（造林）及び森林整備活性化資金について、貸付金の使途に森林経営計画に基づいて行う事業を追加した。

エ　木材価格下落の影響を受けた林業者の競争力強化のため、林業関係資金（林業基盤整備資金、農林漁業施設資金、農林漁業セーフティネット資金）について、実質無担保・無保証人融資制度を構築した。

オ　漁業経営改善支援資金について、貸付限度額の特例が適用される漁業構造改革総合対策事業の改革計画の認定期限を延長した。

３　株式会社日本政策金融公庫資金

⑴　貸　付　状　況

平成24年度の貸付額は**表7**のとおり3,188億円で、貸付計画額3,300億円を下回った。

ア　経営構造改善関係資金

平成24年度の経営構造改善関係資金の主な貸付額

をみると、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）は1,097億円、経営体育成強化資金は76億円、農業改良資金は233億円、漁業経営改善支援資金は106億円、中山間地域活性化資金は117億円となった。これらの結果、全体としては、1,633億円となった。

イ　基盤整備関係資金

平成24年度の基盤整備関係資金の貸付額をみると、農業基盤整備資金は78億円、担い手育成農地集積資金は78億円、林業基盤整備資金は86億円、森林整備活性化資金は３億円、漁業基盤整備資金は２億円となった。これらの結果、全体としては、247億円となった。

ウ　一般施設関係資金

平成24年度の一般施設関係資金の主な貸付額をみると、農林漁業施設資金は453億円、特定農産加工資金は186億円、食品流通改善資金は160億円となった。これらの結果、全体としては、974億円となった。

エ　経営維持安定関係資金

平成24年度の経営維持安定関係資金の貸付額をみると、農林漁業セーフティネット資金は293億円、漁業経営安定資金は９億円となった。これらの結果、全体としては、302億円となった。

オ　災害関係資金

平成24年度の災害関係資金の貸付額は、全体として32億円となった。

表７　日本政策金融公庫資金貸付額

（単位：百万円）

区　　分	24年度	23年度
経営構造改善	163,269	143,788
農業経営基盤強化	109,717	98,369
経営体育成強化	7,569	5,043
農業改良	23,325	25,240
林業構造改善事業推進	-	-
林業経営育成	202	464
漁業経営改善支援	10,626	6,828
中山間地域活性化	11,709	7,344
振興山村・過疎地域経営改善	120	500
基盤整備	24,706	22,670
農業基盤整備	7,812	6,841
担い手育成農地集積	7,830	6,554
林業基盤整備	8,570	8,746
森林整備活性化	293	299
漁業基盤整備	200	230
一般施設	97,384	87,476
農林漁業施設	45,320	43,230
畜産経営環境調和推進	-	17
特定農産加工	18,637	15,601
食品産業品質管理高度化促進	2,630	2,270
漁船	3,530	2,738
水産加工	8,151	4,297
食品流通改善	15,993	18,240
食品安定供給施設整備	553	1,013
塩業、新規用途、乳業	2,570	70
経営維持安定	30,209	52,835
漁業経営安定	903	-
農林漁業セーフティネット	29,306	52,835
災害	3,193	2,795
計	318,761	309,565

（注）単位未満四捨五入につき合計と内訳が一致しないことがある。

⑵　農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置

「人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者が借り入れた農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）について、資金繰りに余裕がない貸付当初５年間の金利負担を軽減する措置を講じた。

４　農業近代化資金

農業近代化資金は、昭和36年に創設され、農業者等の農業経営の近代化に資することを目的に、都道府県の行う利子補給等の措置に対して助成すること等により長期かつ低利な施設資金等の円滑な供給に努めてきたところであるが、三位一体改革により、平成17年度に都道府県に対する国の助成を廃止するとともに税源移譲し、現在は、国枠を除き都道府県の自主的な判断の下で事業を実施している。

⑴　融資状況

平成24年度の融資実績は383億円（うち国枠1.2億円）で、融資件数は4,717件（うち国枠１件）となった。（表8）

表８　農業近代化資金利子補給承認状況

（単位：件、百万円）

	24年度		23年度	
	件数	金額	件数	金額
個人施設	4,587	32,895	4,338	31,312
うち認定農業者向け	4,059	24,951	3,842	24,148
うちその他担い手向け	528	7,944	496	7,163

共同利用施設	130	5,405	149	6,083
合　計	4,717	38,300	4,487	37,395

（注）単位未満四捨五入のため合計と一致しない場合がある。

⑵ 融 資 残 高

平成24年12月末の融資残高は1,894億円（うち国枠15億円）となった。

⑶ 農業近代化資金（国枠）の予算及び決算

平成24年度における農業近代化資金利子補給金の当初予算額は616万３千円であり、補正後の予算額266万７千円に対し決算額は266万７千円となった。（表9）

表９　農業近代化資金の予算額及び決算額

（単位：千円）

	24年度		23年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
農業近代化資金	（ 6,163）		（11,022）	
利子補給金	2,667	2,667	3,721	3,520

（注）（　）内は当初予算である。

5　農業経営改善促進資金

農業経営改善促進資金は、平成６年度に創設され、認定農業者に対して、それぞれの計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な短期運転資金を、都道府県農業信用基金協会と民間金融機関との協調融資方式により融資してきており、平成23年度には、六次産業化法認定者（農業者）を対象者に追加している。

⑴ 融資状況及び融資残高

平成24年度末の極度契約額は229億円（表10）で、平成24年度末の融資残高は139億円となった。

表10　農業経営改善促進資金極度契約額

（単位：件、百万円）

	24年度		23年度	
	件数	金額	件数	金額
認定農業者	1,703	22,871	1,585	21,248
六次産業化法認定者	4	75	1	40
合　計	1,707	22,946	1,586	21,288

⑵ 農業経営改善促進資金の予算及び決算

平成24年度における農業経営改善利子補給金等交付事業費の当初（補正後）予算額は14,555万３千円であり、決算額は6,370万９千円となった。（表11）

表11　農業経営改善促進資金の予算額及び決算額

（単位：千円）

	24年度		23年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
農業経営改善利子補給金等交付事業費	145,553	63,709	183,429	37,428

6　農業信用保証保険

農業信用保証保険制度は、農業近代化資金その他農業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、農業協同組合その他の融資を行う機関の農業者等に対する貸付けについてその債務を保証することを主たる業務とする農業信用基金協会の制度及びその保証等につき（独）農林漁業信用基金が行う農業信用保険の制度を確立し、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的とする制度である。

平成24年度においては、農業信用保証保険制度を利用できる農業者等として事業協同組合等を追加するとともに、融資機関として（株）商工組合中央金庫等を追加し、農業振興に必要な民間資金がさらに円滑に融通されるよう措置した。

⑴ 農業信用基金協会の業務概況

平成24年度末の債務保証残高は６兆6,731億円（農業近代化資金1,493億円、農業改良資金79億円、就農支援資金176億円、一般資金等６兆4,984億円）で、前年度末の６兆7,650億円に対し919億円の減少となった。

また、平成24年度中に基金協会が代位弁済を行った金額は137億円で、前年度の146億円に比べ９億円減少した。

この結果、平成24年度末の求償権残高は975億円となった。

⑵ （独）農林漁業信用基金の業務概況（農業関係）

平成24年度末の保険価額残高は、保証保険３兆2,439億円で、前年度末の保証保険３兆3,667億円に対し、1,228億円の減少、融資保険は前年度同額の110億円となった。各基金協会に貸し付けた融資資金の残高は、長期資金491億円で、前年度末と同額となった。

また、平成24年度において基金協会等に支払った保険金の額は46億円で、前年度の52億円に対し６億円減少した。

この結果、平成24年度末の支払保険金残高は1,021億円で、前年度の1,002億円に対し19億円の増加となった。

（参考）全国農協保証センターの業務概況

平成24年度末の再保証引受額及び保証引受額は

4,758億円（前年度4,444億円）、再保証残高及び保証残高は４兆1,403億円（前年度４兆893億円）となった。

⑶　農業信用保証保険関係の予算と決算

平成24年度においては、（独）農林漁業信用基金の財務基盤を強化するための予算として３億735万６千円を交付した。また農業経営改善促進資金の貸付原資を低利で預託するため、農業信用基金協会が預託用に借り入れた借入金に対する利子補給金等として6,370万９千円を交付した。さらに東日本大震災復旧・復興のための予算として（独）農林漁業信用基金に６億5,646万円、農業信用基金協会に1,425万８千円を交付した。（表12）

表12　農業信用保証保険関係の予算額及び決算額

（単位：千円）

区　　分	24年度		23年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
農業経営金融支援対策費補助金				
農業経営改善利子補給金	(145,553)		(183,429)	
等交付事業	145,553	63,709	183,429	37,428
農業経営復旧対策特別保				
証事業費			50,000	3,302
農業経営復旧・復興対策	(127,500)			
特別保証事業費	127,500	14,258	1,911,749	1,883,000
農業信用保険事業交付金				
農業信用保証保険基盤安	(307,356)		(766,932)	
定事業交付金	307,356	307,356	766,932	766,932
農業経営復旧対策特別保				
証事業交付金			686,000	686,000
農業経営復旧・復興対策	(656,460)			
特別保証事業交付金	656,460	656,460	5,049,180	5,049,180

（注）（　）内は当初予算である。

第５節　農林漁業関係の税制

平成23年から平成24年にかけての税制改正の経緯

平成23年度税制改正については、平成23年１月25日に「所得税法等の一部を改正する法律案」（「当初税法案」）が国会に提出された後、参議院で与野党の議席数が逆転するいわゆる「ねじれ国会」の下で、当初税法案は年度内に成立せず、平成23年３月31日に期限の到来する租税特別措置等について、その期限を同年６月30日まで３ヶ月間延長する「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案」が、同年３月22日に衆議院議員提出法律案として国会に提出され、同月31日に成立した（いわゆる「つなぎ法」）。その後、与野党間（民・自・公）で協議が行われ、６月10日に、政策税制措置の拡充、期限切れ租税特別措置の延長等に関する部分の法案（「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」）については６月22日に可決したが、それ以外の部分については、引き続き与野党間で協議を続けることとされ、継続審議とされた。その後、10月28日には、法案に関する与野党協議の状況を踏まえて、政府提案の形で、法案のうち納税者権利憲章の策定に関する部分を削除する等の修正がなされ、また、11月18日には、衆議院財務金融委員会において、民・自・公３党の共同提案による修正案が提出され、法案のうち個人所得課税、資産課税、消費課税に関する部分が削除された上で、11月30日に可決・成立、12月２日に施行された。

平成23年３月11日に発生した東日本大震災に対しては、税制においても、被災者等の負担の軽減及び復旧・復興へ向けた取り組みの推進を図るための対応がなされた。平成23年４月19日には、東日本大震災による被害が未曾有のものであることに鑑み、被災納税者の実態等を踏まえた緊急の対応として、住宅や家財等に係る損失の雑損控除の特例、被災事業用資産の損失の特例等の措置を盛り込んだ「東日本大震災の被災者等に関する国会関係法律の臨時特例に関する法律案」

が国会に提出され、同月27日に成立・施行された。また、復旧・復興の状況等を踏まえ、さらなる措置を講ずるため、同法の一部を改正する法律案が11月４日に国会に提出され、12月７日に成立、同月14日に施行された。また、復旧・復興のために要する財源について、歳出削減及びさらなる税外収入の確保に加え、臨時的な税制措置を行うため、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案」が10月28日に国会に提出され、11月30日に成立、12月２日に施行された。

こうした中、平成24年度税制改正については、平成23年９月末に各省庁から税制改正要望が提出され、10月より、政府税制調査会で審議が開始された。これまでの税制調査会における議論の積み重ねにも立脚しながら、成長戦略に資する税制措置、税制の公平性確保と課税の適正化、平成23年度税制改正の積み残し事項の取扱いといった、特に喫緊の対応を要する税制改正事項の検討を進め、これらの事項を中心に改正を行うこととされた。その結果、12月10日に、「平成24年度税制改正大綱」が閣議決定された。これに基づき、平成24年１月27日に「租税特別措置法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、３月30日に可決・成立し、４月１日に施行された。

⑴　農林水産関係税制改正事項

ア　農業経営の安定化

㋐　農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例（１KL当たり32,100円免除）の適用期限を３年延長する。（軽油引取税）

【検討事項】

軽油引取税に係る課税免除措置の適用期限延長後の取扱いについては、地球温暖化対策や燃料課税全体のあり方に関する議論もあることから、東日本大震災からの復興状況、課税免除措置廃止による国民生活への影響、国・地方を通じた財政事情等も勘案しつつ、引き続き検討する。

㋑　農林漁業用輸入A重油の免税措置及び同国産A重油の還付措置（１KL当たり2,040円）の適用期限を２年延長する。（石油石炭税）

㋒　平成24年度以降の農地に対する負担調整措置を存続する。（固定資産税・都市計画税）

㋓　農地に係る贈与税の納税猶予を適用している場合の貸付けの特例等を創設する。（納税猶予の適用期間が10年以上、65歳未満は20年以上の場合）（贈与税・不動産取得税）

㋔　石油石炭税の上乗せ税率についての農林漁業用A重油及び農林漁業用の軽油の免税・還付措置を設ける。（石油石炭税）

㋕　中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30％）又は税額の特別控除（７％）の適用期限を２年延長する。（所得税・法人税）

【経産省等５省庁共管】

イ　農林水産関連産業の振興

㋐　農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づきバイオ燃料製造設備を新設した場合の課税標準の特例措置（３年間２分の１控除）の適用期限を２年延長する。（固定資産税）

㋑　公害防止関連施設（汚水等処理施設）の課税標準の特例（２／３控除）の適用期限を３年延長する。（固定資産税）

【経産省等５省庁共管】

【検討事項】

金融証券税制については投資リスクの軽減等を通じて一般の投資家が一層投資しやすい環境を整えるため、平成26年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が20％本則税率となることを踏まえ、その前提の下、平成25年度税制改正において、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討する。

ウ　農山漁村の活性化・環境対策の推進

㋐　再生可能エネルギー対策、森林吸収源対策等を推進するための税財源の確保

温室効果ガスの削減に係る国際約束の達成等を図る観点から、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう、平成25年以降の地球温暖化対策の国内対策の策定に向けて検討する中で、国全体としての財源確保を引き続き検討する。

㋑　再生可能エネルギー発電施設（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）について、課税標準を最初の３年間１／３控除とする措置を２年間講ずる。（固定資産税）

【経産省等３省庁共管】

㋒　試験研究を行った場合の税額の特別控除（増加型又は高水準型）の適用期限を２年延長する。（所得税・法人税）

【経産省等７省庁共管】

㋓　産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減（資本金の増加　1,000分の７→　1,000分の3.5　等）について、軽減税率を次のとおり見直した上、その適用期限を２年

延長する。（登録免許税）

⑴　分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記

1,000分の５（現行1,000分の3.5）

⑵　分割による法人の設立等の場合における次の登記

①　不動産の所有権の移転登記　1,000分の４（現行1,000分の２）

②　船舶の所有権の移転登記　1,000分の23（現行1,000分の12）

【経産省共管】

エ　森林・林業施策の推進

㋐　林業経営の継続を確保するための納税猶予制度を創設する。（森林経営計画に従って施業及び路網整備を行う山林に係る課税価格の80％に対応する相続税の納税を猶予）（相続税）

【検討事項】

山林に係る相続税・贈与税については、新たに創設される相続税の納税猶予制度の執行及び適用の状況、施業の集約化・路網整備の徹底という政策目的の達成状況等を踏まえ、課税価格の特例制度や贈与税の納税猶予制度等の必要性について検討を行う。

㋑　再生可能エネルギー対策、森林吸収源対策等を推進するための税財源の確保（再掲）

温室効果ガスの削減に係る国際約束の達成等を図る観点から、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう、平成25年以降の地球温暖化対策の国内対策の策定に向けて検討する中で、国全体としての財源確保を引き続き検討する。

㋒　山林所得に係る森林計画特別控除（20％）について、次の見直しを行った上、その適用期限を３年延長する。（所得税）

a　森林法の改正に伴い、本特例の対象者を同法に規定する森林経営計画の認定を受けた者とする。

b　山林の伐採又は譲渡に係る収入金額が3,000万円を超える者の3,000万円を超える部分の控除率を10％（現行：一律20％）に引き下げる。

（注）　改正前の森林法に規定する森林施業計画の認定を受けた者についての所要の経過措置を講ずる。

㋓　農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例（１KL当たり32,100円免除）の適用期限を３年延長する。（軽油引取税）（再掲）

㋔　石油石炭税の上乗せ税率についての農林漁業用A重油及び農林漁業用の軽油の免税・還付措置を設ける。（石油石炭税）（再掲）

㋕　「森林施業計画」の名称を「森林経営計画」に改める森林法の一部改正に伴う所要の措置を行う。（複数税目）

オ　水産施策の推進

㋐　農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例（１KL当たり32,100円免除）の適用期限を３年延長する。（軽油引取税）（再掲）

㋑　農林漁業用輸入A重油の免税措置及び同国産A重油の還付措置（１KL当たり2,040円）の適用期限を２年延長する。（石油石炭税）（再掲）

㋒　石油石炭税の上乗せ税率についての農林漁業用A重油及び農林漁業用の軽油の免税・還付措置を設ける。（石油石炭税）（再掲）

【期限の到来等をもって廃止となるもの】

㋐　旧自作農創設特別措置法等の規定に基づく売渡し等に係る土地の所有権の移転登記等の非課税措置（登録免許税）

㋑　廃棄物再生処理設備（食品循環資源再生処理装置）の固定資産税の課税標準の特例措置（３年間、１／５控除）（固定資産税）

第６節　農業者年金制度

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定を通じて、農業経営の近代化、農地保有の合理化を推進するという政策目的を達成するために昭和46年に創設された。

その後、高齢化の進展等により、加入者１人で受給者約３人を支える状況等になったことから、少子高齢化などに対応できる安定した制度に再構築することとし、平成14年１月に制度改正を行った。これに伴い、農業者年金事業の実施主体は特殊法人農業者年金基金から独立行政法人農業者年金基金へ移行した（平成15年10月１日）。

１　制度の概要

⑴　政策目的

政策目的については、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資すること。

⑵　加入要件

加入要件については、国民年金の第１号被保険者で年間60日以上農業に従事する60歳未満の者。

⑶　財　政　方　式

財政方式については、将来受け取る年金財源を加入者自らが積み立てる、加入者数や受給者数に左右されず長期的に安定した積立方式。

⑷　政　策　支　援

認定農業者で青色申告の者等に対し、保険料の政策支援を行っている。

ア　政策支援対象者については、

⑺　60歳までに20年以上加入することが見込まれる者

⑴　必要経費等控除後の農業所得で900万円以下の者のうち、次の者

a　認定農業者又は認定就農者で青色申告者。

b　aの者と経営方針や役割分担等について取り決めた家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者・後継者。

c　認定農業者か青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者。

d　35歳未満の後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に認定農業者で青色申告者となることを約束した者とする。

イ　政策支援割合は、対象者の状況に応じて2/10、3/10及び5/10の支援を行う。

ウ　国庫助成は、35歳未満であれば、要件を満たしている全ての期間、35歳以上では10年間を限度として、通算して20年間受けることができる。

2　被保険者等の状況（24年度末）

⑴	加入者数（累計）	105,1353人
⑵	被保険者数	50,733人
⑶	平成24年度新規加入者	3,014人

第7節　農業協同組合等

1　農業協同組合及び同連合会

⑴　農協系統の現状

「食料・農業・農村基本計画」において、「行政としては、農業者の信頼を得て実績を上げている取組事例を幅広く周知するよう努めるとともに、経営の健全化やコンプライアンスの確保に向けた自主的な取組を促進し、必要な場合には法律に基づく指導・監督を適時適切に行いつつ、効率的な再編整備につき所要の施策を講じる」とされていることを踏まえ、農協が販売事業等を通じて農業者の営農支援や所得向上に実績を上げている取組事例を収集し、「農業の発展に成果を出している農協の取組事例」として10事例をホームページで公表したほか、平成24年度が適用期限であった農林中央金庫等の合併に係る課税の特例（租税特別措置法第68条の2）の3年間の延長を措置した。

また、農協系統は、「次代へつなぐ協同」をテーマに平成24年10月に開催された第26回JA全国大会において、10年後にJAグループがめざす姿として、

① 消費者の信頼にこたえ、安全で安心な国産農畜産物を持続的・安定的に供給できる地域農業を支え、農業所得の向上を支える姿

② 総合事業を通じて地域のライフラインの一翼を担い、協同の力で豊かで暮らしやすい地域社会の実現に貢献している姿

③ 次世代とともに、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、存立している姿

を決議した。

以上のような状勢の下、農協系統の現状を概観すると、25年3月31日現在における農業協同組合の数は総合農協738、連合会が202で24年度中に総合農協が3、連合会が5それぞれ減少している。24年度における総合農協の合併実績は3件であり参加農協数は6農協であった。

23事業年度末現在における総合農協の正組合員の数は、466万人（団体を除く。）で前事業年度末に比較し約5万2千人減少し、准組合員の数は509万人（団体を除く。）で前事業年度末に比較し約19万2千人増加している。

⑵　農協系統の財務の概況

23事業年度末現在における総合農協の財務状況は資金調達額（負債・純資産の計）97兆5,583億円で、前年度比2.8％増加した。これら調達資金の91.5％は信用事業負債である。

資金の運用については、全体の91.8％である89兆5,772億円が信用事業資産（預金、貸出金、有価証券等）であり、前年度比2.3％増加している。固定資産は前年度比1.5％減少し2兆9,339億円、外部出資は前年度比22.6％増加し3兆3,878億円である。

純資産については、6兆1,553億円で、前年度比3.4％増加した。

⑶　農協系統の行う各事業の概況

ア　営農指導事業

農協は、組合員の農業所得の向上を図るため、作目別の技術指導、農業経営の指導等を行う営農指導事業を実施している。

23事業年度末における1組合平均の営農指導員数

は19.9人である。また、営農指導員のうち耕種、野菜等の作目別指導に従事するものが多く、農家の経営指導に従事するものは全体の11.6％となっている。

イ　信用事業

農協における24度末の貯金残高（譲渡性貯金を含む。）は89兆6,929億円、貸出金残高は21兆6,365億円（日本公庫資金及び金融機関貸出を除く。）、有価証券残高は４兆7,374億円となっている。

ウ　経済事業

23事業年度における総合農協の販売事業の取扱高は、４兆2,260億円となっており、そのうち主要なものは畜産１兆550億円（25.0％）、米9,054億円（21.4％）、野菜１兆2,715億円（30.1％）、果実4,072億円（9.6％）である。

また、購買事業の取扱高は２兆9,662億円となっており、そのうち主要なものは飼料3,555億円（12.0％）、肥料3,075億円（10.4％）、農薬2,350億円（7.9％）、農業機械2,256億円（7.6％）、燃料4,358億円（14.7％）、食料品2,987億円（10.1％）、家庭燃料2,476億円（8.3％）である。

エ　共済事業

24年度末の共済事業における長期共済保有契約高（保障ベース）は、297兆3,299億円（前年度末303兆7,308億円）、短期共済契約高（掛金ベース）は、4,764億円（前年度末4,506億円）となっている。

一方、共済金支払額は、長期・短期を含めた総額で、事故共済金１兆196億円、満期共済金２兆3,870億円、合計３兆4,066億円となった。

オ　医療事業

農協系統組織の医療事業は主として都道県（郡）厚生農業協同組合連合会が医療施設を開設して行っており、24年度末現在では33都道府県で35連合会が設置されている。

同連合会の開設している医療施設数は113病院、63診療所であり、医療法上の公的医療機関の指定を受け農協の健康管理活動の補完を行うとともに、農村地域の医療機関として農家組合員及び地域住民に対し、医療の提供を行っている。

カ　農業経営の実績

農協は、農地の引受手が不足し、又は不足すると見込まれる地域において、農業経営を実施している。

24年10月末時点で、40農協が農業経営を実施しており、このうち、耕種部門を実施している農協における引受農地面積は161ha（うち46haが耕作放棄地の活用）となっている。

2　農業協同組合中央会

農業協同組合中央会は、農業協同組合及び同連合会の健全な発達を図るため①組合の組織、事業及び経営の指導、②組合の監査、③組合に関する調査・研究等を実施している。

平成24年度の財務規模（一般会計予算）は、全国農業協同組合中央会にあっては67億6,613万円、都道府県農業協同組合中央会にあっては482億8,807万円となっている。

3　農事組合法人

農事組合法人は昭和37年の農協法改正により、農業生産の協業化を図ることを目的とする農民の協同組織として制度化されたものであり、平成24年度末においては8,509法人（前年度同期8,192法人）となっている。

このうち、農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を行ういわゆる１号法人の数は1,585、農業の経営を行ういわゆる２号法人の数は1,087、１号及び２号の事業を併せ行う法人の数は5,837となっている。

また、作目別に見ると単一作目が6,182法人で圧倒的に多く、複合作目は2,327法人である。単一作目では、普通作（稲等）2,052法人、畜産（酪農、肉用牛、養豚、養鶏等）1,595法人、野菜755法人、果樹467法人等が多い。

4　農林漁業団体職員共済組合

農協、漁協等の農林漁業団体に勤務する役職員を対象とした農林年金制度は、平成14年４月の厚生年金との統合により、職域年金相当部分のみを支給するため経過的に存続することとなっている。（24年度末年金受給権者396,649人）

第８節　農業災害補償制度

1　概　　要

農業災害補償制度は、家畜保険法（昭和４年法律第19号）と農業保険法（昭和13年法律第68号）を統合整備し、昭和22年12月15日法律第185号をもって制定された農業災害補償法に基づくもので、農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を補塡し農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としている。

共済事業の種類は、国が再保険を行うものとして、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済があり、国が再保険を行わないものとして任意共済がある。

共済事業の種類及び共済目的（対象となる作物等）は、表13のとおりである。

事業の実施体制は、農業共済組合又は共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）が元受けを行い、組合等の負う共済責任の一部を都道府県の区域ごとに設立されている農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）の保険に付し、更に、その保険責任の一部を国の再保険に付すという３段階制によって構成されている（地域の意向を踏まえ、都道府県の区域の組合と国との２段階制による事業実施も可能。）。

また、連合会及び組合等（以下「農業共済団体等」という。）の保険事業及び共済事業の健全な運営を図るため、独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務により、農業共済団体等に対し、共済金及び保険金の支払財源が不足する場合に融資を行っている。

表13　共済事業の種類及び共済目的

共済事業の種類	共済目的（対象となる作物等）
農作物共済	水稲、陸稲、麦
家畜共済	牛、馬、豚
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
園芸施設共済	特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物
任意共済	建物、農機具その他上記以外の農作物等

（注）１　農作物共済及び家畜共済は、原則としてその実施が義務付けられている。他の共済事業は、地域の実態に応じて実施する。
２　果樹共済には、果実の損害を対象とする収穫共済と樹体の損害を対象とする樹体共済とがある。
３　指定かんきつとは、はっさく、ぽんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず及びはるみを総称したものである。
４　特定園芸施設とは、施設園芸用施設のうちその内部で農作物を栽培するためのプラスチックハウス及びガラス室並びに施設園芸用施設のうち気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するためのプラスチックハウス及びプラスチックハウスに類する構造の施設（雨よけ施設等）をいう。また、附帯施設及び施設内農作物は、特定園芸施設と併せて加入することができる。
５　任意共済は、農業共済組合及び農業共済組合連合会が自主的に行う事業であり、国の再保険、共済掛金国庫負担等の助成措置は行われていない。また、任意共済として現実に共済目的になっているものは、建物と農機具のみである。

２　制度の運営

⑴　平成24年度における被害の発生状況及び被害に対して講じた処置

平成24年度は、４月の急速に発達した低気圧の影響による暴風雨、５月の茨城、栃木における竜巻・降ひょう等により、特に園芸施設において、大きな被害が発生した。また、７月には梅雨前線豪雨の影響により九州北部を中心として、河川の氾濫や圃場への土砂流入による農作物等の被害が発生した。

被害の発生に対する主な対応として、以下のとおり通知を発出し、損害防止対策や事後対策の実施について組合員等への周知を図るとともに、遺漏なき被害申告、迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払体制の確立等について農業共済団体等に指導した。

ア　平成24年５月に発生した突風、降ひょう、大雨等の影響により農作物等への被害が発生したことから「平成24年５月に発生した突風、降ひょう、大雨等による農作物等の被害に係る迅速かつ適正な損害評価の実施、共済金の早期支払等について」（保険監理官通知（平成24年５月８日付け24経営第386号））を発出した。

イ　平成24年７月に九州北部豪雨の影響により農作物等への被害が発生したことから「平成24年７月３日からの九州北部における大雨による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払等について」（保険監理官通知（平成24年７月５日付け24経営第1261号））を発出した。

ウ　平成24年の梅雨前線豪雨の影響により農作物等への被害が発生したことから「平成24年梅雨前線豪雨等による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払等につい

て」（保険監理官通知（平成24年７月13日付け24経営第1338号））を発出した。

エ　平成24年８月に発生した大雨及び突風の影響により農作物等への被害が発生したことから「平成24年８月13日からの大雨及び突風による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払等について」（保険監理官通知（平成24年８月21日付け24経営第1651号））を発出した。

オ　平成24年度の冬期の大雪に対して「今冬期の大雪による被災農業者等への農業共済制度及び災害復旧資金の迅速・的確な対応について」（経営局長通知（平成25年３月５日付け24経営第3412号））を発出した。

(2)　農林漁業保険審査会

農林漁業保険審査会（会長　出口正義）は、農業災害補償法第144条の規定に基づき設置されており、農業災害補償法、森林国営保険法（昭和12年法律第25号）、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）及び漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）により、当該審査会の権限に属させた事項を処理する。

農林漁業保険審査会には、農業共済再保険部会、森林保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会の４部会が置かれており、審査事項は、それぞれの保険等について、政府を相手として提起する訴えに関する審査である。

(3)　果樹共済及び畑作物共済の料率の一般改定

料率改定期に当たる果樹共済及び畑作物共済の共済掛金標準率の算定方式について、農林水産大臣が食料・農業・農村政策審議会（農業共済部会）に諮問したところ、諮問した算定方式を適当と認める旨の答申がなされた。

これを受け、果樹共済にあっては平成25年２月６日付け農林水産省告示第447号、畑作物共済にあっては平成25年２月６日付け農林水産省告示第448号をもって基準共済掛金率等が告示され、新たに開始される共済関係から適用することとされた。

3　農業共済団体等の組織の現状及び運営指導等

(1)　農業共済団体等の組織の現状

農業共済事業の効率的・安定的運営を図るとともに、事業運営基盤の充実強化を目的として、昭和45年度から４次にわたり組合等の広域合併を行ってきており、平成22年11月からは１県１組合化を推進している。

この結果、平成24年４月１日現在で組合等数は255（うち組合201、共済事業を行う市町村54）で、このうち６都県（群馬県、東京都、神奈川県、福井県、熊本県及び沖縄県）が１県１組合に移行している。

(2)　運　営　指　導

平成24年４月25日に都道府県主管課長及び農業共済担当者を集め、24年度における農業共済事業の運営方針について説明し、組合等に対する指導を指示した。また、同日、連合会等参事を集め、農業共済事業の適正・円滑な実施について指示した。

そのほか、都道府県及び連合会等の担当者を集めた会議や種々の研修会を開催し、事業の適正運営に関する指導や研修を実施した。

(3)　団体等への助成

農業災害補償法に基づき行う共済事業及び保険事業に関する基幹的な事務を行うのに要する人件費、庁費などの経費を農業共済事業事務費負担金として負担しており、現行の損害評価員による把握の方法に代え、衛星画像を活用した新たな損害評価方法を確立するための経費を農業共済事業運営基盤強化対策費補助金として農業共済団体等に補助している。平成24年度における交付実績は、全都道府県41連合会201組合で、農業共済事業事務費負担金386億8,515万円、農業共済事業運営基盤強化対策費補助金2,679万円となっている。

4　事業の実績（任意共済事業を除く）

(1)　農業共済への加入状況

平成24年産（度）の各事業を通じての延加入数は2,099千戸であり、総共済金額は２兆5,895億円となっている。

(2)　共済掛金の国庫負担等

共済掛金は合計で1,147億円であり、このうち国庫負担は576億円、農家負担は571億円、平均国庫負担割合は50％となっている。共済掛金国庫負担割合は、農作物共済における麦については２段階の超過累進制（基準共済掛金率３％を境に50％と55％）をとっており、その他は定率で、畑作物は55％（蚕繭は50％）、豚40％、その他の作目（水稲、果樹等）については50％と定められている。

(3)　共済金の支払状況

平成24年産（度）において、農家に支払った共済金は合計で833億円（平成25年９月末現在）であった。

(4)　農業共済再保険特別会計

この会計は、平成19年度から特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）に基づき、国の行う農業共済再保険事業を経理するためのものであり、再保険金支

払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定、園芸施設勘定及び業務勘定の６つの勘定に区分されている。

平成24年度の各勘定における収支の概要は、次のとおりである。（計数は単位未満切捨てによる。）

ア　再保険金支払基金勘定

当勘定の収入は、前年度繰越資金受入258億1,610万円、預託金利子収入2,243万円の合計258億3,854万円であったが、他の勘定において再保険金支払財源に不足を生じなかったため繰入を要しなかったので支出は皆無であり、差引258億3,854万円の剰余となる。この剰余金は、翌年度の歳入に繰り入れることとして決算を結了した。

イ　農業勘定

当勘定の収支は、収入257億5,492万円、支出104億515万円、差引153億4,977万円の剰余となるが、未経過再保険料に相当する額１億2,395万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると152億2,581万円の剰余となる。この剰余金は、積立金として積み立てることとして決算を結了した。

ウ　家畜勘定

当勘定の収支は、収入360億4,040万円、支出283億3,259万円、差引77億781万円の剰余となるが、未経過再保険料等に相当する額97億8,564万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると20億7,782万円の不足となる。この不足金は、積立金から補足することとして決算を結了した。

エ　果樹勘定

当勘定の収支は、収入38億3,880万円、支出16億7,714万円、差引21億6,166万円の剰余となるが、未経過再保険料に相当する額13億2,863万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると８億3,302万円の剰余となる。この剰余金は、農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律（昭和52年法律第１号）第１条第２項の規定により一般会計へ繰り入れることとして決算を結了した。

オ　園芸施設勘定

当勘定の収支は、収入30億4,024万円、支出23億7,290万円、差引６億6,734万円の剰余となるが、未経過再保険料等に相当する額５億303万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると１億6,430万円の剰余となる。この剰余金は、積立金として積み立てることとして決算を結了した。

カ　業務勘定

当勘定の収入は一般会計より受入７億9,330万円、雑収入等12万円の合計７億9,343万円、支出は業務取扱費７億9,343万円であり、差引42円の剰余となる。この剰余金は、翌年度の歳入に繰り入れることとして決算を結了した。

⑸　独立行政法人農林漁業信用基金（農業災害補償関係業務）の事業実績

農業共済事業に係る共済金及び保険金の支払に必要な資金として、平成24年度に独立行政法人農林漁業信用基金が農業共済団体等へ貸し付けた実績は、13件で32億5,503千円である。

第９節　災　害　対　策

平成23年３月11日に発生した東日本大震災は、農林水産関係に甚大な被害をもたらした。昨年の年報記述後の状況変化及び農林水産省の対応と今後の取組について記述する。

また、平成24年は、風水害による被害が顕著であった。５月竜巻等の突風、７月九州北部豪雨、８月の前線による大雨、９月の台風第17号等により多くの人的被害や住家被害等が生じた。これらの災害により、農作物等、農地・農業用施設、林地荒廃、林道施設、養殖施設及び漁港等に被害が生じ、平成24年度の農林水産関係被害は、農林水産物で約266億円、農林水産関係施設で約1,542億円の合計総額約1,808億円の被害額となった。

主な災害及び災害対策の概要等は、以下のとおりである。

１　東日本大震災

ア　災害の状況

平成23年３月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」は、マグニチュード9.0という我が国の観測史上最大の地震であり、世界でも1900年以降４番目の巨大地震であった。この地震により、広範囲に揺れが観測され、日本各地で大きな津波が発生し、加えて、原子力発電施設の事故が重なるという、未曽有の複合的な大災害となった。

この災害により、死者・行方不明者は12都道県でみられ、死者１万5,883人、行方不明者2,676人（平成25年５月10日時点）という極めて深刻な被害をもたらした。

住家についても、全壊は９都県で発生し、その数約13万棟、半壊は12都道県で発生し、その数約27万棟（平成25年５月10日時点）となる大きな被害が生じた。

水産業関係では、全国の漁業生産量の５割を占める７道県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）を中心に大きな被害が生じ、漁船約29千隻、漁港施設319漁港等に、総額で約12,637億円の被害が発生した。また、農林業関係では、津波により、６県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県）を中心に、総計2.1万haに及ぶ農地に被害が生じ、農地約18千箇所、農業用施設等約18千箇所、農作物、林道施設等に、総額で約11,204億円の被害が発生した。農林水産関係の被害総額は、約23,841億円となった。（平成24年７月５日現在）

イ　農林水産省の主な対応（平成25年３月）

㈠　復旧・復興について

a　農地の復旧・復興

(a)　被災した農地（21,480ヘクタール）については、平成26年度までの概ね３年間で復旧することを目指し、平成24年度春の作付期までに8,190ヘクタール（38％）で営農再開が可能となった。

(b)　加えて、平成25年度の営農再開に向けて、5,280ヘクタールで復旧工事を実施中。今春までに13,470ヘクタール（63％）で営農再開が可能となる見込み。

(c)　併せて、9,400ヘクタールの農地（一体的に整備する被災農地以外を含む）で大区画化を実施中。

b　漁港等の復旧・復興

(a)　被災した319漁港のうち、平成25年３月末までに115港（36％）で全延長の陸揚げ機能が回復する見込み。また、被災した820の水産加工施設のうち、567施設（69％）で業務を再開。

(b)　平成25年度末までに主要な漁港の施設復旧を概ね完了させるとともに、流通・加工機能等を強化。その他の沿岸漁業・養殖業の基地となる漁港も、平成27年度末までに漁港施設の復旧を概ね完了予定。

c　先端的技術の大規模実証

(a)　成長力のある新たな農林水産業を育成するため、宮城県で農業・農村分野（５課題、約100ヘクタール）、岩手県で漁業・漁村分野（３課題）の先端技術を駆使した大規模実証研究を実施。

(b)　平成25年度は、福島県と岩手県で農業・農村分野を、宮城県で漁業・漁村分野を新たに実施。

d　海岸防災林の再生

(a)　がれきを再生・利用して、海岸防災林を再生する取組みを推進。被災した海岸防災林約140kmのうち、平成24年度末までに約50kmで工事に着手。

(b)　基盤造成を概ね平成27年度末までに完了し、平成32年度末までに植栽を含め全体の復旧を完了する予定。

㈡原子力発電所事故への対応

a　安全な食料の供給

(a)　農地の反転耕等による除染やカリ施肥等による吸収抑制対策を実施。併せて、作付制限や収穫後の検査により安全性を確保。

(b)　福島県では、米について県全体で全袋検査（約1,000万袋）を実施。

b　放射性物質の濃度水準の状況

農畜産物に含まれる放射性セシウムの濃度水準は低下。平成24年度の検査結果（平成25年２月28日現在）を見ると、平成23年度末までと比べ、100Bq/kg超過の割合も大幅に低下。（例えば、野菜類では3.0％から0.03％に、果実類では7.7％から0.3％に超過割合が低下。）

c　農林水産業の再開に向けた取組

(a)　農用地等の除染を行い、生活インフラの復旧と合せて、農地、農業用施設などの農林水産業関連インフラの復旧等を実施。

(b)　農業者の帰還の進捗と合わせて、営農再開に向けて除染後の農地等の保全管理や作付実証等の条件整備を推進。

(c)　林業再生に向け、公的主体による間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に推進。

(d)　操業を全面自粛している福島県では、放射性物質の値が低い海域・魚種について平成24年６月下旬から試験的な操業を開始。

d　「農林水産省原子力災害対策の手引き」の策定

原発事故の発生時に、迅速に対応するため、福島第１原発事故の経験を踏まえ、１）放射性物質濃度の調査、２）出荷制限、作付制限、３）農林水産業者への技術指導、４）除染・放射性廃棄物対策、等　農林水産分野で対応すべき措置についての手引きを策定。

e　「食べて応援しよう！」の推進

(a)　「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、全府省庁の食堂・売店を含め、被災地産食品の利用・販売の拡大を推進。

(b)　被災地産食品販売フェア等で386件、社内

食堂等での食材利用では69件の取組があるなど、平成25年２月末までに519件の取組。

f　円滑な賠償金の支払いに向けた働きかけ

(a)　農林水産関係の被害者の早期救済の観点から、原発事故連絡会議を開催（平成25年２月までに11回開催）するなど、東京電力に対して、賠償金の早期支払いに向けた働きかけを実施。

(b)　平成25年２月28日までに合計約4,330億円の請求に対し、3,587億円を支払い（約83％）。

２　台風等風水害

(1)　平成24年５月に発生した突風等

ア　災害の状況

平成24年５月６日，日本の上空約5,500mに，氷点下21度以下の強い寒気が流れ込んだ。一方，同日９時には日本海に低気圧があって，東日本から東北地方の太平洋側を中心に，この低気圧に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ。さらに，日射の影響で地上の気温が上昇したことから，東海地方から東北地方にかけて大気の状態が非常に不安定となり，落雷や突風，降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生した。

茨城県つくば市付近においては，藤田スケールでＦ３（風速が毎秒70～92mに達する）と推定される竜巻が発生した。また，栃木県真岡市から茨城県常陸大宮市にかけての地域においては藤田スケールでＦ１～Ｆ２（風速が毎秒33～69mに達する）と推定される竜巻が，茨城県筑西市付近においては藤田スケールでＦ１（風速が毎秒33～49mに達する）と推定される竜巻が発生した。

この突風等により，死者３人及び負傷者59人の人的被害が発生した。また，住家被害としては，住家全壊89棟，住家半壊197棟，住家一部破損978棟等の被害が発生した。

農林水産関係では、茨城県、栃木県等で、ビニールハウス等502棟、農作物等929ha、農地11箇所、農業用施設４箇所、森林10箇所に、総額で約10億円の被害が発生した。

イ　農林水産省の主な対応

(ｱ)　被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について関係金融機関に依頼。

(ｲ)　農業共済の迅速かつ適切な損害評価の実施及び早期支払体制の確立について農業共済組合連合会等に通知を発出。

(ｳ)　岩本農林水産副大臣が、茨城県（筑西市）、栃木県（真岡市）を現地視察。

(ｴ)　「突風・降ひょうにより被災した農業者への追加支援策」を公表。

(2)　平成24年７月九州北部豪雨（６月８日から７月23日までの間の豪雨及び暴風雨）

ア　災害の状況

平成24年７月11日から14日にかけて，本州付近に停滞した梅雨前線に向かって南から非常に湿った空気が流れ込み，九州北部を中心に大雨となった。

熊本県阿蘇市阿蘇乙姫では，７月11日０時から14日24時までに観測された最大１時間降水量が108.0ミリ，最大24時間降水量が507.5ミリとなり，それぞれ観測史上１位の値を更新した。この豪雨について，気象庁は「平成24年７月九州北部豪雨」と命名した。

この豪雨により，死者30名，行方不明者２名及び負傷者27名の人的被害が発生した。特に，熊本県阿蘇市では土砂災害等により21名の死者が発生した。また，住家被害としては，福岡県，熊本県及び大分県を中心とした18府県で，住家全壊363棟，住家半壊1,500棟，住家一部破損313棟，床上浸水3,298棟，床下浸水9,308棟等の被害が発生した。（一部７月１日からの大雨による被害を含む。）

農林水産関係では、福岡県、熊本県、大分県等をはじめ全国で、農作物等12,965ha、ビニールハウス等3,185棟、農地28,636箇所、農業用施設11,739箇所、林地荒廃1,461箇所、林道施設5,330箇所、漁港施設18漁港等に、総額で約1,230億円の被害が発生した。

イ　農林水産省の主な対応

(ｱ)　被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について関係金融機関に依頼。

(ｲ)　農業共済の迅速かつ適切な損害評価の実施及び早期支払体制の確立について農業共済組合連合会等に通知を発出。

(ｳ)　梅雨前線による大雨に対する農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について通知を発出。

(ｴ)　農林水産大臣を本部長とする「梅雨前線豪雨等に関する農林水産省災害対策本部」を開催。

(ｵ)　森本農林水産大臣政務官が、熊本県（阿蘇市）、大分県（竹田市）を現地視察。

(ｶ)　「梅雨前線豪雨等に関する農林水産省災害対策本部」（第２回）を開催。

(ｷ)　岩本農林水産副大臣が、福岡県、大分県、熊本県を現地視察。

(ｸ)　政府調査団を熊本県、大分県、福岡県、鹿児島県に派遣。
(ｹ)　激甚災害の指定について閣議決定。（７月31日）
(ｺ)　「梅雨前線豪雨等により被災した農業者等への支援策」を公表。

(3)　平成24年８月13日から14日にかけての大雨等

ア　災害の状況

平成24年８月13日から14日にかけて，朝鮮半島から日本海中部へ伸びる前線がゆっくりと南下し，本州付近に達した。前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込んだため，大気の状態が非常に不安定となり，近畿中部を中心に大雨となり，局地的に猛烈な雨が降った。

13日０時から14日24時までに観測された最大１時間降水量が，大阪府枚方市枚方では91.0ミリ，京都府京田辺市京田辺では78.0ミリとなり，それぞれ観測史上１位の値を更新した。

この大雨等により，死者２名，行方不明者１名及び負傷者４名の人的被害が発生した。また，住家被害としては，住家全壊14棟，住家半壊12棟，住家一部破損30棟，床上浸水1,663棟，床下浸水7,200棟等の被害が発生した。

農林水産関係では、滋賀県、京都府、大阪府等の近畿地方を中心に、農作物等61ha、農地500箇所、農業用施設305箇所、林地荒廃211箇所、林道施設154箇所等に、総額で約37億円の被害が発生した。

イ　農林水産省の主な対応

(ｱ)　通帳等を流失した預貯金者等に対する応急措置の要請通知を発出。
(ｲ)　被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について関係金融機関に依頼。
(ｳ)　農業共済の迅速かつ適切な損害評価の実施及び早期支払体制の確立について農業共済組合連合会等に通知を発出。

(4)　平成24年台風第17号

ア　災害の状況

平成24年９月21日３時にフィリピンの東海上で発生した台風第17号は，28日９時に石垣島の南海上で進路を北東へ変え，30日15時頃に和歌山県潮岬付近を，17時半頃三重県志摩半島付近を通過した後，19時頃に愛知県東部に上陸した。台風は関東甲信地方，東北地方を通過した後，10月１日21時に千島列島の東海上で温帯低気圧に変わった。この台風により，非常に激しい雨が降り猛烈な風が吹いた。また，海上は猛烈なしけとなり，沿岸では高潮が発生した。

この台風により，死者１名及び負傷者182名の人的被害が発生した。また，住家被害としては，住家全壊53棟，住家半壊178棟，住家一部破損1,679棟，床上浸水196棟，床下浸水929棟等の被害が発生した。

農林水産関係では、沖縄県、鹿児島県、三重県等をはじめ全国で、農作物等28,626ha、パイプハウス等2,097棟、農地584箇所、農業用施設等703箇所、林地荒廃42箇所、林道施設755箇所、漁港施設13漁港等に、総額で約88億円の被害が発生した。

イ　農林水産省の主な対応

(ｱ)　農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底及び農業共済の対応について通知を発出。
(ｲ)　農地・農業用施設災害、林道施設災害の二次災害等の発生防止及び緊急を要する復旧箇所の応急対策の実施等について通知を発出。
(ｳ)　山地災害の応急対応及び被害報告について通知を発出。
(ｴ)　漁船や養殖施設の被害防止について関係者への注意喚起を行うよう通知を発出。
(ｵ)　漁港施設等の災害に対する迅速な応急措置及び被害報告について通知を発出。
(ｶ)　被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について関係金融機関に依頼。

(5)　平成24年11月末からの大雪等

ア　災害の状況

平成24年11月末から平成25年３月にかけては，北日本では，寒気の影響により低温となった日が続き，日本海側を中心に降雪量が多くなった。このため，青森県青森市酸ケ湯で積雪の深さが566cmとなる等，北日本日本海側を中心に記録的な積雪となった。

この大雪により，主に屋根の雪下ろし等，除雪作業中の事故等で死者101人及び負傷者1,516人の人的被害が発生した。また，住家被害については，住家全壊２棟，住家半壊４棟，住家一部破損117棟等の被害が発生した。

農林水産関係では、青森県、秋田県、新潟県等をはじめ日本海を中心に、リンゴの枝折れ等7,716ha、ビニールハウス等4,341棟、漁港施設４漁港等に、総額で約124億円の被害が発生した。

イ　農林水産省の主な対応

(ｱ)　「降積雪期における対応に係る関係局庁連絡会議」を開催。

㈠　果樹等の被害防止に向けた技術指導の徹底について通知を発出。
㈡　漁港施設・海岸保全施設、漁業用施設等における防災上の適切な措置および工事中の各施設の必要な安全対策について通知を発出。
㈢　山地災害の危険箇所の周知・点検等、林道施設及び森林被害の応急対応及び被害報告について通知を発出。
㈣　農地・農業用施設災害の二次災害の防止、応急措置及び被害報告について通知を発出。
㈤　漁船や養殖施設及び関連施設の適切な管理など安全対策の実施について通知を発出。
㈥　第１回「今冬期の大雪等への対応に係る関係局庁連絡会議」を開催。
㈦　土地改良事業等直轄工事の受注企業及び森林土木工事受注企業に対する除排雪対策等への協力要請について関係農政局及び関係森林管理局に通知を発出。
㈧　農業上の被害防止に係る農道の除雪の推進について関係機関に通知を発出。
㈨　通帳等を紛失した預貯金者等に対する応急措置の要請について通知を発出。
㈩　第２回「今冬期の大雪等への対応に係る関係局庁連絡会議」を開催。
(十一)　融雪出水期における防災態勢の強化及び山地災害等に関する注意事項について通知を発出。
(十二)　雪崩災害、木材加工・流通施設災害等に関する注意事項及び対応について通知を発出。
(十三)　被災農業者等への農業共済制度及び災害復旧資金の迅速・的確な対応について通知を発出。
(十四)　融雪等に伴う農作物等の被害防止技術対策に係る留意事項について通知を発出。

3　農林水産業防災対策関係予算

平成24年度の農林水産業防災対策関係予算は、**表14**のとおりである。

表14　農林水産業防災対策関係予算

（単位：百万円）

事　　項	平成24年度予算額
1　災害予防	6,668
(1)　防災施設設備の整備	4,748
農林水産省における情報収集・伝達体制の整備	18
漁港漁村の防災対策施設の整備	99,180の内数
農山村の防災機能強化の促進（防火・防災対策林道整備）	180,061の内数
このほか、地域自主戦略交付金ならびに地域再生基盤強化交付金内で措置	
緊急時の農業水利施設の活用	地域自主戦略交付金内で措置
東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧・再生	4,730
うち復旧・復興枠	712
海岸保全施設の整備	29,136の内数
うち復旧・復興枠	4,324の内数
うち全国防災経費分	4,324の内数
総合的な農地防災対策	地域自主戦略交付金内で措置
火山地域における治山事業の推進	3,128の内数
雪崩防止林造成	3,128の内数
林野火災の予防対策	260,288の内数
このほか、地域自主戦略交付金ならびに地域再生基盤強化交付金内で措置	
(2)　その他	1,920
国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備	1,920
2　国土保全	198,629
(1)　治山事業	117,994
国有林治山事業	46,347
民有林治山事業	71,647
直轄事業	15,215
補助事業	56,432
(2)　地すべり対策事業	17,662
直轄事業	8,044
直轄地すべり対策事業	400
地すべり防止事業	7,644
補助事業	9,618
地すべり対策事業	1,854
地すべり防止事業	7,764
(3)　海岸事業	3,919の内数
(4)　農地防災事業	56,817
直轄事業	
国営総合農地防災事業等	7,812
補助事業	
農地防災事業	49,005
(5)　災害関連事業	5,640
直轄地すべり対策災害関連緊急事業	22
災害関連緊急地すべり対策事業	54
農業用施設等災害関連事業	42
治山等災害関連緊急事業及び災害関連緊急治山等事業	5,419
治山施設災害関連事業	10
林地崩壊対策事業	42
森林災害復旧事業	1
国有林森林災害復旧造林事業	2
漁港関係災害関連事業	48
(6)　その他の事業	516
保安林整備管理事業	502
特殊地下壕対策事業	14
3　災害復旧等	181,196
(1)　災害復旧事業	38,853
公共土木施設災害復旧事業	
治山施設等	1,042
直轄事業	900
補助事業	（農村振興局）142
	（林野庁）1,425の内数
農林水産業施設災害復旧事業	37,811
農林水産業施設	36,465

	直轄事業	139
	補助事業	（農村振興局）36,326
		（林野庁）15,117の内数
	国有林野事業（治山事業を除く）	1,346
(2)	財政金融措置	138,665
	災害融資	
	農林漁業関係融資	5
	災害保険	
	農林漁業災害補償等	138,660
	農業共済事業	97,245
	森林保険事業	4,360
	漁業共済事業	14,818
	漁船損害、漁船積荷損害及び漁船船主責任損害に関する保険事業	22,237
(3)	災害復興対策等	3,678
	東日本大震災に関する復興対策	
	治山事業	1,197
	森林整備事業	2,481
	合　　計	386,493

（注１）合計額は、内数分を除いた額の集計である。

第８章　農村振興局

第１節　東日本大震災からの復旧・復興

１　農地・農業用施設等の被害状況

平成23年３月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に15県における農地・農業用施設等に、被害額8,414億円という過去の災害をはるかに上回る未曾有の被害をもたらした。

地震により発生した津波により、太平洋沿岸６県（青森・岩手・宮城・福島・茨城・千葉）においては、約２万４千haの農地が冠水し、広域にわたりがれき堆積や塩害などの被害が発生した。また、農業用施設では、ほとんどの排水機場の機能が停止、海岸保全施設についても海岸堤防の全半壊等の被害が発生した。

さらに、内陸部も含め、広範囲の農地・農業用施設等において、地盤沈下や液状化による被害が発生した。特に、農業用パイプラインは、茨城県や千葉県を中心に、液状化等により数多く損壊した。

２　農地・農業用施設等の復旧・復興に向けた取組

⑴　平成23年度までの取組

東日本大震災に係る津波による災害に対処し、早期営農再開を図るため、平成23年５月２日には「東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（土地改良法特例法）」が、同年４月29日には「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（震災復旧代行法）」が成立・施行された。

また、同年８月26日には、農地の復旧スケジュール等を明確化すべく、「農業・農村の復興マスタープラン」を策定（同年11月21日改正）し、第１次及び第３次補正予算を活用し、被災した農地や農業用施設等の応急対策や本格復旧、除塩事業及び農地周りの施設の補修等に共同で取り組むなどの対策を推進した。

⑵　平成24年度における取組

「農業・農村の復興マスタープラン」については、平成24年４月20日には、被災自治体での復旧・復興に向けた計画づくり等の取組の進展を踏まえ、同年３月末の状況をとりまとめ、年度ごとの営農再開可能面積の見通しの見直しを行った。

農林水産省は、津波被災地域５地区（定川、仙台東、名取川、亘理山元、亘理・山元農地海岸）、地震被災地域６地区（迫川上流・荒砥沢ダム、迫川上流、河南、白河矢吹、阿武隈川上流、芳賀台地）を国の直轄事業として復旧を進め、地震被災地域６地区については、平成24年度内に、復旧工事を完了した。

このほか、平成24年４月16日に福島県南相馬市の一部地域における警戒区域が解除されたことから、県知事からの要請を受け、同年11月から南相馬市の３排水機場の応急復旧を、国の直轄事業として実施した。

さらに、復旧の先の復興を見据えた取組として、岩手県、宮城県、福島県においては、直轄事業（仙台東地区）や東日本大震災復興交付金事業を活用し、農地の大区画化等を約9,400ha（平成25年３月時点）で計画しており、順次着手している。

これらの措置等により、平成25年度までに津波被災農地の約63％で営農再開が可能となり、「農業・農村の復興マスタープラン」の目標をおおむね達成した。

３　その他の取組

⑴　東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業

東日本大震災により一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る負担金の償還利息に相当する額を土地改良区等に対して支援した。

平成24年度予算額　　103百万円

⑵　農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

（東日本大震災農山漁村活性化施設復興等事業）

被災を受けた地域等において、災害が発生した場合に人命に多大な影響を及ぼすおそれのある施設について、施設の整備、補強、機能強化等を支援した。

平成24年度予算額　　1,468百万円

⑶　被災土地改良区復興支援事業

被災農家の負担を軽減しつつ、農地や土地改良施設の復旧・復興に併せた土地改良区の業務運営体制の再

構築を図り、早期の営農再開と効率的な施設管理を確保するため、被災した土地改良区の業務運営の維持に必要な資金の借入れに対する利子助成（無利子化）及び業務書類・機器等の復旧に対する支援を行った。

平成24年度予算額　　176百万円

⑷　農地・水保全管理支払交付金

農地・水保全管理支払交付金の枠組を活用し、東日本大震災の影響により破損や機能低下等を生じた農地周りの施設の補修等に取り組む集落を支援した。

平成24年度予算額　　629百万円

⑸　被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業

避難先等において被災農家等が荒廃農地を再生した農地で営農活動を再開するまでの一連の取組に対し支援を実施した。

平成24年度予算額　　401百万円

⑹　農山漁村被災者受入円滑化支援事業

避難生活を余儀なくされている被災農家等に対し、受入れ可能な農山漁村地域の農地、雇用、住まい等の情報提供を行うとともに、やむを得ず移転を希望する被災農家等と受入れ地域とのマッチング等のきめ細やかな支援を実施した。

平成23年度補正予算繰越額　　159百万円

⑺　福島農業基盤復旧再生計画調査

避難指示区域等において、農地・農業用施設の被災状況調査や除染の工程を考慮した農業基盤の復旧・整備方針の検討等をするための予算を措置した。

平成24年度補正予算額　　700百万円

⑻　ため池等汚染拡散防止対策実証事業

ため池等の農業水利施設における水質・底質の放射性物質のモニタリングを行い、放射性物質の分布と動態を把握するとともに、ため池等の農業水利施設からの放射性物質の拡散を防止する汚染拡散防止対策技術を実証するための予算を措置した。

平成24年度補正予算額　　700百万円

第２節　農山漁村及び中山間地域等の振興

１　農山漁村の振興

農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場であり、そのような場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることから、農業が食料その他の農産物の供給の機能及びそれ以外の多面的機能を適切かつ十分に発揮できるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、農村の振興が図られなければならない。

一方、農村の現状は、農家人口の減少と混住化が進んでおり、さらに、地域産業の経営の厳しさ、過疎化・高齢化の進展等によりその活力が低下している。

このため、農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進し、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよいアメニティに満ちた農村とするため、農業生産基盤の整備と交通、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進し、必要な施策を実施した。

また、都市と農村との交流等を通じた農山漁村の活性化については、「食と地域の交流促進対策交付金」によりグリーン・ツーリズムや子ども農山漁村交流プロジェクトなど食をはじめとする豊かな地域資源を活かした集落ぐるみの取組（全国567地区）を支援した。

さらに、雇用情勢が厳しい中、厚生労働省の「起業支援型地域雇用創造事業」が創設されたこと等を受け、農林水産分野での雇用機会の確保と農村地域の活性化を図るため、同事業を含む雇用創出のための基金事業の更なる活用がなされるよう、都道府県に対して周知した。

２　中山間地域等の振興

中山間地域は、農家数、耕地面積、農業産出額とも全国の約４割を占め、我が国農業の重要な部分を担うとともに、国土・自然環境の保全、保健休養の場の提供等多面的機能の発揮の面からも大きな役割を果たしている。

しかしながら、中山間地域は、傾斜地が多く、まとまった農地が少ないなどの制約があり、規模拡大が困難な上、定住条件の整備が立ち遅れており、農業者の高齢化や担い手の減少、耕作放棄地の増加などの厳しい実情にある。

このような中山間地域の活性化を図るため、地域の基幹産業である農業の振興を図るとともに、多様な就業機会の確保、更には都市地域に比べて立ち遅れている生活環境の整備を図っているところである。

具体的には、農業生産活動を維持するための中山間地域等直接支払制度など、各種の施策を実施することにより、中山間地域の活性化に努めている。

⑴　中山間地域等直接支払制度

中山間地域等は、河川の上流域に位置し、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源の涵養、良好な景観形

成等の多面的機能を発揮している。しかしながら、前述のように、中山間地域等は、人口減少や高齢化が進行する中、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域があることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加等による多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、農業生産活動等の維持を通じて、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、平成12年度より中山間地域等直接支払制度を実施している。

第１期対策（平成12年度～平成16年度）、第２期対策（平成17年度～平成21年度）を経て、平成22年度からは第３期対策（～平成26年度）を開始し、高齢化にも配慮したより取り組みやすい仕組みに見直すとともに、平成23年度からは離島の平地等の条件不利地を対象に制度を拡充した。

ア　対象地域及び対象農用地

特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地域及び都道府県知事が指定する地域内の農用地区域内に存する、㋐～㋔の要件に該当する１ha以上の一団の農用地

㋐　急傾斜農用地

㋑　自然条件により小区画・不整形な田

㋒　草地比率の高い地域の草地

㋓　緩傾斜農用地又は高齢化率・耕作放棄率の高い農地で市町村長が必要と認める農用地

㋔　都道府県知事が定める基準に該当する農用地

イ　対象者及び交付額

対象農用地において集落協定等に基づき５年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対して、対象農用地面積に、地目及び区分毎の交付単価を乗じた額を交付する。

ウ　事業実施主体等

㋐　事業実施主体　地方公共団体

㋑　予算額　26,142,000千円

また、本制度の定着に向けて、第３期対策への移行を円滑に行い、取組の維持・拡大を図るため、都道府県が行う市町村への普及指導や、市町村が行う第３期対策の趣旨徹底のための集落説明会、実施状況の確認等、本制度の適正かつ円滑な実施を促進するために必要な経費を助成する中山間地域等直接支払推進交付金を都道府県及び市町村に対して交付した（予算額372,950千円）。

エ　実施状況

平成24年度の実施状況については、人・農地プランの策定等を通じて、地方公共団体が本制度を積極的に活用して取組面積の拡大を図ったこと等により、本制度に取り組む協定数、交付面積ともに平成23年度に比べ増加した。

協 定 数　27,849　（対前年279増）

交付面積　68.2万ha　（対前年４千８百ha増）

３　特定地域の振興

⑴　山村振興対策

山村振興法（昭和40年法律第64号）に基づき指定された振興山村（734市町村（平成24年４月１日現在））において、生産基盤と生活環境の整備、地球温暖化防止等に向けた森林の整備等の公共事業や、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等の非公共事業を実施した。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じているほか、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備の都道府県による代行制度や農林漁業振興のための株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付制度等を措置した。

⑵　特殊土壌地帯対策

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）に基づき指定された特殊土壌地帯（14県254市町村（平成24年４月１日現在）の対策として、国土交通省や総務省等とともに治山、治水、農用地整備等の各種施策を実施している。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じた。

⑶　過疎地域対策

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づき指定された過疎地域（921地域（平成24年４月１日現在）において、生産基盤と生活環境の整備、地球温暖化防止等に向けた森林の整備等の公共事業や、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等の非公共事業を実施している。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じているほか、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備の都道府県による代行制度や農林漁業振興のための株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付制度を措置した。

⑷　豪雪地帯対策

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）に基づき指定された豪雪地帯（532地域（平成24年４月

１日現在)）において、地域産業の振興や国土保全施設の整備のための事業を実施した。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じた。

⑸　半島振興対策

半島振興法（昭和60年法律第63号）に基づき指定された半島振興対策実施地域（23地域（平成24年４月１日現在)）において、生産基盤と生活環境の整備の公共事業や、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等の非公共事業を実施している。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じているほか、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備の都道府県による代行制度を措置した。

⑹　離島振興対策

離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づき指定された離島振興対策実施地域（75地域254島（平成24年４月１日現在)）において、国土保全関係、生産基盤整備の公共事業や、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、離島漁業再生支援交付金等の非公共事業を実施した。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じた。

⑺　奄美群島振興対策

奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づく奄美群島（12市町村（平成24年４月１日現在)）に対し、国土保全関係、生産基盤整備の公共事業や、さとうきび生産対策、植物防疫対策（特殊病害虫特別防除等)、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等の非公共事業を実施した。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じた。

４　農地・水保全管理支払交付金

農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るためには、効率的・安定的な農業構造の確立と併せて、農業及び農村の基盤となる農地・農業用水等の資源の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要である。

このような中、農地・農業用水等の資源については、地域共同の活動により保全管理されてきたところであるが、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となってきている現状や、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化等の視点も踏まえた対応が必要となっている。

これらを踏まえ、地域共同による適切な資源の保全活動等を行い、将来にわたって農業・農村の基盤を支えるため、平成19年度より農地・水保全管理支払交付金（平成22年度迄は「農地・水・環境保全向上対策」）を実施している。

平成24年度からは、集落を支える体制の強化や仕組みの簡素化を図りつつ、地域共同による農地・農業用水等の資源の基礎的な保全管理活動や農地周りの水路、農道等の長寿命化のための活動への支援に加え、水質・土壌等の保全に資する高度な保全活動に対して追加的に支援するよう拡充した

⑴　共同活動支援交付金

地域の農業者だけでなく、地域住民や都市住民も含めた多様な主体の参画を得て、農地・農業用水等の資源の適切な保全管理を行うとともに農村環境の保全等にも役立つ地域共同の効果の高い取組を促進する必要があり、これらの資源の保全向上活動に対する支援を行った。

平成24年度は、18,662組織が、約146万haの農地を対象に取り組んだ。

ア　対象農用地

交付金の算定対象の農用地は、農振農用地

イ　支援対象

市町村と活動組織（資源の保全向上活動を実施する団体）又は農地・水・環境保全組織（体制強化された活動組織）が締結等する協定に基づく、一定の要件を満たす農地・水・農村環境の保全向上活動

ウ　事業実施主体

地域協議会（都道府県、市町村、農業者団体等から構成される団体）

エ　補助率　定額

オ　予算額　17,487百万円

⑵　向上活動支援交付金

老朽化が進む農地・農業用水等の施設の長寿命化のための活動、水質・土壌等の高度な保全活動、広域での取組を強化する活動組織等に対する支援を行った。

平成24年度は、7,476組織が、約35万haの農地を対象に取り組んだ。

ア　対象農用地

交付金の算定対象の農用地は、活動組織等が施設の保全管理を行う区域内に存する農振農用地

イ　支援対象

市町村と活動組織又は農地・水環境保全組織が締結等する協定に基づく、一定の要件を満たす施設の長寿命化のための活動、水質・土壌等の高度な保全活動、広域での取組を強化する活動組織等

ウ　事業実施主体
　活動組織、農地・水・環境保全組織
エ　補助率　定額
オ　予算額　6,175百万円

また、農地・水保全管理支払交付金が広く国民の理解を得て、地域において農地、農業用水等の良好な保全と質的向上を図るという対策の目的を達成するためには、実施に当たって、本対策の趣旨の徹底、明確かつ合理的・客観的基準に基づく要件の設定、対象活動の実施状況の確認等が行われることが重要である。

このような観点から、都道府県、市町村及び地域協議会が行う交付金の交付等を適正かつ円滑に実施するために必要な経費に対して助成する農地・水保全管理支払推進交付金を交付した。（予算額1,033百万円）

5　食と地域の交流促進対策交付金等

⑴　食と地域の交流促進対策交付金

平成23年度より、農林漁業者の所得向上と集落の維持・再生を図るため、食をはじめとする豊かな地域資源を活かし、創意工夫に富んだ集落ぐるみの都市農村交流等を促進する取組に対し、地域にとって使いやすい交付金を国が直接交付した。

ア　食と地域の交流促進集落活性化対策
　子ども農山漁村交流プロジェクト、グリーン・ツーリズムなど、食をはじめとする豊かな地域資源を活かし、農山漁村を教育、観光などの場として活用する、集落ぐるみの多様な都市農村交流等を促進する取組を支援するため、その推進体制の整備や実践活動などに必要な経費を国が集落等に直接交付した。
　㋐　事業実施主体　地域協議会等
　㋑　交　付　率　定額（１地区あたり上限250万円）
　㋒　予　算　額　1,363,706千円の内数

イ　食と地域の交流促進支援対策
　個々の集落では対応できない専門的・技術的課題を調査研究し、その成果を全国各地域の都市農村交流等の取組拡大につなげる民間団体の活動を支援した。
　㋐　事業実施主体　民間団体
　㋑　交　付　率　定額
　㋒　予　算　額　1,363,706千円の内数

ウ　都市農業振興整備対策
　都市農業の機能や効果が十分に発揮できるよう、都市住民の理解を促進しつつ、都市農業を振興するために必要な市民農園の整備等を支援した。
　㋐　事業実施主体　民間団体、市町村
　㋑　交　付　率　定額（１／２相当）
　㋒　予　算　額　1,363,706千円の内数

⑵　農村地域への工業等導入の促進

「農村地域工業等導入促進法」（昭和46年法律第112号）は、農村地域への工業等導入を積極的かつ計画的に促進するとともに、農業従事者がその希望及び能力に従ってその導入される工業等に就業するための措置を講ずること等により、農業と工業等との均衡ある発展及び雇用構造の高度化に寄与してきた。

本法に基づき、これまで750市町村において8,917社が導入され、約58万人が雇用されている。

⑶　都市農業の振興に関する検討会の設置

都市農業の役割や都市住民のニーズ等を踏まえ、都市農業の振興や都市農地の保全に関連する施策のあり方について幅広い視点で検討を進めるため、有識者、関係者等からなる検討会を開催し、平成24年８月に中間取りまとめを公表した。

第３節　優良農地の確保と計画的な土地利用の推進

1　農業振興地域の整備に関する法律

国土資源の合理的利用の観点から土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意しつつ、農業の近代化に必要な条件を備えた農業振興地域を保全・形成し、当該農業振興地域について農業に関する施策を計画的に推進するため「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）が昭和44年９月に施行され、農業振興地域制度が発足した。その後、

①　昭和50年には、農業振興地域における土地の計画的・効率的な利用を一層促進するために農振法の一部が改正され、同年７月に施行された。

②　昭和59年には、土地利用型農業の生産性向上を中心とする構造政策の推進による農業の体質強化と、活力ある農村地域社会の形成とを同時並行的に推進するために農振法の一部が改正され、同年12月に施行された。

③　平成11年には、農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を良好な状態で確保する等の観点から農振法の一部が改正され、平成12年３月に施行された。

④　平成17年には、農業振興地域整備計画の透明性を一層向上させる観点から農振法の一部が改正され、同年９月に施行された。

⑤　平成21年には、国内の農業生産の重要な基盤である農地について、優良な状態で確保し、最大限に利用される観点から農地法等の一部を改正する法律により農振法の一部が改正され、同年12月に施行された。

⑴　農用地等の確保等に関する基本指針の策定

農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）は、平成11年の農振法の改正により農林水産大臣が定めることとされ、平成12年３月17日に農用地等の確保に関する基本的な方向のほか、農業振興地域の指定の基準等が定められた。その後、

①　平成17年３月に閣議決定した「食料・農業・農村基本計画」を受けて、同年11月15日に基本指針の一部が変更された。

②　平成21年の農振法の改正により、国の確保すべき農用地等の面積の目標を定めることとなり、平成22年３月に閣議決定した「食料・農業・農村基本計画」を受けて、同年６月11日に基本指針の一部を変更し、国の確保すべき農用地等の面積の目標（平成32年415万ha）を定めた。

なお、平成23年12月１日時点で366万ha（岩手県、宮城県、福島県を除く）となっている。

⑵　農業振興地域整備基本方針の作成

農業振興地域整備基本方針（以下「基本方針」という。）は、農振法が施行された後、都道府県において、直ちに策定作業に着手し、昭和45年度までに農林水産大臣の承認を受けて定められた（沖縄県は昭和47年度）。その後、

①　都道府県は、経済事情の変更や農業振興地域の予定地域の指定の変更等に応じて基本方針の変更を行った。

②　平成22年６月の基本指針の変更を受けて、すべての都道府県において基本方針が変更され、確保すべき農用地等の面積の目標が定められた。

⑶　農業振興地域整備計画の策定

農業振興地域整備計画（以下「市町村整備計画」という。）は優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するために市町村が策定し、その中でおおむね10年を見通した農用地等として利用すべき土地を農用地区域（農用地利用計画）に設定するものとされている。

農業振興地域整備計画が策定されている市町村は、1,599（平成23年12月１日時点）となっている。

⑷　国の補助事業等の集中実施と税制上の優遇措置

ア　国の補助事業等の集中実施

市町村整備計画の達成を図るため、土地の農業上の利用条件の改善のための整備及び土地の農業上の開発整備に関する事業、農業生産の近代化に必要な施設の整備に関する事業並びに農地の保有合理化に関する事業については、農用地区域を対象として実施するものとされている。また農村生活環境の整備に関する事業、農産物の広域的流通加工施設の整備に関する事業等、農業振興地域の一体的整備を図るものについては、農業振興地域を対象として実施するものとされている。

イ　制度上の優遇措置

農振法の規定により、個人や法人が所有する土地の譲渡しに係る税制上の特例措置が設けられており、

①　農用地区域内の土地が指定した用途に供されていない場合に行われる市町村長の勧告に係る協議、都道府県知事の調停及び農業委員会のあっせんにより農地等が譲渡された場合の譲渡所得の特別控除

②　農振法に基づく交換分合により土地等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例や不動産取得税の軽減

③　農用地区域等における土地等の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例

等がある。

2　農地転用の状況

農地及び採草放牧地の転用面積は、農地の権利移動・借賃等調査（平成21年以前は土地管理情報収集分析調査）によると、昭和48年をピーク（67,720ha）に昭和49、50年に大幅な減少に転じ、昭和51年以降はほぼ横ばい（３万ha前後）で推移してきたが、平成13年は農地法第４、５条許可・届出、農地法第４、５条該当以外及び農業経営基盤強化促進法該当とも前年を下回り、農地転用面積では初めて２万haを下回った。平成23年には、１万1,293ha（対前年比91.9％）、採草放牧地では10.3haとなっている。

⑴　用途別の農地転用面積

平成23年における農地転用面積の用途別構成をみると、「住宅用地」（34.2％）、「駐車場・資材置場」（14.6％）、「植林」（9.5％）、「工・鉱業用地」（8.9％）で、これら四者で全体の67.2％を占める。

⑵　転用主体別の農地転用面積

平成23年における農地転用面積を転用主体別にみると、全体では「その他の法人・団体※」（34.6％）、「農家以外の個人」（32.8％）、「農家」（19.8％）でほとんど（計87.2％）を占めているが、このうち、農地法第４、

５条該当以外（農業経営基盤強化促進法該当を除く）では「農家以外の個人」（34.7％）、「地方公共団体」（29.0％）、「農家」（19.6％）となっている。

（注）　※は、地方公共団体・農協・農業生産法人以外の法人・団体をさす。

３　耕作放棄地の再生利用

⑴　耕作放棄地の状況

高齢化の進展、労働力不足等に伴い耕作放棄地は増加している。市町村・農業委員会の現地調査により把握された、客観ベースの荒廃農地面積は平成23年度で27.8万haとなっている。このうち、「農地として再生利用が可能な荒廃農地」は14.8万haであり、「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」は13.0万haである。

一方、農林業センサスにおいて農地所有者の自己申告により把握された、主観ベースの耕作放棄地面積は、昭和50年には13万１千haであったものが、平成22年の時点で39万６千haへと増加している。また、これらの耕作放棄地のうち、21万４千haは農家に所有され、18万２千haは土地持ち非農家により所有されているが、土地持ち非農家に所有される耕作放棄地面積は30年間で６倍となっており、耕作放棄地増加の大きな原因となっている。

⑵　荒廃した耕作放棄地（荒廃農地）の再生利用に向けた取組

このような状況を踏まえ、平成21年度に創設した耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を中心として、荒廃農地を再生利用するため地域の取組を総合的に支援している。

荒廃農地に関する調査によると、新たな荒廃農地の発生がみられる一方で、平成21年度は約６千ha、平成22年度は約１万ha、平成23年度は約１万２千haの荒廃農地が再生されている。

第４節　農業農村整備事業等の推進

１　概　　説

⑴　農業農村整備事業実施概要

平成22年３月に閣議決定した食料・農業・農村基本計画において、農業生産基盤の保全管理と整備は、我が国の農業生産力を支える重要な役割を担うものであるとし、基幹水利施設の戦略的な保全管理や、食料自給率の向上等に資する基盤整備の推進等に取り組むこととしているところである。このため、平成24年度においては、農業水利施設の更新・保全管理や農地の大区画化、排水対策等を推進している。

⑵　土地改良長期計画

土地改良長期計画について、農業の体質強化と東日本大震災からの復旧・復興等に対応した新たな政策展開に資するため、１年前倒しで見直しを実施し、平成24年度から平成28年度までの５年間を計画期間とする新たな土地改良長期計画が平成24年３月30日に閣議決定された。

本計画においては、農業の生産基盤である農業用水と農地、すなわち「水と土」を再生し、将来に向け役割を増大するよう創造していくことが食料・農業・農村の中長期的な発展と安定のために不可欠であるという考えの下、本計画の基本理念を「食を支える水と土の再生・創造」とし、取り組んでいくべき政策課題を、①農を強くする（地域全体としての食料生産の体質強化）、②国土を守る（震災復興、防災・減災力の強化と多面的機能の発揮）、③地域を育む（農村の協働力や地域資源の潜在力を活かしたコミュニティの再生）としている。

本計画において掲げている７つの政策目標の概要並びに目指す主な成果及び事業量は以下のとおりである。

ア　農を「強くする」－地域全体としての食料生産の体質強化－（政策課題Ⅰ）

㋐　農地の大区画化・汎用化等による農業の体質強化（政策目標１）

農地の大区画化・汎用化については、人・農地プラン（地域農業マスタープラン）等に位置付けられた地域の中心となる経営体への農地集積を加速化するための整備に重点化して推進する。その際、水田の畦畔除去による区画拡大等の整備については、農業者の自力施工等も活用して促進する。

また、経営の複合化や多角化等に取り組んでいる意欲ある経営体の支援を行うとともに、関連施策との連携により、６次産業化の取組を推進する。

ａ　目指す主な成果

・農業生産基盤の整備を実施した地区において、面的集積を図りつつ、地域の中心となる経営体への農地集積率を約８割以上に向上（重点指標）

・農業生産基盤の整備を実施した地区において、大区画ほ場の割合を約７割以上に向上

・水稲と畑作物の選択的作付を可能とする農業

生産基盤の整備を実施した地区において、耕地利用率を108％以上に向上するとともに、麦・大豆の作付率を17％以上に向上
・農業基盤整備を契機として地域の中心となる経営体を育成・確保するため、新たに農業生産法人を約300法人設立するとともに、６次産業化の取組を推進した地区を約５割以上に向上

b　事業量
・畦畔除去等による区画拡大も含めた農地の大区画化の整備を約20万haで実施
・約16万haの水田において、区画整理や暗渠排水等の整備による水田の汎用化を実施
このうち約10万haの整備済水田において暗渠排水を整備
このうち地下水位制御システムを1.0万haに導入
・畑地約2.1万haにおいて区画整理や土層・土壌改良等を実施
・畑地の農業用用排水施設の整備を約1.6万haで実施

(イ)　農地・水等の生産資源の適切な保全管理と有効利用による食料供給力の確保（政策目標２）

近年、基幹的水利施設の老朽化が進行している一方、国や地方の財政状況が逼迫していることから、施設の効率的な保全・整備を行う必要がある。このため、これまでの全面的な改築・更新に代え、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的保全管理を推進する。

また、耕作放棄地の発生防止・解消を図るため、基盤整備を通じた再生利用や農地・水保全管理支払による地域共同活動等により、良好な営農条件を備えた農地の確保と有効利用を推進する。

a　目指す主な成果
・基幹的農業用用排水施設の機能診断済みの割合（再建設費ベース）（重点指標）
約４割（H22）→ 約７割（H28）
・国が造成した基幹的農業用用排水施設における機能保全計画の策定率（再建設費ベース）
約４割（H22）→ 約８割（H28）
・戦略的保全管理による国営造成土地改良施設の更新等費用を約３割低減
・農地、農業用水等の保全・整備により、約360万haにおいて優良農地を維持

b　事業量
・基幹的農業用用排水施設について、約1.3万kmの農業用用排水路と機場等約1,400箇所の施設について機能診断を実施
・約6,000kmの農業用用排水路、用排水機場等約400箇所の施設について機能保全計画を策定
・約200万haの農地において農地、農業用水等の保全管理に係る協定に基づく地域共同活動により適切な保全管理を実施
・約４万haの耕作放棄地を解消

イ　国土を「守る」－震災復興、防災・減災力の強化と多面的機能の発揮－（政策課題Ⅱ）

(ア)　被災地域の災害に強い新たな食料供給基地としての再生・復興（政策目標３）

震災の被災地域において、市町村の復興計画等に基づき、農地・農業用施設の災害復旧を着実に推進する。津波被災農地について、概ね３年以内の営農再開、基幹的農業水利施設等の復旧については概ね５年での完了を目指す。

a　目指す主な成果
・復興マスタープランに基づき、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の６県において平成26年度までに農地約1.9万ha（警戒区域等を除くおおむね全ての農地）での営農再開を可能とする（重点指標）

(イ)　ハード・ソフト一体となった総合的な災害対策の推進による災害に強い農村社会の形成（政策目標４）

近年の自然災害の頻発化に対処するため、防災・減災対策を推進する。老朽化が進行しているため池等に対し、耐震強化を含めた堤体の改修・補強等のハード整備と併せ、ハザードマップの整備など減災対策を推進する。また、被災によりライフライン等への影響が極めて大きい重要構造物を対象に、レベル２地震動に対する耐震設計・照査等を推進する。

a　目指す主な成果
・約10万ha以上の農地において、老朽化したため池の整備や排水機場の改修等により湛水被害等のおそれを解消（重点指標）
・ハザードマップの整備等のため池の減災対策により、災害リスクが軽減される農業集落戸数
約15万戸（H22）→ 約29万戸（H28）

・国営造成土地改良施設における重要構造物の耐震設計・照査の実施率
　約２割（H23）→ 約６割（H28）

b　事業量
・各種防災事業を約2,600地区で総合的に推進
・ハザードマップの作成等の減災対策を実施するため池数約2,300箇所
・国営造成土地改良施設における耐震設計・照査を約130箇所で実施

(ｳ)　農地の整備、安定的な水利システムの維持や農村環境の保全等による農業・農村の多面的機能の発揮（政策目標５）

農業・農村は、健全な農業生産活動を通じて、国土保全や水源の涵養等の多面的機能を発揮していることから、耕作放棄地対策等による優良農地の確保や美しい農村環境の保全・創出等を推進する。

a　目指す主な成果
・基幹的農業用用排水施設の機能診断済みの割合（再建設費ベース）（再掲）
　約４割（H22）→ 約７割（H28）
・国が造成した基幹的農業用用排水施設における機能保全計画の策定率（再建設費ベース）（再掲）
　約４割（H22）→ 約８割（H28）
・戦略的保全管理による国営造成土地改良施設の更新等費用を約３割低減（再掲）
・農地、農業用水等の保全・整備により、約360万haにおいて優良農地を維持（再掲）
・約10万ha以上の農地において、老朽化したため池の整備や排水機場の改修等により湛水被害等のおそれを解消（再掲）
・農業生産基盤の整備において農村環境の創造に着手
　約1,700地域（H22）→ 約2,200地域（H28）
　このうち生物多様性に配慮した生態系のネットワークの保全の推進
　約900地域（H22）→ 約1,300地域（H28）
　このうち農村地域における良好な景観の保全・創出
　約90地域（H22）→ 約130地域（H28）

b　事業量
・基幹的農業用用排水施設について、約1.3万kmの農業用用排水路と機場等約1,400箇所の施設について機能診断を実施（再掲）
・約6,000kmの農業用用排水路、用排水機場等約400箇所の施設について機能保全計画を策定（再掲）
・約200万haの農地において農地、農業用水等の保全管理に係る協定に基づく地域共同活動により適切な保全管理を実施（再掲）
・約４万haの耕作放棄地を解消（再掲）
・各種防災事業を約2,600地区で総合的に推進（再掲）
・美しい農村環境の再生・創造に向けた整備を約730箇所で実施
　このうち生態系のネットワークの保全に向けた整備を約520箇所で実施
　このうち農村地域における良好な景観の保全・創出に向けた整備を約50箇所で実施

ウ　地域を「育む」－農村の協働力や地域資源の潜在力を活かしたコミュニティの再生－（政策課題Ⅲ）

(ｱ)　地域の主体性・協働力を活かした地域資源の適切な保全管理・整備（政策目標６）

農地・水保全管理支払等の活動で培われてきた地域の自主性や農村協働力等を活用しつつ、多様な主体の参画により、広域的な保全管理を担う体制の整備を推進する。また、こうした体制による活動の拡大・定着を図るため、水路等の長寿命化のための補修・更新等の高度な取組を促進する。

a　目指す主な成果
・農地・農業用水等の地域資源の保全管理に係る集落等の地域が主体となった地域共同活動への延べ参加者数が約1,000万人・団体（重点指標）
・地域が主体となった地域資源の総合的な管理体制を1,300地域において整備
・地域共同による農地・農業用水等の保全管理の取組面積のうち、農業用用排水施設の長寿命化等の高度な活動に取り組む面積の割合を約３割に向上
・農業農村整備事業等における直営施工に延べ約８万人が参加

b　事業量
・協定に基づく地域共同活動により、約200万haの農地において適切な保全管理を実施
・農地約40万ha、水路約8.0万km、農道約4.6万kmにおいて、地域が主体となった地域資源の総合的な管理を実施
・多様な主体が工事の施工に直接参加する直営施工を延べ約1,000地区において実施

(ｲ)　小水力発電等の自立・分散型エネルギーシステ

ムへの移行と美しい農村環境の再生・創造（政策目標７）

自立・分散型エネルギーシステムへの移行に向け、小水力、太陽光など農村の地域資源の潜在力を活用した再生可能エネルギーの生産及び利用を促進する。

また、農業・農村がもたらす美しい自然環境を次世代に継承し、多面的機能による便益を国民が広く享受できるよう、豊かな生態系とそのネットワークの保全・再生、良好な景観の形成を推進する。

農村地域の健全な水循環の維持と農村における良好な生活環境を確保するため、農業集落排水施設の整備等を推進する。

a　目指す主な成果

・小水力発電等の再生可能エネルギーの導入に向けた計画作成を約1,000地域で着手（重点指標）

・農業生産基盤の整備において農村環境の創造に着手（再掲）

約1,700地域（H22）→ 約2,200地域（H28）

このうち生物多様性に配慮した生態系のネットワークの保全の推進（再掲）

約900地域（H22）→ 約1,300地域（H28）

このうち農村地域における良好な景観の保全・創出（再掲）

約90地域（H22）→ 約130地域（H28）

・農業集落排水汚泥のリサイクル率

約64％（H22）→ 約70％（H28）

・農業集落排水処理人口普及率

約68％（H21）→ 約76％（H28）

b　事業量

・美しい農村環境の再生・創造に向けた整備を約730箇所で実施（再掲）

このうち生態系のネットワークの保全に向けた整備を約520箇所で実施（再掲）

このうち農村地域における良好な景観の保全・創出に向けた整備を約50箇所で実施（再掲）

・農業集落排水汚泥のリサイクルを新たに約370地区で実施

・農業集落排水施設の整備を約600地区で実施

２　農業農村整備事業等

⑴　基幹農業用用排水施設の整備

ア　事業内容

基幹農業用用排水施設の整備は、機能診断に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保するものである。

基幹農業用用排水施設の整備を目的とする事業には、国営かんがい排水事業及び都道府県営かんがい排水事業があり、国営事業にあっては、受益面積おおむね3,000ha以上（畑地帯にあっては、1,000ha以上）、都道府県営事業にあっては、受益面積おおむね200ha以上（畑地帯にあっては、100ha以上）にわたる土地の基幹農業用用排水施設の整備を行う。国営及び都道府県営事業は、さらに、事業の内容、性格等により予算上区分して実施している。

国営事業の国庫負担率は、農林水産省２/３～70％、北海道・離島75～85％、沖縄90～95％、奄美90％となっている。また、都道府県営事業の国庫負担率は50～80％となっている。

イ　事業実施の状況

基幹農業用用排水施設の整備は、国営かんがい排水事業、都道府県営かんがい排水事業及び水資源機構事業に分かれて実施されている。このうち、国営かんがい排水事業の平成24年度事業実施額は1,781億円で、事業種別の実施額及び地区数は**表1**のとおりである。

表１　平成24年度基幹農業用用排水施設整備の実施状況

事業名	実施額（千円）	実施地区数														
		農林水産省					北海道					沖縄				
		継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計
国営かんがい排水	(178,104,934)															
	185,307,934	55	(7)	6	3	64	29	(2)	6	3	38	2	(0)	0	1	3
補助かんがい排水	(5,195,543)															
	9,335,963	76	(16)	—	—	76	4	(2)	—	—	4	11	(0)	—	—	11
基幹水利施設整備型	(4,379,465)															

	7,706,907	31	(2)	—	—	31	4	(2)	—	—	4	11	(0)	—	—	11
基幹水利施設保全型	(816,078)															
	1,629,056	45	(14)	—	—	45	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）　1　農林水産省には、離島、奄美を含む。
2　実施額の上段（）は国費、下段は事業費。
3　完了地区には、次年度から施設機能監視制度へ移行する地区を含む。
4　「国営かんがい排水」の中には、「国営農業用水再編対策事業」、「特別監視制度」、「国営施設機能保全事業」等を含む。
5　「国営かんがい排水」の実施地区数には、施設機能監視分を含まない。

(ア)　国営かんがい排水事業

平成24年度における継続地区は農林水産省55地区、北海道29地区、沖縄２地区、計86地区で、これらの地区においては平成23年度に引き続いて事業の推進を図った。そのうち、農林水産省７地区、北海道２地区、計９地区は事業を完了した。

また、平成24年度においては、新たに農林水産省６地区、北海道６地区、計12地区の新規着工を行った。

なお、基幹的水利施設の突発事故が増加傾向にあることから、施設のリスク管理と併せて施設の保全に資する補修・補強等を行う国営施設応急対策事業を創設した。

表２　平成24年度国営かんがい排水事業完了地区及び新規地区

事業名	地帯名	完了地区	事業着手地区	新規全体実施設計地区
かんがい排水	農林水産省	隈戸川	平川二期	和賀中央
		宮川用水第二期	横手西部	新川流域二期
		曽於北部（一期）	加治川用水	東播用水二期
		神流川沿岸		
		佐渡（一期）		
	北海道	上音更	士幌西部【特別監視制度】	
			富秋士幌川下流【特別監視制度】	
			別海北部	
	沖縄			石垣島
国営造成土地改良施設整備	農林水産省	鬼怒川南部		
		弓浜半島		
	北海道	幌新	フモンケ【特別監視制度】	
			更岸【特別監視制度】	
国営施設機能保全事業	農林水産省		笛吹川沿岸	
			伊那西部	
			中勢用水	
	北海道		風連	当麻永山用水

ウ　水資源機構事業

水資源の総合的な開発と利用の合理化を図るため、「水資源開発促進法」（昭和36年法律第217号）に基づいて、水資源開発水系に７水系（利根川、荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川及び筑後川）が指定され、その各水系毎に水資源開発基本計画が策定されている。本事業は、水資源開発基本計画及び「独立行政法人水資源機構法」（平成14年法律第182号）に基づき、（独）水資源機構が農業用水等の確保などに資する施設の改築及び管理を一貫して実施するものである。

建設事業（農業用水関係分）においては、24年度事業費173億6,452万円（うち当省補助金額79億8,098万円）をもって、豊川用水二期、両筑平野用水二期及び木曽川右岸施設緊急改築の継続３地区を実施した。

また、管理事業（農業用水関係分）においては、24年度事業費94億9,757万円（うち当省補助金額19億1,177万円）をもって、群馬用水、利根導水路、埼玉合口二期、印旛沼開発、成田用水、北総東部用

水、東総用水、霞ヶ浦用水、木曽川用水、三重用水、香川用水、両筑平野用水、筑後川下流用水、愛知用水及び豊川用水の継続15地区の施設の管理を実施した。

⑵　基盤整備を契機とした担い手育成対策等

経営体育成基盤整備事業等のハード事業の完了時までに、事業地区の農用地面積に占める担い手の経営等農用地面積が、一定以上増加することを要件に、株式会社日本政策金融公庫等が、土地改良区等に対し農家負担金の一部について無利子資金の貸付けを実施している。

⑶　国営農用地再編整備事業

国営農用地再編整備事業は、農業の生産性の向上、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的に、農業における基本的な生産手段である農用地（既耕地）と未墾地を併せた再編整備、農用地の造成等を行うものである。

ア　国営農地再編整備事業

広範にわたる地域を対象とした区画整理と開畑の一体的な実施等の生産基盤整備を通じて、生産性の向上や地域農業の展開方向に即した農業構造の実現、農業的土地利用と非農業的土地利用の整序化を図るとともに、農業の振興を基幹とした総合的な地域の活性化に資することを目的とする。この事業は、平場農業地域を対象とする一般型と中山間地域を対象とする中山間地域型に区分されるが、一般型については、平成12年度に事業制度を廃止した。

イ　国営緊急農地再編整備事業

耕作放棄地及び耕作放棄地となるおそれがある農地が優良農地の一定割合以上発生している広域的な地域において、計画的な生産基盤の整備と併せ、農地の土地利用を計画的に再編し、さらに、担い手への農地の利用集積を進めることにより、緊急的に生産性の向上と耕作放棄地の発生防止による優良農地の確保を図り、農業の振興を基幹とした総合的な地域の活性化に資することを目的とする。

平成24年度の実施状況は**表3**のとおりである。

表３　農用地再編整備事業の実施状況

	地区数				実施額（千円）	
	継続	うち完了	新規	計	事業費	国費
国営農地再編整備事業	7	(1)	2	9	23,081,218	23,081,218
農林水産省	－	(－)	－	－	－	－
北海道	7	(1)	2	9	23,081,218	23,081,218
国営緊急農地再編整備事業	1	(－)	－	1	1,989,555	1,989,555
農林水産省	1	(－)	－	1	1,989,555	1,989,555
北海道	－	(－)	－	－	－	－

⑷　国営干拓事業

国営干拓事業は、海面や湖面の公有水面等を陸地化し農地を創設するもので、入植・増反等により、意欲ある農家の農業経営の規模拡大、経営の安定化を図ることを目的に実施している。

平成24年度における国営干拓事業の実施状況は**表4**のとおりである。

表４　国営干拓事業の実施状況

（単位：千円）

実施地区	1	国費	200,000

⑸　特定中山間保全等整備事業

ア　旧緑資源機構の経緯等

旧緑資源機構は、平成11年10月に農用地整備公団の業務を森林開発公団に継承し、緑資源公団と改称して設立され、平成15年10月に独立行政法人緑資源機構となったものであり、農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に資するため、水源林造成事業、緑資源幹線林道事業、農用地総合整備事業、特定中山間保全整備事業及び海外農業開発事業等を実施してきた。

旧緑資源機構は、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、平成19年度限りで廃止（「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律」（平成20年法律第８号））され、その業務の一部は、（独）森林総合研究所及び（独）国際農林水産業研究センターに承継された。

イ　業務内容

旧緑資源機構の廃止に伴い、農業生産基盤整備関

係業務を承継した森林総合研究所が、農用地総合整備事業及び特定中山間保全整備事業を実施した。

農用地総合整備事業は、農業的土地資源に恵まれ、農業構造改善の必要があり、外部インパクト等を活用して生産性の高い農業生産地域を形成することが可能な地域において、農用地の整備と土地改良施設の整備を一体として総合的かつ集中的に実施するもので（農用地整備面積150ha以上かつ土地改良施設整備の受益面積が1,000ha以上）ある。補助率は、工種毎に内地40％～２/３（北海道40～80％以内）の補助率を基礎とする総合補助率である。

特定中山間保全整備事業は、中山間地域の森林と農用地が混在する地域では、必要な施業が行われていない森林や耕作放棄地が増加しており、森林及び農用地のもつ公益的機能の低下が下流の都市部にも影響することが懸念されていることから、水源林造成の指定地域であって、地勢条件が悪く農業の生産条件が不利な地域において、水源林造成と一体として森林及び農用地の整備を行い、水源涵養をはじめとした公益的機能の維持増進を図るものである。補助率は55％以内（基幹農林道は２/３以内）である。

なお、上記の２事業は、現在実施中の事業区域の完了をもって廃止することとされている。

ウ　業務の実施状況

㈠　農用地総合整備事業

平成24年度の実施区域数は、継続１区域である。

㈡　特定中山間保全整備事業

平成24年度の実施区域数は、継続２区域である。

なお、平成24年度における実施状況は、**表5**のとおりである。

表５　24年度特定中山間保全等整備事業の実施状況

（単位：千円）

事　業　名	区域数	事業費	国費
特定中山間保全等整備事業	3	3,076,708	2,423,262
農用地総合整備事業	1	1,096,563	1,004,939
特定中山間保全整備事業	2	1,980,145	1,418,323

⑹　土地改良調査計画

平成24年度においては、土地改良事業を計画的かつ円滑に推進するため、国営地区調査及び地域整備方向検討調査等を行うとともに、長寿命化に配慮した更新整備計画や環境・景観配慮のための基本的方針等の策定を行う広域基盤整備計画調査を実施した。

なお、平成24年度に国営地区調査を実施した調査費と地区数は**表6**のとおりである。

表６　24年度国営地区調査の実施状況

（単位：千円）　　地区数

区　分	調査費	農林水産省				北海道				沖縄			
		継続	着手	計	（うち完了）	継続	着手	計	（うち完了）	継続	着手	計	（うち完了）
かんがい排水地区	1,222,233	10	4	14	(6)	3	1	4	(2)	－	1	1	(0)
総合農地防災地区	174,809	1	－	1	(1)	2	1	3	(1)	－	－	－	
農地再編整備地区	428,914	1	2	3	(0)	6	3	9	(2)	－	－	－	
〈〈計〉〉	1,825,956	12	6	18	(7)	11	5	16	(5)	－	1	1	(0)

⑺　農地防災事業等

農地防災事業等は、農用地および農業用施設における自然災害の発生を未然に防止し、又は農業用用排水の汚濁や農用地の土壌汚染を防止し、もしくは地盤沈下等により低下した農用地・農業用施設の機能回復を図ること等により農業生産の維持および農業経営の安定を図り、併せて国土及び環境の保全に資することを目的に実施する事業であり、「土地改良法」（昭和24年法律第195号）、「地すべり等防止法」（昭和33年法律第30号）等に基づいて計画的に行われている。予算科目は以下のとおりである。

一般会計

（項）農地等保全事業費

（目）総合農地防災事業費

（目）地すべり対策事業費

（目）地すべり対策事業費補助

（目）公害防除特別土地改良事業費補助

（目）震災対策農業水利施設整備事業費補助

東日本大震災復興特別会計

（項）農地等保全事業費

（目）総合農地防災事業費

（目）地すべり対策事業費補助

（目）震災対策農業水利施設整備事業費補助

このうち、集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を実施するため、平成24年度補正予算より「農村地域防災減災事業」を創設した。

平成24年度における各事業の実施状況は、**表7**のとおりである。

表７　24年度農地防災等事業の実施状況

区分	実施額		地区数				
	事業費	国費	継続	新規	全計	計	完了
	（千円）	（千円）					
国営総合農地防災事業	33,332,018	32,428,018	13	1	1	15	1
直轄地すべり対策事業	2,080,364	2,080,364	2	0	0	2	0
地すべり対策事業	12,769,542	6,398,732	155	37	0	192	21
公害防除特別土地改良事業	1,761,920	633,092	5	0	0	5	0
震災対策農業水利施設整備事業	74,861,666	51,585,498	15	1,187	0	1,202	123
計	124,805,510	93,125,704	457	876	1	1,334	23

⑻　土地改良施設の管理

土地改良事業によって造成された農業水利施設は、農業生産を支える基本的施設であるとともに、生態系や景観の形成などの多面的機能を発揮する重要な社会共通資本である。

今日、これらの農業水利施設は、ダムなどの基幹施設から末端の農業用用排水施設に至るまで膨大なストックを形成していることから、効率的な更新整備や保全管理を充実していくことが重要な課題となっている。

ア　国営造成施設管理事業等

㋐　直轄管理事業

国営造成施設のうち、特定の施設について国が行う管理事業であり、平成24年度は５地区で実施した。

㋑　広域農業水利施設総合管理事業

同一水系において複数の国営造成施設を国が一元的に管理する事業であり、平成24年度は１地区で実施した。

㋒　国営造成施設水利管理事業

国営造成施設等に係る水利権の更新協議に必要な資料の作成等を行う事業であり、平成24年度は32地区で実施した。

㋓　国営造成水利施設保全対策指導事業

国営事業により造成された基幹的施設を対象に、機能診断及び機能保全基本計画の策定を国が行う事業であり、平成24年度は833施設で実施した。

㋔　国営造成水利施設保全対策推進事業

施設の保全に係る権利の設定及び更新を国が行う事業であり、平成24年度は19地区で実施した。

㋕　ストックマネジメント技術高度化事業

ライフサイクルコストを効率的に低減させるため、現場条件に応じた診断技術及び対策工法の適用性の検証を通じてストックマネジメント技術の高度化を図る事業であり、平成24年度は25事務所で実施した。

㋖　国営造成施設県管理費補助事業

国営造成施設で，都道府県が管理しているダム、頭首工、排水機場及び防潮水門のうち、一定の施設について国が助成する事業であり、平成24年度は29地区で実施した。

㋗　基幹水利施設管理事業

市町村等が土地改良区と連携を図りつつ、公共・公益性の高い基幹的な国営造成施設の管理強化を行う事業であり、平成24年度は297地区で実施した。

イ　土地改良施設技術管理事業等

㋐　国営造成施設管理体制整備促進事業

国営造成施設の予定管理者である土地改良区等に対して操作技術の習熟を図る操作体制整備と、国営造成施設等を管理する土地改良区等の管理体制整備を行う事業であり、平成24年度は241地区で実施した。

㋑　基幹水利施設保全管理対策

基幹水利施設の日常管理に携わる施設管理者に対し、ストックマネジメント技術等の習得を支援する事業であり、平成24年度は12地区で実施した。

㋒　土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業

土地改良施設に存在するPCB廃棄物を処理するために必要な収集運搬を行う事業であり、平成24年度は59地区で実施した。

㈦　農業用水水源地域保全対策事業

貯水池など農業用水の水源地域において、森林整備等を行うための調査及び、水源地域を取り巻く現状や課題について理解を深め農業用水の有効利用を図る活動を推進する事業であり、平成24年度は84地区で実施した。

実施状況（24年度）

	予算額（千円）
直轄管理事業	1,164,504
広域農業水利施設総合管理事業	818,402
国営造成施設水利管理事業	306,000
国営造成水利施設保全対策指導事業	3,047,502
国営造成水利施設保全対策推進事業	129,278
ストックマネジメント技術高度化事業	1,318,270
国営造成施設県管理費補助事業	1,197,962
基幹水利施設管理事業	1,625,791
国営造成施設管理体制整備促進事業	1,994,823
基幹水利施設保全管理対策	30,491
土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業	20,000
農業用水水源地域保全対策事業	205,000

⑼　戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業

本事業は農業農村整備事業の補助事業について再編成し、平成23年度に創設したものである。戸別所得補償制度の円滑な実施を図るためには、麦・大豆等の生産拡大のための農地の区画整理、用排水施設等の整備を重点的かつ集中的に行う必要があることから、国営事業等によって形成された大規模農業地域であって、かつ、戦略作物の生産拡大や耕地利用率の向上等に取り組む地域を対象に以下の事業を実施するものである。

①　農地整備事業
②　草地畜産基盤整備事業
③　水利施設整備事業
④　農地防災事業

事業実施主体は都道府県、事業指定法人で、国の補助率は50％等である。

平成24年度は、当初予算及び予備費において予算措置しており、本事業の実施状況は以下のとおりである。

・地区数：745（地区）
・予算額（国費）：46,871（百万円）

なお、本事業は、平成24年度補正予算から農業競争力強化基盤整備事業に移行した。

⑽　農業競争力強化基盤整備事業

本事業は、攻めの農業の実現に向け、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化を推進するため、平成24年度補正予算において創設したものであり、以下の３事業を実施するものである。

①　農業競争力強化基盤整備事業

国営事業等によって形成された大規模農業地区等において、農地の大区画化・汎用化や農業水利施設の整備等を行う。

②　農業基盤整備促進事業

既に農地の区画が整備されている地域等において、畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地の整備、老朽施設の更新等の農業水利施設等の整備を地域の実情に応じて行う。

③　農業水利施設保全合理化事業

水利用・水管理の効率化・省力化、水利施設の安全性向上を図るため、水路のパイプライン化やゲートの自動化等の合理化整備等を行う。

事業実施主体は都道府県、市町村、土地改良区等で、国の補助率は定額、50％等である。

平成24年度は、補正予算において予算措置しており、本事業の実施状況は以下のとおりである。

・地区数：1,925（地区）
・予算額（国費）：63,376（百万円）

⑾　農業体質強化基盤整備促進事業

本事業は、平成23年度４次補正予算に創設したものであり、既に農地の区画が整備されている地域等において畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地整備、老朽施設の更新や用排水機の増設等の農業水利施設のきめ細かな整備を農業者の自力施工も活用しつつ実施するものである。

事業実施主体は都道府県、市町村、土地改良区等で、定額助成額については以下のとおりである。

①　簡易な区画拡大：10万円/10a（水路の管路化を伴う場合20万円/10a）
②　標準的な暗渠排水（本暗渠管の間隔10m以下）：15万円/10a

平成24年度は、当初予算及び予備費において予算措置しており、本事業の実施状況は以下のとおりである。

・地区数：1,539（地区）
・予算額（国費）：60,000（百万円）

なお、本事業は、平成24年度補正予算から農業競争力強化基盤整備事業に移行した。

3　農山漁村地域整備交付金

農業農村、森林、水産の各分野でそれぞれ実施してきた農山漁村地域の整備に係る事業を、地域の自主性に基づき総合的、一体的に実施できる交付金として、平成22年度に創設した。

平成23年度に内閣府において地域自主戦略交付金等が創設されたことから、本交付金の事業メニューについて見直しを行い、平成24年度は以下の内容で実施した。

⑴　内　　容

ア　農業農村分野
　農用地整備、農業用用排水施設整備等
イ　森林分野
　路網整備、予防治山等
ウ　水産分野
　漁港漁場整備、海岸保全施設整備等
エ　効果促進事業
　農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、上記ア、イ、ウと一体となって効果を高めるために必要な事業

⑵　実施地区数　450　国費　96億円

なお、平成24年度補正予算（第１号）において、地域自主戦略交付金のうち農業農村、森林、水産分野の事業メニューを農山漁村地域整備交付金に統合した。

4　海　岸　事　業

海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく、海岸保全施設整備事業により、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、良好な営農条件を備えた沿岸農地の確保を図るため、海岸保全施設の整備を実施した。平成24年度における海岸保全事業の実施状況は**表8**のとおりである。

表８　平成24年度海岸保全事業の実施状況

区　分	実施額		地区数			
	事業費	国費	継続	新規	計	完了
	（千円）	（千円）				
直轄海岸保全施設整備事業	4,167,484	4,167,484	3	0	3	0
計	4,167,484	4,167,484	3	0	3	0

5　災害復旧事業

⑴　概　　況

我が国は、気象的、地理的環境から災害が発生しやすい状況にあり、毎年台風、集中豪雨、地震、高潮等の災害が頻発している。これらの災害により、農地の流失・埋没やあるいは河川の堤防、ため池、頭首工の決壊などの被害が生じており、これにより農作物などに莫大な損害を受けているほか、道路、橋梁の流失によって交通が途絶するなど、その被害は単に農地、農業用施設のみにとどまらず国民経済の全般に及び、これらによる有形無形の損失は、計り知れないものがある。

農地及び農業用施設の災害復旧事業は「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）、農地保全に係る海岸、海岸保全施設及び地すべり防止施設の災害復旧事業は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和26年法律第97号）に基づいて行われ、特に激甚な災害については「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）が適用され地元負担額を軽減するなどの特別の助成措置が行われることになっている。また、国営で施行中の事業等が災害を受けた場合の災害復旧事業は、「土地改良法」（昭和24年法律第195号）第88条に基づいて行われることになっている。

災害復旧事業は、その性質上他の公共事業と比べ、特に迅速な措置が要求されるため緊急に復旧対策を計画し実施しなければならないことから早期に査定を行い、事業に必要な経費が不足した場合は補正予算等により措置されている。

⑵　新　規　災　害

平成24年に発生した農地、農業用施設及び農地保全に係る海岸、海岸保全施設、地すべり防止施設の被害額は**表9**のとおりである。

表９　平成24年災被害額

区　分	箇所数	被害額（千円）
直轄	0	0
農地	31,726	32,202,776
農業用施設	14,959	35,923,768
海岸保全施設等	11	297,000

計	46,696	68,423,544

このうち、特に被害の大きい災害であった次の災害が激甚災害として指定され、特別の財政措置を行った。

○６月８日から７月23日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（８月３日指定　政令第208号）

また、局地的に激甚であった災害については、市町村を単位として政令で激甚災害が指定され、特別の助成措置を行った。

新規発生災害の平成24年度における事業の実施状況は、**表10**のとおりである。

表10　平成24年度新規発生災害の事業実施状況

区分	事業費（千円）	国費（千円）
直轄	0	0
農地	10,962,977	10,079,607
農業用施設	16,310,268	15,437,939
海岸保全施設等	157,718	107,966
計	27,430,963	25,625,512
直轄	0	0
農業用施設関連	5,613	4,827
農地災害関連区画整備	0	0
災害関連農村生活環境施設	57,789	28,010
災害関連緊急地すべり	0	0
計	63,402	32,837
合計	27,494,365	25,658,349

⑶　過　年　災　害

平成23年までに発生した災害に係る農地等の災害復旧事業及び災害関連事業のうち平成23年度に完了しなかったものについても、平成24年度に事業を実施した。

６　農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

本交付金は、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」（平成19年法律第48号）に基づき実施される交付金である。

定住や地域間交流を促進することによって農山漁村地域の活性化を図るため、地方自治体が地域の自主性と創意工夫による計画を作成し、国はその実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援する。

支援対象については、以下の通りである。

①　定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備に関する事業

②　定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備に関する事業

③　農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備に関する事業

④　その他農林水産省令で定める事業

⑤　①から④の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務

事業実施主体：都道府県、市町村、地方公共団体等が出資する法人、土地改良区、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、農林漁業者等の組織する団体、PFI事業者、NPO法人　等

交　付　率：定　額（１／２、5.5／10、4.5／10、４／10、１／３以内　等）

平成24年度予算額　　10,075百万円の内数

７　諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門への対応

国営諫早湾干拓事業により造成された潮受堤防排水門について、平成22年12月佐賀諫早湾訴訟福岡高裁判決が確定し、国は平成25年12月までに潮受堤防排水門を開門する義務を負った。

このため、国は、①開門した場合に生じる防災上、営農上、漁業上の影響を評価するとともに、②防災上、営農上、漁業上の悪影響が地元に生じることがないよう万全の対策を講ずることとした。

これを受け、環境アセスメントについては、関係者の意見を伺いながら、平成23年度に環境影響評価書素案、準備書の公表を行い、平成24年12月に環境影響評価書をとりまとめた。地元関係者との対話を深め、理解いただくよう意見交換会を実施した。

また、開門に伴う事前対策として必要な予算を措置し、対策工事の入札公告を行った。この他、環境調査を実施した。

平成24年度予算額　　4,840百万円

第５節　土地改良制度等

１　土地改良制度

⑴　土地改良団体の運営等

ア　土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会の設立状況等

⑺　設立等

平成24年度末における土地改良区及び土地改良区連合の地区数等は**表11**のとおりである。

表11　土地改良区等の地区数・面積

	土地改良区	同連合	計
前年度地区数	4,943	77	5,020
本年度設立地区数	20	0	20
本年度解散地区数	94	0	94
現在地区数	4,869	77	4,946
のべ面積（ha）	2,642,550	276,761	2,919,311

また、土地改良事業団体連合会は48団体（全国を含む）である。

イ　水土総合強化推進事業

土地改良区の機能や役割が効率的・効果的に発揮できるよう土地改良区の体制を強化するため、次の事業を実施した。

㈠　土地改良区基盤強化事業

土地改良区は、土地改良区や地域の実情に即して必要となる組織基盤強化計画の策定や当該計画等を踏まえた合併及び合同事務所の設置を推進するとともに、公募団体は、合併を推進する人材育成のための研修を行うことで、土地改良施設の維持管理体制の再編整備を図った。

㈡　土地改良施設管理円滑化事業

土地改良施設の円滑かつ適切な管理を図るため、公募団体が、整備補修事例の検討を実施した。また、道府県土地改良事業団体連合会が、土地改良施設の診断・管理指導、土地改良事業に関する苦情・紛争等の対策、非補助土地改良事業の推進に関する助言・指導等を実施した。

㈢　土地改良換地等強化事業

換地事務の適正かつ円滑な推進を図るため、公募団体及び道府県土地改良事業団体連合会が、換地に関する異議紛争の早期解決及び未然防止を図るための助言・指導等を実施した。また、農用地の利用集積の推進を図るため、道府県土地改良事業団体連合会は、農地利用集積に関する指導を実施した。

㈣　技術力向上事業

農業農村整備事業に関する基礎的、専門的知識の習得を図るため、都道府県土地改良事業団体連合会が、土地改良区の役職員等に対して農業農村整備事業に関する技術実践研修を実施した。

なお、平成24年度は、278百万円を計上し、上記㈠～㈣の各事業に対し助成を行った。

ウ　土地改良施設維持管理適正化事業

近年、土地改良事業の実施に伴い、土地改良施設の整備が急速に進展し、造成された施設も大幅に増加してきており、その整備補修が極めて重要な課題となっている。土地改良施設の整備補修は、本来、土地改良区等土地改良施設の管理者自らが行うべきであるが、近年における農村環境等の大きな変化に即応した対策が必ずしも円滑に行われていないのが現状である。

このような実情にかんがみ、全国土地改良事業団体連合会に土地改良区等による施設整備補修のための資金を造成し、この資金を利用して土地改良施設の定期的な整備補修を行う「土地改良施設維持管理適正化事業」を実施し、土地改良区等土地改良施設管理者の管理意識の昂揚と、土地改良施設の機能の維持と耐用年数の確保に努めた。

また、農業者戸別所得補償制度に基づき、農地の利用形態に応じ、当該地域の土地改良区が管理する施設についての整備改善計画を策定し、その計画に定められた「施設改善対策事業」を実施した。

なお、平成24年度の実施状況は、表12のとおりである。

表12　土地改良施設維持管理適正化事業の実施状況

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度
年間総事業費	10,708	9,338
国庫補助額	3,212	3,113

（土地改良企画課　鈴木　内5475　直03-3502-6006）

⑵　農用地等集団化

ア　換地処分の事前調整及び交換分合の実施

分散した農用地の集団化を図り、土地条件を整備することは農業の生産性の向上と農業構造の改善を図る上で極めて重要であるため、土地改良法に基づく区画整理等に伴う換地処分の事前調整及び農業委員会等が行う交換分合に対して助成を行った。

イ　平成24年度助成額

平成24年度には、３百万円（戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業）及び10,075百万円の内数（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）を計上して上記アを行った。

⑶　土地改良財産の管理及び処分

国営土地改良事業で造成した施設等（土地改良財産）については、土地改良法第94条の規定により農林水産大臣がこれを管理し処分することとなっている。

この場合において、その管理は原則として土地改良区等に委託することとしており、24年度末までに土地

改良財産を管理委託した実績は、表13のとおりである。

表13　管理委託実績（24年度末）

国営土地改良事業完了地区数	1,180地区
管理委託済施設数	
ダム、頭首工、揚水機場等	1,440施設
水路、道路	16,758km

⑷　融　資　関　係

ア　農業基盤整備資金（耕地）

本資金は、農業の生産力の増大及び生産性の向上を図るための農業生産基盤の整備や農村環境基盤の整備を図るための長期・低利の資金である。

株式会社日本政策金融公庫の平成24年度貸付実績額は7,543百万円、また、沖縄振興開発金融公庫の同年度貸付実績額は1,043万円である。

イ　担い手育成農地集積資金

本資金は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対し農用地の利用集積が図られる特定の土地改良事業の実施に必要な費用の一部を土地改良区等に無利子で貸し付ける資金である。

株式会社日本政策金融公庫の平成24年度貸付実績額は7,830百万円、また、沖縄振興開発金融公庫の同年度貸付実績額は384万円である。

⑸　農家負担金軽減支援対策事業

本事業は、土地改良事業等の農家負担金の償還が困難な地区に対し、利子助成、利子補給等を行うことにより、農家負担金の軽減措置を講じるため以下の事業を実施しているものである。

ア　土地改良負担金償還平準化事業

本事業は、一定の要件を満たす地区において、負担金の水準が一定以上の期間について、その一定額（平準化目標額）を超える部分を土地改良区等が融資機関から資金を借り入れて後年に繰り延べることにより償還の平準化を図る場合に、借入利率が無利子となるよう利子補給するものである。

平成24年度末現在で、814地区認定している。

イ　特別型国営事業計画償還助成事業

本事業は、農家等の負担分について財投資金を借り入れている特別型の国営土地改良事業地区等のうち、負担金の円滑な償還が困難となっている地区を対象に、償還時における利息の一部の助成を行うものである。

平成24年度末現在で、61地区認定している。

ウ　担い手育成支援事業

本事業は、一定の要件を満たす担い手への農用地利用集積に積極的に取り組む地区に対して、負担金の水準が一定以上の期間について、負担金の償還利率が2.0％を超える利子相当額を土地改良区等に対し助成するものである。

平成24年度末現在で、1,691地区認定している。

エ　水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

本事業は、水田・畑作経営所得安定対策の導入など力強い農業構造の実現に向けた農政改革に則し、農業の担い手への農用地の利用集積率が増加することが確実と見込まれる場合に、土地改良区等が負担する額の６分の５に相当する額を無利子で貸付けを行うものである。

平成24年度末現在で、420地区認定している。

オ　災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

本事業は、土地改良区等に対して、一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る被災年度の負担金の償還利息に相当する額を助成するものである。

平成24年度末現在で、34地区認定している。

カ　経営安定対策基盤整備緊急支援事業

本事業は、土地改良事業等の農家負担金を償還中の地区であって、農地利用集積の増加等が見込まれる地域に対して、当該年度の償還利息に相当する額を助成するものである。

平成24年度末現在で、382地区認定している。

2　農業水利関係

河川法に基づく水利使用に関する協議

国土交通大臣は、水利使用に関する河川法第23条、第24条及び第26条第１項の許可又は第34条第１項の承認に係る申請に対する処分をしようとするときは、河川法第35条第１項の規定に基づき関係行政機関の長に協議しなければならない。

これにより、国土交通大臣は、最大取水量が毎秒1.0m^{3}以上又はかんがい面積が300ha以上のかんがいのための水利使用に係る許可、認可の処分をしようとするときには、農林水産大臣に協議するものである。

最近の協議件数は表14のとおりである。

表14　河川法第35条第１項の規定による水利使用に関する処分の協議件数

年度	かんがい	発電	計
15	26	2	28
16	21	1	22
17	12	1	13

18	20	1	21
19	29	1	30
20	31	1	32
21	67	2	69
22	116	4	120
23	94	4	98
24	152	4	156

（注）発電は、かんがい用水に完全従属する小水力発電である。

第９章　農林水産技術会議

第１節　農林水産研究開発の推進状況

１　農林水産技術会議の運営

⑴　農林水産技術会議の審議状況

農林水産技術会議は、国家行政組織法上の特別の機関として農林水産省に設置されており、試験研究の基本的計画の企画・立案、農林水産省の試験研究機関及び農林水産省所管の独立行政法人の行う試験研究の調整、状況及び成果の調査、都道府県その他の者の行う試験研究に対する助成、試験研究と行政部局の掌握する事務との連絡調整等を行っている。

平成24年度においては、農林水産技術会議は計10回開催され、農林水産試験研究に係る課題の検討・報告が行われた（**表1**参照）。

⑵　農林水産技術会議事務局主要施策の概況

平成24年度の主要施策は以下のとおりである。

ア　被災地を新たな食料生産地域として再生

東日本大震災の被災地を早期に復興し新たな食料生産地域として再生するため、被災地域内に「農業・農村型」、「漁業・漁村型」の研究・実証地区を設定し、これまで我が国に蓄積された先端技術を産学官から結集し、多数の技術を組み合せ、最適化し、新たな営農体系を大規模かつ実証的に研究、技術導入による経営面での効果を研究するとともに、新たな農林水産業を支える技術として全国への発信を実施した。

イ　営農再開に向けた農地除染技術等の開発

被災地での営農の早期再開のため、高濃度汚染地域における土壌除染技術体系の構築・実証や、高濃度汚染土壌の現場における処分技術の開発、森林から流出する水等に含まれる放射性物質の挙動の解明、放射性物質を含む作物等の安全な減容・安定化技術の開発を実施した。

ウ　新たな技術シーズ創出のための基礎・応用研究への支援

産学官の研究者の能力を活用し、革新的な技術シーズの創出及びその実用技術の開発に向けて発展させるとともに、東日本大震災からの復興に向けて、産学官連携により技術的課題の解決に資する研究開発を実施した。

エ　農山漁村におけるエネルギー生産

「バイオマス活用推進基本計画」等の達成に資するため、草本を利用したバイオエタノールの低コスト・安定供給技術、林地残材を原料とするバイオ燃料等の製造技術及び微細藻類を利用した石油代替燃料等の製造技術の開発を実施した。

オ　自然共生型の水産資源管理の開発

養殖用稚魚を天然資源に依存しているブリ類、ウナギ、クロマグロの国民への供給を安定させるため、成熟・産卵のコントロール技術、低コスト化・大量生産技術、高品質な養殖用稚魚の供給技術の開発を実施した。

カ　地球温暖化に対応できる農業生産体制

農林水産業による気候変動の緩和と気候変動に対応した農林水産物の生産安定化のため、農林水産分野における温室効果ガスの排出削減技術、吸収機能向上技術の開発や温暖化の進行に対応した生産安定技術、品種の開発を実施した。

キ　革新的な家畜生産技術の開発

牛及び豚のゲノム情報を基にした遺伝子レベルでの解析による家畜の生産性向上のため、DNAマーカー育種の高度化のための技術の開発、繁殖サイクルの短縮や受胎率向上のための技術の開発及び優れたワクチン開発のための技術開発を実施した。

ク　農業の競争力と食料供給力の強化

農地の周年有効活用を可能にし、生産性を向上させるため、小麦、なたね等の冬作物の高品質化技術や水田における夏畑作物の生産性向上技術、水田を最大限活用するための低コストな用排水機能管理・最適化技術の開発を実施した。

ケ　家畜伝染病対策の強化

重大家畜疾病の蔓延防止等に資するため、鳥インフルエンザウイルスの迅速な診断技術やBSEプリオンタンパク質の性状解明、効率的な検出技術の開発、抗口蹄疫ウイルス薬の実用化に向けた評価及び

変異があっても口蹄疫ウイルス抗原を検出できる技術の開発を実施した。

表１　農林水産技術会議の審議状況

回数	開催年月日	議　題　等
1	24. 4.20	・今後の育種研究の進め方について（作物育種戦略） ・平成25年度予算要求の方針について ・産学官連携研究の推進方策について
2	24. 5.25	・産学官連携研究の推進方策について
3	24. 6.27	・産学官連携研究の推進方策について ・国際的に通用する農林水産研究者の育成について
4	24. 7.26	・産学官連携研究の推進方策について ・国際的に通用する農林水産研究者の育成について
5	24. 9.26	・最近の農林水産研究成果について（①カドミウム低吸収稲の開発、②稲にリン酸への欠乏耐性をもたらす遺伝子とその機能の解明）
6	24.10.24	・食料生産地域再生のための先端技術展開事業について（地方技術会議の開催）
7	24.11.22	・最近の農林水産業を取り巻く状況について（技術会議委員からの報告①）
8	25. 1.23	・最近の農林水産業を取り巻く状況について（技術会議委員からの報告②） ・平成25年度委託プロジェクト研究公募課題について
9	25. 2.20	・「機能性を持つ農林水産物・食品開発プロジェクト」の進捗状況について ・食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（ITPGR）について ・攻めの農林水産業推進本部の設置に伴う農林水産技術会議事務局の対応について
10	25. 3.26	・平成24年度終了委託プロジェクト研究の主な成果について

２　農林水産研究開発の戦略的推進

⑴　農林水産研究基本計画に基づく施策の推進

農林水産研究基本計画は、新たな「食料・農業・農村基本計画」（平成22年３月30日閣議決定）及び旧研究基本計画の達成度の検証などを踏まえて、農林水産技術会議で決定された。

本研究基本計画では、①食料安定供給研究、②地球規模課題対策研究、③新需要創出研究、④地域資源活用研究、⑤シーズ創出研究の５つの研究領域ごとに今後10年程度を見通した研究開発の重点目標、平成27年までの主要な達成目標を定めている。

農林水産技術会議事務局では、本研究基本計画に基づき、重点目標を達成し、農林水産研究が国民生活の向上に積極的に貢献できるよう、①研究開発マネジメントの強化、②技術革新を下支えする研究開発ツールの充実・強化、③研究開発から普及・産業化までの一貫した支援の実施、④国際研究の強化、⑤レギュラトリーサイエンスへの対応強化、⑥国民理解の促進、⑦評価システムの改善などの研究施策を推進している。

なお、平成24年３月、東京電力福島第一原子力発電所の事故に対応した研究を実施するに当たっての基本方針である「農林水産研究における原発事故への対応方針」を農林水産技術会議で決定し、同方針に掲げた原発事故対応研究を、本研究基本計画における６番目の研究領域として位置づけている。

⑵　総合科学技術会議との連携

総合科学技術会議は、我が国全体の総合的な科学技術推進の司令塔として、科学技術政策の企画、立案及び総合調整機能を充実する観点から、平成13年１月、内閣府に設置された。

総合科学技術会議においては、科学技術の戦略的推進やシステム改革を具体的に進める観点に立って、「第４期科学技術基本計画」に関する意見具申（平成23年８月）や、毎年度、「科学技術に関する予算等の資源配分方針」において、「科学技術重要施策アクションプラン」及び「重点施策パッケージ」によって政府全体の科学技術予算の重点化を誘導することを決定した。

農林水産省においては、「第４期科学技術基本計画」及び「科学技術に関する予算等の資源配分方針」に沿って、平成25年度農林水産研究開発予算を重点化する等的確に対応した。

３　研究開発体制の整備

⑴　農業関係試験研究独立行政法人

農林水産技術会議事務局は、農業関係の４つの試験研究独立行政法人を所管している。平成24年度の取組は以下のとおりである。

ア　（独）農業・食品産業技術総合研究機構

（独）農業・食品産業技術総合研究機構では、次の

4つの業務を実施した。

㈠　農業・食品産業技術研究等業務

（運営費交付金　367億8,195万円）

農業・食品産業技術研究等業務については、①食料安定供給のための研究開発、②地球規模の課題に対応した研究開発、③新需要創出のための研究開発、④地域資源活用のための研究開発、⑤原発事故対応のための研究開発を重点的に実施した。

㈡　基礎的研究業務

（運営費交付金　44億1,829万円）

基礎的研究業務については、生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果の普及を図ることとしており、イノベーション創出基礎的研究推進事業を実施した。

㈢　民間研究促進業務

（産業投資特別会計出資金（当初計画額）3億円）

民間研究促進業務については、民間の活力を活かした生物系特定産業技術に係る実用化段階の技術開発を促進するため、委託方式による民間実用化研究促進事業を実施した。

㈣　農業機械化促進業務

（運営費交付金　15億9,065万円）

農業機械化促進業務については、①農林水産大臣の定めた「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」に基づき、政策上不可欠な農業機械を、民間企業との共同研究により緊急開発、その実用化の促進、②将来必要とされる農業機械の開発に不可欠な高度なシーズ技術の開発等に関する基礎・基盤研究、③農業機械の性能及び安全性の向上に資する型式検査及び安全鑑定等を実施した。

イ　（独）農業生物資源研究所

（運営費交付金　65億950万円）

①画期的な農産物や家畜等の開発を支える研究基盤の整備、②農業生物に飛躍的な機能向上をもたらすための生命現象の解明と利用技術の開発、③新たな生物産業の創出に向けた生物機能の利用技術の開発を重点的に実施した。

ウ　（独）農業環境技術研究所

（運営費交付金　27億468万円）

①地球規模環境変動と農業活動の相互作用に関する研究、②農業生態系における生物多様性の変動機構及び生体機能の解明に関する研究、③農業生態系における化学物質の動態とリスク低減に関する研究、④農業環境インベントリーの高度化を重点的に実施した。

エ　（独）国際農林水産業研究センター

（運営費交付金　33億6,440万円）

①開発途上地域の土壌、水、生物資源等の持続的な管理技術の開発、②熱帯等の不安定環境下における農作物等の生産性向上・安定生産技術の開発途上地域の農林漁業者の所得・生計向上と農山漁村活性化のための技術の開発を重点的に実施した。

⑵　施　設　整　備

ア　筑波事務所

農業関係試験研究独立行政法人が研究等を遂行する上で必要な共同利用施設（予算額6,488万円、追加補正予算額（農山漁村等における防災・減災対策）8億8,607万円）の整備を行った。

イ　独立行政法人

農業関係試験研究独立行政法人が行う試験研究の飛躍的な推進のための基盤となる施設（予算額6億4,695万円、追加補正予算額（農山漁村等における防災・減災対策）162億1,302万円の整備を行った。

⑶　研究者の資質向上施策

ア　研修

農林水産試験研究独立行政法人及び都道府県農林水産試験研究機関等の研究者を対象として、最新の施策・研究動向の理解を深めるとともに、自己能力の開発等を目的に実施している。

㈠　農林水産関係研究リーダー研修

研究リーダーの任にある研究者（過去1年間に研究部長等の管理職に就任した者）を対象に実施しており、平成24年度は44名が受講した。

㈡　農林水産関係中堅研究者研修

中堅研究者（原則35歳～45歳）を対象に実施しており、平成24年度は59名が受講した。

㈢　農林水産関係若手研究者研修

若手研究者（原則35歳未満）を対象に実施しており、平成24年度は51名が受講した。

㈣　農林水産関係研究者地方研修

若手（又は中堅）研究者を対象に地方で実施しており、平成24年度は44名が受講した。

イ　表彰

農林水産業及び関連産業に係る研究開発において、その一層の発展及びそれに従事する研究者の一層の意欲向上等を目的に実施している。

㈠　民間部門農林水産研究開発功績者表彰

民間が主体となって研究開発を行っている個人又は団体を対象に、農林水産大臣等が表彰を行っ

ており、平成24年度は大臣賞３件等を表彰した。

㈠　若手農林水産研究者表彰

若手研究者（40歳未満の個人）を対象に、農林水産技術会議会長が表彰を行っており、平成24年度は５件を表彰した。

㈡　産学官連携功労者表彰

産学官連携による成果事例を対象に、農林水産大臣が表彰を行っており、平成24年度は１件を表彰した。なお、本表彰は、内閣府等の各府省等においても実施されている。

㈢　農業技術功労者表彰

農業技術の研究や普及指導等に顕著な功績があった者（40歳以上の個人）を対象に、農林水産技術会議会長が表彰を行っており、平成24年度は６件を表彰した。

４　研究開発の評価

⑴　評価制度の整備

研究開発については、「農林水産省における研究開発評価に関する指針」（平成18年３月農林水産技術会議決定）等に基づき評価を実施している。

ア　農林水産研究基本計画の検証・評価

農林水産研究の進行管理に活用し、必要に応じて研究施策の見直しや新たな取組に反映させるため、農林水産研究基本計画の「Ⅰ農林水産研究の重点目標」に位置付けられた研究開発及び「Ⅱ農林水産研究の推進に関する施策」に位置付けられた研究施策を対象に、毎年度の進捗状況を把握し、研究基本計画策定後概ね５年目に総合的な評価を実施する。

イ　事業評価

㈠　研究制度評価

産学官の連携、競争的環境の整備等を目的とした各種の研究制度について、事前（プレ評価を含む）・中間・終了時の評価を実施する。

㈡　研究課題評価

委託プロジェクト研究、競争的研究資金制度等における個々の研究課題について、事前（プレ評価を含む。）・中間・終了時の評価を実施する。

ウ　追跡調査・検証

研究終了後、一定期間経過後の研究成果についての普及・活用状況等の把握及び分析を実施する。

エ　独立行政法人評価

独立行政法人通則法に基づき、外部の学識経験者で構成される独立行政法人評価委員会において、独立行政法人の毎年度の業務実績の評価及び中期目標期間の業務実績の評価を実施する。

⑵　評価実績の概要

ア　総合評価

農林水産研究基本計画の進捗状況把握を実施した。

イ　事業評価

㈠　研究制度評価

研究制度について、事前評価（７月に１制度）及び終了時評価（３月に２制度）を実施した。

㈡　研究課題評価

①委託プロジェクト研究について、事前評価（５月に７課題、７月に７課題）、中間評価（３月に２課題）及び終了時評価（３月に２課題）を実施した。②競争的研究資金制度における個々の研究課題について、３月～４月に事前評価（採択）59課題（応募課題608課題に対し、59課題を採択）を、３月に中間評価79課題、事後評価136課題を実施した。

ウ　追跡調査・検証

「農業新技術2008、2011」、平成18年度及び21年度に終了した委託プロジェクト研究（12課題）について、研究成果の普及・活用状況の把握及び分析を実施した。

エ　独立行政法人評価

独立行政法人評価委員会において、農業技術分野の４法人の平成23事業年度の業務実績の評価を８月に実施した。

５　先端技術の安全性確保のための取組

遺伝子組換え等農林水産分野における先端技術は、食料問題、環境問題、医療問題などの解決に貢献する技術として期待が寄せられている一方で、環境や健康への影響に対し懸念を示す声もあることから、その成果を実用化し、社会に還元していくためには、国民への科学的、客観的な情報提供や安全性の確保に関する研究を進めることが不可欠である。

遺伝子組換え生物の使用に関しては、平成16年２月19日に施行された「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号）に基づき、平成24年度においては環境省と共同で生物多様性影響評価検討会農作物分科会を15回、同総合検討会を８回開催し、学識経験者から生物多様性影響評価の意見を聴取した上で、25件の遺伝子組換え農作物の使用等の承認を行った。

また、所管独立行政法人による遺伝子組換え作物の栽培実験を対象に、交雑防止措置等を定めている「第１種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」（平成16年２月局長通知）に基づいて、平成24年度に実施され

た３件の栽培実験について、その栽培状況の報告を受けると共に、現地調査を行い指針の遵守状況を確認した。

さらに、遺伝子組換え技術に関する科学的、客観的な情報の提供を目的としたコミュニケーション活動として、平成24年度においては、消費生活センター相談員、保健師等数十名の小規模コミュニケーション（全国20回）にて参加者とのフェイストゥフェイスによる意見交換を行う「農林水産先端技術に関するコミュニケーション」を開催するとともに、ホームページを通じた情報提供活動などを実施した。

6　研究開発基盤の整備・研究交流の推進

⑴　農林水産研究情報総合センター

農林水産技術会議事務局筑波事務所に設置されている「農林水産研究情報総合センター」は、研究の効率的な推進を図るため、以下の業務を実施している。

ア　筑波事務所を拠点として全国約100か所の研究実施機関を接続する「農林水産省研究ネットワーク（MAFFIN）」の整備と運営及びアジア太平洋高度研究情報ネットワーク（APAN）及びユーラシア横断情報ネットワーク（TEIN３）等、国際情報通信回線への参画と連携。

イ　高速・大容量計算が可能な計算機資源とアプリケーションを提供する「科学技術計算システム」、研究情報交流を円滑化するための「ネットワークサービスシステム」、国内外の農林水産試験研究情報や図書資料を収集するとともに各種データベースを整備し、農林水産研究データベース総合提供サイト「AGROPEDIA」を運営。

ウ　国立国会図書館支部農林水産省図書館農林水産技術会議事務局筑波事務所分館の運営。

平成24年度末現在における農林水産研究情報総合センターの利用登録者数は、約10,200名である。また、農林水産省が推進する競争的資金、委託プロジェクト研究等の研究開発を実施している機関等への利用拡大を図るため、提供サービスの具体的な内容やシステムの利用方法等について積極的にPRを行っており、競争的資金等による利用者は、約400名となっている。

⑵　筑波農林研究交流センター

筑波農林研究交流センターは、農林水産研究に係る産学官研究者の交流の推進や、国際的な研究交流、人材育成等を行うために、以下の業務を実施している。

ア　研究者の人材育成

平成24年度は、①農林水産研究基盤を強化するため、農林水産試験研究独立行政法人の研究者をコーディネータとしたワークショップを10回、②農林水産研究者の資質向上のため、外部講師によるセミナーを５回行った。③技術政策課及び農林研究団地の研修担当者との情報交換を行った。

イ　産学官連携の推進

筑波の他機関のコーディネータとのネットワークに参加するとともに「農林水産・食品産業の産学官連携」パンフレットを発行した。

ウ　研修生宿泊施設の管理運営

農林研究団地の各機関等の会議や研修参加者の共同利用施設として、研修生宿泊施設の管理運営を行っており、平成24年度は延べ人数で日本人31,584人、外国人20,717人の利用があった。

7　研究活動の調査・研究成果の広報等

⑴　研究成果の活用に向けた取組

ア　農業新技術200X

農業の競争力強化、農産物の安定供給・自給率向上等の課題の解決に向けて、開発された技術を生産現場に迅速に普及・定着させるため、近年の研究成果のうち、早急に現場へ普及すべきものを毎年選定し、公表しているところである。

平成24年度は、「農業新技術2013」として、「生産しやすく栄養価の高い稲発酵粗飼料用水稲品種「たちすずか」」、「日没後（EOD）の加温や光照射による花きの省エネルギー生産技術」、「４tトラックに積載可能な小型汎用コンバイン」、「機上調製作業と大型コンテナ収容を特長とする高能率キャベツ収穫機」、「「不知火（しらぬい）」等の主要中晩柑の夏季出荷技術」を選定し、関係機関相互の緊密な連携の下、現場への迅速な普及に向けた取組を実施した。

イ　アグリビジネス創出フェア

農林水産・食品産業分野の研究成果の実用化・産業化を一層推進するために、農林水産・食品産業分野の最新の技術を有する全国の研究機関等が一堂に会し、情報交換や連携促進を行う機会として技術交流展示会を開催している。

「アグリビジネス創出フェア2012」は、「技術が生み出す日本の未来」をテーマに、平成24年11月14日～11月16日に東京都の東京ビッグサイトにて開催し、出展者による技術の展示やプレゼンテーションのほか、各種のセミナーや講演、シンポジウムなどを実施した。

また、平成23年度に引き続き、本フェアを農業等の技術を有する企業主体の展示会「アグロ・イノ

ベーション2012」と隣接会場で同時開催し、研究開発から普及・実用化に至るまでの様々なステージにおけるマッチングを促進した。

なお、出展者数は189団体、参加者数は33,119人であった。

ウ　地域マッチングフォーラム

農業現場のニーズを踏まえた農業研究の推進と、研究成果の農業現場等への迅速な普及・実用化を促進するため、研究者、普及指導員、行政担当者及び生産者等が意見・情報の交換を行うものである。

平成24年度は、北海道、宮城県、神奈川県、新潟県、愛知県、京都府、島根県及び宮崎県の８か所で実施した。

⑵　農林認定制度

育種研究の成果である農作物品種の普及に資するため「農林水産省の委託等により育成した農作物品種の認定について（平成20年１月31日付け19農会第1003号農林水産技術会議事務局長通知）」に基づき、平成24年度は10作物15品種を認定した。これらの品種名、登録番号は以下のとおりである。

【水稲】
おてんとそだち（水稲農林442号）
ミルキーサマー（水稲農林443号）
たちすずか（水稲農林444号）
【小麦】
つるきち（小麦農林175号）
【二条大麦】
はるか二条（二条大麦農林26号）
【だいず】
つぶらくろ（だいず農林143号）
とよみづき（だいず農林144号）
すずほまれ（だいず農林145号）
【さとうきび】
KY99-176（さとうきび農林31号）
【はくさい】
あきめき（はくさい農林３号）
【かぼちゃ】
TC２A（かぼちゃ農林１号）
【かんきつ類】
みはや（みかん農林19号）
あすみ（みかん農林20号）
【西洋なし】
ジェイドスイート（なし農林24号）
【びわ】
はるたより（びわ農林７号）

⑶　調　査　活　動

ア　研究活動調査

研究活動調査では、農林水産関係試験研究機関における研究活動の実態を把握するため、国、独立行政法人及び都道府県の農林水産試験研究機関の人員、資金等及び試験研究課題、試験研究業績の概要を調査した。

イ　海外調査

海外調査では、農林水産分野で緊急度が高く国内で把握困難な事項について、海外の先進的な技術開発及び研究動向を的確に把握し、我が国の農林水産関係試験研究の効率的な推進に資するため、平成24年度は、「最先端の農林水産技術開発現場における産学官連携推進体制の現状調査」を実施した。

⑷　広　報　活　動

平成24年度の広報活動は、生産者、消費者、青少年、マスコミ等を対象に、効果的、効率的に実施した。

ア　ホームページ

農林水産技術会議事務局のホームページを運営し、農林水産業の技術開発に係わる行政施策、研究成果等の情報発信を行った。

イ　2012年農林水産研究成果10大トピックス

民間、大学、都道府県農林水産試験研究機関、農林水産試験研究独立行政法人の研究成果のうち、平成24年中に新聞に記事掲載された研究成果の中から、内容が優れ、社会的関心の高い成果10課題を選定・公表した。

ウ　食と農の研究メールマガジン

生産者、普及関係者、研究者、消費者等に向けて食と農に関する研究成果や研究施策等の情報を迅速に提供するため「食と農の研究メールマガジン」を発行した。配信は月２回。配信数は9,783名（平成25年３月15日時点）。

エ　農林水産関連プレス情報

新たな取組として、農林水産技術会議事務局及び所管独立行政法人のプレス発出日に合わせ、プレスリリース情報と農林水産関連イベント情報を各都道府県に向けて発信した。

オ　農林水産省広報誌「aff」への記事掲載

農林水産省広報誌「aff（あふ）」に、暮らしに役立つ農林水産分野の研究成果を紹介するコーナー「affラボ」として毎月掲載を行った。

カ　農と食のサイエンス

食べ物や農林水産業の研究開発への青少年の理解を促進するために、研究成果等を漫画と解説で紹介

する「農と食のサイエンス2012」を発行した。

キ　研究成果シリーズ

研究成果シリーズは、農林水産技術会議が推進したプロジェクト研究の最新の成果を取りまとめたものであり、平成24年度は、「低コストで質の良い加工・業務用農産物の安定供給技術の開発」ほか、No.484～497を刊行した。

ク　農業フロンティア2012

「農業フロンティア2012」（主催：経済産業省・農林水産省）は、「農業は成長産業へ～最先端での出会いと発見～」をテーマに平成24年12月１日、２日に東京ビッグサイトで開催された。農林水産試験研究独立行政法人とともに最新の農業技術、研究成果を出展した。来場者は約４万３千人。

第２節　農林水産研究開発の実施

１　東日本大震災からの復興・再生

⑴　食料生産地域再生のための先端技術展開事業

（平成24～29年度）（予算額　７億6,361万７千円）

東日本大震災の被災地を早期に復興し新たな食料生産地域として再生するため、被災地域内に「農業・農村型」「漁業・漁村型」の研究・実証地区を設定し、これまで我が国に蓄積された先端技術を産学官から結集し、多数の技術を組み合せ、最適化し、新たな営農体系を大規模かつ実証的に研究、技術導入による経営面での効果を研究するとともに、新たな農林水産業を支える技術として全国への発信も実施した。

平成24年度は、宮城県において大規模な土地利用型営農のための実証研究、イチゴやトマトを対象とした大規模施設園芸の省力化・高品質化のための実証研究など７分野17課題の実証を、岩手県において持続的・効率的な漁業・養殖業の確立のための実証研究など３分野７課題の実証を実施。また、「農業・農村型」及び「漁業・漁村型」の実証において、導入される先端技術の技術面・経営面からの分析研究として１課題、合計10分野25課題の実証研究を実施した。

⑵　農地・森林等の放射性物質の除去・低減技術の開発

（平成24～26年度）（予算額　１億9,144万円）

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生を受け、被災地での営農の再開のためには、高濃度汚染地域での土壌除染方法や除染作業により生じる汚染土壌の減容・処分方法等を開発する必要がある。

このため、①高濃度汚染地域における土壌除染技術体系の構築・実証、②高濃度汚染土壌の現場における処分技術の開発、③森林から流出する水等に含まれる放射性物質の挙動の解明、④放射性物質を含む作物等の安全な減容・安定化技術の開発を実施した。

２　食料安定供給研究

⑴　水田の潜在能力発揮等による農地周年有効活用技術の開発

（平成22～26年度）（予算額　３億2,500万円）

食料自給率向上を目的とし、水田の汎用化と周年にわたる高度利用を図るため、麦等の冬作物の高品質化と生産拡大、湿害等の水田特有の問題を克服し生産力を最大限に高めるための技術開発が求められている。

このため、①パン・中華めん用の高品質な小麦品種、暖地向けなたね等の冬作物品種の開発、②生産性を飛躍的に向上させる水田高度化技術の開発及びそれを利用した高度集約型水田輪作体系の構築、③土地利用型作物の生産コストを半減する超低コスト生産技術体系の確立についての研究を行った。

⑵　自給飼料を基盤とした国産畜産物の高付加価値化技術の開発

（平成22～26年度）（予算額　４億400万円）

我が国は輸入飼料への依存度が高いため、輸入トウモロコシを飼料用米で代替すること等により、飼料自給率を向上させ、国内における畜産物の安定供給を確保する必要がある。

このため、①食用米と識別性がある超多収飼料用米・飼料作物の品種育成、②持続的で低コストな飼料生産技術の開発、③飼料用米多給を中心とした高付加価値畜産物生産技術の開発、④自給飼料の広域流通技術の開発を行った。

⑶　鳥インフルエンザ、BSE、口蹄疫等の効率的なリスク低減技術の開発

（平成20～24年度）（予算額　５億5,593万２千円）

鳥インフルエンザ、BSE、口蹄疫等の家畜伝染病は、人獣共通感染症あるいは越境性疾病として、発生時に社会基盤に与える影響が極めて大きいため、早期の疾病制圧のための防疫施策が必要となる。

このため、①鳥インフルエンザ等人獣共通感染症の効率的な防疫技術の開発、②BSE対策のための基礎的知見の収集、高精度検査法の開発及び肉骨粉等のリスク低減技術の開発、③口蹄疫の防疫に資する抗ウイルス薬の評価、迅速高感度検査法の開発等の防疫技術の高度化に資する研究を行った。

⑷　ゲノム情報を活用した家畜の革新的な育種・繁殖・疾病予防技術の開発

（平成24～28年度）（予算額　3億8,000万円）

飼料価格の上昇等、我が国の畜産業を取り巻く環境が大きく変動し、これまで以上に収益性の高い畜産経営の構築が求められる中、平成21年に牛及び豚のゲノム情報が解読され、当該情報を活用した研究が進展してきたことを受け、従来では困難であった複数の遺伝子に支配される飼料利用性、繁殖性、抗病性等の優良形質を有する家畜の効率的な作出技術の開発が期待されている。

このため、優良な形質を持つ家畜を育成し、効率的に生産し、健康に育てることを目的に、①DNAマーカー育種の高度化のための技術開発、②繁殖サイクルの短縮や受胎率向上のための技術開発、③優れたワクチン開発のための基盤技術の開発を行った。

⑸　天然資源に依存しない持続的な養殖生産技術の開発

（平成24年～28年度）（予算額　3億2,000万円）

我が国の主要な養殖魚のうち、ブリ類、ウナギ、クロマグロの養殖には天然の稚魚が使われているため、これら天然資源の減少や、それに伴う資源管理の強化等によって養殖生産量が減少する恐れがある。これらの魚種の国民への供給を安定させるため、人工稚魚を活用した養殖技術を開発する必要がある。

このため、①親魚を安定的に成熟させて産卵をコントロールする技術の開発、②人工稚魚を低コストで大量生産する技術の開発、③高品質な養殖用稚魚を供給する技術の開発について研究を行った。

⑹　農作業の軽労化に向けた農業自動化・アシストシステムの開発

（平成22～26年度）（予算額　2億円）

農業就業人口の大幅な減少や高齢化の進行に対応して、きつい、危険な農業の労働環境を改善し新規参入者の円滑な営農等に対処するためには、農作業の負担を軽減する技術開発を行う必要がある。

このため、①土地利用型農業における各種農作業を自動化する技術の開発、②施設園芸における各種作業の軽労化や省エネ技術の開発、③篤農家等の持つ技術を継承するシステムの開発、④条件不利地における農作業をアシストするための技術の開発、⑤農業自動化・農作業アシストシステムを支える基盤技術の開発についての研究を行った。

⑺　生産・流通・加工工程における体系的な危害要因の特性解明とリスク低減技術の開発

（平成20～24年度）（予算額　3億4,550万1千円）

農畜水産物の安全性を確保するためには、生産・流通・加工の各工程におけるリスク低減技術を組み合わせることで、危害要因によるリスクを最小限に抑えることが不可欠である。

このため、ヒ素、カドミウム、残留性有機汚染物質（POPs）、カビ毒（デオキシニバレノール、ニバレノール）、病原微生物といった重要度の高い危害要因を対象に、生産・流通・加工工程における動態の解明や簡易で迅速な検出技術の開発、現場で実施可能なリスク低減技術の開発に関する研究を行った。

3　地球規模課題対応研究

⑴　気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のための技術開発

（平成22～27年度）（予算額　12億8,207万円）

農林水産分野における温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の排出量削減技術や吸収機能向上技術により、我が国及び世界の農林水産業からの温室効果ガスの削減に貢献することが喫緊の課題となっている。また、温暖化の進行に対応した持続的な循環型食料生産体制を実現することが必要である。

このため、①温室効果ガスの排出削減技術・吸収機能向上技術の開発、②総合的な土壌診断等を活用しつつ、国内資源を有効活用して環境負荷を低減させる抵投入・循環型農業生産技術の開発、③アジア地域の熱帯林の森林減少・劣化対策支援システムの開発、④温暖化の進行に適応した品種の開発や生産安定技術の開発について研究を行った。

⑵　海洋微生物解析による沿岸漁業被害の予測・抑制技術の開発

（平成23～27年度）（予算額　1億1,286万円）

我が国の沿岸漁場では、赤潮等の環境由来の漁業被害の拡大が深刻な問題となっているが、現在行われている海洋環境及び有毒プランクトン量の監視による発生予測では、赤潮発生の直前にしか予報できず、早期の予報を可能とする新たな技術の開発が必要である。

このため、①赤潮等の発生と海洋微生物群の関係を、微生物のDNAの網羅的解析により指標化する技術の開発、②赤潮等の発生の指標となる微生物相をDNA情報を用いて簡易検出できるモニタリングシステムによる早期発生予測技術、発生抑制技術の開発について研究を行った。

⑶　農山漁村におけるバイオ燃料等生産基地創造のための技術開発

（平成24～27年度）（予算額　5億9,890万円）

「バイオマス活用推進基本計画」等の達成に資する

ため、農山漁村で豊富に得られる草本、木質及び微細藻類からバイオ燃料等を製造する技術の開発が不可欠である。

このため、①草本を利用したバイオエタノールの低コスト・安定供給技術、②林地残材を原料とするバイオ燃料等の製造技術及び③微細藻類を利用した石油代替燃料等の製造技術の開発を実施した。

4　新需要創出研究

⑴　農林水産物・食品の機能性等を解析・評価するための基盤技術の開発

（平成23～25年度）（予算額　3億8,000万円）

我が国においては生活習慣病等の拡大により、医療費増加や国民生活の質の低下等が課題となっており、農林水産物・食品が有する機能性成分についてのヒトレベルでの有効性などを明らかにすることが重要である。

このため、①農林水産物が有する機能性成分について、作用メカニズムの解明やヒトレベルでの生体調節機能の解析等による科学的エビデンスの獲得、②機能性成分を多く含む品種・栽培方法の開発等を実施した。

⑵　生物の光応答メカニズムの解明と省エネルギー、コスト削減技術の開発

（平成21～25年度）（予算額　2億243万2千円）

農林水産分野においては、これまでも電照菊、防蛾灯、集魚灯など光を利用した技術が利用されてきたが、これらは経験的な水準に留まっていた。

近年、光の波長等をコントロールできるLED（発光ダイオード）の開発や生理現象の解析手法の進展により、生物の光に対する反応を科学的に解明し、制御することが可能となってきたことから、これら最新の技術を用いて、植物・害虫等の光への反応を解析するとともに、その成果を基にした作物の品質安定化技術や害虫の誘引・忌避技術等新たな光利用技術の体系化、高度化を図る研究を行った。

⑶　アグリ・ヘルス実用化研究促進プロジェクト

（平成22～26年度）（予算額　4億6,800万円）

農業の持つ潜在力を発揮して、農業・農村の活性化を図り、我が国経済全体の活性化につなげていくためには、異分野連携による新産業創出の動きを更に後押しする必要があり、農畜産物を原料とする新素材の開発及び実用化を一層進めていくことが重要である。

このため、国民病となっているスギ花粉症に対応するためスギ花粉症治療薬となるコメ、カイコや牛等の動物由来の原料を用いた医療用新素材等の開発に向けて、有効性及び安全性に関する試験を実施した。

⑷　機能性を持つ農林水産物・食品開発プロジェクト

（平成24～27年度）（予算額　20億円）

我が国の日本食を中心としたバランスのとれた食生活が国際的にも注目される中、男性の5割、女性の2割がメタボリックシンドローム（予備群を含む。）と推計される等、食を巡る健康上の問題が大きくクローズアップされている中、こうした健康上の課題を抱えた方々のニーズにマッチした農林水産物やその加工品の国内外への安定的な供給システムは確立されていないのが現状である。

このため、①これらの問題を緩和する画期的な農林水産物やその加工品の開発、②個人の健康状態に対応した供給システムの開発等により、健康で豊かな食生活を享受できる社会の構築に寄与することから、平成24年度補正予算において本プロジェクトを創設した。

5　シーズ創出研究

⑴　新農業展開ゲノムプロジェクト

（平成20～24年度）（予算額　24億1,560万円）

食料自給率目標達成のためには、飼料用米、小麦、大豆等の作付けを大幅に拡大する必要があり、我が国の栽培環境や作付け体系に適した品種を開発することが喫緊の課題となっている。

このため、未だ全塩基配列が解読されていない小麦について、国際コンソーシアムに参加して、日本の分担染色体のゲノム塩基配列を解読するとともに、稲の安定多収性や複数の病虫害抵抗性等の育種素材の開発や小麦・大豆の病虫害等の有用遺伝子の単離やDNAマーカーの開発を行った。

更に、近年、海外で開発が進められており、近い将来日本への輸入も想定される新しいタイプの遺伝子組換え生物について、生物多様性影響評価に必要な手法の確立や管理技術の高度化に資する技術開発を行った。

⑵　画期的な農畜産物作出のためのゲノム情報データベースの整備

（平成23～27年度）（予算額　2億9,983万6千円）

イネをはじめとするゲノム研究において、これまで築き上げてきた世界トップクラスの水準を堅持し、農業上重要な形質を担う新規遺伝子特許など知的財産を創造していくため、次世代ゲノム解析機器から生み出される大量かつ複雑な情報を効率的に処理し、体系的に整理するとともに、蓄積したゲノム情報から未確認の遺伝子を効率的に発見するシステム整備が必要である。

このため、次世代ゲノム解析機器等の先端技術を効果的に活用し、大量に生み出される一次情報を高速・高精度で処理するための手法等の開発を行った。

6　競争的資金等

⑴　イノベーション創出基礎的研究推進事業

（平成20～25年度）（予算額　40億3,864万２千円）

農林水産業・食品産業等におけるイノベーションにつながる革新的な技術シーズを創出するための基礎研究及び開発された技術シーズを実用化に向けて発展させるための研究開発を提案公募により実施している。

平成24年度は新規33課題を採択し、継続73課題と併せ、103課題を実施した。

⑵　新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業

（平成20～27年度）（予算額　38億1,968万２千円）

農林水産業・食品産業の発展や地域活性化などの農林水産行政の推進及び現場における課題の解決を図るため、実用化に向けた技術開発を提案公募方式により推進している。

平成24年度は、30課題を新規に採択し、（応募総数290課題）、平成23年度以前に採択した継続162課題と併せ、192課題を実施した。

なお、緊急対応研究課題として、年度途中に発生した緊急に対応すべき課題について、提案公募方式により15課題を採択し実施した（応募総数20課題）。

⑶　地域における産学連携支援事業

（平成22～25年度）（予算額　１億3,035万８千円）

農林水産・食品産業分野における研究開発に対し、異分野を含む多様な機関の参画を促し、産学官が連携した技術革新に繋がる研究開発を一体的に支援し、研究成果を活用した新産業の創出や、農林水産・食品産業分野の産業規模の拡大を図るため、同分野の高度な知見を有する者を「農林水産省産学官連携事業コーディネーター」（以下「コーディネーター」という。）として、全国７機関に配置するとともに、多様な分野を専門とする大学教授等計112名を非常勤コーディネーターとして業務委嘱し、これら専門家により、技術シーズの発掘、研究ニーズの収集、研究会の開催等を通じた共同研究グループの形成等の支援や技術相談を実施し、異分野を専門とする研究機関や企業等を含め、多様な機関の研究への参画を促進した。

7　国　際　研　究

⑴　地球規模課題国際研究ネットワーク事業

（平成22～24年度）（予算額　4,853万円）

我が国が対応すべき地球規模課題解決のため、国際研究に取り組む我が国研究機関のネットワークの形成を推進するとともに、海外機関との国際共同研究、ワークショップ開催等を実施する事業。

平成24年度は、「農林水産研究分野で国際的に活躍できる日本人研究者の育成の現状と課題」をテーマに国際シンポジウムを開催すると共に、地球規模課題解決に向けた国際共同研究として、「ゲノミクス利用によるイネの昆虫媒介性ウイルス病抑制のための研究開発」、「東南アジアにおける畜産・水田からの温室効果ガス排出削減技術の導入とその評価」及び「食料安全保障強化に向けたサゴヤシ澱粉の持続生産と利活用に関する戦略的総合研究プロジェクト」の３課題を実施した。

8　民間研究促進

⑴　民間実用化研究促進事業

（予算額　３億円）

農林水産業、食品産業、醸造業等の向上に資する画期的な生物系特定産業技術の開発を促進することを目的として、農山漁村の６次産業化に資する実用化段階の技術開発及び実証試験を民間企業に委託することにより実施している。

平成24年度は、継続３課題を実施した。

9　地域農業技術開発

⑴　沖縄県試験研究機関整備事業

（予算額　4,278万３千円）

ア　沖縄県農林業関係試験研究機関整備事業

沖縄県の農林業振興のために必要な農林業関係試験研究機関の整備について農業改良助長法、森林法及び沖縄振興特別措置法に基づき助成した。

（補助率１／２）

イ　沖縄県水産試験場整備事業

沖縄県の水産業振興のために必要な水産試験場の整備について助成した。

（補助率１／２）

10　地球環境保全等試験研究費（環境省一括計上）

（予算額　１億4,310万円）

関係府省の試験研究機関が実施する地球環境の保全に関する試験研究費（地球環境保全試験研究費）、公害の防止並びに自然環境の保護及び整備に関する試験研究費（公害防止等試験研究費）を「地球環境保全等試験研究費」として環境省が一括して予算計上し、その配分を通じて国の環境保全に関する試験研究の総合

調整を図っている。

平成24年度は、所管独立行政法人において11課題について研究を行った。

【主な研究課題】

○公害防止等試験研究費（９課題）

・バイオマスプラスチックのオンサイト分解制御技術の開発と環境リスク評価
・小笠原諸島における帰化生物排除後の森林の順応的管理手法の開発
・湿原流域の変容の監視手法の確立と生態系修復のための調和的管理手法の開発
・生態系保全政策のための森林の生物多様性シミュレータの構築
・レブンアツモリソウをモデルとした人を含む在来生態系と共生できる絶滅危惧種自生地の復元技術の研究　等

○地球環境保全試験研究費（２課題）

・温暖化適応策導出のための長期森林動態データを活用した東アジア森林生態系炭素収支観測ネットワークの構築
・センサーネットワーク化と自動解析化による陸域生態系の炭素循環変動把握の精緻化に関する研究

11　放射能調査研究費（文部科学省一括計上）

（予算額　１億3,332万円）

放射能・放射線に対する国民の安全を確保し、安心感を醸成するため、作物（米麦子実）、土壌（水田及び畑）、牛乳、飼料及び海産物の放射能水準の経年調査等を継続して実施した。

12　放射性物質汚染状況監視等調査研究費（環境省一括計上）

（予算額　１億4,283万円）

東京電力福島第１原子力発電所事故による影響を把握するため、農地土壌等における放射性物質の分布状況等に関する調査及び周辺海域の水産物等に含まれる放射性物質の調査等を実施した。

第３節　国際研究交流の推進

１　多国間交流

国際農業研究協議グループ（CGIAR）等と連携した人材育成事業として、次を実施した。

⑴　国際共同研究人材育成推進・支援事業

（平成21～25年度）（予算額　1,543万円）

将来の国際研究交流や海外との共同研究を遂行するための能力を備えた研究者等の育成を目指し、我が国の若手研究者を国際農業研究機関に派遣した。平成24年度においては、新規、継続合わせて３名の中・長期派遣及び10名の短期派遣を行った。

２　二国間交流

⑴　米　　国

天然資源の開発利用に関する日米会議（UJNR）に基づく日米合同専門部会が現在18あり、そのうち５部会が当省と関わっている。毎年日米交互に合同会合が開催されており、平成24年度は、米国において、有毒微生物専門部会、食品・農業部会及び水産増養殖部会の各会合がそれぞれ開催され、各分野の研究について情報・意見交換を行った。

⑵　中　　国

第31回日中農業科学技術交流グループ会議が成都（中国）で開催され、平成24年度において１件の共同研究（中国北部畑作地帯における循環型農業生産システムの設計と評価）、２件の考察団の日本からの派遣を実施することを確認した。

また、関心議題として、両国よりバイオエネルギーの開発について説明し、意見交換を行った。

⑶　韓　　国

日韓農林水産技術協力委員会（第45次会議）が京都で開催され、双方代表は、試験研究の動向、共同研究の実績評価と今後の計画について説明し、それぞれ新規に提案された共同研究課題に対して、共同して推進又は継続検討とすることで意見の一致をみた。

また、双方から、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫及び動物のプリオン病の試験研究等の動向に関し説明し、意見交換を行った。

⑷　その他（科学技術協力協定）

平成24年度には、米国、中国及び南アフリカとの間で開催された科学技術協力協定に基づく合同委員会に出席した。

３　若手外国人農林水産研究者表彰

平成24年度はアジア、アフリカ地域を中心に23名（うち男性15名、女性８名）の応募があった。国際研究に関する有識者で構成される選考委員会を経て、３名に農林水産技術会議会長賞を授与した。

4 （独）国際協力機構（JICA）を通じた技術協力

所管独立行政法人から、平成24年度において派遣された長期専門家は新規、継続合わせて１名、短期専門家及び調査団員は26名であった。また、所管独立行政法人において海外研修員59名を受け入れた。

第10章　地方農政局等

第１節　機構及び定員

地方農政局は、現場により近いところで農業や農村等の実態を迅速かつ的確に把握し、それぞれの地域の実情に即した施策を実施する総合的な地方支分部局として、

① 食料・農業・農村に関する施策の普及・地域の実態の把握・分析・提供
② 農協等の検査・指導
③ 消費者行政の実施と食品の安全性の確保のための監視・指導
④ 主要食糧業務の実施
⑤ 生産及び経営を通じた農業施策の一体的な推進
⑥ 食品産業行政の推進
⑦ 農村及び中山間地域の振興
⑧ 農業農村整備事業等の実施・指導・助成
⑨ 統計の作成及び提供

等に取り組んでいる。

１　機　　構

地方農政局は、北海道及び沖縄県を除く全国に、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州の７局が設置されている。また、北海道には北海道農政事務所が設置されており、沖縄県では内閣府沖縄総合事務局が地方農政局の任を行っている。

地方農政局の内部組織は、企画調整室、総務部、消費・安全部、生産部、経営・事業支援部、農村計画部、整備部、統計部の７部１室からなっている。また、分掌機関として地域センターが沖縄県を除く全国に65カ所に設置されているほか、国営事業を行う事務所・事業所（平成24年度末71カ所）が設置されている。

表１　地方農政局の機構図

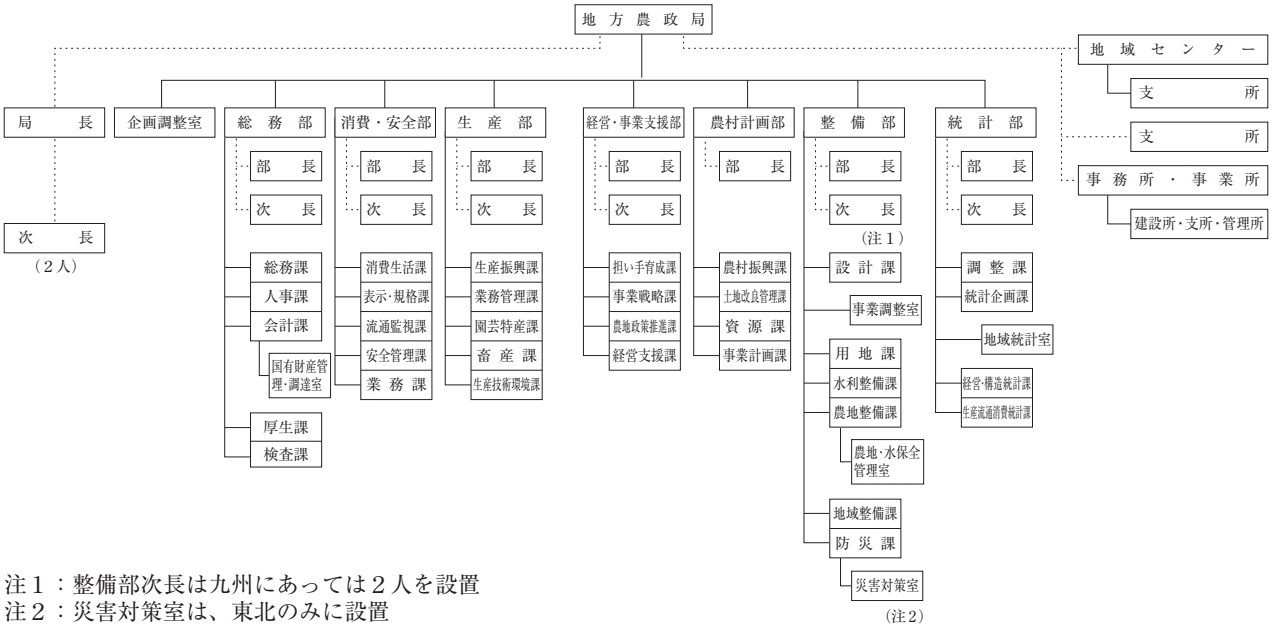

注１：整備部次長は九州にあっては２人を設置
注２：災害対策室は、東北のみに設置

表２　平成24年度に新設または廃止した事業（事務）所

地方農政局	新設事業（事務）所	廃止事業（事務）所
東　北	平川二期農業水利事業所	馬淵川沿岸農業水利事業所 最上川下流沿岸農業水利事業所
北　陸	加治川二期農業水利事業所	
東　海		新矢作川用水農業水利事業所
中国四国		高知三波川帯農地保全事業所
九　州	筑後川下流右岸農地防災事業所	

２　定員

地方農政局及び北海道農政事務所の平成24年度末の定員は、前年度末と比べて399人減の１万２千158人となっている。

表３　定　員　関　係

組　織	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末
地方農政局	18,343人	17,894人	17,362人	16,860人	15,781人	14,693人	13,647人	12,616人	11,934人	11,550人
北海道農政事務所	454人	419人	404人	761人	706人	654人	603人	595人	623人	608人
北海道統計・情報事務所	429人	425人	410人	—	—	—	—	—	—	—
合　計	19,226人	18,738人	18,176人	17,621人	16,487人	15,347人	14,250人	13,211人	12,557人	12,158人

※組織再編（H15.７.1）により、食糧事務所を廃止し地方農政事務所を設置。（北海道においては、北海道農政事務所を設置。）
※組織再編（H15.７.1）により、統計情報事務所・出張所を統計・情報センターに改編。（北海道においては、北海道統計情報事務所を北海道統計・情報事務所に改編。）
※組織再編（H18.4.1）により、地方農政事務所と統計・情報センターを統合。(北海道においては、北海道農政事務所と北海道統計・情報事務所を統合。）
※組織再編（H23.9.1）により、地方農政事務所を廃止し地域センターを設置。

１　東北農政局

⑴　東日本大震災

東日本大震災からの復旧・復興の２年

平成23（2011）年３月11日の東日本大震災では、地震による大津波で、特に東北地方の太平洋沿岸で壊滅的な被害を受けた。この津波による、流出・冠水した農地の推定面積は、青森県80ha、岩手県730ha、宮城県14,340ha、福島県5,460haで、東北全体では２万610haに及んだ。

東北農政局では、早期の営農再開に向けて、現地支援チーム（平成24年度は農政局職員と地域センター職員で編成）や各事業担当職員が現地に出向き、きめ細やかに対応してきた。

平成24年度における主な取組は以下のとおり。

ア　農地及び農業用施設の復旧状況

営農再開が可能となった農地は、平成24年の春時点で東北津波被災地全体（２万610ha）の約36％に当たる7,320haであったが、平成25年の春時点では全体の61％に当たる１万2,600haと着実に増加している。また、仙台市と宮城県から要請を受けて東北農政局では、直轄特定災害復旧事業を行う「仙台東土地改良建設事業所」を設置し、農地・農業用施設復旧、除塩対策を実施している。この「仙台東地区」では、平成25年春の時点で、被災農地1,800haのうち1,400haで営農再開が可能となった。

東北農政局が直轄事業として復旧する排水機場は、宮城県16ヶ所、福島県７ヶ所の計23ヶ所ある。このうち宮城県では、平成24年６月までに13ヶ所で応急復旧が完了し、被災前と同程度の排水能力が確保されている。福島県では、平成25年３月までに３ヶ所で応急復旧が完了し、今後は、地盤沈下に伴い排水能力の増強が必要になっている状況に対応するべく、排水機場の本格的な復旧工事を進めていく。

イ　生産施設等の整備

東日本大震災農業生産対策交付金（平成23年度：341億円、平成24年度復興庁計上：29億円）により、被災した生産・営農施設や農業用機械の導入及び営農用資材や放射性物質の吸収抑制対策等の支援を行った。また、東日本大震災復興交付金（被災地域農業復興総合支援事業：復興庁計上）により、乾燥

調製施設や施設園芸用ハウス、農業用機械等の導入支援を行った。

ウ　営農再開に向けた取組

被災農家経営再開支援事業（平成23年度：73億円、平成24年度復興庁計上：48億円）により、農地のがれき拾いや除草等の復旧作業を共同で行う農業者に対し復興組合を通じて支援金を交付した。平成24年度は被災３県（岩手県、宮城県、福島県）26市町村において72の復興組合で、約１万４千haを対象に実施した。うち約４千haにおいて平成25年度から営農再開できる見通しとなった。

エ　農業の先端技術の実証研究

食料生産地域再生のための先端技術展開事業（復興庁計上　平成23年度：4.3億円、平成24年度：7.6億円）により、宮城県内において、先端技術を実際に農業経営に導入し、生産コストの半減又は、収益を倍増させるための大規模実証研究を行った。

オ　東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

東北農政局では、平成24年産米について放射性セシウム濃度が基準値を超えない米のみを出荷するため、政府、関係自治体及び生産現場が一体となり、作付制限、吸収抑制対策及び収穫後の検査を組み合わせた安全確保の取組を支援した（福島県は全量全袋検査を実施）。また、米以外の農畜産物についても、放射性物質の低減対策や収穫後の放射性物質検査が円滑かつ適切に実施できるよう支援を行った。

さらに、原発事故の影響を強く受けた福島県内では、関係機関と連携・協力し、早期の営農再開に向け①農地の除染技術の開発・実証、②カリ質肥料による放射性物質の吸収抑制対策、③果樹の放射性物質低減対策、④牧草の反転耕等による放射性物質の移行低減対策、⑤ため池等の農業水利施設の水質調査等を行った。

⑵　地域経済及び農業経営の概要

ア　地域経済

平成24年度の東北地域の経済は、東日本大震災の復興需要等により、公共投資や住宅投資が好調で前年実績を上回ったことや、雇用については、有効求人倍率が１年間（４月～３月）全国値を上回ったことなど、東日本大震災の影響から一部に厳しさがみられるものの持ち直しの動きが続いた。

主要項目別にみると、生産は、一般機械、情報通信機械等で、国内外の需要の減少等により弱い動きとなったが、電子部品・デバイスはスマートフォン向け等が好調となったほか、輸送機械はハイブリッド車の投入効果やエコカー補助金などから高水準の生産が続いた。設備投資は、震災関連の復旧・復興に伴う投資が増加し、緩やかに持ち直している。個人消費は、ホームセンターやコンビニエンスストアの販売が復旧・復興需要により好調で、一部に弱さが見られるものの、穏やかな回復の動きが続いた。雇用情勢は、復旧・復興需要等により建設業を中心に高水準となり、東北の有効求人倍率が全国値を上回っており、持ち直しが続いている。

イ　農家経営

平成22年２月１日現在の販売農家数は30万５千戸で、平成17年に比べて６万６千戸（17.7％）減少した。

販売農家のうち、主業農家数は７万戸で、平成17年に比べて１万２千戸（15.0％）減少した。

平成24年農業産出額は１兆3,296億円で、前年に比べて725億円（5.8％）増加した。

平成24年水田作経営の１経営体当たり農業粗収益は331万円で、前年に比べて35万４千円（12.0％）増加した。農業経営費は236万４千円で、14万７千円（6.6％）増加した。この結果、農業所得は94万６千円で、20万７千円（28.0％）増加した。

農外所得は189万４千円で、前年に比べて10万２千円（5.1％）減少した。年金等の収入は174万１千円で、前年に比べて９万円（5.5％）増加した。

また、農業所得、農外所得、年金等の収入に農業生産関連事業所得を加えた総所得は458万１千円で、前年に比べて19万５千円（4.4％）増加した。

⑶　農業生産の動向

ア　水稲

平成24年産水稲（子実用）の作付面積は39万6,700haで、前年産に比べて7,700ha（2.0％）増加した。作柄は、全もみ数がおおむね平年並みに確保され、登熟も順調に推移したことから、10a当たり収量は577kgで、前年産に比べて2.1％増加し、作況指数は103となった。収穫量（子実用）は228万８千tで、前年産に比べて８万９千t（4.0％）増加した。

なお、東北の作付面積は全国の25.1％、収穫量は全国の26.9％を占めている。

イ　小麦

平成24年産小麦（子実用）の作付面積は7,520haで、前年産に比べて590ha（7.3％）減少した。10a当たり収量は190kgで、前年産に比べて8.0％増加した。収穫量は１万4,300tで、前年産並みとなった。

なお、東北の作付面積は全国の3.6％、収穫量は全国の1.7％を占めている。

ウ　大豆

平成24年産大豆（乾燥子実）の作付面積は３万2,700haで、前年産に比べて2,500ha（7.1％）減少した。10a当たり収量は153kgで、前年産に比べて12.5％増加した。収穫量は５万tで、前年産に比べて2,300t（4.8％）増加した。

なお、東北の作付面積は全国の24.9％、収穫量は全国の21.2％を占めている。

エ　飼料作物

平成24年産飼料作物の作付（栽培）面積は11万9,800haで、前年産に比べて3,400ha（2.8％）減少した。

オ　野菜

平成24年産指定野菜14品目のうち、13品目（だいこん、にんじん、ばれいしょ、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、たまねぎ、きゅうり、なす、トマト、ピーマン）の作付面積は３万500haで、前年産に比べて600ha（1.9％）減少した。収穫量は81万4,900tで、前年産に比べて1,100t（0.1％）増加した。

カ　果樹

平成24年産主要果樹７品目（りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、すもも）の栽培面積は４万2,600haで、前年産に比べて400ha（0.9％）減少した。

りんごの結果樹面積は２万7,800haで、前年産に比べて200ha（0.7％）減少した。収穫量は59万5,400tで、花芽が少なく着果数が減少した前年産に比べて10万8,600t（22.3％）増加した。

なお、東北のりんごの結果樹面積は全国の74.3％、収穫量は全国の75.0％を占めている。

キ　畜産

平成25年２月１日現在の乳用牛の飼養戸数は2,990戸で、前年に比べて140戸（4.5％）減少した。飼養頭数は11万3,100頭で、前年に比べて3,400頭（2.9％）減少した。

肉用牛の飼養戸数は１万6,600戸で、前年に比べて1,100戸（6.2％）減少した。飼養頭数は35万9,200頭で、前年に比べて１万4,200頭（3.8％）減少した。

豚の飼養戸数は716戸で、前年に比べて64戸（8.2％）減少した。飼養頭数は163万８千頭で、前年に比べて３万１千頭（1.9％）減少した。

採卵鶏の飼養戸数は211戸で、前年に比べて７戸（3.2％）減少した。飼養羽数（成鶏めす）は1,782万３千羽で、前年に比べて９万３千羽（0.5％）増加した。

ブロイラーの飼養戸数は527戸、飼養羽数は3,151万９千羽となった。

ク　花き

平成24年産切り花類の作付面積は1,805haで、前年産に比べて８ha（0.4％）減少した。出荷量は３億210万本で、前年産に比べて110万本（0.4％）増加した。

⑷　主要な農政課題等をめぐる動き

ア　攻めの農林水産業推進本部

東北農政局では、平成25年１月29日に農林水産省に「攻めの農林水産業推進本部」が設置されたことを受け、平成25年２月４日に「東北農政局攻めの農林水産業推進本部」を設置し、東北14箇所での市町村との意見交換会の開催をはじめ、東北各県、市町村、関係者等からの現場の声の収集や東北における「現場の宝」（現場における先進的で優れた取組事例）の収集を行った。

イ　食料自給率の向上と食料の安定供給

⑺　食料自給率の現状

平成23年度の東北地域のカロリーベースの食料自給率（概算値）は101％と前年度を10ポイント下回っているものの、全国（39％）と比べると大幅に上回っている。

品目別にみると、米の自給率が352％となっているほか、果実や鶏肉、大豆等が全国を大幅に上回っている。しかし、米を除く自給率は26％と低い水準にある。

⑴　米の消費拡大の取組

東北農政局では、日本人の主食である米を多様な形で毎日の生活の中で親しんでもらうため、米粉の利用拡大に取り組んだ。その一環として、東北米粉利用推進連絡協議会との連携により、消費者を対象として、平成24年７月に、「米粉利用拡大セミナー」を開催し、米粉及び米粉食品の特性をPRした。また、平成24年６月に、米粉の利用事業者の拡大を目的として、米粉の本格的な利用には至っていない食品事業者を対象に、「米粉の食品利用ガイダンスの会in宮城」を開催し、米粉の利用についての情報提供や相談会を行い、利用拡大・定着を図った。

米飯学校給食回数の増加に向けて、政府備蓄米交付制度を利用した働きかけを行った。

⑼　食の安全と消費者の信頼の確保

東北農政局では、食の安全及び消費者の信頼を確保するために、県等と連携して有害化学物質等の調査、農薬や飼料等の生産資材の適正使用に係る調査・指導、農作物の病害虫防除及び家畜伝染

病対策に取り組むとともに、農産物の安全確保等に有効なGAP（農業生産工程管理手法）の取組の推進を図った。

食品表示の適正化に向けた監視については、各県並びに関係機関等と連携し、監視活動の強化に取り組むとともに、牛トレーサビリティ法に基づく生産・流通段階の遵守事項の監視・指導等を行った。

米穀の適正かつ円滑な流通を確保するため、米トレーサビリティ法に基づく米穀等の取引等の記録の作成・保存並びに産地情報の伝達義務について、米穀取扱事業者に対して履行状況の確認を行った。また、改正食糧法に基づき、生産者、需要者等に対して、用途限定米穀（加工用米、新規需要米）の流通状況の確認を行った。

消費者団体等へ安全性をはじめとした食に関する施策情報等の提供を行うとともに、食品や食生活に関する消費者相談窓口において、198件の相談を受け付けた。

ウ　農業の持続的な発展

(ア)　農業経営体の状況

東北の認定農業者の数は、平成24年３月末現在においては、高齢化等により再認定申請を行わない者の数が新規認定者数を上回ったため、平成23年に引き続き減少し、前年より2,032経営体（全国8,953）少ない４万7,052経営体（全国23万7,522）となった。（福島県の12市町村においては、東京電力福島第一原発の事故の影響により調査が困難であったため、平成23年３月末現在の数値を用いた。）

集落営農数は、平成25年２月１日現在においては、前年に比べ94減少し3,295集落営農となった。

農業法人のうち農地に係る権利の設定移転を受けた農業生産法人は、平成24年１月１日現在において、前年より72法人増加し1,473法人となった。

平成24年度の東北の新規就農者数は1,314人で、前年度に比べ304人（30.1％）増加となった。

就農区分別にみると、新規参入は147人で60人（69.0％）、雇用就農は526人で129人（32.5％）、Uターンは498人で93人（23.0％）、新規学卒は143人で22人（18.2％）とそれぞれ前年度に比べ増加している。

(イ)　農地の有効利用

東北の平成24年の耕地面積は85万４千haで、前年に比べ1,100ha（0.1％）増加した。増加の主な要因は、震災からの復興によるものである。

平成23年の耕地利用率（耕地面積に対する作付（栽培）延べ面積の割合）は83.8％で、前年と比べ1.7ポイントの減となった。

農業経営基盤強化促進法による継続中の利用権設定面積は、平成24年３月末現在で13万1,300haとなり、前年に比べ４千300ha増加した。

また、一般法人の農業参入では、改正農地法施行後（平成21年12月15日～平成24年12月末日）、120法人（全国は1,071）が参入した。

耕作放棄地の再生・利用の推進を目的として「第４回東北管内耕作放棄地解消事例発表会」（平成24年９月秋田県仙北市）を開催し、耕作放棄地の再生・利用の取組事例発表、質疑応答、現地調査を行った。

また、「東北耕作放棄地等情報ネットワークメールマガジン」（平成24年４月現在登録会員219名）を６回配信し、耕作放棄地等の引き受け手等に農地活用情報や農業参入情報、耕作放棄地の再生・利用支援策、農業参入の優良事例などの情報提供を行うとともに、「耕作放棄地解消の実践事例集４」を500部作成し、各県関係者及び耕作放棄地対策協議会での取組支援を行った。

(ウ)　農業者戸別所得補償制度の実施状況

東北の平成24年度の支払件数は22万５千件（対前年比３千件減）となった。

交付金別に見ると、米の所得補償交付金は20万３千件（対前年比１千件減）、水田活用の所得補償交付金は11万３千件（対前年比３千件減）、畑作物の所得補償交付金は１万９千件（対前年比同）となった。

支払面積では、米の所得補償交付金が農地の集積が進んだことから33万１千ha（10a控除前）（対前年比６千ha増）となり、水田活用の所得補償交付金における戦略作物は、麦、大豆、飼料作物、飼料用米等の作付面積が減少したことから、10万３千ha（対前年比３千ha減）となった。

畑作物の所得補償交付金の支払数量は、すべての作物で前年より増加し、全体で６万４千トン（対前年比５千トン増）となった。

(エ)　【人と農地の問題】を解決するための取組

集落・地域の「人と農地の問題解決」のために、集落・地域の関係者による話し合いにより、今後の中心となる経営体やそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方等を定めた「人・農地プラン」を作成する取組を推進している。

各地域で取組が進められた結果、東北のプラン

作成数は、平成24年度に167市町村（青森県35、岩手県31、宮城県19、秋田県25、山形県35、福島県22）で作成され、平成23年度に作成された６市町を含め、173市町村となった。

(オ)　農業農村の６次産業化の推進

a　農林漁業の６次産業化

東北農政局では、六次産業化・地産地消法に基づく事業計画を平成25年３月末までに197件を認定した。

また、農林漁業者等の６次産業化の取組を支援するため、各県域毎に６次産業化サポートセンターを設置し、６次産業化プランナーの派遣等を行うとともに、当該事業計画が円滑に実施されるよう新商品開発や加工施設等の整備に対してソフト面及びハード面で支援を行った。

さらに、農林漁業者等の６次産業化へのチャレンジをサポートする推進組織として平成22年11月に設置した「東北ブロック６次産業化推進行動会議（行動会議）」において、ブランドづくり、販路開拓等について、講演を行うとともに、人材育成、国内販路拡大、輸出拡大の重点課題について、３つの分科会を設置して検討を重ね、その結果を報告書等に取りまとめ、平成25年３月に開催した第２回行動会議で提示を行った。

b　地産地消の推進

地産地消の推進を図るため六次産業化・地産地消法に基づく「促進計画」の策定を推進したが、平成25年３月末現在で県段階で２県、市町村段階で６市町村の策定件数にとどまった。

また、本省主催の地産地消優良活動表彰、地産地消給食等メニューコンテストを各県を通じ広く周知したところ多数応募があり、農林水産大臣賞をはじめ10団体が表彰された。

さらに、６次産業化の推進による直売所等の整備の支援を行った。

c　農林水産物・食品の輸出

東北では、りんごや米を主力品目として輸出している。りんごの輸出量は、平成23年度は東京電力福島第一原子力発電所の事故による諸外国の輸入規制などの影響と、生産量の減少に伴う価格高により減少したものの、平成24年度は輸出規制の緩和等もあり例年並みに回復した。一方、平成24年度の米の輸出量については、海外での日本産米への高い評価と日本食ブームにより前年を上回り、年々増加傾向にある。

また、輸出に取り組む事業者・生産者等に対し、商談会等の情報をメールマガジンを随時配信するとともに、海外バイヤーの産地招へいや海外販売促進活動等に対する支援を行った。

(カ)　農業生産基盤の整備

東北の水田整備状況は、平成23年３月現在で30a程度の標準区画整備済面積割合は64.6％（39万2,615ha）と全国平均62.9％とほぼ同じ水準にあるが、１ha程度の大区画整備済面積の割合は12.1％（７万3,521ha）で、全国平均8.6％を上回る整備状況にある。

平成19～23年度のほ場整備事業等完了地区において、事業を契機とした担い手への農地の利用集積率は、事業実施前より2.3～4.2倍に増加した。

(キ)　環境に配慮した食料生産の推進

東北におけるエコファーマーは、食の安全・安心に対する関心の高まりや、有機農産物等の高付加価値農産物に対する販売意識の向上から増加してきた。平成25年３月末時点では５万506人と前年に比べ6,551人減少したが、全国（20万1,760人）に占める割合は25.0％となった。

エ　農村の振興・活性化

(ア)　再生可能エネルギーの導入の促進

再生可能エネルギー発電の導入を促進するため、農林漁業者等の参画を得た再生可能エネルギー電気の供給モデルの構築への支援を４地区、小水力等発電設備の導入に係る調査設計及び協議調整への支援を71地区、低コスト小水力発電施設の導入に向けた実証への支援を２地区で実施した。また、県、市町村及び土地改良区等への普及啓発活動を行うほか、東北の取組事例を取りまとめ広く紹介した。

(イ)　都市と農村の共生・対流による地域活性化等

農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、農山漁村活性化法に基づき、県又は市町村が作成する活性化計画による取組を総合的かつ機動的に支援した。東北177市町村において206の活性化計画が策定され、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金が交付された。

本交付金について、東北農政局では広く一般にPRするため、取組実績を平成24年度13の事例に取りまとめ、事例集としてホームページに掲載した。

また、農林水産省、文部科学省、総務省が連携し、小学校が農山漁村での宿泊体験活動を推進す

る子ども農山漁村交流プロジェクトについて、平成24年度までに、全国で141カ所、うち東北では32カ所の受入れモデル地区を決定した。

㈠　農村地域の現状

東北の販売農家における世帯員数は、昭和60年の283万２千人に対し、平成22年は129万９千人となり、153万３千人（54.1％）減少した。

年齢別世帯員数をみると、29歳以下は、昭和60年の104万人（世帯員数に対する割合36.7％）に対し、平成22年は30万７千人（同割合23.6％）となり、73万３千人（70.5％）減少した。

一方、65歳以上の高齢者は、昭和60年の44万人（同割合15.6％）に対し、平成22年は42万４千人（同割合32.7％）となり、１万６千人（3.6％）減少した。

㈡　中山間地域等直接支払制度

中山間地域等の農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保するための中山間地域等直接支払制度では平成24年度、東北174市町村の4,427集落等に中山間地域等直接支払交付金が交付され、その交付総額は89億9,900万円、交付対象農用地面積は７万826haとなった。また、全交付対象農用地面積の86％に当たる６万576haでは、集団的かつ持続可能な体制整備など農業生産活動を継続するための前向きな取組を行った。

㈢　農地・水保全管理支払い交付金の取組

農地・水保全管理支払交付金は、農地・農業用水等の資源や農村環境を守り、質を高める地域共同の取組等を支援するもので、平成24年度については、東北227市町村の８割にあたる174市町村で実施しており、取組面積は28万７千375ha、3,006の活動組織で取組を行った。

㈣　農作物鳥獣被害対策の展開

「鳥獣被害防止特別措置法」（平成19年12月21日法律第134号）に基づく市町村における被害防止計画の作成を推進し、平成24年４月末までに93市町村において作成された。また、同法が施行されたことに伴う財政支援の一つとして、農林水産省では「鳥獣被害防止総合対策交付金」を創設し41事業実施主体が交付金を活用し、個体数調整や侵入防止柵の設置等に取り組んだ。

この他に、平成24年度補正予算により有害鳥獣に対する捕獲圧を高めるため、緊急捕獲等対策を創設し、各県（岩手県、宮城県、山形県及び福島県）に協議会の基金事業として、捕獲を進める体制を整備した。

⑸　関係機関との連携強化

⑷主要な農政課題等をめぐる動きのイのとおり、米の消費拡大のための「東北米粉利用拡大セミナー」、農林水産業の６次産業化に向けた「東北ブロック６次産業化推進行動会議」の活動など関係機関と連携した取組を進めた。

また、攻めの農林水産業等に関する情報を発信するとともに現場の声を収集するため、市町村（長）との意見交換会（懇談会）を開催し、幅広く意見交換を行うとともに、学識者・有識者の参画を得て、食料・農業分野における震災復興に関する専門家会議を開催した。

⑹　広　報　活　動

報道関係者に対して、プレスリリース（129回）、記者レクチャー（３回）を実施し、迅速な情報提供を行った。

東北の農業動向、農業行政に関する施策等の普及浸透を図るため、「東北食料・農業・農村情勢報告」を1,600部発行し、一般消費者や都道府県関係者及び報道関係者等に東北における農業・農村の情勢を紹介した。

広く国民への効果的な情報提供の観点から、ホームページ掲載内容の迅速な更新を行った。

また、東北農政局メールマガジン（平成25年３月末現在登録会員6,172名）を毎週１回配信した。

東北農政局の「消費者展示コーナー」では、毎月、東北市町村等の協力を得て、農林水産業に関する特色ある展示を行うとともに、各地域センターにおいても「消費者の部屋」を設置し、消費者に情報提供を行った。

２　関東農政局

⑴　東日本大震災からの復旧・復興の概要

関東農政局管内では、東日本大震災により被災した農地・農業用施設、農林水産業共同利用施設、被災農家の経営再開支援等の復旧・復興について、平成23年度第一次補正予算、第二次補正予算で復旧事業、第三次補正予算で復興事業を実施した。

農地・農業用施設の復旧状況は、平成25年３月末時点で農地が100％、農業用施設が91.9％、生活環境施設が94.7％で、平成25年度中には、全ての復旧工事が完了する予定となっている。

「農林水産業共同利用施設災害復旧事業」は、平成24年３月までに、被災した全ての施設において事業が完了した。

被災農家への「経営再開支援事業」は、平成23年度

については13地区（茨城県、千葉県、長野県）で活動計画の策定・認定、予算措置を行い、平成24年度は長野県の１地区で事業を実施した。また、第三次補正予算から措置された復興への取組は、平成24年度に「地域農業経営再開復興支援事業」及び「被災者向け農の雇用事業」を実施した。

⑵　茨城県つくば市、栃木県真岡市等を襲った竜巻被害の概要

平成24年５月６日、茨城県西部及び栃木県南東部で複数の竜巻が発生し、人的被害や住家被害をもたらすとともに、農作物やパイプハウス等の農業施設にも大きな被害をもたらした。

農林水産関係被害額は約９億6,600万円（農作物等約８億5,700万円、農地・農業用施設約１億200万円、林業関係700万円）となった。

県別では茨城県７億9,900万円、栃木県１億6,700万円となっており、被害対象別では農作物及びビニールハウス等の被害は、茨城県、栃木県両県で発生し、被害額は８億5,700万円にのぼった。

農林水産省としても、被災農家に対し、災害関連資金の無利子化、ハウス等の再建・修繕への助成、水稲・いちご等の苗の確保の助成、果樹の改植への助成、農地の復旧への助成等の支援措置を講じるとともに、５月23日には、茨城県筑西市及び栃木県真岡市で支援措置の説明会を開催した。

⑶　地域経済及び農業産出額

ア　地域経済

平成24年度の経済情勢をみると、総括判断では、第１四半期及び第４四半期には緩やかな持ち直しが見られ、第２四半期から第３四半期に掛けて足踏み・弱含みとなった。

生産面では、第１四半期に、化学や電気機械が持ち直し、製造業全体としても緩やかに持ち直しつつあったが、第２四半期以降は、一般機械などで弱い動きになった。

消費面では、コンビニエンスストアの販売額が一年を通して前年を上回って推移し、エコカー補助金の効果により、上半期の乗用車登録数が前年を上回った。しかし、薄型テレビの販売不振により家電販売が前年を下回り、全体では緩やかな持ち直しから、横ばいとなった。

雇用情勢は、有効求人倍率が緩やかに上昇し、新規求人数も増加するなど、緩やかに持ち直しつつあった。

イ　農業産出額

関東農政局管内における平成24年の農業産出額（都道府県別推計）は２兆1,729億円で、前年に比べて２％増加した。

なお、関東農政局管内の農業産出額が全国に占める割合は25％となっている。

ウ　農業経営

平成24年の個別経営（農業経営体１経営体当たり）の状況をみると、農業収入は468万円で、米及び果樹の価格が上昇したこと等から前年に比べ11％増加した。

一方、農業経営費は331万円で、飼料費、農機具費等が増加したこと等から前年に比べ８％増加した。

この結果、農業所得は137万円となり、前年に比べ19％増加した。

なお、総所得は515万円で、総所得の構成をみると、農業所得が27％、農外所得が38％、年金等の収入が35％となっている。

⑷　農業生産の動向

ア　水稲

平成24年産の水稲の作付面積は31万2,600ha（対前年産比100％）で、前年産に比べて300ha減少した。

作柄について、全もみ数は、生育期間の好天の影響により、各県とも「平年並み」以上となった。登熟は、東京都、埼玉県及び神奈川県では「不良」から「やや不良」となり、その他の県では出穂期以降高温・多照に推移したことから「平年並み」以上となった。

このことにより、10a当たり収量は542kg（作況指数102）、収穫量は169万３千t（対前年産比101％）となった。

イ　麦

平成24年産の４麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）合計の作付面積（子実用）は４万700ha（対前年産比99％）で、前年産に比べて300ha減少した。収穫量は、作付面積が減少したものの、10a当たり収量の上昇により12万7,900t（同102％）となった。

ウ　大豆

平成24年産の大豆の作付面積は１万1,500ha（対前年産比91％）で、前年産に比べて1,200ha減少した。収穫量は１万８千t（同102％）で、作柄が悪かった前年産に比べ増加した。

エ　野菜

平成24年産の主要野菜（主産県調査・指定野菜14品目）の作付面積は９万5,300haで、収穫量352万９

千t、出荷量298万５千tであった。

作付面積上位の野菜をみると、キャベツ１万3,500ha、レタス１万2,500ha、ねぎ１万100ha、ほうれんそう１万haなどとなっており、葉茎菜類の作付けが多くなっている。

オ　果樹

平成24年産の果樹（主産県調査、調査対象14品目）の結果樹面積は４万3,400haであった。

主要果実（主産県）の収穫量は、みかんが14万2,300t、りんごが17万5,900t、日本なしが12万5,300t、ぶどうが８万４千tであった。

カ　花き

平成24年産の花き（主産県）の作付（収穫）面積は切り花が3,975ha（対前年産比99％）、鉢もの類が650ha（同99％）、花壇用苗もの類が575ha（同100％）であった。

キ　畜産・飼料作物

平成25年２月１日現在の主要家畜の飼養頭羽数は乳用牛が21万4,400頭（対前年比99％）、肉用牛が33万600頭（同99％）、豚が266万７千頭（同100％）、採卵鶏（成鶏めす）が3,567万羽（同100％）であった。

また、平成24年の生乳生産量は132万２千t（同102％）となった。

平成24年産の飼料作物の作付面積は５万9,400ha（対前年産比100％）で、前年産に比べて100ha増加した。

ク　茶

平成24年産の茶の栽培面積は２万800ha（対前年産比99％）、荒茶生産量（主産県調査）は３万4,200tで、全国（主産県計）の40％の生産量を占めている。

⑸　主要な農政課題等をめぐる動き

ア　食料自給率の向上に向けた取組

関東農政局では、意見交換会の開催、広報活動等を通じ、地産地消、食育、米・米粉の消費拡大及び飼料作物の増産・食品残さの飼料化等の推進を図ることにより、食料自給率の向上に向けた国民の理解醸成に取り組んだ。

具体的な取組として、食料自給率の向上に資するパンフレットの配布及び啓発、地産地消の優良事例の収集と情報発信及び「フード・アクション・ニッポン」の推進等を行った。

イ　「人と農地の問題」を解決するための取組の推進

農業における担い手の高齢化、後継者不足や耕作放棄地の増加等、人と農地の問題を抱えている集落・地域が多く存在している。このような人と農地の問題を解決するため、集落・地域での話し合いにより、地域農業のあり方等について決定する「人・農地プラン」の作成を、主要施策として平成24年度から推進した。

関東農政局では、各都県と連携し、作成手法、事例紹介及び意見交換等を実施し、各集落・地域における取組の推進を図った。

これにより、関東農政局管内においては、平成25年３月末までに、作成を予定している376市町村のうち、289市町村（77％）において「人・農地プラン」が作成された。

ウ　農地の有効利用に向けた取組

改正農地法に基づき、平成24年度は、相続に伴う農業委員会への届出制度の徹底、農地法に基づく遊休農地対策の適切な実施、実勢賃借料情報の早期の提供及び農地法第３条に基づく適正な事務実施について、説明会等の場を通じて農業委員会に周知徹底を図った。

また、農地の有効利用の促進を目的として、農業者戸別所得補償制度の加算措置である「規模拡大加算」の普及・推進のためのキャラバン（対象：各都県農地流動化担当者、集落営農組織、JA営農指導員等）を実施した（計19回、531名）。

この結果、平成24年度における規模拡大加算交付実績は、1,962haに達した。

このほか、収益性の高い農業生産を実現するため、農地の有効利用を図る上で基礎となる農業生産基盤整備を推進した。具体的には、首都圏に近接する優良農業地帯において12地区の国営事業を実施し、基幹的な農業水利施設等の整備や保全を行った。このうち、笛吹川沿岸地区、伊那西部地区（いずれも国営施設機能保全事業）は平成24年度に着手した。補助事業等においても、将来の農業生産を担う中心的な経営体の育成を図るため、生産基盤の整備を推進しており、平成24年度は農地整備事業（経営体育成型）を121地区、農地整備事業（畑地帯担い手育成型、支援型）を76地区でそれぞれ実施した。（参考：関東の水田整備状況は、30a程度以上区画整備済面積割合で62.8％と、全国平均の62.9％とほぼ同じ水準にある。ただし、１ha程度以上区画については5.6％と、全国平均の8.6％を下回る状況にある。）

また、農村資源の適切な維持管理・保全に向け、共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上のための農地・水保全管理支払

交付金により、1,934活動組織の11万4,952haでの共同活動、758活動組織の４万95haでの向上活動の取組を支援した。加えて、中山間地域等の農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保するための中山間地域等直接支払制度により、2,711協定、２万3,343haの農地に交付金を交付した。

さらに、耕作放棄地解消に向け、関東農政局耕作放棄地解消グループ（平成22年７月設置）を主体に、県及び市町村との意見交換、耕作放棄地再生利用研修会の開催を通じて、耕作放棄地解消に取り組んでいる。その活動の一環として、平成21年度に創設された「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」の周知を図った。

その結果、関東農政局管内380市町村（農振農用地区域内に耕作放棄地がある市町村）のうち322市町村で協議会が設立され（平成25年３月31日時点）、耕作放棄地の解消に向けた取組が行われた。

エ　農業者戸別所得補償制度の実施

本制度は、平成23年度から従来の水田作物に加え畑作物も対象として、本格実施している。本格実施２年目に当たり、制度の円滑な実施に向け、関係機関への協力要請や説明会の開催等、農業者への周知活動を行った。具体的には、関東農政局管内で919回の説明会等を開催し、延べ２万７千人の農業者に対して説明を行った。

さらに、６月末までの加入申請受付期間に、対象となる農業者への周知に向けたポスター掲示やパンフレット及びチラシの配布、広報誌への記事掲載等、各種広報媒体を活用したさらなる広報活動を行った。

その結果、農業者戸別所得補償制度加入者が16万１千人に達した。

オ　環境保全型農業の推進

環境保全型農業の普及・啓発を目的とした環境保全型農業推進コンクールにおいて、関東農政局管内では、優秀賞５点、奨励賞５点の受賞があり、平成25年３月に表彰式及び事例発表を行った。

また、持続農業法に基づく関東農政局管内の認定農業者（エコファーマー）は着実に増加し、政策目標指標となるエコファーマーの累積新規認定件数は、平成25年３月末現在で、５万7,272件（前年同月末５万5,210件、対前年比3.7％増）となっている。

さらに、平成23年度から地球温暖化防止や生物多様性保全の観点から、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に直接支援する環境保全型農業直接支援対策を実施し、平成24年度においては、1,584件（実施面積3,445ha）に対して交付を行った。

※　エコファーマーとは、平成11年７月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」第４条に基づき、農業者が土づくり技術、化学肥料の使用低減技術及び化学合成農薬の使用低減技術のすべてを取り組むことを内容とする導入計画を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者の愛称名。

カ　農林水産物・食品の輸出促進

関東農政局では、これから輸出に取り組もうとする生産者や販路拡大を目指す方々に、海外マーケットや輸出の最前線での取組、輸出のノウハウを学ぶ機会を提供するため、平成25年１月31日に「輸出オリエンテーションの会・輸出促進研修会」を開催した。

また、「輸出オリエンテーションの会・展示商談会、盆栽・花きの部」を平成25年３月４日に開催した。個別商談・名刺交換会では、出展９社・バイヤー９社の間で総商談件数が62件あり、そのうち、成約見込みが14件、継続交渉が46件であった。

なお、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、諸外国・地域が実施している輸入規制の下、輸出証明書発行等の輸出促進対策に取り組んでおり、平成25年４月１日以降は、輸出証明発行事務を各県等から国に移管し、本局のほか、千葉、東京、横浜、静岡の各地域センターにおいて発行事務を行うこととなった。

キ　食の安全・消費者の信頼確保に向けた取組と食育の推進

関東農政局では、食の安全を確保するため、農薬及び飼料並びに水産用医薬品の使用実態調査、農産物のカドミウム等の有害物質実態調査、BSE対策として飼料及び肥料への危険部位の混入防止措置、牛トレーサビリティ制度の遵守状況等調査、高病原性鳥インフルエンザについて発生リスクを低減するための県の取組への支援等を行った。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による農畜産物への影響について、安全な食品を安定的に供給するために、都県の農林水産物の放射性物質検査が生産・出荷段階で円滑に実施されるよう、都県の検査機器整備等を支援した。

なお、消費者の信頼を確保する取組として、関東農政局及び各地域センターにおいて「消費者団体との意見交換会」を開催し、「放射性物質の基礎知識」、「食料自給率向上のための各種政策」等について、

意見交換を行ったほか、「食品表示セミナー」を開催するとともに、ホームページや電子メール等を通じて、消費者等に対して積極的に情報提供を行った。

さらに、生鮮食品、加工食品、有機農産物等の表示調査、食品表示110番等の情報を活用した事実確認のための立入検査等を実施し、食品表示の適正化を推進するとともに、食品表示の適正化を推進する事業者の自主的な取組を促進するため、各都県において食品事業者表示適正化技術講座を27回開催し、延べ1,557名が参加した。

米穀の適正流通の確保については、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づき、米飯類を対象として外食事業者を中心に立入検査を実施するとともに、食糧法遵守事項に基づき、用途限定米穀の主食用等への横流れ防止のため、生産者、加工業者等に立入検査等を実施した。また、米トレーサビリティ制度の周知のため、保健所等の関係機関が開催した説明会を活用し、制度説明、パンフレットの配布、個別相談等を行った。

食育の推進については、「日本型食生活」の普及を図るため、食への関心を高める各種イベントの開催、第７回食育推進全国大会（神奈川県横浜市）への出展のほか、「教育ファーム」への理解を一層深めることを目的として、農業体験に取り組んでいる大学関係者による意見交換会を開催した。

また、「関東地域食育推進ネットワーク」では、ホームページ、電子メールを活用し、企業やNPO団体など、参加者相互の情報交換や情報発信の支援を行った。さらに、関東農政局管内の各都県では、ネットワーク参加者による実践事例の報告会や意見・情報交換会を実施した。

ク　食品リサイクルの推進

平成19年12月に改正食品リサイクル法が施行され、事業者ごとに再生利用等の実施目標や定期報告義務が新設される等の改正が行われた。

このため、関東農政局では、改正法が円滑に運用されるよう、各地域センターの職員が、該当する事業者への訪問等により周知及び徹底を図るための取組を行った（平成24年度810事業者）。

また、平成23年度からは定期報告書における業種区分が27業種から74業種に細分化されたため、対象事業者に対する定期報告義務制度についての普及、報告書の記入方法の説明等を目的として、水戸市、宇都宮市、さいたま市、千葉市、東京都千代田区、横浜市、静岡市、浜松市の計８会場で説明会を開催した（平成24年度定期報告書提出数1,229件）。

さらに、優良な食品リサイクル事業者を育成するため、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者への指導等を行った（平成25年３月末関東農政局管内登録事業者数62件）。

ケ　６次産業化の推進

平成23年３月に施行された「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）」に基づく事業計画の認定は、平成25年３月末までに６回行われており、総合化事業計画が207件、研究開発・成果利用事業計画が10件認定された。

認定された事業計画の支援として、取組に必要な補助事業（商品開発、販路拡大、施設整備等）や融資制度、６次産業化プランナーによるアドバイス等を行った。

コ　バイオマスの利活用の推進

平成21年９月にバイオマス活用推進基本法が施行され、平成22年12月に同法に基づくバイオマス活用推進基本計画が策定された。関東農政局では、同計画に基づき、都道府県及び市町村バイオマス活用推進計画の策定並びに実施に向けた地域での取組を推進したところ、平成24年度までに４県４市町の８地区で計画が策定された。

また、国産バイオ燃料の普及推進を図るため、耕作放棄地利用型バイオディーゼル燃料実証事業及びソフトセルロース利活用技術確立事業により、技術情報の取りまとめ等を支援するとともに、関東地方に所在する試験研究機関や都県、国の地方機関で構成するバイオマス活用推進関東地域連絡協議会幹事会を開催し、バイオマスの利活用及びバイオマス活用推進計画の普及・啓発を図った。

サ　都市と農山漁村の交流の取組

関東農政局では、都市と農山漁村がお互いの地域の魅力を分ち合い、「人・もの・情報」の行き来を活発にしていくという観点から、都市と農村を行き交う新たなライフスタイルの実現を進める取組として、グリーン・ツーリズムや、子どもの農業・農村体験の取組を推進している。

平成24年７月には「関東農政局消費者の部屋」において、グリーン・ツーリズム・子ども農山漁村交流プロジェクト関係のパネル展示やパンフレットの無料配布を行った。

また、農林水産省、文部科学省、総務省の連携に

より、小学校における農山漁村での１週間程度の長期宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト（愛称「ふるさと子ども夢学校」）が進められた。取組５年目となる平成24年度には、全国で４地区、関東農政局管内で１地区の受入モデル地域が新たに選定され、平成23年度選定地域と合わせ、全国で141、関東農政局管内で19のモデル地域において、文部科学省が認定したモデル推進校を中心に農林漁家民宿での農山漁村生活体験が実施された。

さらに、国が直接支援する「食と地域の交流促進対策交付金」における平成24年度の採択状況をみると、子ども農山漁村交流及びグリーン・ツーリズム並びに人材活用といったソフト事業では、関東農政局管内で新たに22地区（全国162地区）が採択され、平成23年度採択地区と合わせ、関東農政局管内で84地区（全国567地区）が取り組まれている。また、市民農園整備や簡易な基盤整備を内容とするハード事業でも関東農政局管内で、２地区（全国８地区）が採択され、取組が進んでいる。

シ　鳥獣被害防止対策の推進

鳥獣被害の軽減のため、関東農政局管内都県と連携しつつ、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画の作成を推進したところ、平成25年３月時点の被害防止計画策定市町村数は265市町村となった。また、被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置といった実践的活動を担う鳥獣被害対策実施隊は75市町村で設置されている。

この他、平成18年７月から、地域における被害防止対策の実施に際して助言等を行うことができる専門家を「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」として農林水産省に登録し、地域の要請に応じて紹介する制度を始め、平成24年度は関東農政局管内の延べ７機関に専門家を紹介し、被害防止対策を推進した。

⑹　関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進を図るため、「関東地域食育推進ネットワーク交流会」、「関東農政局地域農政懇談会」等の各種懇談会及び意見交換会等を開催し、広く意見交換を行った。

また、各種施策の推進に当たっては、関連省庁、都県、生産者団体、実需者団体、消費者団体及び試験研究機関等との各種会議及び意見交換等を通じ、意思疎通を図ってきた。

さらに、「関東地域農林水産情報ネットワーク」を活用し、生産者、自治体、JA、生協及び消費者など、地域の関係者間で連携しつつ、地域における農林水産情報を迅速に分かりやすく地域の関係者に、提供するよう努めてきた。

⑺　広　報　活　動

関東農政局管内の農業に関する動向や施策等の普及を図るため、「関東食料・農業・農村情勢報告」を始め、各種統計情報を公表した。

また、食料・農業・農村に関する情報を「関東農政局メールマガジン」及び広報誌「NewsLetter」として発行するとともに、関東農政局ホームページに掲載し、広報活動を行った。

さいたま新都心合同庁舎１号館、２号館及び検査棟に入居している14の官署の業務紹介など、開かれた行政のシンボル拠点であるインフォメーションセンター内の「関東農政局消費者の部屋」では、毎月、農林水産業に関する幅広いテーマを取り上げた特色ある展示を行うとともに、各地域センターにも消費者コーナーを設け、広く農政の情報提供を行った。

３　北陸農政局

⑴　地域経済及び農業経営の概要

ア　地域経済

平成24年度の経済情勢をみると、海外経済が減速したことや円安傾向の影響により、緩やかな持ち直しの動きがみられた。

主要項目別にみると、生産は、海外経済の減速の影響が徐々に後退する中で生産水準が上昇し、持ち直すとともに、設備投資は、製造業を中心に持ち直した。個人消費は、おおむね横ばいで推移した。雇用情勢は、労働需給面を中心に改善の動きがみられ持ち直した。

イ　農業経営（水田作経営）

北陸管内の平成24年水田作経営１経営体当たりの農業粗収益は301万円で、前年に比べ12万円（4.3％）増加した。

一方、農業経営費は215万円で、前年に比べ７万円（3.2％）増加した。

この結果、農業所得は87万円となり、前年に比べ６万円（7.2％）増加した。

また、農業所得、農外所得、年金等の収入に農業生産関連事業所得を加えた総所得は495万円で、前年に比べ22万円（4.7％）増加した。

水田作作付け延べ面積規模別で最も大きい20ha以上階層農業所得は1,765万円と、北陸管内において平均的な経営規模である1.0～2.0ha階層（84万円）の約21倍となっている。

⑵　農業生産の動向

ア　水稲

平成24年産水稲の作付面積（子実用）は20万9,400haで前年産に比べ600ha（0.3%）増加した。

10a当たり収量は、全もみ数、登熟ともに「平年並み」となったことから、前年産を８kg（1.5%）上回る545kg、作況指数は102となった。

県別には、新潟県が作況指数104の558kg、富山県が100の536kg、石川県が101の526kg、福井県が100の519kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を１万９千t（1.7%）上回る114万１千tとなった。

イ　麦

平成24年産六条大麦（子実用）の作付面積は、前年産に比べ240ha（2.5%）増加し、9,770haとなった。

10a当たり収量は、前年産を106kg（51.5%）上回る312kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を１万900t（55.6%）上回る３万500tとなった。

ウ　大豆

平成24年産大豆（乾燥子実）の作付面積は、前年産に比べ900ha（6.4%）減少し、１万3,100haとなった。

10a当たり収量は、前年産を37kg（26.2%）上回る178kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を3,500t（17.7%）上回る２万3,300tとなった。

エ　畜産

平成25年２月１日現在の乳用牛の飼養戸数は414戸（前年比3.9%減）で、飼養頭数は１万6,300頭（同3.6%減）となった。

肉用牛の飼養戸数は494戸（同6.1%減）で、飼養頭数は２万3,500頭（同3.3%減）となった。

豚の飼養戸数は195戸（同5.3%減）で、飼養頭数は25万8,400頭（同5.5%減）となった。

採卵鶏の飼養戸数は102戸（同6.4%減）で、飼養羽数は1,014万５千羽（同2.1%減）となった。

⑶　主要な農政課題等をめぐる動き

北陸農政局では、平成24年度行動計画を作成し、これに基づき各種施策を推進するとともに、北陸管内の食料・農業・農村の動向と課題を「情勢報告」として取りまとめた。

ア　食料自給率向上に向けて

㋐　食料自給率向上に向けた取組

北陸管内の平成22年度における食料自給率は80%と高い値を示している一方、米を除く自給率は12%と全国の水準を下回っている。

このため、食料自給率向上に向け「フード・アクション・ニッポン」及び「ライスランド北陸」キャンペーンを実施し、その中で、「石川の農林漁業まつり」等のイベントや北陸農政局「消費者の部屋」を活用し、国産の米粉・大豆・六条大麦の消費拡大や、地産地消を推進するパネル展示や資料配布を積極的に行って食料自給率向上につながる行動を市民にPRしている。

食料自給率向上に寄与する事業者・団体等の取組を一般から広く募集し、優れた取組を表彰し、その活動を広く社会に浸透させることを目的とした「フード・アクション・ニッポンアワード2012」への応募を呼びかけた結果、北陸管内の団体等から多数の応募があり、16件が入賞し、この内３件が優秀賞を、１件が審査委員特別賞を受賞した。

また、東日本大震災被災地の食と農の復興を応援する取組である「食べて応援しよう!」への参加についても、各種イベント等で積極的にPRした。

加工・業務用野菜の生産拡大を図るため、福井県坂井北部丘陵地において、生産者、流通業者、実需者等が参集した現地検討会を開催した。

また、飼料自給率の向上を図るため、転作田における稲発酵粗飼料や飼料用米の作付拡大に取り組んできており、平成24年産の稲発酵粗飼料の作付面積は572ha（対前年比７%増）、飼料用米作付面積は3,065ha（対前年比0.5%減）となった。

㋑　米・米粉の消費拡大の推進

米の消費拡大に向けて、朝食欠食の改善に向けた「めざましごはんキャンペーン」のほか、各種イベント等における普及・啓発活動などに取り組んだ。

また、米粉の利用促進を図るため、消費者団体を対象に現地研修会（平成24年11月新潟市及び胎内市）の開催、学校給食への米粉パンの導入推進、「米粉製品販売店マップ」の追加更新、関係団体と連携した米粉料理講習会への参加など各種の取組を通じて普及を図った。

イ　農業者戸別所得補償制度の着実な推進

㋐　農業者戸別所得補償制度の取組

平成22年度に実施した水田を対象とする戸別所得補償モデル対策に続いて、平成23年度から畑作物にも対象を拡大して本格実施となり、平成24年

度も同じ仕組みで実施した。

平成24年度の加入推進に当たっては、県段階、地域段階の農業再生協議会と連携しながら、積極的に推進活動を展開した。特に米の需給調整非実施者の多い新潟県においては、新潟市周辺を中心として加入推進重点地域を設定し、需給調整非実施者への戸別訪問等の取組を実施した。

北陸管内の申請件数は12万2,224件となり、前年度の支払実績と比べて4,378件減少した。

経営形態別にみると、個人が11万9,591件、法人が1,444件、集落営農が1,189件となり、平成23年度と比較して個人が減少する一方で、法人及び集落営農は増加している。

交付金別にみると、米の所得補償交付金が11万8,767件、水田活用の所得補償交付金が５万7,460件、畑作物の所得補償交付金が8,649件となり、前年度と比較して米の所得補償交付金が減少し、水田活用の所得補償交付金及び畑作物の所得補償交付金は増加している。

㈠　平成24年産米の需給調整の取組

米の需給調整は農業者戸別所得補償制度の実施により、農業者が生産数量目標に即した米生産を行うようその実効性の確保に努めた。また、生産者に対し米の需給調整の必要性の周知に努めた。

その結果、過剰作付は前年に比べ全国で約２千ha増加し、２万４千ha程度となっている。北陸管内では、富山、石川、福井県は、昨年に引き続き生産数量目標の範囲内の作付けとなったが、新潟県は前年に比べ1,175ha程度減少したが生産数量目標（面積換算値）10万3,200haに対し4,100haの過剰作付面積（対前年約380ha増）となった。

ウ　意欲ある多様な農業者の育成・確保

㈠　認定農業者の動向

平成24年３月末現在の認定農業者数は、高齢化等のため再認定申請を行わない者の数が新規認定者数を上回ったため、認定農業者制度創設以来はじめて減少し、１万7,828経営体（対前年427経営体の減）となった。

一方、認定農業者のうち法人の数は、前年に比べ83経営体増加し1,586経営体となった。

㈡　集落営農の組織化・法人化の動向

平成25年２月１日現在の集落営農数は2,326（全国構成比16％）で、前年に比べ28増加した。組織形態別にみると、法人となっているものは785で全体の34％で、全国の20％を14ポイント上回っている。

また、担い手不足が見込まれる地域において農地・農作業の受け手となることが期待される特定農業団体及び特定農業法人の数は、平成24年３月末現在で、それぞれ175及び155となっている。

㈢　一般法人の農業参入の動向

平成21年12月に改正農地法が施行され、農業生産法人以外の法人（一般法人）が農業に参入する際の規制が大幅に緩和された。この改正を受けて、平成21年12月から平成24年12月の３年間で新たに78法人が農業に参入した。改正農地法施行以前６年半（平成15年４月から平成21年12月）の間に参入した法人数は55法人であることを踏まえると、大きな伸びとなった。

㈣　農地利用集積の状況

農地利用集積円滑化団体の実施する農地利用集積円滑化事業の仕組みを活用した農業者戸別所得補償制度の規模拡大加算を通じ、平成24年度において、新たに4,067haが面的にまとまった形で認定農業者等に集積された。

㈤　優良農地確保対策の推進

平成21年に改正された農地転用許可制度、農業振興地域制度の適正運用により、優良農地の確保に努めた。

また、耕作放棄地の再生利用等を推進するため北陸農政局耕作放棄地解消プロジェクトチームを設置し、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査により荒廃農地の実態把握を行うとともに、耕作放棄地再生利用緊急対策等の支援策に係る説明会の開催、耕作放棄地解消取組事例集の農政局ホームページへの掲載等を行い、耕作放棄地の解消等に向けた取組を実施した。

㈥　新規就農の促進

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、平成24年度から新たに青年の就農前の研修期間及び就農直後の所得を確保する青年就農給付金事業を実施した。また、新たに就農しようとする青年等を対象に、引き続き就農支援資金（無利子）の貸付等の支援を行った。

このほか、新規就農に関する情報を提供するため、（公社）ふくい農林水産支援センター等と協力し新規就農セミナー（２月）を開催するとともに、各県の就農支援施策をまとめたパンフレットを更新し関係機関への配布を行った。

㈦　女性農業者の参画に向けた取組

農山漁村における女性の経営参画や起業活動を促進するため、「北陸地域農山漁村女性６次産業

化実践セミナー」（７月）及び「北陸農政局農山漁村男女共同参画フォーラム」（11月）を開催した。

エ　食の安全と消費者の信頼確保、食育の取組

(ｱ)　食の安全と消費者の信頼確保に関する取組

a　コミュニケーションの推進と消費者への情報提供と意見交換

消費者の食に関する知識を深めるための「とくだねe～講座」を56回実施するとともに、「消費者団体との意見交換会」を「食の安全・消費者の信頼確保」、「生産者と消費者との相互理解の推進」の２テーマで実施（各県２回、延べ８回）し、消費者ニーズの把握と農林水産行政に関する消費者の理解の促進を図った。

b　農産物のリスク管理の推進

各県担当者との意見・情報交換を行い、農林水産分野におけるリスク管理等の基本的な考え方に関する知見・情報の共有を図った。農産物の農薬残留やカドミウム含有等の実態についても各県と連携して調査するとともに、農業者等に対して農薬の適正使用・飛散防止やカドミウムの吸収抑制対策等の徹底を働きかけた。

このほか、各県の病害虫防除・試験研究機関担当者を参集した技術研修会を開催し、各県における病害虫同定診断技術の向上を図った。

c　家畜伝染病の発生・まん延防止

北陸管内で高病原性鳥インフルエンザ・口蹄疫が発生した場合に迅速かつ的確な対応が可能となるよう、「北陸農政局管内において特定家畜伝染病が発生した場合等における対応マニュアル」に基づき、防疫支援体制等を確認するための模擬訓練及び防護服の着脱訓練をそれぞれ実施した。

d　ペットフード安全法に関する取組

ペットフード安全法に基づき、製造・輸入業者の届出を受け付けるとともに、販売業者への立入調査及び卸売業者への立入検査を実施した。

e　牛トレーサビリティ制度の円滑かつ適切な実施

牛トレーサビリティ法に基づき、牛の個体識別のための情報の適切な管理・伝達を推進する観点から、牛の飼養者及び販売業者等に対して監視・指導を行った。

f　放射性セシウムを含む堆肥等の取扱いの適正化

放射性セシウムを含む稲わらを給餌された牛のふん尿から生産された堆肥等による農地土壌の汚染拡大を防止し、食品衛生法上問題のない農畜産物の生産を確保するため、平成23年８月に設定された「肥料等の放射性セシウム濃度の暫定許容値」を各県と連携しながら生産者、製造業者への啓発・周知に努めるとともに、混乱のないように事業者等からの問合せ等に対応した。

g　食品表示の監視・指導等

JAS法に基づく食品の適正表示を推進するため、食品事業者に対して生鮮食品表示状況及び加工食品の原料原産地等の表示状況の調査並びに食品表示110番等に寄せられた不適正表示等に関する情報に基づく調査を実施し、不適正な表示を確認した場合は指導を行った。なお、北陸農政局では、本年度は16業者に文書指導を実施したほか、農林水産大臣が北陸管内の１業者に指示・公表の措置を行った。

また、事業者及び消費者に対して、食品表示制度の普及・啓発を図るための出張講座等を実施（77回）するとともに、食品の製造・流通・卸・小売業者に対して、北陸管内５都市において「食品事業者表示適正化技術講座」を実施した。

食品表示に関する法令を所管する関係各機関との連携を図るため、「食品表示監視協議会」を各県にて開催し、不適正表示に関する情報共有や意見交換等を行った。

(ｲ)　米の適正流通確保等に向けた取組

a　用途限定米穀の横流れ防止

食糧法遵守省令に基づき、用途限定米穀（新規需要米、加工用米等）の適正流通確保のため、対象事業者等への立入検査を実施した。

また、制度の普及・啓発のため、平成24年度は北陸管内で25回の説明会等を実施した。

b　米トレーサビリティ法について

同法に基づき、米穀を使用する北陸管内の飲食店等を対象に履行確認等のための立入検査を実施した。また、同法に基づく取引記録の作成・保存及び産地情報の伝達等について、関係する各種事業者団体への普及・啓発のため、平成24年度は北陸管内で84回の説明会等を実施した。

c　適切な農産物検査制度の運営確保の取組

農産物検査法に基づく制度の適切な運営を図

る観点から、北陸管内の登録検査機関を対象に立入調査を実施した。

(ウ) 地域における食育の取組

「食育月間」の取組として、北陸管内各県において、とくだねe～講座「気をつけてますか？毎日の食事」をテーマに開催した。また、石川県では、食育現地見学会を開催し、生産現場等を訪問して意見交換を行い、食に関する知識を深めた。このほか、「移動消費者の部屋」の開設によるパネル展示、企業・大学等の食堂での卓上メモを活用した食育に関する情報提供活動等を実施した。

「食育ネットほくりく」交流会を金沢市で開催し、「食育と豊かな人間形成について」をテーマに竹下和男氏に「子どもが作る“弁当の日”」の講演をいただくとともにパネルディスカッション、意見交換を実施した。

「日本型食生活」の普及を目指した取組として、パンフレット『日本型食生活　いただきます』を活用し情報提供を行った。また、一般消費者を対象に「日本型食生活」認知度アンケート調査を実施した。

子供から大人まで幅広い層の方々に教育ファームを始めとした農林漁業体験への参画を促すため、教育ファーム取組主体の活動を調査し農政局ホームページで紹介した。

その他、メールマガジン、農政局ホームページ、リーフレット等を活用して食育に関する情報提供を行った。

オ　６次産業化等への取組

(ア)　６次産業化の推進に向けた取組

引き続き各県に６次産業化サポートセンターを設置するとともに、プランナー選定評価委員会の審査を経て、新たに24名の「６次産業化プランナー」を選定した。

各県サポートセンターに登録された６次産業化プランナーが、総合化事業計画認定につながる相談対応や、法認定後のフォローアップまでの総合的な支援を行い、更なる６次産業化の推進を図った。

また、各県ごとに県、農林漁業団体、ボランタリープランナー等を構成員とする「６次産業化推進企画委員会」を設置し、関係機関との密接な意見交換・情報共有を図った。

このような取組の結果、平成24年度は総合化事業計画30件、研究開発・成果利用事業計画１件の計31件の事業計画を認定した。

(イ) 地産地消の推進に向けた取組

地産地消の推進のため実施された「地産地消給食等メニューコンテスト」の学校給食・社員食堂部門において福井県の団体が農林水産大臣賞を、富山県の団体が文部科学大臣賞を、また、外食・弁当部門において富山県の団体が食料産業局長賞をそれぞれ受賞した。また、北陸農政局長賞を設定し、外食・弁当部門において北陸管内１団体（福井県）を表彰した。

このほか、地産地消優良活動表彰として、新潟県の団体の取組が食料産業局長賞を受賞し、５団体（新潟県１、富山県３、福井県１）を北陸農政局長賞として表彰した。

(ウ) 農林水産物・食品等の輸出促進に向けた取組

北陸地域農林水産物等輸出促進連絡協議会と連携し、輸出に関する知識・意識の向上を図るための勉強会（11月）を開催した。

また、輸出オリエンテーションの会（輸出促進研修会）（２月）を開催し、セミナー、模擬商談会等実践的な研修を通して輸出意欲のある事業者への支援を行った。

カ　農山漁村地域の活性化への取組

(ア)　農山漁村の活性化に向けた取組

北陸管内においては「農山漁村活性化法」に基づく「活性化計画」が、21市町において新たに26計画策定され、平成19年度からの累計で63市町において179の計画が策定されている。これらの「活性化計画」に基づき米粉処理加工施設の導入など、農山漁村地域の創意工夫を活かした取り組みに対し「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」により支援を行った。

(イ) 都市と農山漁村の共生・対流の推進

都市と農村との交流等を通じた農山漁村の活性化に向けては、グリーン・ツーリズムや子ども農山漁村プロジェクトなど、食をはじめとする豊かな地域資源をいかし、農山漁村を教育、観光などの場として活用する、集落ぐるみの多様な都市農村交流等を促進する取組を支援するため、その推進体制の整備や実践活動などに必要な経費を国が集落等に直接交付（「食と地域の交流促進対策交付金」。北陸管内49地区）した。

(ウ) 鳥獣被害対策の推進

深刻化する鳥獣被害を踏まえ、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（以下、特措法）及び鳥獣被害防止総合対策事業について北陸管内市町村等への周知

を図った。

その結果、平成25年３月末現在で、北陸管内81市町村中71市町において特措法に基づく被害防止計画が作成され、50地域協議会（63市町）において上記事業が実施された。また、同法に基づき実践的活動を行う鳥獣被害対策実施隊は39市町において設置された。

㈡　農地・水保全管理支払交付金の推進

本対策は、農地・農業用水等の資源の保全管理活動と農村環境の保全活動として平成19年から実施している。

北陸管内の各県、市町村、地域協議会を構成員とする「農地・水保全管理支払ネットワーク会議」を開催し、情報共有と連携強化を図っている。

その結果、平成24年度には共同活動支援交付金については、2,554地区（対前年106地区増）、14万2,502ha（対前年１万8,998ha増）にて取組が行われた。

また、平成23年度から新たに、農地周りの農業用用排水路等施設の長寿命化等の取組として、向上活動支援交付金が追加され1,001地区、５万628haにて取組が行われた。

㈢　中山間地域等直接支払制度の推進

平成24年度は、北陸管内66市町村で2,082協定が締結され、３万2,724ha（対前年818ha増）の農用地において耕作、維持管理等の活動が行われた。

キ　農業の生産基盤の整備

北陸管内は、耕地面積の90％が水田であり、30a程度以上の区画整備済面積の割合は66.6％、１ha程度以上の区画整備済面積の割合は9.7％となっている（平成23年度時点）。

平成24年度は、北陸管内で国営かんがい排水事業９地区［柏崎周辺二期、新川流域、阿賀野川用水、加治川用水、新川流域二期、佐渡一期及び二期地区（以上新潟県）、九頭竜川下流一期及び二期地区（福井県）］及び国営総合農地防災事業１地区［庄川左岸地区（富山県）］において事業実施（継続）した。

ク　環境保全型農業等の推進

㈠　環境保全型農業の推進

北陸管内の持続農業法に基づく認定農業者（エコファーマー）は着実に増加し、平成25年３月末現在で４万2,232件（前年同月末４万336件、対前年比4.7％増）と前年に比べ増加した。

また、平成23年度から実施されている環境保全型農業直接支援対策について、北陸管内各県等で説明会等を開催するなど制度の周知を図った。その結果、平成24年度に係る同対策による交付件数は2,292件（対前年比64.9％増）、実施面積で7,131ha（同70.7％増、全国の17.2％）となり、地球温暖化防止や生物多様性保全に資する環境保全効果の高い営農活動の取組が実施された。

㈡　生物多様性の保全への貢献

GIAHS（世界農業遺産）認定地域である新潟県佐渡地域（佐渡市）及び石川県能登地域（七尾市ほか７市町）の取組について支援するとともに、平成25年５月に石川県七尾市で開催される世界農業遺産国際会議（石川県、国連食糧農業機関（FAO）、農林水産省共催）の準備に取り組んだ。

また、行政機関、地域農業者及び研究機関で構成する「トキの野生復帰に係る農業・農地戦略検討会議」を開催し、トキの野生定着と佐渡での持続可能な農業振興を両立させる取組を進めた。

㈢　バイオマス利活用の推進

「バイオマス活用推進基本法」に基づき、北陸管内の県及び市町村に対して、地域のバイオマス活用推進計画の策定について周知を行った。

また、バイオ燃料生産拠点確立事業の補助事業により、地域におけるバイオマスの利活用を支援した。

⑷　関係機関との連携強化

北陸管内各県・市町村、土地改良区等から、随時「施策提案」を受け、地域農政推進のための意見交換を行うとともに、地域住民からの要望・相談に対応し、地域農政への理解醸成に取り組んだ。

⑸　広　報　活　動

ア　報道機関対応

北陸管内の農業動向、各種調査結果、主要施策等について随時公表を行うとともに、農政担当記者との情報交換の場として、平成24年度は、石川地区（金沢市）及び新潟地区（新潟市）において記者懇談会を７回開催し、一般国民へのタイムリーな情報提供に努めた。

イ　ホームページやメールマガジンによる情報発信

農政局ホームページは、食料自給率の取組をはじめ、人・農地の問題や農山漁村の６次産業化、再生可能エネルギー、戸別所得補償制度（経営所得安定対策）など農林水産施策の情報を消費者、生産者、事業者等にわかりやすく発信した。

また、農政局メールマガジン「あぐり北陸」において、農林水産施策の情報を毎月５日と20日に配信

した。

4 東海農政局

⑴ 地域経済及び農業経営の概要

ア　地域経済

平成24年度の管内の経済情勢をみると、当初は、前年度からの持ち直しの動きが続き、ゆるやかな回復がみられたが、後半は、海外経済の減速した状態がやや強まったことなどを背景に、全体として弱めの動きとなった。

設備投資は、製造業を中心に持ち直し、前年に比べて着実に増加した。

個人消費は、自動車購入支援策の拡充や被災地での震災関連需要などを背景に、緩やかに持ち直しの動きがみられた。

生産は、当初、自動車関連を中心に増加したが、後半は、エコカー補助金の終了を主因に一時減少した。

雇用情勢は、当初、生産の増加を受けて改善の動きがみられたものの、後半は弱めの動きとなった。

イ　農業経営の概要

東海３県における平成24年の水田作経営の１経営体当たり農業粗収益は176万８千円、農業経営費は166万５千円となり、農業粗収益から農業経営費を差し引いた農業所得は10万３千円となった。

また、農外所得は186万６千円、年金等の収入は266万７千円となり、農業所得に、農業生産関連事業所得、農外所得及び年金等の収入を加えた総所得は463万５千円となった。

⑵ 農業生産の動向

ア　水稲

平成24年産水稲の作付面積（子実用）は８万4,800haで、前年産に比べ400ha（０％）減少した。

10a当たり収量は504kgで、作況指数は101となった。

これは、もみ数は平年並みに確保され、登熟もおおむね順調に推移し、平年並みとなったためである。

収穫量は42万7,100tで、前年産に比べ5,400t（１％）増加した。なお、主食用作付面積に10a当たり収量を乗じた収穫量（主食用）は42万1,600tとなった。

イ　小麦

平成24年産小麦の作付面積は１万４千haで、前年産に比べ300ha（２％）減少した。

10a当たり収量は306kgで、前年産を30kg（11％）上回った。

収穫量は４万2,900tで、前年産に比べ3,500t（９％）増加した。

ウ　大　豆

平成24年産大豆の作付面積は１万1,200haで、前年産並みとなった。

10a当たり収量は140kgで、前年産を34kg（32％）上回った。

収穫量は１万5,700tで、前年産に比べ3,800t（32％）増加した。

エ　茶

平成24年産茶の摘採延べ面積は8,180haで、前年産に比べ370ha（４％）減少した。

生葉収穫量は４万2,800tで、前年産に比べ1,200t（３％）増加した。

荒茶生産量は9,140tで、前年産に比べ220t（２％）増加した。

オ　野菜

平成24年産指定野菜の作付面積は１万7,700haで、前年産並みとなった。

収穫量は64万5,100tで、前年産に比べ２万7,800t（５％）増加した。

品目別では、キャベツが27万８千t（前年産に比べ13％増加）、トマトが８万2,100t（前年産並み）となった。

出荷量は55万5,900tで、前年産に比べ２万9,600t（６％）増加した。

カ　果樹

平成24年産主要果樹（みかん・りんご・ぶどう・日本なし・もも・かき・くり）の栽培面積は8,740haで、前年産に比べ130ha（１％）減少した。

収穫量（主産県）は10万6,800tで、前年産に比べ１万t（10％）増加した。

品目別では、みかんが５万1,100t（前年産に比べ５％減少）、かきが３万5,900t（同52％増加）となった。

出荷量（主産県）は９万４千tで、前年産に比べ8,600t（10％）増加した。

キ　花き

平成24年産花き（主産県）の作付（収穫）面積は、切り花類が1,609ha（前年産に比べ１％減少）、鉢もの類が434ha（同１％減少）、花壇用苗もの類が192ha（前年産並み）となった。

ク　畜産

㈠　乳用牛

平成25年２月１日現在の飼養戸数は602戸で、前年に比べ26戸（4.1％）減少した。

１戸当たり飼養頭数は72.6頭で、前年に比べ1.1頭（1.5％）増加した。

(ｲ)　肉用牛

平成25年２月１日現在の飼養戸数は1,220戸で、前年に比べ64戸（5.0％）減少した。

１戸当たり飼養頭数は91.6頭で、前年に比べ2.6頭（2.9％）増加した。

(3)　主要な農政課題等をめぐる動き

ア　食料自給率向上に向けた取組

(ｱ)　東海地域の自給率向上に向けた推進活動等

平成25年２月、国民一人一人が取組可能な国産農産物の消費拡大運動の推進に向け「未来をリードする若者の視点から食料自給率の向上を考える」をテーマに、愛知学院大学と連携し「東海地域食料自給率向上研究会」を開催した。

また、小・中学生向け食料自給率啓発資料として「2013東海食べもの探検記」を新たに発行したほか、大学等へ講師を派遣し、我が国の食料事情を中心に、食や農林漁業等に関する情報提供を行うなど、食料自給率向上への理解をさらに広げる取組を積極的に行った。

(ｲ)　食料消費面の取組

食料消費面の取組として「第２次食育推進基本計画」に基づき、管内の食育関係者との連携を図りつつ「食事バランスガイド」等を活用した「日本型食生活」の実践のための取組を推進した。併せて「とうかい食育推進だより」、「ThePaper教育ファームねっとわーく東海」及び教育ファームメールマガジンを発行するとともに、管内の教育ファームの取組事例等をホームページで紹介した。

米の消費拡大に向けて、学校給食関係者に米飯学校給食の増加の働きかけを行った。また、米粉食品の認知度を向上させるため、消費者向けには、情報発信（市民講座１回、出向展示２回）や料理教室の開催による利用促進活動を行うとともに、米粉製造・販売業者等には、米粉パン製造技術講習会及び米粉を使った洋菓子製造技術講習会やお互いの情報交換により、米粉食品取扱店の拡大と商品幅の拡大を図った。米粉食品取扱店が参加する会議には生産者団体にも参加を呼びかけ、意見交換の場を設ける中で生産者団体と実需者のマッチングを行った。あわせて各県団体の米粉ネットワークとの連携や関係機関との連携も図った。

(ｳ)　生産面の取組

戦略作物の麦・大豆については、農業者戸別所得補償制度の加入推進活動を通じた生産拡大の取組により、平成24年産の麦類の作付面積は１万4,600ha（対前年比99％）、大豆は１万1,200ha（前年並み）となった。また、新規需要米のうち米粉用米については、米粉食品の普及推進の活動等により、作付面積は、171ha（対前年比109％）となった。

飼料作物については、WCS用稲、飼料用米の生産・利用推進に係る技術検討会の開催、事例集の作成・配布等の取組を通じ、WCS用稲（平成23年421ha→平成24年457ha）及び飼料用米（平成23年1,839ha→平成24年2,265ha）といった水田における飼料作物作付面積の伸びにより、平成24年度における飼料作物作付面積全体は対前年比106％の8,040haとなった。

一方、食品残さの利用については、エコフィードを給与した家畜から得られた畜産物及びその加工食品を「エコフィード利用畜産物」として認証する制度が平成23年５月から開始され、このことに対し説明会を開催し普及・啓発等を行った。また、ホームページに掲載している「食品残さ飼料化データベース」を拡充し、食品残さの供給者と利用者のマッチングを行った。

(ｴ)　地産地消の推進

地産地消の取組を自ら実践するため、また、東日本大震災により被害を受けた地域を応援するため、管内の食材と東北・関東地域の食材を使用した「東日本応援東海べんとう」を毎月１回局内の食堂で提供した。

さらに、平成24年11月から「食べて応援しよう」の一環として、本べんとうに福島県産米を使用した。

また、学校給食や社員食堂等で地場農林水産物を使ったメニューを表彰する「第５回地産地消給食等メニューコンテスト」において、管内から「西尾市立西尾中学校」（愛知県西尾市）及び「社会福祉法人足近保育園」（岐阜県羽島市）が食料産業局長賞を受賞するとともに、「平成24年度東海地域地産地消給食等メニューコンテスト」において、「中津川市・東白川村食と文化の館」（岐阜県中津川市）、「池田町学校給食センター」（岐阜県揖斐郡池田町）及び「土岐市学校給食センター」（岐阜県土岐市）が東海農政局長賞を受賞した。

(ｵ)　優良農地の確保

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優

良な農地を農用地区域として確保するため、国と都道府県が「確保すべき農用地面積の目標」として、岐阜県4.5万ha　愛知県6.0万ha　三重県5.5万haが設定され、農地制度の改正に伴う農地転用許可制度の厳格化等により、優良農地の確保に取り組んだ。

また、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」「耕作放棄地全体調査」により岐阜県4.5ha、愛知県12.2ha、三重県3.6haを支援し、発生防止・解消に向けた地域への積極的な働きかけの実施等、耕作放棄地対策を推進した。

イ　農業者戸別所得補償制度の推進

本格実施２年目の農業者戸別所得補償制度をさらに推進するため、局内及び各地域センターに設置している農業者戸別所得補償制度推進チームを活用し、本省、局内関係各課、関係機関との連絡調整、農業者からの相談等に対応するとともに、各地域に担当職員が出向き、局で作成したパンフレット等を活用して地域農業再生協議会への説明及び農業者への加入推進を行った。

また、

㈠　地域農業再生協議会と連携し、出張受付会を行って、新たな加入者の掘り起こし

㈡　需給調整非実施者の割合が高い地域及び加入率の低かった地域に対し、重点的な推進

㈢　対策に未加入の大規模農業者に対し、電話、パンフレット郵送等の加入推進を行った。

その結果、管内の支払件数は７万1,686件となり、経営形態別の内訳は、個人が７万930件、法人が414件、集落営農が342件となった。

事業別の支払件数は、米の所得補償交付金が６万4,547件、水田活用の所得補償交付金が２万5,146件、畑作物の所得補償交付金が2,188件となった。

ウ　食の安全と消費者の信頼確保に向けた取組

㈠　食の安全に向けた取組

食の安全を確保するため、農薬、飼料及び水産用医薬品の使用実態調査、農産物のカドミウム等の有害物質実態調査並びにBSE対策として飼料及び肥料への危険部位の混入防止措置、牛トレーサビリティ制度の遵守状況等調査、ペットフードの安全確保のための検査及び調査、高病原性鳥インフルエンザ発生時の協力体制の整備等を行った。

㈡　農業生産工程管理（GAP）の導入

消費・安全対策交付金の事業等を通じ、「農業生産工程管理（GAP）」の現場への導入や、指導者の育成及び研修等の取組を支援した。

平成25年３月末現在の管内におけるGAP導入産地数は156産地となった（米、麦、大豆、野菜及び果樹産地を対象に調査）。

㈢　JAS法に基づく食品表示適正化の推進等

消費者が安心して食品を選択できるよう小売店舗、中間流通業者における食品の表示実施状況の確認、名称、原産地表示等の表示根拠の確認等の調査を計画的に実施するとともに、違反が確認されれば、JAS法に基づく指示・公表等を行った。

また、各種団体が開催する食品表示説明会に講師を派遣したほか、各県において食品の製造業者、流通業者（小売・卸・輸入）を対象に適正な食品表示を行うための表示方法を紹介する「食品事業者表示適正化技術講座」を開催し、食品表示の重要性や適正な表示の在り方について普及・啓発を行った。

さらに、「親子食品表示パトロール隊」を各県で実施し、幅広い年代層に対して食品表示への関心喚起に努めた。

食品企業におけるコンプライアンスの徹底を図るため、岐阜県が開催した「食品表示講習会」に参加し、出席した企業に「食品業界の信頼性向上自主行動計画策定の手引き」により社内の取組の点検・検証を行って必要な取組を実行していくとともに、その取組を外部に公表していくよう要請した。

㈣　米穀等の適正流通確保に向けた取組

米トレーサビリティ法に基づく流通監視については、外食事業者を中心に、産地情報の伝達及び取引記録の作成・保存の履行状況を確認するための巡回立入検査を実施した。

また、制度の周知啓発を図るため、保健所、商工会、栄養士会、米穀事業者等からの個別説明会への講師派遣要請に対応した。

食糧法に基づく流通監視については、用途限定米穀（飼料用米、米粉用米、加工用米等）の生産者、出荷業者及び実需者等に対し、主食用米への横流れ防止を最重点課題として巡回立入検査を実施した。

農産物検査法に基づく流通監視については、登録検査機関の適正な業務運営の確認のため、事務所及び検査場所に対し巡回立入調査を実施した。

㈤　消費者への情報提供と意見交換

「消費者の部屋」を設置し、消費者相談の受付けやテーマを定めた特別展示、移動消費者の部屋の開設等情報発信に努めた。また、地方自治体と連携した市民講座を開催し、農林水産施策情報の受発信を行った。

さらに、消費者・食品関連事業者・行政による懇談会、消費者団体等との懇談会、生協との懇談会及び消費者を対象としたランチタイムセミナーを開催するとともに、消費者団体等に対し食品の放射性物質に関する情報提供を行った。

エ　農山漁村６次産業化の推進

６次産業化の取組をさらに拡大するため、「東海地域６次産業化推進協議会」を母体として、地域経済団体、食品流通団体、観光関係団体等の関係者の参画を求め「東海地域農林漁業成長産業化推進協議会」を設置した。

また、６次産業化の推進の核となる制度である「六次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画について管内で65件の認定を行った。

これらの総合化事業計画の取組みなどを支援するため、管内岐阜県、愛知県及び三重県の県域毎に「６次産業化サポートセンター」を設置し、専門家である「６次産業化プランナー」を配置して、農林漁業者が新たな事業分野に取り組む際のアドバイスや事業計画づくり及び事業化の総合的なサポートを実施した。

オ　農商工等連携・地域資源活用の促進

中部経済産業局とともに、管内の資源を活用した農商工等連携・地域資源活用を推進するため、県や関係団体等との連携のもと、新商品の開発や販路拡大等を支援したほか、新事業分野開拓フォーラムを開催し、情報提供や意見交換等を行った。

このような支援等を展開し、管内では平成24年度に「農商工等連携事業計画」を11件（平成24年度末累計73件）、「地域資源活用事業計画」を６件（平成24年度末累計50件）を認定した。

カ　人・農地プランの推進

今後の地域の中心となる経営体はどこか、中心経営体にどうやって農地を集めるか、中心経営体以外の農業者を含めた地域農業のあり方をどうするのかなど、集落・地域が抱える「人と農地の問題」を解決するため、平成24年２月より始まった、市町村が行う「人・農地プラン」作成の取組について、関係機関・団体と連携・協力して推進を図った。

平成24年度末における人・農地プランの作成状況は、岐阜県181プラン（30市町村）、愛知県78プラン（43市町村）、三重県94プラン（16市町）となった。

キ　地域の中心となる経営体への農地集積

人・農地プランで位置づけられた地域の中心となる経営体へ農地集積を図るため、県、農業会議等の関係機関・団体と連携し、農地の出し手を対象として交付する農地集積協力金について、各種の会議等で情報を提供し、活用の推進を図った。

平成24年度においては、15市町の148haの対象農地について農地集積協力金を交付した。

ク　鳥獣被害対策の推進

鳥獣被害の広域化・深刻化を踏まえ平成20年２月に施行された「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、管内では、77市町村（平成25年２月末現在）が被害防止計画を作成し、54市町村が鳥獣被害防止総合対策交付金により地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備等の鳥獣被害防止対策に取り組んだ。

東海農政局では、関係機関との連携、情報交換を図るとともに、鳥獣被害防止総合対策及び鳥獣被害対策実施隊の設置に関する現地説明やホームページ等による情報発信により鳥獣被害防止対策の一層の推進を図った。

ケ　バイオマス活用の推進

バイオマス活用推進基本計画には、平成32年に全都道府県及び600市町村において地域のバイオマス利活用推進計画を策定することが目標に掲げられていることから、管内各県及び市町村に対して、「バイオマス活用推進計画」の策定推進を実施した。

また、管内の関係各省地方支分部局を構成員とする東海地域バイオマス利活用推進協議会を平成24年11月に開催し、バイオマス事業化戦略を周知するとともに、情報共有及び意見交換を行った。

コ　農山漁村における再生可能エネルギーの導入の促進

管内における再生可能エネルギーの導入を促進するため、関係部が連携して先行事例等を収集し、ホームページで情報発信した。また、支援事業を活用して地域協議会の設置を促進するとともに、農林漁業者等が参画する発電事業のモデル構築及び発電施設の導入を支援した。

サ　農山漁村の活性化

農山漁村の活性化に向け地域自ら考えて行動する取り組みを支援するため、「農山漁村活性化の支援窓口」を設置し相談に対応した。

また、「農山漁村活性化法」に基づき、平成24年

度までに、県及び市町村が作成した65の「活性化計画」に基づき、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」により、定住等及び地域間交流を促進する取組を支援した。

さらに、「食と地域の交流促進対策交付金」により、35地区で、食をはじめとする農山漁村の豊かな地域資源を活用した集落ぐるみの都市農村交流や、子どもたちが、農家民泊等を通じて、地域の人々と交流する「子ども農山漁村交流プロジェクト」等の取組を直接支援した。

シ　環境の保全に向けた取組

⑺　環境保全型農業の推進

東海ブロック環境保全型農業推進会議において、環境保全型農業推進コンクール受賞者との意見交換会の開催や環境保全型農業に係る情報提供等を行い、エコファーマーの認定について推進を図った。

結果、平成25年３月末現在の管内のエコファーマー認定件数は4,447件となった。

また、東海ブロック有機農業推進委員会において、有機農業の生産・流通・消費等における課題や関係者の意見等の整理を行い、管内の有機農業の推進方向について検討を行った。

⑴　環境保全型農業直接支援対策等の取組

平成23年度、地球温暖化防止や生物多様性に効果の高い営農活動を実施する農業者等へ直接支援を行う環境保全型農業直接支援対策が創設されたことから、関係機関と連携して、農業者説明会、パンフレットの配付、ホームページやメールマガジン等による情報発信を行い本対策の周知を図った。

その結果、平成24年度環境保全型農業直接支払交付金の取組実績は271件、795haとなった。

ス　地域資源保全に向けた取組み

農地・水保全管理支払交付金の取組

農業生産にとって必要な資源である農地・農業用水等の保全に関する地域ぐるみで効果の高い共同活動と、老朽化が進む農地周りの水路等の長寿命化を図る向上活動を支援し、地域振興に資することを目的に実施しており、これらの取組みを広く周知するため、優良事例の情報提供や東海農政局農地・水シンポジウムを開催するなど地域での取組が円滑に進むよう支援した。

また、管内における平成24年度の共同活動支援交付金の組織数は1,028組織、取組面積は約６万５千ha、向上活動支援交付金の組織数は446組織、取組面積は約２万５千haとなっている。

なお、シンポジウムにおいて「農業協働力による地域活動の活性化」をテーマとした基調講演、取組事例報告、ワンポイント研修、表彰式を行っている。

セ　輸出促進に向けた取組

輸出促進ホームページによる事業公募等の情報発信を行った。

また、輸出普及・啓発活動では、平成19年から毎年「輸出オリエンテーションの会」を実施し、平成24年度は、国内外のバイヤー６社を招へいしてセミナー及び商談会を開催した。

さらに、平成23年３月の東京電力福島原子力発電所の事故に伴う諸外国・地域の輸入規制強化を受け、管内の食品等の輸出が円滑に行えるよう、輸出に関する証明書の交付における県等との連絡調整、県への人的支援、影響を受けた管内輸出業者からの相談対応や輸出促進協議会を通じた輸出企業への情報提供等を実施した。

ソ　花育活動の推進

花きの生産・流通・小売関係団体等で構成する「東海地域花き普及・振興協議会」と連携して、花育の取組を行った。

花育検討委員会を開催し、教育機関における花の癒し効果検証調査に対する対応検討、各県・団体と花育の取組について情報交換を行ったほか、「夏休み親子特別セミナー」を管内の花き市場で開催し、親子で花の生産流通について学び、コンテナガーデンやアレンジメント体験を通じ花とふれあう花育活動を行った。

タ　農業水利施設の適切な更新・保全管理に向けた取組

農業水利施設等の適切な更新・保全管理のため、ストックマネジメントを実施した。

管内の国営事業で造成した農業水利施設について、平成24年度から平成28年度までの５カ年間に、新たに調査対象となる施設及び過去の調査で老朽化が進行している施設を対象に機能診断を実施し、機能保全計画の策定及び見直しを行うこととしており、平成24年度は国営事業地区３地区を対象に実施した。

チ　東日本大震災への取組

甚大な被害を受けた農地・農業用施設の復旧を応援するため、岩手・宮城・福島県の沿岸部を中心とした地域に多くの技術者を派遣した（平成24年度の実績は、福島県相馬市：16人、広野町：１人、須賀

川市：12人）。

⑷　関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進及び農業施策の促進を図るため、東海地域農政懇談会等を開催し、財界、学識経験者、管内各県、消費者、農業者等と幅広く意見交換を行った。

また、管内各県、農業関係団体、食品産業団体等と連携して、シンポジウム・イベントを開催した。

⑸　広　報　活　動

管内農業の動向、農政施策の普及浸透を図るため、「東海食料・農業・農村情勢報告」や各種統計資料を公表し、管内の農業・農村を紹介するなど、多様な広報活動を行った。

ア　報道機関等への情報発信

報道関係者との連携強化に向けた取組として、プレスリリースの発信（55回）、記者へのレクチャー（３回）、報道関係者現地調査（２月・愛知県、三重県下）、記者勉強会（１回）を実施し、報道関係者に迅速かつ丁寧な情報提供を行うとともに、農業施策に関する意見交換等を行った。

イ　ホームページ等による情報の受発信

ホームページにおいて、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に関する取組方針に基づき、人・農地プランや農業者戸別所得補償制度、農山漁村の６次産業化等、平成24年度に重点的に施策展開がなされた事案及び予算の広報等を中心に、情報の発信を行った。

なお、ホームページを通じて国民から寄せられた照会等への対応については、「東海農政局ホームページ管理・運営規定」に基づき、業務を所掌する各部課等と連携し、正確で迅速な対応となるよう、取り組んだ。

また、農業政策情報はもとより、管内の話題のスポットや旬な農産物等を幅広く紹介する政策情報誌「食・農ぴっくあっぷ」を毎月作成したことに加え、臨時号を２回発行、計14回発行し、ホームページへも掲載した。

さらに、ホームページを補完するため、東海農政局メールマガジン「とうかいほっとメール」を毎月２回及び特別号として、計22回発行した結果、平成24年度末の読者数は4,969人となった。

5　近 畿 農 政 局

⑴　地域経済及び農業経営の概要

ア　地域経済

平成24年度の管内の経済情勢をみると、足踏みないし弱含みの状態で推移していたが、第４四半期に入って緩やかに持ち直した。

主要項目別にみると、生産面では海外経済減速等の影響から全体として弱含みの状態であったが、次第に下げ止まり、年明けからは、緩やかに持ち直しの動きがみられた。

個人消費面では、前年のエコポイント特需の反動やエコカー補助金終了の影響がみられたものの、第４四半期に入り消費者マインドの改善等からゆるやかに持ち直しの動きが出てきた。

雇用面は依然厳しい状況にあるものの、第４四半期には緩やかに持ち直しの動きがみられたが、雇用者所得はなお横ばい状態であった。

イ　農業経営

平成24年の水田作経営の１経営体当たり農業粗収益は142万円で、前年に比べ6.2％増加した。

一方、農業経営費は123万円で、前年に比べ1.2％増加した。

この結果、農業粗収益から農業経営費を差し引いた農業所得は19万円となった。

⑵　農業生産の動向

ア　水稲

平成24年産水稲の作付面積（子実用）は10万9,100haで、前年産並みとなった。

作柄は、６月上・中旬の日照不足及び６月下旬の低温の影響により、初期生育が抑制されたが、７月中旬以降はおおむね天候に恵まれたこと等から、作況指数101で、10a当たり収量515kg、収穫量は56万1,400tとなった。

イ　野菜

平成24年産野菜の作付延べ面積は２万4,700haで、前年産に比べ300ha（1.2％）減少した。

うち、指定野菜（平成24年産が主産県調査のため、一部の府県でレタス、にんじん及びピーマンが調査対象外であったことから、これら３品目を除く対前年産比較可能な指定野菜11品目）の作付面積は１万2,800haで、前年産に比べ100ha減少した。収穫量は40万6,200t、出荷量は30万6,800tであった。

ウ　果樹

平成24年産果樹の栽培面積は２万8,200haで、前年産に比べ100ha（0.4％）減少した。

うち、温州みかんの主産県（大阪、兵庫、和歌山）における結果樹面積は8,380haで、前年産に比べ40ha（0.5％）減少した。収穫量は17万7,900tで、平成22年産（隔年結果があることから平成22年産と比較）に比べ9,300t（5.5％）増加した。これは、開

花期の気象条件に恵まれたことから、着果数が多く、台風等の被害も少なかったこと等による。

かきの主産県（奈良、和歌山）における結果樹面積は4,640haで、前年産並みとなった。収穫量は８万４千tで、前年産に比べ8,200t（10.8％）増加した。これは、展葉期から開花期にかけて気象条件に恵まれたため、着花数が増加したことに加え、生理的落下も少なかったことから、結果数が増加したこと等による。

うめの主産県（奈良、和歌山）における結果樹面積は5,500haで、前年産並みとなった。収穫量は５万7,700tで、前年産に比べ１万200t（15.0％）減少した。これは、開花期の天候不順により、結果数が減少したこと等による。

エ　畜産

平成25年２月１日現在における家畜の飼養頭数をみると、乳用牛は３万1,200頭で前年に比べ1,400頭（4.3％）減少した。

肉用牛は８万5,600頭で前年に比べ2,400頭（2.7％）減少した。

⑶　主要な農政課題等をめぐる動き

ア　食料自給率向上に向けた取組

㋐　米の消費拡大の取組

ａ　米を中心とする食生活の普及

朝ごはんの習慣化の促進やバランスのよい「日本型食生活」の普及など、米の消費拡大を目的とした「めざましごはんキャンペーン」の取組として、移動消費者の部屋及び市町村等が主催するイベントにおいて、パネル展示と資料配布を行った。

また、米飯学校給食推進のため、米飯学校給食に係る状況調査結果を踏まえ、関係機関へ米飯・米粉パン給食回数増加について働きかけを行った。

なお、平成23年度米飯給食の週平均実施回数は、全国で3.3回（平成22年度3.2回）であるが、管内の各府県では2.9～3.9回（平成22年度2.8～3.9回）と徐々に増加してきている。

ｂ　米粉食品の普及に向けた取組

全国に先駆けて平成14年に設立した「近畿米粉食品普及推進協議会」と連携し、平成24年度には、「米粉まつり2012～未来に向けてますます進化する米粉！～」を開催し、シンポジウム、米粉食品の試食・販売、製粉機械の紹介、米粉料理教室等を実施した。

また、米粉利用技術の普及に向けた取組として、「米粉パン製造技術講習会」と「米粉を使った給食メニュー普及のための調理講習会」を開催した。

さらに、大学での米粉調理講習会への米粉助成や、学生に対する米粉利用の可能性についての説明を行った。

㋑　新規需要米の取組

平成24年度の管内における新規需要米のうち飼料用米及び稲醗酵粗飼料用稲の作付面積は、引き続き農業者戸別所得補償制度における戦略作物として助成措置が講じられたことから、農業者の生産意欲は高く、飼料用米は906ha（前年度比1.3倍）、稲醗酵粗飼料用稲は643ha（同1.1倍）となった。しかし、米粉用米は需要の減少により167ha（同0.8倍）となった。

イ　食の安全と消費者の信頼確保、食育に向けた取組

㋐　消費者行政の展開

消費者等から消費者相談窓口に寄せられた相談件数は317件であり、東日本大震災に伴う原発事故関連のものは減少した。

また、「消費者の部屋」として庁舎内外において338回の展示を実施するとともに、小学生と保護者を対象に「食と農の再生～私たちにできること～」をテーマとした「夏休み子ども消費者の部屋」を開催した。

さらに、食の安全や消費者の信頼確保のため、消費者等への正確でわかりやすい情報提供に努め、意見交換会等を55回開催した。

㋑　食品表示の監視体制の強化

農林水産消費安全技術センター等との連携の下、JAS法に基づき、食品表示について一般調査等を実施した。

「食品表示110番」に寄せられた情報等3,186件のうち、疑義情報として取り扱う情報については、立入検査等を行った。

JAS法に基づく改善の指示を行ったものは２件あった。

㋒　米穀の適正流通確保に向けた取組

食糧法遵守事項省令（平成22年４月施行）に基づき、用途限定米穀（新規需要米・加工用米等）の生産者、出荷業者及び需要者等に対し、主食用等への横流れ防止を重点課題として巡回立入検査を実施した。

登録検査機関に対しては、農産物検査法に基づき、管内すべての登録検査機関への監査を実施するとともに、農産物検査を行う検査場所ごとに巡

回立入調査を実施した。

また、食品としての安全性を欠く米穀等の流通を防止し、米穀等の適正かつ円滑な流通を確保するため、広く国民から情報を受け付ける「米穀流通監視相談窓口」を開設し、問い合わせや情報提供に対応した。

㈡　トレーサビリティ制度の推進による消費者の信頼確保

牛トレーサビリティ制度の適切な運用を図るため、生産段階については、耳標の装着や各種届け出の状況等について立入検査等を実施するとともに、耳標の装着等が不十分な管理者に対して指導を行った。流通段階では、食肉販売業者等に対して、帳簿の備付けや個体識別番号の表示・伝達の状況について立入検査等及びDNA鑑定用の牛肉サンプルの採取を実施するとともに、個体識別番号の表示・伝達等が不十分な業者に対して指導を行った。

また、米トレーサビリティ法（平成23年７月施行）に基づき、取引等の記録の作成・保存及び消費者に対する産地情報伝達の履行状況確認のため、米穀事業者への巡回立入検査を実施した。

㈢　農産物の安全性の確保

生産過程における農産物の安全性の確保のため、地域センター等を通じ、農薬の使用及び残留実態調査や、サーベイランス・モニタリング年次計画に基づくカドミウム、ヒ素、かび毒及び微生物の含有実態調査を実施した。

㈣　重要家畜伝染病発生時の体制整備

管内における万一の高病原性鳥インフルエンザ等の重要家畜伝染病発生に備え、防疫服着脱訓練を含めた研修会及び発生した場合の近畿農政局の防疫支援体制等を確認するための机上演習を実施した。

㈤　食育の推進

命を育む食・農を学ぶ体験型食育とバランスに優れ、我が国の風土にも適している日本型食生活の実践を一体的に進めるため、「未来につなぐ食育プロジェクト」として、①体験型食育活動に取り組む10小学校等、②将来の食育リーダー育成に取り組む９大学等、③食育活動に取り組む８給食事業者の取組を支援した。

また、食育実践者が様々な課題に対して連携して活動することを目指した「未来につなぐ食育倶楽部」において、シンポジウムや実践者等交流会を開催するとともに、ホームページを開設し、食育情報を発信した。

ウ　農業の持続的発展に向けた取組

㈠　人と農地の問題を解決するための取組

a　人・農地プランの作成状況

平成25年３月末現在における「人・農地プラン」の作成状況をみると、プラン作成予定の市町村数は152に上り、そのうち集落・地域への説明を実施した市町村は94％の143となっているほか、既にプラン作成に至った地区のある市町村は74％の113市町村となっている。

b　新規就農対策の推進

平成24年度の管内の新規就農者数（39歳以下）は625人で前年度の426人よりも47％増加した。形態別内訳は、新規参入者が65％、Uターン就農者が25％、新規学卒者が10％となっており、新規参入者の割合が近年増加傾向にある。経営類型別にみると、野菜、水稲、果樹作への参入が多く、また、農業法人等への雇用就農者は堅調に増加しており、新規就農者の５割を占めている。

c　農地の利用集積の推進

「人・農地プラン」で位置付けられた中心となる経営体への農地の利用集積を推進するため、平成23年度から農地利用集積円滑化事業により、面的集積し新たに規模拡大を行った場合に、その面積に応じて、10a当たり２万円が交付される規模拡大加算を措置しており、平成24年度は827haに対して交付した。

また、平成24年度からは、「人・農地プラン」に定められた地域の中心となる経営体の農地集積に協力する者に対して農地集積協力金を措置しており、117haに対して交付した。

㈡　農業者戸別所得補償制度の推進

a　農業者戸別所得補償制度の申請状況

近畿農政局及び各地域センターでは、制度の円滑な実施に向け地域農業再生協議会、市町村、府県等と連携しながら推進活動を展開した。この結果、平成24年度の管内における農業者戸別所得補償制度の申請件数は13万５千件となった。経営形態別では、個人13万４千件、法人505件、集落営農1,100件となっており、法人の申請件数が前年度に比べ増加した。

b　米の所得補償交付金

米の所得補償交付金の24年度の支払状況は、交付件数で23年度より4,700件減少し12万件（前年度比96.2％）となったものの、農地集積に伴

い支払面積（10a控除後）が505ha増加したことから、交付金額で８千万円増加し100億６千万円（同100.8％）となった。

c　水田活用の所得補償交付金

水田活用の所得補償交付金の平成24年度の支払状況は、交付件数で平成23年度より３千件減少し48,200件（前年度比94.2％）となったものの、麦や大豆（交付単価35,000円/10a）の作付面積が減少し、飼料用米やWCS用稲（交付単価80,000円/10a）の作付面積が増加したことから、交付金額は３千万円増加し96億１千万円（同100.3％）となった。

d　畑作物の所得補償交付金

畑作物の所得補償交付金の平成24年度の交付状況は、交付件数で164件増加し、2,784件（前年度比106.3％）、交付金額で７億４千万円増加し、43億４千万円（同120.6％）となった。

㈠　農地・水保全管理の推進

地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を効果的に保全する「共同活動支援」に対する管内での取組状況は、活動組織数3,216、取組面積10万３千haとなり、府県別割合をみると、滋賀33％、京都14％、兵庫45％の３府県で管内の９割以上を占め、活動組織数でもこの３府県で９割以上を占めた。

取組面積の農振農用地に占める割合は、54％となり、府県別割合をみると、滋賀66％、京都58％、兵庫74％となった。地目面積別でみると水田が９割以上を占めた。

また、施設の長寿命化のための補修・更新、水質や土壌等の高度な保全活動や広域での取組を強化する「向上活動支援」に対する管内での取組状況は、活動組織数1,760、取組面積５万１千haとなり、府県別割合をみると、兵庫が管内の６割を占めた。

取組面積の農振農用地に占める割合は、27％となった。地目面積別でみると水田が９割以上を占めた。

㈡　鳥獣被害対策の推進

鳥獣による農作物被害は、営農意欲の衰退をもたらすなど農山漁村の暮らしに深刻な影響を与えており、狩猟免許所持者の減少・高齢化が進む中、被害対策の担い手の確保と広域的な地域の連携による取組が重要となっている。

近畿農政局では、市町村等に対し、鳥獣被害防止総合対策交付金により捕獲体制の整備、箱わなの導入、防護柵の設置等の取組を支援するとともに、対策の担い手となる鳥獣被害対策実施隊の設置について働きかけを行った。

南丹・北摂地域鳥獣被害防止対策連絡協議会（京都、兵庫、大阪）や宇陀・名張地域鳥獣害防止広域対策協議会（奈良、三重）では、府県域を越えた広域的な連携が図られている。

また、平成24年度補正予算（平成25年２月28日成立）において措置された鳥獣被害防止緊急捕獲等対策交付金（基金事業）について、基金を造成する府県協議会の設立に向けた説明会を開催し、平成24年度末までに各府県協議会において基金を造成した。

㈢　耕作放棄地解消の取組

a　耕作放棄地再生利用緊急対策の推進

優良農地や多様な農業者の確保と作付拡大を通じた不作付地の解消・耕地利用率の向上を図るため、平成24年度は耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用して24haの耕作放棄地を再生した。

b　農業ボランティア団体等への支援

平成23年度から事例研究や相互交流を目的とした「農地等活用ボランティア情報交換会」を開始し、平成24年度は９月に京都府京丹波町で開催した。

また、耕作放棄地の再生・活用を支援するため、近畿農政局及び地域センターの職員による「みんなで耕し隊」を結成し、地域の人達と連携し、耕作放棄地の草刈り等のボランティア活動に取り組んだ。平成24年度は、近畿農政局が主催する滋賀県甲賀市滝地区と京都府南山城村高尾地区でのボランティア活動と府県が主催するに取組に、計11回、延べ99名の職員が参加した。

㈣　中山間地域等直接支払制度の推進

中山間地域等において、農用地を維持し多面的機能の確保を図るために締結された協定数は2,175、交付面積は２万6,153haとなった。交付面積の対象農用地面積に占める割合は66％となった。

なお、地目別の交付面積は、田が１万4,062ha、畑が１万2,034ha、草地が１ha、採草放牧地が56haとなった。

また、管内の交付面積の府県別割合は、和歌山44％、京都20％、兵庫19％、奈良11％、滋賀６％であった。

エ　農業の高付加価値化等の推進

(ア)　農業・農村の６次産業化の促進

平成23年度に６次産業化の方向性を示した「近畿農業・農村６次産業化方策」に基づき、農林漁業者や企業等が取り組む６次産業創出を側面的に支援する「近畿農業・農村６次産業倶楽部」の活動を展開した。

具体的には、地方公共団体、関係団体からの要請等により広域商談会を５回、６次産業化の取組の裾野を広げるため、地方公共団体や地域等からの要望を踏まえ地域勉強会を19回実施するとともに、食と農林漁業等に係る情報を定期的に発信するため、近畿６次産業倶楽部員及び近畿産業連携ネットワーク連絡会議の構成員を対象にメールマガジンをこれまでに58号発行した。この結果、平成24年度の六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定件数は236件となった。

また、９月と３月には近畿産業連携ネットワーク交流会、２月には近畿産業連携ネットワーク連絡会議を開催し、農林漁業者（団体）と企業等との異業種連携を図り、新たな産業創出を図った。

(イ)　地産地消の推進

学校給食、社員食堂、外食・弁当等のメニューを対象に、生産者との交流促進の取組や地場農林水産物の使用頻度という観点から地産地消の取組を表彰するコンテストを開催した。

(ウ)　農林水産物・食品の輸出促進の取組

平成24年度は、近畿地域農林水産物等輸出促進協議会として、経済産業省との共催による「農林水産物・食品分野における海外展開セミナー」の実施や「輸出セミナー＆情報交換会」（７回実施）の開催を通じて、輸出促進に取り組む事業者への情報提供及び情報収集を積極的に行った。

輸出促進関係補助事業では、「平成24年度輸出サポート事業のうち輸出に取り組む事業者向け対策事業」には府県協議会、事業協同組合等６事業者が採択され、「産地PR・国内商談会」、「海外販売促進活動」等に取り組んだ。

また、東京電力（株）福島原子力発電所事故により、諸外国・地域へ食品等を輸出する際には、政府機関による放射性物質検査等に係る証明書の発行が求められたことから、平成23年４月から府県及び国の機関による証明書の発行を実施した。平成24年度の近畿農政局（大津地域センター、大阪地域センター及び奈良地域センターを含む。）における発行件数は6,910件となった。

オ　地域資源を活かした農村の振興・活性化

(ア)　再生可能エネルギーの推進

a　バイオマス利活用の推進

平成21年に施行されたバイオマス活用推進基本法に基づく府県におけるバイオマス活用推進計画（以下「地域推進計画」という。）が兵庫及び京都で策定された。また、平成25年３月までに地域推進計画及びタウン構想を公表した市町村は34市町村となった。

一方、「バイオマス事業化戦略」（平成24年９月策定）で提示された、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築推進に向け、近畿バイオマス活用推進連絡会議を開催し、関係府省等の連携強化を図った。

b　再生可能エネルギー導入の推進

農山漁村に豊富に存在する資源を有効に活用し、農山漁村の活性化を図るため、再生可能エネルギーによる発電の導入促進に向けたキャラバン等を行った。

また、農山漁村再生可能エネルギー導入推進事業等を10地区（ソフト８地区、ハード２地区・小水力７地区、太陽光３地区）で実施した。

(4)　関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進を図るため、関西経済界との懇談会等に参加するとともに、管内各府県部長との意見交換会、管内各府県生協連協議会との懇談会等を開催し、幅広く意見交換を行った。

(5)　広　報　活　動

近畿食料・農業・農村情勢報告や各種統計調査結果、食に関する情報等を公表（72回）するとともに、ホームページによる政策情報、統計情報、イベント等の開催情報の提供と問い合わせに対する受付・回答を行った。

また、「近畿農政局アグリレター（メールマガジン）」を月２回、紙媒体の「新鮮mini情報」を毎月発行し、農政の動きやイベント情報等のタイムリーな情報発信に努めた。

６　中国四国農政局

(1)　地域経済及び農業経営の概要

ア　地域経済

平成24年度の中国・四国地域の経済を主要項目別にみると、生産活動は、中国地域で年度終盤に持ち

直しの動きがみられるものの、四国地域では弱含んでいる。

個人消費については、中国地域・四国地域ともにおおむね横ばいとなっている。

また、雇用情勢は、厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きに足踏みがみられる中国地域に対し、四国地域では緩やかに持ち直しの動きがみられた。

イ　農業経営

平成24年の個別経営（農業生産物の販売を目的とする農業経営体１経営体当たり）の状況を全国農業地域別で見ると、農業粗収益は中国地域が290万５千円（対前年比102.5%）、四国地域が430万５千円（同112.5%）、農業経営費は中国地域が206万６千円（同101.1%）、四国地域が309万１千円（同108.5%）となった。

この結果、農業所得は中国地域が83万９千円（同106.2%）、四国地域が121万４千円（同124.0%）となった。

総所得は中国地域が433万４千円、四国地域が422万４千円となった。

農業依存度（事業等の所得に占める農業所得の割合）は、中国地域が41.8%、四国地域が58.0%となっている。

⑵　農業生産の動向

ア　水稲

平成24年産水稲の作付面積は17万600haで、前年産に比べ700ha（前年産対比0.4%）減少した。収穫量は87万400tで、前年産に比べ1,400t（同0.2%）増加した。これは、作付面積が前年産に比べて減少したものの、10a当たり収量が前年産を上回ったためである。

作柄は作況指数101で、10a当たり収量は510kgであった。

全国農業地域別にみると、中国地域は作況指数101、10a当たり収量524kg、四国地域は作況指数100、10a当たり収量482kgとなった。

イ　麦

平成24年産４麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）の子実用作付面積は9,080haで、前年並みとなった。収穫量は２万4,900tで、前年産に比べ３千t（同11%）減少した。

作柄は、小麦の10a当たり収量が257kg、二条大麦は322kg、六条大麦は177kg、はだか麦が253kgであった。

ウ　野菜

平成24年産指定野菜14品目のうち、ほうれんそうの作付面積は2,150haで、前年産に比べ20ha（同１%）減少した。収穫量は２万2,400tで、前年産並みとなった。

ねぎの作付面積は2,440haで、前年産に比べ20ha（同１%）増加した。収穫量は４万100tで、前年産に比べ1,100t（同３%）増加した。

たまねぎの作付面積は1,410haで、前年産に比べ10ha（同１%）減少した。収穫量は４万5,600tで、前年産に比べ2,200t（同５%）減少した。

トマトの作付面積は1,070haで、前年産並みとなった。収穫量は４万6,900tで、前年産に比べ500t（同１%）増加した。

エ　果樹

平成24年産みかんの主産県（広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）計の結果樹面積は１万２千haで、前年産に比べ300ha（同２%）減少し、近年の裏年である平成22年産に比べ600ha（平成22年産比５%）減少した。収穫量は20万2,600tで、近年の裏年である平成22年産に比べ２万2,700t（同13%）とかなり増加した。

日本なしの主産県（鳥取県、広島県、山口県、徳島県、香川県）計の結果樹面積は1,600haで、前年に比べ40ha（同２%）減少した。収穫量は３万3,300tで、前年に比べ900t（同３%）増加した。（平成23年産から山口県が主産県に加わった。）

ぶどうの主産県（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県）計の結果樹面積は2,090haで、前年産に比べ30ha（同１%）減少した。収穫量は２万5,900tで、前年産に比べ３千t（同13%）増加した。

オ　花き

平成24年産の主産県計の花きの作付（収穫）面積は、切り花類（岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県計）が1,440ha、鉢もの類（島根県、岡山県、徳島県計）が33ha、花壇用苗もの類（鳥取県、岡山県、広島県、山口県計）が95haであった。

カ　畜産

平成25年２月１日現在の乳用牛の飼養戸数は、1,400戸で、前年に比べ70戸（対前年比５%）減少し、飼養頭数は７万３千頭で、前年に比べ1,100頭（同１%）減少した。１戸当たり飼養頭数は52.0頭で、前年に比べ1.7頭（同３%）増加した。

肉用牛の飼養戸数は4,340戸で、前年に比べ390戸（対前年比８%）減少し、飼養頭数は19万2,800頭で、前年に比べ5,300頭（同３%）減少した。１戸当た

り飼養頭数は44.5頭で、前年に比べ2.6頭（同６％）増加した。

豚の飼養戸数は321戸で、前年に比べ31戸（対前年比９％）減少し、飼養頭数は57万５千頭で、前年並みであった。１戸当たり飼養頭数は、1,791.3頭で、前年に比べ189.3頭（同12％）増加した。

採卵鶏（種鶏を除く）の飼養戸数は383戸で、前年に比べ34戸（前年比８％）減少し、成鶏めす飼養羽数は、2,376万７千羽で、前年に比べ25万２千羽（同１％）増加した。１戸あたりの成鶏めす羽数は６万2,100羽で、前年に比べ5,700羽（同10％）増加した。

⑶　主要な農政課題等をめぐる動き

ア　地域との対話等農業施策への理解を深める取組

地方公共団体や各界各層との意見交換等を通じて互いの意思疎通を図りながら、「国民参加型農政」を展開するとともに、情報の収集・蓄積及びその活用により、地域の実態に根ざした施策の円滑な推進を図った。

特に本年度は「攻めの農林水産業推進本部」が設置され、農林水産業の潜在力を最大限に引き出すために、農業者自らが需要の動向をつかんで高付加価値化等（農業の構造改革の加速化、農山漁村の六次産業化等）を積極的に進める方向が示されました。このことにより、担い手・農地等に関しては生産現場を強化・改革するため、地域農業者等の徹底した話し合いによる「人・農地プラン」の作成を強力に推進し、地域との意見交換会を開催するなど、中国四国農政局幹部職員が市町村等に直接出向き、各種施策の理解の促進を図った。

イ　意欲ある多様な農業者の育成・確保

管内における認定農業者数は、平成24年３月末現在で２万377（うち法人1,949）経営体と全国23万7,522（うち法人１万5,736）の8.6％を占めており、主業農家に占める割合は、全国が66.0％であるのに対し、中国・四国地域は53.7％と低い状況にある。

中山間地域が大宗を占める中国・四国地域においては、小規模経営で高齢農家が多く個別経営体による利用集積が困難であることから、集落営農の取組が盛んである。

また、農業経営の法人化は、経営の明確化、取引上の信用力の向上等、経営上のメリットが大きく、効率的かつ安定的な農業経営の確立に向けて有効であるところ、平成25年１月１日現在の中国・四国地域における農業生産法人数は1,693法人となっている。

さらに、平成21年12月15日に改正農地法が施行され、参入区域の制限が撤廃されたことに伴い、貸借であれば、一般法人であっても全国どこでも参入可能となった。

その結果、改正農地法の施行後、平成25年３月末現在、中国四国地域で新たに242法人が農地を借受け農業経営に参入している。

新規就農者は、平成19年までは600人前後で推移していたが、近年、雇用就農が注目されたことにより平成23年は1,065人となっている。その内訳をみると、新規学卒就農者が123人、Uターン就農者が522人、新規参入者（農業外からの就農者）が420人となっている。特に新規参入者は平成20年以降、増加傾向にある。

岡山地域での農業分野における障がい者の雇用を促進するため、福祉、保健、労働、農業の各部局が連携した横断的な取組及び取組支援を行う組織として、「岡山地域農業の障害者雇用促進ネットワーク」（事務局：中国四国農政局経営支援課）が平成21年３月10日に発足し、農業分野における障がいのある人の雇用への理解を深めるため、「第４回セミナー」を平成24年９月に開催した。

中国四国農政局では、関係機関等と連携して、「中国四国農政局女性能力活用促進担当者会議」（平成24年６月岡山市）や「農業分野における男女共同参画推進啓発セミナー」（平成24年９月高知市）等を開催し、女性の参画の拡大に向けて普及啓発を図った。

中国四国農政局においては、管内の地理的・気候的に複雑多岐な農業経営を踏まえた地域農業の推進に向けて、地域における農業経営体の育成の在り方を検証し、現場での課題について情報の共有化を図る「集落営農推進プロジェクト」に取り組んだ。

水田・畑作経営所得安定対策の平成24年産の加入申請については、2,148経営体（うち、認定農業者1,964、集落営農組織184）からの申請があった。

また、品目別の作付計画面積は米１万5,887ha、麦7,358ha、大豆2,221haとなった。

中国四国農政局では、ホームページへの掲載等を通じて、対策の周知を図るとともに、農業者の利便を図るため、加入申請受付時には農協等関係機関と連携して出張受付等を実施した。

ウ　農業者戸別所得補償制度

⑺　農業者戸別所得補償制度の加入促進

平成24年度の農業者戸別所得補償制度は、前年度からの一部変更点（調整水田等の不作付地の改

善計画の扱い等）及び制度の内容を、できる限り多くの農業者に理解していただき、制度の理解不足による未加入や脱退のないよう、各県内で地域協議会等が主催する説明会等に中国四国農政局、地域センター職員が積極的に出席して、農業者等へ説明を行った。

また、各地域センターで独自に作成したパンフレットの配布、関係機関の広報誌・ホームページへの掲載、CATVでの放映等、県、地域協議会をはじめ関係機関と連携して、本制度についての農業者への周知・加入促進を行った。

それに加え、各県ごとに前年度の加入が少なかった地域、米の生産調整が未達成な地域、畑作物（畑地）での新たな加入が見込める地域等を対象に推進活動計画を策定して戦略的に取組を行い、ダイレクトメール・電話による周知、個別訪問等による加入促進活動を行った。特に前年度の加入率の低い県（岡山県、徳島県、高知県）を重点県と位置づけ、さらなる取り組みとして６月下旬に地元新聞紙上で広報を行うとともに、11月から12月にかけて、局で作成したパンフレット（平成25年の加入に向けて）を活用し、非加入者に対し個別に加入を要請する取組を行った。

⑷　農業者戸別所得補償制度の加入申請状況

平成24年度の管内の加入件数は、20万94件で、前年度の支払件数と比べ、2,343件（１％）増加した。

経営形態別にみると、個人が19万8,353件、法人が1,201件、集落営農が540件となっており、前年度と比べ個人が2,258件（１％）増、法人が64件（６％）増、集落営農が21件（４％）増となった。農業者が集落営農や法人を新たに組織化したり、集落営農が法人化したことから、個人の増加に比べ、法人や集落営農の組織での加入率が増加した。

交付金別にみると、米の所得補償交付金は17万8,008件で前年度並、水田活用の所得補償交付金は８万7,479件で前年度に比べ5,239件（６％）の増加、畑作物の所得補償交付金は6,456件で前年度に比べ1,837件（40％）増加となった。

水田活用の所得補償交付金の加入件数が増加したのは、転作作物として比較的取組み易い加工用米、WCS用稲等の非主食用米での取組が、実需者との連携が進んだこと等から増加し新たに加入した者がいたためと考えられる。畑作物の所得補償交付金の加入件数が大幅に増加したのは、本格実施から２年目として、制度が浸透し、小規模な農家の加入が進んだことによるものと考えられる。

また、米の所得補償交付金加入者の作付計画面積は、11万9,596haとなり、前年度の支払面積より3,564ha（３％）増加した。主食用米の生産数量目標の換算面積が約１千ha削減された中で昨年を上回る作付計画面積となったことは、農業者の制度への理解がより深まり、加入が順調に進んだためと考えられる。水田活用の所得補償交付金（戦略作物）の作付計画面積は２万6,983haで、前年度の支払実績に比べ741ha増加した。これは、加工用米、WCS用稲などの非主食用米については実需者との連携が進んだことにより増加、飼料作物については二毛作助成の活用等により増加、そばについては中山間地域を中心に作付けが増加したことによるものと考えられる。

⑸　農業者戸別所得補償制度の交付金支払い

平成24年度の管内の農業者戸別所得補償制度の交付金額は、311億円で、そのうち米の所得補償交付金が148億円、水田活用の所得補償交付金が128億円、畑作物の所得補償交付金が32億円、規模拡大加算及び再生利用加算が３億円となった。

前年度と比較すると、合計で３億円増加した。これは米の所得補償交付金が、主食用の作付けが小規模層から規模の大きい層に集約される傾向にあることから交付対象面積が増加したため、１億円増加したこと、水田活用の所得補償交付金が、交付単価の高い米粉用米、WCS用稲の面積等が増加したため１億円増加したこと及び畑作物の所得補償交付金が、交付単価の高い大豆の作柄が良く、数量が増加したため１億円増加したことによる。

エ　農地・水保全管理支払対策の推進

平成19年度より、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地・農業用水等の保全向上に関する地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、また平成23年度からは老朽化が進む農地周りの水路等への施設の長寿命化へ取り組む向上活動を支援し、これらの活動を通じて地域の振興に資することを目的に実施している。平成24年度は、共同活動で2,518の活動組織が活動し、約10万haの取組が、向上活動では1,483の活動組織が活動し約５万６千haの取組が行われた。

また、中国四国農政局消費者の部屋において管内の代表的なモデル地区の活動事例のパネル及びパン

フレット等を展示した。さらに、「農地・水保全管理対策中国四国シンポジウムinかがわ2012（主催：農地・水・環境保全向上対策東讃地域協議会、農地・水・環境保全向上対策中讃地域協議会、農地・水・環境保全向上対策西讃地域協議会、共催：香川県、農林水産省中国四国農政局）」では、農地・水保全管理対策の事例発表などのイベントを開催し、活動組織の情報共有と本対策の普及・啓発を図った。

(ア)　耕作放棄地再生利用緊急対策の推進

国内の食料供給力を強化するため、農地の確保と有効活用を図ることが重要であり、「経済財政改革の基本方針2008」において「農業上重要な地域を中心に耕作放棄地を解消」する旨が掲げられた。

これを踏まえて、耕作放棄地を再生利用する取組やこれに附帯する施設等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組を総括的・包括的に支援する「耕作放棄地再生利用緊急対策」（以下「本対策」という。）を平成21年度より実施している。

平成24年度には、87市町村で、耕作放棄地の再生作業（107ha）や土壌改良、施設の整備、営農再開が取り組まれた。

中国四国農政局では、管内全９県及び59市町村に対し、本対策内容の説明会や取組要請活動を実施した。

また、地域に出向き聞き取り調査を行い、地域の実情に即した効果的な取組ができるよう、取組主体別にとりまとめた事例集を作成し、地域協議会等に配布するとともに、中国四国農政局ホームページに掲載している。

(イ)　中山間地域等直接支払制度の推進

中山間地域等は流域の上流部に位置することから、中山間地域等の農業・農村が有する水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの国民の生命・財産を守り、豊かなくらしを実現する上で大きな役割を果たしている。

しかしながら、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な中山間地域等では、過疎化・高齢化の進行による耕作放棄の増加等により、農業生産力と多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな損失が生じることが懸念されている。

このため、担い手の育成等による農業生産活動の継続による多面的機能を確保することを目的に、国民の理解の下に中山間地域等直接支払交付金を交付している。

平成24年度の管内９県の実施状況は、対象農用地を有する180市町村の96％に当たる173市町村、協定数で8,660協定、交付面積で９万4,784haで交付金が交付され、農業生産活動等を行うことにより適正な農用地の維持・管理が行われている。

中国四国農政局では、協定集落や市町村への現地調査により本制度の課題等を把握し、本制度の普及・推進の参考とした。また、管内９県の事例を取りまとめて中国四国農政局ホームページに掲載している。

オ　食の安全及び消費者の信頼確保の取組

(ア)　コミュニケーションの円滑な推進等

食の安全に関する事項で、消費者の関心の高いものについて、コミュニケーションを円滑に推進する観点から、農政上の課題を踏まえつつテーマを設定し、山口県での「食品中の放射性物質対策」など消費者団体等との懇談会を管内各地で14回実施した。

一方、消費者等への食の安全に関する正しい知識の普及と施策に対する意見の聴取を目的に、「食と農の知っ得講座」（食品安全、食品表示、農薬、食事バランスガイドなど９種類）を管内で194回（延べ約5,800人）開催した。

(イ)　食品表示の適正化

a　表示制度の普及啓発

食品表示を巡る動きやJAS制度について広く消費者や関係事業者に理解してもらうため、食品表示セミナー（98回）や食品表示適正化技術講座を各県で開催した。

さらに、中国四国農政局における「食と農をつなぐ情報交流プロジェクト」の一環として、消費者と事業者等の交流のためのシンポジウム（１回）及び見学会（７回）を開催した。

b　表示状況の監視

一方、小売店舗や中間流通業者における食品表示の状況を監視するため、職員が日常的に小売店舗等を巡回してJAS法に基づく調査を実施した。

また、袋詰米穀について、産地情報伝達等の確認調査やDNA分析等科学的手法を用いた流通監視調査を実施した。

さらに、管内10か所に設置している「食品表示110番」等を活用し、広く一般消費者等から情報提供を受け付けた。

これら各種の調査や一般消費者等からの情報提供により表示違反の疑いが生じたときは、立入検査等を実施し、表示違反が確認された場合にはJAS法に基づく指示等（平成24年度は管内業者に対して５件（農林水産大臣指示１件、県知事等指示４件））の措置を行った。

c　関係機関との連携

中国四国地域における食品表示関係行政機関等が互いに情報・意見交換を行うため、平成20年５月に発足した「中国四国地域食品表示監視連絡会議」（２回）を開催した。また、国土交通省中国運輸局及び四国運輸局の参加を得て「JAS法と倉庫業に関する中国四国地域連絡会議」（１回）を開催するなど、国の関係機関との情報・意見交換を行った。各県ごとにも「食品表示監視協議会」を年１回以上開催し、県警本部を含む関係機関との連携強化、情報の共有化を推進した。

(ｳ)　農畜水産物の安全確保に向けた取組

a　農薬等の使用状況の調査点検等

農薬や飼料添加物などの適正使用を推進するため、生産者に対して農薬の使用状況等調査(719件)、家畜飼養農家に対する飼料使用状況等調査（69件)、並びに養殖魚家に対する水産用医薬品使用状況等の調査（94件）を通じた点検・指導を実施した。

b　高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）への対応

管内におけるHPAI発生に備え、①HPAIに関する知識を深めるため、防疫服着脱訓練を含めた講習会、②HPAIの発生を想定した緊急時初動対応訓練を行った。

c　牛トレーサビリティ制度の適切な運営

牛の個体識別情報への信頼を確保するため、牛管理者等に対する立入検査等（3,123件)、販売業者等に対する立入検査等（3,832件）及び市販の国産牛肉のDNA鑑定を行うとともに、鑑定結果を踏まえた検査・指導を実施し、本制度の適切な運営に努めた。

(ｴ)　米穀の適正流通確保に向けた取組

米穀の適正流通確保のため、米トレーサビリティ法、食糧法及び農産物検査法に基づき、米穀事業者、用途限定米穀取扱業者及び登録検査機関等に対し立入検査等を実施し、違反が確認された場合は指導を行った。

また、米トレーサビリティ制度の普及・啓発の取組の一環として、岡山県内の高校２校と連携し、啓発キャラクターの創出及び制度の認知度アンケート調査に取り組み、平成25年２月21日に開催した「米トレーサビリティ・フォーラム」（参加者約160人）において発表するとともに、啓発キャラクターを利用したリーフレット等を作成し、本制度の周知に活用した。

カ　食育の推進

６月の食育月間を中心に、有識者（食育実践者）の講演等による「食育フォーラム」､「食育セミナー」を管内で開催（11回）した。

「食事バランスガイド」を活用した日本型食生活の推進、正しい食生活に関する意識の啓発を目的に、大学生を対象に食事バランスガイドの実践体験及び食生活に関するアンケート調査を管内35校で実施した。

また、食と農をつなぐ食育活動の普及啓発のため、栄養教諭等や大学生を対象とした「農業体験を伴う意見交換会」を管内で開催（８回）した。

「農林漁業体験活動」事例集を作成（３千部）し、関係方面に配布するとともに、有識者による講演及び取組団体等によるパネルディスカッションを行う「食育シンポジウム」を平成25年３月に岡山市で開催した。

「中国四国食育ネットワーク」の会報誌を５回発行するとともに、会員のイベント情報や食育に関する情報などについてメールマガジン等の発信を行った（平成25年３月末会員数：194人)。

キ　米粉の利用拡大の取組

米粉利用の更なる普及・定着のため、各県・地域の関係団体、関係機関と連携してパネル展、米粉パン等の料理講習会・セミナー等を開催し、各種イベントでの米粉食品の展示及び出展業者による販売等を行っている。

平成24年度においては、中国四国米粉食品普及推進協議会と連携し、管内の米粉食品製造技術の向上を目的として、洋菓子製造業者等36名を対象とした米粉洋菓子製造技術講習会を広島県で開催したほか、学校給食等への導入を促進するため学校栄養士、管理栄養士等52名を対象とした米粉料理講習会を岡山県で開催した。また、家庭での米粉食品の普及をテーマに一般消費者及び関係者等120名を対象とした米粉セミナーを山口県で開催した。さらに、各県・地域の協議会と連携した取組では、家庭での利用を図るため、体験型実技講習会を一般消費者を対象として管内各県において18回開催、地域の食生

活の指導者である栄養委員・食生活改善推進委員等を対象として管内各県において４回開催したほか、パネル展示を26回、移動インフォメーションとして地域の学習会等を42回実施した。

ク　食べて応援しよう！の取組

東日本大震災の復興・復旧のため被災地の食品を食べることで支援するため、百貨店のフェア、農業まつり、生産者団体のイベント等において、消費者等に対してPR活動や被災地産食品の販売を行った。また、庁舎内の職員等を対象にして福島県産りんごの販売斡旋を行ったほか、庁舎内食堂では福島産りんごを使用した昼食メニューを提供した。

ケ　農林水産物・食品の輸出促進の取組

管内の県、ジェトロ、国の地方支分部局等の参加のもと中国四国地域農林水産物等輸出促進協議会として「輸出促進セミナー」を開催（平成24年８月２日）し、輸出促進に向けた関係機関の取組状況の報告や農林水産物・食品輸出の拡大に向けての取組について意見交換等を行った。

また、輸出に意欲のある農林漁業者や事業者を対象に、食品等を海外へ輸出するためのノウハウや情報を提供する輸出促進研修会（平成25年２月８日高松市）や展示・商談会（平成25年３月１日高松市）を開催する「輸出オリエンテーションの会」の活動に協力した。

コ　６次産業化の推進

６次産業化推進のため、各県毎の６次産業化の推進母体となる６次産業化連絡会議（事務局：地域センター（岡山県は中国四国農政局））を設置して、サポートセンターの活動方針の検討、活動の状況を補完し、情報の共有や交換の場として推進した。

各県毎のサポートセンターについては、６次産業化プランナー等を登録制とし、６次産業化に取り組む農林漁業者等の事業計画のサポート・相談・補助事業等の支援活動について一層の推進を図った。

六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定は、平成24年度54件の認定を行い、累計152件となっている。また、研究開発・成果利用事業計画は２件の認定を行い、累計３件となっている。

中国四国農政局の広報活動として、農林水産業関係者向けの独自の啓発用リーフレット等をリニューアルし、セミナー・研修会等で配布した。

また、六次産業化・地産地消法に基づく事業認定者のPRを行うため、認定した「総合化事業計画」の事例集を作成し、認定事業者の事業・商品PR等、事業者のフォローアップに一役かっている。

なお、６次産業化に関心を持つ仲間が互いに情報共有・交換を行う「中国・四国地域６次産業友の会」は発足して２年余りとなるが、平成25年３月末現在で305人が参加している。

更に、６次産業化関係者のネットワーク構築のため、平成24年３月29日に設立した「中国・四国地域産業連携ネットワーク」は、イノベーションの実現を目指し、異業種交流を中心として「輸出促進セミナー」、「販路開拓セミナー」、「農林漁業成長産業化ファンド説明会」を開催し、６次産業化の推進とネットワーク活動の強化を図った。

サ　バイオマス活用の推進

バイオマス活用の推進を図るため、バイオマス推進計画の策定等に向けて、随時、県、市町村に対して指導・助言を行った。

食品廃棄物については、食品リサイクル法に係る業務の推進と併せて、関係機関と連携して食品廃棄物の発生抑制、飼料化、肥料化、メタン化、熱回収など、再生利用等の取組の推進に向けた普及・啓発の充実を図った。

シ　再生可能エネルギー活用の推進

再生可能エネルギー活用の推進を図るため、他省と連携し、県、市町村、関係団体に対して広報・普及活動を行った。

ス　都市と農山漁村の交流

中国四国農政局では、都市と農山漁村の双方で「人・もの・情報」が往来し循環する「都市と農山漁村の共生・対流」を推進している。平成23年度より実施している「食と地域の交流促進対策交付金」では、農山漁村の地域資源を活かした集落ぐるみの交流活動の取組に対して国が交付金を直接交付し支援を行った。

平成24年度までに、集落活性化対策に78団体が取り組み、教育の場としての農山漁村の活動、都市人材の活用、観光と連携した都市農村交流及び生活条件確保等による地域活性化の取組を進めている。

⑷　関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進及び農業施策の浸透を図るため、関係省庁地方機関、管内各県、農業関係団体、食品産業団体等と連携し、各事業の啓発、情報交換を行っている。

また、現場を第一として、地域農業を元気にし、地域を活性化するために、平成21年度から「現場主義・情報発信プロジェクト」を実施している。

具体的には、①局長又は次長が現地に出向き、地域の声を聞きながら一緒に考え、施策に活かしていく

「一日農政局」（年６回）、②中国四国農政局幹部職員又は地域センター長等と地域のリーダーとの意見交換（年132回）、③中国四国農政局又は地域センターの幹部職員が管内の大学に出向き、次代を担う大学生に中国四国農政局の施策等を説明（年14回）などの取組を実施した。

⑸ 広　報　活　動

広く一般市民に中国四国地域の食料・農業・農村に対する理解を深めてもらうために、「中国四国食料・農業・農村情勢報告」を作成するとともに、「NewsLetter」を始めとする広報誌やパンフレットを発行し、多様な広報活動を行った。

ア　インターネットの活用

中国四国農政局ホームページは、東日本大震災情報への窓口をはじめ、「人・農地プラン」、「農山漁村の６次産業化」等の重要施策を中心に、イベントの紹介や統計情報について迅速な情報の発信・更新に努めた。

中国四国農政局メールマガジンは、「中国四国あぐりレター」を毎月５日、20日に発刊（年25回）し、約５千人に配信している。また、あわせて、「中国四国米粉利用推進ネットワーク（ココねっと通信）」（年９回）、「中国四国食育ネットワークメールマガジン」（年15回）の各メールマガジンを配信した。

イ　報道機関への情報提供

管内９県の主要な報道機関に対し、プレスリリース及び記者レクを実施し、迅速な情報提供を行った。

また、報道機関との連携を強化するため、担当記者（岡山県、山口県、愛媛県）及び報道責任者（岡山県、広島県）とそれぞれ意見交換会を開催した。

ウ　消費者の部屋

中国四国農政局の「消費者の部屋」では、局内関係部（室）及び管内関係機関の協力により、農林水産業に関する幅広いテーマを取り上げた展示（年間18回）を行うとともに、各地域センターにおいても「消費者の部屋」等を設置し、消費者に情報提供を行った。

また、８月には、「消費者の部屋」の取組の一環として、親子を対象とした「夏季親子のための特別企画～楽しく学ぼうin農政局」を岡山市で開催した。

7　九州農政局

⑴ 九州北部を直撃した梅雨前線豪雨被害の概要

平成24年７月３日と７月11日から14日までに、これまでに経験したことのないような大雨が局地的に連続して発生した。（気象庁は、７月11日から14日の大雨を「平成24年７月九州北部豪雨」と命名。）

九州農政局管内の農業関係被害総額は約556億円（うち農地・農業用施設約487億円）となった。

県別には、熊本県が193億円、福岡県が161億円、大分県が153億円で、管内の被害総額の約９割を占め、農地（水稲、ねぎ、トマト、茶等）への土砂流入と浸水・冠水、ハウスの全半壊、畜舎への土砂流入と浸水、農道及び水路・揚水ポンプ・堰の損壊・埋没が広域で発生した。

九州農政局は、24年７月12日に災害対策本部を設置し、現地調査や被災県を通じた被害情報の収集等を実施した。

農林水産省は、激甚災害指定の早期化、農地等復旧への助成等を図り、被災農業者等への追加支援対策として、災害関連資金の無利子化、ハウス等の再建・修繕への助成、果樹・茶改植への助成等を実施した。

⑵ 地域経済及び農業経営の概要

ア　地域経済

九州経済の動向をみると、前年３月に発生した東日本大震災からの復興やエコカー補助金などの政策効果の発現により、夏場にかけて景気が緩やかに持ち直す動きが見られた。その後、世界経済の減速、日中及び日韓関係の悪化等を背景に一時弱含んだものの、７月の再エネ固定買取制度の施行、11月からの円高修正などにより、一部、企業業績や個人消費など改善の兆しが見られた。

また、雇用情勢は依然厳しいながらも緩やかに持ち直しの動きが続いた。特に、宿泊・飲食サービス業や卸・小売業での求人が増加した。

個人消費は、緩やかに持ち直している状態から足踏み状態に推移した。

イ　農業経営

平成24年の九州における１経営体当たり農業所得を営農類型別にみると、水田作経営が58万円、畑作経営が145万２千円、露地野菜作経営が137万２千円、施設野菜作経営が613万４千円、果樹作経営が215万９千円、酪農経営が647万５千円、肉用牛経営が152万９千円となった。

また、農業粗収益のうちどれだけが農業所得になったかを示す農業所得率は、水田作経営が22.2%、畑作経営が28.1%、露地野菜作経営が33.9%、施設野菜作経営が43.4%、果樹作経営が29.0%、酪農経営が15.5%、肉用牛経営が12.4%となった。

⑶　農業生産の動向

ア　水稲

平成24年産水稲の作付面積（子実用）は、前年産に比べ200ha減少し18万3,300haとなった。

収穫量（子実用）は、前年産に比べ３万1,300t減少し89万5,700t（前年比97％）となった。

早期栽培水稲は、７月中旬以降おおむね天候に恵まれ、登熟は良好となったものの、３月下旬から４月上旬の低温及び日照不足、出穂前の日照不足等の影響から全もみ数が少なかったため「やや不良」となった。

普通栽培水稲は、田植え後からの日照不足等による初期生育の遅れや台風及び病虫害の被害により「やや不良」ないし「不良」となった。

このことから、10a当たり収量は489kg、作況指数97となった。

なお、主食用作付面積に10a当たり収量を乗じた収穫量（主食用）は88万4,500tとなった。

イ　麦、大豆

平成24年産４麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）の作付面積（子実用）は、前年産に比べ400ha減少し５万5,400ha（前年比99％）となった。

麦種別の10a当たり収量は、小麦が314kg（同113％）、二条大麦が282kg（同93％）、はだか麦が225kg（同100％）で、４麦計の収穫量は16万5,900t（同104％）となった。

また、大豆の作付面積（乾燥子実）は２万900ha（同95％）、収穫量は４万100t（同92％）となった。

ウ　野菜

平成24年産指定野菜（14品目）の作付面積は５万100ha（前年比101％）となった。

また、収穫量は173万t（同100％）、出荷量は152万t（同101％）となった。

エ　果樹、花き

平成24年産果樹の栽培面積は、生産者の高齢化、担い手の減少等から、みかん、日本なし、くり、うめ、ぶどう等を中心に減少し４万1,000ha（前年比98％）となった。

花きの作付（収穫）面積（主産県）は、切り花類が2,800ha、球根類が94ha、鉢もの類が269ha、花壇用苗もの類が175haとなった。

オ　畜産

平成25年２月１日現在の肉用牛の飼養戸数は２万6,900戸（前年比93％）、飼養頭数は94万6,500頭（同97％）となった。

乳用牛の飼養戸数は1,880戸（同95％）、飼養頭数は12万200頭（同100％）となった。

豚の飼養戸数は1,770戸（同96％）、飼養頭数は305万６千頭（同99％）となった。

採卵鶏の飼養戸数は533戸（同96％）、飼養羽数は2,321万６千羽（同96％）となった。

ブロイラーの飼養戸数は1,150戸、飼養羽数は6,615万４千羽、出荷羽数は３億1,308万羽となった。

カ　その他

平成24年産かんしょの作付面積は１万9,200ha（前年比100％）で、前年産並みとなった。全国に占める九州の作付面積割合は49％となっている。

主産県（大分県を除く６県）における茶の摘採延べ面積は３万8,200ha、生葉収穫量は17万7,100t、荒茶生産量は３万6,400tとなった。

⑷　主要な農政課題等をめぐる動き

ア　「人・農地プラン」の推進

我が国の農業・農村は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など「人と農地の問題」に直面しており、５年後、10年後の将来展望が描けない地域が増えている。

このような中、平成24年度から各地域の「人と農地の問題」を解決するため、集落・地域の関係者が徹底的な話合いを行い、①今後の地域の中心となる経営体はどこか、②そこへどうやって農地を集積するか、③中心経営体以外も含めた地域農業のあり方をどうしていくか等を明確にする「人・農地プラン」の作成が各地で進められ、25年３月末現在で、213市町村（全233市町村の９割）において1,313プランが作成された。

イ　多様な農業経営体の確保

平成25年３月末現在の認定農業者数は４万8,778経営体（うち法人3,385経営体）で、全国23万3,386経営体の21％を占めている。

営農類型別にみると、複合経営が50.3％、次いで施設野菜単一経営が12.5％となっている。

25年２月１日現在の集落営農数は2,608となり、前年に比べ21増加した。経営形態別にみると、法人化したものは359で全体の14％を占めている（全国値20％）。

また、担い手不足が見込まれる地域において農地や農作業の受け手となることが期待されている特定農業団体及び特定農業法人は、25年３月末現在でそれぞれ202団体及び93法人となっている。

農業経営の法人化は、経営の明確化や信用力の向上等を背景に増加傾向にあり、24年１月末現在の農業生産法人数は2,174法人となっている。

また、一般法人についても、24年12月末現在で124法人が計212haの農地を借受けて農業経営を行っており、貸借による参入が可能となった21年改正農地法の効果が着実に現れている。

ウ　農業者戸別所得補償制度の取組

平成24年度農業者戸別所得補償制度の交付金支払件数は、18万4,174件となり、23年度の支払件数に比べ1.8％（3,409件）の減少となった。

経営形態別にみると、個人18万1,628件（前年度比98.1％）、法人1,077件（同112.2％）、集落営農1,469件（同99.3％）となり、個人と集落営農で減少し、法人で増加した。

24年度の米の所得補償交付金の支払面積は、ほぼ横ばいの13万5,178ha（10a控除前）となった。また、水田活用の所得補償交付金の支払面積は、麦５万3,372ha、大豆１万9,553ha、飼料作物３万5,800ha、飼料用米3,781ha、WCS用稲１万4,232ha等となった。23年度に比べ飼料作物、飼料用米、米粉用米及びWCS用稲で増加し、麦、大豆、そば、なたね及び加工用米で減少した。

主な作物の支払面積の動向として、麦は、飼料作物等への作付転換や天候不順による播種不能等により長崎県、熊本県及び大分県で減少した。

大豆は、飼料作物やWCS用稲等への作付転換等により各県で減少した。

飼料作物及びWCS用稲は、大豆等からの作付転換や耕種農家と畜産農家のマッチングの取組等により、飼料作物では長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県、WCS用稲では佐賀県、宮崎県及び鹿児島県において大幅に増加した。

エ　農産物の生産振興・消費拡大

(ｱ)　米

平成24年産米については、全県で生産数量目標の面積換算値の範囲内での作付けとなった。また、新規需要米の取組計画の認定面積は１万8,936haで、23年産に比べ1,429ha（８％）増加し、稲発酵粗飼料（稲WCS）用稲が全体の76％を占めた。

普通期水稲については、登熟期の平均気温の上昇により、玄米の全部または一部が乳白化する「白未熟粒」の発生など品質低下が問題となっているため、色彩選別機などの施設整備に併せて高温耐性品種の導入を推進した。

米の消費拡大に向けた取組については、朝ごはんの習慣化等を推進する「めざましごはんキャンペーン」のポスターを管内の学校等へ配布し、各種イベント等でのパネル展示を行った。

米粉の普及推進の取組については、九州米粉食品普及推進協議会等との連携により、食生活改善推進員を対象とした米粉料理講習会、一般消費者を対象とした米粉料理教室や実演会、米粉食品関係者等を対象とした米粉利用拡大セミナー等を開催した。

(ｲ)　麦

平成24年産麦は、11月下旬から12月の降雨による播種の遅れや１月下旬から２月中旬にかけての低温による生育抑制等の影響により、10a当たり収量は平年を下回った。近年、播種期や収穫期の降雨等、気候の影響により不作が続いており、作付面積や収穫量が伸び悩んでいる。

麦の生産拡大に向けた取組については、大豆の振興とあわせて、24年８月に「土地利用型作物に係る食料自給率向上に向けた検討会」を開催するとともに、25年１月から２月にかけ「麦・大豆等生産拡大推進キャラバン」を実施し、各県に対して、作付拡大に向けた精力的かつ具体的な取組を行うよう働きかけを行った。

(ｳ)　大豆

大豆の出芽・苗立ちの安定化、品質と単収の向上、作業の省力化を推進するため、耕うん同時畦立て播種などの大豆300A技術等の推進とともに、排水対策等の基本技術の励行を推進した。

また、管内の生産者団体や実需者、各県の普及指導員等を対象に「大豆栽培技術等現地検討会」（平成24年10月）を開催し、近年、問題となっているアサガオ類等の難防除雑草対策や生産者、実需者を交えた国産大豆の消費拡大に向けた意見交換を行った。

大豆の生産拡大に向けた取組については、麦の振興とあわせて、「土地利用型作物に係る食料自給率向上に向けた検討会」（24年８月）及び「麦・大豆等生産拡大推進キャラバン」（25年１月～２月）を実施し、各県等との情報・意見交換や各地域での精力的な取組を行うよう働きかけを行った。

(ｴ)　畜産

生産基盤強化のための畜舎の整備などの推進を図ったほか、家畜の飼養管理技術をテーマに「肉用牛繁殖基盤・家畜生産性向上技術研修会」を開催し、家畜の暑熱対策や畜舎内環境に関する評価と対策、全国和牛能力共進会長崎県大会において名誉賞を獲得した長崎県「肉牛の部」の取組等を

紹介するなど、九州地域の畜産技術の充実強化及び生産性の向上への取組推進を図った。

また、畜産物の消費拡大を図るため、食肉情報講座「国産食肉の安全性と衛生対策について考える」を開催し、国産食肉の信頼確保に向けた情報を提供したほか、「牛乳の日」に連動した消費者の部屋特別展示を実施した。

㈠　飼料作物

九州農政局、管内各県、畜産関係団体等で構成する九州地域飼料増産行動会議を開催し、飼料作物作付面積の拡大、国産稲わらの利用拡大、放牧の推進、国産粗飼料の生産・流通の円滑化等に係る行動計画、取組方策についての検討や各県、農協等関係団体と情報共有を行うことにより、飼料増産の取組の推進を図った。

また、水田での飼料作物として年々作付が拡大している稲発酵粗飼料（稲WCS）用稲については、九州地域の稲発酵粗飼料用稲の生産指導担当者、生産者、利用者を対象に収穫・調製に係る研修会を開催し、品質向上の推進を図った。

㈡　野菜・果樹

野菜については、競争力のある生産供給体制の確立等を図ることを目的に、野菜の「産地強化計画」の作成を推進し、平成25年３月末までに562産地で策定された。

また、消費者・実需者のニーズに的確に対応した野菜の安定供給体制を構築するため、施設栽培における初期コストの低減や出荷期間の拡大に資する低コスト耐候性ハウス、流通の合理化や鮮度保持に向けた集出荷貯蔵施設等の整備を支援した。

果樹については、各産地自らが目指すべき産地の姿を明確化した上で、目標や取組を具体的に定めた果樹産地構造改革計画が、平成25年３月末までに94産地で策定された。

これらの取組を支援するため、高性能選果機を導入した集出荷貯蔵施設や、低コスト耐候性ハウス等の生産技術高度化施設の導入を進めた。さらに、優良品目・品種への転換、園地整備等の支援や改植後の未収益期間に対する支援を行い、果樹農業者の経営安定と果実生産出荷の安定を図った。

消費拡大の取組として、管内の一般消費者及び学生を対象に、九州産の野菜と果実をたくさん使用した「ベジフルらんち」のレシピコンテストを実施するとととともに、「食べれば元気！“九州のやさい・くだもの”」をテーマに「野菜・果物消費拡大セミナー」を開催し、九州各地から野菜ソムリエ、消費者、農業団体等関係者約80名の参加があった。

㈢　花き・茶・葉たばこ

花きについては、関係団体で構成する「九州花き振興協議会」の総会及びシンポジウム等において、花きに関する情報を発信した。また、新たな花きの需要期を創設するため、九州各県の花小売店の協力により「いい夫婦の日」（11月22日）と「バレンタインデー」に合わせて九州一斉の花の需要拡大キャンペーンを実施した。

茶については、優良品種への転換、高品質化を加速化するため、産地ぐるみの改植等を実施した場合の改植費用や未収益期間に対する支援を行った。これにより、九州では、24年度に改植226.9ha、台切7.9ha等が実施された。

葉たばこについては、九州における葉たばこ農家の４割、葉たばこの耕作面積の３割強に及ぶ廃作農地の適切な農業利用を図り、他作物への円滑な転換を推進するため、農業用機械等のリース導入や共同利用施設の整備を支援した。

㈣　さとうきび・でん粉原料用かんしょ

さとうきび及びでん粉原料用かんしょは、平成19年産から品目別経営安定対策を実施している。

さとうきびについては、鹿児島県南西諸島においてハーベスター、乗用管理機（防除機）等が導入され、さとうきび生産において、重労働である収穫作業等の労力軽減が図られている。

また、でん粉原料用かんしょについては、高品質でん粉の製造技術等の確立に向けた取組やでん粉等の品質管理に必要な機器の整備等を支援し、国内産いもでん粉の高品質化による加工食品への販路拡大等を推進した。

オ　食育の推進

管内における教育ファームの取組を推進するため、九州地域教育ファーム推進協議会の提言を基に作成した平成23年度～27年度の工程表に沿った取組を行うとともに、12月に「九州地域の教育ファーム推進方策」を発行し、管内の県、市町村及び小・中学校等に約５千部を配布した。

また、農林漁業体験の活動事例を収集してホームページで紹介し、教育ファームの普及に努めた。

地域において食育活動を行っている団体等のネットワークづくりのため、局ホームページの中に開設している「食育アイランド九州」において取組の紹

介等の情報提供を行った。なお、同ネットワークには25年３月末現在で768の個人・団体が登録・参加している。

さらに、今後の食育活動の拡大と情報を共有するため「食育アイランド九州」交流会を九州各県において開催した。

カ　農業生産管理工程（GAP）の推進

平成24年３月末日時点の調査では、管内の主要な産地（野菜、米、麦、果樹、大豆の産地強化計画等を作成している産地）846産地のうち、54％にあたる455産地において、農林水産省の「基礎GAP」や各県が策定した「県GAP」等が導入されている。

25年１月に管内各県の担当者や農業革新支援専門員を参集し、GAP推進会議を開催し、各県の取組等について意見交換を行なった。また、GAP導入推進のためのパンフレットや情報とともに、九州農政局で作成した「農業生産工程管理（GAP）について」をホームページに掲載しGAP導入の普及を図った。

キ　農山漁村の６次産業化の取組

平成24年度、九州では「六次産業化・地産地消法」に基づく「総合化事業計画」が118件認定された。また、各県に設置したサポートセンターには６次産業化プランナーを置き、案件の発掘、計画づくりのサポート、認定後のフォロー等を実施した。

また、九州各県の６次産業化を積極的に推進することを目的に、有識者による専門委員の参画を得て、「６次産業化推進企画委員会」を各県３回程度開催した。

さらに６次産業化を推進し、農林漁業を成長産業化させるため、農林漁業関係者と商工業関係者とが経営連携を図るための場として九州経済産業局等とともに設立した「九州農業成長産業化連携協議会」等との共催による「九州食の展示商談会」、「広域交流会（北部及び南部）」等を開催した。

ク　家畜の伝染性疾病の発生に備えて

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合に備え、「特定家畜伝染病発生時の対応マニュアル」に基づき、迅速かつ的確な対応がとれる体制を構築するとともに、局内の連絡体制、指揮系統及び役割分担の確認、発生県からの要請に基づき職員を派遣するための派遣者リストの作成等を行う防疫演習を実施した。

また、防疫作業の現場に派遣される職員が効率的かつ安全に防疫作業に従事できるように、防疫作業知識習得のための研修会を開催した。

ケ　食品表示の適正化に向けて

食品表示の適正化を進めるため、食品製造業者等を対象とした「食品事業者表示適正化技術講座」の開催、各地域における関係団体等の要請に応じた説明会への講師派遣等を行った。

また、食品表示Gメンが日常的に小売店舗を巡回し、生鮮食品、加工食品及び有機農産物を対象とした表示調査や、DNA分析などの科学的分析手法等を活用し、アサリ、シジミ及び米穀等の調査を実施した。

さらに、客観的なデータに基づく産地表示の取締りを強化することを目的に、商品の買上げを行い、産地判別に必要な科学的分析を実施した。

食品表示110番については、一般消費者等からの不適正な食品表示に関する情報を受け付け、対象事業者への調査、関係機関への情報回付等の対応を行った。

なお、「食品表示110番」の受付件数は微増傾向にあり、平成24年度の受付件数は3,251件、うち疑義情報の提供は251件であった。

コ　米穀等の適正流通確保に向けた取組

米穀の適正流通を確保するため、用途限定米穀（新規需要米、加工用米等）の横流れ防止を最重要課題とし、食糧法遵守事項に基づき、生産者や出荷・販売業者及び需要者等に対し巡回立入検査を実施した。

米穀等の産地情報伝達の履行状況の確認及び産地の真正性を検証するため、外食事業者に対し、米トレーサビリティ法に基づく巡回立入検査を実施した。また、法制度周知のため、対象事業者等が参加する各種会議・講習会等において制度説明を199回実施した。

農産物検査制度の適正かつ円滑な運営を図る観点から、産地や品種の偽装を防止するため、登録検査機関の事務所及び検査場所に対し、農産物検査法に基づく巡回立入調査を実施した。

また、米穀流通監視相談窓口を設置し、消費者や関係業者等からの問合せ対応及び不適正な流通の情報等の受付けを行った。

サ　荒廃農地の現状とその再生に向けた取組

管内で実施した「平成24年の荒廃農地に関する調査の結果」をみると、「再生利用が可能な荒廃農地」は約２万９千haとなった。

各地域では、耕作放棄地対策協議会が設置され、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金や県単独事業等を活用し、荒廃農地の再生に向けた積極的な取組が

進められており、この１年間に約２千８百haの荒廃農地が再生利用された。

シ　農地・水保全管理対策の推進

農地・水保全管理については、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動やその一貫として行う農村環境の保全活動に加え、農地周りの農業用用排水路等施設の長寿命化や水質・土壌等の高度な保全の取組を実施した。

平成24年度の農地・農業用水等の資源の保全に関わる共同活動は、管内197の市町村において3,678の活動組織で取組が行われており、対象となる農地面積は18万8,087haとなっている。

また、農地周りの農業用用排水路等施設の長寿命化等に関わる向上活動は、1,538の活動組織で取組が行われており、対象となる農地面積は８万2,699haとなっている。

ス　環境保全型農業直接支援対策の推進

管内136の市町村、3,959haで、カバークロップ等の地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して支援を行った。

また、平成24年度より地域特認取組（堆肥の施用、IPM等）が追加され、全体の取組のうち1,016haで取組が行われた。

セ　鳥獣被害防止の取組

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき被害防止計画を作成した市町村は平成24年度末現在で、222市町村（管内233市町村）となっており、鳥獣被害が報告されていない市町村を除くと管内全域で取組が進んでいる。

また、被害防止対策を地域ぐるみでより効果的かつ効率的に実施するために、「鳥獣被害対策実施隊」の設置を推進し、24年度末で、管内全市町村の８割以上にあたる191市町村で実施隊が設置された。

さらに、野生鳥獣との共存・共生に基づく総合的対策が求められる中、九州地域の関係機関（国・県・試験研究機関）で構成される「九州地域野生鳥獣対策連絡協議会」を開催し、野生鳥獣に対する適切な保護・管理、効果的な防除のあり方等を検討するとともに、地域ぐるみの被害防止活動、侵入防止柵の整備、県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策及び人材育成等の取組を支援した。

ソ　農山漁村活性化の取組

管内では、平成19年度から23年度までに７県139市町村で農山漁村活性化法に基づく活性化計画が策定され、24年度は58の活性化計画に基づく取組について、生産基盤及び施設の整備、定住環境の整備、地域間交流の促進等の支援を行った。

都市と農山漁村の共生・対流については、管内75地域で都市と農村の交流推進、子ども交流推進等の取組を支援した。この中で長崎県で開催された「九州グリーン・ツーリズムシンポジウム2012」において、初日、７カ所で分科会が行われ、翌日に大村市においてスローフード大会やパネルディスカッションが行われた。本シンポジウムには、九州各地からグリーン・ツーリズム実践者を中心に、２日間で過去最高の延べ676名の参加があった。

また、小学生の子ども達が農山漁村で長期宿泊体験活動を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」について、25のモデル地域における受入体制づくりのための取組を支援した。

タ　バイオマス利活用の推進

総合的なバイオマス利活用システムを構築するバイオマスタウン構想策定にこれまで取り組み、管内の構想策定市町村は56市町村となっている。

なお、平成23年度からは、バイオマス活用推進基本法に基づき、32年までに全都道府県及び全国600市町村での「バイオマス活用推進計画」を策定することを目標に推進を図っており、管内では熊本県、宮崎県及び鹿児島県並びに福岡県糸島市、八女市、熊本県高森町及び宮崎県西都市が本計画を策定・公表している。

⑸　関係機関との連携強化

ア　連携による農業の高付加価値化の推進

⑺　農商工連携

中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携した「農商工連携」により、相互の経営資源を有効活用した新商品・新サービスの開発、販路拡大等の取組を支援しており、農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画について２件（累計54件）認定した。

⑴　輸出促進に向けた連携

管内の輸出促進に向けた取組を推進するため、各省庁地方支分部局や各県輸出促進協議会などの機関や団体等で構成する「九州農林水産物等輸出促進ネットワーク」を通じて、県域を越えた広域連携などのための情報の共有を図っている。

また、平成24年度の「輸出オリエンテーションの会」については、熊本市において研修会（25年１月）、鹿児島市及び熊本市において展示・商談会（25年２、３月）を開催し、海外への販路を確

保・拡大しようと取り組む農林漁業者・事業者に対し、輸出のノウハウ等の情報提供や国内外の有力な商社・バイヤーとの商談を行う機会の提供を行った。

イ　食品表示に係る関係機関との連携

不適正表示に関する監視を強化するため、各県毎に警察等関係機関と農政局又は各地域センターとの間で「食品表示監視協議会」を平成24年４月～６月に開催し、不適正な食品表示情報が寄せられた場合に、迅速に対応できるよう関係機関で情報共有・意見交換を行った。

また、こうした対応が円滑に実施されるよう管内の関係省庁間（九州厚生局、九州管区警察局等）で「九州地域食品表示監視連絡会」を24年８月に開催し、情報の共有・意見交換を行った。

⑹　広　報　活　動

九州農政局では、管内の食料・農業・農村の動向に関する情報や、農政の普及・浸透を図るため「九州食料・農業・農村情勢報告」を作成するとともに、九州農政局ホームページ、プレスリリース、各種イベント等あらゆる機会や媒体を通じて、食料・農業・農村に関する情報の迅速、正確かつ分かりやすい提供に努めた。さらに、インターネットを活用した情報提供の一環として、九州各地で農業及び地域の振興・活性化に取り組んでいる人を対象にメールマガジン「アグリ・インフォ九州」の配信を行った（平成25年３月現在の登録会員数は5,966人）。また、様々な食育に取り組む関係者に対しメールマガジン「しまかぜ」を発行し食育活動の参考となる情報提供を行った。

また、農政局及び地域センターに設置している「消費者の部屋」において、消費者に対し農林水産行政一般、食の安全と消費者の信頼の確保、食生活についての情報提供、普及啓発及び消費者相談を行った。さらに、食をめぐる様々な質問・要望等に応えるために設けている消費者相談窓口には185件の相談が寄せられた。また、九州各地域で行われる様々なイベント等において「移動消費者の部屋」を97回開設し、相談・広報等を行った。

8　北海道農政事務所

⑴　地域経済及び農業経営の概要

ア　地域経済

平成24年度の北海道経済は、震災自粛ムードが和らぐ中、震災後に大きく落ち込んでいた道外からの観光客数が、格安航空会社（LCC）の新規就航効果もあり、夏頃には震災前年の水準に回復し、また、新車登録台数も新エコカー補助金による政策効果で前年比約３割増加するなど、道内景気の回復が見られたが、秋口以降、欧州景気の低迷や日中関係の悪化の影響などによる景気の減速で生産活動は低下してきた。

しかし、平成25年に入って、円安による輸出増加や輸出価格改善の影響などにより、道内景気は持ち直しの動きが続いた。

雇用面では、一人当たりの名目賃金が低下傾向にあるなど、厳しい情勢が続いているが、新規求人数が医療・福祉、建設業を中心に増加してることなどから、有効求人倍率が穏やかに持ち直すなど明るい兆しも見られた。

イ　農業産出額

平成24年の北海道の農業産出額は１兆536億円で、前年に比べて399億円（3.9％）増加した。

この結果、平成24年の全国の農業産出額（都道府県別の合計）に占める北海道の割合は12.2％となっている。

ウ　農業経営

道内の平成24年水田作経営の１経営体当たり農業粗収益は1,484万円で、前年に比べて8.9％増加した。一方、農業経営費は975万円で、前年に比べて7.8％増加した。この結果、農業所得は510万円となり、前年に比べて11.2％増加した。

平成24年畑作経営の１経営体当たり農業粗収益は2,951万円で、前年に比べて1.6％増加した。一方、農業経営費は2,083万円で、前年に比べて2.9％増加した。この結果、農業所得は868万円となり、前年に比べて1.3％減少した。

平成24年酪農経営の１経営体当たり農業粗収益は6,244万円で、前年に比べて4.0％増加した。一方、農業経営費は5,395万円で、前年に比べて4.5％増加した。この結果、農業所得は849万円となり、前年に比べて1.4％増加した。

⑵　農業生産の動向

ア　水稲

平成24年産水稲の作付面積（子実用）は11万２千haで、前年産に比べて900ha（0.8％）減少した。10a当たり収量は572kg、作況指数は107となった。これは、田植期以降の良好な気象経過によって、穂数やもみ数は平年に比べて「やや多く」、登熟も順調に推移したためである。この結果、収穫量は64万600tとなり、前年産に比べて6,100t（1.0％）増加した。

イ　麦

平成24年産小麦の作付面積は、前年産並みの11万9,200haとなった。10a当たり収量は492kgで、細麦や未熟粒が多発した前年産に比べて73kg（17.4%）上昇した。この結果、収穫量は58万6,100tとなり、前年産に比べて８万6,200t（17.2%）増加した。

ウ　大豆

平成24年産大豆の作付面積は２万7,200haで、前年産に比べて800ha（3.0%）増加した。10a当たり収量は250kgで、小粒傾向であった前年産に比べて23kg（10.1%）上昇した。この結果、収穫量は６万８千tとなり、前年産に比べて8,100t（13.5%）増加した。

エ　小豆

平成24年産小豆の作付面積は２万4,400haで、前年産に比べて600ha（2.5%）増加した。10a当たり収量は258kgで、作柄の悪かった前年産に比べて31kg（13.7%）上昇した。この結果、収穫量は６万３千tとなり、前年産に比べて９千t（16.7%）増加した。

オ　いんげん

平成24年産いんげんの作付面積は8,870haで、前年産に比べて460ha（4.9%）減少した。10a当たり収量は194kgで、色流れ粒、腐敗粒や発芽粒が多発した前年産に比べて95kg（96.0%）上昇した。この結果、収穫量は１万7,200tとなり、前年産に比べて7,960t（86.1%）増加した。

カ　そば

平成24年産そばの作付面積は２万1,700haで、前年産に比べて2,400ha（12.4%）増加した10a当たり収量は91kgで、脱粒や穂発芽等が発生した前年産に比べて32kg（54.2%）上昇した。この結果、収穫量は１万9,700tとなり、前年産に比べて8,300t（72.8%）増加した。

キ　てんさい

平成24年産てんさいの作付面積は５万9,300haで、前年産に比べて1,200ha（2.0%）減少した。10a当たり収量は6,340kgで、前年産に比べて480kg（8.2%）上昇した。この結果、収穫量は375万８千tとなり、前年産に比べて21万１千t（5.9%）増加した。また、８月中旬以降の高温の影響により、根中の平均糖分は前年産に比べて0.9ポイント低下し、15.2%となった。

ク　ばれいしょ

平成24年産のばれいしょの作付面積は５万3,400haで、前年産に比べて300ha（0.6%）増加した。10a当たり収量は3,630kgで、前年産に比べて160kg（4.6%）上昇した。この結果、収穫量は193万８千tとなり、前年産に比べて９万５千t（5.2%）増加した。

ケ　畜産

(ｱ)　乳用牛

平成24年２月１日現在の乳用牛の飼養戸数は7,270戸で、前年に比べて230戸（3.1%）、飼養頭数は82万1,900頭で、前年に比べて６千頭（0.7%）それぞれ減少した。この結果、１戸当たり飼養頭数は113.1頭となり、近年増加傾向が続いている。

また、平成24年の生乳生産量は393万５千tで、前年に比べて５万９千t（1.5%）増加した。これは、全国の生乳生産量の51.6%を占めている。

(ｲ)　肉用牛

平成24年２月１日現在の肉用牛の飼養戸数は2,830戸で、前年に比べて170戸（5.7%）、飼養頭数は53万4,300頭で、前年に比べて1,600頭（0.3%）それぞれ減少した。この結果、１戸当たり飼養頭数は188.8頭となった。

(3)　主要な農政課題等をめぐる動き

ア　食料自給率向上と食料の安定供給

(ｱ)　食料自給率の現状

北海道の食料自給率（カロリーベース）は近年ほぼ200%前後で推移しているが、平成22年度は天候不順の影響で前年度に比べ、てんさい、小麦、でん粉原料用ばれいしょなど、カロリーの高い作物の生産量が減少したことにより173%となり、前年に比べ17ポイント低下した。

(ｲ)　生産面での取組

北海道では、主食用米の需給調整の取組として、水田における麦や大豆、飼料作物、野菜等の作付けが定着しており、また、都府県と比べて調整水田等の不作付地も少ないことから、新規需要米の取組は総じて少ない状況であった。しかし、平成22年度から戸別所得補償モデル対策により米粉用米・飼料用米に対する支援が拡充されたことに伴い、農業者の取組意欲は高まりつつある。農業者戸別所得補償制度が本格実施された平成23年度以降の北海道における新規需要米の取組計画の認定状況を見ると、平成24年度は前年度に比べ全体では認定の件数は減ったものの取組面積は若干増加し1,320haとなった。

(ｳ)　消費面での取組

北海道農政事務所では、米の消費拡大の一環として、北海道内の食品加工業者、関係団体等が参加して設立された「北海道米粉食品普及推進協議

会」と連携し、米粉食品の普及・啓発に取り組んだ。

イ　担い手と農地

(ア)　新規就農者の状況

道内の新規就農者（自営）は、近年、年間600～700人程度で推移しており、その大半はUターン就農者と新規学卒就農者が占めている。

(イ)　農地集積の状況

北海道においては、全国を上回るスピードで年々農家戸数が減少する中、販売農家の平均経営耕地面積は拡大し、農家戸数は５年前と比べ13%減少する一方で経営耕地面積が20ha以上の経営体は全体の約４割で５年前と比べ７％増加している。

田畑別の農地集積では、畑面積の90％を経営耕地面積20ha以上の経営体で占める一方、田面積では、同じく20ha以上層が45%、10～20ha層が35%となっている。

(ウ)　人・農地プランの取組

北海道農政事務所では、道内の他の地域に先行して話合いによるプランづくりを進めている市町村に対し、他の地域への普及啓発を目的とした情報収集等を行い、プランの作成に課題を抱えている市町村に対しては、関係者と意見・情報の交換を行うとともに、プラン作成の働きかけを行った。さらに、農地集積の支援策等を活用して人と農地の問題解決が進むと考えられる地域に対しては、プランの検討又は作成（更新）の段階から職員が地域の話合い等に参加するなど、地域に密着した活動を行った。

平成25年３月末現在、道内の全179市町村のうち171市町村がプランを作成しようとしており、このうちプラン作成に至っている市町村は９割の158市町村に達している。

ウ　農業者戸別所得補償制度

(ア)　平成24年産の加入状況

農業者戸別所得補償制度については、地域農業再生協議会をはじめとする関係機関・団体と密接に連携し、農家に対する加入促進活動等を精力的に取組を行った結果、平成24年８月末現在の加入申請件数は３万3,125件（米の所得補償交付金：１万4,586件、畑作物の所得補償交付金：１万9,691件、水田活用の所得補償交付金：３万891件）となった。

さらに、各種の加算措置に関する申請状況を見ると、規模拡大加算件数は524件（面積2,807ha）、再生利用加算件数は12件（面積44ha）、緑肥輪作加算件数は1,381件（面積2,535ha）となった。

(イ)　平成24年産米の需給調整の取組

平成24年産主食用米は、生産数量目標（面積換算値）10万9,200haに対し、実作付面積が10万8,700haとなり、需給調整の目標を達成した。一方、主食用米の生産数量目標の未活用が約500ha発生したのは、空知地方、上川地方などの米の主産地において例年にない大雪により、育苗ハウスの倒壊、損壊等が発生したため、予定した水稲の作付を断念する生産者がみられたことなどによるものである。

エ　食の安全と消費者の信頼確保、食育の取組

(ア)　食育の推進

北海道においては、食育基本法に基づく地域の特性を生かした食育推進計画を策定している市町村は、179の市町村のうち、26%に当たる47市町村（平成25年３月末現在）となっている。

食料の供給産地である北海道では、消費者の身近に生産現場があるなどの利点を活かし、様々な分野の機関や団体等が連携して、農林漁業体験をはじめとした食育に取り組んでいる。

北海道農政事務所においても、食育の推進に向けて、食育に関するセミナーの開催やパネル展示等を積極的に実施しており、平成24年度は、「健康的で無駄のない食生活」など、日本型食生活の推進を目的としたセミナー（６回）を開催した。

(イ)　食品表示の監視・指導等

北海道農政事務所では、「食品表示110番」を設置し、広く北海道内の消費者や事業者等からの食品の不適正な表示等に関する情報を受け付けており、平成24年度の受付件数は1,412件となった。また、①食品事業者を対象とした「食品事業者表示適正化技術講座」の開催（道内10地域）、②事業者の研修会等への講師派遣（27回）、③北海道との共催によるセミナーの開催（道内３地域）、④消費者を対象とした「食品表示制度の説明会」の開催（16回）、⑤各種イベントへの出展等を実施した。

(ウ)　牛トレーサビリティ制度の信頼確保

北海道農政事務所では、牛トレーサビリティ制度の信頼確保のため、生産段階においては、道内の牛の管理者を対象に、立入検査等を実施し、耳標の装着や出生等の各種届出が適切に行われるよう指導を行った。

牛肉の流通段階においても、食肉販売事業者や

焼肉店等の特定料理提供業者を対象に立入検査等を実施し、業者等が備付けている仕入れ・販売の相手先等が記載された帳簿により、表示されている個体識別番号が適正であるかを確認した。また、小売店等で販売されている牛肉の一部を検査機関に送り、と畜直後の枝肉から採取したサンプルとDNA照合による鑑定を行った。

㈡　米の適正流通確保に向けた取組

平成23年７月に完全施行された米トレーサビリティ法制度の普及啓発を目的に、市町村、商工会議所及び食品衛生協会等へのチラシの配布等を北海道内各地で実施（延べ312件）するとともに、取引記録の作成・保存及び産地情報の伝達が適正に行われているか確認するため、米飯を提供する外食事業者等に対して、巡回立入検査を実施した。

また、改正食糧法に基づく「米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項」において、新規需要米（米粉用米、飼料用米等）、加工用米、ミニマム・アクセス米等の米については、定められた用途以外の使用が禁止されており、これら用途限定米穀の適正流通を確保するため、巡回立入検査を行った。

オ　農業の高付加価値等の推進

㈠　６次産業化の推進に向けた取組

北海道農政事務所では、「６次産業化サポートセンター」を設置するとともに、農林水産物の生産・加工、商品開発、マーケティングや経営管理等に関する知識・経験を有する「６次産業化プランナー」を配置しており、平成24年度においては、一般社団法人北海道中小企業診断士会に６次産業化サポートセンターの運営を委託し、６次産業化に取り組む農林漁業者等からの要請に応じて６次産業化プランナーの派遣や相談に対応しており、年間の派遣・相談件数は延べ約600件となった。

また、農林水産省本省や道内関係機関・団体等と連携しつつ、セミナーや各種説明会を開催する等、様々な機会を通じて６次産業化関係施策の周知に努めた。平成24年11月には、「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法」が国会で成立したことを受け、道内５か所で説明会を開催し、延べ620名の参加があった。

㈡　農林水産物・食品の輸出

北海道農政事務所においては、道内関係機関・団体等と連携を図りつつ、農林水産物・食品の輸出促進に努めた。平成25年２月には、北海道経済連合会、札幌商工会議所、北海道、札幌市、北海道経済産業局、北海道開発局等により組織された「東アジアに向けた『北海道ブランド』再構築と戦略的展開への支援事業実行委員会」と共催で、輸出促進研修会を開催した。

㈢　フード特区の取組状況

北海道では、北海道、札幌市、江別市、函館市、帯広市、北海道経済連合会及び十勝管内18町村の共同申請によるフード特区（「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区」）が、平成23年12月に総合特別区域法に基づく国の総合特区の指定を受け、活動を進めている。

フード特区は、東アジアにおける食産業の研究開発・輸出拠点化を目指しており、加工食品の原料を輸入品から道産品に切り替える「輸入代替」と道産の食品の「輸出」を促進し、平成28年までに売上げを累計で1,300億円増加させることを目標としている。

平成25年３月末日現在、国との協議により、冬期間使用しない農業用貨物自動車の車検期間の延長など18件が規制制度の特例措置として認められた。このうち特に「北海道食品機能性表示制度」は、道内で製造された機能性素材を使用して製造された加工食品で、「北海道食品機能性表示制度委員会」において一定の基準に適合すると認められた場合、商品に含まれている成分名や科学的な研究が行われた事実を北海道が認定したことを商品パッケージに表示できる制度である。なお、「北海道食品機能性表示制度」の運用は、平成25年度から開始されることとなっている。

カ　地域資源を活かした農村の活性化

㈠　農地・水保全管理支払交付金

北海道における農地・水保全管理支払交付金の平成24年度の取組状況は、道内179市町村のうち「共同活動支援」が102市町村、「向上活動支援」が13市町村で取り組まれ、「共同活動支援」の活動組織数は689組織、取組面積は44万1,161ha（全国の取組面積の約３割）、「向上活動支援」の活動組織数は52組織、取組面積は１万6,189haとなった。

㈡　再生可能エネルギー利用の推進

北海道内には、太陽光、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギー資源が豊富に存在しており、各地で再生可能エネルギーを利用した発電が行われている。

平成24年度は、農村漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業を活用し、太陽光パネルの設置の支援を行った。

キ　環境保全型農業直接支援対策

北海道農政事務所においては、本対策の具体的内容や申請手続きに関する農業者向けパンフレットを作成するとともに、北海道や市町村と連携して道内延べ12会場で説明会等を開催し、市町村、農業者に対し、本対策への参加を積極的に働きかけた。この結果、北海道の平成24年度の取組状況は、86市町村（北海道179市町村の約５割）が対策に参加し、農業者等への交付件数は1,168件、取組面積は6,706ha（全国４万1,439haの約２割）となった。

⑷　関係機関との連携強化

北海道の食料供給の役割を発揮し地域経済の振興等に資するため、農業経営、生産、基盤整備等に関わる農業、研究、金融等の団体・機関を構成機関とする「食と農業に関する意見交換会」を北海道開発局と共同で設置し、各種施策に関わる意見交換を行った。

また、北海道農政事務所と北海道開発局は、連携を図るため北海道農政連絡会を開催した。

食品表示の監視・指導等においては、北海道庁関係部局、保健所、警察等の食品関係行政機関との連携強化を図るため、「北海道食の安全及び食品表示監視等に関する協議会」を設置しており、北海道段階では毎月１回定期的に本協議会を開催し、道内11地域においても、四半期に１回、地区協議会を開催し、関係者間の情報共有に努めた。

⑸　広　報　活　動

報道関係者等に対して、プレスリリース（57回）を実施し、迅速な情報提供を行った。

北海道内の農業動向、農業行政に関する施策等の普及浸透を図るため、「北海道食料・農業情勢報告」をホームページに掲載するとともに1,100部発行し、一般消費者や都道府県関係者及び報道関係者等に北海道における農業・農村の情勢を紹介した。

北海道農政事務所のホームページは、食の安全及び消費者の信頼の確保、農業者戸別所得補償制度、農林水産物等の輸出促進対策など農林水産施策の情報を消費者、生産者、事業者等に発信した。

また、北海道農政事務所メールマガジン「のうせい News Letter 北海道」において、農林水産施策の情報を配信した。

第11章　林　　野　　庁

第１節　森林の整備の推進

１　森林整備事業

⑴　事業体系の概要

森林・林業基本法における基本理念である森林の有する多面的な機能を持続的に発揮させていくため、面的なまとまりをもった森林経営の確立、多様で健全な森林の整備等の施策を総合的かつ体系的に推進することにしている。

⑵　事業の概要

ア　森林環境保全整備事業

森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進するとともに、生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、森林環境の保全に資する事業である。

⑺　森林環境保全直接支援事業

森林経営計画の作成者等が施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う、間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の整備を実施する事業である。

⑴　環境林整備事業

自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林について、地方公共団体と森林所有者等による協定に基づいて行う広葉樹林化や針広混交林化に向けた施業、気象上の原因により被害を受けた森林を復旧させるための造林や松くい虫被害を防止するための樹種転換等を実施する事業である。

⑼　林業専用道整備事業

主として森林施業のために利用する恒久的施設として地方公共団体等が行う林業専用道の整備を実施する事業である。

イ　美しい森林づくり基盤整備交付金

「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づき市町村に直接交付する法定交付金により、間伐等の促進を図る事業である。

表１　平成24年度森林整備事業予算

事　　項	事　業　費	国　　費
森林整備事業費	99,437,733	31,350,000
森林整備事業調査費等	95,000	95,000
森林環境保全整備事業費補助	98,304,733	30,045,000
森林環境保全直接支援事業費補助	95,733,500	28,846,000
林業専用道整備事業費補助	1,546,614	752,000
環境林整備事業費補助	1,024,619	447,000
後進地域特例法適用団体補助率差額	—	691,000
美しい森林づくり基盤整備交付金	1,038,000	519,000
合　　計	99,437,733	31,350,000

２　林道施設災害復旧事業

災害による既設林道の機能の停止は、林産物の搬出及び民生安定に大きな影響を及ぼすため、被災した林道は、できるだけ早急に復旧することとしている。平成24年度末現在の復旧進度は、22年災は100％完了、23年災は97％、24年災は89％であって、これに要した国費は表2のとおりである。

表２　平成24年度林道施設年災別災害復旧事業内訳

（単位：千円）

区　分	全体国費（改国費）A	平成24年度国費	平成24年度まで国費累計B	（B/A）
22年災	5,797,174	122,000	5,797,174	100%
23年災	22,602,165	6,052,000	22,026,318	97%
24年災	8,316,697	7,403,105	7,403,105	89%

なお、平成24年災の被害額は143億2,966万円で、その内訳は**表3**のとおりである。

表３　平成24年災内訳

（単位：千円）

主な災害名	箇所数	被害額
地すべり災	19	968,105
豪　雨　災	1,159	2,424,115
梅　雨　災	4,193	7,175,805
その他災害	14	192,135
台　風　災	2,056	3,569,500
合　計	7,441	14,329,660

３　森林災害復旧事業

激甚災害の指定を受けた被害森林の復旧を行うもので、農林水産大臣が告示する市町村の区域において、被災した森林の公益的機能の回復及び二次災害の防止を目的として、被害木等の伐採及び搬出、被害木等の伐採跡地における造林、倒伏した造林木の引起し及び作業路の開設を行い、人工林の早期かつ確実な復旧を図る事業である。

４　間　伐　対　策

平成19年２月から官民一体となって展開している「美しい森林づくり推進国民運動」の目標である６年間で330万haの間伐実施及び、森林・林業再生プランの目標である平成32年の木材自給率50％以上の達成に向け、

①　森林環境保全直接支援事業により、森林施業の集約化、計画に基づく持続的な森林施業及び施業と一体となった森林作業道の整備を支援

②「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づき、地域の提案を活かした市町村の自主的な事業展開による間伐等を推進

③　より一層効率的な間伐の実施を図るため、丈夫で簡易な道づくりを主体とする路網整備や高性能林業機械の導入等を推進

④　間伐に関する普及啓発や未利用間伐材の用途開拓等の実施

⑤　間伐に関する普及啓発や利用困難な間伐材の用途開拓等の実施

など、間伐の推進及び間伐材の利用促進を総合的に展開した。

５　水源林造成事業等

独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第８号）の施行により、平成20年４月１日をもって独立行政法人緑資源機構（以下「旧機構」という。）は解散し、旧機構が実施していた業務の一部は独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）に承継された。

ア　水源林造成事業

研究所が分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第２条第１項に基づく分収造林契約の当事者となって、奥地水源地域の森林の水源涵養機能を高度に発揮するため、保安林及び同予定地のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等について、急速かつ計画的に森林を造成する事業で、

平成24年度においては、新植2,031ha、下刈15,208ha、除伐21,416haを実施したほか、既植栽地において複層林421haを整備した。新植累計面積（平成24年度末）は約46万haである。

イ　特定中山間保全整備事業

水源林造成事業の対象地域であって、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において、農林業の持続的な生産活動を促進するとともに、これを通じて公益的機能の維持増進を図るため、水源林造成と一体に森林及び農用地の整備を行う。

平成23年度においては、３区域において水源林造成及び農林道の開設を行った。

表４　平成24年度水源林造成事業等予算

（百万円）

国　　費	27,424
国庫補助金	16,324
政府補給金	12
政府出資金	10,779
交　付　金	309
財投借入金	6,600

第２節　森林資源の充実と森林保全

１　森　林　計　画

森林は林産物の供給のほか、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全及び形成等多くの機能を有し、経済社会の発展につれてますますその重要性を増している。かつて森林は、ややもすると無秩序に伐採・開発され、その結果、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を発生させる原因となってきた。また、無計画な伐採は森林資源を減少させ、林産物需給の面で大きな混乱をきたすおそれもある。しかも、森林の生育期間は超長期の年月を要することから、一旦このような状態になってから森林の機能の回復を図ることは容易ではなく、国民経済に大きな影響を及ぼすこととなる。このようなことから、森林の取扱いは計画的かつ合理的に行うことが肝要である。このため、森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展に資するため森林法によって森林計画制度を設けている。

森林計画制度は昭和26年の森林法の制定によって設けられ、以降数次の改正を経ている。

現在は、人工林を中心として森林資源が成熟し、量的に充実しつつあるが、林業採算性の低下等から必要な施業が行われず、無秩序な伐採や造林未済地の発生とともに、森林病害虫や野生鳥獣による森林被害などにより、森林の機能が低下する恐れが高まっている。このような状況から、平成23年４月の森林法の一部改正において、森林経営計画制度を創設する等の見直しが行われた。

現行の森林計画制度体系は、①農林水産大臣が「森林・林業基本計画」に即し、かつ保安施設の整備の状況等を勘案して、全国の森林について森林の整備及び保全の目標等に関する基本的事項を定めた「全国森林計画」、並びに全国森林計画の目標の達成に資するため、全国森林計画の作成と併せて、農林水産大臣がたてる「森林整備保全事業計画」（森林法第４条）、②都道府県知事が全国森林計画に即して、森林計画区に係る民有林について地域的な森林の特性に応じた森林整備及び保全の基本方針、伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等を明らかにした「地域森林計画」（森林法第５条）、③森林管理局長が国有林について森林整備の方針を明らかにした「国有林の地域別の森林計画」（森林法第７条の２）、④市町村がその区域の民有林について地域の実情に即した森林整備を推進するための具体的な森林施業の規範等を明らかにした「市町村森林整備計画」（森林法第10条の５）からなっている。また、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が自発的意思に基づき５年を１期とする森林の施業及び保護に関する計画を作成し、市町村の長等の認定を求める「森林経営計画」（森林法第11条）等が措置されている。

(1)　全国森林計画

ア　目的

国の長期にわたる統一的な森林に関する政策の考え方及び森林施業上の指針を明らかにするものである。

イ　策定主体

農林水産大臣

ウ　計画期間

５年ごとにたてる15年計画（現行の計画は、平成21年４月１日から平成36年３月31日までを計画期間として平成20年10月21日に策定され、平成23年７月26日に変更された）

エ　計画対象森林

森林法第２条に規定する全国の森林

オ　計画事項

・森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
・森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）
・造林に関する事項
・間伐及び保育に関する事項
・公益的機能別森林施業を推進すべき森林の整備に関する事項
・林道の開設その他林産物の搬出に関する事項
・森林施業の合理化に関する事項
・森林の保護に関する事項
・森林の土地の保全に関する事項
・保安施設に関する事項
・その他必要な事項

カ　森林の整備及び保全の目標と計画量

表５　森林の整備及び保全の目標

区　分	現　況 (H19.3.31)	計画期末 (H36.3.31)
育成単層林面積（千ha）	10,312	10,163
育成複層林面積（千ha）	955	1,625
天然生林面積（千ha）	13,830	13,309
森林蓄積（m^3/ha）	177	208

表６　伐採立木材積

（単位：百万m^3）

区　分	総　数	主　伐	間　伐
計　画　量	690	293	397

表７　造林面積

（単位：千ha）

区　分	人工造林	天然更新
計　画　量	856	872

表８　林道開設量

（単位：千km）

区　分	林道開設量
計　画　量	91.0

表９　保安林面積

（単位：千ha）

総　数	水源涵養のための保安林	災害防備のための保安林	保健、風致の保存等のための保安林
12,812	9,674	3,072	856

（注）保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、内訳の合計に合致しない。

表10　治山事業施行地区数

（単位：百地区）

区　分	治山事業施行地区数
計画量	311

⑵　地域森林計画等

①　地域森林計画

ア　目的

全国森林計画に即し、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画において計画事項を定めるに当たっての指針となる。

イ　策定主体

都道府県知事

ウ　計画期間

５年ごとにたてる10年計画

エ　計画対象森林

森林計画区内の民有林

オ　計画事項

・その対象とする森林の区域
・森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
・伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
・造林面積その他造林に関する事項
・間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
・公益的機能別施業森林の区域の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
・林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
・委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
・森林病害虫の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項
・樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
・保安林の整備、保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

②　国有林の地域別の森林計画

ア　目的

全国森林計画に即し、森林計画区別にその管理経営する国有林の森林の整備及び保全の方向、伐採、造林の目標等を明らかにする。

イ　策定主体

森林管理局長

ウ　計画期間

５年ごとにたてる10年計画

エ　計画対象森林

森林計画区内の国有林

オ　計画事項

・その対象とする森林の区域
・森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
・伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
・造林面積その他造林に関する事項
・間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
・林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
・森林病害虫の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項
・樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に

関する事項
・保安林の整備、保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項
・公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
・森林施業の合理化に関する事項

(3) 市町村森林整備計画

ア　目的

市町村の森林現況等を踏まえ、地域住民や森林所有者等に対して、市町村の森林関連施策の方向や造林から伐採までの森林施業、森林の保護等の規範を示すことにより、地域の適切な森林整備を推進する。

イ　策定主体

市町村の長

ウ　計画期間

５年ごとにたてる10年計画

エ　計画対象森林

市町村内の地域森林計画の対象となっている民有林

オ　計画事項

・伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項
・立木の標準伐期齢、立木の伐採の標準的な方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
・造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項
・間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
・公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
・委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
・森林施業の共同化の促進に関する事項
・作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
・森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
・林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
・森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
・林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
・その他森林の整備のために必要な事項

２　森林整備地域活動支援交付金制度

森林の多面的機能の確保を図りつつ、利用期を迎えた人工林資源を積極的に活用し、木材の安定供給体制の確立等を通じて林業の再生を図るためには、施業の集約化により小規模分散の森林の所有構造を改革し、路網整備と高性能林業機械の活用により、間伐等の生産コストを削減していくことが不可欠である。

一方、施業の集約化は、多数にわたる森林所有者の同意の取り付けや境界の確認など、多くの手間と時間を要し、事業実行に至るまでのコストが掛かり増しになることから、林業事業体においても積極的に踏み込んでいけない状況である。

このため、施業集約化のための諸活動に対して一定の支援を行うことで、我が国の林業構造の改革を後押しし、自立的な林業経営の実現を目指す。

(1) 森林整備地域活動支援交付金

ア　森林経営計画作成促進

新たに森林経営計画を作成する場合に必要となる施業履歴の調査や簡易なプロット調査、境界の確認、森林所有者の同意の取り付け等の活動に対して交付金を交付する。

イ　施業集約化の促進

森林経営計画等に基づき実施する集約化施業に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者の同意の取り付け等の活動に対して交付金を交付する。

ウ　作業路網の改良活動

森林経営計画に基づき、既存の作業路網を丈夫で簡易なものに転換していくため、排水不良、路肩の崩壊などの発生状況をチェックし、その原因を洗い出し、作業道の破壊の原因を取り除きつつ、弱点となる箇所を補強する取組等の活動に対して交付金を交付する。

エ　その他、実施結果の審査・確認等に要する経費を地方公共団体へ助成する。

予算額　2,530,000千円
（前年度　5,850,000千円）

３　民有林治山事業の推進及び保安林制度

(1) 民有林治山事業の推進

ア　森林整備保全事業計画

全国森林計画に掲げる森林の整備及び保全の目標の達成に資するため、森林の水土保全機能の高度発揮による「国民が安心して暮らせる社会の実現」等の事業の目標を掲げた森林整備保全事業計画（計画

期間：平成21年～25年度）に基づき計画的に事業を実施している。治山事業の主な成果目標は、周辺の森林の山地災防止機能等が確保された集落の数を、５万２千集落から５万６千集落に増加させることとしている。

同目標についての最新の実績値（平成23年度）は、約５万４千集落となっている。

イ　事業実施の概要

平成24年度の民有林治山事業は、当初で事業費617億2,673万円（前年当初比93.9％）国費366億4,700万円（前年当初比94.5％）（**表11**）、補正で事業費664億4,519万円、国費350億円をもって実施した。

表11　平成24年度民有林治山事業予算

（単位：千円）

事　　項	事業費	国　費
治山事業費	128,171,917	71,647,000
治山事業費	19,464,092	15,215,000
治山事業調査費	65,000	65,000
治山事業費補助	108,632,857	54,225,032
治山等激甚災害対策特別緊急事業費補助	3,280,001	1,804,000
山地治山事業費補助	82,266,217	41,818,032
復旧治山	59,266,217	30,062,032
地すべり防止	15,528,000	7,764,000
防災林造成	7,472,000	3,992,000
水源地域等保安林整備事業費補助	23,086,639	10,063,000
水源地域整備	15,219,639	7,651,000
保安林整備	7,867,000	2,952,000
後進地域特例法適用団体補助率差額	－	2,132,000
治山事業調査諸費	9,968	9,968
職員旅費	3,427	3,427
庁費	6,541	6,541
合　　計	128,171,917	71,647,000

ウ　事業実施状況

(ｱ)　直轄事業

a　直轄治山

山地災害を防止するため、事業の規模が著しく大きい場合や高度の技術を要する場合等、国土保全上特に重要なものである場合に、国が民有林において荒廃地等の復旧整備を実施する事業である。平成24年度は、新規２地区、継続16地区で実施した。

b　直轄地すべり防止

地すべりによる被害を防止するため、工事の規模が著しく大きい場合や高度の技術を要する場合等、国土保全上特に重要なものである場合に、国が民有林の地すべり防止区域において地すべりを防止をする対策工事を実施する事業である。平成24年度は、継続11地区において実施した。

c　調査事業

山地保全調査、流域山地災害等対策調査及び治山事業積算基準等分析調査等を実施した。

(ｲ)　補助事業

a　治山等激甚災害対策特別緊急

台風・集中豪雨・火山活動等により著しく激甚な災害が発生した一連の地区において、緊急かつ集中的に荒廃地等の復旧整備を実施した。平成24年度の治山激甚災害対策特別緊急事業は、平成21年災に係る山口・防府地区（山口県）、平成22年災に係る西部・北部地区（広島県）の継続２地区、また、平成23年災に係る中越地区（新潟県）、熊野・紀南地区（三重県）、東牟婁地区（和歌山県）の新規３地区において実施した。

b　山地治山総合対策

山地災害を防止するため、渓流や山腹斜面を安定させる治山ダム工、土留工等の施設の整備や植栽工等を行い、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備を実施した。

また、保安林の機能を維持強化するための森林の整備、潮害、風害等を防止するための森林の造成、防災機能の発揮が必要とされる地域において、森林の総合的な整備等を実施した。

c　水源地域等保安林整備

水源地域等における荒廃地、荒廃森林等の総合的な整備や水源涵養等の機能が低下した保安林における森林の整備を実施した。

d　地すべり防止

地すべりによる被害を防止するため、地すべり防止区域において、地すべりを誘発する地下水排除等を行う地すべり防止工事を実施した。

(ｳ)　災害復旧等事業

治山事業によって設置された林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設の公共土木施設が異常な天然現象により災害を受けた場合、これらの施設の災害復旧事業を実施している。

また、林地の被害箇所のうち、人家、公共施設等に係る緊急性が高い箇所については、災害関連緊急治山事業等により、荒廃した林地の早期回復と再度災害の防止に努めている。

表12　平成24年度災害復旧等事業予算

（単位：千円）

区　　分	事業費	国　費
山林施設災害復旧事業費	2,237,603	1,535,000
山林施設災害関連事業費	3,870,339	2,889,000

⑵ 保安林制度

森林は、木材生産機能だけではなく、水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全・形成、保健休養の場の提供等の公益的機能を有している。保安林制度は、特にこれらの機能を発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、伐採や開発行為等の規制を通じて、森林を適切に保全・管理し、森林の有する公益的機能を高度に発揮させることにより、人々の安全で豊かな生活を確保することを目的とする制度である。

保安林の整備について、平成24年度末現在における保安林面積は、実面積で1,209万１千haと我が国の森林面積の48%、国土面積の32%を占めるに至っている。

今後とも、保安林としての指定を計画的に推進するとともに、保安林の機能の十分な保全を図るため、保安林の適切な管理を一層推進していくこととしている。

また、京都議定書に基づく我が国の森林吸収源として天然生林による吸収量を算入するためには、その森林に対して保安林をはじめとした法令等に基づく保護・保全措置が講じられていることが条件となっていることから、保安林の適切な管理は、森林吸収源対策を推進する観点からも重要となっている。

このような中、平成24年度にとられた保安林に係る主な施策は以下のとおりである。

ア　保安林の指定

平成21年４月１日を始期とする全国森林計画において保安林の配備に関する基本的事項が定められており、これに従い保安林の指定等を行った。

イ　特定保安林の指定

平成24年度は、特に保育・間伐が適切に実施されず過密化した森林等が存することにより機能が低下している保安林約７千haの指定を行うとともに、必要な施業が実施され機能の回復が見込まれた特定保安林約１万１千haについて解除を行った。

ウ　保安林の管理

保安林の適正な管理を推進するために、衛星画像デジタルデータの活用により、土地の形質の変更等があった箇所を抽出して現地調査を行う管理体制の整備を行うとともに、保安林の境界が不明確で、管理上重要な保安林について、境界の点検調査を行い、境界の明確化を図った。

エ　損失補償

保安林等の指定に伴い発生する通常受けるべき損失を森林所有者に補償するため、損失補償金を交付した。

表13　保安林の種類別面積（平成25年３月31日現在）

（単位：千ha）

森林法第25条第１項	所有形態／保安林種	国有林	民有林	総数	対全保安林比　率(%)
１号	水源かん養保安林	5,688	3,440	9,128	(75.5)
２号	土砂流出防備保安林	1,078	1,486	2,564	(20.7)
３号	土砂崩壊防備保安林	20	39	59	(0.5)
１～３号保安林小計		6,786	4,965	11,751	(96.7)
４号	飛砂防備保安林	4	12	16	
５号	防風保安林	23	34	57	
	水害防備保安林	0	0	1	
	潮害防備保安林	5	8	14	
	干害防備保安林	50	75	125	
	防雪保安林	0	0	0	
	防霧保安林	9	53	62	
６号	なだれ防止保安林	5	14	19	
	落石防止保安林	0	2	2	
７号	防火保安林	0	0	0	
８号	魚つき保安林	8	52	60	

9号	航行目標保安林	1	0	1	
10号	保健保安林	357	343	699	
11号	風致保安林	13	15	28	
4号以下保安林小計		475	610	1,085	(3.3)
合　　計		7,261	5,575	12,836	
（実　面　積）		(6,906)	(5,185)	(12,091)	(100.0)
国土面積に対する比率		(18.3)	(13.7)	(32.0)	
全国森林面積に対する比率		(27.5)	(20.7)	(48.2)	
所有別森林面積に対する比率		(89.9)	(29.8)	−	

注1　各保安林種の面積は、他種との重複指定を含んだ延べ面積を計上したものである。
2　合計欄の（　）は、重複面積を差し引いた実面積である。
3　表中の比率は、実面積比である。
4　国有林には、官行造林地及び林野庁所管以外の国有林を含む。
5　四捨五入のため、内訳の計と合計は必ずしも一致しない。
6　国土面積は平成24年10月1日現在、全国森林面積は平成19年3月31日現在のものである。

4　種苗生産事業

健全で多様な森林の整備を計画的に推進するためには、優良種苗の安定供給の確保が重要である。このため、次の事業を実施した。

ア　優良種苗の供給促進

針葉樹種苗の生産技術の高度化を図り、抵抗性の強いマツ等優良種苗を生産する取組や、広葉樹の種苗生産・流通等の取組を実施した。

イ　種苗生産施設の体制整備

東日本大震災により被災した海岸林等森林を再生し、被災地の復興を進めるための優良種苗の安定供給体制の確立に必要な育苗機械や種苗生産施設等の整備に対し支援した。

ウ　特別母樹林保存損失補償

林業種苗法（昭和45年5月22日法律第89号）に基づき指定した特別母樹林の所有者に対し、本来得られるであろう所得の損失の一部を補償した。

5　国民参加の森林づくりの推進

森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）に基づき策定された「森林・林業基本計画」（平成23年7月改定）では、多面的機能を有する森林の整備・保全は、林業関係者の努力のみならず、広く国民の理解を得つつ、社会全体で支えていくという機運を醸成していくことが重要であるとの認識の下、企業・NPO・森林所有者・地元関係者等のネットワーク化などによる連携・強化、森林づくり活動のフィールドや技術等の提供、企業等の民間資金や「緑の募金」による資金援助等を推進することにより、多様な主体による森林づくり活動を促進することとしている。

ア　国土緑化行事

(ア)　全国植樹祭

全国植樹祭は、国土緑化運動の中核をなす行事として昭和25年以来、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、全国各地からの参加を得て、両陛下によるお手植えや参加者による記念植樹等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に毎年開催されており、平成24年度においては、山口県山口市で開催された。

(イ)　全国育樹祭

全国育樹祭は、昭和52年以来、皇太子同妃両殿下の御臨席を仰ぎ、全国各地からの参加を得て、両殿下によるお手入れ（全国植樹祭において天皇皇后両陛下がお手植え・お手播きされた樹木の枝打ち等）や参加者による育樹活動等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に毎年開催されており、平成24年度においては、静岡県伊豆市、袋井市で開催された。

イ　緑の募金

緑の募金は、平成7年に成立した「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき指定を受けた公益社団法人国土緑化推進機構及び都道府県緑化推進委員会が、森林の整備、緑化の推進及びこれらに係る国際協力を行う国民の活動に助成を行うことを目的に、毎年1～5月と9～10月に寄付金の募集を行うものであり、平成24年の募金額は、約25億円となった。

ウ　国民運動の展開

京都議定書目標達成計画に定められた森林吸収量の目標を達成するとともに、森林における生物多様性の保全を図るためには、森林・林業関係者だけ

でなく、幅広い国民の理解と協力の下、間伐の遅れの解消や多様な森林づくりを進めることが重要である。

6年目を迎えた「美しい森林(もり)づくり推進国民運動」では、①平成19（2007）年度から平成24（2012）年度までの6年間に計330万haの間伐の実施、②100年先を見据え、針広混交林化・広葉樹林化・長伐期化等の多様な森林づくりの推進を目標として、民間主導により様々な取組が展開されている。

平成19（2007）年6月に経済団体・教育団体・環境団体・NPOなど47構成団体により設立された「美しい森林(もり)づくり全国推進会議」では、平成24（2012）年12月に「『グリーンエコノミー』シンポジウム」を開催するなど、本運動の参加・協力者の拡大に取り組んでいる。

また、本運動の一層の拡大・浸透を図るため、平成20（2008）年12月に森づくりや木材利用に取り組む個人・団体を「フォレスト・サポーターズ」として登録する制度が開始され、平成25（2013）年3月時点の登録数は約4万となっている。

エ　日本を森林で元気にする国民運動総合対策事業

地球温暖化防止や生物多様性保全に向けた国内の森林整備を国民運動として推進するため、国民参加の森林づくりへの理解の醸成を効果的・効率的に行うこととし、平成24年度は下記の事業に対し108百万円を計上した。（民間団体向け）

㈠　森林づくり活動や木づかい運動等の総合的普及啓発

森林づくりや木材の利用促進等に対する国民の理解を醸成するための共同広報、森林づくりと木づかいへの理解醸成のための協働イベントの開催等、様々な手法を活用した総合的普及啓発の推進。

㈡　国民の参加・体験・学びの促進

NPO等による森づくり活動、木育の実践活動等、国民が森林・林業や木材の利用を身近に感じるための取組の促進。

6　森　林　保　全

⑴　森林病害虫等被害対策関連事業

森林病害虫等被害対策関連事業については、「森林病害虫等防除法」（昭和25年法律第53号、以下「防除法」という。）等に基づき、各種の被害対策を実施している。

松くい虫については、昭和40年代後半から著しく増加した被害に対し、52年に「松くい虫防除特別措置法」を5箇年間の時限法として制定して被害の終息に努めた。しかし、異常気象の影響等もあり、53年以降被害が激増したことから、57年に時限法の期限を延長し、名称も「松くい虫被害対策特別措置法」（以下「特措法」という。）とした。

その後、被害量は減少傾向で推移したが、地域によっては拡大傾向であったほか、従来と異なる被害態様がみられるようになった。このため、62年に「特措法」の一部を改正し、その期限を延長した。その後、各種被害対策の総合的な推進が図られ、被害量はピーク時の半分以下にまで減少したが、なお、毎年100万m^3に近い異常な被害の発生をみたことから、平成4年に「特措法」の一部を改正し、期限をさらに5年間延長した。この改正により「特措法」等に基づき、

①　「保全すべき松林」については、徹底した防除を行い被害の鎮静化を期する

②　その「周辺松林」については、樹種転換を促進する

など総合的な松林保全対策を推進してきた。

しかしながら、被害の終息には至っておらず、重要な松林を適切に維持していくためには、将来にわたって予想される被害状況の変動に応じて、防除措置を適時適切に実施できるようにしておく必要がある。このことから、「特措法」の期限切れに当たり、平成9年に「特措法」に規定する松くい虫に対する特別措置の一部を「防除法」にとり込むこと等を内容とする「防除法」の一部改正を行った。以降、「防除法」に基づき松くい虫をはじめとする森林病害虫等の被害の発生状況に的確に対応するための対策を総合的に実施している。

なお、平成17年11月、政府・与党で合意された三位一体改革に係る国庫補助負担金の改革及び税源移譲の考え方に基づき、平成18年度から、国庫補助による松くい虫防除は、緯度・高度等の要因により被害拡大の先端地域となっている区域等に限定しているところである。

また、特に近年、カシノナガキクイムシが媒介する病原菌によって、ミズナラ等が集団的に枯れる「ナラ枯れ」被害が発生しているため、その防除対策の実施や、新たな防除技術の開発等を推進している。

さらに、野生鳥獣被害については、生息域の拡大等を背景として、林業への被害のみならず、森林の有する公益的機能への影響も懸念されていることから、関係省庁と連携を図りつつ、野生鳥獣による被害及びその生息環境を踏まえた効果的な被害対策を進めることとしている。

ア　平成24年度の予算の概要

平成24年度の森林病害虫等対策に係る予算については、８億7,627万円となっている。

表14　平成24年度森林病害虫等被害対策関連予算内

(単位：千円)

○森林病害虫等	661,840
＜非公共＞	
森林病害虫等防除事業	876,269
＜公共＞	
保全松林緊急保護整備	447,000の内数
森林災害等復旧林道整備	447,000の内数

○森林・林業・木材産業づくり交付金	
＜非公共＞	
森林資源の保護	623,377の内数

イ　平成24年度の事業概要

a　保全すべき松林の的確な防除と健全化の推進

保全すべき松林において、被害のまん延防止に必要な特別防除、地上散布、伐倒駆除等を適切に組み合わせた総合的な防除を実施した。また、健全な松林の維持造成を図るため、被害木を含め不用木、不良木等の除去・処理を行う衛生伐等を実施した。

さらに、トキの野生復帰に向けて、営巣木やねぐら木となる松林の保全対策を実施した。

b　周辺松林における樹種転換の計画的な推進

保全すべき松林の周辺において、松林の広葉樹林等への樹種転換を促進し、保全すべき松林の保護樹林帯の造成等を推進した。

c　地域の主体的な防除体制の整備

地域の実態に応じて、防除活動の推進を担う人材の育成等の支援活動を実施するとともに、地域住民、ボランティア等を含む地域が一体となった松林保全体制の整備を行った。

d　森林被害防止技術の開発・普及等の推進

関東以北におけるマツノザイセンチュウ抵抗性品種の開発を行うとともに、それらの増殖を行い、都道府県に対する苗木の供給を推進した。

e　近年被害が拡大傾向にあるナラ枯れ被害の対策として、被害木の駆除措置及び健全木の予防措置を一体的に実施した。また、その他の森林病害虫等による被害のまん延を防止するため、防除を実施した。

シカ等の野生鳥獣による森林被害の防除事業及び野生鳥獣の生息環境にも配慮した多様な森林整備等を実施した。

(2)　森林環境保全対策事業

森林の有する多面的な機能を発揮していくためには、林野火災等各種の森林被害について、未然防止や早期発見により、被害を最小限に止めるなど、森林を適切に保全していくことが重要である。

しかしながら、山村の過疎化、不在村森林所有者の増大等、森林・林業を取り巻く情勢の厳しさから、適切な森林の管理が困難になっていることに加え、森林レクリエーション利用等による森林への入込者の増大等により、山火事や不法投棄等の発生が懸念されている。

このため、林野火災予防対策及び森林保全管理対策について、都道府県、市町村、森林所有者等の連携により地域関係者が一体となって効果的な展開を図ることが重要であり、これらの諸般の施策を地域の実情に応じて総合的に実施するため、平成24年度においては、森林・林業・木材産業づくり交付金（６億2,337万７千円の内数）により助成した。

ア　林野火災予防対策

林野火災の発生状況について平成20～24年の年平均でみると出火件数1,728件、焼損面積1,020ha、損害額約４億８千万円となっている。

また、林野火災の出火原因については、平成20～24年の年平均で、たき火によるものが全体の29.7％を占め最も多く、次いで火入れ13.8％、放火（疑い含む）10.7％の順となっており、原因のほとんどは人為によるものである。

このため林野火災の予防及び効率的な初期消火を図る観点から、林野火災予防体制の強化、林野火災予防情報システムの整備に加え、林野火災の危険性が高い気象条件下における予防活動の強化等を行った。さらに、林地開発等に伴う森林と住宅地の近接化等による家屋への延焼の危険性に対処するため、延焼防止に効果のある防火管理道等の整備を実施した。

イ　森林保全管理対策

森林レクリエーション利用等森林への入込者の増大等に伴う林野火災や不法投棄等の森林被害の増加を防止するため、森林保全推進員の養成、森林保全巡視指導員による巡視指導等を実施した。

(3)　林地開発許可制度

ア　制度の概要

乱開発を防止し、森林の土地の適正な利用を確保

するため、昭和49年５月に森林法の一部改正が行われ、従来からある保安林制度に加え、保安林等を除く民有林を対象とした林地開発許可制度が同年10月31日に発足した。以来これにより開発行為の適正化を図ってきたが、国民生活の多様化、経済活動の高度化に伴い、森林を保健休養の場等として利用することに対する国民の期待が高まりを見せた。このため、森林の利用と保全との両立を図るために従来の制度の運用の改善が求められ、平成２年度には開発区域に残置すべき森林等の割合等に関する開発行為の許可基準の見直しを行った。

また、平成３年の森林法改正において、開発行為が及ぼす影響をより広域的な視点から考慮するよう、開発行為により森林の有する水害防止の機能が損なわれ、下流地域において水害を発生させるおそれがないことが許可要件として追加された。

㈠　許可制の適用範囲

地域森林計画の対象となっている森林のうち、保安林等を除く民有林において１haを超える開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為）をしようとする者は国又は地方公共団体等が行う場合等の例外を除き都道府県知事の許可を受けなければならない。

㈡　許可基準等

開発行為の許可を受けようとする者はその行為をしようとする森林の所在地の都道府県知事に対し省令に定められた手続きにより申請を行う。

申請を受理した都道府県知事は原則として現地調査を行い内容を審査し、関係市町村長及び都道府県森林審議会等の意見を聴いた上で、

a　周辺の地域に土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

b　水害を発生させるおそれがあること。

c　水の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあること。

d　周辺の環境を著しく悪化させるおそれがあること。

のいずれにも該当しないと認めた場合には、許可をしなければならない。

㈢　監督処分等

都道府県知事は森林の有する公益的機能を維持するため、必要があると認めるときは無許可又は許可条件違反等の開発行為について、その行為の中止命令又は復旧命令を発することができ、無許可の開発行為を行った者又は前記の各命令に違反した者に対しては罰金を課すことになっている。

イ　許可制度の運用状況

最近の許可制度の運用状況についてみると、件数は減少傾向を示し、面積については昭和50年度以降平成５年頃までは、平均年間9,791haの開発が許可されたが、平成５年度以降は大幅な減少に転じ、平成24年度は1,781haが許可されている。

また、開発行為の目的別面積は、制度開始直後に大部分を占めた農用地の造成が減少し、一方で、ゴルフ場の建設が増加傾向を示していたが、これも平成５年度以降は大幅に減少している。

なお、平成17年度において「道路の新設または改築」（1,239ha）が突出しているが、これは、許可を必要としなかった日本道路公団による開発について、平成17年10月１日の分割民営化に伴い許可を要するようになり、その時点で既に着手している開発についての許可申請が集中したためである。（表15）

7　林業・山村の活性化

⑴　流域林業活性化対策

近年の林業をめぐる厳しい情勢の中で、林業生産活動及び森林の適正な管理を推進するためには、森林の有している諸機能が発揮される場である「流域」を基本的単位として、流域における関係者が、自主的に林業の活性化に取り組む必要がある。

このため全国158の流域において、これまでに森林・林業関係者等からなる「流域森林・林業活性化センター」及び「協議会」などにおいて、流域内の取組

表15　林地開発許可制度の運用状況（年度別許可面積の推移）

区分／年度／開発行為の目的	件数（件）																							
	昭和49～平成3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	計
工事・事業場用地の造成	1,857	136	126	104	102	118	107	112	67	41	69	59	68	65	86	84	75	72	61	43	46	70	3,568
住宅用地の造成	1,466	85	71	68	68	59	68	48	55	27	22	17	9	11	15	19	29	15	9	8	6	10	2,185
別荘地の造成	234	12	6	6	3	6	5	1	2	3	1	2	0	0	0	0	2	2	1	0	0	0	286
ゴルフ場の設置	1,300	165	93	73	47	30	14	13	7	5	1	5	3	1	3	1	1	2	0	1	1	0	1,766
レジャー施設の設置	826	60	49	51	41	28	20	27	10	8	17	9	7	9	5	11	8	6	7	5	4	4	1,212
農用地の造成	10,259	106	91	86	92	54	54	63	61	53	47	45	56	49	48	41	61	58	44	48	53	38	11,507
土石の採掘	7,459	248	262	248	212	216	254	207	227	174	174	160	135	127	115	119	108	111	82	94	85	79	10,896

道路の新設又は改築	97	0	2	6	4	2	2	0	2	2	2	1	1	1	34	6	15	18	11	21	19	10	256
その他	2,980	99	111	84	69	65	49	70	50	32	48	54	31	28	33	47	34	27	23	27	24	17	4,002
計	26,478	911	811	726	638	578	573	541	481	345	381	352	310	291	339	328	333	311	238	247	238	228	35,678

区分 ＼ 年度 / 開発行為の目的	面積																						
	昭和49～平成2	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	計
工事・事業場用地の造成	9,223	821	781	562	575	556	760	464	343	184	297	315	238	125	443	407	518	465	297	213	128	489	18,204
住宅用地の造成	14,203	788	663	823	564	641	636	505	715	187	95	3	34	116	72	72	111	34	38	36	35	28	20,399
別荘地の造成	1,394	100	24	14	13	89	47	3	21	58	9	6	0	0	-2	0	10	12	1	0	0	-1	1,798
ゴルフ場の設置	57,009	8,388	4,760	3,274	2,091	1,530	296	615	142	186	30	-3	14	-1	8	-1	9	9	0	1	3	8	78,368
レジャー施設の設置	5,308	341	588	259	121	185	53	125	52	18	56	33	4	36	32	59	23	-33	9	22	11	53	7,355
農用地の造成	41,372	386	351	347	328	203	196	288	254	173	140	180	189	168	194	211	292	231	223	184	195	205	46,310
土石の採掘	28,773	1,578	1,950	1,774	1,503	1,695	1,927	1,808	1,840	1,441	1,329	1,349	1,064	1,003	892	1,054	1,009	899	788	879	784	720	56,059
道路の新設又は改築	320	4	3	20	10	9	6	0	8	6	4	2	3	10	1,239	47	249	87	146	170	215	133	2,691
その他	10,601	410	490	413	393	255	204	314	192	151	209	226	182	172	87	253	181	186	102	84	87	146	15,338
計	168,203	12,816	9,610	7,486	5,598	5,163	4,125	4,122	3,567	2,404	2,169	2,111	1,728	1,629	2,965	2,102	2,402	1,890	1,604	1,589	1,458	1,781	246,522

（注）1　面積は、土地の形質の変更に係る面積であって、開発区域に残置する森林は含まない。
2　件数は、新規許可処分に係るものであって、面積は、当該年度の新規許可処分面積に当該年度の変更許可処分による増減面積を加えたもの。
3　「その他」の項には産業廃棄物処理場，残土処理場，福祉施設，墓地等が含まれる。

に関する情報の収集・提供のほか、地域材の利用拡大等に関する取組を実施した。

⑵　森林資源の活用等による魅力ある山村づくり

林業就業者の多くが居住する山村地域は、林業生産活動や日常的な森林の見回り等の管理活動を通じて、森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たすことが期待されており、その活性化を図る必要がある。

このため、全国の山村振興に取り組んでいる団体や市町村などの行政担当者等とのネットワークを構築し、山村再生総合対策事業等のフォローアップ、各地域の山村振興に関する事例の収集及び情報提供を行うことにより、山村地域での取組みの活性化を推進した。

また、特用林産物の生産・供給体制の確立と消費の拡大による山村地域の再生、活性化を図るため、生産基盤の強化や消費者の安全と信頼の確保、生産者の経営の高度化に向けた取組等を推進した。

⑶　森林の多様な利用の推進

森林の多面的機能の発揮に対する国民の関心や期待の高まりを背景に、野外教育や環境教育の場、健康づくりや生きがいの場、森林の整備活動への参加の場など、森林の保健・文化・教育的利用への要請は多様化している。

このため、森林環境教育や里山林の保全・利用活動など、森林の多様な利用を推進し、森林と人との豊かな関係の回復及び創出を図ることが重要である。

ア　森林環境教育の推進

「国土の保全」「水源のかん養」「地球温暖化の防止」など森林の有する多面的機能や森林の整備と木材資源の循環的利用の必要性等に対する理解を深めるため、植林、間伐、炭焼き、自然観察等の幅広い活動を通じて森林・林業について学習する森林環境教育の推進が重要である。

このため、木材の良さやその利用の意義を学ぶ木育や学校林を活用した体験活動等を通じた森林環境教育の取組を推進した。

イ　里山林の保全・利用の推進

里山林は、四季を彩る景観の美しさを感じることができるなど、人々の生活に最も身近な森林であり、森林と人との豊かな関係を回復し、創出する場として期待が高まっている。しかし、山村地域において過疎化・高齢化が進む中、これまで様々な資源の利用を通じて、地域住民の生活を支えてきた森林との関わりが希薄になってきている。このため、放置された里山林が拡大し森林の持つ多面的機能の発揮が難しくなってきており、里山林の再生は喫緊の課題となっている。

そこで、里山林の整備と里山林資源の積極的な活用を組み合わせて、自立・継続的な山村地域の活性化に資する取組を推進するため、実践的なマニュアルを作成し全国規模での里山林再生を支援した。

8　森林総合監理士（フォレスター）の育成

森林計画制度では、市町村森林整備計画を森林づくりのマスタープランと位置づけ、市町村が森林の取扱いルールや路網等を定めることとしている。また森林経営計画は、市町村が当該計画の認定業務を行うこととしており、これらの業務を担う市町村が果たす役割

は、今後より重要となる。

しかしながら、森林・林業に関する専門知識・技術を持った職員が配置されている市町村は極めて限られている。このため、森林・林業に関する専門知識・技術に一定の資質を有し、市町村森林整備計画の策定等市町村が行う行政事務を支援する森林総合監理士を育成するため、次のような事業を実施した。

⑴　日本型フォレスター育成調査・研修改良事業

森林総合監理士を育成するための現地実習を取り入れた研修等を実施した。

⑵　日本型フォレスター活動・育成支援事業

森林総合監理士を育成する研修への参加や試行的な森林総合監理士業務の実施に必要な経費等を都道府県等に助成した。

第３節　森　林　組　合

１　森林組合等の活動状況

平成23年度末現在、全国森林組合連合会１、都道府県森林組合連合会46、森林組合672、生産森林組合が設立されており、森林組合は、合併の推進等により年々減少している。

森林組合は、地区内外の居住者併せて156万人（地区内森林所有者の46％）の組合員（2,331人/組合）で構成され、その所有森林面積は、1,089

万ha（都道府県有林を除く民有林の69％）に達している。

また、造林・林産等の事業を実施するために雇用労働者がいる森林組合は632組合で、総人員は、千人となっている。

財務状況については、払込出資金の１組合あたりの平均は、7,928万円（前年度7,842万円）と推移してきており、組織・経営・財務基盤ともに年々強化されつつある。

平成23年度における事業取扱量については、新植面積14千ha（前年度比93％）、保育面積335千ha（前年度比91％）［うち除伐・切捨間伐面積197千ha（前年度比93％）］、素材生産量3,962千m^3（前年度比110％）となっている。

一方、生産森林組合は、平成23年度末において、千人の組合員により、353千haの森林が経営されている。

都道府県森林組合連合会は、森林の経営に関する指導や林業技術の普及等の指導事業、素材・製材品・木材チップ等の販売事業、林業用機械・山行苗木・肥料等の購買事業等を行っている。

また、全国森林組合連合会は46都道府県森林組合連合会及び大阪府森林組合を会員とする森林組合系統の全国段階の組織として指導事業及び販売・購買事業等を実施している。

２　森林組合等の育成強化

森林施業プランナー実践力向上対策事業

小規模森林所有者の森林を取りまとめる施業集約化のさらなる拡大等が求められる中、平成24年度から新たに開始された森林経営計画の作成の中核となることが求められているところであり、森林施業プランナーの一定の質を確保するとともに、その能力向上を図る上で、インセンティブとなる森林施業プランナーの認定制度の円滑な運用が期待されているところである。

このため、森林組合等林業事業体における森林施業プランナーに対する研修等を実施し、更なる実践力の向上を図るとともに、各地のフォレスター等と連携して施業集約化の取組拡大を図った。

第４節　林業労働力対策

１　林業就業者の現状

国勢調査によると、平成22年における林業従事者数はおよそ５万１千人で、ここ10年間で約１万５千人減少したが、最近は下げ止まりの兆しがうかがえる。

また、年齢構成については、高齢化率（65歳以上の割合）が21％と、30％であった10年前をピークに低下傾向にあり、林業の集約化や効率化、新規就業者の確保・育成を促す「緑の雇用」事業実施等による一定の成果が得られつつある。

しかしながら、全産業の従事者と比べると２倍を超える高い高齢化率となっているなど、依然として林業従事者の安定的な確保は厳しい状況にあることから、これまでの取組を基に、現状や課題に応じた取組を講じていく必要がある。特に、

①　林業労働者を雇用する森林組合や素材生産業者等の林業事業体における雇用管理の改善と事業の合理化の一体的促進と併せ、林業に就業しようとする者の就業の円滑化や就業後のキャリア形成の支援

②　林業における労働災害発生率は全産業と比べて13倍であり、林業の就労環境をより安全なものに改善するよう、林業事業体における労働安全衛生対策の推進

等により林業の成長産業化を図ることが重要である。

表16　林業従事者数及び高齢化の推移

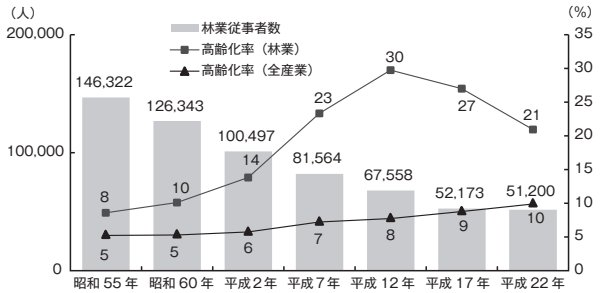

資料：総務省「国勢調査」
注：高齢化率とは、総数に占める65歳以上の割合

2 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業

人工林資源を有効活用した国産材の安定供給に必要な間伐や道づくり等の安全かつ効率的な実施が求められる中、現場技能者が、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの導入等に必要な高度な知識、技術・技能を有し、意欲と誇りを持って仕事に取り組めるよう、段階的かつ体系的な研修カリキュラムに基づき、新規就業者に対する３年間の「フォレストワーカー（林業作業士）研修」や、キャリアアップに向けた「フォレストリーダー（現場管理責任者）研修」、「フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）研修」等を実施した。

予算額　7,470,806千円
（前年度　5,530,381千円）

3 林業担い手等の育成確保

〈森林・林業・木材産業づくり交付金〉

林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき林業事業体が作成する改善計画の認定及び指導、都道府県林業労働力育成協議会の開催、高性能林業機械のメンテナンス等の講習会の実施並びに研修等を実施し林業事業体の育成及び林業就業者の確保・育成の推進に要する経費の一部を助成した。

また、林業における労働災害については、他産業に比べ発生頻度は今なお高い状況にあることから、林業労働安全衛生対策をより一層効果的に実施するため、安全衛生指導員等の養成、作業現場への巡回指導・救助訓練の実施、事業主等を対象とした安全衛生指導の実施、林業従事者に対する安全意識・技術向上の促進及び蜂毒に対する認識及び危険性を普及啓発する講習会等に要する経費の一部を助成した。

予算額　623,377千円の内数
（前年度　8,758,094千円の内数）

4 林業就業促進資金

新たに林業に就業しようとする者について円滑な就業が図られるよう、林業に就業するのに必要な知識及び技能を習得するための研修受講、資格の取得、住居の移転等に要する費用について林業労働力確保支援センターを通じて貸し付けを行った。

(ｱ)　貸付条件

a　利　　率：無利子

b　償還期間：20年以内（据置期間４年以内を含む。）認定事業主への貸付は、13年以内とする。（据置期間４年以内を含む。）

c　貸付限度額：１人につき

就業準備資金　　150万円

就業研修資金　　月額５～15万円

ただし、認定事業主への貸付限度額は、上記に80％を乗じた額とする。

第５節　林産物の需給及び加工流通対策

1 木材需給・木材工業等の動向

(1) 木材需給の動向

ア　需給の動向

我が国の木材（用材）需要量は、住宅需要の低迷等から減少傾向にあり、平成10年から９千万m^3台、平成14年からは８千万m^3台と推移し、リーマンショックなどによる景気悪化により、平成21年は６千３百万m^3台と大きく落ち込んだ。景気の回復傾向に伴ない増加に転じたが、平成24年は前年2.9％減少の7,063万m^3となった。

用途別でみると、総需要量（用材）のうち、製材用が36.9％、パルプ・チップ用が43.9％、合板用が14.6％を占めている。

また、製材用、パルプ・チップ用、合板用いずれも前年を下回った。

国産材の用材供給量は昭和63年以降減少し続けたが、平成15年より増加傾向となり、平成24年は前年に比べて1.6％増加の1,969万m^3となった。

表17　木材（用材）需給の現状

（単位：千m^3（　）内は対前年比％）

区　分	平成23年	平成24年
需　要		
総　　数	72,725（1035）	70,633（ 981）
製　材　用	26,634（1049）	26,053（ 978）
合　板　用	10,563（1105）	10,294（ 975）
パルプ・チップ用	32,064（ 991）	31,010（ 967）
そ の 他 用	3,464（1167）	3,275（ 945）
供　給		
総　　数	72,725（1035）	70,253（ 981）
国 内 生 産	19,367（1062）	19,686（1016）
外 材 輸 入	53,358（1026）	50,947（ 955）

イ　住宅建設の動向

木材需要の太宗を占める住宅の着工動向をみると、バブル期の昭和62年から平成２年にかけて新設住宅着工戸数は160万戸を上回って推移した。その後は景気の停滞や少子化等社会構造の変化により、減少傾向にあったところ、平成21年のアメリカの住宅バブル崩壊に端を発した国際的な金融危機等の影響を受け、前年比27.9％減の79万戸と45年ぶりに80万戸を割り込んだ。その後、経済対策や住宅取得支援策の効果等により平成22年は80万戸を回復し、平成24年には前年比5.8％増の88万戸となった。

また、東日本大震災により大きな住宅被害を受けた岩手県、宮城県、福島県においては復興に向けた住宅供給の増加を受け、平成24年の新設住宅着工戸数が前年比56％増の3.9万戸に達した。

平成24年の構造別の着工動向をみると、木造は前年比4.7％増の49万戸、非木造住宅は前年比7.2％増の40万戸となり、木造率は55.1％となった。また、木造住宅を工法別でみると、国産材の利用割合の高い在来工法が約８割を占める。

ウ　価格の動向

平成24年のスギ中丸太の価格は、需給のミスマッチ等により前年の水準を下回って推移した。

輸入丸太のうち米材の価格は、円高の影響等により前年を下回った。

合板は、年前半は下降傾向であったが、その後横ばいで推移した。ホワイトウッド集成管柱（国産）は年初に下降したのち、横ばいで推移した。

平成24年の平均価格（m^3当り）をみると、丸太では、スギ中丸太11,400円、ヒノキ中丸太18,500円、ベイマツ23,800、製材品では、スギ正角42,700円、

表18　新設住宅着工戸数の推移

（単位：戸、％）

	総　計		木造住宅 計			在来工法		ツーバイフォー工法		プレハブ工法		非木造住宅 計	
		前年比		前年比	木造率		前年比		前年比		前年比		前年比
平成元年	1,662,612	-1.3	719,870	3.2	43.3	640,348	2.4	47,572	46.5	31,950	-18.5	942,742	-4.5
2	1,707,109	2.7	727,765	1.1	42.6	642,102	0.3	51,093	7.4	34,570	8.2	979,344	3.9
3	1,370,126	-19.7	624,003	-14.3	45.5	545,366	-15.1	45,437	-11.1	33,200	-4.0	746,123	-23.8
4	1,402,590	2.4	671,130	7.6	47.8	580,799	6.5	52,933	16.5	37,398	12.6	731,460	-2.0
5	1,485,684	5.9	697,496	3.9	46.9	603,666	3.9	56,299	6.4	37,531	0.4	788,188	7.8
6	1,570,252	5.7	721,431	3.4	45.9	619,103	2.6	64,037	13.7	38,291	2.0	848,821	7.7
7	1,470,330	-6.4	666,124	-7.7	45.3	554,690	-10.4	73,989	15.5	37,445	-2.2	804,206	-5.3
8	1,643,266	11.8	754,296	13.2	45.9	619,028	11.6	93,693	26.6	41,575	11.0	888,970	10.5
9	1,387,014	-15.6	611,316	-19.0	44.1	497,843	-19.6	79,458	-15.2	34,015	-18.2	775,698	-12.7
10	1,198,295	-13.6	545,133	-10.8	45.5	447,287	-10.2	67,923	-14.5	29,923	-12.0	653,162	-15.8
11	1,214,601	1.4	565,544	3.7	46.6	458,146	2.4	75,864	11.7	31,534	5.4	649,057	-0.6
12	1,229,843	1.3	555,814	-1.7	45.2	446,359	-2.6	79,114	4.3	30,341	-3.8	674,029	3.8
13	1,173,858	-4.6	522,823	-5.9	44.5	418,402	-6.3	77,235	-2.4	27,186	-10.4	651,035	-3.4
14	1,151,016	-1.9	503,761	-3.6	43.8	401,029	-4.2	78,988	2.3	23,744	-12.7	647,255	-0.6
15	1,160,083	0.8	523,192	3.9	45.1	418,426	4.3	81,502	3.2	23,264	-2.0	636,891	-1.6
16	1,189,049	2.5	540,756	3.4	45.5	427,746	2.2	90,706	11.3	22,304	-4.1	648,293	1.8
17	1,236,175	4.0	542,848	0.4	43.9	426,299	-0.3	95,824	5.6	20,725	-7.1	693,327	6.9
18	1,290,391	4.4	559,201	3.0	43.3	432,731	1.5	105,390	10.0	21,080	1.7	731,190	5.5
19	1,060,741	-17.8	504,546	-9.8	47.6	388,435	-10.2	98,555	-6.5	17,556	-16.7	556,195	-23.9
20	1,093,519	3.1	516,875	2.4	47.3	391,193	0.7	107,715	9.3	17,967	2.3	576,644	3.7
21	788,410	-27.9	430,121	-16.8	54.6	324,406	-17.1	91,394	-15.2	14,321	-20.3	358,289	-37.9
22	813,126	3.1	460,134	7.0	56.6	349,865	7.8	96,104	5.2	14,165	-1.1	352,992	-1.5
23	834,117	2.6	464,837	1.0	55.7	352,264	0.7	98,248	2.2	14,325	1.1	369,280	4.6
24	882,797	5.8	486,756	4.7	55.1	364,092	3.4	107,487	9.4	15,177	5.9	396,041	7.2

ヒノキ正角66,600円、ベイマツ平角54,900円、針葉樹構造用合板では1,060円/１枚、ホワイトウッド集成管柱（国産）では2,000/１本と、軒並み前年を下回った。

⑵　木材貿易の動向

ア　輸入

平成24年の丸太輸入量は451万m^3で、前年比97%とやや減少、製材輸入量は656万m^3で同96%とやや減少した。

また、我が国の木材輸入の全体的な動向としては、輸出国側の丸太輸出規制、製品輸出拡大政策を背景に、製品輸入割合が増加している。

丸太の主な輸入先別の内訳は、米材69%（前年比102%）、南洋材７%（同67%）、北洋材６%（同80%）、ニュージーランド材16%（同104%）となっており、多くの地域で輸入量が前年よりやや減少した。

製材の主な輸入先別の内訳は、米材41%（前年比99%）、南洋材２%（同100%）、北洋材12%（同89%）、ニュージーランド材２%（同75%）、欧州材37%（同99%）、チリ材４%（同81%）、中国材１%（同82%）となっており、多くの地域で減少傾向である。

表19　木材の輸入量

単位：千m^3

	23年			24年		
	丸太	製材	合計	丸太	製材	合計
米材	3,049	2,744	5,793	3,120	2,714	5,834
南洋材	505	128	632	336	127	463
北洋材	342	870	1,212	273	774	1,046
ニュージーランド材	694	133	826	718	99	817
欧州材	35	2,471	2,506	25	2,436	2,461
アフリカ材	4	2	6	4	4	8
チリ材	-	352	352	-	285	285
中国	2	115	118	2	95	97
その他	8	30	38	34	28	62
合計	4,640	6,844	11,484	4,512	6,562	11,075

金額ベースでみると、平成24年の木材（丸太、製材、合板、チップ等のHS44類計）輸入は、9,549億円（前年比96%）で我が国の平成24年の輸入総額70兆6,886億円（同104%）の1.4%を占めている。

国別では中国が1,465億円（前年比98%）と最も多く、次いでマレーシア1,067億円（同91%）、カナダ997億円（同95%）、インドネシア811億円（同98%）、米国677億円（同100%）、豪州605億円（同93%）、チリ574億円（同99%）、フィリピン565億円（同113%）となっている。

⑺　米材

平成24年の米材輸入量は丸太312万m^3（前年比102%）、製材271万m^3（同99%）となった。国別では、米国が丸太181万m^3（同108%）、製材42万m^3（同95%）、カナダが丸太131万m^3（同95%）、製材229万m^3（同100%）となっている。

⑴　南洋材

平成24年の南洋材輸入量は丸太34万m^3（前年比67%）、製材13万m^3（同99%）、合板252万m^3（同100%）となっている。

丸太については、マレーシアから25万m^3を輸入しており、南洋材丸太輸入の75%を占めている。

合板輸入では、マレーシアが総輸入量の52%（155万m^3、前年比103%）、インドネシアが32%（95万m^3、同95%）と南洋材が大半を占めている。

なお、インドネシアでは資源保護の観点から丸太の輸出が禁止され、マレーシアのサバ州、サラワク州では丸太輸出枠が設定されている。

⑼　北洋材

平成24年の北洋材の輸入量は丸太27万m^3（前年比80%）、製材77万m^3（同89%）と、丸太輸入量は大きく減少している。

⑽　中国

平成24年の中国からの木材輸入額は1,465億円（前年比98%）で、全体の15%を占めて第一位となっている。中国からの輸入は集成材、木製品、割り箸等の加工度の高い製品の割合が高く、丸太、製材は僅かである。

イ　輸出

平成25年の木材の輸出額は123億円（前年比132%）と増加した。

輸出品の内訳は、丸太31億円（前年比223%）、製材27億円（同112%）、合板等10億円（同147%）、建築木工品・木製建具７億円（同107%）、繊維版６億円（同130%）、単板６億円（同104%）となっている。

国別内訳の割合は、中国が28%（35億円、前年比166%）で、以下フィリピン16%（20億円、同109%）、韓国13%（17億円、同158%）、台湾12%（14億円、同144%）、米国10%（13億円、同132%）、インドネシア４%（５億円、同104%）、ベトナム３%（４億円、同99%）の順となっている。

⑶　木材工業の動向

我が国の木材工業の業況についてみると、長期にわたる木材価格の低迷に加え、輸入製品との競合等厳しい経営環境にある中で、木造建築・住宅分野においては、建設コストの低減や施工期間の短縮等の合理化とともに、耐火性や強度等の品質・性能が確かな資材が求められている。これらのニーズに的確に対応した国産材の供給体制の整備が急務となっている。

また、東日本大震災により、木材加工・流通施設115か所が被災した。

ア　製材業

24年末における製材工場数は5,927工場で前年に比べ315工場減少した。

製材工場の平均出力数は113.9kw（前年比103％）と僅かながら増加しているが、75kw未満の工場数が全体の64％を占めており、依然として零細な産業構造である。24年における製材用素材の需要量は1,625万m^3（前年比98.9％）となった。このうち、国産材は1,132万m^3（前年比98.6％）、外材は493万m^3（前年比99.8％）であり、製材用素材供給量のうち外材の占める割合は、30.3％となった。

また、製材品出荷量は930万m^3（前年比98.6％）となり、これを用途別にみると、建築用材80％、土木建設用材５％、木箱仕組板・こん包用材12％、家具・建具用材１％、その他用材２％となっている。

イ　合板製造業

24年末の合単板製造工場数は、前年に比べ６工場減少し197工場となった。これを類型別にみると普通合板を生産する工場は１工場減少して34工場、特殊合板のみを生産する製造工場は７工場減少して145工場となった。

24年における単板製造用素材の入荷量は前年に比べ２万m^3減少し384万m^3となった。材種別には、外材が前年より９万m^3減少し124万m^3、国産材については前年より７万m^3増加し260万m^3となった。

24年の普通合板の生産量は255万m^3（前年比102.5％）、特殊合板の生産量は64万m^3（前年比91％）となった。

２　林産物の供給及び利用の確保

⑴　木材産業の健全な発展に向けての取組

ア　木材の安定供給体制の整備

生産・流通体制を整備するため、森林組合等の林業事業体による施業の集約化、路網整備と高性能林業機械の活用による低コスト作業システムの普及、原木供給の取りまとめと需給のマッチングにより、国産材安定供給体制の整備を推進した。また、東日本大震災により被災した工場へ出荷していた地域の原木等を、被災していない工場に出荷する等の運搬経費を前年度に引き続き助成した。

イ　木材加工体制の整備

木材の需要構造の変化に対応した林産物の供給・利用を推進するため、

○　競争力のある木材産地の形成と地域材の安定的な供給を目的とした木材加工流通施設等の整備

○　外材から国産材への原料転換や品質・性能の確かな製品の供給を行う場合の設備導入等について利子助成やリース料の一部助成

等を実施した。

また、東日本大震災により被災した木材加工流通施設等の復旧、木材製品等に係る放射性物質の調査・分析や効率的な放射性物質の除去・低減のための技術の検証・開発等を推進した。

⑵　林産物の利用の促進

ア　国民への知識の普及と情報の提供

消費者や企業に対し、木材とりわけ国産材利用の意義への理解を醸成し、これを広めるとともに、消費者や企業の実需を国産材に結びつけていくため、「木づかい運動」を展開した。10月を「木づかい推進月間」とし、シンポジウムやセミナーを一週間連続で開催する「木づかいweek」の実施、ポスターの制作・配布等の集中的な普及啓発活動を実施した。

イ　林産物の新規需要の開拓

木質バイオマスの効率的利用を図るため、施設導入に向けた技術支援や実務的なテキスト、優良事例集の作成に対し支援した。

ウ　「顔の見える木材での家づくり」の普及

「顔の見える木材での家づくり」グループへの支援、木造建築に携わる担い手育成に対する支援、耐火性・強度の優れた地域材製品の開発・普及を実施した。

エ　公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律

法に基づく国の木材利用計画や地方公共団体の木材利用計画は、国の機関では22全てで、都道府県では47全て、市町村は1,321（平成26年２月末現在）で策定された。

また、特に都市部での市町村木材利用方針策定に向けて都道府県へ積極的な働きかけを実施。木造公共建築物の整備に対する支援や設計段階からの技術支援を実施した。

オ　品質及び性能の確かな木材の供給促進

木材製品の供給に当たっては、品質管理を徹底し、乾燥材等の品質及び性能の明確な製品の安定供給を推進するとともに、JASマーク等による品質及び性能の表示を促進した。

3　木材の需給安定等

(1)　木材の需給の見通しの公表

木材の需給の見通し等について協議するため、木材需給会議を開催し、年間の木材（用材）の需給見通し及び四半期ごとに主要木材の短期需給見通しを公表した。

(2)　木材需給安定対策

木材の需給動向の情報の収集・分析・提供、国産材需要拡大のための情報や木材流通の改善合理化に関する情報の収集・提供等を行うことにより、木材の需給安定に取り組んでいる。

(3)　違法伐採対策

国際的に問題となっている違法伐採に対処するため、合法木材の証明制度の信頼性・透明性の向上、民間企業や一般消費者への合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品の普及啓発に取り組んでいる。

4　特用林産物の生産振興

(1)　特用林産物の生産動向等

特用林産物は、「しいたけ」「えのきたけ」「ぶなしめじ」等のきのこ類をはじめ、「竹材」「桐材」「うるし」等の伝統的工芸品原材料、「木炭」等の木質系燃料、さらには樹実類、山菜等に至るまでその種類、品目は極めて多い。

これらの特用林産物の生産は、農山村地域における重要な産業の一つとして、地域経済の安定と就業機会の確保に大きな役割を果たしている。

平成24年の特用林産物の生産動向については、きのこ類の生産量についてみると、乾しいたけ、なめこ、及びエリンギは前年並み、ぶなしめじは前年より増加、生しいたけ、えのきたけ、ひらたけ、まいたけ及びまつたけは減少した。

なお、生しいたけの輸入量は、5,015tで前年に比べて5.75％の減少となった。

きのこ類以外の特用林産物は、木炭の生産量が増加し、竹炭、竹酢液は減少し、木酢液は前年並みとなった。

この結果、平成24年の特用林産物の総生産額は2,508億円で、前年（2,614億円）比95.9％となった。

表20　特用林産物の需要動向（平成24年）

品名	単　位	生産量	輸入量	輸出量	消費量
乾しいたけ	トン	3,705	5,940	23	9,622
生しいたけ	トン	66,476	5,015	－	71,491
なめこ	トン	25,816	－	－	25,816
えのきたけ	トン	130,871	－	－	130,871
ひらたけ	トン	1,883	－	－	1,883
ぶなしめじ	トン	122,276	－	－	122,276
まいたけ	トン	43,251	－	－	43,251
エリンギ	トン	38,163	－	－	38,163
まつたけ	トン	16	1,436	－	1,452
くり	トン	20,900	15,157	－	36,057
たけのこ	トン	39,244	198,887	－	238,131
わさび	トン	2,891	－	－	2,891
生うるし	kg	1,438	51,584	－	53,022
竹材	千束	1,199	370	1	1,568
桐材	m^3	589	13,350	－	13,939
木炭	トン	22,646	144,699	698	165,647
竹炭	トン	1,002	5,455	0	6,457
木酢液	Kl	2,136	－	－	2,136
竹酢液	Kl	237	－	－	237

（注）1　林野庁経営課特用林産対策室調べ
2　不明なもの及び該当のないものについては－印とした。
3　消費量は単純計算（生産量＋輸入量-輸出量）により算出した
4　合計が一致しない部分は四捨五入によるものである。

(2)　特用林産振興対策

山村地域の再生・活性化が求められている中で、特用林産物を活用した取組により就業機会の確保や地域の特性に応じた生産・供給体制の確立を図る観点から、山村地域資源を活用して生産され山村地域の貴重な収入源となっている特用林産物の生産基盤の整備や生産体制を強化するための取組に対し、森林・林業・木材産業づくり交付金による支援を行った。

また、特用林産物の消費の拡大に向けて、きのこの生産過程におけるトレーサビリティの円滑な導入に向けた関係者の取組状況等の調査やきのこ菌床培地用おがこの品質認証システムの検証による消費者の安全と信頼の確保、生産者の経営の安定化・高度化に向けて、生産性の効率化に資する新生産技術や新規用途技術の検証、きのこ生産資材の安定供給に向け安定供給プランの策定等を実施した。

さらに、きのこ種菌の流通の適正化を図るため，「種苗法」に基づくきのこ種菌の検査及び指導を実施した。

第６節　林業関係金融

１　日本政策金融公庫資金

林業生産力の維持増進、林業構造の改善等のため、造林事業、林道事業等に必要な資金について、林業の生産期間の長期性、低収益性等の特質を考慮して日本政策金融公庫から長期低利の資金の融通を行っている。

林業関係資金の24年度の貸付実績は**表21**のとおりである。

表21　日本政策金融公庫林業関係資金貸付実績

（単位：百万円）

区分				23年度	24年度
林業基盤整備資金	造林	補助	公有林	1,345	1,168
			私有林	257	228
		非補助	公有林	1,070	1,045
			私有林	70	71
		計		2,742	2,511
		樹苗養成		－	－
	林道			5	4
	利用間伐推進			5,999	6,055
	伐採調整			－	－
森林整備活性化資金				299	293
林業経営育成資金				464	202
農林漁業セーフティネット資金				102	123
林業構造改善事業推進資金				－	－
農林漁業施設資金	共同利用			1,449	2,597
	主務大臣指定			6,719	6,299
振興山村・過疎地域経営改善資金				－	－
計				17,779	18,084

（注）四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

２　林業・木材産業改善資金

最近における林業・木材産業経営の厳しい状況等にかんがみ、林業・木材産業経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止、林業労働に従事する者の確保等についての林業従事者等の自主的努力を積極的に助長するため、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）による無利子の中・短期資金の貸付けが行われており、24年度の貸付実績は**表22**のとおりである。

表22　林業・木材産業改善資金貸付額の推移

年度	貸付額（百万円）
H20	2,073
H21	1,056
H22	963
H23	1,020
H24	964

３　木材産業等高度化推進資金

木材の生産及び流通の合理化の促進による木材供給の円滑化並びに効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」（昭和54年法律第51号）に基づき、木材の生産又は流通を担う事業者がその行う事業の合理化の促進及び林業者が行う林業経営の改善を推進するのに必要な運転資金を金融機関から低利で融資するものである。

24年度末の資金種類別貸付状況は、**表23**のとおりである。

表23　資金種類別貸付状況（24年度末貸付総額）

資金種類	貸付額（億円）	構成比（％）
事業経営改善計画		
事業経営改善合理化資金（運転資金）	62	18
素材生産等促進資金	57	17
素材転換促進資金	－	－
間伐等促進資金	4	1
素材生産合理化資金（運転資金）	179	53
素材生産資金	39	12
素材引取資金	139	41
素材転換促進資金	0	0
製品流通合理化資金（運転資金）	39	12
間伐等促進資金（運転資金）	40	12
構造改革促進資金（運転資金）	－	－
木材加工流通システム整備資金	－	－
（設備資金）	－	－
木材高度利用加工資金	－	－
木材市場整備近代化資金	－	－
主産地育成整備資金	－	－
構造改善計画		
構造改善合理化資金（運転資金）	2	1
チップ等安定供給資金	－	－
木材高度加工資金	1	0
原木確保協定促進資金	1	0
経営高度化促進資金（運転資金）	14	4

立木等引取資金	10	3
資源循環推進資金	−	−
チップ等安定供給資金	−	−
木材加工資金	3	1
高度加工資金	2	1
木材需要拡大資金	−	−
原木確保協定促進資金	−	−
林業経営高度化推進資金（運転資金）	0	0
計	336	100

（注）四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

4 （独）農林漁業信用基金（林業信用保証制度）

信用基金の林業信用保証制度は、林業者等（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。）が林業の経営の改善に必要な資金又は木材卸売業者等が木材の流通の合理化に必要な資金を融資機関から借り入れる場合に、その借入れ等に係る債務を保証するものである。

24年度の保証引受実績は**表24**のとおりである。

表24　資金種類別保証引受実績

資金種類	23年度	24年度
		（億円）
木材産業等高度化推進資金	179	171
林業・木材産業改善資金	4	2
一般資金	242	147
計	425	321

（注）四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

第７節　林業技術対策

1　研究開発体制の整備

⑴　研究開発の戦略的推進

森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、木材の安定供給体制の整備等に対応した研究・技術開発の効果的・効率的な推進を図るため、平成19年１月に策定した「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」に基づき試験研究及び技術開発を推進している。

試験研究に当たっては、国と独立行政法人森林総合研究所及び都道府県等がそれぞれの特性を活かした分担協力を行う等一層の連携を図りつつ、一体的な推進を図るため、全国を６ブロックに分け林業研究開発推進ブロック会議を開催した。

また、多様な樹種を対象に品種の開発等に係る研究から種苗の生産・配布までを内容とする林木育種については、平成19年２月に策定した「林木育種戦略」に基づいて推進している。

林木育種事業の推進に当たっては、国と独立行政法人森林総合研究所及び都道府県等の関係機関との密接な連携の下、効率的かつ効果的な実施のために、５つの育種基本区ごとに林木育種地区協議会を開催した。

⑵　独立行政法人の試験研究

独立行政法人森林総合研究所は、平成19年４月に独立行政法人林木育種センターと統合し、森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に取り組んでいる。

森林総合研究所は、

⑴　森林・林業の再生に向けた森林管理技術・作業体系と林業経営システムの開発

A　地域に対応した多様な森林管理技術の開発

B　国産材の安定供給のための新たな素材生産技術及び林業経営システムの開発

⑵　林業の再生に対応した木材及び木質資源の利用促進技術の開発

C　木材の需要拡大に向けた利用促進に係る技術の開発

D　新規需要の獲得に向けた木質バイオマスの総合利用技術の開発

⑶　地球温暖化の防止、水源の涵養、国土の保全、生物多様性の保全等の森林の機能発揮に向けた研究

E　森林への温暖化影響評価の高度化と適応及び緩和技術の開発

F　気候変動に対応した水資源保全と山地災害防止技術の開発

G　森林の生物多様性の保全と評価・管理・利用技術の開発

⑷　林木の新品種の開発と森林の生物機能の高度利用に向けた研究

H　高速育種等による林木の新品種の開発

I　森林遺伝資源を活用した生物機能の解明と利用技術の開発

について、重点的に研究を推進するとともに、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究開発を推進する中核機関として、国、都道府県等との密接な連携・協力を進め、行政ニーズに対応した課題に取り組み、その着実な実施を行った。

これら試験研究等を実施するために23年度の運営に

要した経費は97億6478万円であった。

⑶　都道府県等の行う試験研究に対する指導・助言

森林総合研究所の行った基礎的研究を基に、地域の実情等に合った実用的な試験研究を行っている都道府県等に対し、林業研究開発推進ブロック会議等で試験研究に対して指導・助言を行った。

2　技術開発の推進

⑴　林業機械開発事業

林業の機械化の促進を図るため、①我が国の自然環境等の条件に合致した先進的な機能を有する機械の開発を促進し、②先進林業機械改良や新作業システムの開発等に助成した。

①　先進林業機械開発促進

ホイール式８輪駆動林内作業車の開発、トラクタ牽引式フォワーダの開発等に助成した。

②　先進林業機械改良・新作業システム開発等

先進林業機械を現地の作業条件に適合させるような改良や現地検討会の開催等に助成した。

⑵　木質バイオマスの新たな利用技術開発

①森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業

林地残材や間伐材等の未利用森林資源活用のため、先進的な技術を活用し、木質バイオマスを原料としてナノカーボンやバイオ燃料等のマテリアルやエネルギーに変換して利用するための新たな製造技術の開発・実証を行った。

②森林整備効率化支援機械開発事業

木質バイオマスを原料としてバイオエタノールやリグニンから付加価値の高い製品の製造技術の開発・実証を行った。

⑶　花粉発生源対策

社会問題化しているスギ等の花粉症について、県庁所在地等の人口の集中する地方都市を対象にスギ花粉の発生源地域を推定する調査及びヒノキ雄花の観測技術の開発に取り組んだ。

3　林業普及指導事業

林業普及指導事業は、森林法第187条第１項に規定する林業普及指導員を適正に配置し、森林所有者等に対して林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行うとともに、青少年を始めとする国民各層を対象とする森林・林業への理解や啓発に必要な施設等の整備並びに林業後継者の育成・確保を図ることにより、林業技術の改善、林業経営の合理化、森林の整備等を促進し、もって林業の振興を図り、森林の有する諸機能の高度発揮に資することを目的とするもので、24年度は次のような事業を実施した。

⑴　林業普及指導事業交付金

林業普及指導員の設置のほか、普及指導活動の効率的推進を図るため、普及指導活動に必要な機材等の整備、普及車両の配備、普及指導員の巡回指導、試験研究の成果の現地適応化、普及指導員の研修、普及指導員が計画的に行う情報活動として林業機械稼働実態等の特定情報調査及び技術情報の整理分析等の実施について必要な経費を都道府県に助成した。

⑵「緑の雇用」現場技能者育成対策事業

森林・林業関係学科の高校生に対する林業経営・就業体験、新たに林業経営を手がける森林所有者に対する情報提供等について必要な経費を民間団体に助成した

第８節　国有林野事業

1　国有林野事業の現状

国有林野は、我が国の国土面積の２割、森林面積の３割に当たる758万haに及んでいる。その多くが奥地脊梁山地や水源地域に分布しており、希少な野生生物が生育・生息している森林や原生的な天然林も多く残されていることから、森林のもつ国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等の公益的機能の発揮に大きな役割を果たしている。

国有林野事業は、こうした国有林野の管理経営を行うための事業であり、昭和22年の発足以来、独立採算性を前提とした特別会計制度によりその使命を果たしてきた。また、戦後の復興期から高度経済成長期にかけては、増大する木材需要に応えるとともに、事業収益の一部を一般会計に繰り入れるなど国の財政にも貢献した。

しかし、昭和40年代後半以降、木材輸入の増加等による木材価格の低迷、資源的制約や自然保護への配慮による伐採量の減少等から財務状況が急速に悪化した。その結果、昭和51年度からは財政投融資資金を借り入れるようになり、その後、４次にわたり「国有林野事業の改善に関する計画」を策定し経営改善に努めたものの、引き続き木材価格が低迷したこと及び土地価格が低迷したことなどにより債務は累増した。

このようなことから、国有林野事業が将来にわたってその使命を十全に果たせるよう、平成８年度から９年度にかけて、林政審議会や行政改革会議、財政構造改革会議等において国有林野事業の改革の方向等について幅広く論議・検討された。

国有林野事業では、これらの論議・検討を踏まえて平成10年10月に成立した国有林野事業改革関連２法に基づき、平成15年度までを集中改革期間とし、

① 木材生産に重点をおいた管理経営から、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営への転換
② 組織・要員の徹底した合理化、縮減による簡素で効率的な管理経営体制の確立
③ 独立採算性を前提とした特別会計制度を見直し、一般会計繰入を前提とした特別会計制度に移行
④ 累積債務の本格的処理

を柱とした改革を推進している。

具体的には、国有林野の管理経営の方針を明確にするとともに、国民共通の財産にふさわしい透明性の高い管理経営を行うため、国民の意見を広く聴いた上で、「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」という。）を平成15年12月に改定し（現行計画は、平成20年12月に再度改定したもの）、集中改革期間に築いた基礎の上に立って、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を本格的に推進している。

前述の改革の４つの柱に即して、推進状況を要約的に述べれば、以下のとおりである。

第１の公益的機能重視の管理経営については、森林の機能類型を「水土保全林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」に再編し、木材生産のための森林（資源の循環利用林）を５割から１割に縮小するとともに、国土の保全等のための森林（公益林）を５割から９割に拡大し、100年程度の長い周期で伐採や植林を繰り返す長伐期施業や育成複層林施業等の非皆伐施業を積極的に推進している。

第２の組織・要員の徹底した合理化、縮減による簡素で効率的な管理経営体制の確立については、まず、国の業務は森林の保全管理等の行政的な業務に限定するとともに伐採、造林等の事業の実施は全面的に民間委託することとした。こうした考え方の下で、国有林野を管理経営する組織については、平成11年３月に、中央機関として林野庁国有林野部、地方機関として森林管理局、森林管理署・支署に再編している。これらと併せ、職員数の適正化にも取り組み、国有林野事業に係る組織を簡素かつ効率的なものとしている。

第３の一般会計繰入を前提とした特別会計制度への移行については、平成10年10月の国有林野事業改革関連２法の施行に伴い平成10年度以降、公益林の保全管理等に必要な経費等について安定的・継続的に一般会計からの繰入が行われている。

第４の累積債務の本格的処理に関しては、国有林野事業改革関連２法の施行に伴い、累積債務約3.8兆円のうち、約2.8兆円を一般会計へ承継し、残りの約1.0兆円は国有林野事業特別会計で利子補給を受け、累増を防止しながら、借り換えることにより、将来において返済することとした。

一方、平成23年７月に閣議決定した「森林・林業基本計画」において、国有林野については公益重視の管理経営のより一層の推進、民有林への指導やサポートなど森林・林業の再生に貢献することとし、そのために債務を区分経理した上で、組織・事業の全てを一般会計に移行することを検討することとされたことや、平成23年12月に林政審議会から答申された「今後の国有林野の管理経営のあり方について」等を踏まえ、平成24年３月、国有林野の組織・事業を一般会計に移行すること等を内容とする関連法案を第180回通常国会に提出し、同年６月に公布された。その際、既存の累積債務については、債務を国民の負担とせず、林産物収入等によって返済することを明確にするため、債務処理を経理する暫定的な特別会計である国有林野事業債務管理特別会計を設置することとされた。

平成24年12月には、国有林野の管理経営に関する法律の改正等を踏まえ、管理経営基本計画を変更した。

平成24年度においては、①国土保全や水源涵養等の公益的機能の維持増進、②民有林と連携した森林施業等の推進、③森林環境教育や森林とのふれあい等の推進、④地球温暖化、生物多様性の保全等新たな政策課題への率先した取組に努めた。

２　国有林野事業の主要事業

⑴　販　売　事　業

販売事業は、国有林から生産される林産物を立木、丸太等の形で販売する事業であり、林産物の需給安定や地域産業の振興等にも十分配慮しつつ実行している。

24年度に国有林野で伐採された立木は762万m^3、その伐採量のうち立木販売等に係るもの225万m^3、丸太生産の資材としたもの537万m^3であった。

また、官行造林地からの官収分は25万m^3であった。

⑵　製品生産事業

製品生産事業は国有林に生育する立木を資材として、国が丸太等を生産する事業である。

この事業は、森林の多面的機能の発揮の観点から、森林の主要な機能の一つである木材生産機能の発揮のため、需要者のニーズを踏まえつつ、計画的・安定的な木材の供給等を目的として実行しているものであ

る。

24年度は、233万m^3の丸太の生産を行った。

⑶　林　道　事　業

林道事業は、国有林野の管理経営に必要な林道等の新設・改良・修繕を行う事業である。

林道は、林産物の搬出、造林の実施及びその他森林の有する多面的機能を確保するための森林管理にとって欠くことのできない施設であるとともに、公道や民有林林道等と道路網を形成し、地域住民の日常の生活利用や地域経済の発展など農山村地域振興にも大きな役割を果たすものであり、長期的視点に立って計画的にこれを整備することとしている。

このため、24年度は林道事業に一般会計から265億9,136万円の繰入れを行い、928kmの林道新設・改良の事業を行った。

⑷　造　林　事　業

造林事業は、伐採跡地及び無立木地に樹木の植栽等を行うとともに、これを保育・保護する事業である。

この事業は森林の有する公益的機能を充実させるとともに、将来の森林生産力の増進を図るため、長期的視点に立って、計画的かつ着実に事業を実施する必要がある。

このため、24年度は一般会計より497億円の繰入れを行い、新植植付４千ha、育成天然林造成２千ha、保育17万４千ha等の事業を行った。

⑸　国有林治山事業

国有林治山事業は、国土の保全等公益的機能の維持増進を図るため、荒廃地等の復旧整備、保安林の整備を行う事業であり、平成21年度に策定された森林整備保全事業計画に基づき計画的な実施に努めている。

24年度においては、一般会計等からの繰入により事業費547億円をもって実施した。

⑹　国有林野の測定事業

測定事業は、国有林野の境界（延長約10万km，境界点数約357万点）を管理し、境界標を保全整備する事業である。

24年度は、測量成果を基に境界標を改設復元する境界検測及び境界の見回り等を行う巡検・巡視に重点を置き、境界検測617km、境界検測予備調査4,277km、境界巡検・境界巡視95,852km等の事業を実施した。

３　国有林野事業特別会計の財務状況

国有林野事業特別会計は、国有林野事業を国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ企業的に運営し、その健全な発達に資するため、国有林野事業等に関する経理を明確にすることを目的に、「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第42号、「以下「法」という。）第３条の規定による改正前の「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号、以下「旧特別会計法」という。）に基づき設置されたものである。

この会計の平成24年度の決算は、次のとおりである。

なお、この会計は、法第３条の規定により本年度限り廃止されたので、その際この会計に所属していた権利義務は、法附則第４条第５項の規定により、東日本大震災復興特別会計及び法第３条の規定による改正後の「特別会計に関する法律」附則第67条の２第１項の規定により設置された国有林野事業債務管理特別会計に帰属させるものを除き、一般会計に帰属させることとした。

⑴　歳　入　歳　出

ア　歳入の部

収納済歳入額は、5,330億円であって、これを歳入予算額5,111億円に比べると219億円の増となった。その要因の主なものを科目別にみると、一般会計より受入では前年度からの繰越事業があったこと等のため242億円の増となり、一方で借入金では借入償還に要する借入金が予定より少なかったことにより16億円減少した。

イ　歳出の部

歳出予算現額は、5,583億円であって、その内容は歳出予算額5,111億円、前年度繰越額389億円及び予算総則の規定による経費増額85億円であった。この予算現額に対して、支出済歳出額は4,698億円、翌年度繰越額は809億円、不用額は76億円であった。

なお、翌年度繰越額の内訳は、旧特別会計法第170条の規定による支出未済繰越額111億円、明許繰越額682億円及び事故繰越額16億円であった。また、不用額は、国有林野事業費において林産物の生産事業に係る契約価格が予定を下回ったこと、販売事業に係る製品の販売単価の低下に伴い販売委託手数料が少なかったこと等により、業務費を要することが少なかったこと等のため生じたものである。

⑵　損　益　計　算

総収益額1,128億円に対し、総費用額1,390億円となり、その差262億円を損失として計上した。この損失は、旧特別会計法第165条第２項ただし書の規定により翌年度に繰り越して整理することとした。

なお、この会計は、法第３条の規定により本年度限り廃止されたので、この損失は、法附則第４条第５項

の規定により、一般会計に帰属させることとして、決算を結了した。

（表25、26）

表25　損益計算書

（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

費用 科目	金額（億円）	収益 科目	金額（億円）
経営費	450	売上高	210
治山事業費	441	林野等売払収入	30
一般管理費及販売費	176	財産貸付料等収入	48
減価償却費	206	一般会計より受入	773
支払利子	84		
資産除却損	32	森林保全経費等財源受入	303
雑損	1	治山事業費財源受入	383
		利子財源受入	88
		東日本大震災復興特別会計より受入	9
		地方公共団体工事費負担金収入	50
		雑収入	8
		雑益	0
		本年度損失	262
計	1,390	計	1,390

表26　貸借対照表

（平成25年3月31日現在）

借方 科目	金額（億円）	貸方 科目	金額（億円）
流動資産	1,116	借入資本	13,315
固定資産	74,220	自己資本	66,967
繰越欠損金	4,683		
本年度損失	262		
計	80,281	計	80,281

（注）　四捨五入により計が一致しない場合がある。

4　国有林野の活用等

国有林野事業は森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第５条の規定の趣旨に即して、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全、国民の保健休養の場の提供等の公益的機能の維持増進を図るとともに、林産物を持続的に供給するほか、国有林野の活用等により地域住民の福祉の向上と地域産業の振興に寄与している。

(1)　国有林野の活用

ア　農林業の構造改善等のための国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律（昭和46年法律第108号）第３条の規定に基づいて、その活用を積極的に推進した。

活用決定面積は24年度末現在で次のとおりである。

農業用活用実績面積　　５万６千ha

林業用活用実績面積　　２万７千ha

イ　一般地元施設としての活用

一般地元施設制度は国有林野の所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与するため、国有林野の貸付け・分収造林及び共用林野の契約等を行うものであるが、その実績は24年度末現在で、貸付使用面積７万５千ha、分収造林契約面積12万３千ha、共用林野契約面積126万５千haとなっている。

(2)　国有林分収育林事業

分収育林事業は昭和59年に国有林に創設され、以来、国民参加による森林づくり事業として国民の緑資源確保に対する要請に応えるとともに、国有林野の森林資源の整備充実を図るため、実施してきたところである。

分収育林契約では国と国以外の者（契約者）との間で国有林野の一定の土地に生育している樹木を共有し、契約者に当該樹木に係る持分の対価及び保育・管理に要する費用を負担してもらい、伐採時に販売代金を国と契約者で分収することとしている。

分収育林は、これまで８万６千人の緑のオーナーの参加を得て森林整備が図られてきたところであるが、平成10年の国有林野事業の抜本的改革により、公益的機能を重視した管理経営に転換したことなどから、分収育林の適地が減少している状況を踏まえ、法人等が社会貢献活動の一環として実施する「法人の森林」を除き、平成11年度から公募を休止しているところである。

なお、平成11年度から分収木（主伐）の販売を行っており、平成24年度には全国89箇所で分収を行った。23年度末までの契約実績（累計）は次のとおりである。

契約面積　　２万６千（ha）

契約口数　　10万５千（口）

契約者数　　8万6千（人）

⑶　森林空間総合利用事業

森林空間に対する多様な要請に対応するため、森林の持つ保健・文化・教育的機能を他の機能との調整を図りつつ高度に発揮させることとし、「レクリエーションの森」を中心として森林空間の総合利用を積極的に展開し、併せて地域振興に寄与することとしている。

また、森林ボランティア活動のためのフィールドや、森林環境教育のためのフィールドの提供を行っている。

主なものは次のとおりである。

○レクリエーションの森（平成24年4月1日現在）

1,096箇所

・自然休養林　89箇所
・自然観察教育林　165箇所
・風景林　481箇所
・森林スポーツ林　57箇所
・野外スポーツ地域　196箇所
・風致探勝林　108箇所

○ふれあいの森協定（平成25年3月31日現在）

140箇所

○遊々の森協定（平成25年3月31日現在）

173箇所

5　国有林野事業の労働情勢（24年度）

国有林野事業の推進に当たっては、これまで労働組合との共通の認識に立って取組を円滑に進めるとともに、関係行政機関等との連携に努めてきたところであり、引き続き、様々な森林・林業・木材産業関係者等との情報共有を図り、相互の理解と協力の下、連携した取組を推進するよう努めている。

このような中、労使間においては、業務運営、財政の健全化、国有林野事業の改革等に係る諸課題について論議、疎通を行った。

全国林野関連労働組合では、7月28日から7月29日にかけて東京都内で開催した「第8回定期全国大会」において、

⑴　森林・林業再生プランの推進に向け、森林・林業基本計画に基づく森林・林業政策の具体的展開を求める取組を進めること

また、東日本大震災からの復興・再生に係る課題に対しては、森林労連と連携を図り取組を進めること

⑵　国有林野事業については、「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案」が成立する見通しとなっており、来年4月からの移行に向けては、これまでの労使合意と要求に基づき有利解決が図られるよう労使交渉等を進めること

また、一般会計となっても、森林経営財産の管理・経営の理念は変わらないことから、事業実行に関しては、民有林と国有林の一層の連携を図らせるとともに、業務運営の適切な推進と労働条件課題等の解決に向けて、中央、地本、分会が一体となって取組を進めること

⑶　無所属者の組織化と新規採用者の全員組織化に向け取組を進めること

また、日常の組織運営に当たっては、組合員の団結強化と闘う態勢の確立に向けた取組を進めること

⑷　森林・林業・木材関連産業の政策推進のため、連合及び公務労協等の関係団体と連携を図るとともに、関連する労働者の総結集に向けた取組を進めること

また、関係する国際組織との連携強化に向けた取組を進めること

⑸　2013春季生活闘争については、連合の「春季生活闘争方針」を基本に、公務労協及び国営関係部会の統一闘争を重視し取組を進めること

⑹　労働基本権に係る「国家公務員制度改革関連4法案」の早期成立を求め、公務労協と連携を図り取組を進めるとともに、新たな労使関係制度の構築に向け取組を進めること

等が決議された。

第9節　森林国営保険

1　事業の概要

森林国営保険は森林国営保険法（昭和12年法律第25号）に基づき、民有林人工林等を対象に保険契約を結び、火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害）及び噴火災によって受ける損害のてん補を行っている。現在、自然災害を対象とする森林保険は、国営保険のみである。

平成24年度末の森林国営保険の加入状況は**表27**のとおり、90万7千haで、民有林人工林面積の11.4％に当たっており、齢級別に見ると、Ⅰ、Ⅱ齢級（林齢1年生～10年生）の幼齢林では、加入面積12万3千haで、対象面積の77％を占めている。

平成24年度予算においては新規契約及び継続契約の確保等加入拡大に努め、特に中高齢林の加入率を高め

ることとし、歳入については最近の保険加入実績等を基礎とし、保険契約面積352,600ha（前年度363,900ha）を予定した。

この計画に伴う歳入は表28のとおり保険料収入25億2,210万円、前年度繰越資金受入69億5,103万７千円、預託金利子収入を主体とする雑収入１億8,873万３千円で、合計96億6,187万円を予定した。これは、前年度歳入予算額103億647万９千円に比べ６億4,460万９千円の減となっている。

また、歳出は契約森林に対する損害の補てんに充てる支払保険金等が17億3,517万３千円、保険業務を運営するために必要な事務費11億5,068万５千円、予見し難い予算の不足に充てるための予備費15億円で、合計43億8,585万８千円を予定した。

表27　　の齢級別加入状況（平成24年度末現在）

齢級	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ以上	合計
民有人工林面積（千ha）	61	99	138	195	7,468	7,962
加入面積（千ha）	57	66	53	57	673	907
加入率（％）	93.4	66.7	38.4	29.2	9.0	11.4

注）四捨五入の関係により合計と一致しない場合がある。

表28　歳入歳出予算額

（単位：千円）

項目	平成23年度	平成24年度
森林保険収入	10,104,346	9,473,137
保険料	2,676,000	2,522,100
前年度繰越資金受入	7,428,346	6,951,037
雑収入	202,133	188,733
歳入合計	10,306,479	9,661,870
森林保険費	1,909,915	1,735,173
賠償償還及払戻金	32,011	31,608
保険料	1,877,904	1,703,565
事務取扱費	1,190,394	1,150,685
予備費	1,500,000	1,500,000
歳出合計	4,600,309	4,385,858

２　保険契約・てん補の状況

⑴　保険契約

平成24年度の保険契約の実績は表29のとおり、保険金額では3,665億７千万円となっており、対前年度比で5.5％の減となっている。

表29　平成24年度保険契約実績

保険金額（百万円）

齢級	平成23年度	平成24年度	対前年
Ⅰ	16,017	15,745	98.3％
Ⅱ	4,849	4,431	91.4％
Ⅲ	11,460	9,786	85.4％
Ⅳ	14,609	12,832	87.8％
Ⅴ以上	341,103	323,778	94.9％
計	388,038	366,572	94.5％

注）四捨五入の関係により合計と一致しない場合がある。

⑵　損害てん補

平成24年度の災害別の保険金支払実績は、表30のとおりで７億8,291万円（面積1,032ha）である。

表30　平成24年度災害別損害てん補実績

災害別	面積（ha）	てん補金額（千円）
火災	19	13,408
風害	41	57,880
水害	109	117,350
雪害	679	508,682
干害	126	42,189
凍害	54	41,594
潮害	－	－
噴火災	3	1,809
計	1,032	782,912

注）四捨五入の関係により計と一致しない場合がある。

３　森林保険特別会計の収支状況

この事業は、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）に基づき森林保険特別会計を設置し運営している。

平成24年度の収納済歳入額は89億4,814万円、当初予算に比べ７億1,372万円の減となった。一方、支出済歳出額は17億9,742万円で、歳入歳出の差し引きは71億5,071万円の剰余を生ずることとなるが、次年度へ繰越す未経過保険料及び支払備金に相当する額62億4,278万円を控除するので、決算上は９億793万円の剰余を生ずることとなる。この剰余金については、特別会計に関する法律第154条第１項の規定により、積立金として積み立てることとして、決算を結了した。

第10節　東日本大震災からの復旧・復興

1　森林・林業・木材産業の被害と復旧状況

㈠　森林の被害と復旧状況

青森県から千葉県までの太平洋側の沿岸部では、約140kmに及ぶ海岸防災林が津波により被災し、防潮堤の損壊や林帯地盤の侵食、森林の倒伏・流失等の被害が発生した。また、津波の被害を免れた内陸部においても地震により、山腹崩壊や治山施設、林道施設の損壊等が発生した。これらにより民有林、国有林合わせて約4,000箇所、約2,200億円の甚大な被害となった。

被災した治山施設、林道施設については施設災害復旧事業により、また、山腹崩壊のうち緊急性の高い箇所については災害関連緊急治山事業等により復旧を進めている。これらの事業により、被災箇所の早期復旧、再度災害の防止を図り、地域の安全・安心の確保に努めている。

㈡　林業の被害と復旧状況

東日本大震災では、林地・林道施設等への直接の被害に加え、木材加工・流通施設の被災により、素材生産業者による原木等の出荷が困難となった。

特に、東北地方では太平洋沿岸地域に位置する大規模な合板工場・製紙工場が被災したことから、合板用材や木材チップの流通が停滞した。平成22年時点で、東北地方では、素材生産量（丸太生産量）に占める合板用材とチップ用材の割合が約６割となっていたことから、流通の停滞が地域の林業に与えた影響は大きかった。

林野庁では、平成23年度から、被災工場に原木等を出荷していた素材生産業者が、非被災工場に原木等を出荷する場合等に、流通コストに対する支援を行っている。その後、被災した製紙工場では平成23年５月以降、合板工場では同７月以降、順次、操業を再開しており、合板用材や木材チップの受入れもほぼ回復した。

森林組合も地震や津波により大きな被害を受け、特に東北地方の太平洋沿岸地域に位置する一部の森林組合では、事務所が破損・損失等の被害を受けるとともに、役職員の尊い生命が失われた。被害を受けた森林組合の中には、震災直後から仮事務所を設置して、事業を再開している組合もあり、津波浸水による塩害被害木の処理や高台移転予定地における立木の伐採等の請負、復興住宅の資材を供給する協議会への参画等の動きがみられた。

㈢　木材産業の被害と復旧状況

東日本大震災により、全国の木材加工・流通施設の115か所が被災した。このうち、製材工場については、青森県から高知県にかけての71か所が被災し、多くの工場が操業を停止した。合板工場については、岩手県と宮城県の沿岸部に位置する大規模な合板工場６か所が被災して、操業を停止した。

林野庁では、平成23年度第１次補正予算及び第３次補正予算により、被災した木材加工・流通施設の廃棄・復旧・整備等に対し支援を行った。

その結果、東北地方における製材品の生産量は、平成24年９月現在、震災前のレベルとほぼ同程度まで回復している。また、東北地方における合板生産量は、平成24年７月時点で市況の低迷等により震災前の８割程度となっていたが、全国における合板生産量は、平成25年１月時点で、ほぼ震災前のレベルまで回復している。

2　復興に向けた森林・林業・木材産業の貢献

㈠　海岸防災林の復旧・再生

海岸防災林は飛砂、風害や潮害の防備等の機能を有するものであり、東日本大震災においては津波のエネルギーの減衰、漂流物の捕捉等一定の効果が発揮されたが、青森県から千葉県にかけて約140km被災した。

この被災延長140kmのうち平成24年度までに約50kmについて復旧・再生に着手したところである。

復旧・再生にあたっては、安全性が確認された災害廃棄物由来の再生資材を盛土材等として積極的に活用するとともに、地域の自然状況等を踏まえて植栽樹種等を検討しつつ、NPO、企業等の協力も得ながら植栽等を行っているところである。

㈡　住宅や建築物への木材の活用

被災地域の復興に地域材の利用を促進することにより、被災地域の林業・木材産業の活性化を図るとともに、雇用確保や経済活性化に資するため、地域材を活用した住宅や建築物の再建を積極的に推進した。

このうち、災害公営住宅の建設においては、国土交通省と連携しつつ、地域材利用の促進に向けて被災地の地方公共団体等に対し働きかけを実施したところ、岩手県、宮城県、福島県の各市町村における災害公営住宅の整備計画において建設予定戸数全体の約20％が木造とされた。また、地域材を活用した木造復興住宅の仕様作成等に取り組む団体に対する支援を行った。

㈢　エネルギー等への木質バイオマスへの活用

被災地域において木質系震災廃棄物や未利用間伐材

等を活用する木質バイオマス発電施設、熱供給施設及び木質燃料製造施設等の整備に対し支援した。

3　原子力災害からの復興

㈠　森林の放射線対策

東京電力福島第一原子力発電所事故により、放射性物質に汚染された森林について、汚染実態を把握するため、樹冠部から土壌中まで階層ごとに分布している放射性物質の挙動に係る調査・解析を行った。また、汚染された森林における除染等の技術の早期確立を目指すため、森林施業等による放射性物質の拡散防止・低減等技術の検証・開発を行うとともに、県・市町村と連携し必要なデータを蓄積し、地域の除染等に向けた取組を推進した。

㈡　安全な林産物の供給

福島第一原子力発電所からの距離が400km以内の製材工場等28か所を対象として木材製品や工場の作業環境における放射性セシウムの影響を調査したところ、人体への影響はほとんどないという結果が得られた。

ただし、木材製品に含まれる放射性セシウムの状況は、放射性セシウムの物理的減衰や樹木内での移行により、経年的に変化する可能性があることから、林野庁では引き続き、木材製品や作業環境等の放射性物質の調査・分析を実施している。

平成24年４月に、特用林産物のうちきのこ類等の食品に係る放射性セシウムの基準値が「一般食品」と同じ「100Bq/kg」に設定された。また、きのこ原木等に係る放射性セシウムの「当面の指標値」について、食品の基準値の改定ときのこ原木等に関する新たな調査結果を踏まえ、きのこ原木等については「50Bq/kg」、菌床用培地等ついては「200Bq/kg」にそれぞれ改正された。

これらの基準値等の改定を踏まえ、きのこ原木の安定供給に向けた支援やほだ木の洗浄機械等の放射性物質の防除施設の整備支援、きのこ原木等に係る放射性物質の継続的な調査、安全なきのこ等の栽培方法の構築に取り組むとともに、放射性物質による汚染を低減させる技術の検証事業を実施した。

㈢　林業労働者の安全確保

林野庁では、林業労働者等の安全の確保と不安の解消のため、平成23年６月に「計画的避難区域」等の森林内における作業上の留意事項を解説したQ＆Aを公表するなど必要な措置を講じてきた。

避難指示区域の見直しに伴い、復旧・復興作業等に従事する者の放射線障害を防止するため、平成24年７月に「改正除染電離則」が施行され、厚生労働省においてガイドライン等が公表された。これを受け、森林内の個別の作業が「特定汚染土壌等取扱業務」や「特定線量下業務」に該当するかどうかをフローチャートで判断できるように整理するとともに、実際に森林内作業を行う際の作業手順や留意事項を解説した「森林内等の作業における放射線障害防止対策に関する留意事項等について（Q＆A）」を新たに作成し、公表した。

㈣　樹皮やきのこ原木等の処理

木材加工の工程で発生する樹皮（バーク）は、ボイラー等の燃料や堆肥、家畜の敷料等として利用されてきたが、バーク等の燃焼により、高濃度の放射性物質を含む灰が生成される事例が報告されはじめたこと等から、バークの出荷が減少し、一部では利用できない状況が続くなど、福島県を中心とする製材工場では、バークを自社工場内で一時的に保管せざるを得ない状況にある。

このため、製材業者等に、バークの焼却処分や一時保管に必要な経費等の支援を行った。

また、きのこ原木に係る「当面の指標値」の設定・見直しにより、同指標値を超えたことにより使用・生産・流通ができなくなったきのこ原木が各地で累増したため、環境省と連携しながら、市町村に対してこれらの汚染されたきのこ原木を処理施設で受け入れるよう要請した。

㈤　損害の賠償

原発事故に伴う損害について、原子力損害賠償紛争審査会の指針等の賠償の枠組みによって早期に賠償を受けることができるよう、森林組合等に対する情報提供等を実施した。

東京電力や関係県・団体から聞き取りを行った結果によると、林業関係では平成25年３月までに、総計約15億円の賠償が請求され、約８億円の賠償金が支払われた。

なお、森林を含む事業用の不動産等の賠償については、平成24年７月に経済産業省が取りまとめた「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」において、適切な評価方法について継続して検討することとされた。

表31　（参考）東日本大震災による林野関係被害

（単位：被害額　百万円）

林地荒廃		治山施設		林道施設等		森林被害		木材加工・流通施設		特用林産施設等		合　計	
箇所数	金　額	箇所数	金　額	箇所数	金　額	面積（ha）	金　額	箇所数	金　額	箇所数	金　額	箇所数	金　額
458	34,580	275	126,211	2,632	4,164	1,065	960	115	46,697	476	2,923	1,065 3,956	215,535

＊平成24年3月現在

＊四捨五入のため合計額の数値が一致しない場合がある

第12章　水　　産　　庁

第１節　東日本大震災からの復旧・復興

１　水産業への被害の状況

平成23年３月11日に発生した東日本大震災は、東北地方の太平洋岸を中心に非常に多くの生命・財産を奪い、水産業においても甚大な被害を与えた。

今回の地震・津波による水産関係施設の被害額は、総額で約１兆2,600億円となっており、このほかに、民間企業が所有する水産加工施設、製氷施設、冷凍冷蔵施設などについても約1,600億円の被害が発生した。

表１　水産関係被害（全国）

主な被害	被害数	被害額
漁　　船	28,612隻	1,822億円
漁港施設	319漁港	8,230億円
養殖関係		1,335億円
（養殖施設）		（738億円）
（養殖物）		（597億円）
共同利用施設	1,725施設	1,249億円
		被害額合計：1兆2,637億円

水産関係の施設別被害額では、漁港施設の被害額が最も多く、約8,200億円（被害額全体の65％）となっており、その他、漁船の約1,800億円（同14％）、養殖施設及び養殖物の約1,300億円（同11％）、共同利用施設約1,200億円（同10％）となっている。

都道府県別の水産関係被害額では、宮城県の被害額が最も多く、約6,700億円となっており、以降、岩手県の約4,000億円、福島県の800億円となっており、上位３県で全国の水産関係被害額の９割以上を占めている。

表２　水産関係被害（岩手・宮城・福島）

主な被害	被害数	被害額
漁　　船	26,173隻	1,559億円
漁港施設	260漁港	7,718億円
養殖関係		1,090億円
（養殖施設）		（621億円）
（養殖物）		（469億円）
共同利用施設	1,308施設	1,110億円
		被害額合計：1兆1,477億円

また、多くの漁船が津波により、陸上へ乗り上げ、沖合への流出、浸水による沈没などの被害を受けた。発災時に操業中であったため沖合に避難できた漁船についても、陸上施設に保管していた漁具を流出するなどの被害を受けた。

被害を受けた漁船は全国で約２万9,000隻に及び、アワビ・ウニや刺し網等の磯漁が盛んな岩手県や宮城県では小型漁船が多いこともあり、被災漁船数はこれら両県で約２万5,000隻と全国の漁船被害隻数の約９割を占めています。また、福島県の漁船被害も大きく、同県内の漁船保険加入隻数の８割以上に当たる約900隻が被災した。

表３　漁船の被害

	被災漁船数（隻）	被害報告額（百万円）
北海道	793	8,723
青森県	620	11,378
岩手県	13,271	33,827
宮城県	12,029	116,048
福島県	873	6,022
茨城県	488	4,363
千葉県	405	851
東京都	3	－
新潟県	5	0.1
富山県	8	839
石川県	1	－
静岡県	14	5
愛知県	8	6
三重県	26	22
和歌山県	6	2
鳥取県	2	10

徳島県	10	5
高知県	25	14
大分県	2	65
宮崎県	20	29
鹿児島県	3	5

※富山県及び石川県の漁船は、被災地で係留・上架中に被災

2　水産業の復旧・復興に向けた取組

水産庁は、平成23年６月28日、復興構想会議の提言を踏まえ、水産の復興について、国や地方が講じる個々の具体的施策の指針となるよう、その全体的な方向性を示した「水産復興マスタープラン」を策定した。　このマスタープランでは、水産復興に当たっての基本理念を示すとともに、漁港、漁場、漁船、養殖、水産加工・流通等、水産を構成する各分野の総合的・一体的な復興を推進するといった復興の基本的な方針を示している。

震災からの復興・復旧に向けて、震災直後から始まった各地の水産関係者の絶え間ない努力と実務の積み重ね、全国各地の様々な方々の多大なる支援によって成し遂げられた各種水産関連施設等の復旧・復興の状況は表のとおりである。

表４　水産の復旧・復興状況

項　　目	進　捗　状　況
岩手・宮城・福島霍見の主要な魚市場の水揚げ	被災前と比較して、水揚量が60%、水揚金額が62%まで回復（10月～12月）
陸揚げ岸壁の機能回復	35%の漁港で全延長の陸揚げ機能が回復
約2万9千隻の漁船が被災	平成24年12月末現在14,533隻が復旧
養殖ワカメの生産量	被災前と比較して、岩手県で75%、宮城県で85%まで回復
産地市場の業務再会	岩手県及び宮城県の産地市場は、22施設全てが再会
漁場のがれき撤去	定置漁場の96%、養殖漁場の90%でがれき撤去完了

水揚げにおいて、岩手県や宮城県では、震災以前の水準にはまだ届かないものの、漁船や定置網などの生産手段の復旧に伴い、一歩ずつ回復を見せている。一方、原発事故の影響により操業自粛が続く福島県の水揚げは、回復が大きく遅れている。

漁港については、応急的ながれきの撤去が完了し、ほぼ全ての漁港において、部分的なものも含め、水揚げ可能になっている。今後、拠点となる漁港施設は平成25年度末まで、その他の漁港は平成27年度末までの復旧を目指している。

漁船については、小型の漁船を中心に復旧が進んでおり、平成25年度末までに１万2,000隻の復旧という当初の目標を既に前倒しで達成し、今後は建造に時間を要する大型の漁船の復旧を小型の漁船の復旧とともに着実に推進していく。

養殖業については、漁家経営の早急な復旧を図るため、単年で収入を得ることのできるワカメを中心に復旧が進んだ。現在は出荷まで複数年を必要とするホタテやカキなどの復旧が進められている。

産地市場については、被災した岩手県及び、宮城県の全ての市場が復旧した。また、被災３県（岩手県・宮城県・福島県）における水産加工施設については、約７割の施設が業務を再開しており、今後、復興交付金などの各種事業による施設復旧などにより復旧・復興をさらに進めている。

3　原発事故による被害への対応

震災に伴い東京電力福島第一原発で発生した事故で大気中や海水中に拡散した放射性物質により、水産業への深刻な影響が続いている。

水産庁では、食品衛生法で定められた放射性セシウムの基準値である100ベクレル/kgを超える水産物が市場に流通することのないよう、各地の主な港に水揚げされる水産物の放射性セシウム濃度を継続的に測定するモニタリング調査（以下「放射性物質モニタリング調査」という。）を実施しており、調査結果に応じ、漁業者の自主的な判断による出荷・操業の自粛、関係都道府県から漁業者や流通業者に対する出荷・操業の自粛要請、もしくは、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）による出荷制限の指示が行われている。

水産物の放射性物質モニタリング調査では、平成25年３月末までの間に28,140検体の水産物（淡水魚を含む）の調査が行われ、そのうち25,571検体（90.9%）が基準値以下となっている。なお基準値を超える検体の検出率は、事故からの時間の経過に伴い低下している。こうした水産物の放射性物質モニタリング調査の結果は、水産庁のホームページ等において随時公表されている。

国、関係都道府県、関係団体の連携による基準値を超える放射性物質を含む水産物の市場への流通を防止する措置により、消費者の手元に届けられる水産物の安全性は確保されているが、我が国で生産された水産物を消費者が一層安心して購入することができるよう、水産物の放射性物質モニタリング調査を引き続き

実施するとともに、その結果を消費者に向けて分かりやすい形で広報していく。　海外においては一部の国や地域において、日本から輸出される農林水産物・食品に対して規制を強化する動きがみられ、品目や産地によっては特定の国や地域への輸出が停止したものもある。これを受け、国では、各国政府等に対し、放射性物質に係る調査結果や安全確保のために我が国が採っている措置等を説明し、科学的な根拠により安全が確保されている農林水産物・食品については、厳しすぎる輸入規制を見直すべき旨の働きかけを行っており、これまでに規制措置の撤廃や輸入規制が緩和される動きがみられる。

また福島県漁業協同組合連合会は、福島県水産業の復興と漁業の再開を目指し、漁業関係者、水産加工・流通関係者、金融関係、学識経験者、福島県庁等で構成される「福島県地域漁業復興協議会」を立ち上げ、福島県水産物への信頼確保に向け、魚介類のサンプリング調査や検査体制の拡充に取り組んでおり、平成24年６月22日から、相馬双葉漁業協同組合所属の沖合底曳き網漁船により、これまでの放射性物質調査の結果、安全性が確保できることが確認された、一部の海域、魚種に絞った試験操業が開始された。当初３魚種が対象だったが、平成25年には15魚種を対象とした試験操業が行われ、漁獲された水産物は安全性を確認した上で出荷されており、福島県内に加え、仙台、東京、名古屋等の中央市場に出荷され全て完売した。

第２節　資源管理の推進

１　我が国周辺漁業資源調査等

我が国周辺水域における水産資源について適切な管理と持続的利用の科学的基礎となる資源評価を実施するため、TAC対象魚種や資源管理指針の対象魚種等主要な水産資源52魚種84系群について、独立行政法人水産総合研究センターを中心に産学官の連携を図りながら資源調査を実施するとともに、資源の水準・動向やTAC設定の基礎となる生物学的許容漁獲量（ABC）等の資源評価結果について公表を行った。

２　我が国周辺水域の水産資源の管理

⑴　資源管理指針・資源管理計画に基づく資源管理体制の推進

我が国周辺水域の水産資源の状況は、近年、全体としておおむね安定的に推移しているものの、資源評価の対象となっている主要な漁獲対象資源の４割が低位水準にある。

このような中、平成23年度から、国及び都道府県ごとに「資源管理指針」を作成し、同指針に沿って漁業者団体が「資源管理計画」を作成・実施する新たな資源管理体制を導入した。

この新たな体制は、公的規制やこれまでの支援事業の下で策定・実施されてきた各種計画、各地で独自に取り組まれてきた様々な自主的資源管理措置を包括するものであり、沿岸から沖合・遠洋まで、全国の漁業を対象としている。国では、行政、研究機関、漁業者が一体となった資源管理を全国的に推進していくこととしており、平成25年３月末現在、全国で1,705件の資源管理計画が策定され、幅広い漁業種類において、漁業実態に応じた各種の管理措置が実施されている。

また、資源状況に応じた柔軟かつ機動的な資源管理が各地で実施されるよう、関係者が科学的知見に基づいた有効な資源管理措置を検討し、取組内容の見直しを行う仕組みの構築を推進している。

⑵　漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度の的確な推進

平成８年の「国連海洋法条約」締結に際して、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（平成８年法律第77号。以下「法律」という。）を制定し、平成９年から６魚種（さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、ずわいがに）を対象に、法律に基づく漁獲可能量（以下「TAC」という。）管理を開始した。平成10年に、するめいかを追加し、現在７魚種を対象にTAC管理を行っている。

また、平成13年に法律を一部改正し、漁獲努力可能量（以下「TAE」という。）制度を創設し、対象魚種として平成14年にあかがれい、さめがれい、さわら、とらふぐ、やなぎむしがれいの５魚種を指定し、平成15年度にはまがれい、平成16年にはいかなご、やりいか、平成17年にはまこがれいを追加し、現在９魚種を対象にTAE管理を行っている。

TAC及びTAEの管理に当たっては、法律に基づき「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」を策定している。この基本計画は、資源の保存及び管理に関する基本方針、資源ごとの動向、TAC、TAEに関する事項を規定しており、資源ごとの動向、漁業の経営その他の事情を勘案して検討を加え、必要に応じた変更を行っている。

なお、平成24年度から５年程度の期間、平成23年度に改正したTAC魚種ごとの中期的管理方針に沿った管理を行っている。

また、設定されたTAC及びTAEについては、ネッ

トワークシステム等による適切な管理を行っている。

3　持続的養殖生産の推進

我が国の養殖業は、戦後順調に成長を続け、現在では沿岸漁業の重要な位置を占めるようになった。

その一方で、これまでの成長の過程をみると、養殖業の発展に伴い生産量の増大を目的とした過密養殖や過剰な餌料投与が各地で見受けられたこともあり、国内の多くの養殖漁場において環境が悪化する傾向にあった。このような養殖漁場環境の悪化は、養殖水産動植物の伝染性疾病の発生及びまん延の原因にもつながり、最終的にはその漁場における養殖自体を不可能にしかねないものであった。

また、生産コスト削減の観点から、養殖用の種苗を海外に依存する傾向があり、海外から養殖水産動植物の伝染性疾病が侵入する危険性も高まっていた。

このような状況に対処するため、平成11年５月、養殖漁場の改善を促進するとともに、特定の養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延を防止することを定めた「持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）」を制定した。

この法律に基づく漁場改善計画については、平成24年１月末現在で28道県で、335の計画が作成され知事等の認定を受けており、養殖漁場の環境は改善されつつある。なお、全国の養殖生産量のうち、これらの計画を策定した漁場における生産量は87.5％を占めている。

4　溯河性さけ・ます人工ふ化放流事業

さけ・ます類は、食料の安定供給、北日本における漁業の振興を図る観点から、その資源の持続的利用の重要性は高く、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）において、「農林水産大臣は、毎年度、溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画を定めなければならない。」とされている。

国際的には、「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」において母川国が第一義的な利益と責任を有するとともに、適正な資源管理義務が課せられている。また、「生物多様性国家戦略2012－2020」（平成24年９月28日閣議決定）において、さけ・ます増殖事業の推進に当たっては、「北太平洋の生態系との調和を図り、生物として持つ種の特性と多様性を維持することに配慮する。」とされている。

このように、さけ・ます資源の持続的利用を図るとともに、その適正な資源管理を推進することが重要となっている。

24年度は、「さけ・ます資源高品質化推進事業」として、高品質なさけ・ます資源を効果的に造成するための取組に対する支援を行った。

また、地域の協議会が策定した計画に基づいた地先資源の増大等の取組と、そのために必要となる施設の整備に対して支援を行った。

さらに、東日本大震災からの復興のために、被災したさけ・ます種苗生産施設の復旧整備や放流事業に対して支援を行った。

表５　24年度センターが実施すべき人工ふ化放流計画
（農林水産大臣が水産政策審議会の答申を受けて定めた計画）

魚種	放流数（千尾）
さけ	129,000
からふとます	7,200
さくらます	2,700
べにざけ	150

表６　24年度北海道、本州における人工ふ化放流計画

魚種	地　域	放流数（千尾）
さけ	北海道	883,300
	本　州	704,389
からふとます	北海道	122,700
さくらます	北海道	4,853
	本　州	6,499

表７　23年度さけ・ます人工ふ化放流関連予算

	（千円）
さけ・ます資源高品質化推進事業費	190,000
強い水産業づくり交付金	4,475,047の内数
うち、さけ・ます種苗生産施設の整備	
水産業共同利用施設復旧整備事業費	10,009,318の内数
うち、さけ・ます種苗生産施設の整備	
被災海域における種苗放流支援事業費	2,054,000の内数

5　内水面漁業振興対策事業

内水面漁業・養殖業は、淡水性魚介類の供給、種苗放流等を通じた水産資源の維持増大、釣り等レクリエーションの場の提供、中山間地域等における就業機会の創出、漁業活動を通じた内水面の環境保全等に寄与しており、近年、国民の自然環境の保全等に対する意識が高まるとともに余暇時間が増大していく中、健全な親水性レクリエーション等を通じたゆとりや潤い

のある国民生活と余暇活動の提供などその役割は一層重要なものとなっている。

他方、内水面漁業・養殖業を取り巻く環境は、流域の改変、河川流量の減少などによる水生生物の生息環境の悪化に加え、ブラックバス等外来魚の生息域の拡大やカワウの急激な増加による食害問題などの生態系の変化、アユ冷水病やコイヘルペスウィルス病の蔓延などますます厳しい状況にある。

このような状況を踏まえ、内水面における生物生息環境の保全、水産動植物の増養殖の推進、地域の活性化等を図るため、各種の対策を講じているところである。

平成24年度においては、広域的に連携して行われるカワウの生息状況調査や追い払い・捕獲、外来魚駆除に対する支援、漁業者が取り組む生育環境改善の活動や内水面生態系の復元・保全に関する幅広い理解と協力を促進するための実践的な取組に対する支援を行った。

さらに、水系ごとに異なる渓流魚の遺伝的多様性を維持した移植方法や生息場所の復元技術の開発、効率的・効果的な駆除を推進するための外来魚抑制管理手法の開発、生態系等に配慮した増殖指針の作成を行った。養鰻業については、我が国と中国、台湾、韓国の生産者間での民間協議や親鰻及び稚魚放流に対する支援を行った。

また、地域の協議会が策定した計画に基づいた地先資源の増大等の取組と、そのために必要となる施設の整備に対して支援を行った。

平成16年に発生した新潟中越地震及び平成19年に発生した新潟中越沖地震で大きな影響を受けているコイ養殖業の振興を図るため、魚病の検査等に対する支援を行った。

表８　24年度内水面関連予算

（単位：千円）

健全な内水面生態系復元等推進事業費	190,900
鰻供給安定化事業費	19,546
強い水産業づくり交付金	4,475,047の内数
うち、	
産地水産業強化支援事業	
内水面資源増殖等基盤施設の整備	
内水面漁業近代化等施設の整備	
錦鯉生産地の震災復旧支援	

６　漁場環境及び生態系の保全

⑴　赤潮及び貧酸素水塊による漁業被害防止のため、有害赤潮プランクトンの生理・生態の解明、赤潮及び貧酸素水塊の発生予察技術や防御技術の開発、養殖ノリの色落ち被害の原因となるケイ藻赤潮の被害対策を実施するとともに、プランクトン同定研修会を開催した。また、赤潮情報ネットワークシステムの高度化を図った。

⑵　原因者不明の油濁事故による漁業被害の救済と漁場の保全を図るため（財）海と渚環境美化・油濁対策機構が実施する救済事業等（防除清掃事業、審査認定事業、油濁被害防止対策事業）に対し助成した。

⑶　希少水生生物の保全を図るため、現状把握や調査研究内容の検討等を行うとともに、資源状況調査データの総合的分析及び保全手法の開発等を実施した。

⑷　大型クラゲ等の有害生物による漁業被害防止対策として、大型クラゲ発生源水域での日中韓による国際共同調査、日本近海の出現状況調査、出現情報提供、大型クラゲの混獲回避漁具の導入促進、有害生物の駆除、陸上処理、トドの効果的な追い払い方法の実証試験、出現実態や生態の把握調査等を実施した。

⑸　有明海における海域環境の改善と漁業の振興を図るため、漁業者等からの意見を聞いた上で、二枚貝資源の生産回復に資する海域環境改善技術の現地実証として、底質等改善技術の開発及び微細気泡装置による耕耘効果技術の開発を行った。

⑹　漂流・漂着ゴミ対策のため、漁業系資材のリサイクル技術の普及・コンサルティング等を行うとともに、漁業活動中に回収した漂流物の処理等を行う民間団体に対し助成を行った。

⑺　平成19年に策定された「農林水産省生物多様性戦略」及び平成22年に閣議決定された「生物多様性国家戦略2010」を踏まえ、漁業生産の基盤である漁場環境の保全など生物多様性の保全と両立した持続的漁業生産の確立に資するため、漁場環境における生物多様性を評価するための指標の開発と定量化を行うとともに、化学物質の有害性、蓄積実態、生物多様性や生態系への影響を調査した。

第３節　つくり育てる漁業の推進

１　栽培漁業振興対策

栽培漁業は、沿岸水産資源の維持増大施策の重要な柱として、昭和38年度以降瀬戸内海に国の栽培漁業セ

ンターを設置し、主に種苗生産，放流等の栽培漁業の技術開発を実施してきた。昭和52年度からは栽培漁業の全国発展を図るため海区毎に整備することとし、平成７年度までに16か所の栽培漁業センターを整備した。

さらに国の技術開発の成果をもとに種苗生産を行う県営栽培漁業センターの基本施設の整備（昭和48～58年度、全国37か所）に引き続き、増強施設の整備（昭和55～63年度、全国32か所）、拠点施設の整備（昭和60～平成15年度）、新技術導入施設の整備（平成元～15年度）、海区拠点施設の整備（平成６～15年度）、種苗生産環境改良施設の整備（平成９～15年度）及び資源回復支援施設の整備（平成16年度から）を進めている。

平成14年に成立した「独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律」により、平成15年10月１日に社団法人日本栽培漁業協会が廃止され、それまで行っていた栽培漁業の技術開発業務は独立行政法人水産総合研究センターが、推進業務は社団法人全国豊かな海づくり推進協会が実施することとなった。平成18年度には、三位一体改革の方針に基づき、栽培漁業関連の補助金等は地方に税源移譲された。

また、平成22年度には、県域を越えて連携する組織として、全国６海域において「海域栽培漁業推進協議会」が設立された。

平成24年度は、複数の都道府県の漁業者が利用する資源で、関係者間の放流経費の負担調整が困難な広域種について、期間を限定した集中的な種苗放流を行うことによって、親魚を獲り残して再生産を確保する「資源造成型」の栽培漁業の実証事業や放流種苗の確保のため、種苗生産施設の間での連携や分業により共同生産体制を構築し、大量放流による効率化や対象種の重点化に向けた取組について支援を行った。

また、東日本大震災からの復興に向けて、被災した種苗生産施設の復旧・整備や被災県の種苗生産体制が整うまでの間、他海域の種苗生産施設等からの種苗の導入による放流尾数の確保を図る取組について支援を行った。

表９　平成24年度栽培漁業関連予算

（千円）

独立行政法人水産総合研究センター	
試験研究・技術開発勘定運営費交付金	12,920,366の内数
施設整備費補助金	1,966,869の内数
強い水産業づくり交付金	4,475,047の内数
うち、資源回復支援施設の整備	
種苗放流による資源造成支援事業費	114,000
復興対策	
水産業共同利用施設復旧整備事業費	10,009,318の内数
被災海域における種苗放流支援事業費	2,054,000

２　海面養殖業の振興対策

我が国の海面養殖業は、水産物に対する国民のニーズの高度化・多様化に対応して発展を続け、海面漁業全体の生産額の３割近くを占めるまでに成長しており、地域によっては中心的な産業になっている。

しかしながら、近年は供給過剰等により多くの養殖水産物で価格の低迷が見られ、また、世界的な魚粉需要の増加等により餌飼料の価格が高騰する等、海面養殖業は厳しい情勢に直面している。このような情勢を克服し、海面養殖業が水産物の安定供給と漁村地域の振興に貢献し続けるために、国民の信頼を受けつつ海面養殖業を持続的に推進できる体制づくりが必要である。

こうした状況を踏まえ、水産行政としては各種の対策を講じているところである。

24年度は、安全・安心で良質な養殖水産物を安定的に供給するため、輸入種苗に依存せず国内産人工種苗を用いた生産効率の高い養殖手法への取組に対し、支援を行った。また、クロマグロ養殖については、完全養殖を実現し、消費者への安定供給を図るため、早期成熟等の優良な形質を有する個体を選別し親魚群を形成するための技術開発を行うとともに、成長等のよい餌飼料の開発・普及や、海象条件の厳しい未利用海域での養殖を可能とする生簀技術等の開発の取組みに対し、支援を行った。

このほか、消費者の関心の高い、安全・安心な養殖生産の実現を図るため、養殖生産に関する情報を適切に発信する取組み、漁場環境の変化やノロウイルス等のリスクに応じた生産管理手法の見直しのための対応策の検討・実践等に対し、支援を行った。

第４節　資源管理・漁業経営安定対策

１　資源管理・収入安定対策

我が国漁業の状況は、資源状態の低迷により漁業生産金額は総じて減少傾向であり、燃油等の高騰により

コストも増大傾向にあることから、将来にわたって持続的に漁業経営を維持し、国民への水産物の安定供給を確保していくためには、これまで別個の施策として展開していた漁業経営の安定対策と資源管理対策をリンクさせるが必要となっている。

このため、適切な資源管理等と漁業経営の安定を図漁業共済・積立ぷらすの仕組みを活用し、資源管理や漁場改善の取組を行っている漁業者に対して、収入額が減少した場合に減収補塡を行う「資源管理・収入安定対策」を実施。

2 コスト対策

燃油・配合飼料の価格は、中長期的には依然として上昇基調にあると考えられることから、経営の体質強化を基本としつつも、これと併せて価格の急上昇による経営環境への影響を緩和するセーフティーネットの構築を図ることが、経営の安定と水産物の安定供給を図る上での課題となっている。

このため、漁業経営に大きな影響を与える燃油等の価格高騰に備えた「コスト対策」として、漁業者・養殖業者と国の拠出により、燃油・配合飼料の価格がそれぞれ一定基準以上に上昇した場合に補塡金を交付する漁業経営セーフティーネット構築事業を実施。

第5節　漁業の担い手確保・育成対策

1　漁業労働力の確保等

平成23年現在の我が国の漁業就業者は、17万8千人（被災3県を除く）となっており、この10年間で21%減少した。また、年齢階層別にみると65歳以上の高齢者の割合は全体の36%、60歳以上にあっては51%と高齢化が進行しており、このような現状に対応するため、水産基本法に基づき定めた水産基本計画において、都道府県及び民間団体が有機的な連携を図りつつ将来の漁業生産を担う若い意欲的な人材の確保・育成を推進し、効率的かつ安定的な漁業経営を育成するため、次の事業について助成した。

⑴　漁業担い手確保・育成対策事業

漁業への新規就業・新規参入を促進するため、経験ゼロからでも漁業に就業できるよう、一般社団法人全国漁業就業者確保育成センターによる漁業への就業に向け漁業学校等で学ぶ若者に対する資金の給付や就業情報の提供、就業準備講習会や就業相談会の開催、漁業現場での長期研修（最長3年間）等、漁業就業希望者の各段階に応じたきめ細かな支援。

⑵　福祉対策事業

漁村地域の福祉向上のため全国共済水産業協同組合連合会が昭和56年度から発足させた漁業者老齢福祉共済事業の推進等。

⑶　漁船安全操業対策事業

漁船の海難等の減少を図るため、一般社団法人全国漁業就業者確保育成センター及び特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構による海難防止知識の普及やライフジャケットの着用に関する講習会の開催等の取組を支援。

⑷　効率的・安定的沿岸漁業促進事業

全国漁業協同組合連合会が行う青年・女性漁業者グループのリーダー資質向上対策、漁業経営や地域活動等に関する取組の全国交流、青年漁業者グループの経営改善の取組や漁村女性等による起業的活動の取組等を支援した。

2　水産業改良普及事業

最近の沿岸漁業等をめぐる厳しい情勢を踏まえ、沿岸漁業の生産性の向上、漁家経営の改善等の課題を地域の特性に応じて解決することが重要となっており、水産業改良普及事業の推進に当たっては、組織体制の整備強化及び普及職員の資質の向上を図り、水産行政に即応した全国的に統一ある普及活動を展開することが緊要となっている。

このため、国は道府県に対して、水産業普及指導員の配置、水産業普及指導員室の運営等普及事業の実施に要する経費について水産業改良普及事業交付金を交付した。

また、平成22年に行われた事業仕分け等を契機に、農林水産省内に設置した「普及事業のあり方検討会」において時代の要請に即した普及事業の新たな展開について検討し、平成23年8月に見直し結果の取りまとめを行った。当該結果を踏まえ、国と道府県による協同事業の枠組みは維持しつつ、先進的な漁業者への相談・支援体制の強化、普及・研究・教育・行政の連携強化等、普及事業の一層の強化に取り組むこととした。

3　独立行政法人水産大学校

独立行政法人水産大学校は、中央省庁等改革により、水産に関する教育・研究を実施する機関として、平成13年4月1日に独立行政法人として設立された。

また、第二期中期計画における評価等を踏まえ、第三期中期計画が平成23年4月1日より開始され、設立

目的である水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成に努めたとともに、業務実施に要する経費について24年度は運営費交付金18億8,309万８千円を交付した。

第６節　水産制度金融

１　概　　況

24年度の漁業金融の状況をみると、25年３月末現在の全金融機関の総貸出残高は10,919億円となり、前年同期に比べ34億円（0.4%）の減少となった。

これを漁業規模別にみると、中小沿岸漁業向けが10,692億円，大規模漁業向けが227億円で、中小沿岸漁業向けが大宗を占めている。

次に金融機関別にみると、系統金融機関が7,239億円で最も大きく、一般金融機関が2,489億円、政府系金融機関が1,191億円となっている。これを前年と比べると、系統金融機関が1.1%、一般金融機関が2.3%の減少となり、政府系金融機関が9.6%の増加となった。構成比をみると、系統金融機関が66.3%、一般金融機関が22.8%、政府系金融機関が10.9%となっている。

２　系　統　金　融

⑴　貯　　金

24年度における漁協貯金は、下表のとおり、25年３月末で8,850億円となり、前年同期に比べ25億円（0.3%）の減少となった。

⑵　貸　出　金

24年度における漁協貸出金は、下表のとおり、25年３月末で2,015億円となり、前年同期に比べ171億円（9.0%）の減少となった。漁協の貯貸率については、前年同期に比べ1.9%増加し、22.8%となった。なお、漁協・信漁連・農林中金で構成される系統金融機関の25年３月末の貸出金残高を、上部機関からの借入金を差し引いた純残高ベースでみると、合計7,239億円となり、前年同期に比べ81億円（2.0%）の減少となった。

表10　漁協貯金・漁協貯貸率の推移

（単位：億円、%）

	23/3月末	24/3月末	25/3月末
漁協貯金（A）	8,862	8,825	8,850
漁協貸出金（B）	2,072	1,844	2,015
漁協の貯貸率（B/A）	23.4	20.9	22.8

３　一般金融機関

銀行、信用金庫等一般金融機関の貸出状況は、下表のとおり、25年３月末で2489億円であり、前年同期に比べ58億円（2.3%）の減少となった。

表11　一般金融機関の漁業に対する貸付残高

（単位：億円，%）

	24/3月末	25/3月末	増加率
国内銀行銀行勘定	1,937	1,900	△2.0
信用金庫	610	589	△3.4
計	2,547	2,489	△2.3

４　日本政策金融公庫資金（旧：農林漁業金融公庫資金）

日本政策金融公庫は、平成20年10月１日に、農林漁業金融公庫、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行が解体・統合して設立された政策金融機関で、旧農林漁業金融公庫の業務を引き継ぎ、農林漁業者に対し農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金の融通を行っている。

水産関係資金としては、漁業経営改善支援資金、漁船資金、水産加工資金等９資金（農林漁業共通の資金を含む。）がある。

24年度の貸付決定額は下表のとおりで、25年３月末で315億円、前年同期に比べ８億円（97.6%）の減少となった。

表12　日本政策金融公庫資金貸付決定状況

（単位：百万円，%）

資金名	23年度	24年度	24/23
漁業経営改善支援	6,828	10,626	155.6
中山間地域活性化	331	576	174.0
振興山村・過疎	500	120	△24.0
漁業基盤整備	230	200	△86.9
漁船	3,138	3,980	126.8
農林漁業施設	2,851	3,912	137.2
水産加工	4,297	8,151	189.6
漁業経営安定	－	903	－
農林漁業セーフティネット	14,065	3,011	△21.4
計	32,240	31,479	97.6

注：単位未満四捨五入のため合計が合わないことがある。

5　漁業近代化資金等の制度資金

⑴　漁業近代化資金

漁業近代化資金制度は、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的として44年に創設され、漁業者等に対し、漁船資金を中心に長期かつ低利の施設資金等の融通を行ってきている。

同資金については、国から農林中央金庫への補給契約分を除き、平成17年度より都道府県へ税源移譲されている。

24年度の融資実績は、平成25年３月末で333億円となっており、前年同期に比べ55億円（11.9％）増加した。用途別にみると、前年度に比べ漁船が30億円増加、養殖用施設が８億円の増加、加工用施設が30億円増加、漁具等施設が２億円の増加、水産動植物の種苗購入・育成が12億円減少、共同利用施設が３億円の減少となった。

表13　漁業近代化資金の用途別融資額

（単位：百万円，％）

	金額		構成比	
	23年度	24年度	23年度	24年度
都道府県承認分				
漁船（20トン以上）	1,249	1,566	4.5	4.7
漁船（20トン未満）	9,285	12,004	33.3	36.0
養殖用施設	931	109	3.3	5.3
加工用施設	2,808	5,891	10.1	17.7
漁具等施設	3,190	3,341	11.4	10.0
水産動植物の種苗購入・育成	9,943	8,717	35.7	26.1
共同利用施設	4	72	1.6	0.2
計	27,874	33,346	100.0	100.0
国の直接利子補給分				
共同利用施設	0	0	0.0	0.0
合計	27,874	33,346	100.0	100.0

注：単位未満四捨五入のため合計が合わないことがある。

⑵　その他の制度資金

その他制度資金融資・貸付状況については**表14**のとおりとなっており、主なものとして、漁業経営が困難となっている中小漁業者であって、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営再建計画の認定を受けた漁業者の固定化債務の整理を行い漁業経営の再建を図ることを目的として51年度に創設した漁業経営維持安定資金がある。

なお、同資金については平成17年度より、国際規制関連経営安定資金については平成18年度よりそれぞれ都道府県へ税源移譲されている。（ただし、漁業者団体への直接助成分は除く。）

また、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営改善計画の認定を受けた漁業者に対し、低利の短期運転資金を融通し経営の改善の円滑な推進を図るため７年度に創設（23年度より、貸付対象者に地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく総合化事業計画の認定を受けた漁業者を追加。）した漁業経営改善促進資金については、24年度に28億円の貸付極度額が設定されており、平成25年３月末で前年同期に比べ２億円（7.5％）増加した。

表14　その他制度資金融資・貸付状況

（単位：百万円）

資金名	23年度	24年度
漁業経営維持安定資金	(1,569)	(1,326)
（国の利子補給助成に係る貸付額）	0	80
国際規制関連経営安定資金	－	－
漁業経営再建資金	－	－
漁業経営改善促進資金（極度額）	2,568	2,763
漁業経営高度化促進支援資金	(－)	(－)

注：（　）は都道府県の利子補給助成に係る貸付額である。

6　沿岸漁業改善資金

沿岸漁業改善資金制度は、沿岸漁業従事者等が経営、操業状態の改善を図るため自主的に近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式又は漁ろうの安全の確保等のための施設を導入し、又は生活の改善を図るため合理的な生活方式を導入することを促進するとともに、青年漁業者等による近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得や経営の基礎の形成を助長するため、沿岸漁業従事者等に対する中・短期の無利子資金の貸付を行う都道府県に対し国が必要な資金を助成する制度として昭和54年に創設された。

表15　沿岸漁業改善資金貸付状況

（単位：百万円）

	22年度	23年度	24年度
経営等改善資金	1,418	1,344	1,192
生活改善資金	15	3	5
青年漁業者等養成確保資金	202	283	236
合計	1,635	1,630	1,433

補助金交付額	－	－	－
対象都道府県	40県	39県	39県

7　中小漁業融資保証保険制度

中小漁業融資保証保険制度は、「中小漁業融資保証法」に基づき中小漁業者等に対する金融機関の貸付について漁業信用基金協会がその債務を保証し、その保証につき独立行政法人農林漁業信用基金が保険を行うものである。

24年度の保証状況をみると、年度中の保証額は925億円で前年比4.9％の減少となり、年度末保証残高は2,338億円で2.0％の増加となった。保証残高を金融機関別にみると、農中は対前年度比10.4％増、信漁連は0.2％減、漁協は6.7％増、銀行等は4.9％の減少となった。次に資金種類別にみると、漁業近代化資金は、前年比11.5％増、一般資金2.6％の減少となった。

なお、24年度中の代位弁済額は21億円で前年比90億円の減少となり、この結果単年度事故率は2.4％、累計事故率は3.5％となった。

第７節　水産業協同組合

⑴　水産業協同組合の現況

25年３月末現在における水産業協同組合は、単位組合が2,497（沿海地区漁協979、内水面漁協832、業種別漁協108、漁業生産組合471、水産加工協107）、連合会が149（漁連109、信漁連30、水産加工連９、共水連１）、うち全国段階連合会が10となっている。

⑵　漁協系統をめぐる状況

我が国周辺水域の資源水準の低下による漁獲量の減少、魚価の低迷等による我が国漁業の不振を背景に、漁協系統をめぐる情勢も厳しさを増している。

このような状況の中で、漁協系統が漁業者の事業や生活を支えるという本来的役割を的確に果たしていくために、更には水産基本法の基本理念である「水産業の健全な発展」の実現に向けて、より積極的な役割を果たしていくために、漁協系統の組織・事業基盤の強化が必要となっている。

特に漁協全体で約450億円（平成18年度決算）にまで累積している繰越欠損金の解消が急務であり、これに対応するため、平成20年度に欠損金見合いの借換資金（漁協経営改革支援資金）を創設し、当該資金を借り入れる際の利子助成等を実施している。

第８節　水産物の流通加工・需給・消費対策

1　水産物の需給・価格動向

24年（１月～12月）における我が国の漁業・養殖業の総生産量は477万４千t（概数）で、前年に比べ1.7％増加した。

魚種別には、びんなが、さめ類、しらす等が増加し、ます類、まいわし、するめいか、あかいか等が減少した。

24年の産地価格は、前年に比べ、まぐろ（生鮮）は39％、びんなが（冷凍）は22％、まあじは20％上昇した。

また、さんまは32％、まかじき（冷凍）は24％、たら（生鮮）は13％下降した。

24年の消費地価格（東京都中央卸売市場における主要魚種（生鮮））は、前年に比べ、いんどまぐろは46％、まあじは14％、まぐろ、まだい（養殖）、たこは12％上昇した。

また、あかいかは45％、かんぱち（養殖）は29％、ぶりは17％下降した。

2　水産物の流通対策

3　水産加工業対策

⑴　概　　況

水産加工品の生産量（以下使用する数値は、陸上加工のみ）は、原料魚の供給や需要の推移によって左右されるところが大きい。平成24年の水産加工品生産量（生鮮冷凍水産物を除く。）は172万7,969t、生鮮冷凍水産物の生産量は125万7,111tで、前年に比べそれぞれ0.3％、１％増加した。

ア　ねり製品

ねり製品の生産量は53万8,329tで、前年に比べ１％（6,742t）増加した。このうち、かまぼこ類は47万4,503tで、前年に比べ２％（１万692t）増加したが、魚肉ハム・ソーセージ類は６万3,826tで、前年に比べ６％（3,950t）減少した。

イ　冷凍食品

冷凍食品の生産量は26万3,212tで、前年に比べ４％（１万220t）増加した。このうち、魚介類（切り身、むきえび等の加工品）は14万7,723t、水産物調理食品は11万5,489tで、前年に比べそれぞれ５％（6,953t）、３％（3,267t）増加した。

ウ　乾製品

乾製品の生産量は25万4,644tで、前年に比べ３％（8,867t）減少した。このうち、素干し品は１万5,799t、塩干品は17万7,678tで、前年に比べそれぞれ２％（399t）、７％（１万2,547t）減少したが、煮干し品は６万1,167tで、前年に比べ７％（4,079t）増加した。

エ　塩蔵品

塩蔵品の生産量は19万8,445tで、前年に比べ４％（6,910t）増加した。このうち、さばは５万2,463t、さけ・ますは９万3,766tで、前年に比べそれぞれ６％（3,632t）、６％（5,300t）増加した。

オ　くん製品

くん製品の生産量は9,031tで、前年に比べ11％（1,127t）減少した。

カ　節製品

節製品の生産量は９万1,393tで、前年に比べ３％（3,191t）減少した。このうち、節類は５万8,762t、けずり節は３万2,631tで、前年に比べそれぞれ５％（2,984t）、１％（207t）減少した。

キ　その他の食品加工品

その他の食品加工品の生産量は37万2,915tで、前年に比べ１％（5,272t）減少した。このうち、塩辛類は２万3,826t、調味加工品は24万1,241tで、前年に比べそれぞれ２％（581t）、４％（8,875t）減少した。

ク　生鮮冷凍水産物

生鮮冷凍水産物の生産量は125万7,111tで、前年に比べ１％（6,464t）増加した。このうち、さば類は27万7,040t、さんまは11万7,350tで、前年に比べそれぞれ15％、17％増加したが、いわし類は26万5,441t、さけ・ます類は11万2,807t、いか類は７万2,095tで、前年に比べそれぞれ10％、１％、19％減少した。

⑵　主な水産加工業対策

ア　水産物の輸出に当たっては、HACCP認定を受けることを要件とする輸出先国が多いことから、これらの施設基準を満たすための水産加工施設の改修支援について平成24年度補正予算（第１号）で措置し実施中である。

また、品質・衛生管理の向上に必要な資機材の整備を行った。

イ　水産物流通の全ての段階を通じた品質・衛生管理体制の構築を推進するため、品質・衛生管理ガイドラインの策定、地域ぐるみの品質・衛生管理体制の構築、HACCP手法導入のための講習会の開催や技術指導等に対する支援を行う「水産物フードシステム品質管理体制構築推進事業」を行った。

4　水産物の需給安定対策

⑴　魚価安定基金造成事業（国産水産物安定供給推進事業）

漁業者団体が水揚げ集中による価格低落時に漁業者から水産物を買い取り、一定期間保管した後、価格上昇時に流通業者へ販売する調整保管を実施する際の買取代金金利、保管料等を助成するために必要な資金を造成した。

⑵　水産物流通情報発信・分析事業

漁業経営の安定と水産物の安定供給を図るため、水産物の需給・価格の動向に関する情報を的確に把握し、水産関係者等に広く情報発信するとともに、水産物貿易統計の作成を実施した。

5　水産物の輸出入

⑴　輸出入の概況

ア　輸出

24年については、福島原発事故の放射能問題による諸外国の輸入規制等により、水産物総輸出額は、前年比で2.4％減少し、1,699億9,131万円であった（表12）。

また、輸出額全体に占める割合を輸出先別にみると、香港（31％）が最も大きく、次いで米国（14％）、中国（11％）、タイ（8.9％）、ベトナム（7.0％）と続いている。

表16　24年水産物輸出実績（輸出額上位５品目）

単位：数量はトン、［　］は食用海草等の枚数単位の実績があるものについて、千枚単位で記載
金額は百万円、（　）は千ドル

品目	数量	金額
総計	［35,043］	169,991
	439,707	（2,125,876）
⑴　ほたて貝	26,147	18,897
（活生冷凍塩乾）		（235,752）
⑵　真珠	37	17,737
（真珠及び真珠製品）		（223,477）
⑶　干しなまこ	219	10,626
		（132,786）
⑷　さば	106,586	9,209
（生冷凍）		（115,182）
⑸　まぐろ・かじき類	24,418	9,024
（生冷凍）		（113,446）

イ　輸　入

24年の水産物の総輸入額は、１兆5,047億5,165万円で、前年より3.4％増加した

輸入額が増加した主な品目は、まぐろ・かじき類（2.3％増加）等であり、逆に減少した品目は、えび（2.5％減少）等である。

表17　24年水産物輸入実績（輸入額上位５品目）

単位：数量はトン
金額は百万円、（　）は千ドル

品　目	数　量	金　額
総　計	2,737,368	1,504,752
		(18,852,219)
(1) まぐろ・かじき類	230,442	188,729
（生・冷・凍）		(2,366,298)
(2) えび	205,318	180,811
（活・生・冷・凍）		(2,264,688)
(3) さけ・ます類	288,692	154,841
（生・冷・凍）		(1,941,906)
(4) えび調整品	77,801	64,652
		(809,772)
(5) かに	62,898	61,943
（活・生・冷・凍）		(775,816)

(2)　水産物の非自由化品目

我が国では、沿岸・沖合漁業の主要対象種等について、無秩序な輸入により国内の漁業生産及び需給に悪影響が生じないように、また、我が国周辺水域の資源管理措置を補完するため輸入割当制度を実施している。輸入割当品目は次のとおりである。

○活、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのさば、あじ、いわし、たら、すけとうだら、にしん、さんま及びぶり、並びにそれらの魚類のフィレ及びその他の魚肉、フィッシュミール。
○煮干し。
○冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのたらの卵。
○活、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのほたて貝、貝柱及びいか（もんごういかを除く）。
○食用ののり及びこんぶ、並びにそれらの調製食料品。

表18　24年度補助金等

（単位：千円）

水産物流通情報発信・分析事業	87,215
水産物フードシステム品質管理体制構築推進事業	74,192
国産水産物安定供給推進事業	352,048
水産加工・流通施設のHACCP対応支援事業	100,000
HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業	2,500,000

第９節　漁業保険制度

１　漁船損害等補償制度

(1)　概　　況

漁船損害等補償制度は、漁船につき不慮の事故による損害の復旧及び適期における更新を容易にするとともに、漁船の運航に伴う不慮の費用の負担及び責任等の発生による損害を補填することを目的とした制度であり、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく漁船保険（普通保険及び特殊保険）、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険及び任意保険並びに漁船乗組員給与保険法（昭和27年法律第212号）に基づく漁船乗組員給与保険から構成される。

これらの保険の元受は漁船保険組合が行っている。このうち特殊保険及び漁船乗組員給与保険については、国が再保険を行っており、普通保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険及び任意保険については、漁船保険中央会が再保険を行い、更に、普通保険、漁船船首責任保険及び漁船積荷保険の再保険の一部について国が再々保険を行っている。

(2)　漁船保険等事業

ア　漁船保険

この保険は、漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害を填補するものであり、戦乱等による事故以外の事故（普通保険事故）により生じた損害を塡補する普通保険と、戦乱等による事故により生じた損害を塡補する特殊保険がある。更に、普通保険には、普通保険事故により生じた損害を塡補する普通損害保険と、これとともに保険期間が満了した場合に保険金額相当の保険金を支払う満期保険がある。

(ｱ)　普通保険

a　普通保険の加入状況

24年度において普通保険に加入した漁船は、17万7,284隻、83万2,522tである。このうち普通損害保険の加入隻数は17万5,508隻で、満期保険の加入は（継続分を含む）1,776隻である。

加入隻数を前年度に比べると総隻数では2,976隻増となっており、20t未満階層（無動力

船含む。）では2,992隻（1.7%）増加し、20t以上階層では16隻（1.2%）減少している。トン数階層別に普通保険の構成比を見ると動力漁船では、５t未満が86.1%を占めており以下５～19t13.0%、20～49t0.1%、50～99t0.2%、100～999t0.5%となっており、無動力漁船は0.2%である。

次に、岩手県を除いて、23年12月31日現在の在籍漁船数と加入隻数を対比した隻数加入率をみると、加入総隻数では、63.2%の加入率となっており、このうち動力漁船では、５t未満は62.2%、５～19tは88.1%、20～49tは89.9%、50～99tは94.4%、100～999tは85.8%となっており、無動力漁船は3.4%であった。

また、保険価額に対する保険金額の割合すなわち付保率は、動力漁船では５t未満96.0%、５～19t95.3%、20～49t98.6%、50～99t95.5%、100～999t91.3%、動力漁船総数では94.7%、無動力漁船では95.5%を示しており、これらの保険金額は１兆２億円であって、前年度に比べて276億円の増を示している。

b　保険事故

24年度において保険金を支払った普通保険事故は43,651件、支払保険金は191億8,350万円であり、前年比66.5%の減となった。

c　漁具特約の引受及び事故

漁船に属する漁具については、特約がある場合のみ、その属する漁船とともに保険の目的とし得ることとなっており、普通保険においては、漁船とともに全損した場合に限り塡補することとなっている。

24年度において、漁具特約の引受件数は（特殊保険を含む）は591件で、保険金額は64億5,820万円であった。

なお、保険金を支払ったものはなかった。

(ｲ)　特殊保険

24年度の保険契約件数は286件で、保険金額は430億1,838万円であり、その内訳は北部漁場283件416億7,138万円、南部漁場３件13億4,700万円であった。

なお、保険金を支払ったものはなかった。

イ　漁船船主責任保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者が、当該漁船の運航に伴って生じた費用で、自己が負担しなければならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴って生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害を塡補する基本損害、当該漁船の利用者の死亡等につき、自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害等を塡補する乗客損害、並びに当該漁船の乗組員の死亡等につき、労働協約等に基づき一定の金額を支払うことによる損害を塡補する人命損害がある。

24年度の保険契約隻数は、基本損害175,246隻、乗客損害15,387隻、人命損害13,596隻で、保険金額はそれぞれ58兆639億7,000万円、５兆5,923億3,000万円、419億9,600万円であり、純保険料はそれぞれ24億6,034万円、３億3,172万円、4,704万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、基本損害1,535件33億9,289万円、乗客損害52件１億3,631万円、人命損害15件2,277万円であった。

ウ　漁船乗組船主保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者であって、当該漁船の乗組員であるものにつき、当該漁船の運航に伴って死亡等の事故が生じた場合に一定の金額を支払うものである。

24年度の保険契約隻数は31,039隻で、保険金額は530億7,100万円であり、純保険料は5,020万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、31件3,814万円であった。

エ　漁船積荷保険

この保険は、漁船に積載した漁獲物等に生じた損害（戦乱等によるものを除く）を塡補するものである。

24年度の保険契約隻数は570隻で、保険金額は552億2,828万円であり、純保険料は１億1,362万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、13件３億8,322万円であった。

オ　任意保険

この保険は、①漁船により漁獲され漁船以外の船舶で漁場から運搬中の漁獲物又はその製品につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害を塡補する転載積荷保険と、②スポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶（プレジャーボート）の運航に伴い当該船舶の所有者等が負担する賠償責任に基づく賠償等による損害を塡補するプレジャーボート責任保険の２種類がある。

24年度の保険契約隻数は、転載積荷保険40隻、プレジャーボート責任保険15,976隻で、保険金額はそれぞれ30億4,876万円、４兆517億5,300万円であり、純保険料額はそれぞれ291万円、１億2,863万円で

あった。

なお、保険金を支払ったものは、プレジャーボート責任保険164件2,910万円であり、転載積荷保険の支払いはなかった。

カ　漁船乗組員給与保険

この保険は、漁船の乗組員が抑留された場合における給与を保障するため、保険に加入する事業主が乗組員に支払うべき給与に代えて保険金を支給するものである。

24年度の保険契約件数は195件で、その内訳は北部漁場192件、南部漁場３件であった。

なお、保険金を支払ったものはなかった。

⑶　財　政　措　置

普通保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険については、一定の条件の下に国庫が純保険料の一部を負担することとなっている。24年度においては、国庫負担額は53億1,091万円であった。

また、漁船保険組合に対し、事業実施に必要な経費について４億5,743万円の助成を行った。

２　漁業災害補償制度

⑴　概　　況

漁業災害補償制度は、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づき、漁業協同組合等の協同組織を基盤とする漁業共済団体（漁業共済組合及び同連合会）が行う漁業共済事業及び漁業再共済事業並びに政府が行う漁業共済保険事業により、中小漁業者の相互救済の精神を基調として、その営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によって受ける損失を補塡するために必要な給付を行い、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とするものである。

近年の我が国水産業を取り巻く情勢は、周辺水域の資源状況の悪化、漁業就業者の減少・高齢化など依然として厳しく、漁業経営は困難な現状におかれており、経営安定に漁業共済の果たす役割はますます重要となっている。

このような中で、24年度の加入状況は、加入件数62,164件、共済金額4,960億4,754万円、純共済掛金200億6,586万円であった。この加入実績は、前年度実績4,697億7,180万円に対し5.6％増（262億円増）となり、過去最高を記録した。この内訳は、漁獲共済が前年度比4.5％増（119億円増）、養殖共済が前年度比8.5％増（103億円増）、特定養殖共済が前年度比1.9％増（14億円増）、漁業施設共済は前年度比26.2％増（26億円増）となっている。

なお、22年度契約分に係る支払状況は、25年３月末現在で支払件数41,762件、支払共済金328億6,004万円であり、また、23年度契約分に係る支払状況は、25年３月末現在で支払件数6,225件、支払共済金115億7,892万円であった。

⑵　漁業共済事業

ア　漁獲共済

この共済は、漁業者の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が共済限度額（過去一定年間の漁獲金額を基準として漁業者ごとに定める一定額）に達しない場合の損失について共済金を支払う事業である。

24年度の契約件数は、14,408件と前年度の14,048件に比べ増加し、共済金額では、2,735億9,939万円と前年度2,617億2,783万円に比べ4.5％の増加となった。

なお、22年度契約分に係る支払状況は、25年３月末現在で支払件数5,647件、支払共済金125億6,816万円であり、また、23年度契約分に係る支払状況は、25年３月末現在で支払件数3,489件、支払共済金75億2,335万円であった。

イ　養殖共済

この共済は、養殖中の水産動植物が、台風や津波、赤潮等の災害により死亡、流失した等の損害について共済金を支払う事業である。

24年度の契約件数は、5,432件と前年度の5,554件に比べ減少し、共済金額では、1,318億2,288万円と前年度1,215億1,231万円に比べ8.5％の増加となった。

なお、22年度契約分に係る支払状況は、25年３月末現在で支払件数1,258件、支払共済金68億5,245万円であり、また、23年度契約分に係る支払状況は、25年３月末現在で支払件数1,145件、支払共済金18億4,436万円であった。

ウ　特定養殖共済

この共済は、特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が共済限度額（過去一定年間の生産金額を基準として漁業者ごとに定める一定額）に達しない場合で、かつ、その生産数量が一定の数量に達しなかった場合の損失について共済金を支払う事業である。

24年度の契約件数は、6,005件と前年度の5,314件に比べ増加し、共済金額では、778億6,639万円と前年度764億2,041万円に比べ1.9％の増加となった。

なお、22年度契約分に係る支払状況は、25年３月末現在で支払件数3,490件、支払共済金76億4,349万円であり、また、23年度契約分に係る支払状況は、

25年３月末現在で支払件数958件、支払共済金20億3,881万円であった。

エ　漁業施設共済

この共済は、供用中の養殖施設又は漁具の流失、損壊等の事故による損害について共済金を支払う事業である。

24年度の加入件数は、36,319件と前年度22,219件に比べ増加し、共済金額では、127億5,888万円と前年度101億1,125万円に比べ26.2％の増加となった。

なお、22年度契約分に係る支払状況は、25年３月末現在で支払件数31,367件、支払共済金57億9,594万円であり、23年度契約分に係る支払状況は、25年３月末現在で支払件数633件、支払共済金１億7,239万円であった。

⑶　財　政　措　置

24年度においては、漁業共済の加入者に対する共済掛金についての国庫補助額は86億1,612万円であった。

また、漁業共済組合及び同連合会に対して、事業実施に必要な経費について４億5,166万円の助成を行った。

第10節　漁　船　漁　業

１　底びき網漁業

概要：沖合底びき網漁業は15t以上の動力漁船により底びき網を使用し、おおむね北緯25度以北、東経153度以西、東経128度30分（一部128度）以東の太平洋、オホーツク海及び日本海で行う漁業である。操業区域は40以上に細分化されており、操業は資源保護上及び漁業調整上の厳しい制限の下に、主に自県沖を中心に行われている。

許認可隻数：25年１月１日現在で365隻であった。

船型：４つのトン数階層区分に分かれるが、新トン40t未満階層が131隻と最も多くなっている。

漁法：かけまわし、オッタートロール及び２そうびきであり、オッタトロールは北海道周辺及び宮城～千葉までの沖合で操業しており、２そうびきは岩手の一部、太平洋南海区及び島根～福岡で操業している。北海道及びその他の海域においては主としてかけまわしによる操業が行われている。

漁獲量：23年は31万５千tで前年に比べ約３万１千t減少した。魚種別にはすけとうだら14万５千t、ほっけ３万７千t、かれい類１万６千tとなっている。

小型底びき網漁業は総トン数15t未満の動力漁船により底びき網を使用して営む漁業であり、地先沿岸を漁場とするものから沖合域を漁場とするものまで地域により多様であって、沿岸漁業の中においては、釣、延縄とともに代表的な地位を占めている。本漁業については、農林水産大臣の告示により、都道府県知事が許可することができる隻数の最高限度を定めている。また、海域によっては船舶の総トン数若しくは馬力数の最高限度を定めることができることとなっているほか、漁具漁法についても漁獲効率が高い２そうびき漁法、網口開口板等の使用を農林水産大臣が特に定める海域以外は禁止している。本漁業の25年４月現在の許可総枠隻数は約２万２千隻である。23年の漁獲量は42万４千tで前年に比べ約３万３千t減少した。漁獲物はひらめ、かれい類、えび類の中高級魚が多く、生鮮、そう菜物として利用されている。なお、漁獲量のうち30万３千tは、北海道のほたてがいである。

遠洋底びき網漁業の平成25年１月１日現在の許認可隻数は36隻となっている。各水域における操業の概況は以下のとおりであった。

⑴　ロ　シ　ア　水　域

地先沖合交渉の合意に基づき２隻が操業。１～４月に北千島海域において抱卵スケトウダラを対象として操業。

⑵　南極水域（CCAMLR水域）及びフォークランド水域

現在、CCAMLR水域ではメロを対象として１隻が操業。この他１隻が、CCAMLR水域においてナンキョクオキアミを、フォークランド水域において、ホキ、ミナミダラ等を対象として操業していたが、撤退した。

⑶　ニュー・ジーランド水域

形式用船方式により、１隻がミナミダラ、ホキ、イカ等を対象として操業。

⑷　北西大西洋水域（NAFO水域）

カラスガレイ、アカウオ等を対象に１隻が操業していたが、平成21年以降、日本漁船の操業がない状況が続いている。

⑸　天皇海山水域

操業隻数は５隻（うち、２隻は専業）であり、キンメダイ、クサカリツボダイを主対象として操業。

⑹　イ　ン　ド　洋

21年から22年にかけて、（独）水産総合研究センター（開発調査センター）が南西インド洋において行った中層トロールによる新規漁場開発調査を受けて、22年からキンメダイを主対象として１隻が操業。同センターは、24年から25年にかけて更なる調査を実施。

2　まき網漁業

総トン数40t（北海道恵山岬灯台から青森県尻屋崎灯台に至る直線の中心点を通る正東の線以南、同中心点から尻屋崎灯台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島崎灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線から成る線以東の太平洋の海域にあっては、総トン数15t）以上の動力漁船によりまき網を使用して行う大中型まき網漁業の25年１月１日現在の許認可隻数は、145隻であった。

また５t以上40t未満（北部太平洋海域においては15t未満）の中型まき網漁業の大臣枠付隻数は、25年１月現在で500隻となっている。23年におけるまき網漁業の漁獲量は約124万t（うち大中型まき網漁業約77万t）で、前年より約４万tの減であった。

3　かつお・まぐろ漁業

総トン数10t以上の漁船によって営まれる本漁業は、その漁船の規模により近海かつお・まぐろ漁業（10t以上120t未満）及び遠洋かつお・まぐろ漁業（120t以上）に分けられる。

これらの許認可船の隻数は、平成24年８月１日現在総数729隻となっている。

主漁場は、公海及び外国のEEZであるが、資源の悪化による地域漁業管理機関における漁獲枠削減や入漁協定において沿岸国の入漁条件が厳しくなっていることなどにより漁業機会の確保が厳しくなってきている。

表19　かつお・まぐろ漁業

(1)　かつお・まぐろ漁業許認可隻数

	（24年8月1日現在）
遠洋かつお・まぐろ漁業	357隻
近海かつお・まぐろ漁業	372隻
合　　計	729隻

(2)　かつお・まぐろ漁業の漁獲量

	（24年、かっこ内は前年）
まぐろはえなわ漁業	154千t　（148千t）
かつお一本釣り漁業	92千t　（107千t）
合　　計	246千t　（257千t）

4　さけ・ます漁業

24年度のさけ・ます漁業については、日ロ漁業合同委員会第28回会議及び政府間協議の結果を受け、日本200海里内において2,562tの漁獲限度量及びロシア200海里内において7,071tの漁獲割当量となった。

(1)　中型さけ・ます流し網漁業

ア　太平洋海域

太平洋中型さけ・ます流し網漁業は、平成４年度からの公海操業の停止を受け、ロシア200海里内のみの操業となっている。24年度の漁獲割当量は3,796tで、13隻が５月11日から７月30日まで操業し、漁獲実績は3,598tであった。

イ　日本海海域

日本200海里内においては、採算性の面から出漁を見合わせた。

(2)　太平洋小型さけ・ます流し網漁業

日本200海里内においては、漁獲限度量は2,562tで、61隻が４月16日から７月７日まで操業し、漁獲実績は2,172tであった。また、ロシア200海里内においては、24年度の漁獲割当量は3,275tで、20隻が５月２日から７月24日まで操業し、漁獲実績は2,852tであった。

5　さんま漁業

さんま漁業は大きく分けて、総トン数10t以上の漁船により棒受網を使用してさんまを獲る指定漁業の北太平洋さんま漁業と10t未満の漁船により棒受網や刺網を使用する知事許可漁業がある。

このうち北太平洋さんま漁業の操業期間は、索餌のための北上群及び産卵のための南下魚群が形成される８月１日から12月31日までと限定されているため、さけ・ます流し網漁業等との兼業船も多い。また、さんまの漁場は海況の影響などによって年毎に変わるが、大体、漁期初めの８月～９月は歯舞・色丹沖、８月～10月は道東沖、10～11月頃三陸沖に南下、11月～12月頃には房総半島沖まで南下、これに応じて主要水揚港も道東～三陸～房総等と推移する。

25年１月１日現在の北太平洋さんま漁業の許認可隻数は182隻である。本漁業の23年の漁獲量は213,953tであった。

6　ずわいがに漁業

日本海及びオホーツク海のずわいがには、主として沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業及びかご漁業により漁獲されている。このうち、ずわいがにを漁獲目的とする10t以上船により行われる漁業（小型機船底びき網漁業及び沖合底びき網漁業を除く。）については、特定大臣許可漁業となっており、同漁業による採捕のみならず、沖合底びき網漁業・小型機船底び

き網漁業も含めて、ずわいがにの禁漁期間、体長制限等が省令に規定されている。24年度の許可隻数は、かご漁船16隻であった。23年のずわいがにの全国漁獲量は約４千４百tで前年に比べ約４百t減少した。

7　いかつり漁業

いかつり漁業は大きく分けると船舶の総トン数により、その制度的扱いを異にしている。総トン数30t以上の動力漁船によりいか釣り漁業を営むものについては平成14年４月に「中型いかつり漁業」（我が国近海が主漁場）と「大型いかつり漁業」（海外が主漁場）を統合し、「いか釣り漁業」として指定漁業の業種に追加し、平成19年８月の許可等の一斉更新に際し、操業区域・規制ラインの見直し等を行った。

また、30t未満の漁船については、都道府県知事許可等であるが、するめいかを目的とする５t以上30t未満船は、平成10年から農林水産大臣の届出が必要となっている（小型するめいか釣り漁業）。

我が国近海で操業するいか釣り漁業（指定漁業）については、船団別に、日本海・太平洋を主漁場として、５月頃から１月頃にかけてスルメイカを漁獲する漁船、６月頃から10月頃に東シナ海でヤリイカを漁獲する漁船、１月頃から３月頃に太平洋側のアカイカを漁獲する漁船、５月頃から７月頃に北太平洋（東経170度以東）のアカイカを漁獲する漁船に大別できる。

25年１月１日現在のいか釣り漁業の許認可隻数は131隻（うち旧大型いかつり漁業が20隻、旧中型いかつり漁業が111隻）であり、小型するめいか釣り漁業の届出隻数は2,621隻である。本漁業の23年の漁獲量は150,105t（うち遠洋12,223t、近海44,612t、沿岸93,270t）であった。

8　かじき等流し網漁業

かじき等流し網漁業は大目流し網漁業とも呼ばれ、かじき、かつお又はまぐろをとることを目的とした漁業であり、中型さけ・ます漁業、さんま漁業等との兼業がみられる。この漁業は三陸沖を中心に古くから行われ、国際環境の変化により平成元年８月に届出漁業とした。さらに、公海における操業は、平成４年12月末をもって停止となり、現在では、房総半島沖から北海道道東沖にかけた日本の排他的経済水域を主漁場として継続して操業が行われている。

かじき等流し網漁業は、総トン数10t以上の漁船で大臣届出制となっているが、一方で各道県毎に知事許可又は海区委員会指示による承認が必要となっている。本漁業の23年の漁獲量は2,272tであった。

9　捕　　鯨　　業

(1)　商業捕鯨の中断

昭和57年、国際捕鯨委員会（IWC）は第34回年次会議において、1990年までに鯨類資源状態の見直し（包括的評価）を行うとの条件付きで商業捕鯨の一時停止（モラトリアム）を決定した。これに対し我が国は条約の規定に基づき異議申し立てを行ったが、米国は日本が商業捕鯨を継続すれば、米国200海里内での対日漁獲割当てを削減すると主張したため、やむを得ざる措置としてモラトリアムを受け入れ、商業捕鯨は1988年より一旦中断した。

(2)　包括的評価とモラトリアムの見直し

従来から検討されていた鯨資源の改訂管理方式がIWC科学委員会により、1992年に完成され、南極海ミンククジラ鯨資源については、100年間の捕獲許容水準が20万頭であることが算出された。しかし、1994年、新たな監視取締制度制度（RMS）の完成が商業捕鯨再開（モラトリアムの撤廃）の前提との決議案が採択され、以降14年間に延べ45回のRMS関連会合が開催されたが、反捕鯨国による遅延策等のためRMSの完成は遅れ、さらに、反捕鯨国は、RMSの完成は商業捕鯨モラトリアムの撤廃を意味しないとの主張を始める等、モラトリアムの見直し先送りの立場を譲らなかった。2006年２月、ケンブリッジ（英国）においてRMS作業部会が開催されたが、上述のような反捕鯨国による理不尽な対応により、RMSの完成が不可能であることが確認され、作業部会での作業は当面延期することが合意され、14年間の議論と交渉の結果、RMSの完成に向けたプロセスは実質上停止することとなった。その後、本件に関する具体的な交渉等は行われていない。

(3)　鯨類捕獲調査

我が国は商業捕鯨再開に向けて鯨類の資源状況等を科学的に把握するため、南極海及び北西太平洋で鯨類捕獲調査を実施している。

南極海においては、1987年度から2004年度まで18年間、クロミンククジラの生物学的情報収集を主目的とした南極海鯨類捕獲調査（JARPA）を実施し、さらに、2005年度からは、JARPAの調査結果を踏まえ、科学的知見の更なる充実を図り、より適切なクジラ資源の管理方式の構築を目指すことを主目的とした、第２期南極海鯨類捕獲調査（JARPAⅡ）を実施している。なお、JARPAⅡでは、ミンククジラ（850頭±10%）、ナガスクジラ（50頭、当初２年間は10頭のみ）及びザトウクジラ（50頭、IWC正常化プロセスの進

行中は捕獲を延期）を調査対象種としている。

北西太平洋においては、1994年度よりミンククジラの系統群解明を目的とした北西太平洋鯨類捕獲調査（JARPN）を開始し、さらに、2000年度からは、JARPNの調査結果を踏まえ、増加している鯨類による水産資源の大量捕食が漁業に与える影響を解明することを主目的とした第２期北西太平洋鯨類捕獲調査（JARPNⅡ）を実施している。なお、JARPNⅡでは、ミンククジラ（220頭＜沿岸調査120頭、沖合調査100頭＞）、イワシクジラ（100頭）、ニタリクジラ（50頭）及びマッコウクジラ（10頭）を調査対象種としている。

⑷　沿岸小型捕鯨

我が国の沿岸小型捕鯨は、従来ミンククジラを主対象とした操業を行っていたが、モラトリアムを受け入れたことに伴い、現在はIWC規制対象外の鯨種（ツチクジラ、ゴンドウクジラ等）のみを捕獲している。この捕鯨形態は、米国、デンマーク等の国で行われている先住民生存捕鯨（文化的、伝統的重要性からモラトリアム下であっても捕鯨が認められている）と同様の文化的・社会経済的な性格を有していることから、「沿岸小型捕鯨」として、我が国の捕鯨操業に対してミンククジラの捕獲枠を与えるようIWCに要求しているところである。

⑸　鯨類捕獲調査に対する反捕鯨NGOの妨害活動

南極海鯨類調査に対しては、調査の開始当初からグリーンピースやシー・シェパード（SS）といった反捕鯨団体が不当かつ危険な妨害活動を繰り返してきている。このため、2012年度の調査においても、関係省庁が連携し、水産庁監視船の派遣、海上保安官の乗船など、安全対策を強化して調査を実施した。SSは、オランダ船籍スティーブ・アーウィン号、ボブ・バーカー号、豪州船籍サム・サイモン号の計３隻で、給油作業中の調査船への体当たりや、調査船のスクリューを狙ったロープやワイヤーの海中への投入など、調査船の安全や乗組員の生命を脅かす、許しがたい妨害行為を繰り返し行った。

10　遊漁・海面利用

国民の自然志向・健康志向などを背景として海の利用のニーズが多様化する中で、従来からの釣り、潮干狩りといった遊漁活動に加え、ヨット・モーターボート、水上オートバイなどのプレジャーボートやスキューバダイビングなど、多様な海洋性レクリエーションが進展している。

このような状況の中、漁業者、遊漁者、海洋性関係者等からなる海面利用協議会が都道府県に設置され、調和がとれた海面利用を図っている。

遊漁船業については、各都道府県に登録した遊漁船業者数は、平成25年３月31日時点において14,934業者、登録された遊漁船の隻数は、17,678隻であった。

また、遊漁船事故の収集・分析及び遊漁船業者等に対し、安全運航、遊漁船利用者の安全管理のための講習会の開催を行うとともに、漁港等海浜に指導員を派遣し、現場で遊漁の安全指導等を行う遊漁安全確保推進事業を実施した。

第11節　我が国における漁業取締り

⑴　外国漁船の取締り

平成11年１月の新日韓漁業協定、平成12年６月の新日中漁業協定の発効に伴い、ロシア漁船と合わせ約1,400隻もの外国漁船が我が国の許可を受けて我が国で操業を行うこととなった。水産庁ではこれらの外国漁船による違反操業の未然防止のための立入検査を実施するとともに、違反及び無許可外国漁船の拿捕、密漁設置漁具の押収等の漁業取締りを実施しており、特に外国漁船による違反が頻発している九州・沖縄・山陰周辺等の海域については、漁業取締船、漁業取締航空機を重点的に配備している。

これら漁業取締りにより拿捕した違反漁船に対しては、司法処分が科されるとともに、行政処分として許可の停止や取消しの処分を実施しており、平成24年における拿捕件数は11隻（韓国漁船５隻、台湾漁船４隻、中国漁船２隻）であった。

また、平成24年における外国漁船による密漁漁具の押収量は、刺網・延縄が約65km、篭漁具が1,081個に達した。

⑵　沿岸・沖合等漁業の取締り

水産庁における我が国の沿岸・沖合等漁業に関する取締りは、主として指定漁業、特定大臣許可漁業等に対して行っているが、併せて都道府県の知事許可の沿岸漁業に対しても指導・取締りを行っている。

また、検挙した違反漁船に対しては、司法処分が科されるとともに停泊処分等の行政処分を実施しており、平成24年における検挙件数は15隻（小型機船底びき網漁業13隻、その他２隻）であった。

⑶　漁業取締体制の強化

水産庁では、漁業指導・取締りのため、漁業取締船（官船６隻、用船33隻）、漁業取締航空機（チャーター機４機）を配備して取締りを行っている。

外国漁船の違法操業では、無許可操業が最も多く、このほか漁業取締船の摘発を逃れるため漁具にブイを付けずに海底に設置したり、漁業取締船の追跡を振り切って逃走する事案も増えている等、悪質・巧妙化している。また、これら違反漁船による違法な漁獲により我が国の水産資源の悪化が懸念されている。

このように悪質・巧妙化する違反漁船に対する取締りを強化するため、漁業取締船の増隻、取締機器の更新等を実施するとともに、海上保安庁との連携を強化していくなど実効ある取締体制の構築を図ることとしている。

第12節　国際漁業交渉

1　海洋法条約の発効と国際連合における漁業の議論

⑴　海洋法に関する国際連合条約

二百海里漁業専管水域、さらには二百海里経済水域の設定は1970年代末から実質的な適用が各国によって始められていたが、「海洋法に関する国際連合条約」（UNCLOS）が1994年11月16日に批准国数を満たして発効したため、我が国は1996年７月20日に同条約を受諾すると共に、国内法を整備することとなった。

⑵　公海漁業をめぐる動き

実質的な二百海里体制に伴って、1980年代には国連における漁業の議論は公海を中心とするものに移行した。1980年代末に南太平洋から始まった公海流し網漁業規制の動きはその後加速し、1991年の国連総会では、公海大規模流し網漁業の停止を勧告する国連決議が採択された。また、1992年には国連地球（環境）サミットの結果を受けて設置された持続可能な開発委員会（CSD）においては、公海における海洋保護区の設置や小規模島嶼国の持続可能な開発に関する議論が行われており、以降の公海漁業に関する議論に影響を及ぼすこととなった。

2000年代に入り、国連は、環境保護団体等の強力な圧力を受けて、底びき網漁業等が公海深海底の生態系に影響を与えているとし、06年の総会において、地域漁業管理機関や関係国が脆弱生態系及び深海漁業資源の適切な保存管理措置を講じることを求める決議を採択した。この決議は既存の地域漁業管理機関に大きな影響を与えたほか、底魚資源に関する地域漁業管理機関が設置されていない南北太平洋、インド洋等において、新たな地域漁業管理機関の設置が急務となった。我が国は、特に北太平洋公海での新たな地域管理機関の設置に中心的な役割を果たし、23年３月に当該海域の管理に関する新たな条約案が最終化された。

⑶　FAO水産委員会等における議論

漁業資源に関する義務と権利が海洋法条約によって概ね確定したことを受けて、国連食糧農業機関（FAO）は、途上国、沿岸国の漁業管理責任にも着目し、1995年には「責任ある漁業のための行動規範」を採択している。その後、はえ縄漁業による海鳥の混獲管理やサメ類の保存管理等の国際行動計画、IUU漁業対策に係る国際行動計画等を策定し、行動規範の履行を推進している。これらの行動計画は、実施状況等について定期的にFAO水産委員会においてレビューされている。

2　二国間交渉

⑴　日ロ漁業委員会第29回会議

2013年の日ロ双方の漁船の相手国200海里水域における操業条件について協議する日ロ漁業委員会第29回会議が、2012年11月26日から12月６日までモスクワにおいて開催された。

（協議の経過）

日ロ漁業委員会第29回会議は、日本側からは長谷水産庁資源管理部審議官ほかが、ロシア側からはフォミン連邦漁業庁副長官ほかが出席した。

本協議においては、ロシア側が極めて強い態度で臨み、厳しい協議となったが、日本側漁業者の希望を踏まえ粘り強く交渉した結果、次ぎの内容で妥結した。

（合意の内容）

ア　ロシア水域における日本漁船の操業条件

⑺　相互性入漁

a　漁獲割当量は62,096t（前年51,355t）。

b　日本側（民間団体）からロシア側に対し機材の供与を含む協力事業を実施。

⑴　有償操業

a　漁獲割当量は5,098t（前年同）。

b　日本側（民間団体）はロシア側に２億1,148万円を支払う。

⑼　共通事項

許可隻数枠は相互性、有償併せて591隻。

イ　日本水域におけるロシア漁船の操業条件

⑺　漁獲割当量は62,096t（前年51,355t）。

⑴　許可隻数枠は101隻（前年同）。

⑵　日ロ漁業合同委員会第29回会議

日ロ漁業合同委員会第28回会議が2013年３月11日から３月15日までの間、東京において開催された。

本委員会においては、当面する漁期におけるロシアを母川国とする溯河性魚類（さけ・ます）の日本によ

る漁獲の条件が決定されるとともに、北西太平洋の公海における生物資源の保存及び管理の問題、日ロ両国の団体及び企業の間の漁業分野における協力関係等につき広く意見交換が行われた。

（協議の概要）

日ロ漁業合同委員会第29回会議は、日本側からは長谷産庁資源管理部審議官ほかが、ロシア側からはフォミンロシア連邦漁業庁副長官ほかが出席した。本協議においては、日本側から燃油高騰や魚価安の影響もあり漁業者の経営負担が大きかったため、協力費の引き下げを主張したが、ロシア側から、漁獲量を増やして経営を成り立たせるべきであり協力費を下げる必要は無い旨主張し、平行線をたどったが、最終的に次の内容で妥結した。

○　2013年に日本漁船が日本200海里内で漁獲するロシア系さけ・ますの上限量を設定しない（前年2,562t）。

○　日本200海里内を回遊するロシア系さけ・ますの保存への協力の一環として、日本側（民間団体）はロシア側に対して3.7184億円に相当する機械及び設備をさけ・ます再生産のためロシア側に供与する。協力費の額は漁獲実績に応じて決定される（前年3.2294億円～3.7184億円の範囲で漁獲実績に応じて支払い。）。

このほかの議題として、漁業の分野における両国の民間ベースでの協力については当該協力を今後とも互恵的な形で発展させていくことで一致し、2013年の漁業の分野における両国政府間の科学技術協力計画が採択される等、幅広い議論が行われた。

⑶　ロシア連邦の200海里水域における日本国の漁船によるロシア系さけ・ますの2013年における漁獲に関する日ロ政府間協議

本協議は2012年４月８日から４月19日まで、また、５月16日から５月23日までモスクワにおいて開催された。

本協議においては、我が国漁船によるロシア連邦の200海里水域におけるロシア系さけ・ますの漁獲の条件が決定された。

（協議の概要）

日本側からは長谷水産庁資源管理部審議官ほかが、ロシア側からはフォミン連邦漁業庁副長官ほかが出席した。

本協議では、漁獲割当量及び入漁料に関して、日露双方の意見が一致するまでに時間を要したが、日本側漁業者の希望を踏まえ粘り強く交渉した結果、次のとおりの内容で妥結した。

（合意の内容）

漁獲割当量5,370t（前年は7,071t）

操業隻数は33隻（前年２同）。

⑷　日韓漁業協定

1998年９月25日、日本海及び済州島南部水域での暫定水域の設定、すけとうだら、ずわいがに、その他の漁獲量の取扱い等に関して基本合意に達し、11月28日に鹿児島で署名が、12月11日に我が国国会で、翌年１月６日に韓国の国会で協定が承認された。

他方、基本合意後において双方の排他的経済水域における操業条件、漁獲割当量や暫定水域での資源管理等について協議が続けられたものの、特に韓国のズワイガニを目的とする底刺し網漁業、かご漁業の扱いを巡って韓国側と日本側との意見が対立した。このため1999年１月22日、協定は発効したものの、双方の排他的経済水域での相手国漁船の操業は行えない状況となったが、２月５日、日韓双方の相手国水域での操業条件についての合意が得られ、２月22日から相手国水域での相互操業が行われた。

その後、年毎に自国排他的経済水域に入漁する相手国漁船の操業条件について協議が行われ、2012年漁期（３月１日から１年間）の操業条件については、入漁隻数は870隻、総漁獲割当量は60,000tと日韓等量等隻であり、対前年比では、入漁隻数、総漁獲割当量ともに前年同となった。また、2013年漁期から、漁期を「７月から翌年６月まで」に変更することとし、移行期間となる2013年３月から2013年６月までの間は、入漁隻数を860隻、総漁獲割当量を20,000tとすることになった。なお、入漁隻数及び総漁獲割当量を決めるほかに、2005年から魚種別・漁業種類別漁獲割当も実施している。

また、暫定水域の資源管理等については、協定発効当初から、協定に基づく勧告に向けた政府間協議を行うよう提案し続けているが、韓国側は、このことは協定上の義務ではなく、民間間で協議すべきだなどとして、政府間協議に一切応じられないとの姿勢を終始崩さず、日本側は改めて右協議の開催を求めた。また、このような状況を踏まえ、暫定水域で操業する漁業者同士による民間協議に対し、両国政府が積極的に支援指導及び助言することについて意見の一致をみた。

⑸　日中漁業協定

日中間においては、国連海洋法条約の趣旨に則した新たな協定を、2000年２月に北京で開催された大臣級協議により、2000年６月１日に発効することで意見の一致を見た。それに伴い、2000年４月から相手国入漁のための操業条件等の決定のために３回の部長・副局

長協議を開催し、2000年５月18日に2000年漁期の操業条件について合意し、2000年６月１日に新協定が発効した。

日中漁業協定に基づき、日中漁業共同委員会において、排他的経済水域に入漁する相手国漁船の操業条件について両国へ勧告されているほか、暫定措置水域における資源管理措置、日中海洋生物資源専門家小委員会の設置が決定されている。

2012年漁期の相手国入漁のための操業条件については、2012年４月20日に共同委員会において、漁獲割当量等の削減を行うこととし、日中両国とも総漁獲割当量及び総許可隻数をそれぞれ9,874t及び346隻とすること等を内容とする2012年漁期の操業条件を日中両国政府に勧告することが決定された。

⑹　日・パプアニューギニア漁業交渉

1978年に締結された日・パプアニューギニア漁業協定により、我が国まぐろ延縄・かつお一本釣り・まき網漁船が入漁していたが、86年12月、パプアニューギニア側が従来の入漁料より２倍以上の値上げを要求、このため交渉は決裂し、協定は87年３月をもって失効した。2006年４月に本格的な入漁交渉を再開し、同年５月１日から、まき網漁船の入漁が認められ、現在に至るまで安定的な入漁関係が維持されている。2012年１月より、従来の漁獲量を基礎に入漁料を支払う方式から、操業に必要な隻日数を入漁料として購入する方式に変更された。

⑺　日・キリバス漁業交渉

1978年６月に発効した日・ギルバート諸島政府間漁業協定（キリバスの独立は79年７月12日）に基づき、まぐろ延縄・かつお一本釣を対象とする入漁協定が78年７月に発効した。入漁協定は操業条件をめぐり４度にわたる決裂中断があった（81年７月-10月、82年11月-83年８月、93年８月-９月、97年６月-９月）。その後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は漁獲金額の一定割合を支払う方式が採られており、延縄は年間許可と６ヶ月許可方式が、釣りは航海毎許可方式が採られている。また、まき網漁船については、入漁協定が1993年９月に発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている。2011年12月より、従来の漁獲金額を基礎に入漁料を支払う方式から、操業に必要な隻日数を入漁料として購入する方式に変更された。

⑻　日・ソロモン漁業交渉

1978年９月に発効した日・ソロモン諸島政府間漁業協定に基づき、まぐろ延縄・かつお一本釣を対象とする入漁協定が78年10月に発効した。入漁協定は操業条件をめぐり２度にわたる決裂中断があった（82年10月-83年１月、99年１月-00年９月）。その後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は漁獲金額の一定割合とされ、年間許可方式が採られている。また、まき網漁船については、入漁協定が2000年10月に発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている。2012年１月より、従来の漁獲金額を基礎に入漁料を支払う方式から、操業に必要な隻日数を入漁料として購入する方式に変更された。

⑼　日・ミクロネシア連邦漁業交渉

1979年４月にまぐろ延縄、かつお一本釣、まき網を対象とする入漁協定が発効した。入漁協定は操業条件をめぐり２度にわたる決裂中断があった（82年１月-４月、83年８月-84年２月）。その後は安定的な入漁関係が維持されている。はえ縄は、年間、６ヶ月、３ヶ月の許可方式が採られており、釣り・まき網は年間許可方式が採られている。延縄の入漁料は一定額を支払う方式が、釣りの入漁料は漁獲金額の一定割合を支払う方式が採られている。まき網の入漁料は、2012年１月より、従来の漁獲金額を基礎に入漁料を支払う方式から、操業に必要な隻日数を入漁料として購入する方式に変更された。

⑽　日・マーシャル諸島漁業交渉

1979年７月、まぐろ延縄、かつお一本釣りを対象とする入漁協定が発効し、その後、先方政府からの希望により、日・マーシャル政府間漁業協定が81年４月に発効した。入漁協定はこれまでに中断したことはなく、はえ縄は、年間、６ヶ月、３ヶ月の許可方式が採られており、釣り・まき網は年間許可方式が採られている。延縄の入漁料は一定額を支払う方式が、釣りの入漁料は漁獲金額の一定割合を支払う方式が採られている。まき網の入漁料は、2012年３月より、従来の漁獲金額を基礎に入漁料を支払う方式から、操業に必要な隻日数を入漁料として購入する方式に変更された。

⑾　日・パラオ漁業交渉

1979年１月にまぐろ延縄、かつお一本釣、まき網を対象とする入漁協定が発効した。入漁協定は操業条件をめぐり３度にわたる決裂中断があった（82年10月-83年12月、86年７月、91年８月-92年１月）。その後は安定的な入漁関係が維持されている。延縄・釣りの入漁料は漁獲金額の一定割合とされ、延縄は年間、６ヶ月、航海毎の許可方式が、釣りは年間、航海毎の許可方式が採られている。まき網の入漁料は2012年２月より、従来の漁獲金額を基礎に入漁料を支払う方式から、操業に必要な隻日数を入漁料として購入する方式に変更された。

⑿　日・ツバル漁業交渉

1986年６月に発効した日・ツバル政府間漁業協定に基づき、まぐろ延縄・かつお一本釣を対象とする入漁協定が86年６月に発効した。入漁協定は操業条件をめぐり２度にわたる決裂中断があった（88年６月-90年５月、91年６月-94年２月）。その後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は航海毎に一定額を支払う方式が採られている。また、まき網漁船については、入漁協定が98年３月に発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている。まき網の入漁料は、漁獲金額の一定割合となっている。

⒀　日・ナウル漁業交渉

1994年７月にまぐろ延縄,かつお一本釣、まき網を対象とする入漁協定が発効し、現在まで安定した入漁関係が維持されている。まぐろ延縄、かつお一本釣りの入漁料は漁獲金額の一定割合とされ、航海毎許可方式が採られている。まき網の入漁料は2012年２月より、従来の漁獲金額を基礎に入漁料を支払う方式から操業に必要な隻日数を入漁料として購入する方式に変更された。

⒁　日・フィジー漁業交渉

1998年７月にまぐろ延縄、かつお一本釣、まき網を対象とする入漁協定が発効し、現在まで安定した入漁関係が維持されている。入漁料は、航海毎に一定額を支払う方式が採られている。

⒂　日・モロッコ漁業交渉

2013年２月６日～２月８日にラバトにおいて漁業交渉が開催された。その結果、許可期間を１月１日～９月10日（前期）、９月11日～12月31日（後期）とし、操業条件は①許可隻数枠15隻（通年）、②入漁料2,000米ドル/隻/年、③ライセンス料49,500ディルハム/隻/年（約55万円）、④科学オブザーバー乗船については、前期は最大４人、後期は最大２人とし、経費については、２隻以下の場合6,000ドル/年、３隻以上の場合10,000ドル/年、⑤モロッコ人漁船員の雇用は運用により努力目標とする。

⒃　日・ペルー非公式漁業協議

2011年10月に交付された大統領令「アメリカオオアカイカ漁業管理法施行規則」において、外国漁船の入漁については「価格競争公開入札」によるとされたが、入札制度が整備されず、2012年１月１日以降、ペルー水域内での操業は停止した。2012年10月10日に非公式協議を開催し、入札制度に関する意見交換及び入札の早期実施を要請したが、制度未整備の状態が続いている。

３　多国間交渉

⑴　国際捕鯨委員会（IWC）

第64回国際捕鯨委員会（IWC）年次会合本会議が、2012年７月２日から６日までパナマシティ（パナマ共和国）において開催された。加盟国89ヶ国中66ヶ国が出席。

主要論点についての概要は以下のとおり。

ア　議長・副議長の選出

今次会合のみの暫定議長をマイニーニ・スイス連邦IWC政府代表が務めた。会合最終日に、コンプトン・セントルシアIWC政府代表が議長に、シュメイ・ベルギーIWC政府代表が副議長に選出された。

イ　サンクチュアリー

ブラジル及びアルゼンチン等による「南大西洋サンクチュアリー」提案（南大西洋を保護区域とし、一切の商業捕鯨を禁止するもの）の設置に関する共同提案は、投票の結果、否決された。

ウ　先住民生存捕鯨

米国、ロシア、セントビンセントの３ヶ国共同提案（１年当たりの捕獲枠は従来どおり）については可決された一方で、デンマーク（グリーンランド）提案（一部鯨種の捕獲枠を増加）については、反捕鯨国の反対により否決され、デンマークの捕獲枠は設定されなかった。

エ　社会経済的影響と小型捕鯨

○　我が国から、我が国の沿岸小型捕鯨は先住民生存捕鯨と同様の性格を有するとして、ミンククジラの捕獲枠の設定を要求したが、反捕鯨国からの反対意見が多く、採択の見込みが立たなかったことから、採決を求めなかった。

○　また、我が国から、沿岸小型捕鯨に関する問題を解決するための特別作業部会の設置提案をし、コンセンサスでの採択を求めたが、一部の国の反対により、採択に至らなかった。最終的に、我が国関係国と相談し、次回会合で再度提案を行う旨が議長報告書に明記されることになった。

オ　海上の安全

我が国より、シーシェパード（SS）による我が国の鯨類捕獲調査船に対する妨害行為について、映像を用いたプレゼンテーションを行い、関係国が実効的な措置を講じるよう強く要請した。多くの国から、SSによる暴力的な行為に対する非難が表明された。

カ　IWCの将来

「IWCの将来」に関し、具体的な進展はなかったが、対話と協力は継続することとなった。

キ　その他

韓国から、自国水域内での鯨類捕獲調査計画を翌年のIWC科学委員会に提出予定である旨の発言があった

ク　次回年次会合の場所及び日程

IWC本会合を隔年開催とすることが合意され（科学委員会は毎年開催）、第65回IWC本会合は、2014年に開催されることとなった。

⑵　北太平洋溯河性魚類委員会（NPAFC）

北太平洋におけるサケ・マス資源の保存を目的とした同公海海域におけるサケ・マス漁業の禁止を主たる内容とした「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」は、1993年（平成５年）２月16日に発効したが、本条約に基づき「北太平洋溯河性魚類委員会（NPAFC）」の年次会議が93年以降毎年開催され、締約国間の取締り協力、サケ・マス資源に関する科学的知見等について協議が行われている。

2013年については、第21回年次会議がバーチャル形式で11月12日から11月14日まで開催され、条約加盟国である日本、米国、カナダ、ロシア、韓国（2003年加盟）の５か国の他，オブザーバーとして北西大西洋漁業機関（NAFO）、近く設立予定の北太平洋漁業委員会（NPFC）、台湾が出席した。

主な討議内容として、取締活動については、各国から2013年のNPAFC条約水域（北緯33° 以北の北太平洋公海）における、さけ・ます違法操業の取締りについての報告が行われ、引き続き加盟国間で連携を図り、条約水域における違法操業の防止に取り組むことで一致した。

また、さけ・ます資源に関する科学調査については、太平洋におけるさけ・ますの資源量が引き続き高い水準にあることが報告されたほか、今後の調査の方向性について議論が行われた。

次回の第22回年次会議は、米国オレゴン州ポートランドで５月中旬頃に開催されることが決定された。

⑶　北西大西洋漁業機関（NAFO）

2012年９月にサンクトペテルブルグ（ロシア）において、第34回年次会合が開催された。

ア　カラスガレイのTAC及び漁獲枠

科学理事会の勧告に従い、2013年のTACは15,510t（昨年16,326t）に削減された。我が国の漁獲枠は従来と同じ比率で1,178t（昨年1,240t）に削減された。

イ　アカウオ（３M区）の漁獲枠

従来どおりの漁獲枠（400t）が確保された。

⑷　全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）

2012年６月に、ラホヤ（米国）にて第83回本会合が開催された。東部太平洋におけるまぐろ類の保存管理措置に関して議論を行い、以下のとおり合意された。

ア　メバチ・キハダの保存管理措置

2013年について、下記㋐及び㋑の内容の現行の保存管理措置を継続することが合意。

㋐　まき網漁業

ⅰ）62日間の全面禁漁。

ⅱ）沖合特定区での１ヶ月間の禁漁。

㋑　はえ縄漁業

2007年の各国のメバチ漁獲枠から、５％の削減。

イ　太平洋クロマグロ

2012年、2013年の２年間の合計で10,000トンの漁獲枠が設定された。

⑸　大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）

2012年11月にアガディール（モロッコ）において、大西洋まぐろ類保存国際委員会第18回特別会合（年次会合）が開催された。

ア　クロマグロの保存管理措置

東資源について、科学委員会により資源の回復が示唆されたことを受け、2013年の保存管理措置として、漁獲可能量（TAC）が13,400t（2012年は12,900t）に設定された。我が国の割当量は、1,139.55t（2012年は1,097.03t）に設定された。

西資源について、科学委員会では現行の漁獲枠を維持することが適切とされたことから、2013年の保存管理措置として、TACは1,750t（2012年と同数）に設定された。日本の割当量は、2012年の301.64tが維持された。

イ　カジキ類の保存管理措置

クロカワカジキ（Blue marlin）について、科学委員会は、漁獲可能量（TAC）を2,000トンレベルに削減することを勧告、またニシマカジキ（White marlin）についても、現状の漁獲レベル（344トン、2011年）を維持することを勧告したところ、これらの勧告を基に2013年～2015年の保存管理措置として、クロカワカジキは1,985トン、ニシマカジキは355トンのTACが設定された。我が国の漁獲枠はクロカワカジキ390トン（2012年503.7トン）、ニシマカジキ35トン（2012年33.6トン）となった。

ウ　保存管理措置の遵守の確保

ICCATのルールに反する漁獲物の流通防止をより確実にするため、翌年の地中海まき網漁期（５月16日）以降、2014年３月１日までに順次2013年の漁

期からクロマグロの漁獲証明制度（注）の電子化を進めるとともに、漁獲証明制度のメバチ、キハダ及びカツオへの適用拡大に向け、作業を行っていくことが決定された。

（注）　漁獲から、輸送及び貿易等の各段階において、各国政府が漁獲物の合法性を確認する制度。

⑹　南極海洋生物資源保存委員会（CCAMLR）

2012年10月にホバート（豪州）において、第31回年次会合が開催され、メロ及びオキアミの保存管理措置等について議論が行われた。

メロについては、海区毎のTACが決定され、我が国漁船が操業を予定している海区のTACは、合計で3,994tとなった。また、現在操業が禁止されている海区における、我が国の資源状態の調査計画が引き続き認められた。

⑺　みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）

2012年10月に香川県高松市で開催された第19回年次会合では、科学委員会による勧告を踏まえ、ミナミマグロのTACについて、2011年の年次会合において決定された通り2013年は10,949t、2014年は12,449tとすることが確認された。我が国の割当量は2013年は2,689t、2014年は3,366t。

⑻　中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）

2012年12月に、マニラ（フィリピン）において第９回年次会合が開催された。中西部太平洋におけるメバチ・キハダ・カツオ・太平洋クロマグロの保存管理措置が以下の通り合意された。

ア　メバチ・キハダ・カツオの保存管理措置

㋐　まき網漁業

集魚装置（FADs）を用いた操業の４ヶ月間（７～10月）禁止またはそれに相当するFADs使用制限

㋑　はえ縄漁業

メバチの漁獲量を2001－2004年の平均値から30％削減

イ　太平洋クロマグロの保存管理措置

漁獲努力量を2002－2004年水準より低い水準で管理し、未成魚（０－３才）の漁獲量を2002－2004年水準から削減。

⑼　インド洋まぐろ類委員会（IOTC）

2012年４月にフリーマントル（豪州）にてIOTC第15回年次会合が開催された。

ア　2011年から開始された各国毎の遵守を精査するプロセスが行われた。各国とも遵守状況に改善が見られたものの、依然として決議の実施状況が悪いこと（特にデータ収集）が確認された。また、洋上転載において、オブザーバーにより依然として多くの違反嫌疑が発見されていることが報告された。

イ　はえ縄漁業における海鳥の混獲回避措置の強化に関する決議が採択され、南緯25度以南の海域において、鳥ポール、加重枝縄および夜間投縄のうちから２つを使用することが義務付けられた。

⑽　南東大西洋漁業機関（SEAFO）

2010年１月に６番目の締約国として日本が加盟。2012年12月に釜山（韓国）で第９回年次会合が開催された。

2013年のTACについては、昨年設定した水準（メロ：230t、マルズワイガニ：400t）を維持することとなった。

⑾　第16回ワシントン条約締約国会議

2013年３月にバンコク（タイ）にて第16回ワシントン条約締約国会議（CITES-COP16）が開催された。

本会議において、ブラジル等がサメ類（ヨゴレ、シュモクザメ類、ニシネズミザメ）及びオニイトマキエイ類の附属書Ⅱ掲載提案を行った。我が国は、漁業対象資源は、科学的根拠に基づき、地域漁業管理機関等により適切に管理していくべきとの立場から、これらの提案には反対の立場をとり、加盟国に対し我が国の考え方への理解を求めたが、投票により、これら附属書Ⅱ掲載提案は可決される結果となった。

⑿　そ　の　他

ア　北太平洋漁業委員会（NPFC）

2006年の国連決議を受け、北西太平洋における底魚漁業を対象とした新たな地域漁業管理機関を設立すべく、我が国、韓国、ロシア及び米国の４カ国で協議を開始した。その後、2007年10月に、米国が対象資源を他の条約でカバーされていない全ての公海漁業資源へ拡大し、対象水域も北太平洋公海域全体へ拡大すべき、と提案し、2010年１月に合意された。これに伴い、カナダ、中国、台湾が交渉に参加し、2011年３月に「北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約」案が最終化された。本条約は４カ国目の批准、受諾、承認若しくは加入から180日後に発効する。今後は、本条約が発効し、第１回委員会会合が開催されるまでの間に、委員会運営に必要な規則案等を検討する準備会合を開催することとなっている。

イ　ベーリング公海漁業問題

「中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約」（ベーリング公海漁業条約）に基づく第18回年次会議及び科学技術委員会については2013年９月16日から11月15日までの間、米国がホスト国となり、電子メールを活用したバー

チャル形式で開催された。年次会議には加盟６か国のうち５か国（日本、韓国、ポーランド（EU）、ロシア及び米国）が出席した（中国は欠席）。

（協議の概要）

今回の年次会議においても、ベーリング公海におけるスケトウダラ資源の回復を示す情報は得られず、1993年からのモラトリアム（操業の一時停止）は2014年も継続されることとなった。

また、我が国はこれまでの年次会議で主張してきたのと同様に、今会議においても漁獲可能水準（AHL：条約水域におけるスケトウダラの漁獲可能量。年次会議の科学技術委員会によるスケトウダラの資源評価に基づき、原則として条約加盟国の意見の一致をもって設定される。）を設定し、漁業再開に向けた作業を進めるべきと主張したが、米国及びロシアからの支持を得られず、AHLは設定されなかった。

次回年次会議については、ロシアがホストとなり、引き続きバーチャル形式での会合を開催することとなった。

ウ　ウナギの国際的資源保護・管理に係る非公式協議

ニホンウナギの稚魚（シラス）は、マリアナ海溝周辺海域で生まれた後、我が国を含む東アジア沿岸域に回遊し、養殖用種苗として利用されており、ニホンウナギ資源の持続的な利用のためには関係国・地域の協力が必要である。近年のシラスの不漁を受け、2012年９月から、我が国の呼びかけにより、主要なウナギ養殖施設・地域である日本、中国、台湾の三者にて国際的な資源管理措置を議論するための非公式協議を開催した。

４　国際漁業再編対策事業

⑴　事業の趣旨

我が国の国際漁業をめぐる情勢が一段と厳しさを増している中で、現在の国際社会における我が国の立場を考えた場合、資源状態等に関する科学的根拠や漁獲実績をもとにした外交交渉によっても、我が国の国際漁業の存続を確保することが必ずしも可能な状況にはなく、漁業種類によっては縮減せざるを得ない場合がある。

この場合に重要なことは、漁業者のみならず、関係事業者及び従事者に影響の大きい国際漁業の再編整備をできる限り混乱なく進めることである。

このため、平成元年12月22日の閣議了解により、国際漁業の再編整備について、国際的な情勢を基礎として計画的に実施するとともに、これに伴う所要の対策を総合的に講ずる仕組みを設けることとした。

本事業は、この一環として、将来の国際漁業に関する的確な見通しの下に国際漁業の再編整備を計画的に行うため、交付金の交付等の措置を実施するものである。

⑵　事業の概要

ア　減船漁業者救済対策事業

実施計画に従って減船を行った者に対し、減船漁業者救済費交付金の交付を行う。

イ　不要漁船処理対策事業

実施計画に従った減船に伴って発生する不要漁船をスクラップ処分等にした場合に、不用漁船処理費交付金の交付を行う。

ウ　国際漁業再編対策推進事業

国際漁業再編対策を円滑に推進するため、国際漁業の情勢の把握や交付金の交付等のための推進体制の整備を行う。

⑶　事業の実績

これまで元年度に北洋はえなわ・さし網漁業及び東部ベーリングつぶ漁業、２～４年度に北洋さけ・ます漁業、３～５年度に北方底びき網漁業、４～６年度に公海流し網漁業、10年度に遠洋まぐろはえなわ漁業、13年度にたら等はえ縄漁業、18年度に日本海べにずわいがに漁業、20年度に遠洋まぐろはえ縄漁業及び近海まぐろはえ縄漁業について本事業を実施した。

第13節　漁　船　対　策

１　漁船の勢力と建造状況

我が国の漁船勢力の実態を把握するため、毎年12月31日現在の漁船統計表を作成している。この統計は各都道府県における漁船の登録隻数と、漁船登録を必要としない総トン数１t未満の無動力漁船数を集計したもので、平成23年12月31日現在については、**表16**のとおりである。

また、漁船法（昭和25年法律第178号）第４条第１項の規定に基づく平成23年度の農林水産大臣の漁船建造許可件数は**表17**のとおりである。

表20　平成23年漁船統計表

船型 Size / 漁業種類 Type of Fishery	船質	総計 隻数 NO.	総計 総トン数 G. T.	動力漁船 隻数 NO.	動力漁船 総トン数 G. T.	無動力漁船 隻数 NO.	無動力漁船 総トン数 G. T.
総計	S	3,450	358,413.43	3,450	358,413.43	–	–
	W	8,788	10,219.56	6,042	8,859.89	2,746	1,359.67
	F	256,441	664,746.69	250,953	658,752.58	5,488	5,994.11
	T	268,679	1,033,379.68	260,445	1,026,025.90	8,234	7,353.78
淡水漁業	S	30	50.28	30	50.28	–	–
	W	3,070	1,088.48	1,251	538.87	1,819	549.61
	F	8,343	7,301.35	6,499	6,731.35	1,844	570.00
	T	11,443	8,440.11	7,780	7,320.50	3,663	1,119.61
合計（海水漁業）	S	3,420	358,363.15	3,420	358,363.15	–	–
	W	5,718	9,131.08	4,791	8,321.02	927	810.06
	F	248,098	657,445.34	244,454	652,021.23	3,644	5,424.11
	T	257,236	1,024,939.57	252,665	1,018,705.40	4,571	6,234.17
内水面	S	10	22.10	10	22.10	–	–
	W	113	25.60	28	17.49	85	8.11
	F	805	904.32	680	877.23	125	27.09
	T	928	952.02	718	916.82	210	35.20
採介藻	S	210	2,279.13	210	2,279.13	–	–
	W	1,806	1,191.13	1,205	980.19	601	210.94
	F	65,486	99,156.98	62,803	97,268.98	2,683	1,888.00
	T	67,502	102,627.24	64,218	100,528.30	3,284	2,098.94
定置	S	426	4,812.69	426	4,812.69	–	–
	W	159	457.92	99	253.36	60	204.56
	F	8,821	37,628.21	8,421	35,052.04	400	2,576.17
	T	9,406	42,898.82	8,946	40,118.09	460	2,780.73
一本つり	S	240	19,510.97	240	19,510.97	–	–
	W	1,719	2,322.13	1,711	2,306.14	8	15.99
	F	85,420	194,029.43	85,343	193,879.85	77	149.58
	T	87,379	215,862.53	87,294	215,696.96	85	165.57
はえなわ	S	101	4,460.55	101	4,460.55	–	–
	W	125	441.92	125	441.92	–	–
	F	5,222	23,404.19	5,220	23,402.25	2	1.94
	T	5,448	28,306.66	5,446	28,304.72	2	1.94
刺網	S	399	10,267.85	399	10,267.85	–	–
	W	547	660.24	526	610.82	21	49.42
	F	39,521	85,285.96	39,456	85,196.36	65	89.60
	T	40,467	96,214.05	40,381	96,075.03	86	139.02
まき網（網船）	S	114	23,172.09	114	23,172.09	–	–
	W	31	199.71	14	147.13	17	52.58
	F	921	8,972.68	911	8,912.71	10	59.97
	T	1,066	32,344.48	1,039	32,231.93	27	112.55
まき網附属船	S	422	39,779.55	422	39,779.55	–	–
	W	9	117.44	9	117.44	–	–
	F	1,440	16,216.66	1,435	15,862.66	5	354.00
	T	1,871	56,113.65	1,866	55,759.65	5	354.00
敷網	S	42	3,187.95	42	3,187.95	–	–
	W	24	63.03	23	60.95	1	2.08
	F	1,302	8,524.21	1,298	8,519.74	4	4.47
	T	1,368	11,775.19	1,363	11,768.64	5	6.55
底びき網	S	392	22,319.86	392	22,319.86	–	–
	W	492	2,217.42	492	2,217.42	–	–
	F	11,425	59,430.67	11,425	59,430.67	–	–
	T	12,309	83,967.95	12,309	83,967.95	–	–
以西底びき網	S	22	2,585.22	22	2,585.22	–	–
	W	–	–	–	–	–	–
	F	–	–	–	–	–	–
	T	22	2,585.22	22	2,585.22	–	–
遠洋底びき網	S	6	6,208.62	6	6,208.62	–	–
	W	–	–	–	–	–	–
	F	–	–	–	–	–	–
	T	6	6,208.62	6	6,208.62	–	–
ひき網	S	278	2,498.84	278	2,498.84	–	–
	W	229	589.86	167	466.56	62	123.30
	F	5,933	34,447.73	5,895	34,401.32	38	46.41
	T	6,440	37,536.43	6,340	37,366.72	100	169.71
かつお・まぐろ	S	311	118,647.03	311	118,647.03	–	–
	W	–	–	–	–	–	–
	F	610	16,594.43	610	16,594.43	–	–
	T	921	135,241.46	921	135,241.46	–	–
捕鯨	S	7	202.06	7	202.06	–	–
	W	–	–	–	–	–	–
	F	5	20.79	5	20.79	–	–
	T	12	222.85	12	222.85	–	–
官公庁船	S	266	80,170.23	266	80,170.23	–	–
	W	7	20.78	7	20.78	–	–
	F	881	3,633.05	879	3,627.89	2	5.16
	T	1,154	83,824.06	1,152	83,818.90	2	5.16
運搬船	S	111	9,318.54	111	9,318.54	–	–
	W	16	149.48	13	146.63	3	2.85
	F	1,621	13,028.09	1,613	13,004.95	8	23.14
	T	1,748	22,496.11	1,737	22,470.12	11	25.99
冷凍運搬及び母船	S	–	–	–	–	–	–
	W	–	–	–	–	–	–
	F	–	–	–	–	–	–
	T	–	–	–	–	–	–
雑漁業	S	63	8,919.87	63	8,919.87	–	–
	W	441	674.42	372	534.19	69	140.23
	F	18,685	56,167.94	18,460	55,969.36	225	198.58
	T	19,189	65,762.23	18,895	65,423.42	294	338.81

※平成23年は、東日本大震災の影響により、岩手県のデータを含まない数値である。

表21　平成24年度漁業種類別・トン数別建造許可隻数

1．鋼・軽合金船

区分 / 漁業種類	総数		50トン未満		50トン以上100トン未満		100トン以上200トン未満		200トン以上300トン未満		300トン以上500トン未満		500トン以上1,000トン未満		1,000トン以上	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
かつお・まぐろ	8	3,415									8	3,415				
底びき網	6	1,109			3	224	2	280					1	605		
まき網	5	1,526					2	398			3	1,128				
まき網（附属船）	7	817	5	62							2	755				
敷網	7	333	6	134			1	199								
官公庁船	7	3,232			2	136	2	299			1	499	1	699	1	1,599
計	40	10,432	11	196	5	360	7	1,176	0	0	14	5,797	2	1,304	1	1,599

2．FRP船

区分 / 漁業種類	総数		50トン未満		50トン以上100トン未満		100トン以上200トン未満		200トン以上300トン未満		300トン以上500トン未満		500トン以上1,000トン未満		1,000トン以上	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
かつお・まぐろ	4	127	3	57	1	70										
底びき網	2	38	2	38												
まき網（附属船）	1	19	1	19												
敷網	1	19	1	19												
計	8	203	7	133	1	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注１：漁船法第４条第１項の規定に基づき農林水産大臣の許可を受けた建造隻数である。
注２：木船の建造は無し。

２　漁船の輸出

漁船の外国への輸出（譲渡又は貸渡し）については、輸出貿易管理令に基づく経済産業大臣の承認を受けなければならないこととされている。水産庁においては、国際漁業協定等に基づく漁業秩序の維持、漁業資源の保護等を総合的に勘案の上、事前承認を行っている。平成24年度における譲渡事前承認件数は11カ国34隻、貸渡事前承認件数は６カ国27隻であった。

第14節　漁港・漁場・漁村の整備及び維持管理

１　漁港の指定

漁港の指定については、昭和26年以来漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第６条の規定により行われている。その内容は**表22**のとおりである。

表22　指定漁港数

漁港種類	23年度末	24年度指定	24年度取消し	24年度末現在
第1種漁港	2,200	−	21	2,179
第2種漁港	500	18	1	517
第3種漁港	114	−	−	114
第4種漁港	99	−	−	99
計	2,913	18	22	2,909

（注）第３種漁港には特定第３種漁港（八戸ほか12港）が含まれている。

２　漁港の管理

23年度において、漁港漁場整備法第25条第２項の規定による漁港管理者の選定の届出があり、同条第３項の規定に基づき告示した漁港は１漁港であり、23年度末の漁港管理者別漁港数は**表23**のとおりである。

表23　漁港管理者別漁港数

漁港種類	23年度末	24年度末 総数	都道府県管理	市町村管理
第1種漁港	2,200	2,179	330	1,849
第2種漁港	500	517	327	190
第3種漁港	114	114	108	6
第4種漁港	99	99	99	−
計	2,913	2,909	864	2,045

3　漁港・漁場・漁村の整備

⑴　漁港漁場整備長期計画

漁港漁場整備長期計画は、漁港漁場整備法第６条の３の規定に基づき、漁港漁場整備事業の総合的かつ計画的な実施に資するため策定されており、我が国の水産業の基盤の整備における課題に的確に対応する観点から、計画期間に係る事業の実施の目標及び事業量を定めている。平成24年３月23日に第３次の長期計画が策定され、平成24年度から平成28年度の５年間に取り組むべき課題を以下の３つに絞り込み、それらに対する事業を総合的かつ効率的に実施することにより、概ね５年後を目途に、成果を発現させる。

ア　災害に強く安全な漁業地域づくり

㈠　目指す主な成果

水産物の流通拠点となる漁港のうち、産地市場前面の陸揚げ用の岸壁が耐震化された漁港の割合を20％（平成21年度）からおおむね65％に向上させる。

地震防災対策強化地域等に立地する漁村における漁港漁場整備事業の推進により地震や津波に対する防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率を、44％（平成21年度）からおおむね80％に向上させる。

㈡　事業量

災害発生時の水産業の継続や早期再開のための漁港・漁村の防災機能の強化を図るため、次の事業を実施する。

a　水産物の流通拠点となる漁港において、漁港施設の耐震化を図る漁港として、おおむね40漁港を整備する。

b　漁港漁場整備を推進することにより漁村の防災機能の強化を図る地区として、おおむね400地区を整備する。

イ　水産物の安定的な提供・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進

㈠　目指す主な成果

水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、漁港漁場整備事業を通じた高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合を、29％（平成21年度）からおおむね70％に向上させる。

漁業活動に必要な漁港施設の機能を適切に保つことができるよう、漁港施設の老朽化対策を計画的に実施することが可能な漁港の割合を11％（平成21年度）からおおむね100％に向上させる。

漁港・漁場の水域環境の改善を図る中で、漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の人口比率を、49％（17万人）（平成21年度）からおおむね65％（おおむね24万人）に向上させる。

㈡　事業量

水産物流通の構造改革を推進しつつ、水産物の安定供給体制を構築していくことを目的として、次の事業を実施する。

a　水産物の流通拠点となる漁港にあっては、おおむね100漁港で陸揚げ・荷さばき時の漁獲物の衛生的な取扱いに対応した岸壁・荷さばき所等を整備するとともに、水産物の流通拠点と一体となって中核的に生産活動が行われる地区については、おおむね240地区で、作業の安全・効率性の向上や水産物の保管機能の向上のための整備を実施する。

b　おおむね600漁港で漁港施設の機能保全計画を策定する。

c　おおむね200地区で漁業集落排処理施設を整備する。

ウ　豊かな生態系を目指した水産環境整備の推進

㈠　目指す主な成果

水産物の生活史に対応した良好な生息環境空間を創出するための漁場再生及び新規漁場整備により、おおむね11万tの水産物を新たに提供する。

㈡　事業量

我が国周辺水域において、水産資源の回復や生産力の向上を図るため、次の事業を実施する。

a　水産生物にとって良好な生息環境空間を創出するための計画に基づく整備をおおむね20海域で推移する。

b　おおむね６万haの魚礁や増養殖場を整備する。

c　おおむね23万haの漁場の効用回復に資する堆積物除去等を推進するとともに、おおむね5,500haの藻場・干潟の造成に相当する水産資源の生育環境を新たに保全・創造する。

⑵　直轄特定漁港漁場整備事業

漁港漁場整備法に規定する漁港漁場整備方針に適合した特定漁港漁場整備事業計画に基づき、国が漁港施設のうち基本施設、輸送施設、漁港施設用地（公共施設用地に限る。）並びに漁獲物の処理、保蔵及び加工施設（荷さばき所に限る）の整備及び排他的経済水域における漁場整備を行う事業であって、計画事業費が一事業につき20億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。24年度においては、235億9,765万円を

もって34地区について事業が実施された。

⑶　水産流通基盤整備事業

安全・安心な水産物の品質確保や流通機能の強化を図るため、第３種漁港、第４種漁港等において高度衛生管理型荷さばき所や岸壁等を整備する事業であって、計画事業費が一事業につき５億円を超える等一定の要件を満たすものである。24年度においては事業費377億150万円（国費216億100万円）をもって70地区について事業が実施された。

⑷　水産生産基盤整備事業

浅海域における漁場、藻場・干潟、養殖場と、当該漁場等に密接に関連する漁港における漁港施設を一体的に整備する事業であって、計画事業費が一事業につき３億円（漁港施設の整備が含まれる場合は５億円）を超えるもの等一定の要件を満たすものである。24年度においては事業費379億497万円（国費270億6,047万円）をもって116地区について事業が実施された。

⑸　水産物供給基盤機能保全事業

漁港施設、漁場施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化・縮減を図るため、機能診断や保全計画の策定、保全工事を漁港管理者である地方公共団体に助成されて実施されているものであり、平成24年度においては、事業費188億1,900万円（国費107億1,200万円）をもって、37都道府県について実施された。

⑹　漁港施設機能強化事業

高潮や波高の増大又は地震や津波の発生等に対して漁港施設の安全が十分に確保されているか検証を行うとともに、安全が確保されていない漁港施設について、必要最低限の機能強化、防護対策を行う事業であって、計画事業費が一地区あたり５千万円以上20億円未満のもの等一定要件を満たすものである。24年度においては、事業費173億9,700万円（国費96億9,700万円）をもって、34都道府県について実施された。

⑺　水産環境整備事業

水産生物の生活史に対応した良好な生息環境空間の創出及び水域の環境保全対策として行う事業であって、計画事業費が一事業につき３億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。24年度においては、事業費419億3,200万円（国費210億7,400万円）をもって、92地区について実施された。

⑻　漁港関連道整備事業

漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化によって漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁村環境の改善を図るため、漁港管理者たる地方公共団体又はその他の地方公共団体に助成して実施されているものであり、平成24年度においては、事業費６億2,000万円（国費３億3,200万円）をもって、６地区について事業が実施された。

⑼　作業船整備

北海道の直轄工事において使用する国有作業船の建造、修理、改造及び北海道の漁港の機能増進のために必要な機械設備の開発試験を行った。24年度の経費は1,800万円であった。

⑽　水産基盤整備調査事業

この事業は、水産業をめぐる環境の変化に伴い、漁港、漁村及び漁場の整備に求められる要望等に適切に対応していくため、水産基盤整備の今後の展開方向を検討するとともに、その具現化のために必要な計画技術及び設計技術・施工技術等の改善や手法の確立を図るほか、漁港の機能の増進、漁場の整備及び開発並びに漁港背後の漁業集落における生活環境改善のために必要な調査を実施することにより、水産基盤整備事業の計画的、効率的かつ円滑な実施に資することを目的とする。

水産基盤整備調査費

12調査　事業費　４億2,288万円（定額）

水産基盤整備調査費補助

18カ所　事業費　１億8,400万円（国費9,200万円）

⑾　後進地域開発特例法適用団体等補助率差額

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第２条の適用団体（県）が行った特定漁港漁場整備事業、指定漁港漁場整備事業（事業費5,000万円以上のものに限る。）、漁港関連道整備事業に係る補助金について、特例法の定める引上率（最高1.25まで）により、24年度において当該適用団体に補助率差額12億9,905万円を交付した。

（内訳）

水産基盤分	1,395,828千円
	（うち有明分　102,402千円）
水産基板分（特別会計）	5,622千円
	計　1,401,450千円
	（有明分を除く計　1,299,048千円）

⑿　産地における水産業の強化【強い水産業づくり交付金のうち産地水産業強化支援事業】

漁村において、協議会が策定する「産地水産業強化計画」に基づき、所得の向上、地先資源の増大、漁業の６次産業化等に資する取組やその計画実現のために必要な施設整備に対して支援することにより、産地における水産業を強化するための事業であり、平成24年度においては、133計画に対して支援を実施した。

⑬ 漁港の高度利用のための整備【強い水産業づくり交付金のうち漁港機能高度化目標】

漁港の機能の向上及び利用の円滑化を目指し、高度衛生管理、就労環境の改善等の水産業に係る要請の多様化、都市との交流による漁港利用の増大等の情勢変化に対応するため、漁業活動の軽労化に資する施設、快適な漁港環境形成に資する施設等の整備を行う事業であり、24年度は、９都道県において事業が実施された。

⑭ 海　岸　事　業

海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく、海岸保全施設整備事業により、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から漁村を保全するため、堤防、突堤、護岸等の海岸保全施設の新設、改良等を実施した。平成24年度に補助事業として実施したのは、国土保全上特に重要な特例補助率海岸であり、この他の漁港海岸関係事業については、農山漁村地域整備交付金等を活用して事業実施した。平成24年度における海岸保全事業の実施状況は**表24**のとおりである。

表24　平成24年度海岸保全事業の実施状況

区　分	実施額		地区数			
	事業費（千円）	国費（千円）	継続	新規	計	完了
直轄海岸保全施設整備事業 海岸保全施設整備事業	985,000	656,000	3	1	4	1
計	985,000	656,000	3	1	4	1

4　水産業・漁村の多面的機能

⑴ 趣　　旨

水産業・漁村の有する多面的機能について、幅広く国民の理解と支持を得るために、積極的な普及啓発活動を展開するとともに、次のような取組を進めているところ。

⑵ 内　　容

ア　環境・生態系保全対策

この事業は、国民への水産物の安定供給と藻場・干潟等の有する公益的機能の維持を図るため、漁業者や地域の住民等が行う藻場・干潟等の保全活動を支援するものである。24年度においては38地域協議会（33道府県）296活動組織で交付金支援による環境・生態系保全活動が実施された。また、藻場・干潟等の保全活動を全国的に推進するため、保全活動状況の報告会や技術的事項についての講習会の開催等を行う民間団体に対し助成を行った。（平成24年度予算額　394,893千円）

イ　離島漁業再生支援交付金

生産資材の獲得や販売など、主として輸送の面において不利な条件にあり、漁業就業者の減少や高齢化が進展する離島において、地域の漁業を再生するための漁場の生産力の向上や集落の創意工夫を活かした新たな取組に対し、交付金による支援を行った。

制度の対象となる離島を有する都道府県は26都道県あり、24年度においてはそのうち17都道県78市町村222集落協定758漁業集落において交付金支援による漁業再生活動が実施された。（平成24年度予算額1,235,000千円）

第15節　水産関係試験研究

1　水産業新技術開発事業

⑴ 水産業振興型技術開発事業

我が国水産業は、周辺水域の資源状況の悪化、生産量の減少、魚価の低迷等厳しい状況に直面している。このような中、漁業地域の活性化、競争力のある水産経営を実現するため、今までの水揚量・金額に頼る経営から、収益を重視する経営への転換を図る必要があり、これを支援するための水産技術の革新が強く求められている。このため、海藻を中心とした水産バイオマス資源の利用技術の開発等を行った。

○　水産バイオマスの資源化技術開発事業

海藻等の未利用資源を原料として、バイオエタノールやバイオメタンガス、バイオプラスティックの生産、健康増進機能を有するオリゴ糖等の有効成分の抽出など、総合的に利活用する技術の開発を実施した。

⑵ 新たなノリ色落ち対策技術開発事業

ノリ養殖業における色落ち問題は深刻な状況にあり、我が国における主要なノリ生産地で頻繁に発生

し、漁業経営に深刻な打撃を与えている。

このため、ノリ色落ちの原因となる植物プランクトンの発生を抑制しつつ、ノリ養殖漁場に十分な栄養塩を供給することが可能な水質レベルを維持・管理する技術開発を実施した。

⑶　漁船等環境保全・安全推進技術開発事業

ア　電動漁船等地球環境保全型漁船の技術開発事業

化石燃料に大きく依存している漁船漁業において、二酸化炭素排出削減など地球環境保全に資する省エネルギー効果の高い技術の開発・導入を進めること等が重要となっているため、二酸化炭素等の排出を大幅に削減する電動漁船の開発を行った。

イ　漁船復原性向上対策緊急事業

近年のまき網漁船の転覆事故をはじめ、依然として漁船の海難事故等が多発しており、漁船漁業における安全対策を講じることが急務となっている。このため、大中型まき網漁船を対象に、復原性向上のための具体的対策の検討及び実際の漁船を利用して復原性向上のための改造工事を行い、復原性能試験を実施し、安全性向上のための検証を行った。

ウ　漁船リニューアル促進技術開発事業

引き続く厳しい漁業情勢の中、多くの漁船が船齢15年以上の高船齢となっている。このため、漁船の生涯にかかる修繕等の総コストを抑制するために、まぐろ延縄漁船の安全性向上及び漁船の生涯にわたる総コストを低減させる手法の開発及び指針を作成し、これらの成果を漁業者等に普及した。

⑷　地球温暖化対策推進費

地球温暖化の進行防止のための新たな吸収源対策として可能性を有する藻場・干潟等の炭素吸収機能の調査・検討等を行うとともに、高水温耐性等を有する養殖品種の評価・選抜等を行った。

2　国際漁業問題及び漁業資源に関する調査研究

国際的な資源管理体制の確立に積極的に貢献することを目的として、公海、外国排他的経済水域等において漁獲される高度回遊性魚類（かつお・まぐろ類）、溯河性魚類（さけ・ます類）等の国際漁業資源について、科学的知見に基づく適切な保存管理を実施するために必要な資源調査及び二国間協定等の枠組みにおける科学者交流を実施した。

3　漁海況予報事業

漁業資源の合理的利用と漁業生産の効率化により漁業経営の安定を図るため、主要浮魚類の長期漁況海況予報を作成し公表した。

4　独立行政法人水産総合研究センター

独立行政法人水産総合研究センターは、中央省庁等改革により、平成13年４月１日に、これまでの水産庁研究所を統合して新たな組織として設立された。

さらに、その後の法人等改革の流れを受けて、平成15年10月１日に、認可法人海洋水産資源開発センター及び社団法人日本栽培漁業協会、平成18年４月１日に、独立行政法人さけ・ます資源管理センターの事業をそれぞれ引き継ぐため組織の改編を行った。

また、第二期中期計画における評価等を踏まえ、第三期中期計画が平成23年４月１日より開始され、

ア　わが国周辺及び国際水産資源の持続可能な利用のための管理技術の開発

イ　沿岸漁業の振興のための水産資源の積極的な造成と合理的利用及び漁場環境の保全技術の開発

ウ　持続的な養殖業の発展に向けた生産性向上技術と環境対策技術の開発

エ　水産物の安全・消費者の信頼確保と水産業の発展のための研究開発

オ　基盤となるモニタリング及び基礎的・先導的研究開発

を行い、情報提供、成果の普及等に努めたとともに、これらの業務実施に要する経費について24年度は運営費交付金151億6539万７千円を交付した。

第16節　船　　舶

1　水産庁の船舶

水産庁（瀬戸内海漁業調整事務所・九州漁業調整事務所・境港漁業調整事務所を含む。）の船舶は総数８隻で、行政需要に対応するため、漁業取締、漁業調査に区分されている。大きさは149tから2,630tにまで及ぶ。船舶の行政目的による区分、船名、所属、航行区域及び規模等については、表25のとおりである。

表25　行政目的別船舶

船　名	使用目的	定員	船籍（定けい港）	航行区域	船質	総トン数	主機	出力
水産本庁								
開洋丸	漁業調査	38	東京（東京）	世界全海域	鋼	2,630	ディーゼル	2,574kw×2
							電気推進	1,100kw
照洋丸	漁業調査	35	東京（東京）	世界全海域	鋼	2,214	ディーゼル	2,206kw×2
							電気推進	350kw
東光丸	漁業取締	33	東京（東京）	世界全海域	鋼	2,071	ディーゼル	2,942kw×2
白竜丸	漁業取締	27	東京（東京）	世界全海域	鋼	1,299	ディーゼル	2,206kw×2
船舶予備員		11						
瀬戸内海漁業調整事務所								
白鷺	漁業取締	14	東京（神戸）	日本沿岸沖合近海	軽合金	149	ディーゼル	1,764kw×2
九州漁業調整事務所								
白萩丸	漁業取締	23	東京（福岡）	日本沿岸沖合近海	鋼	499	ディーゼル	1,471kw×2
白鷗丸	漁業取締	23	東京（福岡）	日本沿岸沖合近海	鋼	499	ディーゼル	2,942kw×1
境港漁業調整事務所								
白嶺丸	漁業取締	23	東京（境港）	日本沿岸沖合近海	鋼	499	ディーゼル	1,471kw×2
合計	8隻	227						

2　業　　務

⑴　漁業取締船

漁業取締船は水産本庁所属の２隻、瀬戸内海漁業調整事務所所属１隻、九州漁業調整事務所所属２隻、境港漁業調整事務所１隻の計６隻である。

漁業取締船は漁業秩序維持の指導及び取締り並びに漁船の保護のため、日本周辺、沖合及び遠洋海域で我が国漁船の監視・取締業務に当たっている。

さらに、我が国排他的経済水域において、近年活動の増している外国漁船に対し国連海洋法条約に基づく沿岸国主義の下で我が国法令に基づき、取締りを実施している。また、国際条約等による漁業資源の保存管理のための操業海域の規制等が強まるとともに、漁業取締船の指導取締対象海域の拡大、規制内容の複雑化等に伴い、漁業取締船の業務の重要性が一層増加している。

⑵　漁業調査船

漁業調査船は水産本庁所属の開洋丸及び照洋丸の計２隻である。これらの調査船は、地域漁業管理機関における資源評価等に必要な調査、漁業協定等に基づいて行われる国際共同調査、国際的な議論の動向に対し迅速に対応することが必要な調査等の実施を主な目的としている。

付　　録

農　政　日　誌

（平成24年４月１日～平成25年３月31日）

４　月

４月２日㈪◇東日本大震災について～被災地における水産基盤整備とまちづくり事業との連携について～（水産庁漁港漁場整備部計画課）

◇「今後の汚水処理のあり方に関する検討会（第６回）」の開催について（農林水産省農村振興局整備部農村整備官、国土交通省下水道部下水道事業課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室）

◇「農の雇用事業」の事業参加者を募集します（平成24年度 第２回）（経営局就農・女性課、全国農業会議所（全国新規就農相談センター））

３日㈫◇暴風に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について（生産局農産部農業環境対策課）

◇第22回 森と花の祭典－「みどりの感謝祭」の開催について（林野庁森林整備部研究・保全課森林保全推進室）

◇平成23年度 農林水産省 農林認定品種について（農林水産技術会議事務局研究推進課）

◇「2012年フェンロー国際園芸博覧会（フロリアード2012）」の開幕について（生産局農産部園芸作物課花き産業・施設園芸振興室）

５日㈭◇暴風による、被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について（経営局総務課災害総合対策室）

◇新たな避難指示区域設定後の家畜の取扱いについて（生産局畜産部畜産振興課）

◇24年産稲の作付制限及び事前出荷制限の指示について（生産局農産部穀物課）

◇「都市農業の振興に関する検討会（第６回）」の開催及び一般傍聴について（農村振興局農村政策部都市農村交流課都市農業室）

◇食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会～を開催します（消費者庁消費者安全課、内閣府 食品安全委員会事務局勧告広報課、厚生労働省 医薬食品局食品安全部企画情報課、農林水産省 消費・安全局消費者情報官）

◇福岡県のシジミ小分け業者における不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

６日㈮◇山菜採取にあたっての留意点（林野庁林政部経営課特用林産対策室）

◇「第１回 日中韓農業大臣会合」の開催について（大臣官房国際部国際経済課経済連携チーム）

◇米国産牛肉（大腸）の混載事例に関する米国農務省の調査報告書の提出について（厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課、農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）

◇「水産政策審議会 第41回 企画部会」の開催及び一般傍聴について（水産庁漁政部企画課）

◇鹿野農林水産大臣の国内出張について～佐賀県知事、漁業関係者、開門請求訴訟原告漁業者・弁護団等との意見交換～（農村振興局整備部農地資源課、九州農政局整備部設計課事業調整室、農地整備課）

９日㈪◇「第５回 バイオマス事業化戦略検討チーム」の開催について（食料産業局バイオマス循環資源課）

◇「新クレジット制度の在り方に関する検討会」の設置及び開催について（大臣官房環境政策課）

◇「食と地域の『絆』づくり」の優良事例選定結果について（農村振興局農村政策部都市農村交流課）

10日㈫◇平成24年度（第13回）「民間部門農林水産研究開発功績者表彰」における候補者の募集開始について（農林水産技術会議事務局技術政策課、社団法人 農林水産・食品

産業技術振興協会）
◇平成24年度（第８回）「若手農林水産研究者表彰」における候補者の募集開始について（農林水産技術会議事務局技術政策課）
◇2012年（第６回）「若手外国人農林水産研究者表彰」における候補者の募集を開始します（農林水産技術会議事務局国際研究課、独立行政法人 国際農林水産業研究センター企画調整部 情報広報室 広報科 若手外国人農林水産研究者表彰事務局）
◇「葉っぱのフレディ」の『みどりの大使』任命及び「緑の募金」の街頭募金について（林野庁林政部林政課、林野庁森林整備部研究・保全課）

11日㈬◇「2012年度第二期北西太平洋鯨類捕獲調査（春季沿岸域調査）」の実施について（水産庁資源管理部国際課）
◇国有林野事業における技術開発の重点的取組について（林野庁国有林野部業務課）
◇「24年漁期 漁獲可能量（TAC）設定に関する意見交換会（サンマ、マサバ及びゴマサバ並びにズワイガニ）」の開催について（水産庁資源管理部管理課）

12日㈭◇「米取引に関する有識者との懇談会」の開催について（生産局農産部農産企画課）
◇東日本大震災による農業・漁業経営体の被災・経営再開状況（平成24年３月11日現在）について（大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室）
◇「今後の汚水処理のあり方に関する検討会」中間取りまとめについて（農村振興局整備部農村整備官、国土交通省下水道部下水道事業課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室、環境省水・大気環境局水環境課）

13日㈮◇融雪の遅れ、低温等を踏まえた当面の農作業に関する技術指導通知の発出について（生産局農産部農業環境対策課、生産局農産部穀物課、生産局農産部園芸作物課、生産局農産部地域作物課、生産局畜産部畜産振興課草地整備推進室）
◇米に関するマンスリーレポート（平成24年４月13日）の公表について（生産局農産部農産企画課）
◇「第13回 日中漁業共同委員会 第２回準備会合」及び「第13回 日中漁業共同委員会」の開催について（水産庁資源管理部国際課）
◇「第７回 日中漁業取締実務者協議」の開催について（水産庁資源管理部管理課）
◇「みどりの月間」及び東日本大震災復興に向けた「緑の募金」運動について（林野庁森林整備部研究・保全課森林保全推進室、林野庁林政部木材利用課）
◇鹿野農林水産大臣の海外出張について（大臣官房国際部国際政策課）

15日㈰◇第１回 日中韓農業大臣会合の結果概要（大臣官房国際部国際経済課経済連携チーム）

16日㈪◇「第２回 地理的表示保護制度研究会」の開催及び一般傍聴について（食料産業局新事業創出課）
◇「平成24年 第１回 農林水産省 政策評価第三者委員会」の開催及び一般傍聴について（大臣官房評価改善課）
◇「平成24年度 第１回 生物多様性影響評価検討会 総合検討会」の開催及び一般傍聴について（農林水産技術会議事務局技術政策課技術安全室、環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室）
◇日豪EPA交渉第15回会合の開催について（大臣官房国際部国際経済課経済連携チーム）

17日㈫◇「ロシア連邦の200海里水域における日本国の漁船によるロシア系サケ・マスの2012年における漁獲に関する日ロ政府間協議」の結果について（水産庁資源管理部国際課）
◇豪雪・暴風雨等により被災した農業者等への支援策について（経営局総務課災害総合対策室、経営局金融調整課、経営局就農・女性課、生産局穀物課、生産局地域作物課）

18日㈬◇東日本大震災について～「水産物についてのご質問と回答」（放射物質調査）の更新について～（水産庁漁政部加工流通課）
◇平成24年度「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」～東日本大震災復興支援～公募研究課題の委託先の決定等について（農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室）

19日㈭◇「平成24年度病害虫発生予報第１号」の発表について（消費・安全局植物防疫課）
◇遺伝子組換え生物等の拡散防止措置の確認にあたって意見を聴取する学識経験者の名簿の作成及び公表について（第二種使用等分）（消費・安全局農産安全管理課、農林水産技術会議事務局技術政策課技術安全室）
◇遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく学識経験者の名簿の作成及び公表について（第一種使用等分）（農林水産省消費・安全局農産安全管理課、農林水産技術会議事務局技術政策課技術安全室、環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室）
◇資源管理・漁業所得補償対策の実施状況（平成24年３月末現在）について（水産庁漁政部漁業保険管理官、水産庁資源管理部管理課、水産庁漁政部企画課、水産庁増殖推進部栽培養殖課）

20日㈮◇東日本大震災について～食品中の放射性物質に係る自主検査への対応に関する通知の発出について～（食料産業局食品小売サービス課、食料産業局食品製造卸売課）
◇直売所等での山菜の販売に当たっての留意点（食料産業局産業連携課）
◇「第７回 日中漁業取締実務者協議」の結果について（水産庁資源管理部管理課）
◇商品先物取引業者に対する行政処分について（農林水産省食料産業局商品取引グループ、経済産業省商務情報政策局商取引監督課）
◇「インド洋まぐろ類委員会（IOTC）第16回 年次会合」の開催について（水産庁資源管理部国際課）
◇「第13回 日中漁業共同委員会 第２回準備会合」及び「第13回 日中漁業共同委員会」の結果について（水産庁資源管理部国際課）
◇「第14回 日韓漁業共同委員会 第６回 小委員会」及び「第14回 日韓漁業共同委員会」の開催について（水産庁資源管理部国際課）
◇平成22年の農作業死亡事故について（生産局農産部技術普及課生産資材対策室）
◇「日本食文化のユネスコ無形文化遺産化についてのシンポジウム」の開催及び一般傍聴について（大臣官房政策課食ビジョン推進室）
◇第６回「みどりの式典」の開催と「平成24年 緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰」の受賞者の決定について（内閣府大臣官房総務課みどりの学術賞及び式典担当室、林野庁研究・保全課森林保全推進室）
◇東日本大震災について～国立青少年教育施設における「復興食イベント」の開催について～（農林水産省食料産業局食品製造卸売課、文部科学省スポーツ・青少年局青少年課）
◇東日本大震災における津波被災農地の復旧状況と今後の見通しについて（農村振興局整備部防災課）
◇東日本大震災に伴う被災農地の復旧完了面積（平成24年３月11日現在）について（大臣官房統計部生産流通消費統計課、農村振興局整備部防災課）

24日㈫◇台湾はえ縄漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課）
◇「平成23年度食料・農業・農村白書」の公表について（大臣官房政策課情報分析室）

25日㈬◇「第６回 バイオマス事業化戦略検討チーム」の開催について（食料産業局バイオマス循環資源課）
◇カナダ向け牛肉の輸出再開について（消費・安全局動物衛生課）

26日㈭◇「インド洋まぐろ類委員会（IOTC）第16回 年次会合」の結果について（水産庁資源管理部国際課）
◇「第14回 日韓漁業共同委員会 第６回 小委員会」の結果について（水産庁資源管理部国際課）
◇「新クレジット制度の在り方に関する検討会（第２回）」の開催について（大臣官房環境政策課）
◇「平成24年度 委託プロジェクト研究課題の追加公募及び公募説明会」の実施について（農林水産技術会議事務局研究統括官（食料戦略、除染）室）

27日㈮◇岩本農林水産副大臣の国内出張について～東日本大震災に伴う被害・対策状況の現地視察並びに鳥獣による林業被害状況現地

視察～（林野庁森林整備部研究・保全課森林保護対策室、林野庁森林整備部整備課、林野庁国有林野部業務課国有林野管理室、生産局畜産部畜産振興課、農村振興局整備部設計課施工企画調整室、大臣官房食料安全保障課）

◇「「食」に関する将来ビジョン検討本部」（第６回）の開催について（大臣官房政策課食ビジョン推進室）

◇平成24年度 第１回 瀬戸内海東部カタクチイワシ漁況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所業務推進部）

◇平成24年度 第１回 日本海スルメイカ長期漁況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター日本海区水産研究所業務推進部）

◇平成23年産米の相対取引価格（平成24年３月）（生産局農産部農産企画課）

◇第20回 海区漁業調整委員会選挙の標語募集について（水産庁資源管理部漁業調整課沿岸・遊漁室）

◇漁港のエコ化方針（中間とりまとめ）の公表について（水産庁漁港漁場整備部計画課）

◇クローン家畜の異動報告のとりまとめについて（平成24年３月１日～平成24年３月31日異動情報提供分）（農林水産技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）室、生産局畜産部畜産振興課畜産技術室）

◇森林における放射性物質の除去及び拡散抑制等に関する技術的な指針について（林野庁森林整備部研究・保全課技術開発推進室）

◇農場HACCP認証農場の公表について（消費・安全局動物衛生課）

◇「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」の改訂について（水産庁漁港漁場整備部防災漁村課）

◇「平成23年度森林・林業白書」の公表について（林野庁林政部企画課）

〈法令〉

４月５日㈭◇農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令（農林水産省令第26号）を公布（同日施行）

６日㈮◇内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令の一部を改正する政令（政令第118号）を公布（同日施行）

◇沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第124号）を公布（同日施行）

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第125号）を公布（同日施行）

◇産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第126号）を公布（同日施行）

◇土地改良法施行令の一部を改正する政令（政令第128号）を公布（同日施行）

◇農林水産省組織規則の一部を改正する省令（農林水産省令第27号）を公布（同日施行）

◇農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令（農林水産省令第28号）を公布（同日施行）

◇農林水産省定員規則の一部を改正する省令（農林水産省令第29号）を公布（同日施行）

◇土地改良法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第30号）を公布（同日施行）

20日㈮◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第31号）を公布（平成24年４月23日から施行）

27日㈮◇米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令の一部を改正する省令（農林水産省令第32号）を公布する（同日施行）

５　月

５月１日㈫◇「IT農業フォーラム－ITで創る、新たな高収益アグリビジネス－」の開催について（農林水産省食料産業局新事業創出課、経済産業省商務情報政策局情報処理振興課）

２日㈬◇「ひのみどり」の育成者権保護に関する説明会の開催について（食料産業局新事業創出課）

◇米国産牛肉（冷凍バラ肉）の混載事例に関する米国農務省の調査報告書の提出について（厚生労働省医薬食品局食品安全部監

視安全課、農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）
◇「平成24年度 委託プロジェクト研究課題の再公募及び公募説明会」の実施について（農林水産技術会議事務局研究開発官（環境）室）
◇「水産政策審議会 第33回 漁港漁場整備分科会」の開催及び一般傍聴について（水産庁漁港漁場整備部計画課）

8日㈫◇突風、降ひょう、大雨等にかかる被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について（経営局総務課災害総合対策室）
◇「第２回 農産物検査規格検討会」の開催及び一般傍聴について（生産局農産部穀物課米麦流通加工対策室）
◇東日本大震災について～「東京電力福島原子力発電所事故に係る連絡会議（第９回）」の開催及び一般傍聴について（大臣官房食料安全保障課）

9日㈬◇「第２回 ヨーネ病検査に関する技術検討会」の開催について（消費・安全局動物衛生課）

10日㈭◇「平成24年度 山地災害防止キャンペーン」の実施について（林野庁森林整備部治山課山地災害対策室）

11日㈮◇「平成22年度農畜水産物中のダイオキシン類の実態調査」の結果について（消費・安全局農産安全管理課、消費・安全局畜水産安全管理課、消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室）
◇米に関するマンスリーレポート（平成24年５月11日）の公表について（生産局農産部農産企画課）
◇「太平洋クロマグロ仔稚魚分布調査」の実施について（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター国際水産資源研究所くろまぐろ資源部）
◇外国資本による森林買収に関する調査の結果について（林野庁森林整備部計画課、国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課）

14日㈪◇鹿野農林水産大臣とラム香港貿易発展局総裁との覚書の署名について（食料産業局輸出促進グループ）
◇韓国はえ縄漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課）
◇「第２回 森林関係の地球温暖化対策を考える会」の開催及び一般傍聴について（林野庁林政部企画課）
◇「第５回 地産地消給食等メニューコンテスト」表彰候補の募集について（食料産業局産業連携課）
◇岩本農林水産副大臣の国内出張について～「沖縄復帰40周年記念式典」への出席～（大臣官房地方課）

15日㈫◇「都市農業の振興に関する検討会（第７回）」の開催及び一般傍聴について（農村振興局農村政策部都市農村交流課都市農業室）
◇「2012年度第二期北西太平洋鯨類捕獲調査（沖合調査）」の実施について（水産庁資源管理部国際課）
◇森本農林水産大臣政務官の「IT農業フォーラム－ITで創る、新たな高収益アグリビジネス－」への出席について（農林水産省食料産業局新事業創出課、経済産業省商務情報政策局情報処理振興課）

16日㈬◇「平成24年度 水資源機構営事業 事後評価技術検討会」の開催及び一般傍聴について（農村振興局整備部水資源課）

17日㈭◇「アペリティフの日」に招待する子供達の募集について（食料産業局食品小売サービス課）
◇「平成24年度 病害虫発生予報第２号」の発表について（消費・安全局植物防疫課）

18日㈮◇岩本農林水産副大臣の国内出張について～５月６日の突風・降ひょうによる農業関係被害状況の視察～（経営局総務課災害総合対策室）
◇「第１回 環境保全型農業直接支援対策に係る事業効果の検証検討会」の開催及び一般傍聴について（生産局農産部農業環境対策課）
◇仲野農林水産大臣政務官の「第73回優駿牝馬（オークス）」表彰式への出席について（生産局畜産部競馬監督課）

21日㈪◇仲野農林水産大臣政務官の海外出張について（大臣官房国際部国際政策課、大臣官房国際部国際経済課WTO等交渉チーム）
◇獣医事審議会委員の公募について（消費・安全局畜水産安全管理課）

◇第11回「聞き書き甲子園」の開催について（林野庁森林整備部研究・保全課森林保全推進室、水産庁漁港漁場整備部計画課、聞き書き甲子園実行委員会事務局NPO法人 共存の森ネットワーク）

22日㈫◇突風・降ひょうにより被災した農業者への支援策について（経営局総務課災害総合対策室、経営局金融調整課、経営局就農・女性課、生産局穀物課、生産局園芸作物課、農村振興局防災課、林野庁整備課）

23日㈬◇「水産政策審議会 第57回 資源管理分科会」の開催及び一般傍聴について（水産庁漁政部漁政課）

◇佐久間 正秀における不適正な有機農産物の名称の表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

24日㈭◇「第３回 地理的表示保護制度研究会」の開催及び一般傍聴について（食料産業局新事業創出課）

◇WTO非公式閣僚会合の結果概要について（大臣官房国際部国際経済課WTO等交渉チーム）

◇ドイツからの家きん等の輸入停止措置の解除について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）

25日㈮◇「第７回 バイオマス事業化戦略検討チーム」の開催について（食料産業局バイオマス循環資源課）

◇台湾はえ縄漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課指導監督室）

◇クローン家畜の異動報告のとりまとめについて（平成24年４月１日～平成24年４月30日異動情報提供分）（農林水産技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）室、生産局畜産部畜産振興課畜産技術室）

◇森本農林水産大臣政務官の国内出張について～「日本木材青壮年団体連合会 第57回全国会員三重大会式典」への出席～（林野庁林政部木材産業課）

◇米国産牛肉の混載事例に関する米国農務省の調査報告書の提出について（厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課、農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）

◇岩本農林水産副大臣の「東京優駿（第79回日本ダービー）」表彰式への出席について（生産局畜産部競馬監督課）

◇鹿野農林水産大臣の国内出張について～「第63回 全国植樹祭」への出席～（林野庁森林整備部研究・保全課森林保全推進室）

◇「平成23年度水産白書」の公表について（水産庁漁政部企画課）

28日㈪◇平成24年度 日本海マアジ長期漁況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター日本海区水産研究所業務推進部）

◇台湾はえ縄漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課指導監督室）

◇東日本大震災について～「『みどりのきずな』再生プロジェクト」における民間団体との連携について～（林野庁森林整備部治山課、林野庁国有林野部業務課国有林野総合利用推進室）

29日㈫◇「「魚の国のしあわせ」プロジェクト」について（水産庁漁政部企画課）

◇平成23年産米の相対取引価格（平成24年４月）（生産局農産部農産企画課）

◇「第49回 コーデックス連絡協議会」の開催及び一般傍聴の募集について（農林水産省消費・安全局消費・安全政策課、厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課）

◇「農薬危害防止運動」の実施について（消費・安全局農産安全管理課農薬対策室）

◇「第14回 日韓漁業共同委員会 第７回 小委員会」の開催について（水産庁資源管理部国際課）

◇「2012年度第二期北西太平洋鯨類捕獲調査（春季沿岸域調査）」の終了について（水産庁資源管理部国際課）

30日㈬◇鹿野農林水産大臣の海外出張について（大臣官房国際部国際政策課、大臣官房国際部国際経済課貿易関税チーム）

31日㈭◇「第３回 料理マスターズ」顕彰候補者の募集について（食料産業局食品小売サービス課外食産業室）

◇森本農林水産大臣政務官の国内出張について～「第２回福島県青果物安全・安心な取組み説明会」への出席～（食料産業局食品小売サービス課）

◇「六次産業化法」に基づく事業計画の認定について（食料産業局産業連携課）
◇森本農林水産大臣政務官の「第３回 紀伊半島大水害の復旧・復興に関する国・三県合同対策会議」への出席について（経営局総務課災害総合対策室）
◇農業者戸別所得補償制度の平成23年産米の米価変動補塡交付金について（経営局経営政策課経営安定対策室）

〈法令〉

５月８日㈫◇郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（法律第30号）を公布（公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

11日㈮◇新型インフルエンザ等対策特別措置法（法律第31号）を公布（公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

25日㈮◇福島復興再生特別措置法の一部の施行期日を定める政令（政令第150号）を公布（同日施行）
◇福島復興再生特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第151号）を公布（福島復興再生特別措置法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成24年５月30日）から施行）

29日㈫◇福島復興再生特別措置法第四十五条第二項に規定する農林水産大臣等に対する協議に関する命令（復興庁・農林水産省令第１号）を公布（法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成24年５月30日）から施行）
◇福島復興再生特別措置法第四十六条第二項に規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令（復興庁・農林水産省・経済産業省・環境省令第１号）を公布（法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成24年５月30日）から施行）
◇農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則（農林水産省令第33号）を公布（法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成24年５月30日）から施行）
◇農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第34号）を公布（同日施行）

31日㈭◇中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）を公布（平成25年３月31日から施行）

６　月

６月１日㈮◇東日本大震災について～職員食堂・売店における岩手・宮城・福島・茨城・栃木・群馬・千葉応援フェアの開催～（大臣官房厚生課）
◇「第２回 環境保全型農業直接支援対策に係る事業効果の検証検討会」の開催及び一般傍聴について（生産局農産部農業環境対策課）
◇「第14回 日韓漁業共同委員会 第７回 小委員会」の結果について（水産庁資源管理部国際課）
◇「日・パラオ漁業協議」の開催について（水産庁資源管理部国際課）
◇「食料・農業・農村政策審議会第17回 家畜衛生部会」の開催及び一般傍聴について（消費・安全局動物衛生課）
◇「平成24年度 第１回 木材需給会議」の開催及び一般傍聴について（林野庁林政部木材利用課）
◇「第２回APEC食料安全保障担当大臣会合」の結果概要（大臣官房国際部国際経済課貿易関税チーム）

２日㈯◇森本農林水産大臣政務官の「農林水産省賞典 第62回安田記念」表彰式への出席について（生産局畜産部競馬監督課）

４日㈪◇きのこ原木の需給状況（林野庁林政部経営課特用林産対策室、林野庁国有林野部業務課）
◇「行政事業レビュー（公開プロセス）」の開催及び一般傍聴について（大臣官房評価改善課）

５日㈫◇「新クレジット制度の在り方に関する検討会（第３回）」の開催について（大臣官房環境政策課）

６日㈬◇「国際獣疫事務局（OIE）」第80回総会の結果について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）
◇歴史的風致維持向上計画の認定について

（農村振興局農村政策部農村計画課）
◇平成24年産うんしゅうみかん及びりんごの適正生産出荷見通しについて（生産局農産部園芸作物課）

8日㈮◇米に関するマンスリーレポート（平成24年６月８日）の公表について（生産局農産部農産企画課）
◇「平成24年度 冬春野菜等の需給ガイドライン」の策定について（生産局農産部園芸作物課）
◇日豪EPA交渉 第16回会合の開催について（大臣官房国際部国際経済課経済連携チーム）
◇シンポジウム「ゲノム情報を活用した作物の新品種開発の最前線」の開催について（農林水産技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）室）
◇郡司農林水産大臣の国内出張について（農村振興局整備部防災課災害対策室）

11日㈪◇東日本大震災について～放射性物質に関する緊急対応研究課題の公募について～（農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室、農林水産技術会議事務局研究統括官（食料戦略、除染）室）

13日㈬◇「食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会（平成24年度 第１回）」の開催及び一般傍聴について（農村振興局整備部設計課計画調整室）
◇2012年フェンロー国際園芸博覧会（フロリアード2012）の第１回品種コンテスト結果（春のコンテスト）について（生産局農産部園芸作物課花き産業・施設園芸振興室）
◇シンポジウム「森・川・海のつながりを考える」の開催について（林野庁森林整備部治山課水源地治山対策室、水産庁漁港漁場整備部計画課）

14日㈭◇台湾はえ縄漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課）
◇「日・パラオ漁業協議」の結果について（水産庁資源管理部国際課）
◇社会資本整備重点計画の素案に対する意見の募集（パブリックコメント）について（水産庁漁港漁場整備部防災漁村課）
◇「平成24年度 病害虫発生予報第３号」の発表について（消費・安全局植物防疫課）

15日㈮◇「第14回 日韓漁業共同委員会 第８回 小委員会」の開催について（水産庁資源管理部国際課）
◇「第１回 水産業・漁村の多面的機能の発揮に関する技術検討会」の開催及び一般傍聴について（水産庁漁港漁場整備部計画課）
◇第20回海区漁業調整委員会選挙の標語の決定について（水産庁資源管理部漁業調整課沿岸・遊漁室）
◇「農業資材審議会 飼料分科会」の開催及び一般傍聴について（消費・安全局畜水産安全管理課）
◇「国連持続可能な開発会議（リオ＋20）」の開催について（大臣官房環境政策課）
◇「ウナギの資源保護・管理に係る日中協議」の開催について（水産庁増殖推進部栽培養殖課）

18日㈪◇台風第４号の接近及び通過に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について（生産局農産部農業環境対策課、生産局農産部穀物課、生産局農産部園芸作物課、生産局農産部地域作物課、生産局畜産部畜産企画課、生産局畜産部畜産振興課草地整備推進室）
◇「第３回 環境保全型農業直接支援対策に係る事業効果の検証検討会」の開催及び一般傍聴について（生産局農産部農業環境対策課）
◇「食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 第20回 牛豚等疾病小委員会」の開催について（消費・安全局動物衛生課）
◇「第３回 中山間地域等直接支払制度等に関する第三者委員会」の開催及び一般傍聴について（農村振興局農村政策部中山間地域振興課中山間整備推進室）

19日㈫◇獣医師法第８条第２項の規定に基づく「獣医師の業務停止処分」について（消費・安全局畜水産安全管理課）
◇「第１回 農林業センサス研究会」の開催及び一般傍聴について（大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室）
◇国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査結果について（消費・安全局農産安全管理課農薬対策室）
◇「第３回 森林関係の地球温暖化対策を考

える会」の開催及び一般傍聴について（林野庁林政部企画課）
◇岩本農林水産副大臣の「第40回 全国豆類経営改善共励会 表彰式」への出席について（生産局農産部穀物課）
◇「ウナギの資源保護・管理に係る日中協議」の結果について（水産庁増殖推進部栽培養殖課）
◇砂糖及び異性化糖の需給見通しについて（生産局農産部地域作物課）

20日㈬◇平成24年台風第４号による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について（経営局総務課災害総合対策室）
◇「平成23年木材需給表（用材部門）」の概要（平成23年１月～12月：丸太換算）について（林野庁林政部企画課）
◇米先物取引の試験上場に関するシーズンレポート（平成24年６月）の公表について（食料産業局商品取引グループ）
◇有機農産物等の登録認定機関に対する登録の取消し等に係る聴聞の実施について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）
◇動物検疫所見学・説明会「ご存じですか？動物検疫」の開催及び参加者の募集（消費・安全局消費者情報官）

21日㈭◇「平成24年度 第２回 生物多様性影響評価検討会 総合検討会」の開催及び一般傍聴について（農林水産技術会議事務局技術政策課技術安全室、環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室）

22日㈮◇森本農林水産大臣政務官の国内出張について（食料産業局食品小売サービス課）
◇「第８回 バイオマス事業化戦略検討チーム」の開催について（食料産業局バイオマス循環資源課）
◇「第14回 日韓漁業共同委員会 第８回 小委員会」の結果について（水産庁資源管理部国際課）
◇「全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）第83回 年次会合」の開催について（水産庁資源管理部国際課）
◇東日本大震災について～被災地産食品の利用に向けた取組への積極的な参加について～（食料産業局食品小売サービス課）

25日㈪◇「国連持続可能な開発会議（リオ＋20）」の結果について（大臣官房環境政策課）
◇平成24年度「子ども霞が関見学デー」の実施について（大臣官房総務課広報室）

26日㈫◇平成23年度 中山間地域等直接支払制度及び農地・水保全管理支払交付金の実施状況について（農村振興局農村政策部中山間地域振興課中山間整備推進室、農村振興局整備部農地資源課農地・水保全管理室）
◇「第４回 環境保全型農業直接支援対策に係る事業効果の検証検討会」の開催及び一般傍聴について（生産局農産部農業環境対策課）
◇平成24年度 カツオ長期来遊資源動向予測（６月～11月）（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター国際水産資源研究所 かつお・まぐろ資源部）
◇「都市農業の振興に関する検討会（第８回）」の開催及び一般傍聴について（農村振興局農村政策部都市農村交流課都市農業室）

27日㈬◇「第４回 地理的表示保護制度研究会」の開催及び一般傍聴について（食料産業局新事業創出課）
◇郡司農林水産大臣の「公益社団法人 日本獣医師会 第69回 通常総会」への出席について（消費・安全局畜水産安全管理課）
◇メキシコからの家きん及び家きん肉等の輸入停止措置について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）

28日㈭◇「国際捕鯨委員会（IWC）第64回年次会合」の開催について（水産庁資源管理部国際課）
◇佐々木農林水産副大臣の国内出張について（食料産業局食品小売サービス課）
◇「米取引に関する有識者との懇談会」の開催について（生産局農産部農産企画課）
◇「平成24年度 水資源機構営事業 事後評価 技術検討会（第２回）」の開催及び一般傍聴について（農村振興局整備部水資源課）
◇「新クレジット制度の在り方について（取りまとめ）（案）」についての意見・情報の募集（パブリックコメント）について（大臣官房環境政策課）

◇平成23年度の農業者戸別所得補償制度の支払実績について（経営局経営政策課経営安定対策室）

29日㈮◇「緊急時の食料安全保障に関する関係府省会合」（第１回）の開催及び一般傍聴について（大臣官房食料安全保障課）

◇大型クラゲの出現と予測について（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター研究推進部、日本海区水産研究所）

◇東日本大震災について～「食べて応援しよう！」キャンペーンにおける愛知県の取組について（福島県で水揚げされた鮮魚の販売促進）～（食料産業局食品小売サービス課）

◇平成24年度 第２回 瀬戸内海東部カタクチイワシ漁況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所業務推進部）

◇平成23年産米の相対取引価格（平成24年５月）（生産局農産部農産企画課）

◇「６次産業化フェスティバル～地域のたからが新たな食の産業を創り出す～」の開催及び参加者の募集について（食料産業局産業連携課）

◇クローン家畜の異動報告のとりまとめについて（平成24年５月１日～平成24年５月31日異動情報提供分）（農林水産技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）室、生産局畜産部 畜産振興課 畜産技術室）

◇家畜クローン研究の現状について（農林水産技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）室、生産局畜産部 畜産振興課 畜産技術室）

◇有機JASマークが付された有機農産物等に「organic」等と表示してスイス連邦へ輸出することが可能となることについて（消費・安全局表示・規格課）

◇平成25年度 税制改正要望に係る意見募集について（経営局総務課調整室）

◇「食料品アクセス問題ポータルサイト」の開設について（食料産業局食品小売サービス課）

◇ウナギ緊急対策について（水産庁増殖推進部栽培養殖課、水産庁漁政部水産経営課、水産庁増殖推進部研究指導課）

◇「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針」の改正について（生産局農産部農業環境対策課鳥獣災害対策室）

◇郡司農林水産大臣の国内出張について（水産庁漁港漁場整備部計画課、農村振興局整備部防災課災害対策室、農村振興局整備部農村整備官）

◇北京常設展示館事業に係る論点の調査結果（中間報告）の公表について（展示館事業に係る論点調査チーム）

◇機密保持に関する調査結果（中間報告）の公表について（機密保持に関する調査チーム）

30日㈯◇「全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）第83回 年次会合」の結果について（水産庁資源管理部国際課）

〈法令〉

６月１日㈮◇工場立地法施行令の一部を改正する政令（政令第159号）を公布（同日施行）

５日㈫◇指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第35号）を公布（平成24年６月７日から施行）

15日㈮◇工場立地法施行規則の一部を改正する省令（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第２号）を公布（同日施行）

19日㈫◇農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令（農林水産省令第36号）を公布（同日施行）

22日㈮◇鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第166号）を公布（同日施行）

◇農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産省令第７号）を公布（同日施行）

25日㈪◇農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第37号）を公布（同日施行）

27日㈬◇競馬法の一部を改正する法律（法律第37号）を公布（公布の日から起算して３年を

超えない範囲内において政令で定める日から施行）

◇過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（法律第39号）を公布（同日施行）

◇離島振興法の一部を改正する法律（法律第40号）を公布（平成25年４月１日から施行する）

◇国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（法律第42号）を公布（平成25年４月１日から施行）

◇中小企業の海外における商品の需要開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（法律第44号）を公布（公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

◇養ほう振興法の一部を改正する法律（法律第45号）を公布（平成25年１月１日から施行）

◇東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（法律第48号）を公布（同日施行）

◇過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第169号）を公布（同日施行）

◇離島振興法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第170号）を公布（同日施行）

28日㈭◇主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第38号）を公布（平成24年７月１日から施行）

29日㈮◇人材認定等事業に係る登録に関する省令の一部を改正する省令（文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）を公布（住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成24年７月９日）から施行）

◇人材認定等事業に係る登録に関する省令の全部を改正する省令（文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第２号）を公布（環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成24年10月１日から施行））

７　月

７月２日㈪◇「平成24年度 森林総合研究所営事業 事後評価 技術検討会」の開催及び一般傍聴について（農村振興局整備部農地資源課）

３日㈫◇「平成24年第１回 国際植物防疫条約に関する国内連絡会」の開催及び一般傍聴について（消費・安全局植物防疫課検疫対策室）

４日㈬◇「食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会 技術小委員会（平成24年度第１回）」の開催及び一般傍聴について（農村振興局整備部設計課計画調整室）

◇株式会社 東邦フードサービスにおける袋詰もち精米の不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇「第２回 水産業・漁村の多面的機能の発揮に関する技術検討会」の開催及び一般傍聴について（水産庁漁港漁場整備部計画課）

５日㈭◇平成24年７月３日からの九州北部における大雨による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について（経営局総務課災害総合対策室）

◇「平成24年度 病害虫発生予報第４号」の発表について（消費・安全局植物防疫課）

◇「農林物資規格調査会（平成24年度 第１回）」の開催及び一般傍聴について（消費・安全局表示・規格課）

６日㈮◇商品先物取引業者に対する行政処分について（農林水産省食料産業局商品取引グループ、経済産業省商務情報政策局商取引監督課）

◇「第30回 FAO水産委員会」の開催について（水産庁資源管理部国際課）

◇米に関するマンスリーレポート（平成24

年７月６日）の公表について（生産局農産部農産企画課）
◇遺伝子組換えアルファルファ、ダイズ及びトウモロコシの第一種使用等に関する審査結果についての意見・情報の募集（パブリックコメント）について（消費・安全局農産安全管理課）
◇「農業新技術2012解説編」の作成について（農林水産技術会議事務局研究推進課）
◇「漁場施設への災害廃棄物等再生利用の手引き」について（水産庁漁港漁場整備部計画課）
◇東日本大震災について～緊急に対応すべき研究課題の決定について～（農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室、農林水産技術会議事務局研究統括官（食料戦略、除染）室）

７日㈯◇「国際捕鯨委員会（IWC）第64回 年次会合」の結果について（水産庁資源管理部国際課）

９日㈪◇台湾はえ縄漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課）
◇「平成24年度 第１回 林政審議会 施策部会」の開催及び一般傍聴について（林野庁林政部企画課）

10日㈫◇「東南アジア諸国連合及び協力３箇国における緊急事態のための米の備蓄制度に関する協定」（APTERR協定）の発効について（生産局農産部貿易業務課）
◇水産資源の国際的管理の推進及び違反漁業対策の強化に向けた日・EU間の協力について（水産庁資源管理部国際課）
◇「第３回 ヨーネ病検査に関する技術検討会」の開催について（消費・安全局動物衛生課）

11日㈬◇宮崎県「綾地域」のユネスコエコパークへの登録について（林野庁森林整備部研究・保全課森林保全推進室）
◇水産資源の国際的管理の推進及び違反漁業対策の強化に向けた日・EU間の協力に関する共同声明への署名について（水産庁資源管理部国際課）

12日㈭◇「「食」に関する将来ビジョン検討本部」（第７回）の開催について（大臣官房政策課食ビジョン推進室）

13日㈮◇梅雨前線による大雨に対する農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について（生産局農産部農業環境対策課、生産局農産部穀物課、生産局農産部穀物課、生産局農産部園芸作物課、生産局畜産部畜産企画課、生産局畜産部畜産振興課草地整備推進室）
◇平成24年梅雨前線豪雨等による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について（経営局総務課災害総合対策室）
◇第５回 海洋立国推進功労者表彰について（水産庁漁政部企画課、文部科学省研究科発局海洋地球課、経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部政策課、国土交通省海事局海事人材政策課海事振興企画室、環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室）
◇でん粉の需給見通しについて（生産局農産部地域作物課）
◇岩本農林水産副大臣の国内出張について（経営局総務課災害総合対策室）
◇「2012年IWC/日本共同北太平洋鯨類目視調査」の実施について（水産庁資源管理部国際課）
◇「梅雨前線豪雨等に関する農林水産省緊急災害対策本部」の設置及び第１回会合の開催について（経営局総務課災害総合対策室）

15日㈰◇森本農林水産大臣政務官の国内出張について（経営局総務課災害総合対策室）

17日㈫◇郡司農林水産大臣の「第14回 ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」への視察について（水産庁漁政部漁政課）
◇「第30回 FAO水産委員会」の結果について（水産庁資源管理部国際課）
◇平成24年度「子ども霞が関見学デー」～「お魚大使」さかなクンのお魚講座について～（水産庁漁政部漁政課広報班）
◇「梅雨前線豪雨等に関する農林水産省緊急災害対策本部 第２回会合」の開催について（経営局総務課災害総合対策室）

18日㈬◇資源管理・漁業所得補償対策の実施状況（平成24年６月末現在）について（水産庁漁政部漁業保険管理官、水産庁漁政部企画課、水産庁増殖推進部栽培養殖課）
◇平成23年度 環境保全型農業直接支援対策の実施状況の公表について（生産局農産

部農業環境対策課）
◇大型クラゲの出現と予測について（第２報）（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター研究推進部、独立行政法人水産総合研究センター日本海区水産研究所、独立行政法人水産総合研究センター西海区水産研究所）

19日㈭◇「都市農業の振興に関する検討会（第９回）」の開催及び一般傍聴について※開催は延期（農村振興局農村政策部都市農村交流課都市農業室）
◇「平成24年度 病害虫発生予報第５号（水稲特集）」の発表について（消費・安全局植物防疫課）
◇森本農林水産大臣政務官の国内出張について（食料産業局食品製造卸売課卸売市場室）

20日㈮◇岩本農林水産副大臣の国内出張について（経営局総務課災害総合対策室）
◇平成24年度 第１回 太平洋スルメイカ長期漁況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター北海道区水産研究所業務推進部）
◇平成24年度 第２回 日本海スルメイカ長期漁況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課）
◇「水産政策審議会 第58回 資源管理分科会」の開催及び一般傍聴について（水産庁漁政部漁政課）
◇「平成24年 第２回 農林水産省 政策評価第三者委員会」の開催及び一般傍聴について（大臣官房評価改善課）
◇「森林関係の地球温暖化対策を考える会」の決議文の公表について（林野庁林政部企画課）
◇東果広島青果株式会社に対する卸売市場法に基づく改善措置命令の発出について（食料産業局食品製造卸売課卸売市場室）
◇機密保持及び北京常設展示館事業に係る論点に関する両調査結果等の第三者評価について（大臣官房秘書課）

23日㈪◇「アグリビジネス創出フェア2012」の出展者等の募集について（農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室、アグリビジネス創出フェア2012事務局）
◇「第11回 聞き書き甲子園研修会開会式」の開催について（林野庁森林整備部研究・保全課森林保全推進室、水産庁漁港漁場整備部計画課、聞き書き甲子園実行委員会事務局NPO法人 共存の森ネットワーク）

24日㈫◇「食料・農業・農村政策審議会 食糧部会」の開催及び一般傍聴について（生産局農産部農産企画課）
◇「林政審議会」の開催及び一般傍聴について（林野庁林政部林政課）
◇ウメ輪紋ウイルス（プラムポックスウイルス）に感染したおそれがある植物に関する情報の収集について（消費・安全局植物防疫課）
◇「魚の国のしあわせ」推進会議の開催及び一般傍聴について（水産庁漁政部企画課）

25日㈬◇「平成24年度 第１回 人材育成検討委員会」の開催及び一般傍聴について（林野庁森林整備部研究・保全課）
◇「都市農業の振興に関する検討会（第９回）」の開催及び一般傍聴について（農村振興局農村政策部都市農村交流課都市農業室）
◇植物防疫法施行規則の一部改正等について（消費・安全局植物防疫課検疫対策室）
◇「香港FoodExpo2012」における日本食PRイベントの実施について（食料産業局産業連携課海外展開・輸出促進室）

26日㈭◇「第３回 水産業・漁村の多面的機能の発揮に関する技術検討会」の開催及び一般傍聴について（水産庁漁港漁場整備部計画課）
◇郡司農林水産大臣の国内出張について（農村振興局整備部農地資源課、九州農政局整備部設計課事業調整室、九州農政局整備部農地整備課）
◇「平成24年度 第１回 自然再生専門家会議」の開催及び一般傍聴について（大臣官房環境政策課）

27日㈮◇平成24年度 第１回 太平洋いわし類・マアジ・さば類長期漁海況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所業務推進部）
◇平成23年産米の相対取引価格（平成24年６月）（生産局農産部農産企画課）
◇クローン家畜の異動報告のとりまとめに

ついて（平成24年６月１日～平成24年６月30日異動情報提供分）（農林水産技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）室、生産局畜産部畜産振興課畜産技術室）

◇「世界遺産登録に向けた富士山クリーン大作戦」の実施について（林野庁森林整備部研究・保全課森林保全推進室、林野庁国有林野部経営企画課）

◇「食と地域の『絆』づくり」に係る優良事例選定のための取組の募集について（農村振興局農村政策部都市農村交流課）

◇東日本大震災について～漁場施設の被害状況調査について～（水産庁漁港漁場整備部計画課）

30日㈪◇日韓林業分野におけるハイレベル定期対話に関する覚書締結について（林野庁森林整備部計画課海外林業協力室）

◇第20回 海区漁業調整委員会委員選挙の実施について（水産庁資源管理部漁業調整課沿岸・遊漁室）

31日㈫◇森本農林水産大臣政務官の海外出張について（生産局農産部園芸作物課花き産業・施設園芸振興室）

◇平成24年度 北西太平洋サンマ長期漁海況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター東北区水産研究所業務推進部）

◇「食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会（平成24年度 第２回）」の開催について（現地調査）（農村振興局整備部設計課計画調整室）

◇組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性確認申請案件についての御意見・情報の募集（パブリックコメント）について（消費・安全局畜水産安全管理課）

◇「第14回 日韓漁業共同委員会 第９回 小委員会」の開催について（水産庁資源管理部国際課）

◇オランダからの家きん卵の輸入停止措置の解除について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）

◇豪州からの家きん及び家きん肉等の輸入停止措置の解除について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）

◇「第５回 地理的表示保護制度研究会」の開催及び一般傍聴について（食料産業局新事業創出課）

◇「平成24年度 第１回 水産関係公共事業に関する事業評価技術検討会」の開催及び一般傍聴について（水産庁漁港漁場整備部計画課）

◇６月８日から７月23日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る激甚災害の指定について（経営局総務課災害総合対策室）

〈法令〉

７月４日㈬◇犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第１号）を公布（同日施行）

５日㈭◇農産物検査法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第39号）を公布（同日施行）

６日㈮◇獣医師法施行規則等の一部を改正する省令（農林水産省令第40号）を公布（住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成24年７月９日）から施行）

◇中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第２号）を公布（住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第１条第１号に掲げる規定及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成24年７月９日）から施行）

◇農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産省令第８号）を公布（住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第１条第１号に掲げる規定及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成24年７月９日）

から施行）
◇食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令の一部を改正する省令（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第２号）を公布（住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成24年７月９日）から施行）
◇容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第３号）を公布（住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成24年７月９日）から施行）
◇商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省・経済産業省令第１号）を公布（住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成24年７月９日）から施行）
◇商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省・経済産業省令第２号）を公布（住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成24年７月９日）から施行）
◇農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省・経済産業省・環境省令第１号）を公布（住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成24年７月９日）から施行）
◇食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省・経済産業省・環境省令第２号）を公布（住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成24年７月９日）から施行）

19日㈭◇保険業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第191号）を公布（同日施行）
◇保険業法施行令等の一部を改正する政令（政令第192号）を公布（保険業法等の一部を改正する法律（平成24年法律第23号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日（平成24年７月20日）から施行）
◇非訟事件手続法等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令197号）を公布（新非訟事件手続法の施行の日（平成25年１月１日）から施行）
◇認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）を公布（保険業法等の一部を改正する法律附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日（平成24年７月20日）から施行）

25日㈬◇郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令（政令第201号）を公布（同日施行）
◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第41号）を公布（平成25年１月25日から施行）

８　月

８月１日㈬◇「わたしたちのファストフィッシュ委員会」の委員の公募について（水産庁漁政部企画課）
◇「魚の国のしあわせ」プロジェクト実証事業の募集の開始について（水産庁漁政部企画課）

◇ファストフィッシュ商品の公募について（水産庁漁政部企画課）
◇「第10回 オーライ！ニッポン大賞」の募集について（農村振興局農村政策部都市農村交流課）
◇有機農産物等の登録認定機関に対する登録の取消し等の処分の決定について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）
◇「2012年 秋の農作業安全確認運動」の実施について（生産局農産部技術普及課生産資材対策室）
◇「水産政策審議会 第42回 企画部会」の開催及び一般傍聴について（水産庁漁政部企画課）
◇「農の雇用事業」の募集を開始します（平成24年度 第３回）（経営局就農・女性課、全国農業会議所（全国新規就農相談センター））
◇指定漁業の許可及び認可の一斉更新について（水産庁漁政部企画課）

２日㈭◇「都市農業の振興に関する検討会（第10回）」の開催及び一般傍聴について（農村振興局農村政策部都市農村交流課都市農業室）
◇「新クレジット制度の在り方について（取りまとめ）（案）」に対する意見の募集の結果及び「新クレジット制度の在り方について（取りまとめ）」について（大臣官房環境政策課）
◇「第４回 ヨーネ病検査に関する技術検討会」の開催について（消費・安全局動物衛生課）
◇「第１回 地域食文化活用マニュアル検討会」の開催及び一般傍聴について（大臣官房政策課食ビジョン推進室）

３日㈮◇岩本農林水産副大臣の国内出張について（経営局総務課災害総合対策室）
◇米国向け牛肉の輸出再開について（消費・安全局動物衛生課）
◇バターの追加輸入の実施について（生産局畜産部牛乳乳製品課）
◇「第14回 日韓漁業共同委員会 第９回 小委員会」の結果について（水産庁資源管理部国際課）

６日㈪◇森本農林水産大臣政務官のオランダ出張概要について（生産局農産部園芸作物課花き産業・施設園芸振興室）

７日㈫◇「第９回 バイオマス事業化戦略検討チーム」の開催について（食料産業局バイオマス循環資源課）
◇「太平洋クロマグロの資源・養殖管理に関する全国会議」の開催及び一般傍聴について（水産庁資源管理部漁業調整課）
◇国連生物多様性の10年「グリーンウェイブ2012」の実施結果について（林野庁森林整備部 研究・保全課森林保全推進室）

９日㈬◇木材製品の放射性セシウム表面密度等の調査結果について（林野庁林政部木材産業課）
◇樹木の放射性セシウム濃度の調査結果について（林野庁林政部木材産業課）
◇「平成24年度 病害虫発生予報第６号」の発表について（消費・安全局植物防疫課）

10日㈭◇郡司農林水産大臣の海外出張について（食料産業局輸出促進グループ）
◇信用事業再編強化法に基づき資本増強の決定を行った８農協及び１漁協の信用事業強化計画等の履行状況について（平成23事業年度）（経営局金融調整課、水産庁漁政部水産経営課）
◇岩本農林水産副大臣の国内出張について（経営局総務課災害総合対策室）
◇「2012年度第二期北西太平洋鯨類捕獲調査（沖合調査）」の調査航海の終了について（水産庁資源管理部国際課）
◇米に関するマンスリーレポート（平成24年８月10日）の公表について（生産局農産部農産企画課）
◇森本農林水産大臣政務官の国内出張について（林野庁森林整備部研究・保全課森林保全推進室）
◇「日本食文化無形文化遺産化シンポジウム～伝えよう！地域の食文化～【東海ブロック】」の開催及び一般傍聴について（大臣官房政策課食ビジョン推進室）
◇平成23年度食料自給率等について（大臣官房食料安全保障課食料自給率向上対策室）
◇梅雨前線豪雨等により被災した農業者等への支援策について（経営局総務課災害総合対策室、経営局金融調整課、経営局就

農・女性課、生産局園芸作物課、生産局地域作物課、生産局穀物課、水産庁漁場資源課）

◇６月８日から７月23日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正について（経営局総務課災害総合対策室）

13日㈪◇オランダからの家きん卵の輸入停止措置について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）

◇被災地主要漁港の高度衛生管理計画の策定について～復興に向けた水産物流通機能の強化～（水産庁漁港漁場整備部計画課）

14日㈫◇2012年フェンロー国際園芸博覧会（フロリアード2012）の第２回品種コンテスト結果（夏のコンテスト）について（生産局農産部園芸作物課花き産業・施設園芸振興室）

16日㈭◇第20回 海区漁業調整委員会委員選挙の結果について（水産庁資源管理部漁業調整課沿岸・遊漁室）

17日㈮◇「食料・農業・農村政策審議会 第18回家畜衛生部会」の開催及び一般傍聴について（消費・安全局動物衛生課）

20日㈪◇郡司農林水産大臣の香港出張について（食料産業局産業連携課海外展開・輸出促進室）

◇「第14回 日韓漁業共同委員会 第10回 小委員会」の開催について（水産庁資源管理部国際課）

◇「第18回 農作物病害虫防除フォーラム」の開催及び一般傍聴について（消費・安全局植物防疫課）

21日㈫◇平成24年８月13日からの大雨及び突風による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について（経営局総務課災害総合対策室）

◇「第１回 新たな世界自然遺産候補地の考え方に係る懇談会」の開催及び一般傍聴について（林野庁森林整備部研究・保全課森林保全推進室）

◇諫早湾干拓事業の潮受堤防の排水門の開門調査に係る環境影響評価書の公表について（農村振興局整備部農地資源課、九州農政局整備部設計課事業調整室）

22日㈬◇輸入麦の政府売渡価格の改定について（生産局農産部貿易業務課）

◇東日本大震災について～東日本大震災の被災地域の復興に向けた被災地産食品の活用促進について～（食料産業局食品小売サービス課）

23日㈭◇東日本大震災について～東日本大震災の被災地域の復興に向けた被災地産品の販売促進について～（食料産業局食品小売サービス課）

◇「ウナギの資源保護・管理及びマグロの資源管理に係る日中協議」の開催について（水産庁増殖推進部漁場資源課、水産庁増殖推進部栽培養殖課、水産庁資源管理部国際課、水産庁資源管理部国際課）

24日㈮◇「ニホンウナギの国際的資源保護・管理に係る第２回非公式協議」の結果について（水産庁増殖推進部漁場資源課）

◇「緊急時の食料安全保障に関する関係府省会合」（第２回）の開催及び一般傍聴について（大臣官房食料安全保障課）

◇「第14回 日韓漁業共同委員会 第10回 小委員会」の結果について（水産庁資源管理部国際課）

◇ロシア連邦のWTO加盟に伴う林産物の輸出税率変更について（林野庁林政部木材利用課木材貿易対策室）

27日㈪◇「秋の農作業安全確認運動推進会議」の開催及び一般傍聴について（生産局農産部技術普及課生産資材対策室）

◇「林政審議会」の開催及び一般傍聴について（林野庁林政部林政課）

◇APEC食料安全保障に関するワークショップの開催及び一般傍聴について（大臣官房国際部国際経済課貿易関税チーム）

30日㈭◇きのこ原木・ほだ木の当面の指標値に関する見直しについて（林野庁林政部経営課特用林産対策室）

◇東日本大震災について～東日本大震災の被災地域の復興に向けた被災地産品の消費拡大について～（食料産業局食品小売サービス課）

◇「第10回 産学官連携功労者表彰」における農林水産大臣賞の決定について（農林水産技術会議事務局技術政策課）

◇「日本食文化無形文化遺産化シンポジウ

ム～伝えよう！地域の食文化～【沖縄ブロック】」の開催及び一般傍聴について※開催は延期（大臣官房政策課食ビジョン推進室）

◇「平成24年度 第３回 生物多様性影響評価検討会 総合検討会」の開催及び一般傍聴について（農林水産技術会議事務局技術政策課技術安全室、環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室）

31日㈮◇米国オハイオ州、ニューヨーク州及びサウスダコタ州からの家きん及び家きん肉等の輸入停止措置の解除について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）

◇「魚の国のしあわせ」プロジェクト実証事業の登録（８月28日時点）について（水産庁漁政部企画課）

◇平成23年産米の相対取引価格（平成24年７月）（生産局農産部農産企画課）

◇「中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）第８回 北小委員会」の開催について（水産庁資源管理部国際課）

◇農地除染対策実証事業の結果（中間取りまとめ）及び「農地除染対策の技術書」の公表について（農村振興局整備部設計課施工企画調整室、農村振興局農村政策部農村環境課、東北農政局整備部設計課事業調整室）

◇「平成23年度 森林病害虫被害量」について（林野庁森林整備部研究・保全課森林保護対策室）

◇平成22年度食品廃棄物等の年間総発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率について（大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室、食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室）

◇東日本大震災の被害に関する相談窓口（フリーダイヤル）について（経営局総務課災害総合対策室）

◇クローン家畜の異動報告のとりまとめについて（平成24年７月１日～平成24年７月31日異動情報提供分）（農林水産技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）室、生産局畜産部 畜産振興課 畜産技術室）

◇「農業用水緊急節水対策本部」の設置について（農村振興局整備部水資源課）

◇機密保持及び北京常設展示館事業に係る論点に関する両調査結果等の第三者評価の結果とこれに対する農林水産省の対応について

◇「平成23年度末の汚水処理人口普及状況」について（農村振興局整備部農村整備官、国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室）

◇「平成24年度 第２回 木材需給会議」の開催及び一般傍聴について（林野庁林政部木材利用課）

◇「食料・農業・農村政策審議会 甘味資源部会」の開催及び一般傍聴について（生産局農産部地域作物課）

◇新たな「社会資本整備重点計画」の策定について（水産庁漁港漁場整備部防災漁村課）

〈法令〉

８月１日㈬◇農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令（農林水産省令第42号）を公布（同日施行）

２日㈭◇農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産省令第９号）を公布（同日施行）

◇農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第43号）を公布（同日施行）

３日㈮◇特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（法律第55号）を公布（公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

◇平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第208号）を公布（同日施行）

７日㈫◇農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・財務省・農林水産省令第２号）を公布（平成25年３月31日から施行）

◇農水産業協同組合の組織再編の促進のための特別措置に関する命令及び農水産業協

同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・農林水産省令第10号）を公布（平成25年３月31日から施行）

８日㈬◇肥料取締法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第44号）を公布（平成24年９月７日から施行）

15日㈬◇平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第214号）を公布（同日施行）

17日㈮◇農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第45号）を公布（同日施行）

22日㈬◇公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（法律第62号）を公布（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日から施行）

◇被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（法律第63号）を公布（平成27年10月１日から施行）

29日㈬◇中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第218号）を公布（同日施行）

◇中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第219号）を公布（中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成24年８月30日）から施行）

30日㈭◇農商工連携事業計画の認定等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第２号）を公布（中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成24年８月30日）から施行）

◇中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第３号）を公布（中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成24年８月30日）から施行）

◇株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第２号）を公布（中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第44号）の施行の日（平成24年８月30日）から施行）

◇農商工等連携支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省・経済産業省令第３号）を公布（中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成24年８月30日）から施行）

９　月

９月３日㈪◇「第50回 コーデックス連絡協議会」の開催及び一般傍聴について（厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課、農林水産省消費・安全局消費・安全政策課）

４日㈫◇「第１回農地・水保全管理支払交付金第三者委員会（現地調査）」の開催及び傍聴について（農村振興局整備部農地資源課農地・水保全管理室）

５日㈬◇「第５回 バイオマス活用推進会議」の開催について（食料産業局バイオマス循環資源課）

６日㈭◇平成25年度税制改正要望（経営局総務課調整室）

◇平成25年度農林水産予算概算要求の概要（大臣官房予算課）

◇平成25年度組織・定員要求について（大

臣官房文書課）
◇「バイオマス事業化戦略」の決定について（食料産業局バイオマス循環資源課）
◇「食と地域の『絆』づくり」に係る優良事例選定のための取組の募集について（募集期間の延長）（農村振興局農村政策部都市農村交流課）
◇「世界遺産条約採択40周年記念シンポジウム」の開催について（林野庁森林整備部研究・保全課森林保全推進室）
◇「平成24年度 病害虫発生予報 第７号」の発表について（消費・安全局植物防疫課）
◇「中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）第８回 北小委員会」の結果について（水産庁資源管理部国際課）
◇「ニホンウナギの国際的資源保護・管理に係る非公式協議」の結果について（水産庁増殖推進部漁場資源課、水産庁増殖推進部栽培養殖課）

７日㈮◇「2012年度第二期北西太平洋鯨類捕獲調査（秋季沿岸域調査）」の実施について（水産庁資源管理部国際課）
◇米に関するマンスリーレポート（平成24年９月７日）の公表について（生産局農産部農産企画課）
◇「農林漁業バイオ燃料法に基づく生産製造連携事業計画」の認定について（第11回）（食料産業局バイオマス循環資源課）
◇ドバイ金融サービス機構（DFSA）との情報交換取極めの締結について（食料産業局商品取引グループ）
◇キャベツ、はくさいの緊急需給調整事業の実施について（生産局農産部園芸作物課）
◇森本農林水産大臣政務官の国内出張について（大臣官房政策課食ビジョン推進室）

10日㈪◇岩本農林水産副大臣の国内出張について（水産庁資源管理部管理課、農村振興局整備部水資源課、生産局農産部園芸作物課、生産局農産部地域作物課、生産局畜産部畜産振興課）
◇「平成24年度 食料生産地域再生のための先端技術展開事業に係る研究課題の再公募及び公募説明会」の実施について（農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室）
◇「2012年IWC/日本共同北太平洋鯨類目視調査」の結果について（水産庁資源管理部国際課）

11日㈫◇「第１回 農作業と健康についてのエビデンス把握手法等検討委員会」の開催及び一般傍聴について（大臣官房政策課）
◇「今後の汚水処理のあり方に関する検討会（第７回）」の開催について（農村振興局整備部農村整備官、国土交通省下水道部下水道事業課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室、環境省水・大気環境局水環境課）

12日㈬◇平成24砂糖年度・平成24でん粉年度における価格調整制度の各種指標の決定について（生産局農産部地域作物課）
◇「平成24年度 高病原性鳥インフルエンザ防疫対策強化推進会議」の開催について（消費・安全局動物衛生課）
◇「平成23年度遺伝子組換え植物実態調査」の結果について（消費・安全局農産安全管理課）
◇食品中の放射性物質に関する広報の実施～「食べものと放射性物質のはなし」と題して食品売り場等で広報を実施～（農林水産省消費・安全局消費者情報官、厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課、消費者庁消費者安全課、内閣府食品安全委員会事務局勧告広報課）
◇郡司農林水産大臣の国内出張について（林野庁森林整備部研究・保全課）

13日㈭◇「第２回 新たな世界自然遺産候補地の考え方に係る懇談会」の開催及び一般傍聴について（林野庁森林整備部研究・保全課森林保全推進室）
◇「ウメ輪紋ウイルスに関する対策検討会」の開催について（消費・安全局植物防疫課）

14日㈮◇「第18回 コーデックス アジア地域調整部会」の開催及び一般傍聴について（消費・安全局消費・安全政策課）
◇「第14回 日韓漁業共同委員会 第11回 小委員会」の開催について（水産庁資源管理部国際課）
◇漁協系統金融機関の平成23事業年度末におけるリスク管理債権等の状況について（水産庁漁政部水産経営課）

◇農協系統金融機関の平成23事業年度末におけるリスク管理債権等の状況について（経営局金融調整課）
◇「水産業・漁村の多面的機能の発揮に関する技術検討会（報告書）」の公表について（水産庁漁港漁場整備部計画課）
◇調味料中の３-MCPD含有実態調査の結果について（平成23年度）（消費・安全局消費・安全政策課）
◇財団法人 新日本食糧協会に対する業務改善命令について（食料産業局食品製造卸売課）
◇「日・パプアニューギニア漁業協議」の開催について（水産庁資源管理部国際課）
◇「25年漁期 漁獲可能量（TAC）設定に関する意見交換会（マアジ、マイワシ及びスルメイカ）」の開催について（水産庁資源管理部管理課）

18日㈫◇「全国資源評価会議」の開催及び一般傍聴について（水産庁増殖推進部漁場資源課）

19日㈬◇日本ハム株式会社の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定について（生産局畜産部食肉鶏卵課食肉需給対策室）
◇平成24年度「木づかい推進月間」について（林野庁林政部木材利用課）
◇「水産政策審議会 第34回 漁港漁場整備分科会」の開催及び一般傍聴について（水産庁漁港漁場整備部計画課）
◇「第11回 聞き書き甲子園」参加高校生と「名手・名人」の組み合わせについて（NPO法人共存の森ネットワーク、林野庁森林整備部研究・保全課森林保全推進室、水産庁漁港漁場整備部計画課）

20日㈭◇「平成24年第２回 国際植物防疫条約に関する国内連絡会」の開催及び一般傍聴について（消費・安全局植物防疫課検疫対策室）
◇砂糖及び異性化糖の需給見通しについて（生産局農産部地域作物課）

21日㈮◇平成24年度 第２回 太平洋スルメイカ長期漁況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター北海道区水産研究所業務推進部）
◇米先物取引の試験上場に関するシーズンレポート（平成24年９月）の公表について（食料産業局商品取引グループ）
◇配合飼料価格高騰対策について（生産局畜産部畜産振興課飼料需給対策室）
◇「平成24年度 飼料需給計画」の改定について（生産局畜産部畜産振興課飼料需給対策室）

24日㈪◇「平成24年度 鳥獣被害対策優良活動表彰」表彰候補の募集について（生産局農産部農業環境対策課鳥獣災害対策室）
◇「第14回 日韓漁業共同委員会 第11回 小委員会」の結果について（水産庁資源管理部国際課）

25日㈫◇「日・パプアニューギニア漁業協議」の結果について（水産庁資源管理部国際課）
◇岩本農林水産副大臣の海外出張について（大臣官房国際部国際政策課、大臣官房国際部国際経済課経済連携チーム）
◇2012年フェンロー国際園芸博覧会（フロリアード2012）における「フロリアード2012で最も美しい花々（The most beautiful flowers of the Floriade 2012）」の受賞について（生産局農産部園芸作物課花き産業・施設園芸振興室）

26日㈬◇株式会社 大熊における水産加工食品の不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）
◇「みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）第19回 年次会合」の開催について（水産庁資源管理部国際課）

27日㈭◇台風第17号の接近に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について（生産局農産部農業環境対策課、生産局農産部穀物課、生産局農産部園芸作物課、生産局畜産部畜産企画課、生産局畜産部畜産振興課草地整備推進室）
◇遺伝子組換えダイズの第一種使用等に関する審査結果についての意見・情報の募集（パブリックコメント）について（消費・安全局農産安全管理課）
◇「平成24年度 第４回 生物多様性影響評価検討会 総合検討会」の開催及び一般傍聴について（農林水産技術会議事務局技術政策課技術安全室、環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室）

◇東日本大震災について～「東京電力福島原子力発電所事故に係る連絡会議（第10回）」の開催及び一般傍聴について（大臣官房食料安全保障課）

28日㈮◇「第12回ASEAN＋３農林大臣会合」の結果概要（大臣官房国際部国際経済課経済連携チーム）

◇「不測時の食料安全保障マニュアル」の見直しについて（大臣官房食料安全保障課）

◇平成23年産米の相対取引価格（平成24年８月）（生産局農産部農産企画課）

◇「平成23年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」について（林野庁国有林野部経営企画課、林野庁国有林野部管理課）

◇クローン家畜の異動報告のとりまとめについて（平成24年８月１日～平成24年８月31日異動情報提供分）（農林水産技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）室、生産局畜産部畜産振興課畜産技術室）

◇国際獣疫事務局（OIE）による「無視できるBSEリスク」の国のステータス認定の申請について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）

〈法令〉

９月５日㈬◇構造改革特別区域法の一部を改正する法律（法律第73号）を公布（同日施行）

◇カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律（法律第82号）を公布（同日施行）

◇株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（法律第83号）を公布（公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

◇構造改革特別区域法施行令の一部を改正する政令（政令第223号）を公布（同日施行）

◇農林水産省関係構造改革特別区域法施行規則（農林水産省令第46号）を公布（同日施行）

◇農林水産省関係構造改革特別区域法第２条第３項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令（農林水産省令第47号）を公布（構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成24年９月９日）から施行）

12日㈬◇中小企業等協同組合法の一部を改正する法律（法律第85号）を公布（平成26年４月１日から施行）

◇金融商品取引法等の一部を改正する法律（法律第86号）を公布（公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

14日㈮◇動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産省令第48号）を公布（同日施行）

◇原子力規制委員会設置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第235号）を公布（原子力規制委員会設置法の施行の日（平成24年９月19日）から施行）

◇関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第１号）を公布（原子力規制委員会設置法の施行の日（平成24年９月19日）から施行）

◇鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第３条第１項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令（内閣府・農林水産省・環境省令第１号）を公布（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第10号）の一部の施行の日（平成24年９月28日）から施行）

19日㈬◇米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令の一部を改正する省令（農林水産省令第49号）を公布（平成24年９月19日から施行）

24日㈪◇獣医師法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第50号）を公布（平成24年９月24日から施行）

28日㈮◇農林水産省聴聞手続規則の一部を改正する省令（農林水産省令第51号）を公布（平成24年10月１日から施行）

◇農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産省令第11号）を公布（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成24年10月１日）から施行）

◇動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産省令第52号）を公布（同日施行）

◇農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第53号）を公布（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成24年10月１日）から施行）

10 月

10月１日㈪◇「林政審議会」の開催及び一般傍聴について（林野庁林政部林政課）

◇「日本食文化無形文化遺産化シンポジウム～伝えよう！地域の食文化～」の開催について（大臣官房政策課食ビジョン推進室）

◇新しい「屋久島世界遺産地域管理計画」の策定について（林野庁森林整備部研究・保全課森林保全推進室、林野庁国有林野部経営企画課）

２日㈫◇社団法人 日本農業協会に対する業務改善命令について（食料産業局食品製造卸売課）

３日㈬◇郡司農林水産大臣の国内出張について（農村振興局整備部水資源課）

◇「農業用水緊急節水対策本部」の解散について（農村振興局整備部水資源課）

◇平成23年特用林産物の生産量（速報・主要品目）について（林野庁林政部経営課特用林産対策室）

◇「食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会 技術小委員会（平成24年度第２回）」の開催及び一般傍聴について（農村振興局整備部設計課計画調整室）

４日㈭◇「みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）第19回 年次会合」の結果について（水産庁資源管理部国際課）

５日㈮◇「地方農政局長等会議」の開催について（大臣官房地方課）

◇「北太平洋溯河性魚類委員会（NPAFC）第20回 年次会議」の開催について（水産庁資源管理部国際課）

◇「植物品種保護制度に関する東アジア各国のハイレベルによる視察及び意見交換」の開催について（食料産業局新事業創出課）

◇「米取引に関する有識者との懇談会」の開催について（生産局農産部農産企画課）

◇米に関するマンスリーレポート（平成24年10月５日）の公表について（生産局農産部農産企画課）

◇「水産政策審議会 第43回 企画部会」の開催及び一般傍聴について（水産庁漁政部企画課）

◇北太平洋海洋科学機関（PICES）2012年次会合の開催について（水産庁増殖推進部研究指導課）

◇「トレモリノス漁船安全条約議定書改正に関する国際会議」の開催について（水産庁増殖推進部研究指導課）

９日㈫◇世界遺産条約採択40周年記念最終会合一般参加者募集について（林野庁森林整備部研究・保全課森林保全推進室）

◇「2012年フェンロー国際園芸博覧会（フロリアード2012）」の閉会について（生産局農産部園芸作物課花き産業・施設園芸振興室）

10日㈬◇「株式会社農林漁業成長産業化支援機構設立支援本部」の開催について（大臣官房政策課ファンド法推進室）

11日㈭◇「林政審議会」委員の公募について（林野庁林政部林政課）

◇「平成24年度 病害虫発生予報第８号」の発表について（消費・安全局植物防疫課）

12日㈮◇「トレモリノス漁船安全条約議定書改正に関する国際会議」の結果について（水産庁増殖推進部研究指導課）

◇「北太平洋溯河性魚類委員会（NPAFC）第20回 年次会議」の結果について（水産庁資源管理部国際課）

◇東日本大震災について～「『みどりのきずな』再生プロジェクト」民間団体との連携に向けた説明会の開催について～（林野庁

森林整備部研究・保全課森林保全推進室、林野庁国有林野部業務課国有林野総合利用推進室）

◇農林水産物等輸出促進全国協議会総会の開催について（食料産業局輸出促進グループ）

◇鷲尾農林水産大臣政務官の国内出張について（大臣官房国際部国際協力課）

◇郡司農林水産大臣の海外出張について（大臣官房国際部国際協力課）

15日㈪◇「第３回 新たな世界自然遺産候補地の考え方に係る懇談会」の開催及び一般傍聴について（林野庁森林整備部研究・保全課森林保全推進室）

◇「平成24年度 磯焼け対策全国協議会」の開催及び一般傍聴について（水産庁漁港漁場整備部整備課）

16日㈫◇平成24年度（第51回）農林水産祭天皇杯等の選賞について（大臣官房総務課、財団法人日本農林漁業振興会）

◇「第14回 日韓漁業共同委員会 第12回 小委員会」の開催について（水産庁資源管理部国際課）

◇「平成24年度 第２回 林政審議会 施策部会」の開催及び一般傍聴について（林野庁林政部企画課）

17日㈬◇平成24年度「農業技術功労者表彰」表彰の候補者の募集について（農林水産技術会議事務局技術政策課、社団法人農林水産・食品産業技術振興協会）

◇食料価格乱高下に関するFAO閣僚級会合の結果概要（大臣官房国際部国際協力課）

◇平成24年度の農業者戸別所得補償制度の加入申請状況について（経営局経営政策課経営安定対策室）

◇平成23年産 収入減少影響緩和対策の交付状況について（経営局経営政策課経営安定対策室）

◇平成24年産 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の加入申請状況について（経営局経営政策課経営安定対策室）

19日㈮◇「第14回 日韓漁業共同委員会 第12回 小委員会」の結果について（水産庁資源管理部国際課）

◇平成24年台風第15号、第16号及び第17号による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について（経営局総務課災害総合対策室）

◇「平成24年度 全国優良経営体表彰」の発表について（経営局経営政策課、全国担い手育成総合支援協議会事務局）

◇うんしゅうみかんに係る「緊急需給調整特別対策事業」の実施について（生産局農産部園芸作物課、全国果実生産出荷安定協議会）

◇農林水産省フェイスブックページの開設について（大臣官房総務課広報室）

◇「南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（CCAMLR）第31回 年次会合」の開催について（水産庁資源管理部国際課）

◇「日・キリバス漁業協議」の開催について（水産庁資源管理部国際課）

◇「水産政策審議会 第59回 資源管理分科会」の開催及び一般傍聴について（水産庁漁政部漁政課）

22日㈪◇北太平洋海洋科学機関（PICES）2012年次会合の結果について（水産庁増殖推進部研究指導課）

◇「生物多様性条約 第11回 締約国会議（COP11）」及び「カルタヘナ議定書 第６回 締約国会議（COP-MOP６）」の結果について（大臣官房環境政策課）

◇農林水産省料理人顕彰制度「料理マスターズ」受賞者の発表並びに授与式及びシンポジウムの開催並びに一般傍聴の募集について（食料産業局食品小売サービス課外食産業室）

◇「第４回 中山間地域等直接支払制度等に関する第三者委員会（現地調査）」の開催について（農村振興局農村政策部中山間地域振興課中山間整備推進室）

◇郡司農林水産大臣の国内出張について（農林水産技術会議事務局総務課）

23日㈫◇梶原農林水産大臣政務官の国内出張について（生産局畜産部畜産振興課畜産技術室）

◇「第14回 日韓漁業共同委員会 第13回 小委員会」の開催について（水産庁資源管理部国際課）

◇「日ロ漁業取締専門家会合」の開催について（水産庁資源管理部国際課）

◇「第５回 地産地消給食等メニューコンテスト」審査結果について（食料産業局産業連携課）
◇「路網・作業システム検討委員会」の開催及び一般傍聴について（林野庁森林整備部整備課）

24日㈬◇資源管理・漁業所得補償対策の実施状況（平成24年９月末現在）について（水産庁漁政部漁業保険管理官、水産庁漁政部企画課、水産庁増殖推進部栽培養殖課）
◇吉田農林水産副大臣の「第22回 全国花のまちづくりコンクール表彰式」への出席について（生産局農産部園芸作物課花き産業・施設園芸振興室）
◇「アグリビジネス創出フェア2012」の開催について～全国189機関が農林水産・食品産業分野の最新技術を出展～（農林水産技術会議義務局 研究推進課 産学連携室、アグリビジネス創出フェア2012事務局（株式会社フジヤ））

25日㈭◇郡司農林水産大臣の国内出張について（生産局農産部貿易業務課）
◇「食と農林漁業の祭典」に係る「ジャパンフードフェスタ2012」の開催について（食料産業局食品小売サービス課外食産業室）
◇「第２回 地域食文化活用マニュアル検討会」の開催及び一般傍聴について（大臣官房政策課食ビジョン推進室）
◇北京常設展示館事業の今後の在り方について（食料産業局輸出促進グループ）
◇沖ノ鳥島における移植サンゴの初の産卵確認について（水産庁漁港漁場整備部整備課）

26日㈮◇「第14回 日韓漁業共同委員会」の開催について（水産庁資源管理部国際課）
◇「第14回 日韓漁業共同委員会 第13回 小委員会」の結果について（水産庁資源管理部国際課）
◇平成24年度 第１回 対馬暖流系マアジ・さば類・いわし類長期漁海況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター西海区水産研究所業務推進部）
◇「北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定」に基づく日ロ政府間協議及び民間交渉の開催について（水産庁資源管理部国際課）
◇「第２回 農林業センサス研究会」の開催及び一般傍聴について（大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室）
◇佐野元彦における不適正な有機加工食品の名称の表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）
◇クローン家畜の異動報告のとりまとめについて（平成24年９月１日～平成24年９月30日異動情報提供分）（農林水産技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）室、生産局畜産部畜産振興課畜産技術室）
◇「第11回 全国漁港漁場整備技術研究発表会」の開催について（水産庁漁港漁場整備部整備課）
◇梶原農林水産大臣政務官の国内出張について（生産局農産部園芸作物課花き産業・施設園芸振興室）
◇国内クロマグロ養殖の管理強化について（水産庁資源管理部漁業調整課）
◇郡司農林水産大臣の「第146回天皇賞」への出席について（生産局畜産部競馬監督課）
◇「日ロ漁業取締専門家会合」の結果について（水産庁資源管理部国際課）
◇平成24年度予備費の農林水産分野における活用について（大臣官房予算課）

29日㈪◇鷲尾農林水産大臣政務官の「平成24年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰式」への出席について（食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室）
◇「第14回 日韓漁業共同委員会」の結果について（水産庁資源管理部国際課）
◇中国灯光敷網漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課）
◇吉田農林水産副大臣の国内出張について（経営局経営政策課）
◇「第24回 瀬戸内海広域漁業調整委員会」の開催及び一般傍聴について（水産庁資源管理部管理課、瀬戸内海広域漁業調整委員会事務局）
◇「食料生産地域再生のための先端技術展

開事業 課題検討セミナー」の開催及び一般傍聴について（農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室）

30日㈫◇「日・キリバス漁業協議」の結果について（水産庁資源管理部国際課）

◇「2015年ミラノ国際博覧会 日本館基本計画策定委員会」の開催及び一般傍聴等について（食料産業局食品小売サービス課外食産業室）

◇平成24年産米の相対取引価格（平成24年９月）（生産局農産部農産企画課）

◇平成24年度「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」再公募研究課題の委託先の決定について（農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室）

◇証券監督者国際機構（IOSCO）による「『商品デリバティブ市場の規制及び監督に関する原則』の実施状況に関する報告書」の公表について（食料産業局商品取引グループ）

31日㈬◇「北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定」に基づく日ロ政府間協議及び民間交渉の結果について（水産庁資源管理部国際課）

◇「魚の国のしあわせ」プロジェクト実証事業の追加登録について（水産庁漁政部企画課）

◇「2012年度第二期北西太平洋鯨類捕獲調査（秋季沿岸域調査）」の終了について（水産庁資源管理部国際課）

◇有害化学物質の含有実態調査の結果をまとめたデータ集（平成15～22年度）について（消費・安全局消費・安全政策課）

◇「六次産業化法」に基づく事業計画の認定について（食料産業局産業連携課）

◇「第48回 国際熱帯木材理事会」の開催について（林野庁林政部木材利用課木材貿易対策室）

〈法令〉

10月１日㈪◇砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第54号）を公布（同日施行）

12日㈮◇森林法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第55号）を公布（同日施行）

29日㈪◇容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第４号）を公布（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成24年10月30日）から施行）

31日㈬◇特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の施行期日を定める政令（政令第271号）を公布（同日施行）

◇特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法施行規則（内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）を公布（法の施行の日（平成24年11月１日）から施行）

◇研究開発事業計画の認定等に関する命令（内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第２号）を公布（法の施行の日（平成24年11月１日）から施行）

◇統括事業計画の認定等に関する命令（内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第３号）を公布（法の施行の日（平成24年11月１日）から施行）

11 月

11月１日㈭◇日本海の暫定水域周辺における韓国漁船の重点取締について（水産庁資源管理部管理課）

◇「第９回 国際水田・水環境ネットワーク（INWEPF）運営会議及びシンポジウム」の開催について（農村振興局整備部設計課海外土地改良技術室）

◇「第２回 農作業と健康についてのエビデンス把握手法等検討委員会」の開催及び一般傍聴について（大臣官房政策課）

◇「第10回オーライ！ニッポン大賞」の表彰について（農村振興局農村政策部都市農村交流課）

◇「『食と農林漁業の祭典』記念 農山漁村地域力発揮 シンポジウム」の開催について（農村振興局農村政策部都市農村交流課）

◇郡司農林水産大臣の「フード・アクション・ニッポン アワード2012」表彰式への

出席について（大臣官房食料安全保障課）
◇郡司農林水産大臣の「財団法人 大日本蚕糸会 創立120周年記念式典」への出席について（生産局農産部地域作物課）
◇「農の雇用事業」の募集を開始します（平成24年度 第４回）（経営局就農・女性課、全国農業会議所（全国新規就農相談センター））
◇平成24年度高病原性鳥インフルエンザ机上防疫演習の実施について（消費・安全局動物衛生課）
◇国有林野の管理経営に関する基本計画の変更案についての意見募集について（林野庁国有林野部経営企画課）
◇「2012年（第６回）若手外国人農林水産研究者表彰」受賞者の決定及び表彰式の開催について（農林水産技術会議事務局国際研究課）
◇「第３回 料理マスターズ」受賞者の決定について（食料産業局食品小売サービス課外食産業室）

２日㈮◇人・農地プランの進捗状況（９月末現在）について（経営局経営政策課）
◇平成24年度「人事院総裁賞」受賞者の決定について（水産庁漁政部漁政課、瀬戸内海漁業調整事務所）
◇平成24年度（第51回）農林水産祭「実りのフェスティバル」の開催について（大臣官房総務課、財団法人日本農林漁業振興会）
◇木質ペレット及びストーブ燃焼灰の放射性セシウム濃度の調査結果及び木質ペレットの当面の指標値の設定等について（林野庁林政部木材利用課）
◇梶原農林水産大臣政務官の国内出張について（林野庁森林整備部研究・保全課森林保全推進室）
◇「南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（CCAMLR）第31回 年次会合」の結果について（水産庁資源管理部国際課）
◇鷲尾農林水産大臣政務官の国内出張について（林野庁国有林野部業務課 国有林野総合利用推進室、農村振興局整備部防災課災害対策室、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課水産施設災害対策室）
◇郡司農林水産大臣の国内出張について（農村振興局整備部農地資源課、九州農政局整備部設計課事業調整室、九州農政局整備部農地整備課）

５日㈪◇平成24年度「若手農林水産研究者表彰」受賞者の決定及び表彰式の開催について（農林水産技術会議事務局技術政策課）
◇平成24年度「民間部門農林水産研究開発功績者表彰」受賞者の決定及び表彰式の開催について（農林水産技術会議事務局技術政策課、社団法人農林水産・食品産業技術振興協会）
◇「食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会（平成24年度 第３回）」の開催及び一般傍聴について（農村振興局整備部設計課計画調整室）
◇研究成果発表会「農林水産業は気候変動にどう対応するか？」の開催について（農林水産技術会議事務局研究開発官（環境）室、独立行政法人 農業環境技術研究所）
◇遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく学識経験者の名簿の作成及び公表について（第一種使用等分）

６日㈫◇国際セミナー「森林を測り、知る～森林に関する国際的報告の現状と課題～」の開催及び一般傍聴について（林野庁森林整備部計画課海外林業協力室）
◇「第17回 太平洋広域漁業調整委員会」の開催及び一般傍聴について（資源管理部管理課、太平洋広域漁業調整委員会北部会事務局（水産庁 仙台漁業調整事務所））

７日㈬◇「食料・農業・農村政策審議会 食糧部会」の開催及び一般傍聴について（生産局農産部農産企画課）
◇「平成24年度 我が国周辺水域の資源評価」の公表について（水産庁増殖推進部漁場資源課）
◇「第26回 日ロ漁業専門家・科学者会議」の開催について（水産庁増殖推進部漁場資源課）

８日㈭◇平成24年度「国有林野事業業務研究発表会」の開催について（林野庁国有林野部業務課）
◇「平成24年度 病害虫発生予報第９号」の発表について（消費・安全局植物防疫課）

９日㈮◇米に関するマンスリーレポート（平成24

年11月９日）の公表について（生産局農産部農産企画課）
◇「日・ソロモン漁業協議」の開催について（水産庁資源管理部国際課）
◇「大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）第18回 特別会合（年次会合）」の開催について（水産庁資源管理部国際課）
◇郡司農林水産大臣の国内出張について（林野庁森林整備部研究・保全課森林保全推進室）

12日㈪◇「第48回 国際熱帯木材理事会」の結果について（林野庁林政部木材利用課木材貿易対策室）
◇農林水産省委託プロジェクト研究「自給飼料を基盤とした国産畜産物の高付加価値化技術の開発」成果発表会の開催について（農林水産技術会議事務局研究統括官（食料戦略、除染）室、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産草地研究所）
◇「農林水産省独立行政法人評価委員会」委員の公募について（大臣官房文書課）
◇「平成24年度 第５回 生物多様性影響評価検討会 総合検討会」の開催及び一般傍聴について（農林水産技術会議事務局技術政策課技術安全室、環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室）

14日㈬◇郡司農林水産大臣とアイグナー・ドイツ食糧・農業・消費者保護大臣との再生可能なエネルギーの利用、バイオマス研究に係る協力強化について（大臣官房国際部国際経済課経済連携チーム）
◇吉田農林水産副大臣の「平成24年度 全国普及活動研究大会」開会式への出席について（生産局農産部技術普及課）
◇「第26回 日ロ漁業専門家・科学者会議」の結果について（水産庁増殖推進部漁場資源課）

15日㈭◇豪州からの家きん及び家きん肉等の輸入停止措置について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）
◇「お魚かたりべ」の任命及び学校教育の場における魚食普及の支援について（「魚の国のしあわせ」プロジェクト）（水産庁漁政部企画課）
◇食品中の放射性物質に関する広報の実施（第３回）～「食べものと放射性物質のはなし」と題して食品売り場等で広報を実施～（消費・安全局消費者情報官）
◇「第１回 指定野菜需給見通し検討委員会」の開催について（生産局農産部園芸作物課）
◇「第20回 日本海・九州西広域漁業調整委員会」の開催及び一般傍聴について（水産庁資源管理部管理課、水産庁新潟漁業調整事務所、水産庁境港漁業調整事務所、水産庁九州漁業調整事務所）

16日㈮◇諫早湾干拓事業の潮受堤防の排水門の開門調査に係る環境影響評価書に対する農林水産大臣意見の提出について（農村振興局農村政策部農村環境課農村環境対策室、農村振興局整備部農地資源課）
◇郡司農林水産大臣の国内出張について（水産庁増殖推進部栽培養殖課）

19日㈪◇「日・ソロモン漁業協議」の結果について（水産庁資源管理部国際課）
◇遺伝子組換えダイズ及びワタの第一種使用等に関する審査結果についての意見・情報の募集（パブリックコメント）について（消費・安全局農産安全管理課）
◇「食料・農業・農村政策審議会 農業共済部会」の開催及び一般傍聴について（経営局保険課保険数理室）
◇「食料・農業・農村政策審議会 企画部会 地球環境小委員会」、「林政審議会 施策部会 地球環境小委員会」及び「水産政策審議会 企画部会 地球環境小委員会」合同会議の開催及び一般傍聴について（大臣官房環境政策課）
◇「第４回 新たな世界自然遺産候補地の考え方に係る懇談会」の開催及び一般傍聴について（林野庁森林整備部研究・保全課森林保全推進室）

20日㈫◇中国いか釣り漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課）
◇「アグリビジネス創出フェア2012」の開催結果について（農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室）
◇「大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）第18回 特別会合（年次会合）」の結果について（水産庁資源管理部国際課）

21日㈬◇「食料・農業・農村政策審議会 食糧部会」の開催及び一般傍聴について（生産局農産部農産企画課）
◇「第18回 日韓漁業取締実務者協議」の開催について（水産庁資源管理部管理課）
22日㈭◇平成24年度新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業緊急対応研究課題の公募について（農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室、農林水産技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）室、農林水産技術会議事務局研究開発官（環境）室、農林水産技術会議事務局研究統括官（食料戦略、除染）室）
◇「気候変動枠組条約 第18回 締約国会議（COP18）」、「京都議定書 第８回 締約国会合（CMP８）」の開催について（大臣官房環境政策課、林野庁森林整備部研究・保全課）
◇農地除染対策実証事業における農作物の試験作付結果について（農村振興局農村政策部農村環境課、東北農政局農村計画部資源課）
◇「日ロ漁業委員会 第29回 会議」の開催について（水産庁資源管理部国際課）
◇第２回「2015年ミラノ国際博覧会日本館基本計画策定委員会」の開催及び一般傍聴について（食料産業局食品小売サービス課外食産業室）
◇「平成24年度 第３回 木材需給会議」の開催及び一般傍聴について（林野庁林政部木材利用課）
◇諫早湾干拓事業の潮受堤防の排水門の開門調査に係る環境影響評価書の公告・縦覧について（農村振興局整備部農地資源課、九州農政局整備部設計課事業調整室）
26日㈪◇「農林漁業成長産業化ファンドに関する意見交換会」の開催について（大臣官房ファンド法推進室）
◇「第１回 森林保険制度に関する検討会」の開催及び一般傍聴について（林野庁森林整備部研究・保全課森林保全推進室）
◇「第18回 日韓漁業取締実務者協議」の結果について（水産庁資源管理部管理課）
◇「ニホンウナギ産卵回遊調査」の実施について（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター増養殖研究所業務推進課）
◇平成24年度「国有林野事業業務研究発表会」の開催結果について（林野庁国有林野部業務課）
◇「魚の国のしあわせ」プロジェクト「おさかな会議2012～お魚のある食卓～」の開催及び一般参加者の募集について（水産庁漁政部企画課）
◇「優秀農林水産業者に係るシンポジウム」の開催及び参加者の募集（大臣官房総務課、財団法人日本農林漁業振興会）
27日㈫◇平成24年度 日本海さば類・マアジ・マイワシ・ブリ長期漁況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター日本海区水産研究所業務推進部）
◇「農業資材審議会 飼料分科会及び中央環境審議会 動物愛護部会 ペットフード小委員会 合同会合（第５回）」の開催及び一般傍聴について※開催は延期（消費・安全局畜水産安全管理課）
◇「農業資材審議会 農業機械化分科会（第14回）」の開催及び一般傍聴について（生産局農産部技術普及課生産資材対策室）
◇吉田農林水産副大臣の「農業災害補償制度65周年記念NOSAI事業推進大会」への出席について（経営局保険監理官）
◇「太平洋クロマグロ仔稚魚分布調査」の結果について（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター国際水産資源研究所くろまぐろ資源部）
28日㈬◇中国遼寧省大連市での口蹄疫の発生への対応について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）
◇「平成24年度 第１回 国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会」の開催及び一般傍聴について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）
◇「食と地域の『絆』づくり」選定委員会の開催について（農村振興局農村政策部都市農村交流課）
29日㈭◇米国産牛肉の混載事例について（厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課、農林水産省消費・安全局動物衛生課）
◇平成24年11月27日の暴風雪による災害に対する金融上の措置について（経営局協同

組織課、経営局金融調整課）
◇「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」先端技術提案会（農業・農村分野）の開催及び一般傍聴について（農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室）
◇米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律違反に係る国による指導の件数等について（消費・安全局表示・規格課米穀流通監視室）
◇平成23年の特用林産物の生産動向等について（林政部経営課特用林産対策室）
◇平成25年産米の都道府県別の生産数量目標について（生産局農産部穀物課水田農業対策室）

30日㈮◇東日本大震災について～各府省庁の食堂・売店における「食べて応援しよう！」の取組について～（食料産業局食品小売サービス課）
◇平成24年産米の相対取引価格（平成24年10月）（生産局農産部農産企画課）
◇平成23年度 農林水産省所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況について（大臣官房文書課）
◇きのこ原木の需給状況（平成24年９月末時点）（林野庁林政部経営課特用林産対策室、林野庁国有林野部業務課）
◇「農業資材審議会 飼料分科会」の開催及び一般傍聴について（消費・安全局畜水産安全管理課）
◇人・農地プランの進捗状況（10月末現在）について（経営局経営政策課）
◇クローン家畜の異動報告のとりまとめについて（平成24年10月１日～平成24年10月31日異動情報提供分）（農林水産技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）室、生産局畜産部畜産振興課畜産技術室）
◇「中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）第９回 年次会合」の開催について（水産庁資源管理部国際課）
◇「ニホンウナギの国際的資源保護・管理に係る第２回非公式協議」の開催について（水産庁増殖推進部漁場資源課）
◇「第９回 南東大西洋漁業機関（SEAFO）年次会合」の開催について（水産庁資源管理部国際課）
◇「改正養蜂振興法の施行に向けた関係省庁連絡会議」の開催について（生産局畜産部畜産振興課）
◇平成24年度予備費の農林水産分野における活用について（経済対策第二弾）（大臣官房予算課）

〈法令〉

11月１日㈭◇養ほう振興法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第56号）を公布（養ほう振興法の一部を改正する法律の施行の日（平成25年１月１日）から施行

16日㈮◇商品先物取引法施行規則及び商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省・経済産業省令第４号）を公布（平成24年12月１日から施行）

22日㈭◇飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第57号）を公布（平成24年11月22日から施行）

28日㈬◇株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の施行期日を定める政令（政令第280号）を公布（同日施行）
◇株式会社農林漁業成長産業化支援機構法施行令（政令第281号）を公布（株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の施行の日（平成24年12月３日）から施行）
◇株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第282号）を公布（株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の施行の日（平成24年12月３日）から施行）
◇株式会社農林漁業成長産業化支援機構法施行規則（農林水産省令第58号）を公布（法の施行の日（平成24年12月３日）から施行）

12 月

12月３日㈪◇「改正養蜂振興法の施行に向けた関係省庁連絡会議」の結果について（生産局畜産部畜産振興課）
◇「林政審議会」の開催及び一般傍聴について（林野庁林政部林政課）
◇「ニホンウナギの国際的資源保護・管理に係る第２回非公式協議」の結果について

（水産庁増殖推進部漁場資源課）

◇国内クレジット制度における「化石燃料からバイオエタノールへの切り替え」に係る排出削減方法論の承認について（食料産業局バイオマス循環資源課バイオマス事業推進室）

4日㈫◇農研機構果樹研究所・果樹試験研究推進協議会 合同シンポジウム「ミカン色素β-クリプトキサンチンの研究成果を新たな需要創出につなげる」の開催及び参加者の募集について（農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所）

5日㈬◇シジミの業者間取引による産地偽装に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

6日㈭◇「中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）第9回 年次会合」の結果について（水産庁資源管理部国際課）

7日㈮◇米に関するマンスリーレポート（平成24年12月7日）の公表について（生産局農産部農産企画課）

◇「第9回 南東大西洋漁業機関（SEAFO）年次会合」の結果について（水産庁資源管理部国際課）

◇「日ロ漁業委員会 第29回 会議」の結果について（水産庁資源管理部国際課）

8日㈯◇ブラジルにおけるBSEの発生について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）

10日㈪◇「気候変動枠組条約 第18回 締約国会議（COP18）」、「京都議定書 第8回 締約国会合（CMP8）」等の結果について（大臣官房環境政策課、林野庁森林整備部研究・保全課森林吸収源情報管理官室、林野庁森林整備部計画課海外林業協力室 ）

◇「平成24年度 第6回 生物多様性影響評価検討会 総合検討会」の開催及び一般傍聴について（農林水産技術会議事務局技術政策課技術安全室、環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室）

◇「第2回 指定野菜需給見通し検討委員会」の開催について（生産局農産部園芸作物課）

11日㈫◇「日・ミクロネシア漁業協議」の開催について（水産庁資源管理部国際課）

13日㈭◇米先物取引の試験上場に関するシーズンレポート（平成24年12月）の公表について（食料産業局商品取引グループ）

◇「2012年 農林水産研究成果10大トピックス」の選定について（農林水産技術会議事務局総務課）

◇「平成25年度 夏秋野菜等の需給ガイドライン」の策定について（生産局農産部園芸作物課）

◇「魚の国のしあわせ」プロジェクト実証事業の追加登録について（水産庁漁政部企画課）

14日㈮◇「農業資材審議会 飼料分科会 飼料栄養部会」の開催及び一般傍聴について（消費・安全局畜水産安全管理課）

◇第3回「2015年ミラノ国際博覧会 日本館基本計画策定委員会」の開催及び一般傍聴について（食料産業局食品小売サービス課外食産業室）

17日㈪◇「日・ミクロネシア漁業協議」の結果について（水産庁資源管理部国際課）

19日㈬◇平成23年の農用地区域内の農地面積について（農村振興局農村政策部農村計画課）

◇「平成23年の荒廃農地に関する調査の結果」について（農村振興局農村政策部農村計画課耕作放棄地活用推進室）

◇国有林野の管理経営に関する基本計画の変更について（林野庁国有林野部経営企画課）

20日㈭◇平成24年度 第2回 太平洋いわし類・マアジ・さば類長期漁海況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所業務推進部）

◇「2012年度南極海鯨類捕獲調査」の実施について（水産庁資源管理部国際課）

◇砂糖及び異性化糖の需給見通しについて（生産局農産部地域作物課）

21日㈮◇平成24年度新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業緊急対応研究課題の決定について（農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室、農林水産技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）室、農林水産技術会議事務局研究開発官（環境）室、農林水産技術会議事務局研究統括官（食料戦略、除染）室）

◇家畜クローン研究の現状について（農林水産技術会議事務局研究開発官（食の安

全、基礎・基盤）室、生産局畜産部畜産振興課畜産技術室）

◇クローン家畜の異動報告のとりまとめについて（平成24年11月１日～平成24年11月30日異動情報提供分）（農林水産技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）室、生産局畜産部畜産振興課畜産技術室）

◇財団法人 新日本食糧協会に対する解散命令について（食料産業局食品製造卸売課）

23日㈰◇ドイツからの家きん及び家きん肉等の輸入停止措置について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）

25日㈫◇組換えDNA技術応用飼料の安全性確認申請案件についての御意見・情報の募集（パブリックコメント）について（消費・安全局畜水産安全管理課）

◇人・農地プランの進捗状況（11月末現在）について（経営局経営政策課）

◇業務用スーパー２社における生鮮水産物の不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇「農の雇用事業」の募集を開始します（平成24年度 第５回）（経営局就農・女性課、全国農業会議所（全国新規就農相談センター））

◇「25年漁期 漁獲可能量（TAC）設定に関する意見交換会（スケトウダラ）」の開催について（水産庁資源管理部管理課）

27日㈭◇平成24年産米の相対取引価格（平成24年11月）（生産局農産部農産企画課）

30日㈰◇「ASEAN＋３緊急米備蓄（APTERR）」のフィリピンにおける台風被害に対する支援について（生産局農産部貿易業務課）

〈法令〉

12月14日㈮◇水産資源保護法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第59号）を公布（平成25年１月１日から施行）

◇農地法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第60号）を公布（同日施行）

20日㈭◇農地法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第61号）を公布（家事事件手続法の施行の日（平成25年１月１日）から施行）

21日㈮◇農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第301号）を公布（同日施行）

25日㈫◇動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産省令第62号）を公布（同日施行）

◇動物用医薬品の使用の規則に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第63号）を公布（同日施行）

28日㈮◇中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第３号）を公布（非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成25年１月１日）から施行）

◇中小企業団体の組織に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第３号）を公布（非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成25年１月１日）から施行）

１　月

１月８日㈫◇平成25年産さとうきび・でん粉原料用かんしょに係る生産者交付金の単価の決定等について（生産局農産部地域作物課）

◇第１回「水門・陸閘等の効果的な管理運用検討委員会」の開催及び一般傍聴について（水産庁漁港漁場整備部防災漁村課）

９日㈬◇「第３回 地域食文化活用マニュアル検討会」の開催及び一般傍聴について（大臣官房政策課食ビジョン推進室）

10日㈭◇「食料・農業・農村政策審議会 平成24年度 第１回 畜産部会」の開催及び一般傍聴について（生産局畜産部畜産企画課畜産総合推進室）

11日㈮◇米に関するマンスリーレポート（平成25年１月11日）の公表について（生産局農産部農産企画課）

◇米国ニューヨーク州からの生きた家きん及び家きん肉等の輸入停止措置について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）

◇平成25年度農林水産予算入替要求の概要について（大臣官房予算課）
◇平成25年度組織・定員要求について（大臣官房文書課）
◇「平成24年度 口蹄疫防疫対策強化推進会議」の開催について（消費・安全局動物衛生課）
◇林農林水産大臣の国内出張について（経営局総務課災害総合対策室）
◇農林水産省へのサイバー攻撃に関する調査委員会の設置及び第１回委員会の開催について（大臣官房秘書課）

15日㈫◇平成24年度農林水産関係補正予算の概要について（大臣官房予算課）
◇さとうきび等生産振興対策（平成24年度補正予算）について（生産局農産部地域作物課）
◇東日本大震災について～職員食堂・売店における福島県産米等の消費拡大について～（食料産業局食品小売サービス課）
◇独立行政法人 種苗管理センター及び独立行政法人 農業生物資源研究所の理事長の公募について（大臣官房秘書課）

16日㈬◇「第３回 農作業と健康についてのエビデンス把握手法等検討委員会」の開催及び一般傍聴について（大臣官房政策課）

18日㈮◇家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況調査の結果について（消費・安全局動物衛生課）
◇米国産牛肉の混載事例に関する米国農務省の調査報告書の提出について（厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課、農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）
◇江藤農林水産副大臣及び稲津農林水産大臣政務官の国内出張について（消費・安全局動物衛生課）
◇「食品ロス削減シンポジウム『みんなで取り組む食品ロス削減』」の開催及び参加者の募集について（食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室）
◇「第51回 コーデックス連絡協議会」の開催及び一般傍聴について（農林水産省消費・安全局消費・安全政策課、厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課）
◇株式会社 東京商品取引所における農産物・砂糖市場の開設について（食料産業局商品取引グループ）
◇「地方農政局長・森林管理局長等会議」の開催について（大臣官房地方課、林野庁国有林野部管理課）

21日㈪◇「平成21～23年度 国産穀類のかび毒含有実態調査」の結果について（消費・安全局農産安全管理課）
◇「第３回 指定野菜需給見通し検討委員会」の開催について（生産局農産部園芸作物課）
◇「農業資材審議会 種苗分科会」の開催及び一般傍聴について（食料産業局新事業創出課種苗審査室）

22日㈫◇「第５回 新たな世界自然遺産候補地の考え方に係る懇談会」の開催及び一般傍聴について（林野庁森林整備部研究・保全課森林保全推進室）
◇第１回農林水産省へのサイバー攻撃に関する調査委員会の概要について（大臣官房）
◇「食料・農業・農村政策審議会 平成24年度 第２回 畜産部会」の開催及び一般傍聴について（生産局畜産部畜産企画課畜産総合推進室）
◇資源管理・漁業経営安定対策の実施状況（平成24年12月末現在）について（水産庁漁政部漁業保険管理官、水産庁漁政部企画課、水産庁増殖推進部栽培養殖課）

23日㈬◇被災地産品等の輸出回復のための外国語ホームページの開設について（食料産業局産業連携課海外展開・輸出促進室）

24日㈭◇第４回「2015年ミラノ国際博覧会 日本館基本計画策定委員会」の開催及び一般傍聴について（食料産業局食品小売サービス課外食産業室）
◇江藤農林水産副大臣の海外出張について（大臣官房国際部国際経済課WTO等交渉チーム）

25日㈮◇平成25年度 畜産物価格等の決定について（生産局畜産部牛乳乳製品課、生産局畜産部食肉鶏卵課）
◇商品先物取引業者に対する行政処分について（食料産業局商品取引グループ、経済産業省商務流通保安グループ商取引監督課）

◇中国底びき網漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課）
◇クローン家畜の異動報告のとりまとめについて（平成24年12月１日～平成24年12月31日異動情報提供分）（農林水産技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）室、生産局畜産部畜産振興課畜産技術室）
◇白神山地世界遺産地域管理計画（案）に対する意見公募について（林野庁森林整備部研究・保全課森林保全推進室、林野庁国有林野部経営企画課）
◇林農林水産大臣のJRA賞授賞式への出席について（生産局畜産部競馬監督課）
◇林農林水産大臣の国内出張について（水産庁漁港漁場整備部整備課、水産庁増殖推進部栽培養殖課、農村振興局整備部防災課、林野庁林政部林政課）

28日㈪◇江藤農林水産副大臣の海外出張概要について（大臣官房国際部国際経済課WTO等交渉チーム）

29日㈫◇平成25年度 畜産・酪農関係事業の公表について（生産局畜産部畜産企画課）
◇平成25年度農林水産予算概算決定の概要について（大臣官房予算課）
◇平成25年度税制改正の大綱における農林水産関係税制事項について（経営局総務課）
◇平成25年度組織・定員について（大臣官房文書課）
◇平成24年産米の相対取引価格（平成24年12月）（生産局農産部農産企画課）
◇「日本食文化無形文化遺産化シンポジウム～伝えよう！地域の食文化～【関東ブロック】」の開催及び一般傍聴について（大臣官房政策課食ビジョン推進室）
◇宮崎県漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法に基づく業務改善命令の発出について（水産庁漁政部水産経営課）
◇「平成24年度 鳥獣被害対策優良活動表彰」の受賞者の決定及び表彰式の開催について（生産局農産部農業環境対策課鳥獣災害対策室）
◇「攻めの農林水産業推進本部」の設置及び第１回会合の開催について（大臣官房政策課）
◇「25年産米の作付等に関する方針」について（生産局農産部穀物課）

30日㈬◇韓国いか釣り漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課）
◇人・農地プランの進捗状況（12月末現在）について（経営局経営政策課）
◇岩手県に係る「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」先端技術提案会（農業・農村分野）の開催及び一般傍聴について（農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室）
◇株式会社 ジャパンシーフーズにおけるアジ・サバの不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

31日㈭◇「奄美・琉球」の世界遺産暫定一覧表への記載について（林野庁森林整備部研究・保全課森林保全推進室）
◇農林水産省所管の研究資金に係る不正使用、不正受給及び不正行為に対応するためのガイドライン等の改正について（農林水産技術会議事務局総務課、農林水産技術会議事務局 技術政策課）
◇「農業資材審議会 飼料分科会」の開催及び一般傍聴について（消費・安全局畜水産安全管理課）
◇東日本大震災について～「東京電力福島原子力発電所事故に係る連絡会議（第11回）」の開催及び一般傍聴について（大臣官房食料安全保障課）

〈法令〉

１月11日㈮◇プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第１号）を公布（平成25年２月10日から施行）

17日㈭◇農林水産省組織規則の一部を改正する省令（農林水産省令第２号）を公布（同日施行）

25日㈮◇商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省・経済産業省令第１号）を公布（平成25年２月12日から施行）

29日㈫◇容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第１号）を公布

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日（平成25年１月30日）から施行）

30日㈬◇薬事法施行令の一部を改正する政令（政令第19号）を公布（平成25年７月１日から施行）

２　月

２月１日㈮◇信用事業再編強化法に基づき資本増強の決定を行った８農協及び１漁協の信用事業強化計画等の履行状況について（平成24事業年度半期）（経営局金融調整課、水産庁漁政部水産経営課）

◇平成24年の外国漁船取締実績について（水産庁資源管理部管理課）

◇全国の野生鳥獣による農作物被害状況について（平成23年度）（生産局農産部農業環境対策課鳥獣災害対策室）

◇食品の安全性に関する「リスク管理検討会」の開催及び一般傍聴について（消費・安全局消費・安全政策課）

◇長島農林水産大臣政務官の「第44回 全日本総合錦鯉品評会」表彰式への出席について（水産庁増殖推進部栽培養殖課）

◇フランスにおける「日本食文化週間」の開催について（食料産業局食品小売サービス課外食産業室）

◇林農林水産大臣の国内出張について（農村振興局整備部農地資源課、九州農政局整備部設計課事業調整室、九州農政局整備部農地整備課）

４日㈪◇「米取引に関する有識者との懇談会」の開催について（生産局農産部農産企画課）

◇「第３回 農林業センサス研究会」の開催及び一般傍聴について（大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室）

５日㈫◇「食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会 技術小委員会（平成24年度第３回）（現地調査）」の開催について（農村振興局整備部設計課計画調整室）

◇「日・モロッコ漁業協議」の開催について（水産庁資源管理部国際課）

６日㈬◇「食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 懇談会」の開催及び一般傍聴について（食料産業局企画課）

◇でん粉の需給見通しについて（生産局農産部地域作物課）

◇林農林水産大臣の「NARグランプリ2012」表彰式への出席について（生産局畜産部競馬監督課）

◇中国底びき網漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課）

７日㈭◇米国ペンシルバニア州からの生きた家きん及び家きん肉等の輸入停止措置について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）

８日㈮◇米に関するマンスリーレポート（平成25年２月８日）の公表について（生産局農産部農産企画課）

◇スギ雄花に含まれる放射性セシウムの濃度の調査結果について（林野庁森林整備部研究・保全課）

◇平成25年度「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業」新規研究課題の公募及び公募説明会の実施について（農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室）

◇平成25年度 委託プロジェクト研究課題の公募及び公募説明会の実施について（農林水産技術会議事務局研究推進課）

◇「第１回 養殖業のあり方検討会」の開催及び一般傍聴について（水産庁増殖推進部栽培養殖課）

12日㈫◇「第４回 農作業と健康についてのエビデンス把握手法等検討委員会」の開催及び一般傍聴について（大臣官房政策課）

◇食料・農業植物遺伝資源条約に関する説明会の開催について（農林水産技術会議事務局技術政策課、食料・農業植物遺伝資源条約に関する説明会事務局）

◇「水産政策審議会 第60回 資源管理分科会」の開催及び一般傍聴について（水産庁漁政部漁政課）

◇「魚の国のしあわせ」プロジェクト実証事業の追加登録について（水産庁漁政部企画課）

◇中国底びき網漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課）

13日㈬◇株式会社 セリエが製造、販売した製品「漢方の力DE収量・食味安定」等の自主回収について（消費・安全局農産安全管理課農薬対策室）

◇「第25回 瀬戸内海広域漁業調整委員会」

の開催及び一般傍聴について（水産庁資源管理部管理課、瀬戸内海広域漁業調整委員会事務局）

◇「日・モロッコ漁業協議」の結果について（水産庁資源管理部国際課）

14日㈭◇「平成24年度 病害虫発生予報第10号」の発表について（消費・安全局植物防疫課）

15日㈮◇遺伝子組換えカーネーション、ダイズ及びトウモロコシの第一種使用等に関する審査結果についての意見・情報の募集（パブリックコメント）について（消費・安全局農産安全管理課）

◇「平成24年度 北海道において実施する農業農村整備事業等補助事業に関する技術検討会」の開催及び一般傍聴について（農村振興局整備部土地改良企画課）

◇「第４回 地域食文化活用マニュアル検討会」の開催及び一般傍聴について（大臣官房政策課食ビジョン推進室）

18日㈪◇韓国いか釣り漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課）

◇長島農林水産大臣政務官の「第７回JAグループ国産農畜産物商談会開会セレモニー」への出席について（食料産業局新事業創出課）

◇第５回「2015年ミラノ国際博覧会 日本館基本計画策定委員会」の開催及び一般傍聴について（食料産業局食品小売サービス課外食産業室）

◇「平成24年度 水源林造成事業評価技術検討会」の開催及び一般傍聴について（林野庁森林整備部整備課）

◇「平成24年度 林野庁事業評価技術検討会」の開催及び一般傍聴について（林野庁林政部企画課）

◇「魚の国のしあわせ」プロジェクト「おさかな会議2013～お魚のある日常～」の開催及び一般参加者の募集について（水産庁漁政部企画課）

19日㈫◇林農林水産大臣の「平成24年度 全国麦作共励会 中央表彰式」への出席について（生産局農産部穀物課）

◇有明海の二枚貝垂下養殖技術等の実証試験の実施検討会の結果について（水産庁増殖推進部栽培養殖課）

◇第２回 農林水産省へのサイバー攻撃に関する調査委員会の開催について（大臣官房）

◇福島県に係る「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」先端技術提案会（農業・農村分野）の開催及び一般傍聴について（農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室）

◇「平成24年度 第７回 生物多様性影響評価検討会 総合検討会」の開催及び一般傍聴について（農林水産技術会議事務局技術政策課技術安全室、環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室）

20日㈬◇2013年 春の農作業安全確認運動の実施について（生産局農産部技術普及課生産資材対策室）

◇「平成24年度 第４回 木材需給会議」の開催及び一般傍聴について（林野庁林政部木材利用課）

21日㈭◇国際獣疫事務局（OIE）による「無視できるBSEリスク」の国のステータスについて（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）

◇平成24年度「農業技術功労者表彰」受賞者の決定について（農林水産技術会議事務局技術政策課、社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会）

◇「食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会 技術小委員会（平成24年度第４回）」の開催及び一般傍聴について（農村振興局整備部設計課計画調整室）

◇「第１回 これからの介護食品をめぐる論点整理の会」の開催及び一般傍聴について（食料産業局食品製造卸売課）

22日㈮◇林農林水産大臣の国内出張について（食料産業局産業連携課）

◇クローン家畜の異動報告のとりまとめについて（平成25年１月１日～平成25年１月31日異動情報提供分）（農林水産技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）室、生産局畜産部畜産振興課畜産技術室）

◇国連生物多様性の10年「グリーンウェイブ2013」の実施について（林野庁森林整備部研究・保全課森林保全推進室）

◇中国虎網漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課）

◇加治屋農林水産副大臣の「平成24年度鳥獣被害対策優良活動表彰式」への出席について（生産局農産部農業環境対策課鳥獣災害対策室）
◇「第18回 太平洋広域漁業調整委員会」の開催及び一般傍聴について（水産庁資源管理部管理課）

25日㈪◇平成25年度「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」に係る研究課題（岩手県内）の公募及び公募説明会の実施について（農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室）
◇「林政審議会」及び「第３回 林政審議会施策部会」の開催並びに一般傍聴について（林野庁林政部林政課、林野庁林政部企画課）
◇全国山火事予防運動の実施について（林野庁森林整備部研究・保全課森林保護対策室）

26日㈫◇林農林水産大臣及び加治屋農林水産副大臣の「第65回全国蒲鉾品評会」視察について（水産庁漁政部加工流通課）
◇平成24年度 中山間地域等直接支払交付金及び農地・水保全管理支払交付金の実施状況（速報値）について（農村振興局農村政策部中山間地域振興課中山間整備推進室、農村振興局整備部農地資源課農地・水保全管理室）
◇平成24年度 環境保全型農業直接支援対策の取組状況（見込み）について（生産局農産部農業環境対策課）
◇第２回 農林水産省へのサイバー攻撃に関する調査委員会の概要について（大臣官房）
◇第２回「水門・陸閘等の効果的な管理運用検討委員会」の開催及び一般傍聴について（水産庁漁港漁場整備部防災漁村課）

27日㈬◇平成24年産米の相対取引価格（平成25年１月）（生産局農産部農産企画課）
◇「ワシントン条約（CITES）第16回 締約国会議の開催」について（水産庁増殖推進部漁場資源課）
◇「地方農政局長等会議」の開催について（大臣官房地方課）
◇「機能性を持つ農林水産物・食品開発プロジェクト」の実施に向けた研究課題提案会の開催及び一般傍聴について（農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室）
◇輸入麦の政府売渡価格の改定について（生産局農産部貿易業務課）
◇第１回「農林水産物と健康に関する研究開発検討会」の開催及び一般傍聴について（農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室）
◇「第21回 日本海・九州西広域漁業調整委員会」の開催及び一般傍聴について（水産庁資源管理部管理課、水産庁九州漁業調整事務所）

28日㈭◇「農業技術の基本指針」の改定について（大臣官房政策課）
◇長島農林水産大臣政務官の「第34回 食品産業優良企業等表彰式」及び「平成24年度 優良ふるさと食品中央コンクール表彰式」への出席について（食料産業局食品製造卸売課）
◇人・農地プランの進捗状況（１月末現在）について（経営局経営政策課）
◇加治屋農林水産副大臣の「第18回 全国青年・女性漁業者交流大会」表彰式への出席について（水産庁増殖推進部研究指導課）
◇「食料・農業・農村政策審議会 企画部会 地球環境小委員会」、「林政審議会 施策部会 地球環境小委員会」及び「水産政策審議会 企画部会 地球環境小委員会」合同会議の開催及び一般傍聴について（大臣官房環境政策課）
◇「六次産業化・地産地消法」に基づく事業計画の認定について（食料産業局産業連携課）

〈法令〉

２月４日㈪◇農地法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第３号）を公布（同日施行）

６日㈬◇動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第４号）を公布（同日施行）

８日㈮◇特定商取引に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第１号）を

公布（特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成25年２月21日）から施行）

26日㈫◇国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（農林水産省令第５号）を公布（平成25年４月１日から施行）

27日㈬◇農業委員会等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第６号）を公布（大都市地域における特別区の設置に関する法律施行規則の施行の日（平成25年３月１日）から施行）

◇海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第７号）を公布（大都市地域における特別区の設置に関する法律施行規則の施行の日（平成25年３月１日）から施行）

３　月

３月１日㈮◇「第７回 地産地消優良活動表彰」の審査結果及び「全国地産地消推進フォーラム2013」の開催について（食料産業局産業連携課）

◇「農林物資規格調査会（平成24年度 第２回）」の開催及び一般傍聴について（消費・安全局表示・規格課）

◇「農業資材審議会 農業機械化分科会（第15回）」の開催及び一般傍聴について（生産局農産部技術普及課生産資材対策室）

◇東日本大震災について～東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う輸出証明書発行業務の国への移管について～（食料産業局輸出促進グループ）

４日㈪◇江藤農林水産副大臣の国内出張について（食料産業局輸出促進グループ）

◇組換えDNA技術応用飼料の安全性確認申請案件についての御意見・情報の募集（パブリックコメント）について（消費・安全局畜水産安全管理課）

◇「水稲の作柄に関する委員会（平成24年度 第３回）」の開催及び一般傍聴について（大臣官房統計部生産流通消費統計課）

◇「第４回 農林業センサス研究会」の開催及び一般傍聴について（大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室）

◇「平成24年度 第２回 水産関係公共事業に関する事業評価技術検討会」の開催及び一般傍聴について（水産庁漁港漁場整備部計画課）

５日㈫◇融雪等に伴う農作物等の被害防止技術対策に係る留意事項について（生産局農産部農業環境対策課、生産局農産部穀物課、生産局農産部園芸作物課、生産局農産部地域作物課、生産局畜産部畜産企画課、生産局畜産部畜産振興課草地整備推進室）

◇「第52回 コーデックス連絡協議会」の開催及び一般傍聴について（農林水産省消費・安全局消費・安全政策課、厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課）

◇「新しいクレジット制度準備委員会」の設置及び第１回準備委員会の開催について（大臣官房環境政策課）

◇「第11回 聞き書き甲子園フォーラム」の開催について（林野庁森林整備部研究・保全課森林保全推進室、水産庁漁港漁場整備部計画課、聞き書き甲子園実行委員会事務局NPO法人共存の森ネットワーク）

◇北京常設展示館事業に関して、農林水産省が行った支出及び事務手続きについて（大臣官房国際部国際政策課）

６日㈬◇加治屋農林水産副大臣の「第26回 農山漁村女性の日記念の集い」への出席について（経営局就農・女性課女性・高齢者活動推進室）

◇公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況について（林野庁林政部木材利用課）

７日㈭◇フェリー・ロード協同組合に対する業務改善命令の発出について（食料産業局企画課、厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課、厚生労働省北海道厚生局健康福祉部健康福祉課、経済産業省北海道経済産業局産業部中小企業課、国土交通省北海道運輸局自動車交通部貨物課、国土交通省北海道開発局事業振興部建設産業課）

◇加治屋農林水産副大臣の国内出張について（林野庁林政部木材利用課）

８日㈮◇「農の雇用事業」の募集を開始します（経営局就農・女性課、全国農業会議所

（全国新規就農相談センター））
◇米に関するマンスリーレポート（平成25年３月８日）の公表について（生産局農産部農産企画課）
◇「日ロさけ・ます漁業交渉」の開催について（水産庁資源管理部国際課）
◇「国際森林デー」の制定及び記念キャンペーン参加団体の募集について（林野庁森林整備部研究・保全課森林保全推進室）
◇「第２回 農地・水保全管理支払交付金第三者委員会」の開催及び一般傍聴について（農村振興局整備部農地資源課農地・水保全管理室）
◇林農林水産大臣の「第42回 日本農業賞表彰式」への出席について（生産局農産部技術普及課）
◇「水産政策審議会 第44回 企画部会」の開催及び一般傍聴について（水産庁漁政部企画課）
◇木材利用ポイント事業の概要について（林野庁林政部木材利用課）
◇平成25年（第７回）「みどりの学術賞」受賞者の決定について（林野庁森林整備部研究・保全課森林保全推進室）
◇「農林水産省地震災害対策本部」「農林水産省原子力災害対策本部」合同本部の開催について（大臣官房政策課）

11日㈪◇「第２回 養殖業のあり方検討会」の開催及び一般傍聴について（水産庁増殖推進部栽培養殖課）
◇遺伝子組換えトウモロコシの第一種使用等に関する審査結果についての意見・情報の募集（パブリックコメント）について（消費・安全局農産安全管理課）

12日㈫◇中国遼寧省大連市での口蹄疫の発生への対応について（中国産稲わら等の輸入手続の一部再開）（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）
◇「食料・農業・農村政策審議会 企画部会（第32回）」の開催及び一般傍聴について（大臣官房政策課情報分析室）
◇韓国はえ縄漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課）
◇宮城県に係る「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」先端技術提案会（漁業・漁村分野）の開催及び一般傍聴について（農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室）
◇第21回 優良外食産業表彰における受賞者の決定及び表彰式典の開催について（食料産業局食品小売サービス課外食産業室）
◇佐々木卓治氏の国際農業研究協議グループ独立科学パートナーシップ理事会理事への就任について（農林水産技術会議事務局国際研究課）
◇家畜伝染病予防法に違反し台湾から不正に畜産物を持ち込んだ者の逮捕について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）
◇局地激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令について（経営局総務課災害総合対策室）

13日㈬◇日新製糖ホールディングス株式会社、日新製糖株式会社及び新光製糖株式会社の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の変更認定について（生産局農産部地域作物課）

14日㈭◇「ワシントン条約（CITES）第16回締約国会議」の結果について（水産庁増殖推進部漁場資源課）

15日㈮◇「日ロさけ・ます漁業交渉」の結果について（水産庁資源管理部国際課）
◇「平成25年産水稲の10a当たり平年収量」について（大臣官房統計部生産流通消費統計課）
◇「平成25年度 飼料需給計画」の策定について（生産局畜産部畜産振興課飼料需給対策室）
◇配合飼料価格高騰対策について（生産局畜産部畜産振興課飼料需給対策室）
◇「食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会（平成24年度 第４回）」の開催及び一般傍聴について（農村振興局整備部設計課計画調整室）
◇「平成25年度 食品の安全性に関する有害化学物質及び有害微生物のサーベイランス・モニタリング年次計画」の作成について（消費・安全局消費・安全政策課）
◇石山味噌醤油 株式会社における食酢等の不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）
◇第３回「水門・陸閘等の効果的な管理運

用検討委員会」の開催及び一般傍聴について（水産庁漁港漁場整備部防災漁村課）
◇「葉っぱのフレディ」の『みどりの大使』任命及び感謝状の贈呈について（林野庁林政部林政課）
◇第64回 獣医師国家試験の結果について（消費・安全局畜水産安全管理課）
◇林農林水産大臣の国内出張について（食料産業局産業連携課）

18日㈪◇「平成24年度 第８回 生物多様性影響評価検討会 総合検討会」の開催及び一般傍聴について（農林水産技術会議事務局技術政策課技術安全室、環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室）
◇中国底びき網漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課）
◇第２回「農林水産物と健康に関する研究開発検討会」の開催及び一般傍聴について（農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室）
◇稲津農林水産大臣政務官の平成24年度「食アメニティコンテスト」及び「美の里づくりコンクール」表彰式への出席について（農村振興局農村政策部都市農村交流課）

19日㈫◇25年産米に関する作付制限等の指示について（生産局農産部穀物課）
◇「食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会」の開催及び一般傍聴について（食料産業局企画課）
◇「農協検査（３者要請検査）結果事例集」の公表について（大臣官房検査部調整課）
◇「J-クレジット制度」の規程類についての意見・情報の募集（パブリックコメント）について（大臣官房環境政策課）
◇「第２回 これからの介護食品をめぐる論点整理の会」の開催及び一般傍聴について（食料産業局食品製造卸売課）

21日㈭◇「食料・農業・農村政策審議会 食糧部会」の開催及び一般傍聴について（生産局農産部農産企画課）
◇第６回「2015年ミラノ国際博覧会 日本館基本計画策定委員会」の開催及び一般傍聴について（食料産業局食品小売サービス課外食産業室）
◇米先物取引の試験上場に関するシーズンレポートについて（平成25年３月）の公表について（食料産業局商品取引グループ）

22日㈮◇平成24年度 第２回 対馬暖流系マアジ・さば類・いわし類長期漁海況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター西海区水産研究所業務推進部）
◇平成24年度 太平洋いわし類長期漁海況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所業務推進部）
◇バイオマス産業都市の募集について（食料産業局バイオマス循環資源課バイオマス事業推進室）
◇「食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 食品リサイクル小委員会 及び 中央環境審議会 循環型社会部会 食品リサイクル専門委員会」の合同開催及び一般傍聴について（食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室）
◇「平成25年度 第１回 林政審議会 施策部会」の開催及び一般傍聴について（林野庁林政部企画課）

25日㈪◇砂糖及び異性化糖の需給見通しについて（生産局農産部地域作物課）
◇第２回 攻めの農林水産業推進本部及び地方農政局長等会議の合同開催について（大臣官房政策課）

26日㈫◇第３回 農林水産省へのサイバー攻撃に関する調査委員会の開催について（大臣官房）
◇「未承認遺伝子組換えパパイヤの生育実態調査」の結果について（消費・安全局農産安全管理課、環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室）
◇第２回「新しいクレジット制度準備委員会」の開催及び一般傍聴の募集について（大臣官房環境政策課）

27日㈬◇2012年木材輸入実績（林野庁林政部木材利用課木材貿易対策室）
◇人・農地プランの進捗状況（２月末現在）について（経営局経営政策課）
◇平成23年度 農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について（消費・安全局農産安全管理課農薬対策室）

28日㈭◇平成25年度「麦の需給に関する見通し」

の公表について（生産局農産部貿易業務課）
◇自然再生推進法に基づく自然再生事業の進捗状況の公表について（大臣官房環境政策課）
◇「第10回 国連森林フォーラム（UNFF10）」の開催について（林野庁森林整備部計画課海外林業協力室）

29日㈮◇木材利用ポイント事業の詳細について（林野庁林政部木材利用課）
◇平成24年産米の相対取引価格（平成25年２月）（生産局農産部農産企画課）
◇獣医師法第８条第２項の規定に基づく「獣医師の業務停止処分」について（）
◇クローン家畜の異動報告のとりまとめについて（平成25年２月１日～平成25年２月28日異動情報提供分）（農林水産技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）室、生産局畜産部畜産振興課畜産技術室）
◇有機JAS制度に基づく有機食品の輸出入方法等の変更について（消費・安全局表示・規格課）
◇森林内の放射性物質の分布状況調査結果について（林野庁森林整備部研究・保全課）
◇平成24年における国内のクロマグロ養殖実績について（速報値）（水産庁増殖推進部栽培養殖課、水産庁資源管理部漁業調整課沿岸・遊漁室）

〈法令〉

３月１日㈮◇独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・農林水産省令第１号）を公布（同日施行）
◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第８号）を公布（平成25年３月７日から施行）
◇家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第９号）を公布（同日施行）

７日㈭◇種苗法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第10号）を公布（平成25年４月１日から施行）

８日㈮◇日本中央競馬会の平成二十五事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（政令第52号）を公布（同日施行）

11日㈪◇農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令（農林水産省令第11号）を公布（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成25年４月１日）から施行）

13日㈬◇国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第55号）を公布（平成25年４月１日から施行）

14日㈭◇砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第12号）を公布（平成25年４月１日から施行）

15日㈮◇平成十二年から平成二十三年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域にかかる災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第59号）を公布（同日施行）
◇平成二十四年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第61号）を公布（同日施行）
◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令（政令第62号）を公布（同日施行）
◇農業近代化資金融通法施行令及び農業信用保証保険法施行令の一部を改正する政令（政令第66号）を公布（同日施行）
◇株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・復興庁・総務省・財務省・農林水産省・経済産業省令第１号）を公布（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成25年３月18日）から施行）
◇農業協同組合及び農業協同組合連合会の

信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産省令第２号）を公布（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成25年３月18日）から施行）

◇農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第13号）を公布（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成25年３月18日）から施行）

◇農業経営基盤強化促進法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第14号）を公布（同日施行）

19日㈫◇地方競馬全国協会の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第15号）を公布（平成25年４月１日から施行）

25日㈪◇肉用子牛生産安定等特別措置法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第16号）を公布（平成25年４月１日から施行）

◇飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第17号）を公布（平成25年４月１日から施行）

◇厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令（政令第75号）を公布（平成25年４月１日から施行）

◇保険業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第76号）を公布（同日施行）

◇認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）を公布（保険業法等の一部を改正する法律（平成24年法律第23号）の施行の日（平成25年３月26日）から施行）

26日㈫◇行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する行政文書に係る開示請求等の手続に関する省令及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する保有個人情報に係る開示請求の手続に関する省令を廃止する省令（厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第１号）を公布（平成25年４月１日から施行）

27日㈬◇農林水産省組織令一部を改正する政令（政令第84号）を公布（平成25年４月１日から施行）

◇農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産省令第３号）を公布（平成25年４月１日から施行）

◇動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産省令第18号）を公布（平成25年４月１日から施行）

28日㈭◇商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省・経済産業省令第２号）を公布（同日施行）

◇農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産省令第４号）を公布（平成25年３月31日から施行）

29日㈮◇離島振興法施行令の一部を改正する政令（政令第97号）を公布（平成25年４月１日から施行）

◇関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府令・総務省令・法務省令・外務省令・財務省令・文部科学省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令・環境省令・原子力規制委員会規則・防衛省令第１号）を公布（平成25年４月１日から施行）

◇漁業協同組合等の信用事業等に関する命令及び農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産省令第５号）を公布（平成25年３月31日から施行）

◇臨時石炭鉱害復旧法施行規則を廃止する省令の一部を改正する省令（総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第１号）を公布（平成25年４月１日から施行）

◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第19号）を公布（平成25年４月１日から施行）

◇農林水産省定員規則の一部を改正する省令（農林水産省令第20号）を公布（平成25年４月１日から施行）
◇指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第21号）を公布（平成25年３月31日から施行）
◇農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第22号）を公布（平成25年３月31日から施行）
◇農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第23号）を公布（平成25年３月31日から施行）
◇農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第24号）を公布（平成25年４月１日から施行）
◇農地および農業用施設に関する復旧工事後の措置に関する省令を廃止する省令及び復旧の目的としないこととした農地及び農業用施設について支払うべき金額の算定基準を定める省令を廃止する省令の一部を改正する省令（農林水産省・経済産業省令第３号）を公布（平成25年４月１日から施行）
◇容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第２号）を公布（平成25年４月１日から施行）

30日㈯◇水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律（法律第７号）を公布（同日施行）
◇東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令（政令第108号）を公布（同日施行）
◇水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令の一部を改正する政令（政令第118号）を公布（平成25年４月１日から施行）

農林水産省幹部職員名簿

（＊氏名は全て常用漢字等を使用しています）

職名	平成24年4月1日現在	平成25年3月31日現在
農林水産大臣	鹿野　道彦	林　芳正　(24.12.26～)
農林水産副大臣	筒井　信隆	江藤　拓　(24.12.27～)
農林水産副大臣	岩本　司	加治屋義人　(24.12.27～)
農林水産大臣政務官	仲野　博子	長島　忠美　(24.12.27～)
農林水産大臣政務官	森本　哲生	稲津　久　(24.12.27～)
農林水産事務次官	町田　勝弘	皆川　芳嗣　(24. 9.11～)
農林水産審議官	山田　修路	佐藤　正典　(24. 9.11～)
農林水産大臣秘書官	梅津　庸成	外林　邦夫　(24.12.26～)
農林水産大臣秘書官事務取扱	河南　健	押切　光弘　(24.12.26～)

○大臣官房

官房長	本川　一善	官房長	今井　敏　(24. 9.11～)
総括審議官	佐藤　一雄	総括審議官	荒川　隆　(24. 9.11～)
総括審議官（国際）	山下　正行	総括審議官（国際）	山下　正行　(23. 8. 2～)
技術総括審議官	山田友紀子	技術総括審議官	山田友紀子　(23. 8. 2～)
政策評価審議官	後藤　正之	政策評価審議官	後藤　正之　(23. 8.15～)
生産振興審議官（兼生産局）	雨宮　宏司	生産振興審議官（兼生産局）	雨宮　宏司　(23. 9. 1～)
審議官（国際）	角田　豊	審議官（国際）	角田　豊　(23. 8. 2～)
審議官（国際）	宮原　章人	審議官（国際）	宮原　章人　(23. 8.15～)
審議官（兼消費・安全局）	姫田　尚	審議官（兼消費・安全局）	別所　智博　(24. 9.11～)
審議官（兼消費・安全局）	新村　和哉	審議官（兼消費・安全局）	塚原　太郎　(24. 9.10～)
審議官（兼食料産業局兼生産局）	櫻庭　英悦	審議官（兼食料産業局）	櫻庭　英悦　(24. 9.11～)
審議官（兼経営局）	佐々木康雄	審議官（兼経営局）	佐々木康雄　(23. 8. 2～)
参事官（環境・国際）	松島　浩道	参事官（環境・国際）	松島　浩道　(23. 8. 2～)
参事官（兼経営局）	髙橋　洋	参事官（兼経営局）	髙橋　洋　(23. 8. 2～)
報道官	梶島　達也	報道官	梶島　達也　(23. 9. 1～)
総務課長	水田　正和	総務課長	水田　正和　(24. 1. 1～)
広報室長	河口　正紀	広報室長	河口　正紀　(23. 9. 1～)
報道室長	森田　健児	報道室長	髙橋　仁志　(24. 9.11～)
政策課長	大澤　誠	政策課長	大澤　誠　(22. 7.30～)
食ビジョン推進室長	出倉　功一	食ビジョン推進室長	久保田一郎　(25. 1.16～)
情報分析室長	折原　直	情報分析室長	折原　直　(23. 9. 1～)
秘書課長	枝元　真徹	秘書課長	枝元　真徹　(23. 8. 2～)
文書課長	新井　毅	文書課長	新井　毅　(23. 8. 2～)
予算課長	佐藤　速水	予算課長	佐藤　速水　(22. 4. 1～)
経理課長	山下　容弘	経理課長	長谷川博章　(24.12.17～)
厚生課長	山口　道彦	厚生課長	山口　道彦　(24. 4. 1～)
地方課長	徳田　正一	地方課長	塩川　白良　(24. 8. 1～)

評価改善課長	金丸　康夫	評価改善課長	三浦　正充　(24. 6.21～)
会計監査室長	北村　　巖	会計監査室長	大泉　勝之　(24.10. 1～)
食料安全保障課長	太田　豊彦	食料安全保障課長	太田　豊彦　(24. 1. 1～)
食料自給率向上対策室長	松本　　平	食料自給率向上対策室長	松本　　平　(24. 4. 1～)
環境政策課長	榎本　雅仁	環境政策課長	木内　岳志　(25. 3. 8～)
地球環境対策室長	大友　哲也	地球環境対策室長	大友　哲也　(23. 9. 1～)
参事官	木内　岳志	参事官	欠
参事官	大杉　武博	参事官	安東　　隆　(24. 9.11～)
参事官	森　　重樹	国際部長	坂井　眞樹　(23. 8. 2～)
技術広報官	横山　　紳	国際政策課長	幸田　　淳　(24. 4. 1～)
国際部長	坂井　眞樹	対外政策調整室長	片貝　敏雄　(25. 3.22～)
国際政策課長	幸田　　淳	国際経済課長	水野　政義　(22.12. 3～)
対外政策調整室長	窪田　　修	国際協力課長	瀬戸　宣久　(23. 8. 2～)
国際経済課長	水野　政義	参事官	倉重　泰彦　(24. 4. 1～)
国際協力課長	瀬戸　宣久	参事官	寺村　英信　(24. 7.20～)
参事官	倉重　泰彦	検査部長	石井　俊道　(24. 1. 1～)
参事官	畠山　一成	調整課長	大浦　久宜　(23. 9. 1～)
検査部長	石井　俊道	検査課長	細川　隆徳　(23. 9. 1～)
調整課長	大浦　久宜	農林水産研修所長	藤川研四郎　(24. 4. 1～)
検査課長	細川　隆徳	農林水産政策研究所長	武本　俊彦　(23. 8.15～)
農林水産研修所長	藤川研四郎	次長	渡部　靖夫　(18. 8. 1～)
農林水産政策研究所長	武本　俊彦		
次長	渡部　靖夫		

○ 統計部

部長	齊藤　　昭	齊藤　　昭	(21. 7.14～)
管理課長	髙野　浩文	神山　　修	(24. 8. 1～)
情報室長	吉田　嘉雄	吉田　嘉雄	(23. 9. 1～)
経営・構造統計課長	前原　浩一	前原　浩一	(23. 4. 1～)
センサス統計室長	矢野　哲男	矢野　哲男	(21. 4. 1～)
生産流通消費統計課長	内畠　聖寿	内畠　聖寿	(24. 4. 1～)
消費統計室長	吉田　　豊	岩濱　好則	(24. 7. 1～)
統計企画管理官	上田　　弘	上田　　弘	(24. 4. 1～)

○ 消費・安全局

局長	髙橋　　博	局長	藤本　　潔　(24. 9.11～)
総務課長	嘉多山　茂	総務課長	横山　　紳　(24. 8. 1～)
消費・安全政策課長	強谷　雅彦	消費・安全政策課長	強谷　雅彦　(23. 8. 2～)
表示・規格課長	赤﨑　暢彦	表示・規格課長	赤﨑　暢彦　(24. 4. 1～)
食品表示・規格監視室長	江渡　　浩	食品表示・規格監視室長	江渡　　浩　(23. 1.11～)
米穀流通監視室長	星川　泰輝	米穀流通監視室長	井戸　將悟　(24.11. 1～)
農産安全管理課長	朝倉　健司	農産安全管理課長	朝倉　健司　(19. 7.10～)
農薬対策室長	瀬川　雅裕	農薬対策室長	瀬川　雅裕　(21. 4. 1～)
畜水産安全管理課長	池田　一樹	畜水産安全管理課長	池田　一樹　(21. 7.14～)
水産安全室長	竹葉　有記	水産安全室長	木島　利通　(24. 7. 4～)
植物防疫課長	福盛田共義	植物防疫課長	福盛田共義　(20.12. 1～)
検疫対策室長	福嶋　正人	検疫対策室長	福嶋　正人　(23. 4. 1～)
動物衛生課長	川島　俊郎	動物衛生課長	川島　俊郎　(21. 7.14～)
国際衛生対策室長	山本　　実	家畜防疫対策室長	伏見　啓二　(24. 4. 6～)
消費者情報官	三富　則江	国際衛生対策室長	山本　　実　(21. 7.14～)
参事官（兼消費・安全局兼生産局）	吉岡　　修	消費者情報官	三富　則江　(23. 7.29～)
		参事官（兼消費・安全局）	吉岡　　修　(23. 9. 1～)

○ 食料産業局

局長	針原　寿朗	(23. 9. 1 ～)
総務課長	大内　秀彦	(24.12.17～)
再生可能エネルギーグループ長	信夫　隆生	(23. 9. 1 ～)
企画課長	國井　聡	(23. 9. 1 ～)
食品企業行動室長	西　経子	(24. 4. 1 ～)
商品取引グループ長	得田　啓史	(23. 9. 1 ～)
新事業創出課長	遠藤　順也	(23. 9. 1 ～)
種苗審査室長	植木　隆	(23. 9. 1 ～)
産業連携課長	大角　亨	(24.12.17～)
輸出促進グループ長	小島　吉量	
バイオマス循環資源課長	野津山　喜晴	(23. 9. 1 ～)
バイオマス事業推進室長	山田　耕士	(23. 9. 1 ～)
食品産業環境対策室長	佐竹　健次	(24.12.17～)
食品小売サービス課長	池渕　雅和	(23. 9. 1 ～)
外食産業室長	山口　靖	(23. 9. 1 ～)
食品製造卸売課長	長井　俊彦	(24. 1. 1 ～)
卸売市場室長	欠	

局長	針原　寿朗	(23. 9. 1 ～)
総務課長	大角　亨	(24.12.17～)
再生可能エネルギーグループ長	信夫　隆生	(23. 9. 1 ～)
企画課長	國井　聡	(23. 9. 1 ～)
食品企業行動室長	西　経子	(24. 4. 1 ～)
商品取引グループ長	得田　啓史	(23. 9. 1 ～)
新事業創出課長	遠藤　順也	(23. 9. 1 ～)
種苗審査室長	植木　隆	(23. 9. 1 ～)
産業連携課長	佐竹　健次	(24.12.17～)
参事官（兼食料産業局）	小川　良介	(24. 9.11 ～)
輸出促進グループ長		
海外展開・輸出促進室長	中　裕伸	(25. 3.22 ～)
バイオマス循環資源課長	野津山　喜晴	(23. 9. 1 ～)
バイオマス事業推進室長	山田　耕士	(23. 9. 1 ～)
食品産業環境対策室長	長野　麻子	(25. 1. 1 ～)
食品小売サービス課長	池渕　雅和	(23. 9. 1 ～)
外食産業室長	山口　靖	(23. 9. 1 ～)
食品製造卸売課長	長井　俊彦	(24. 1. 1 ～)
卸売市場室長	秋山　公城	(24. 7.13 ～)

○ 生　産　局

局長	今井　敏	
総務課長	別所　智博	
生産推進室長	安岡　澄人	
国際室長	押切　光弘	
農産部長	今城　健晴	
農産企画課長	天羽　隆	
会計室長	日永田　和隆	
穀物課長	鈴木　良典	
水田農業対策室長	松尾　浩則	
米麦流通加工対策室長	堺田　輝也	
貿易業務課長	岩濱　洋海	
園芸作物課長	菱沼　義久	
園芸流通加工対策室長	岡田　正孝	
花き産業・施設園芸振興室長	綿谷　弘勝	
地域作物課長	青山　豊久	
技術普及課長	佐藤　明生	
生産資材対策室長	小川　祥直	
農業環境対策課長	近藤　秀樹	
鳥獣災害対策室長	森澤　敏哉	
畜産部長	荒川　隆	
畜産企画課長	原田　英男	
畜産総合推進室長	秋山　公城	
畜産環境・経営安定対策室長	磯貝　保	
畜産振興課長	大野　高志	
畜産技術室長	菊地　令	
飼料需給対策室長	大島　英彦	
草地整備推進室長	小倉　弘明	
牛乳乳製品課長	菅家　秀人	
食肉鶏卵課長	渡邉　洋一	
食肉需給対策室長	富田　育稔	
競馬監督課長	高橋　孝雄	

佐藤　一雄		(24. 9.11 ～)
大杉　武博		(24. 9.11 ～)
安岡　澄人		(23. 9. 1 ～)
鳥海　貴之		(24.12.26～)
今城　健晴		(23. 9. 1 ～)
天羽　隆		(23. 9. 1 ～)
日永田　和隆		(23. 9. 1 ～)
鈴木　良典		(24. 4. 1 ～)
松尾　浩則		(23. 9. 1 ～)
松岡　謙二		(24. 7. 1 ～)
岩濱　洋海		(23. 9. 1 ～)
菱沼　義久		(23. 9. 1 ～)
岡田　正孝		(24. 4. 1 ～)
綿谷　弘勝		(23. 9. 1 ～)
森　健		(24.12.26～)
渡邊　康正		(24. 8. 1 ～)
小川　祥直		(23. 9. 1 ～)
近藤　秀樹		(24. 4. 1 ～)
森澤　敏哉		(23. 9. 1 ～)
原田　英男		(24. 9.11 ～)
渡邉　洋一		(24. 9.11 ～)
田村　公一		(24. 7.13 ～)
磯貝　保		(23. 4. 1 ～)
大野　高志		(20. 8. 4 ～)
菊地　令		(21. 7.14 ～)
河南　健		(24. 8. 1 ～)
小倉　弘明		(22.10. 1 ～)
菅家　秀人		(24. 4. 1 ～)
森田　健児		(24. 9.11 ～)
富田　育稔		(20. 8. 4 ～)
高橋　孝雄		(23. 5.16 ～)

○ 経　営　局

局長	奥原　正明	奥原　正明　(23. 8. 2 ～)
総務課長	塩川　白良	浅川　京子　(24. 8. 1 ～)
調整室長	宍戸　裕一	宍戸　裕一　(21. 7.14 ～)
災害総合対策室長	真鍋　郁夫	中東　一　(25. 1. 1 ～)
経営政策課長	山口　英彰	平形　雄策　(24. 6.21 ～)
経営安定対策室長	福田　英明	福田　英明　(23. 9. 1 ～)
農地政策課長	渡邊　毅	渡邊　毅　(23. 9. 1 ～)
農地業務室長	溝口　重治	溝口　重治　(24. 4. 1 ～)
就農・女性課長	榊　浩行	榊　浩行　(23. 9. 1 ～)
経営体育成支援室長	澤岡　昌樹	澤岡　昌樹　(23. 9. 1 ～)
女性・高齢者活動推進室長	荻野　喜江	荻野　喜江　(23. 9. 1 ～)
協同組織課長	平形　雄策	山北　幸泰　(24. 6.21 ～)
経営・組織対策室長	山北　幸泰	小林　大樹　(24. 8. 1 ～)
金融調整課長	村井　正親	小島　吉量　(24.12.17～)
保険課長	坂本　修	志知　雄一　(24.12.28～)
保険数理室長	木村　治和	欠
保険監理官	志知　雄一	木村　治和　(24.12.28～)

○ 農村振興局

局長	實重　重実	實重　重実　(23. 8. 2 ～)
次長	林田　直樹	林田　直樹　(23. 8. 2 ～)
総務課長	鳩山　正仁	川合　靖洋　(24.12.17～)
農村政策部長	三浦　進	三浦　進　(21. 7.14 ～)
農村計画課長	光吉　一	光吉　一　(24. 4. 1 ～)
農村政策推進室長	野村　竜司	野村　竜司　(24. 4. 1 ～)
耕作放棄地活用推進室長	山内　勝彦	山内　勝彦　(23. 9. 1 ～)
中山間地域振興課長	米田　博次	米田　博次　(24. 4. 1 ～)
中山間整備推進室長	松村　孝典	松村　孝典　(24. 4. 1 ～)
都市農村交流課長	田中　秀明	田中　秀明　(23. 4. 1 ～)
都市農業室長	沖　和尚	沖　和尚　(23. 7. 8 ～)
農村環境課長	小平　均	小平　均　(24. 4. 1 ～)
農村環境対策室長	井上　仁	井上　仁　(23. 7. 1 ～)
参事官（兼農村振興局）	森丘　宏	欠
整備部長	齊藤　政満	小林　祐一　(24. 9.11 ～)
設計課長	田野井　雅彦	室本　隆司　(24. 9.11 ～)
計画調整室長	田中　龍太	佐藤　具揮　(24. 9.11 ～)
施工企画調整室長	鈴木　孝文	鈴木　孝文　(23. 7. 1 ～)
海外土地改良技術室長	藤原　信好	欠
土地改良企画課長	上大田　光成	上大田　光成　(22. 7.30 ～)
水資源課長	坂井　康宏	坂井　康宏　(23. 4. 1 ～)
農業用水対策室長	菖蒲　淳	宮﨑　敏行　(25. 2. 1 ～)
施設保全管理室長	印藤　久喜	印藤　久喜　(24. 4. 1 ～)
農地資源課長	瀧戸　淑章	瀧戸　淑章　(23. 7. 1 ～)
経営体育成基盤整備推進室長	坂　康之	坂　康之　(24. 4. 1 ～)
農地・水保全管理室長	佐藤　具揮	横井　績　(24. 9.11 ～)
防災課長	小林　浩史	小林　浩史　(23. 1.18 ～)
災害対策室長	渡辺　巧	渡辺　巧　(23. 7. 1 ～)
農村整備官	室本　隆司	田中　龍太　(24. 9.11 ～)

○技術会議

会長	三輪睿太郎	会長	三輪睿太郎 (19.10.11～)
事務局長	藤本　潔	事務局長	小林　裕幸 (24. 9.11～)
研究総務官	西郷　正道	研究総務官	西郷　正道 (23. 8. 2～)
研究総務官	松田　紀子	研究総務官	大島　宏志 (24. 8.10～)
総務課長	村上　堅治	総務課長	髙野　浩文 (24. 8. 1～)
調整室長	瀧澤　永佳	調整室長	瀧澤　永佳 (23. 1. 1～)
技術政策課長	松尾　元	技術政策課長	松尾　元 (24. 4. 1～)
技術安全室長	作田　竜一	技術安全室長	鈴木　富男 (24. 7. 1～)
研究推進課長	迫田　潔	研究推進課長	迫田　潔 (23. 4. 1～)
産学連携室長	島田　和彦	産学連携室長	島田　和彦 (23. 1. 1～)
国際研究課長	内川　昭彦	国際研究課長	内川　昭彦 (23. 1.17～)
研究開発官	中谷　誠	研究統括官	中谷　誠 (24. 4. 6～)
研究開発官	藤村　博志	研究開発官	藤村　博志 (23. 5.16～)
研究開発官	齋藤　伸郎	研究開発官	平野　統三 (24.12.17～)
研究調整官	竹中　重仁	研究調整官	竹中　重仁 (24. 4. 1～)
研究調整官（兼大臣官房 兼生産局）	中田　大介	研究調整官（兼大臣官房 兼生産局）	中田　大介 (23. 9. 1～)
研究調整官	松本　隆	研究調整官	松本　隆 (24. 4. 1～)
研究調整官	荒尾　知人	研究調整官	荒尾　知人 (23. 4. 1～)
研究調整官	吉岡　賢治	研究調整官	吉岡　賢治 (22. 7.30～)

○林野庁

長官	皆川　芳嗣	沼田　正俊	(24. 9.11～)
次長	沼田　正俊	篠田　幸昌	(24. 9.11～)
林政部長	末松　広行	末松　広行	(22. 7.30～)
林政課長	三浦　正充	山口　英彰	(24. 6.21～)
企画課長	安東　隆	佐藤　正	(24. 9.11～)
経営課長	松原　明紀	松原　明紀	(23. 2.17～)
林業労働対策室長	井出　光俊	井出　光俊	(23. 5.16～)
特用林産対策室長	吉村　洋	吉村　洋	(22. 8. 1～)
木材産業課長	渕上　和之	渕上　和之	(22. 7.30～)
木材利用課長	阿部　勲	阿部　勲	(23. 8. 1～)
木材貿易対策室長	柱本　修	柱本　修	(24. 4. 1～)
森林整備部長	古久保英嗣	古久保英嗣	(23. 8. 2～)
計画課長	本郷　浩二	本郷　浩二	(22. 7.30～)
施工企画調整室長	小島　孝文	小島　孝文	(24. 4. 1～)
森林総合利用・山村振興室長	八百屋市男	八百屋市男	(24. 4. 1～)
海外林業協力室長	上田　浩史	上田　浩史	(22. 7.30～)
整備課長	肥後　賢輔	肥後　賢輔	(22. 2. 1～)
造林間伐対策室長	今泉　裕治	今泉　裕治	(22. 7.30～)
治山課長	黒川　正美	黒川　正美	(23. 8. 2～)
山地災害対策室長	井上　晋	井上　晋	(23. 5.16～)
水源地治山対策室長	中西　誠	飯塚　淳	(24. 8. 1～)
研究・保全課長	出江　俊夫	徳丸　久衛	(24. 7. 1～)
技術開発推進室長	中村　道人	中村　道人	(24. 4. 1～)
森林保全推進室長	松本　寛喜	猪島　康浩	(24. 7. 4～)
森林保護対策室長	寺川　仁	寺川　仁	(24. 4. 1～)
国有林野部長	沖　修司	沖　修司	(23. 8. 2～)
管理課長	浅川　京子	百﨑　賢之	(24. 8. 1～)
監査室長	河野　晃	河野　晃	(23. 5.16～)
経営企画課長	鈴木　信哉	川端　省三	(24. 7. 4～)
情報管理室長	吉野　示右	吉野　示右	(22. 4. 1～)
業務課長	川端　省三	奥田　辰幸	(24. 7. 4～)
国有林野管理室長	河野　充	河野　充	(23. 5.16～)
国有林野総合利用推進室長	石澤　尚史	石澤　尚史	(24. 4. 1～)
職員・厚生課長	飛山　龍一	飛山　龍一	(23. 5.16～)
福利厚生室長	新島　俊哉	新島　俊哉	(23. 5.16～)

○ 森林管理局

北海道森林管理局長	津元　頼光	津元　頼光	(23. 8. 2 ～)
東北森林管理局長	矢部　三雄	矢部　三雄	(22. 7.30 ～)
関東森林管理局長	岡田　憲和	岡田　憲和	(24. 1. 1 ～)
中部森林管理局長	城土　裕	鈴木　信哉	(24. 7. 4 ～)
近畿中国森林管理局長	前川泰一郎	前川泰一郎	(24. 4. 1 ～)
四国森林管理局長	新木　雅之	新木　雅之	(23. 8.15 ～)
九州森林管理局長	平之山俊作	平之山俊作	(23. 8. 2 ～)

○ 水　産　庁

長官	佐藤　正典	本川　一善	(24. 9.11 ～)
次長	宮原　正典	宮原　正典	(23. 1.11 ～)
漁政部長	柄澤　彰	柄澤　彰	(22. 4. 1 ～)
漁政課長	橋本　次郎	橋本　次郎	(24. 1. 1 ～)
船舶管理室長	佐々木省裕	佐々木省裕	(24. 4. 1 ～)
企画課長	新井ゆたか	新井ゆたか	(24. 1. 1 ～)
水産業体質強化推進室長	保科　正樹	提坂　猛	(24. 7. 4 ～)
水産経営課長	植村　悌明	齋藤　伸郎	(24.12.17～)
指導室長	立石　正人	立石　正人	(23. 4. 1 ～)
加工流通課長	山口　琢磨	山口　琢磨	(23. 8. 1 ～)
水産物貿易対策室長	伊佐　広己	伊佐　広己	(21. 7. 1 ～)
漁業保険管理官	長畠大四郎	長畠大四郎	(24. 4. 1 ～)
参事官	森下　丈二	森下　丈二	(23. 7.16 ～)
資源管理部長	髙島　泉	須藤　徳之	(24. 9.11 ～)
審議官	香川　謙二	長谷　成人	(24.10. 1 ～)
管理課長	丹羽　行	熊谷　徹	(24. 7. 4 ～)
資源管理推進室長	熊谷　徹	保科　正樹	(24. 7. 4 ～)
指導監督室長	黒萩　真悟	黒萩　真悟	(23. 7.16 ～)
漁業調整課長	長谷　成人	内海　和彦	(24. 7. 4 ～)
沿岸・遊漁室長	岡野　博文	岡野　博文	(24. 4. 1 ～)
国際課長	漆原　勝彦	漆原　勝彦	(23. 8. 2 ～)
海外漁業協力室長	平石　一夫	平石　一夫	(21. 9. 1 ～)
参事官	勝山　潔志	勝山　潔志	(23. 7.16 ～)
増殖推進部長	木實谷浩史	香川　謙二	(24.10. 1 ～)
研究指導課長	武井　篤	遠藤　久	(24. 7. 4 ～)
海洋技術室長	木島　利通	福田　安男	(24. 7. 4 ～)
漁場資源課長	内海　和彦	中津　達也	(24.10. 1 ～)
生態系保全室長	遠藤　久	太田　愼吾	(24. 7. 4 ～)
栽培養殖課長	前　章裕	前　章裕	(23. 7.16 ～)
参事官	中山　一郎	中山　一郎	(23. 4. 1 ～)
漁港漁場整備部長	橋本　牧	橋本　牧	(19. 4. 1 ～)
計画課長	宇賀神義宣	宇賀神義宣	(21. 4. 1 ～)
整備課長	髙吉　晋吾	髙吉　晋吾	(21. 4. 1 ～)
防災漁村課長	本田　直久	本田　直久	(21. 4. 1 ～)
水産施設災害対策室長	岡　貞行	吉塚　靖浩	(24.10. 1 ～)
国際顧問（水産）	後藤　暁	後藤　暁	(14. 9.16 ～)

○ 地方農政局

東北農政局長	佐藤　憲雄	五十嵐太乙	(24. 9.11 ～)
関東農政局長	宮坂　亘	佐藤　和彦	(24. 6.21 ～)
北陸農政局長	髙嶺　彰	齊藤　政満	(24. 9.11 ～)
東海農政局長	森　多可志	森　多可志	(23.10. 1 ～)
近畿農政局長	小栗　邦夫	小栗　邦夫	(23. 8. 2 ～)
中国四国農政局長	國弘　実	國弘　実	(23. 4. 1 ～)
九州農政局長	吉村　馨	吉村　馨	(23. 8. 2 ～)

農林水産省組織図

平成24年度

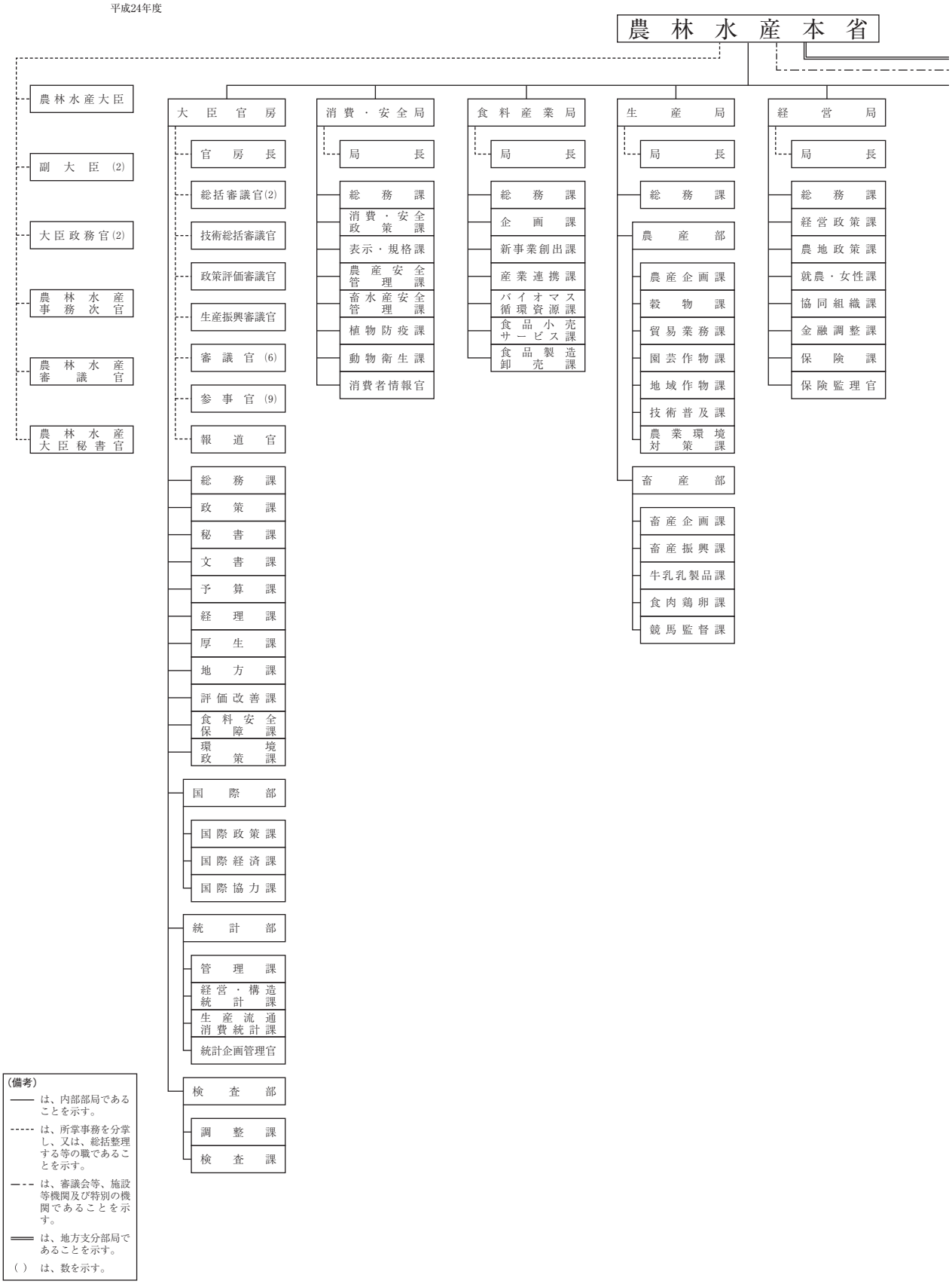

（備考）

—— は、内部部局であることを示す。

----- は、所掌事務を分掌し、又は、総括整理する等の職であることを示す。

—-- は、審議会等、施設等機関及び特別の機関であることを示す。

═══ は、地方支分部局であることを示す。

（ ） は、数を示す。

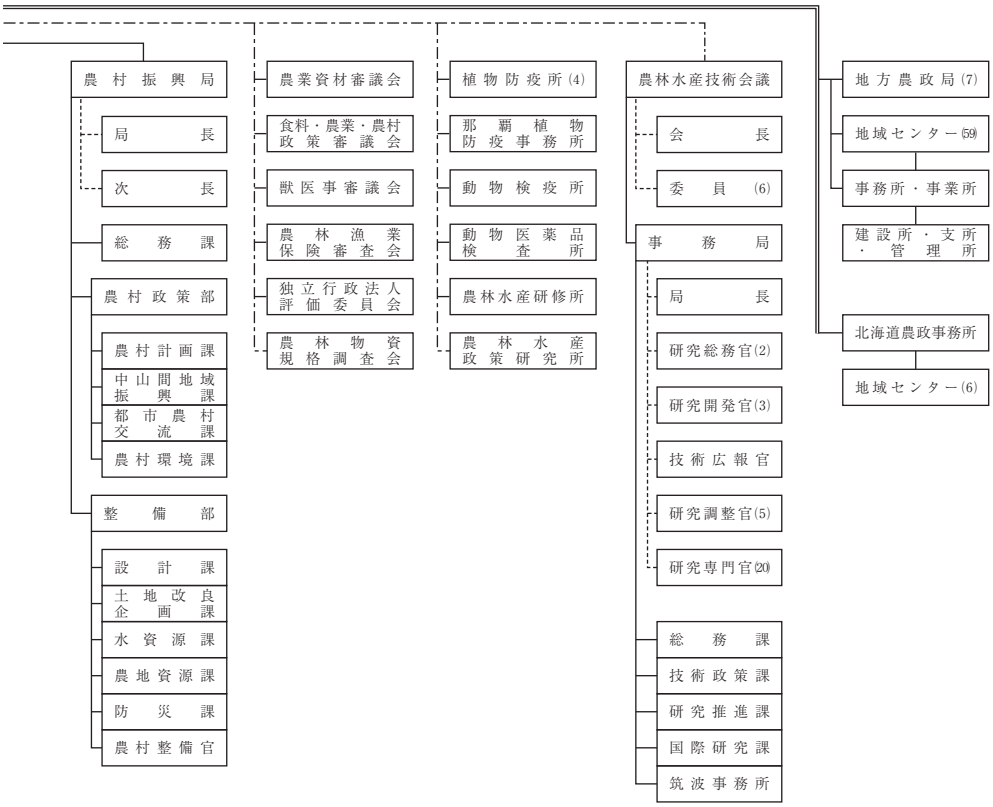
農村振興局
局長
次長
総務課
農村政策部
農村計画課
中山間地域振興課
都市農村交流課
農村環境課
整備部
設計課
土地改良企画課
水資源課
農地資源課
防災課
農村整備官
農業資材審議会
食料・農業・農村政策審議会
獣医事審議会
農林漁業保険審査会
独立行政法人評価委員会
農林物資規格調査会
植物防疫所(4)
那覇植物防疫事務所
動物検疫所
動物医薬品検査所
農林水産研修所
農林水産政策研究所
農林水産技術会議
会長
委員(6)
事務局
局長
研究総務官(2)
研究開発官(3)
技術広報官
研究調整官(5)
研究専門官(20)
総務課
技術政策課
研究推進課
国際研究課
筑波事務所
地方農政局(7)
地域センター(59)
事務所・事業所
建設所・支所・管理所
北海道農政事務所
地域センター(6)

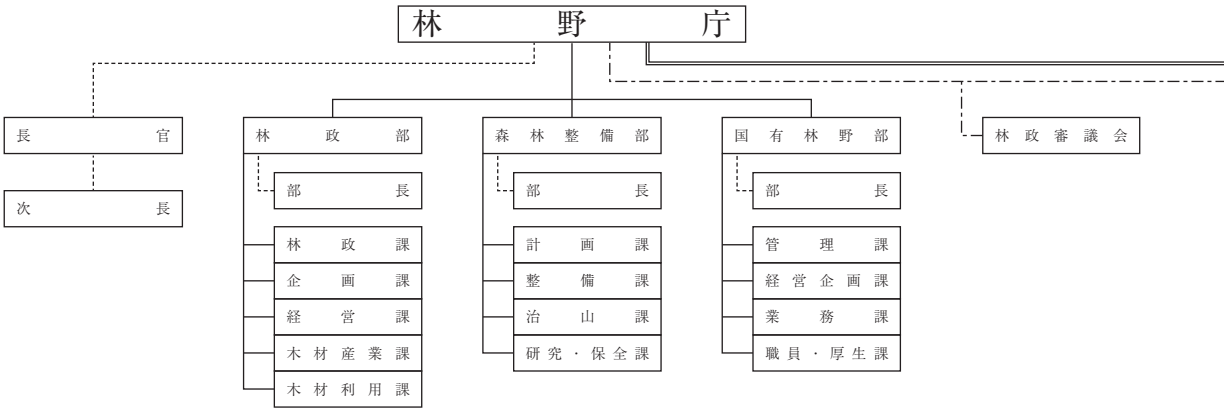
林野庁
長官
次長
林政部
部長
林政課
企画課
経営課
木材産業課
木材利用課
森林整備部
部長
計画課
整備課
治山課
研究・保全課
国有林野部
部長
管理課
経営企画課
業務課
職員・厚生課
林政審議会

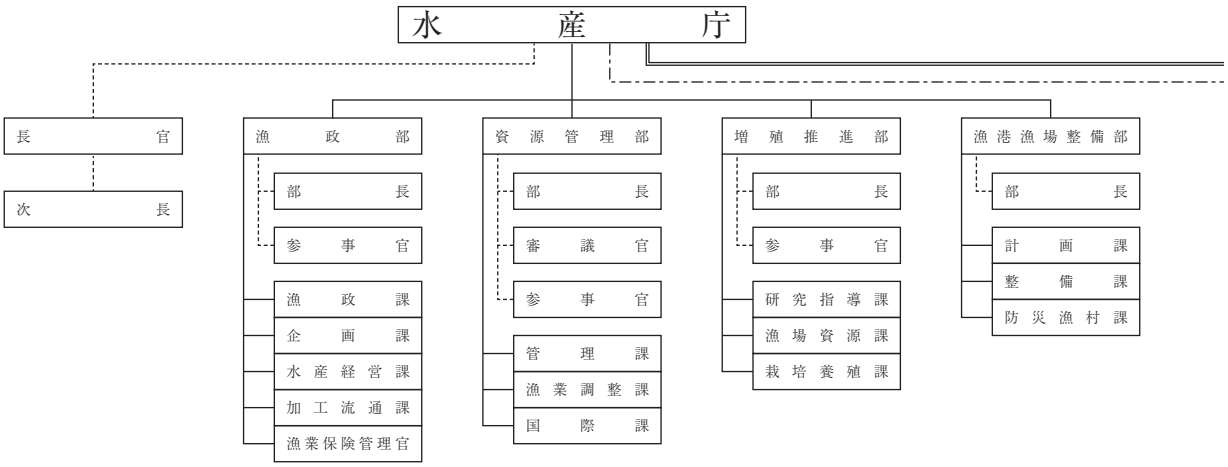
水産庁
長官
次長
漁政部
部長
参事官
漁政課
企画課
水産経営課
加工流通課
漁業保険管理官
資源管理部
部長
審議官
参事官
管理課
漁業調整課
国際課
増殖推進部
部長
参事官
研究指導課
漁場資源課
栽培養殖課
漁港漁場整備部
部長
計画課
整備課
防災漁村課

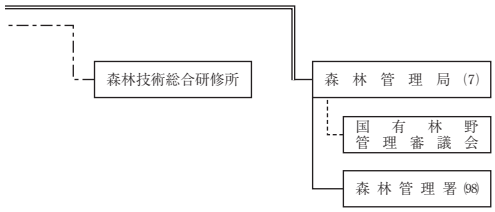
森林技術総合研修所
森林管理局(7)
国有林野管理審議会
森林管理署(98)

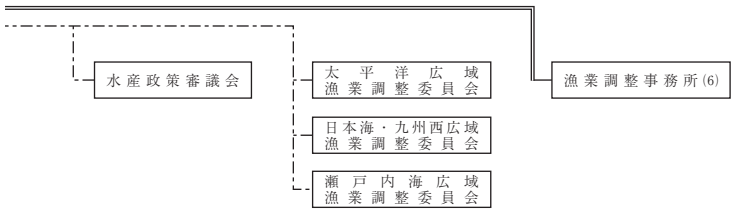
水産政策審議会
太平洋広域漁業調整委員会
日本海・九州西広域漁業調整委員会
瀬戸内海広域漁業調整委員会
漁業調整事務所(6)

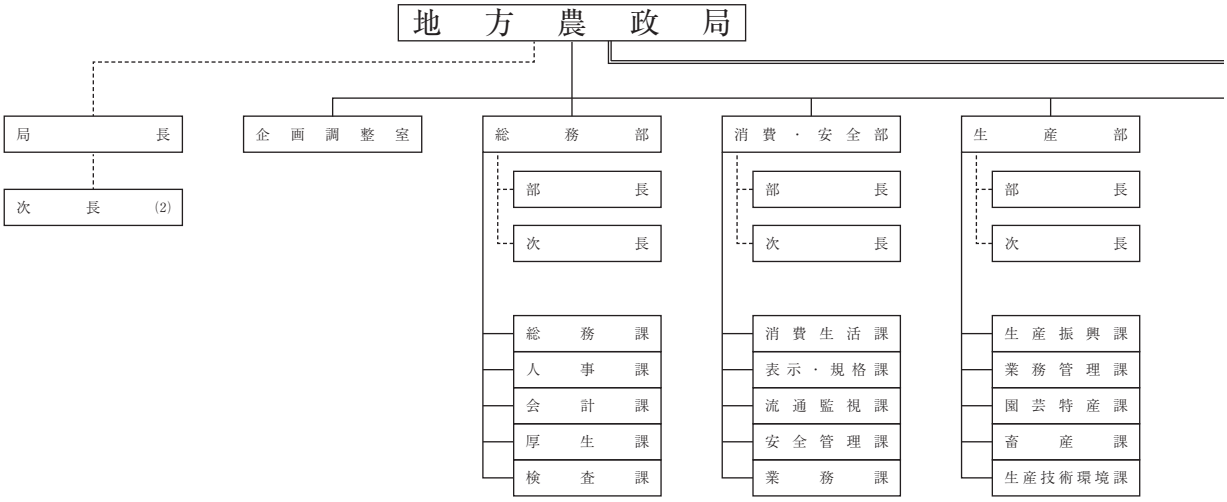

注：整備部次長は九州にあっては２人設置

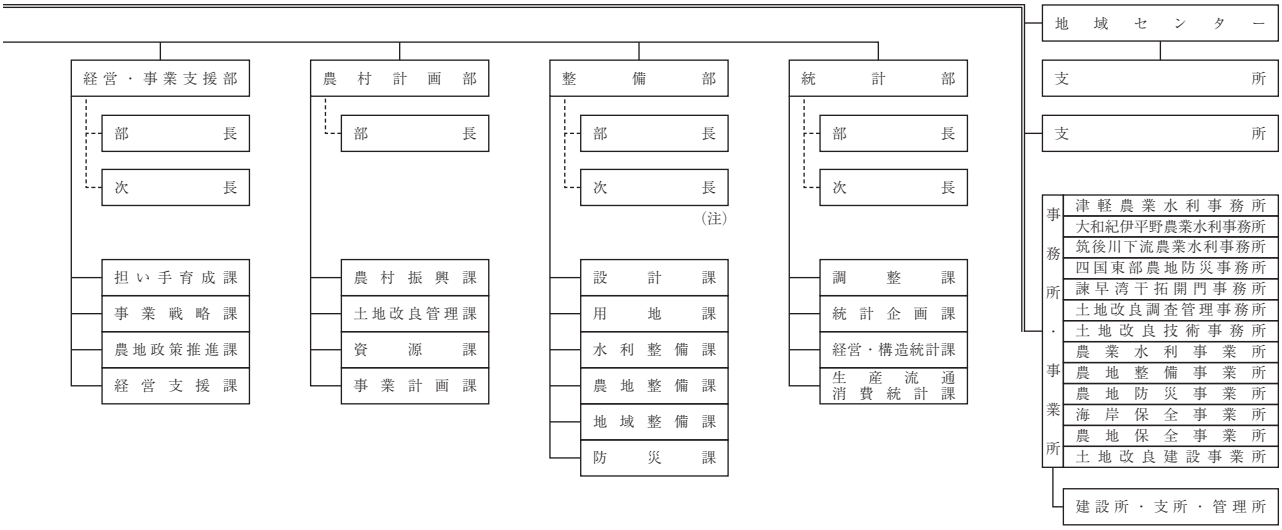
経営・事業支援部
部長
次長
担い手育成課
事業戦略課
農地政策推進課
経営支援課
農村計画部
部長
農村振興課
土地改良管理課
資源課
事業計画課
整備部
部長
次長
(注)
設計課
用地課
水利整備課
農地整備課
地域整備課
防災課
統計部
部長
次長
調整課
統計企画課
経営・構造統計課
生産流通
消費統計課
地域センター
支所
支所
事務所・事業所
津軽農業水利事務所
大和紀伊平野農業水利事務所
筑後川下流農業水利事務所
四国東部農地防災事務所
諫早湾干拓開門事務所
土地改良調査管理事務所
土地改良技術事務所
農業水利事業所
農地整備事業所
農地防災事業所
海岸保全事業所
農地保全事業所
土地改良建設事業所
建設所・支所・管理所

平成24年度

農林水産省年報

平成26年3月発行

編集　農林水産省大臣官房総務課広報室

〒100－8950　東京都千代田区霞が関1の2の1

電話　03－3502－8111

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。